文學博士 村上專精
文學博士 辻善之助
文學博士 鷲尾順敬
共編

續篇 上卷

明治維新 神佛分離史料

株式會社 東方書院

# 明治維新神佛分離史料　續編巻上

## 目次

## 挿入圖版目錄



目次（終）

# 明治維新神佛分離史料 續編卷上

村上專精
辻善之助
鷲尾順敬 共編

## 京都感神院祇園社改称の件

〔太政類典〕第一編第百廿三卷 教法 神社二

元年五月晦日

東山感神院祇園社ヲ八坂神社ト改稱、

布告

東山八坂鄕ニ有之候感神院祇園社、今度八坂神社ト稱號相改候條被仰出候事、官

# 京都妙顯寺境內慶中稻荷社處分の件

〔太政類典〕第一編第百廿五卷　教法　神社四

三年十二月

妙顯寺境內慶中稻荷社處分、

　清閑寺盛房願　留守官宛

別紙ノ通、執奏自妙顯寺出願候間、差出候、何卒此段宜御沙汰奉願上候、以上、三年十一月十五日

　鎮守社守妙顯寺役者　願　清閑寺宛

一去ル寅年、從禁裏御所御建立ニ相成候慶中稻荷御鎮守御神供米ノ儀、當山ヘ御鎮座ノ砌ヨリ、壹ヶ年玄米五石宛被爲下置候ヲ以、年々正五九月、三ヶノ御祈禱幷御祭等相勤來候處、御一新後、於二條城、去ル辰年三月廿日被爲御召出、左之通ニ御座候、

　御神供米五石　卯年分

　但、其節ノ相場ヲ以金拾五兩也、

右ハ三井八郎右衞門ノ手形ニテ、慥ニ拜受仕候事、

右ノ通御下渡ニ相成、難有仕合ニ奉存候、然ル處、其後辰巳兩年分未拜領モ不仕候ヘ共、乍恐御多端ノ折柄、差控罷在候、然共御鎭守三ヶノ御祈禱ハ不申及、御祭等ニ至迄、無怠慢之、相勤來候、右ニ就、御神供幷ニ讀經施物等ノ諸賄ハ、右御沙汰被爲在候迄、信者トモヨリ爲取替相勤居候處、當節ニ及、世上甚不融通ニ付、萬事相逼リ、信者共殆相困居候間、不顧恐奉願上候處ニ御座候、何卒御憐愍ヲ以、今般三ヶ年分御下渡被爲成下候ヘハ、難有仕合冥加主（至）極ニ奉存候、仍テ此段宜敷御沙汰伏テ奉願上候、以上、三年十一月日欠、

京都府伺 留守官宛

妙顯寺中ニ勸請有之候慶中稻荷社ノ儀ニ付、處置振御問合致承知候、右ハ當時取調中ニテ、孰レトモ及沙汰無之候、就テハ今般御問合ニ付、尚取調候處、右社ハ御先帝御在位ノ頃、御所表ヨリ御勸請ノ由、妙顯寺ヨリ差出候別紙書面之通有之候、然ル處、同寺ハ、社頭別當寺ニモ無之上ハ、右社ヲ以テ復飾モ難爲致筋ニ候、最無緣ノ鎭守社ニ候ヘハ、社ハ破却ノ上、神躰而已孰レノ社ヘ乎爲致合併候トモ、敢テ差支ハ無之候ヘハ、前書ノ通リ、御勸請社ノ儀ニ付、杜撰ノ取扱モ難相成、又ハ外場所ヘ

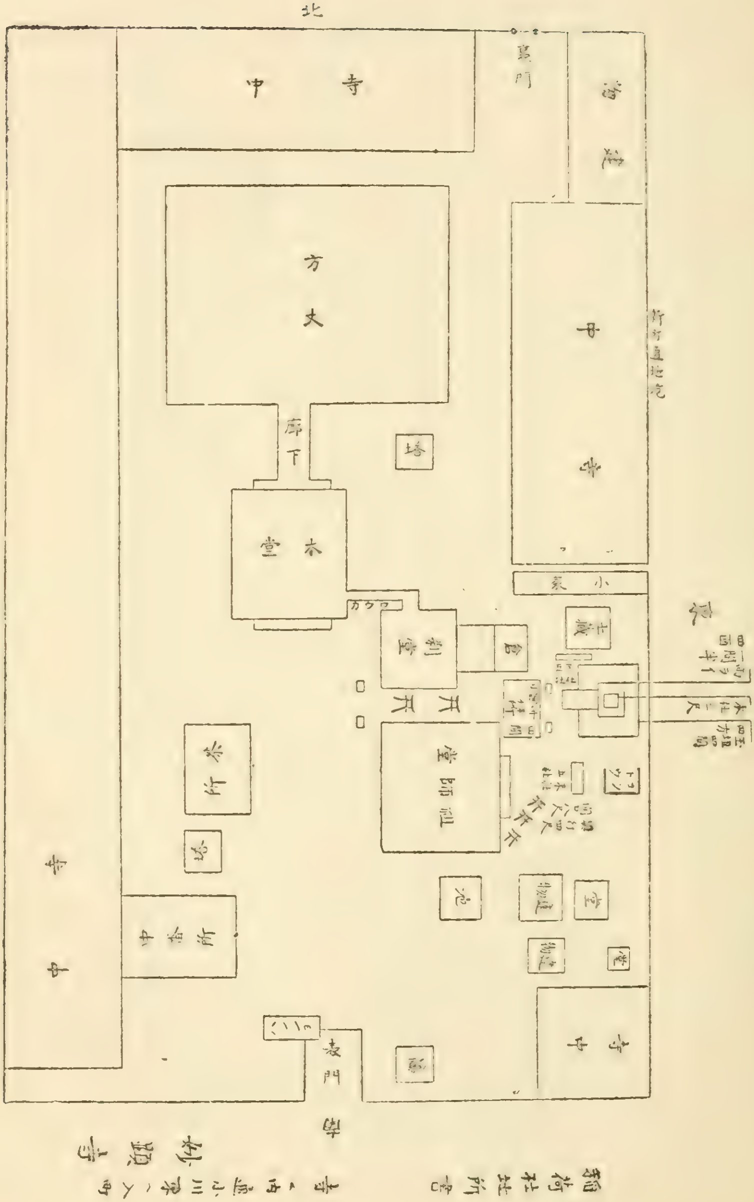
可引移地所モ無之、且寺境内板圍ヒヲ設ケ候テ、區別モ難相立場所ニ付、此姿ニテハ礑ト處置方差支申候、殊ニ兼テ御布告モ有之候神佛混淆御廢止ノ御趣意ニ相悖リ、不可然候間、右鎭守社斷然朝廷ヘ御引上ケ、確乎タル神社ノ地ヘ、御勸請相成候ト乎、何分宜ヲ得候樣致度、因テ妙顯寺差出候書付幷繪圖面トモ相添、右之趣御答旁相伺候、可然御指揮有之度候、此段申進候也、三年十一月廿日

妙顯寺役者屆京都府宛

一當寺境内鎭座慶中社ノ儀ハ、御先帝ノ御時、五ケ年前慶應二年寅三月頃、御傳奏從野宮家、法華ノ於道場、御勸請ノ儀不苦哉歟御尋ニ付、不苦候旨申上候處、然ハ鎭座可致トノ事ニテ、御下金等有之、只今之地ニ造營仕、同四月廿八日御遷宮ノ式相調、其節傳奏幷修理職御方ヨリモ、以御使御參詣有之候次節(第カ)ニテ、是迄御鎭座中來候儀ニ御座候、以上、三年十一月十八日

境内地圖面

京都妙顯寺境内慶中稲荷社處分の件




五

慶中稻荷大明神建立地所、右圖面之通ニ御坐候、區別ノ儀ハ御沙汰無御座候故先々之儘在來仕候、以上、

妙顯寺役者

明治三庚午年十一月十八日　久成院印

京都

御役所

留守官上申辨官宛

妙顯寺中ニ慶應年中ニ勸請有之候慶中稻荷社處置振ノ事ニ付、京都府へ相尋置候處、別紙書面見込ヲ以申來候通リ、神佛判然ノ御趣旨ニモ相悖リ、當節柄御處分可有之筈ト被存候ニ付、最初御內議（儀）ヨリ被仰出候由ニモ承及候ニ付、宮內省へ及往復候處、是又別紙ノ通異存無之旨申越候、依之書類御廻シ申入置候、可然御裁判御處置希入候也、三年十二月三日

宮內省打合留守官宛

妙顯寺ニ勸請有之候慶中稻荷社ノ儀ニ付、京都府ヨリ處置振ノ別紙御廻シ、御打合ノ趣致承知候、右ハ同府處置振ノ通リニテ、聊無異議存候、仍テ此段御答申入候也、三

年十一月廿五日

追テ御廻シノ別紙及返却候也、

留守官ヘ回達辨官

妙顯寺中慶中社ノ儀、別紙ノ通リ御附紙相成候間、御廻シ申入候也、三年十二月十四日

○附紙欠、

# 京都府下眞蓮菴長福寺等廢止伺

〔太政類典〕第一編第百三十四卷 教法 寺院三

京都府伺辨官宛

當地愛宕郡幡枝村眞蓮庵ノ儀、廢止致度段ハ、八坂新地山口半兵衞ヨリ、持主ノ廉ヲ以、別紙ノ通リ、願出候處、右地所ハ年貢地ニシテ、無祿無檀ノ小庵ニテ、當府ニ於テ差支ノ筋モ無之候ニ付、聞屆可申ト存候、然ルニ、右廢寺ノ儀ハ、兼テ御達モ有之候ヘ共、右ハ上ヨリ處スルト、下ヨリ願フトノ差等可有之乎ト相考ヘ候、依テ、以來ハ、上ヨリ合併或ハ廢寺等致處置候分ハ、必ラス詳細ノ見込書ヲ以テ相伺候上取計、下ヨリ願

出候分ハ、當府ニ於テ差支無之候ハヽ、聞屆候後、申進置候樣取計候ハヽ、至當乎ト存候、此段相伺候也、四年四月九日京都

（朱書）「書面眞蓮庵廢絕ノ儀、被聞屆候條、都テ寺院廢合ノ儀ハ、御布告ノ通伺ノ上可取計事、」

乍恐奉願上候

是迄城州愛宕郡幡枝村ニ有之候無本寺眞蓮庵ノ儀ハ、從來私方持庵ニテ御座候處、五ヶ年以前破壞ニ及ヒ、取片付置候ヘ共、無祿無檀ニテ、差當リ修覆等モ難出來候故、以來右寺號相廢止度存候ニ付、何卒此段御聞濟被成下候樣、偏ニ奉願上候、以上、

下京三十三番組
八坂新地富永町
山口半兵衞

明治四年四月九日

年寄　皆川定七

京都御役所

京都府伺辨官宛

當府下城州相樂郡菱田村其外村々ヨリ、長福寺始外三ヶ寺共、寺號廢止ノ儀、別紙ノ

通願出候付、取調候處、何レモ眞言宗無本寺ニテ、無祿無檀無住年貢地ニ有之、然ル處、年々貢米ヲ始諸入費等相懸リ、於村方迷惑ノ趣ハ、無相違相聞ヘ、尤右寺々ノ佛像ハ外寺院ヘ安置相頼可申旨申立、故障ノ筋更ニ相聞ヘ不申候間、廢寺願ノ通聞屆、以來年貢等跡引受ノ者ヨリ上納、不都合ノ儀無之樣、尙於村方モ、篤ト可致示合置候段可申渡哉、依テ差出候願書、夫々相添此段相伺候也、四年四月廿七日　京都

乍恐奉願上口上書

相樂郡菱田村

長　福　寺

一觀音菩薩木像

一弘法大師木像

一屋敷畑四畝拾貳歩　　高五斗七升六合

右ハ眞言宗ト唱、無本山無檀無住ニ御座候、開起(基)ノ儀ハ相分リ不申候、中古天保年中ニ再建、其頃氏神社守僧罷在候儀モ御座候得共、其以來聢ト住居ノモノモ無御座、村方ニテ前條御上納勿論、修覆等ノ折々入費有之、迷惑仕候折柄、今般寺名明細御取調ニ付、寺號御廢止ノ儀奉願上候、就テハ今般庄屋中野(尾カ)利助ヘ讓受ニ示談仕候、然ル上

ハ同人ヨリ御年貢向其外引受、村中相助リ候間、乍恐此段奉願上候、何卒右ノ願ノ通
御聞屆ケ被成下候ヘハ、難有仕合奉存候、以上、

相樂郡菱田村
庄屋　中尾利助
年寄　豐田嘉兵衛
勸農掛リ　中野太三郎

四月十二日

京都御政府

乍恐奉願口上書

一當村眞言宗西福院ノ儀ハ、無本山無住無檀ニ御座候、右濫觴ハ享保年中同村山本
善右衛門並菅井村松元伊右衛門等申兩人ニテ建立、寺號相設ケ、住居罷在、其後彼是
讓リ受續罷在候得共、從素御年貢地ニ御座候ヘハ、上納向ヲ始、修覆等ノ手數モ有之、
村方ノ入財等不少迷惑有之折柄、此度寺號御廢止ノ程奉願上度、右建物ノ儀ハ、向後
同村森元忠兵衛等申者、幼童ノ者ヘ手習讀書敎授所ニ取建仕度、此段奉願上候、何卒
御仁惠ヲ以、右願ノ通寺號御廢止御聞屆被成下候ヘハ、如何計難有仕合奉存候、以上、

相樂郡內村

庄屋　松井庄兵衛
年寄　島河（マヽ）河久左衛門
同　松浦喜兵衛
勸農掛リ　森元茂三郎

京都御政府

乍恐口上覺

一本尊延（命カ）明地藏尊　木像
一不動明王　木像
一藥師如來　木像
一弘法大師　木像
一反別壹畝拾貳歩　御高壹斗三升五合九勺

右ノ通安置反別ニ御座候、以上、

相樂郡柘榴村

四月　中谷孫次郎
中井庄右衛門

中井五三郎

京都御政府

乍恐奉願口上書

一當村見性寺ノ儀ハ、眞言宗無住無祿無檀ニ御座候、開起(基)ノ儀ハ何ノ頃共取調候へ共、相分リ不申、勿論建立仕候者モ相知レ不申候ニテ、其頃ヨリ年々御上納其餘修覆萬端村並ニ御座候故、甚村方難澁仕罷居候間、向後右寺ノ儀ハ、御廢止ノ(脫アラン)願上候、右建物ノ儀ハ、此度幸ヒ當村醫師中井勇進ト申者、借住居仕度候段、村役人へ賴出罷居候ニ付テハ、同人借用、御上納ハ不及申、萬端同人ヨリ可仕樣申談候間、恐多御願ニ御座候へ共、右寺號何卒御廢止御聞屆被成下候ハヽ、一同難有仕合ニ奉存候、以上、

相樂郡柘榴村

庄屋　中谷孫次郎

年寄　中井庄右衛門

同　中村(井カ)五三郎

京都御政府

京都府へ廻答辨官

別紙御付紙濟ニ付、則相廻候也、五月廿三日

## 山城淀藩廢寺伺

〔太政類典〕第一編第百三十四卷　教法　寺院三

淀藩伺辨官宛

當藩支配地ノ內、貧寺ニテ平常屋宇修理等及兼候向ハ疊置、無住ハ廢寺仕、最何モ墓地ハ其儘殘置、取潰候跡地ハ開墾仕度候、不苦儀ニ御座候哉、此段奉伺候、以上、三年七月八日淀藩

〔朱書〕伺之通不苦候事、

## 石清水社務復飾願

〔太政類典〕第一編第百廿三卷　教法　神社二

元年三月十二日伏見家記四月廿九日ニ係ル、

石清水宇佐筥崎八幡大菩薩ノ稱號ヲ止メ、八幡大神ト稱ス、

布告

此度御一新ニ付、石清水宇佐筥崎等ハ、八幡大菩薩ノ稱號被爲止、八幡大神ト奉稱候樣被仰出候事、增官

---

元年五月三日

石清水八幡大神魚味奉供

布告

石清水八幡大神

右大菩薩號被止候ニ付、魚味奉供旨被仰出候事、官

石清水田中有年稟請 神祇事務局宛

口上覺

此度(大)太政御一新ニ付、以來大菩薩之稱號被爲止、八幡大神ト奉稱候樣、奉蒙仰奉畏候、右ニ付テハ、御神號夫々取計方等ハ可奉窺儀ニ候得共、即今禁裏御所御師職御祈向ハ勿論、一社差圖向ニモ、法躰ニテハ差支候義モ御座候間、何卒私復飾之儀、御

聞濟被成下候樣奉願上候、尤同仲ケ間祠官ヨリモ、可奉願上候得共、此段(別)譯テ御願奉申上候、以上、四月廿八日

批紙

復飾願之通被仰付候、其社限ニテ、其身官位相定リ候迄ハ、祭服着用神事勤仕可有之候事、男山八幡宮記

口上覺

此度大政御一新ニ付、既於當宮モ、八幡大菩薩ノ稱號被爲止、八幡大神ト奉稱候樣被仰出、御布告之趣敬承仕候、右ニ付テハ、私共祖先以來、法躰ニテ勤仕罷在候得共、右御一新御場合、取計方一社下知差圖向、法躰ニテハ差支候儀モ御座候間、既同列田中卽今復飾ノ儀願之通被仰出候間、何卒私共兩家東竹共同樣復飾被仰付被下候樣奉願候、以上、閏四月二日

同(マヽ) 東竹篠清

同 善法寺弘清

石清水社務
　　新善法寺澄清

　　神祇事務局

批紙

復飾之儀、願之通被仰付候間、神用之節ハ祭服着用可致事、男山八幡宮記

達

今般社務當職進退之事、當戊辰年ハ田中有年、來己巳年ハ南武胤、庚午年ハ善法寺纓清、再田中、南、善法寺、永世右之次第ヲ以、一ヶ年替、毎年十二月晦日限交代之事、
但、十四歲以下之者ハ相除、

右之通三家申合、此度一和治定ノ上、願之通被仰付候事、

戊辰五月　　　　神祇官男山八幡宮記

○復古記云、本條日ヲ失ス、按スルニ南氏ハ新善法寺ニシテ、武胤、纓清ハ澄清、弘清ノ改名ニ係ル、又東竹氏ハ善法寺ノ支族ニシテ、新家タルヲ以テ、之ヲ除キシモノナルベシ、

# 石清水神官歎願書

〔神社諸願伺届〕○内閣文庫所藏

一今般

御一新ニ付而者、當月朔日

御稱號

八幡大神ト被　仰出候而、佛財等撤却之儀、伺之上可取計旨、被

仰出候ニ付、此儀私共職掌ニ御座候事故、夫々取調之上奉伺上候心得ニ御座候處、

田中坊、新善法寺、善法寺、東竹四人之者復飾勤仕、願之通被

仰付候趣ヲ申、是迄入殿不致身分之御殿司松本坊ト、內々申合セ、自儘ニ押テ入殿

仕、佛具佛財等撤却仕候ニ付、右四人之者ニ委細相尋候處、御下知之由返答致候、且

御殿司松本坊ト、四人之者共申合、是迄入殿仕來候私ともヲ差除キ、一言之應接も

無ク、一昨夜右之取計致候由、昨朝承知仕候樣之次第ニテ、實々私とも職掌雖相立、

此上如何相成候哉ト、途方ニクレ、嘆ケ敷次第、何卒乍恐　御憐察被成下、是迄神勤

仕候神宮(官)共之黨(廉)相立候樣、偏ニ奉願上候、以上、

慶應四辰年
後四月五日

石清水神宮（官）
紀　安藝守
豐宜華押
紀　大隅守
光陽華押
紀　上野介
清從華押

## 大山崎離宮八幡宮魚味奉供幷制札處分

〔太政類典〕第一編第百廿五卷　教法　神社四

元年十一月

大山崎離宮八幡宮魚味奉供及制札等處分

京都府伺辨事宛

大山崎八幡宮社務ヨリ、別紙願書差出候ニ付、願ノ通リ承屆、最制札ノ儀ハ、文面相

改候テ相渡可申ト存候、此旨一應及御談候事。（元年十月十三日 京都此末不詳）

謹口上書

當社大山崎八幡宮御神領ノ儀ハ、從往古守護不入殺生禁斷之所ニ御座候、然ル處、今般神佛混淆ノ社ハ可相改ノ御布令被仰渡候ニ付、元來八幡宮兩部神道ノ御宮ニ御座候而、御命ノ通彼是相改、式日奉獻御膳部ニハ魚類獻備仕候樣相改申候、就夫、殺生禁斷ノ儀モ、全佛法ノ所置ト奉存、去六月明細書取ヲ以、神祇御官ヘ奉伺候處、未何ノ御沙汰モ無御座候ニ付、又候奉伺候處、當御府ヘ可奉伺樣被仰渡奉畏、依之右殺生禁斷如何可仕哉奉伺候、宜御沙汰奉願候、

一八幡宮境内御制札、是迄ノ通御下ケ被下度奉願上候、則書面之寫、左ニ認、奉入御高覽候、

禁制　　大山崎離宮八幡宮境内

一伐採山林竹木刈取下草事

附放飼牛馬事

一殺生事

一參詣之輩致狼藉幷喧嘩口論事

右之條々、任先例堅禁止之訖、若於有違犯之輩者、速可被處嚴科者也、仍而下知如件、

元治元子年十一月　　越中守源朝臣在判

右兩條共神祇御官へ奉伺候處、右ノ御沙汰ニ付、相改御伺、且御願奉申上候、以上、

大山崎八幡宮社務

明治元辰年十一月十日　　津田圖書印

京都御府御役所

神祇官掛合辨事宛

別紙　　貳通

右御廻シ中入候間御見込モ有之候ハヾ、附紙ニテ御答可有之候也、元年十一月十四日

當官直支配之宮社へハ、左ノ通制札相渡申候、

一境内竹木きりとる事あるまし

一牛馬猥りにいるゝ事あるまし

一遊獵致す事あるまし

右堅可相心得者也、

右御見合迄ニ申入候也、

## 京都府下八幡辯才天祇園社改稱の件

〔太政類典〕第一編第百廿五卷　教法　神社四

四年六月九日

京都府下八幡料手町（辨下同ジ）辯才天祇園兩社改稱不都合ニ付再議セシム、

京都府上中辨官宛

當府管下八幡料手町八幡社神主ヨリ、辨才天祇園兩社佛號ニ付、稱號相改度段、別紙ノ通願出候付、御廻シ申候、可然御指揮有之度、此段申進候也、五月八日 辛未京都

（朱書）「不都合ノ改稱ニ候條、地名又ハ相應ノ社號可伺出事、六月九日」

奉伺口上覺

一八幡元神宮寺大乘院、去々辰歲復飾被仰付、其後神祇御官ヨリ、八幡社神主ニテ御許狀被爲御下ケ置候處、當末社ノ内ニ、辨才天社祇園社共御座候テ、是迄舊政

御覆所ニ御座候ヘ共、右ハ佛號哉ニ奉存候間、辨才天社ハ以來惠財明神カ、亦ハ惠寶宇賀神哉ニ相改度、祇園社ハ素盞（戔）鳥神社ト相改度、此段御伺奉申上候、右宜敷御沙汰被成下候ハヽ難有奉存候、以上、

八幡元神宮寺大乘院復飾後
八幡社神主相續人
大乘齊吉
右後見實父
仲村源之尉

明治四辛未年五月三日

京都
御役所

# 東大寺八幡宮分離の件

〔神社諸願伺屆〕○内閣文庫所藏

奉願上候口上覺

一當社八幡宮由緒者、別紙ニ認奉差上候通、天平勝寶元年向京との神託ニ而、以
叡慮、豐前國
宇佐宮ヨリ御鎭坐被爲在候條、續日本紀類聚國史等分明、是則
宇佐之神祠を他ニ奉遷之最初也、
其後東大寺に入御ニ而、
朝庭(廷下同ジ)御代々御崇敬被爲在、天文八年迄、神祭之節、
勅使御參向、
宣命使官幣使威儀馬等被下候處、度々之兵亂ニ而終ニ中絶仕候、尤當社者、素々
朝庭ヨリ別段
御信仰之社ニ御坐候處、天文已後ハ、神領等も相失ひ、殊ニ神佛混雜、東大寺之指揮を
受候樣成行、誠以神主始、積年之苦心難堪候得共、一寺之多勢不得止、被覆來候處、今般

神祇官ヘ御附屬被　仰出、諸祭奠御囘復、舊弊御一新之御時ニ候ハヽ、佛垢之舊習を淸き、向後社寺格別之神威相立候樣被　仰出度奉願上候、右之次第恐乍　被爲
聞召分、
寶祚御長久、天下泰平之御爲、速ニ奉蒙
勅許之　御沙汰度、伏而奉願上候、以上、

慶應四年　　　南都八幡宮神主
後四月四日　　　上司安藝守印
辨事傳達
御役所

（指令）
閏四ノ十二日
神佛混淆之儀者、　御廢止ニ相成候事故、其社頭儀、自今以後東大寺ニ關係ハ無之候間、此段相心得可申候事、

南都八幡宮由緒荒增

神主　上司安藝守

一天平勝寶元年、從豐前國宇佐宮、奈良奉遷梨原宮續日本紀類聚國史等分明、
一同二年東大寺入御、神社記分明、
一天文八年　宣命、今ニ神庫ニ納メ御坐候、
但天文八年迄、
勅祭　被爲在、其後中絕、寬政五年神輿渡御再興、今ニ連綿仕候、祭禮當日ハ九月三日定日ニ御坐候得共、往古
勅祭之節ハ、九月十三日又ハ十一月三日被行候義も有之、舊記分明ニ御坐候、猶亦御馬等も被下候事、
一陪從神樂
右往古ゟ神祭、且臨時等明應年迄被爲行候事、
神輿入洛分
一康和四年　　一弘安二年

一永仁二年　一延慶二年
一正和二年、五年　一文保三年
一元應二年　一康永二年
一貞和二年、三年　一延文元年
右神輿入洛之度々、公事節會音樂等ヲ被爲止、氏卿相御謹、且神輿御歸坐(座)之節ハ、氏卿相供奉之事、每度御坐候、委細ハ園太曆ニ分明ニ御坐候、
一嘉元二年轉害會(五畿内伊賀)六ヶ國殺生禁斷、官府(符)今ニ神庫ニ納メ御坐候、
勅使參向分明之分
一享德元年九月十三日神祭
右
勅使廣橋殿
一正長元年戊申十一月三日神祭
右
勅使東洞院(マヽ)資親朝臣
一長享元年九月十三日神祭

右
勅使葉室殿
一永正二年乙丑九月三日神祭
右
勅使勸修寺殿
右之外舊記燒失難相分候、
一享保十五年正月
法皇御所御祈被　仰付、卷數獻上仕候、
一同十六年、十七年
院御所御祈被　仰付、卷數獻上仕候、
右之外往古ゟ臨時從
禁裏御所御祈被　仰出候節ハ、東大寺一同ニ而、御祈相勤候事、恒例月並御祈禱ハ
勿論之事ニ御坐候、
一當社遷宮之節ハ、正外共　奏聞仕候而、相濟候上、
禁中御所江御祈禱之卷數獻上仕候事、

一寬政五年
　中宮御所御入内御用ニ付、華車之式御尋ニ相成、以圖繪注進仕候事、
一文化十年臨時祭御再興ニ付、移鞍馬具御尋、備
　叡覽候處、古製　思召被爲叶候段被仰下候事、
一文政十年八月、葱花輦修覆仕候ニ付、
御寄附御銀拜領、
禁中御所　白銀十枚、
仙洞御所　同　五枚、
中宮御所　同　三枚、
女御御殿　同　二枚、
　右
一嘉永元年十月鳳輦修覆仕候ニ付、
御寄附御銀拜領、
禁中御所　白銀十枚、
右

一安政三年二月惣花莚修覆仕候ニ付、
御寄附御銀拜領、
禁裏御所　白銀十枚、
女御御殿　白銀二枚、
右
一慶應元年十月鳳輦幷神寶修覆料御銀拜領、
禁裏御所　白銀百五十枚、
右
神領分明之分
大和國　清澄庄　雜役庄　下笠間庄　川上庄　稲住庄　薬園庄　黒田庄　長屋庄　上笠間庄　薦生庄
山城國　井手庄　加茂庄　大井庄
近江國　下野鄕
攝津國　兵庫津　椋橋庄
越中國　高瀬庄

越前國　山干飯保庄

右神領天文應仁以來散亂仕候、

神主知行

一山城國ニ而拾三石　一伊賀國ニ而三拾石貳斗

一美濃國ニ而二拾石五斗

右天正比散亂仕候ニ付、申上置候、尤場所相分リ不申候、

右之通

勅祭之御社ニ而、天保十一年、往古之通

勅使御參向被爲在度、時之傳　奏日野殿に奉願上候處、願書御留置ニ相成、御勘考被爲在候趣承知仕候、猶亦右之廉ヲ以、慶應元年正月傳　奏　野宮殿に、

勅祭御再興之義奉願上候處、是亦願書御留置ニ相成、其後御沙汰ニ而、當時大社向神祭御再興、御多端ニ付、當社祭式御復古之義、當分難被

仰出候間、追而願上候樣御達ニ相成候事、

慶應四年後四月四日

# 大和郡山藩廢寺伺

〔太政類典〕第一編第百三十四卷　敎法　寺院三

郡山藩伺辨官宛

當藩管下、寺院滅罪檀家無之分、並無住之分共、廢寺ニ致シ、故障無之寺院ハ、取疊ミ候上、御屆申上候テモ可然哉、此段奉伺候、以上、四年四月藩

(朱書)〔書面之趣ハ御布告ニ照準シ、都テ伺之上可取計事〕

# 河内菅生神社神主と舊社僧の爭

〔神社諸願伺屆〕〇内閣文庫所藏

乍恐奉愁訴上候事

河内國丹南郡菅生村
菅生神社神主
吉久松本太夫

私奉仕菅生神社ハ、祭神天穗日命ニ候處、中興天滿宮ヲ別社ニ祭祀仕候ヨリ、今世稱菅生天滿宮祠ト相唱申候處、私家共始ヨリ神主ニテ、中興吉田殿ノ許狀ヲ以テ相續イタシ、氏子ハ菅生村始、東野村、南野田村、西ノ新田村、南天部村、細村、北野田村、都合七ケ村ニテ、毎年正月ニ、私家ヨリ守札氏子不殘ヘ賦與イタシ、代々相傳、夙夜祭奠ノ禮無怠慢相勤來候處、別段社僧眞言宗天門寺ト申在之、中頃ヨリ年中祭禮ノ節ニ、社僧同列座ニテ、相勤候ヘ共、往古ハ私家正神主ニテ社頭扉開閉ノ鍵預モ私家ニ相傳ヘ候テ、最古證文モ在之候處、常ニ社僧ヘ對シ無隔意、社ヘ附候事共熟談取計來候處、今般

朝政御一新ニ付、天下神社神主祝部等
神祇官御附屬ニ相成、尚又天下神社附社僧共還俗ノ義被　仰出候處、當四月社僧天門寺事、私共へ申出候ハ、只今ヨリ還俗イタシ奉仕度、自今永久兩人同列ニ相勤度旨ニテ、私承引イタシ、則天門寺義(儀)高辻杢之進ト改名イタシ、同列ニ相勤來候處、當八月上旬(ニ脫カ)至リ、當村庄屋八三郎ヨリ申來候ハ、寺社名前帳差上候故、印判イタシ可申旨ニテ、私則印判押候處、其次ニ右高辻杢之進モ、庄屋へ寺社帳印判押出候處、高辻義(儀)寺社帳一見イタシ、私姓名ト右高辻ト列名ニ誌在之候處、高辻申出候ハ、兩人列名ニテハ得印判不行、若列名ニテ、印判可仕節ニ候ヘハ、吉久ヨリ一札差出シ候ハヽ、印判可仕ト申、其一札ノ案文ヲ認候テ、私披見イタシ候處、甚法外ノ義ニテ、今迄ノ格ト違ヒ、私ヲ配下ニイタシ候案文ニテ、兼テ約定ニ相外レ候義故、得承知不仕趣、相答居候中、八月廿七日至リ、菅生村新田年寄役十兵衛ヨリ、寺社帳私へ見セ候ニ、神主高辻杢之進、宮守高岡善右衛門、吉久兵助ト認在之、此ノ喜(善カ)右衛門ト申ハ、當村庄屋八三郎親ニテ、吉久兵助ト申ハ、只平百姓ニテ候處、右ノ者共宮守トイタシ、私姓名ヲ除候、右ハ庄屋ト高辻ト奸計ニテ、地頭ヲモ欺キ候次第、私甚驚入、十兵衛へモ申出候へモ、何分庄屋八三郎ノ奸計無致方ト申居、備右寺社帳地頭高木主水正ヘモ差出ス、(大脫カ)坂裁判所ヘモ

差上候趣ニ相聞、實以言語同斷ノ義、如何ニモ可仕哉ト存候內、八月廿九日ニ、高辻ヨリ書付ヲ以テ申來リ候ハ、此節ヨリ高辻神主ト成リ、其方ハ神主廢除イタシ候故、山林藪共不殘引揚可申ト、法外千萬ノ申方、私(ニ脫カ)オイテ心外ノ至リ、嘆息至極ノ處、如是奸計ノ義ヲ探索イタシ候ヘハ、當四月同列ノ神主ト相成相勤可申ノ約定ノ處、右申上候處ノ一札可差出ト申案文ニ、私ヲ配下ニイタシ、社頭ヘ付候產物等不殘可取込ノ由、募方、私最不承知ノ處、如先規同列神主ト相成居候テハ、萬事自在ニ不相成筋ヨリ、只私ヘ向不申談、自己ノ奸計ヲ以テ、自分一人神主ト成、村方兩人ヲ配下宮守ト相定、寺社名前帳差出候義、如是高辻事、庄屋ト同意イタシ、奸謀取計候故、其形勢只今甚募(暴カ)激ニテ、相對ノ打合ハ迚モ難相成、最河內國者總テ神社ニ社僧多ク在之、一般ノ風俗神主ハ無之モ、社僧ニテ可然ノ人氣、尙高木主水正領內ニハ、神主ト申ハ私一人ニテ外ハ、皆社僧而已ニ候處、今般
御一新ニ付テモ、河內國中社僧ノ分未ダ還俗ノ者少ク、偖私氏子ニテモ、社僧ノ方尊キ樣ニ思込候テ、
御一新ノ筋モ不辨、氏子共モ舊弊ノ下情難改、如是成行、私ヲ廢除イタシ、彼高辻ノ徒ハ多勢、私ハ只一人ニテ、彼ニ難對、奉仕ノ神ヘモ相立不申、祖先ヘモ申樣無之、慷慨千

萬前後ヲ忘レ、悲歎泣血ニ沈中、不得止事、今日不取敢走登リ奉恐入候ヘ共、奉愁訴上
候、乍恐仰庶幾ハ、
御當官ノ厚　御垂憐ヲ以テ、
御取上被成下置、今迄ノ如ク私神主タルベキ樣、被　仰付、地頭高木主水正ヘモ御通
辭被成下置候御事、百伏九拜奉仰願上候、右
御取上被成下置候ハヽ、寛大ノ　御蔭ヲ以テ、奉仕ノ神及祖先ヘモ私精義相立、永久
神主相續、
朝恩無窮ニ不可忘却、勤
王ノ大事堅實ニ勉勵可仕ト、生々世々難有奉存候、誠恐誠惶頓々首々謹言、

愁訴人

慶應四戊辰年九月八日　吉久松本太夫印

辨事傳達

御役所

乍恐書添奉申上候

今度私愁訴書ニ付、支配所添書ヲ以テ可奉申上ノ故、社僧天門寺當時改名寄進之進事、庄屋ト内談イタシ、私ヲ除キ、自分一人神主ト成、思フ自在ニ可致ノ慾情ヨリ、與頭役場ヲモ欺候筋、早杢之進ヨリ寺社役差出候ヘハ、私地頭ノ添書ヲ取其事不能筋ニ相成、必至迷惑、無據愁氣置所無之、駈登リ奉愁訴上候次第、是ニ付テ、猶此筋奉申上候義ハ、享保年中天門寺事、不都合ノ筋在之、私家ヘ天門寺ノ誤證文モ取在之候事、萬事私家ニ隨可申ノ處、河内國ノ風俗、總テ社僧ノミヲ信仰イタシ候人氣故、社僧自分ト借上イタシ、私家同列ニテ、神前向相勤來リ、私家神主ノ本タルベキハ辨ヘナガラ氏子共モ皆社僧ヲ信シ候ハ、佛教ヲ好人氣ヨリ起ル所ニテ、其中ニモ私先祖ヨリ引續、年中行事無怠、祭奠相勤、私家ヨリ札守ヲモ、氏子不殘賦與イタシ候筋ハ、氏子一般近村ノ者皆能知ル所ニテ、乍恐　御開合被爲在候テモ、明白相分申候、何分私正神主タルベキ事、本意ニ候ヘモ、中興佛意ノ風俗ニ被犯、尚社僧ニ被欺、當時ハ社僧改名杢之進甚慕(暴)激ニテ、種々ト奸計取行居候ヘハ、私添書取ニモ妨有之、難取次第、只彼ハ多勢、私ハ只一人ニテ切齒イタシ候テモ、此姿ニテ如何ニモ可致樣無之、千萬憂患相極リ、悲嘆無止時、如此愁訴奉申上候、勿論私一人ノ憂逼、河内國神職共ヘ響ヒ、總テノ社僧彌々強情ノ基ニ候ヘハ、何レニモ一日モ難忍際ニ至リ候故、乍恐

太政ノ御厳命ナラデハ、神職難立、深
御賢察被爲在、厚　御憐愍ヲ以テ、私愁訴書　御取上被成下置、河内國神職共、夫々へ
乍恐　御尋問モ被爲在、私神主タルベキノ　御裁斷只管謹テ奉仰願上候、右　御取
上被成下置候ハヽ、冥加至極難有奉存候、誠恐誠惶謹白、

河内國丹南郡菅生村

神主

吉久松本太夫印

慶應四戊辰九月

辨事傳達

御役所

# 和泉吉見藩廢寺伺

〔太政類典〕第一編第百三十四卷　教法　寺院三

四年正月

吉見藩管下泉州大澤村勝福寺ヲ廢ス、

吉見藩伺　辨官宛

泉州泉郡大澤村
勝福寺
無住

右ハ當藩支配所大澤村氏神八坂神社除地內ニ有之、俗ニ宮寺ト唱ヒ(へ)候者ニテ、滅罪檀家等モ無之、頽廢ニ任セ候得共、混淆ノ嫌モ御座候間、取除申候、此段奉伺候、以上、四年正月晦日

〔朱書〕「伺ノ通被聞屆候條、本山寺號迄テ可屆出候事、」

# 和泉伯太藩廢寺伺

〔太政類典〕第一編第百三十四卷 教法 寺院三

四年四月

伯太藩管內河內國駒ヶ谷村金剛輪寺住僧復飾廢寺

伯太藩伺 辨官宛

古義眞言宗

當藩管轄所

一無本寺

河內國古市郡駒ヶ谷村

金剛輪寺

住職 智明

右寺院ノ義ハ、境內年貢地ニテ、同村氏神ヘ式內杜本神社地續ニ罷在候ニ付、先般御趣意ニ基、不取敢混淆立分中付置、詳細相分御座候得共、右寺地ノ內、從往古楠中將ノ塔並像有之、元來無祿無檀ニテ、先般迄別當同樣神勤居候廉モ有之、尙亦此度廢寺合併御取調ノ御布告モ御座候、旁何卒自今廢寺復飾仕、右杜本神社並楠中將ヘ神勤仕度旨、住職智明、同村役人共連印ヲ以願出候ニ付、承屆不苦候哉、此段奉伺

候、以上、四年四月二十八日達

（朱書）「書面ノ趣伺ノ通、」

民部省意見辨官宛

別紙伯太藩ヨリ伺出候部内金剛輪寺復飾廢寺ノ義ニ付、申立ノ趣、更ニ將來事故モ不相見候間、御聞屆相成可然ト存候、此段本書返進、此段申進候也、四年四月

# 大阪府に於ける神佛分離

〔大阪府布達全書〕第二巻　庶務部之下　社寺興廢離合

慶應四年九月達

神佛混淆不致樣、先達御布令有之候得共、破佛ノ御趣意ニハ無之處、僧分（ニ脱カ）於テ、妄ニ復飾ノ儀願出候者往々有之、無謂事ニ候、尤モ他ニ技藝有之、國家ニ益スル儀ニテ、還俗致度トニハ候ヘ共、其能否御取調ノ上、御聞屆モ可有之候ヘ共、佛門ニテ蓄髮致シ候義ハ、不相成候間、心得違無之樣、今度御沙汰候事、

九月　　行政官

右ノ通被仰出候間相達候事、

明治元年十月六日達

諸國大小ノ神社中、佛像ヲ社前ニ懸、或ハ鰐口梵鐘佛具等差置候分、早々取除相改メ可申旨、京師ヨリ被仰出候赴（趣）、先達相觸置候處、今以テ其儘差置候者有之赴（趣）相聞、以テノ外ナル事ニ候、此后等閑ニ致置候義不相成候間、早々取除相改、其段當月十五日限

可申出候、自然因循致シ置候者等、可爲曲事者也、
右ノ赴(旨)、三郷町中不洩樣早々可相觸候也、

明治三年閏月達

神佛混淆御廢止ニ付、生國坊中ヘ、神祇官ヨリ被仰渡候赴(趣)申達候處、朝命ヲ遵奉セス、神勤ヲ旨トセス、勝手ノ歎願書度々差出、不都合ノ至ニ候ヘ共、當府限裁判可至(致カ)事件ニ無之、神祇官ヘ伺中ノ處、至此頃、市中色々惡説ヲ唱ヘ、生國十坊落看(着)ノ上ハ、諸宗都テ廢寺被仰付候ナト、無根ノ事迄申觸シ、人氣ヲ煽立候聞(エ)有之、寺檀心得方不宜若有之か、惡説申觸シ候義ニ付、左ニ申聞候、抑十坊ノ儀、神地ヲ侵穢シ奉リ、寺院相立、恐多神地内ヘ埋葬サヘ相始、社領ヲ奉穢候事、數百歲ノ處、文明開化ノ御代ト相成、混淆廢止被仰出、別テ寛大御慈愛ノ御所置ヲ以、既往ノ不都合ハ御咎モ無之、復飾神勤ノ活路サヘ御開被下、僧侶難澁不致樣被仰付候ニ付テハ、御主意難有奉遵奉、復飾神勤可致候、我意ヲ立テ、佛道ヲ固守シ、復飾神勤不致候僧共ノ得手勝手有之、殊ニ寺家ヘ持傳ヘ候地所ヲ、上ケ地ナト被仰付候時宜トハ相違ヒ、横領致シ居候神地ヲ立退候事故、不服可申上譯ハ無之、出家得道ノ身ニ有ナカラ、欲情深ク頑固

ノ願致シ候者、佛意ニモ相背キ、甚不心得ノ次第ニ候、尤元來神佛ヲ混淆（シカ）ノ神地ヘ死穢埋葬爲致セ候ハ、僧共ノ罪ニ有之、檀家ノ儀モ穢ヲ忌ミ奉ルヘキ神地ナルニ心付ス、僧共ノ導クニ隨ヒ、神地內ヘ穢骨ヲ埋葬致シ候儀ハ、誠ニ勿躰ナキ罪犯ナレドモ、知ラサル內ハ是非ナキコ、此節神佛混淆スヘカラス、神地穢スヘカラサルノ道、明カニ相分候上ハ、僧モ檀家モ前非ヲ悔ヒ、神慮ヲ恐レ、是迄ノ罪過ヲ至急ニ可相改ノ處、道理ニ暗ク、不條理ノ歎願致シ、東京迄モ御面倒奉掛、殊ニ無根ノ惡說等申傳候ハ、何樣ノ心得違ニ候哉、神々達ノ佛ヲ御嫌ヒ被遊候事ハ、伊勢ニテ佛經ヲ染紙、僧ヲ髮長ナト唱ヘテ、數ケ條忌詞ト云ト（衍カ）フコノアルモ、又宮中ニテ、御神事每ニ僧侶ハ參內不相成ト被仰渡候忌ミ事ニテ、能々相分居ル、僧侶サヘモ、其通ノコナルニ、況テ神地內エ舊來佛寺ヲ建置、埋葬致シ度願立候ハ、頑固愚痴沙汰ノ限ニ候、僧侶右樣ノ不心得ニ付、於下々モ、自然ト無根ノ浮說等申觸シ候コニ有之、且又檀家共難澁ノ由申觸候由ニ候ヘ共、例令此節十坊朝命ヲ遵奉シ、神勤致シ候時ハ、檀家モ何レ十坊法類又ハ外寺院ヘ歸依致ス外アルヘカラス、依テ十坊都テ復飾神勤ノ身ニ相成ルヲ明ラメ候ヘハ、何ノ子細モ無之事、唯々時節致來（到）ト悟道致シ、行キ成ノ世過キ致シ候ヲ、安心ナル道トモ可云、御一新前後ヨリ、諸事如何計ノ變遷相成候ヤ、行儀作法ナト、本地垂

寺ヘ説ヲ設ケ、永刧(劫)迄モ動マシク相見ヘ候神佛混淆、今般判然ト相分リ候ハ、誠ニ不可思儀(議)ノ事ニテ、人力ニテ相成ルコニ無之、是等ノ道理等會得致シ、此上ナカラ强情ノ輩、又ハ異説等申觸シ、彷徨等不致樣可相心得候、右ノ通申諭候ニ付、寺檀ニ於テ心得違無之樣致シ、神祇官御沙汰奉待候樣、大年寄中年寄共ヨリ、説得可致候、此段申達候也、

明治三年五月達

別紙願之趣神祇官ヘ相伺候處、左之通、

十坊復飾致候ハ、佛像佛器ヲ以鑄潰燒却、佛堂ハ取拂、住居向ハ其儘宅ト致シ不苦候趣(趣)、復飾不致候者、早々社地退去可爲致ハ勿論、寺號相立候ニハ不及、本寺本山ヘ可引取事、

但、頼書ノ者佛器佛像等爲召遣不苦候事、

右御下知ノ通、迅速佛堂住居向取拂、住僧共本山ヘ可引取事、

明治四年十月達

別紙ノ通兼テ御布告有之候處、其後取締相弛ミ、于今僧徒ノ内其宗旨蠡測相建、舊弊ヲ固守シ、不相改者有之赴(趣)以ノ外ノ事ニ候、向後右御布告面違背ノ僧侶共於有之ハ、見聞次第可申出、屹度嚴重ノ咎可申附事、

日蓮宗

王政御復古更始維新ノ折柄、神佛混淆ノ儀御廢止被仰出候處、於其宗者、從來三十番神ト稱シ、皇祖大御神ヲ奉始、其他ノ神祇ヲ配祠(祀)シ、且曼陀羅ト唱ヘ候內ヘ、天照皇大神、八幡大神等之御神號ヲ書加ヘ、剩ヘ死體ニ相着セ候經帷子等ニモ、神號ヲ相認候事、實ニ無謂次第ニ付、向後御禁止被仰出候間、總テ神祇ノ稱號決テ相混不申候樣、屹度相心得、宗派末々迄不洩樣可相達、此旨御沙汰候事、

但、是迄祭來候神像等、於其宗派設候分ハ、速カニ可致燒却候、若又由緒有之、往古ヨリ在來ノ分ヲ相祭候類ハ、夫々取調、神祇官ヘ可伺出事、

---

明治五年十一月中第三百九十一號達

府下各町內路傍ニ、從來地藏妙見、或ハ稻荷道祖神等種々ノ小祠ヲ、軒下路次塵垢不潔ノ場所ニ置キ、神敬ノ道ニ不叶ノミナラス、往來運輸ノ妨ヲナシ、或ハ老幼婦女晨

夕群集無用ノ時間ヲ費シ、時トシテハ賽會ノ爲メ、町內ヨリ金錢取集ル儀モ有之由、野鄙ノ風習甚無謂ヿニ付、自今禁セシメ候樣、早々取除可申事、

但、取除ニ付賣拂ノ物ハ、其區小學校ノ入費ニ供シ、其他偶像石佛等買請候者無之類ハ、最寄ノ社寺ヘ取片附置可申事、

一前條取除候跡地所見合、往來ノ妨ニ不相成候場所ヘ、一町內ニ一ヶ所宛、塵捨場ヲ設ケ、一區內ニ一ヶ所宛、大便所ヲ設可申事、

一每戶軒下ニ竹木ノ垣ヲ設候風習ニ候處ハ、竊盜乞食ノ立寄候防ニ可有之候ヘ共、右取締向相立候上ハ、無用贅物ノミナラス、往來運輸ノ妨ニモ相成候ニ付、早々取除可申、軒下ト雖モ、畢竟道路幅ヲ犯シ候事ニ付、可成丈往來ノ妨ニ不相成樣可致事、

右ノ趣、市中幷ニ市中接近ノ郡村ヘ、無洩相達スル者也、

明治五年十一月中第四百十五號達

無檀ニシテ無住之寺院廢止可致段、左之通被仰出候ニ付而ハ、取調所置濟之上、其區々戶長幷ニ其本寺ヨリ可屆出候、尤跡地除地之分ハ、夫々差圖ニ可及候間、取調可伺

出事、

一無檀之寺院ヘ、留守居トシテ住居イタシ居候モノハ、銘々得度之寺院ヘ復籍可致事、

一無住兼帶之寺院檀家有之ト雖モ、數少ニシテ、永續之見込無之分ハ、檀家附之寺院ヘ合併シ、廢絶之所置可伺出事、

一廢寺之寺院其儘讓受度モノ有之候ハヽ、佛像佛具取拂住居爲致候儀不苦、强テ解崩ニ及ハス候事、

一廢止ニ付難處分儀、且不分明之廉於有之ハ、速ニ可伺出事、

右ノ趣、管內無洩相達スルモノ也、

明治九年九月廿三日地第百六十六號、市郡區戶長各宗取締ヘ達

各宗寺院之內、無檀無住ノ寺院永續ノ見込難相立向ハ、篤ト取調、來ル十月三十日迄ニ廢合可願出、此旨相達候事、　但シ、以後廢合ノ見込有之分ハ、其時々無等閑可願出事、

明治十年四月七日地第四十九號、市郡區戶長ヘ達

管內山野或ハ路傍等ニ有之神祠佛堂之矮陋ニメ、信向ノモ（ノ脫カ）無之、且平素監守者モ無之分ハ、早々取調可申出、此旨各區內ヘ無洩可相達候事、

伺及指令

○寺院合併跡地處分ノ儀ニ付、神奈川縣伺、　十六年六月十九日

明治十二年御省乙第廿九號御達第六項ヲ以、廢合寺院跡地ヲ、伺記ニ依リ處分スルヿヲ、御委任相成候儀、茲ニ一寺院ノ、故アッテ他ノ寺院ヘ移轉合併シ、跡地ノ官有地第四種ヨリ第三種ニ變換スル如キモノモ、亦該項目中ニ包含スルモノトシ、縣限リ處分濟ノ上、地種變換ノ儀、併テ及御屆可然哉、

○內務省指令　伺之通、　十六年七月二日

○寺院身代限ノ儀ニ付山口縣伺、　十七年六月廿四日

寺院ニ於テ、其寺院用ノ爲メ金穀ヲ負債シ、期限ニ到ルモ返償ナラス、竟ニ訴訟ノ末、身代限被申付タリ、然ルニ寺院身代限財產取調方ハ、是迄類例ニ無之候得共、明治六年第八十八號公布僧侶身代限規則ヲ適用調查候儀ト心得可然哉、

若シ神社（ニ脫カ）於テ、前項ノ場合ニ遭遇スルトキ、其財產ハ何等ノ手續ニ據リ、可調查儀ニ

候哉、

○司法省指令　十七年七月九日

伺ノ趣、社(カ脫)寺身代限ニ付、財產取調ノ手續ハ、通常ノ規則ニ準ス可ク、其抵償トシテ差押フ可ラサル物件ハ、左ノ通リ心得ヘシ、

一、神體佛像及ヒ其附屬物、

二、社寺付除稅地、

三、寶物古文書類、　但、別段ノ由緖アル地所建物ハ、本文ニ準ス、

四、特別ノ契約アル寄附物、

五、祭祀法用ニ必要ナル建物及什物、

舊奈良縣

明治五年七月第五十四號達

路傍ニ石佛等安置シアル場所ハ、其村町ニ於テ打合セ、最寄寺院ヘ移サシム、

同　六年三月第卅九號達

無檀無住ノ寺院ヲ廢シ、附屬品賣拂代金ヲ學校費ニ當シム、

舊堺縣

慶應四年十月南司農局達

神佛混淆ノ儀御廢止被仰出候ニ付、天祖大御神、其他神祇ヲ廢祠(配祀)ノ義不相成旨、日蓮宗ヘ達ス、大阪府達參看、

明治元年十月南司農局達

神體ヲ以佛像ト致シ、本地抔ト唱ヘ、佛像ヲ社前ニ置キ、或ハ鰐口等差置候分、速ニ可取除旨、京都ゟ被仰出候趣、先達相觸置候處、今以不取除者有之、以ノ外ノ事ニ候、此後等閑ニ致候儀相成ラス候間、當月十五日限取除可申事、

同　五年四月二十八日達

街道諸小路ニ安置ノ地藏、總テ取拂、夫々近傍ノ寺院ヘ納メシム、

同　五年四月二十九日達

小路等ニ有之佛體可取拂者、實地取調差出サシム、

# 大坂府下神宮寺堂塔撤廢伺

〔太政類典〕第一編第百卅五卷　敎法　神社四

四年

大坂府下神宮寺堂塔撤却

大坂府伺辨官宛

別紙願書御聞濟相成可然ト存候間、御廻シ申候也、四年六月廿七日大坂

本文之末、（マヽ）大坂府ヘ質候處、同府ヘ御指令文缺、然レトモ左之通神社ヘ及指揮候由、回答アリ、

神宮寺堂塔取拂ノ儀、伺之通可取計旨御沙汰ニ付、此段相達候事、

梅園儀雄、同貫雄伺辨官宛

（太）太政御一新後、私トモ復飾願之通被仰付、難有仕合奉存候、其後舊神宮寺堂塔ニ安置有之候佛像並佛器經卷等、都テ取除候樣被仰付、不取敢津守寺ヘ遷置候、然ル處、堂塔ノ儀モ取除方可被仰付、其御沙汰ヲ渴望罷在候內ニ、一社中惑亂ヲ生シ、奉仕ノ者等、品々出願ノ儀モ有之、御官御煩聞ヲ奉恐察候、其儘因循打過居候處、追々他

方佛堂取除ノ儀相運候哉ニ承及、不堪恐惶候間、今般奉伺候、可相成ハ早々取拂方被仰付、神境淸潔ニ掃除仕、赫々御神威ヲ相輝シ、皇國內ハ勿論、四海八表迄モ御神德ヲ相弘度候間、情願ノ旨被聞食(分)譯、早々御差圖偏ニ奉願候、恐惶謹言、四年六月

# 攝津尼崎藩寺院廢合屆

〔太政類典〕第一編第百三十四卷　敎法寺院三

尼崎藩屆辨官宛

府藩縣ニ於テ、管內寺院廢止或ハ合併致候分、取調御屆可申上旨、先般御沙汰御座候處、於管內ハ二件共無御座候、此段御屆申上候、以上、四年三月廿七日落

# 兵庫廣嚴寺楠公社守願

〔神社諸願伺屆〕○內閣文庫所藏

今般

楠公精忠節義
聖賞被爲在、　神號　御追謚被　仰出候ニ付、自坊之儀者、楠公戰沒之節ゟ不淺由緒も有之候處、　此度　神號
宣下之上者、僧侶ニ而守護仕候　御許容ニモ難相成御儀ニ御座候ハヽ、假令還俗仕候共、舊來之由緒斷絕不相成樣志願ニ而、先達中ゟ奉懇願居候事ニ御座候、然ル處、當山之儀者、　後醍醐帝御建立之地ニ御座候事故、右寺號廢絕仕候而者、深ク奉恐入候間、何卒私儀者一ト先寺中龍泉寺ゟ轉住仕候上ニ而、懇願之通還俗ニ及候迚も、楠社奉護之儀蒙　御許容、本坊累師之精意繼述仕度、左もれ廣嚴寺儀者、御建立之地廢絕ㄡも不相成、乍恐重き
勅願之道場全ク相續き、且私儀も代々之師意を受繼、　楠社奉公相勤儀者、對先師ゟ無此上面目ニ可有御座と、愚考仕候間、何卒右等之邊、厚　御垂憐被成下置候樣奉願度、乍併右兩全之儀、自然　御聞屆ニも難被爲成　御趣意も被爲　在候ハヽ、不得止次第ニ奉存候間、兼而願之通、　楠社奉仕之儀ハ、あく迄も奉願候より外、異念無御座候、右情實深く御垂憐之上、可然御執成被下置候樣、偏ニ奉懇願候、
以上、

辰八月十三日　攝州八部郡湊川
　　　　　　　楠公守
　　　　　　　　　廣嚴寺印
　　　　　　　　　　　仙莊寺印

辨事
　御役所

（指令）
八月十七日
龍泉寺へ轉住復飾候而ハ、廣嚴寺復飾之譯ニ無之、不都合之事、

# 伊勢度會府廢寺の件

〔太政類典〕第一編第百三十四卷 教法 寺院三

二年

度會府下中村新樂寺復飾寺號ヲ廢ス、

度會府伺辨官宛

中村 新樂寺

右ハ 勅願所ニ候處、此度住僧ヨリ別紙ノ通願出候間、寺院建物等、右ノ者共ヘ與ヘ、寺號相廢度、依テ此段申入候間、早々御伺被下度候也、各縣

（朱書）「勅願所ニ者候ヘ共、神領地格別ノ譯ヲ以、願ノ通聞屆候事、」

乍恐奉願上口上

今般 王政御一新被爲在、神佛混淆ノ儀御改正被仰出候ニ就テハ、當地ノ儀ハ、格別ノ御事ニ御座候故、寺院相建居候モ、甚以不都合ノ儀奉恐入候、依之私共寺號ヲ廢、復正仕候テ、相應ノ御用モ相勤、御一新ノ御趣意ニ從、國恩ノ萬一ヲモ報申度奉

存候、何卒出格ノ御思召ヲ以、右願ノ通御聞濟被爲成下候ハヽ、一同難有仕合可奉存候、仍テ乍恐此段御願奉申上候、以上、

中村

明治二己巳年正月　新樂寺印

度會府

---

二年五月廿四日

度會府下僧徒歸俗廢寺處分

度會府上申辨官宛

當府管轄ノ地、神領ヲ始、村々小民一同神葬祭申出候ニ付テハ、追々僧徒歸俗廢寺願出候者多有之處、右ノ内　勅願所ノ分ハ、一々奉仰　朝裁可申候得共、其餘者願ノ通聞屆遣候條、此段爲念申入候也、

但、兼テ不相成趣有之候ヘ𪜈、當府ハ格別ノ神地ニ付、筋立願出候ハ聞屆候事ニ候、

（朱書）「神領地ニ付、廢寺ノ儀ハ其通ニ候ヘ𪜈、願出候ハヽ一々可伺出候事、」

二年六月廿七日

度會府下歸俗ノ寺院堂舍毀撤賣却ヲ允ス、

度會府上申辨官宛

當府下歸俗ノ寺院堂舍等、手ヲ付サル樣申付置候處、田畑山林等モ無之者ニ至テハ、今日糊口ニ困窮可憐事ニ候、先月神吉小介上京ノ節、及御打合候通、知恩院派所持ノ綸旨等取上ケ、右堂舍勝手ニ取計ハセ不申候テハ、實ニ及迷惑候、最早俗家ト相成候上ハ、無用ノ長物ニ候間、困窮ノ者ハ解崩シ賣拂候トモ不苦、勝手次第候樣申付候、寺院ノ儀ハ是迄御聞込ノ儀モ有之候ニ付、爲念及御掛置候也、復書名縣

# 伊勢度會縣合寺伺

〔太政類典〕第一編第百三十四卷　教法　寺院三

度會縣伺辨官宛

當縣下山田尾上町壽岩院眞譽ヨリ、同町念佛寺合寺ノ儀、別紙ノ通願出候、本山並組寺ニ於テモ滯ル儀無之ニ付、聞屆可申ト存候、此段相伺候、御差圖被下度候、以上、四年六月

(朱書)「書面合寺ノ儀、伺ノ通、尤寺跡境内ハ入札拂可相心得候事、」

知恩院役者伺度會縣宛

御管轄内伊勢國山田壽岩院境地ニ有之候當山末念佛寺儀、元來無檀無施料寺ニ御座候ニ付、今般同寺儀壽岩院ヘ合併仕度旨、壽岩院並組寺ヨリ願出候、尤諸向差障モ無之趣ニ付、願ノ通差許申度奉存候、於御縣廳御差支ノ儀無御座候哉、此段奉伺候、以上、六月

# 伊勢龜山藩廢寺伺

〔太政類典〕第一編第百三十四卷 教法 寺院三

龜山藩伺辨官宛

覺

伊勢國鈴鹿郡大久保村

德王寺

一無本寺

但、住職無之、

一境內三畝貳拾七步

一滅罪檀家無之

右ノ通無住無檀ニ御座候間、今般改革ノ廉ニテ、廢寺仕度、尤佛像ハ最寄同宗ノ寺院ヘ相渡、境內ノ地面ハ村方ヘ相渡申度、此段奉伺候、以上、四年五月八日

（朱書）「伺ノ通被聞屆候條、境內ノ地面村方入札拂高入等ノ見込相立、更ニ可伺出事、」藩

同上 同上

先般奉伺候當管下伊勢國鈴鹿郡大久保村德王寺、無住無檀無本寺ニ付、廢寺仕度

段奉伺候處、御聞濟ノ上御附箋ヲ以テ、境內ノ地村方入札拂高入等ノ見込相立可伺出段、奉畏候、然ル處右地面ノ儀ハ、舊來領主村方ノ內ヨリ寄附仕置候儀ニ付、別段高入ニハ相成不申ト奉存候、此度境內引戻候ニ付テハ、相應ノ租稅取立可申候、猶地所至テ惡地ノ儀、望人モ無御座候間、村方ヘ相任セ候樣仕度、此段奉伺候、以上、

四年三月廿七日

（朱書）「伺ノ通」

# 伊勢久居藩寺院廢合の件

〔太政類典〕第一編第百三十四卷　敎法　寺院三

四年正月廿二日

久居藩管內寺院廢合

久居藩屆辨官宛

伊勢國一志郡本村眞光寺末

同村

天台宗

盛久寺

右昨午年廢止、本寺眞光寺ヘ合併、寺地六畝並寺附畑六畝貳拾九歩、依願本寺附ニ爲仕候、

伊勢國安濃郡津寺町天然寺末

同安藝郡川北村

淨土宗

金剛寺

右同年廢止、寺地拾八歩村中地ニ致度願、且寺附上田壹反壹畝代金九兩ニ讓渡、右金同村極難澁者拾八人ヘ分配願出差許候、

山城國醍醐三寶院末

伊勢國安濃郡長岡村

眞言宗

金剛院

右者元寺號宗旨帳面ヘ書載候迄ニテ、寺地無之候、

右之通御布令前處置仕候、此段御屆申上候、以上、藩

四年五月

久居藩管內大和國新口村青光寺ヲ廢シ、村會所ト爲ス、

久居藩伺辨官宛

當藩管內大和國十市郡新口村ニ在之候、

無本寺

古眞言宗　青光寺

境內四拾五坪

元朱印地除地山林等無之、

右當時無住且滅罪檀家無之候ニ付、向後廢寺村會所ニ爲仕度、此段奉伺候、以上、四

年五月廿八日　藩

(朱書)「伺ノ通」

# 名古屋藩神社改稱社僧復飾等伺

〔太政類典〕第一編第百廿二卷 教法 神社一

四年正月十二日

尾張國神名帳所載ノ神社、幷神佛混淆ノ神社改稱、及豐太閤、淸正社號處分、

名古屋藩伺、辨官宛

當藩管下本國神名帳所載之神社ハ、式內ニ准候規則ニ相心得可然哉、

一、神佛混淆名之神社改稱方、本源相分候ハ、譬ハ天王社ヲ八坂神社、辨財天社ヲ宗形神社ト爲改、本源不分明ハ座地之村名等ニ爲致、攝社末社之分ハ、祭神名ヲ以爲稱可然哉、

一、豐太閤、淸正神社號如何相唱可然哉、

右ノ趣奉伺候、夫々至急御否奉願候、以上、〇三年十二月十四日指令神祇官意見

(朱書)辛未正月十二日

一、式內トハ區別可相立事、

二、伺ノ通、

三、豐太閤ハ豐國社ト相唱可申、淸正ハ藩之見込ヲ以可相定事、

神祇官ヘ問合辨官

別紙名古屋藩伺第三條、

豐太閤社ハ豐國社ト相唱可申ト、其御官見込有之候得共、德川執政中、豐太閤之神爵ヲ貶ストノ申事有之候間、豐國神號更ニ宣下無之候テモ、豐國社ト爲唱候テ御不都合無之哉、今一應取調御廻答可有之候也、三年十二月廿五日

同官回答辨官宛

豐太閤豐國社ト相唱、

御一新以來、格別ニ其偉功ヲ被爲稱候次第、豐國社ト唱候テ、更ニ差支無之儀、中迄モ無之、德川云々之儀今日之論ニ無之事ト見込相考候、依テ此段申進候也、三年十二月廿六日

---

名古屋藩社地內墓所寺院內神社其他神主等處分、

名古屋藩伺

一社地ニ寺院取建居候分、寺院可爲引拂ハ勿論候得共、其寺院ニ墓所有之分如何

可仕哉、
（朱書）「墓地結界可致事、」

一寺院中へ引社仕居候分、舊跡へ遷宮ノ上、更ニ神主ヲ置可申事、
（朱書）「伺ノ通、」

但、舊地不相分幷鎭守ト唱神主執行仕來候分、如何可仕哉、
（朱書）「寺院地場廣候ハヽ結界可致、場狹候ハヽ可然地所ニ可相移事、」

一式社幷大社ノ義ハ、必神主一人充申付、兼帶不相成事、

但、是迄兼帶致シ居候分ハ、早々引合可申事、
（朱書）「可爲伺之通事、」

一式社始廢社相成居候分、舊地相分候迄、同郡ノ内ニテ、清淨ノ地相撰、假社取建置可申事、
（朱書）「可爲伺之通事、」

一式社ノ内一名、兩社ニテ不分明ノ分、穿鑿行屆候迄ノ處、如何可仕哉、
（朱書）「無餘儀筋ニ付、確定相成候迄ハ、其分ニ可差置事、」

一神主ト唱候者ハ一社一人ニ限可申事、

（朱書）
「一社一人ニハ不限候事、」

一滅罪取扱居候別當社僧ハ、還俗不被爲致、本寺へ爲引取可申哉、
　但、滅罪取扱候寺院ヨリ轉住致シ候分ハ、差別有之候哉、

（朱書）
「滅罪寺ニ候得共、別當社僧ニ候ハヽ、復飾爲致不苦候事、」

一式社ノ社人神主號可爲相唱哉、
　但、式社ノ社人ニテモ官位中神主號相唱可然哉、

（朱書）
「神主號ノ儀ハ、願出候上可相稱事、」

一諸社祈禱ノ守、他國ニテモ有信ノ者へハ、賦與可然哉、諸侯 二年三月十四日

（朱書）
「可爲伺ノ通事、」

## 半田に於ける神職離檀神葬式の件

〔半田町史〕社寺

神職葬祭式の事に付、左の舊記あり、當時佛門の威力旺盛なる一斑を知るべし、

私共儀、旦那寺引離、無宗門にて神道葬祭式取行申度旨、數年來奉願上候所、段々御調之上、一の宮神主佐分但馬守、熱田大宮司千秋駿河守者、丑年宗門引離之儀、旦那

寺へ及缺合(懸カ下同ジ)候様、御読御座候に付、互に及缺合候に、但馬守儀者、菩提寺納得仕、其砌御達申上候由に御座候、然所駿河守菩提寺離旦之儀差扣罷在候趣に付、私共へ未何等之御沙汰も無御座與に奉存罷在候得共、在々社家共、抑發願之儀に候得ば、乍恐此段も厚　御賢考被成下、何卒右兩家同様、銘々旦那寺へ宗門引離之儀、及缺合候様、此節被仰付被下置候様仕度奉願上候、尤御吟味中、ケ様奉願上候者、重々奉恐入候得共、追々奉申上候通、多年奉懇願中、志願空敷死去仕候族も有之、一同歎息仕候、殊に老年之者共者、年來の志願故、早速相叶候様仕度旨申聞、是亦難默止儀に奉存候間、恐をも不顧、御早行方只管奉願上候間、幾重にも厚御憐考之上、急に願之通仰付被下置候ハヽ、一同難有仕合に奉存候、以上、

辰八月(天保十五年)　愛知知多郡總代 戸部村天王神主　金原大藏外四名

前記願書に對し、寺社奉行の指令左の如し、

書面旦那寺引離之儀、當主並跡相續之者計、引離、其餘家族共儀者、旦那寺不引離積相心得、先々銘々旦那寺へ缺合、納得候はヽ、一札取立、當奉行所に差出、取計方等可任差圖候、尤威勝(得)ケ間敷儀無之様可心得候、

但、本文缺合方之儀、多人數騷立、一時及缺合候而者、不可然候條、其段篤と相心得、

穩和に缺合候樣可致候、

右に依り、榊原右近より常樂寺へ缺合、常樂寺の承諾書幷寺社奉行への屆書左の如し、

此度其許神道葬祭に被執行度儀、寺社奉行所に御願濟之由、就ては已來當職並に嫡子一人離旦之儀、被願出候故、致納得候間、向後神道葬祭に可執行候、勿論宗族之分は、是迄之通、寺旦家に相違無之候、爲後日離旦一札如件、

成岩村　常樂寺

半田村　榊原右近殿

私儀、切支丹宗門御制禁之旨、從寛政五年、段々被御出候御書付之條數、承知仕、先祖代々淨土宗に而、寺者同郡成岩村常樂寺に而御座候處、今般私並跡相續に預り候者は、右常樂寺納得之上、宗門引離、吉田家に於而、神道葬祭式傳授請願之上、無宗門に相成候に付、爾以神祇道相守、切支丹宗門に而者無御座候、其外妻子之儀は勿論、是迄之通、淨土宗に而、右常樂寺旦那に紛無御座候事、

右之趣相違無御座候、少に而茂疑敷儀御座候はゝ、早速可申上候、爲其依如件、

嘉永元年四月

知多郡半田村
入水下天神　榊原右近

# 三河半原藩百姓神勤伺

〔太政類典〕第一編第百三十一巻教法神官

三年十二月

百姓ニ一代限神勤ヲ許ス、

半原藩伺辨官宛

一村方鎮守ト相唱、是迄別段社務ノ者モ無之、祭事等ハ、其村方ニテ取行来候處、神佛混淆不相成御趣意ニ付テハ、以来百姓共ノ内ニテ、自分家事向ハ悴ヘ相讓、其身一代神職相勤度段願出候者有之節ハ、得ト事情相糺、故障等無之候者、願ノ通申付候テモ可然儀ニ御座候哉、又ハ右事柄巨細相認可伺義ニ御坐候哉、

一前文ノ次第申渡候テモ可然義ニテ申付候上ハ、右ノ段追テ御屆申上候テ可然義ニ御坐候哉、兼テ心得罷在度、此段奉伺候、以上、三年十二月二十日

（朱書）「伺之通、

但、其節不及伺出、神勤申付候上可屆出事、三年十二月廿五日」

神祇官意見辨官宛

百姓一代限神役爲勤候義不苦、尤身元取調可然候得共、巨細伺ニ不及、但、申付候上ハ屆ケ可出義ト存候、仍本紙相添、此段申進候也、三年十二月二十五日

# 駿河以東十三ヶ國復飾者姓名屆出の件

〔太政類典〕第一編第百三十一卷 教法 神官

元年十月二十日

駿河以東十三國社寺府藩縣管轄ニ付、復飾者姓名管廳ヨリ屆出シム、

今般駿河以東十三國社寺之儀、府藩縣ニ於テ取扱候ニ付テハ、自今方內ノ別當社僧復飾致シ候節ハ、姓名等相認、府藩縣ヨリ行政官ヘ屆出可申候事、

但、一ヶ月分宛取纏毎月屆出可申事、布

# 靜岡藩復飾社僧と舊社家との順序伺

〔太政類典〕第一編第百三十一卷 教法 神官

四年正月十八日

社僧復飾之者舊社家トノ順序、從前ノ格ニヨラシム、

靜岡藩伺 辨官宛

當藩管轄地靜岡淺間社別當社僧等、先般御屆申上候通、追々復飾神勤仕候ニ付テハ、從前ノ神主社人共、一同打混シ候節、順序ヲ定格無之、差支候間、從前寄附之社領配當高ノ多少ヲ以、一体之順序取極可然儀ニ可有御坐哉、此段相伺申候、右者來春年禮ノ節、順序差支候間、至急御差圖御座候樣仕度奉存候、以上、三年正月二十三日(朱書)「藩」

(朱書)「兼テ御布告之通、從前之格ニテ可取計事、」四年正月十八日

神祇官意見　辨官宛

靜岡藩伺、別當社僧復飾ノ上、舊社家ト順序ノ儀御布告之通、從前之格ニテ取計可申樣御達有之度存候、仍本紙相添此段申進候也、四年正月十七日

## 燒津神社神主人別帳の件

〔神社諸願伺屆〕(○内閣文庫所藏)

乍恐謹而奉歎願候

一宗門人別之儀、此迄俗家同前まて、寺判致し來り、附屬水野出羽守へ、每歲三月納候、然處、當三月ハ、

勅使之御両卿并
大總督御宮、駿地御在留あらせらを、同藩儀御守衛旁々多端ニ付、人別帳納方延
日ニ相成候そ、去七月廿日ニ、右之人別帳可差出旨被申渡候際、先般
神祇事務御局より、神職之者家内ニ至る迄、以来神葬祭ニ可致、難有
御布令ニ依て、寺判相除き、神主家一判ニて、人別帳へ右之事件書相添差出し候
處、此
御布令ハ、三月後之事故、當年之儀ハ、先是迄之通りニ致し可差出旨、被申渡候、然
る上ニて、徳川家へ引渡され候而ハ、同家先蹤之確定を相守り可申哉も難計候
際、當辰年より以来寺判相除き、神主一判之人別帳ニ仕候様、格別之　御鴻意を
蒙り、断然さる
御免許を、伏而奉懇願候、至誠恐惶頓首謹言、
慶應四戊辰年八月廿三日
駿州山西焼津神主(社カ)
神主
鈴木外記

辨事

御役處

（指令）

今年ゟ不及寺判事、

# 伊豆韮山縣神社佛號改正等伺

〔太政類典〕第一編 第百廿五卷 教法 神社四

四年四月十四日

韮山縣下神社佛號等改正幷神葬祭執行及寺號ヲ招魂社ト改稱等處分、

韮山縣伺 辨官宛

當縣管内諸神社々號、古來佛語ヲ以稱シ、或ハ俗稱ヲ唱ヘ來候類、是迄改替候得共、未舊稱ヲ相用候神社モ許多有之、右等ノ類村名亦ハ地名字ヲ以テ相冠ラセ、云々神社ト改稱致度旨、追々申出候、右ハ願之通承屆可申哉、

一管内ノ民庶、追々神葬祭願出、差許候ニ付テハ、其時々誄祭文辭ヲ始、葬事ヲ司候者無之候テハ、差支候ニ付、一定ノ御規則被仰出候迄、先以當分ノ内、親族ノ内重立候者、又ハ里正其他寄依ノ者ヲ、其時々祭主ニ撰定、令執行候樣取計度、且於僧徒モ、夫々葬式御座候儀ニ付、神葬祭執行ノ節、右祭主ノ者風折烏帽子淨衣著用爲致候テモ、苦カル間敷哉、

一寺院檀家、悉ク神葬祭相成候ニ付テハ、右寺院從來ノ寺號相廢、歸農致度、或ハ御

一新迄、神社ヲモ奉仕致來候寺院ハ、復飾ノ上神職ニ轉、右神社ヲ奉仕致、寺號ヲ廢、招魂社ト相改度旨願出候僧侶ハ、地元村方故障無之上ハ差許可申哉、

右ノ通奉伺候ケ條限、早々御差圖可被下候、以上、(同年四月八日縣〇神祇官付紙案省ク、)

(朱書)

「一、伺ノ通、

二、伺ノ通不苦候得共、葬祭ノ節風折帽子(烏脫カ)淨衣著用ノ儀ハ不相成、身分相當ノ禮服著用可致事、

三、寺號ヲ招魂社ト改稱ノ儀ハ不相成候事、(四年四月十四日)」

# 小田原藩寺院廢合伺

〔太政類典〕第一編 第百三十四卷 教法 寺院三

小田原藩伺 辨官宛

別紙ノ通、七月廿日奉伺置候處、未タ御附札無之御座候間、尙再度奉伺候、以上、二年八月廿九日

支配地中、諸寺院數年來無住ノ向ハ勿論、兩三年無住ニテモ、總テ無住ノ向ハ廢寺ニ取計可然哉、尤斯無住ト申ハ、本寺手遠ニテ、世話行屆兼、或ハ可然旦家モ無之、貧寺ニ候間、前顯ノ通取計不苦哉、此段奉伺候、以上、二年七月廿日

（朱書）「永無住ニテ旦家モ無之向ハ、佛具等本寺ヘ移シ、建物等取拂不苦、無住ニテモ旦家有之向ハ、近寺ヘ合併致、都テ人心動搖不致樣可取計事、」

# 箱根地方廢佛談

片岡永左衛門氏報

大正十四年八月十三日夜ニ入リ雨、

倉橋濱吉老人往訪シ、神佛分離當時ノ情況研究ノ爲、當時佛像賣買等ノ談話ヲ聞ク、倉橋老人ノ談話ニ、明治六七年ノ頃ニ、箱根宿持ニテ、芦川ノ壹丁計リ山手ニ入リシ處ニ、堂ハ左甚五郎ノ作ナリト聞シモ、最早腐朽シ、跡形モ無ク、露佛トナリシ、高サ凡貳丈計リニチ、腕ノ太サモ貳尺五六寸ニテ、總貫目四百貫程ノ、未タ箱根宿ヲ置レサル以前、應永四年ノ銘有リ、其ノ四ノ字モ三ト彫刻シタル阿彌陀佛ノ座像有リシヲ、宿方ニテ是ヲ賣却シ、小學校ヲ建築スルニ一決シタルヲ聞込、買取方ヲ交渉中ニ、聞傳テ乘合モ六七人出來、彌々四百圓程ニテ相談ノ調シ時ハ、出資ノ都合有ル者、又ハ佛體ヲ破壞スルニ、家族ノ反對モ出來テ、遂ニ三人トナリシニ、此一人モ親類ニ異議者出來、モシ強テ乘合スレハ、義絶スルトノ事ニテ、結局倉橋・柿嶋ノ兄弟二人トナリ、取崩シニ掛リシニ、附近ノ老人ナトハ、佛像ヲ取崩ナトハ、人面鬼心ナリト云ナカラ、

念佛ヲ唱ヘナトシ、職人モ素人モ手ノ出シ人無ク、止ヲ得ス金佛ノ周圍ニ炭火ヲ起シ、兄弟二人ニテ、大鐵槌ニテ打壞シ、片々トナシ、菰包トシ小田原ニ下シ、東京ニ送リ、半年モ置シモ、佛體ノ破片ト見ヘテハ、買人無ク、又小田原ニ戻シ、蹈鞴ニテ溶解シ、再度東京ニ運搬シ、漸ク賣拂ヒタルモ六十兩計リモ損失セリト、當時ハ寺院ノ鐘モ官沒セラルヽ風評ノ爲メ、所々ニテ七八個モ買取、何モ破片トシテ賣却セリト、

二十三日晴、

十時四十分箱根行キ自動車ニ乘ル、宮ノ下以上ハ目立タル雨ノ被害ナキモ、日曜ノ好日和ニテ、乘客多イ、重量ノ爲カ進行遲々、箱根停留所ニテ降車ス、當地ハ未タ震災ノ復興微々、一年中ノ好期節モ、通行人少ク、寂莫トシテ人家ニモ人影ナシ、萬福寺ヲ尋シニ、住職ハ東京ナリト聞キ、寺世話人ノ家ニ至リシニ、幸主人在宿ニテ、其談話ニテハ、當住ハ東京淺草ニテ、萬福寺ハ兼住ナリ、金剛王院ニ在リシト云阿彌陀佛ハ、御丈貳尺バカリニテ、御首ヲ取リ、外ハ御腹籠リニ八寸計ノ弘法大師御作ノ阿彌陀佛ニテ、以前ノ住持ハ金剛王院ニ緣故有リ、神佛分離ニ際シ、萬福寺ニ引移シテ安置シ、箱根權現御本地佛ニテ、箱根神社ノ前祠官古川氏ハ、神社ノ物ナリト取戻ヲ交涉シ、遂ニ起訴ナセシモ、其儘ナリシニ、震災ニテ寺ハ倒レ、佛體ハ金庫ニ入リシ儘ニテ、參

拜モ不得、辭シテ興福院ニ至レハ、是モ住持不在ニテ、佛像ノ由來モ不明ナルモ、當住ハ四年前ニ埼玉ヨリ轉住ト聞ハ、在寺ナルモ、餘リ詳細ハ知ヲ得サリシナルヘシ、梵妻ノ案内ニテ、國寶ノ觀世音(ソハ金剛王院ニ在シモノ)菩薩ヲ拜スレハ、蓮臺共ニ貳尺計ノ座像ナリ、其他ニ西新井川崎ト同木同作、弘法大師ノ座像モ安置セリ、此像ハ金剛王院ノ本地堂ニ安置シ在シ木像ナルヘシ、此外ニ千手觀音等モ金剛王院ノモノト云モ、果シテ然ルヤハ判然セス、白地藏ト唱ル木像ハ、運慶ノ作ニテ、舊時西ノ河原ニ在シヲ移シタリト、寺ヲ出テ、當地ニテノ古老ナル小林善次郎氏ヲ訪シニ、幸在宅ニテ、分離當時ノ談話ヲ聞シニ、其當時ノ金剛王院住職ハ復飾シ、箱根太郎ト改名シ、箱根神社ノ神官トナリ、金剛王院ハ廢寺シ、其敷地建物佛像佛具ハ自然ニ箱根氏ノ私有ニ歸シ、數多ノ佛像佛器ハ顧者モ無ク、湖畔ニ持出シ、三四日モ燒捨シカ、其時分金剛王院ヨリ貰受タリシカ、今ハ萬福寺ニテ云箱根神社本地佛ニテ、御本地佛ト云ハ疑シト、其時ニ村ノ老人ノ惜テ、興福院ニ幾體カヲ安置シタ、其内ノ一體カ國寶ノ觀世音ニテ、其外弘法大師ノ幾體ナリシハ今ハ記憶セス、白地藏ノ木像ト地藏ノ銅像ハ、西ノ河原ニ在シヲ移シ、金剛王院ノ建物ノ一部ハ、後年ニ宮ノ下富士屋ニテ買受テ、客室トナシタルモ、後ニ燒失シ、梵鐘ハ最初小田原ノ辻村カ五十圓ニ買事ニ

ナセシヲ、他ニ高價ニ買人アリ、二度目ノ買人カ、是モ湖畔ニテ打壞シ、何レニカ賣却シ、寺ノ敷地ハ、後年ニ箱根氏ヨリ岩崎家カ六百圓ニ買取リシカ、今ノ別莊ニテ、此分離ニテ一番利益ヲ受シハ、元箱根ニテ、寺領ノ山林ハ殆ト一村共有トナリ、今ハ縣下有數ノ富有ノ村トナリシハ、神社ノ御蔭ニテ、近頃其內ノ貳十町步ヲ分割シ、箱根神社ノ基本財產ニ移セリト、先年元箱根角屋老人ノ談話ニハ、維新當時ニ、金剛王院ハ官軍ニテ燒拂トノ風聞アリ、是ヲ恐レテ、萬福寺・興福寺・辨天堂等ニ隱匿ノ意味ニテ預ケシ中ノ引殘リトノ說モ有リ、今ハ何レカ實說ナルヤ判明セス、歸途ハ小涌谷ヨリ電車ニ乘リ、六時歸宅ス、

# 小田原町鎭守松原大明神神佛分離史料

片岡永左衞門氏報

新編相模國風土記稿ニ、松原明神社祭神、日本武尊長一尺二寸束帶ノ像ナリ、右ハ鶴森明神ト號ス、遙ノ後、天文中、山王原海中ヨリ金佛ノ十一面觀音出現アリ、其託宣ニ

任セ、當社ニ遷シ本地佛トナストアリ、此社之別當ハ、本山派ノ修驗玉瀧坊ニテ、關東ニ鐵砲ヲ持來リタル杉ノ坊ノ後ナリ、祭禮ニハ別當ハ長棒ノ駕籠ニ乘リ、とさん鈴かけ姿ノ配下ノ修驗ヲ從ヘ、御輿ノ行列ニ加リ、小田原城御馬出御門ニ神輿ヲ昇据ヘ、祈禱シテ惣町ヲ渡ルナリ、此外ニ供僧トシテ、古義眞言ノ西光院ハ、風土記稿ニ供僧西光院古義眞言ニテ、松原明神ノ本地佛長壹尺貳寸聖天十一面觀音トアリ、此本地佛貳體ノ爲メ、古來別當ト供僧ノ間ニ、爭論有リ、西光院ニテハ、北條氏綱ノ深ク箱根權現ヲ信仰ノ結果、箱根ヨリ西光院ト共ニ、十一面觀音之尊像ヲ、松原社ノ境内ニ移シ、觀音ヲ本地佛トナセシト、今モ西光院ニハ北條家ノ古文書ヲ藏シ、又寫シナン共、天文十八年ノ松原明神遷宮（記脱カ）ヲモ所藏スレハ、天文年間ニ本地佛トナセシモノナルヘシ、拙者ハ先年其觀音ヲ開扉シテ拜セシ時ニ、鎌倉時代ノ作ト思シニ、近頃見シト云或ル美術家ハ鎌倉以前ノ作ナルヘシト云ヘリ、何ニスルモ、立派ノモノニテ、此像ハ西光院ニ安置シアリ、玉瀧坊之海中出現ノ佛像ハ、松原明神社内ニ安置シ有シカ、玉瀧坊ニ在シカ、今ハ判明セス、神佛分離ニ際シ、玉瀧坊珍榮ノ別當職ヲ止メ、珍榮ノ長男喜久彌ノ村上匡恆ト改名シ、舊神官ノ名稱ニテ祭事社務ヲ取扱、佛器佛具ハ玉瀧坊ニ引取リタレハ、別ニ目立タル紛雜モ無ク分離シ、明治元年一月ニ、小川正義

ノ足柄縣ヨリ社司ニ任セラレ、今ハ匡恆ノ長男富二ノ神職トナレリ、分離以前ノ祭禮ニハ、社前ニ四神ヲ飾リタルカ、夫ハ六尺計リノ黑塗ノ柱ノ上ニ、壹尺五寸四方バカリノ臺ヲ載置キ、其上ニ木彫ノ彩色シタルヲ置キ、(是ハ白虎青龍ト各別ニ四臺ナリ)其下ニ白キ巴ノ紋ヲ付タル緋羅紗ノ旗ヲ下ケタルカ、是ハ其後ニ豆州熱海村ノ初嶋ニ賣渡シ、今モ同地ノ祭禮ニハ社前ニ飾ルト聞ケリ、

# 神奈川縣廢寺伺

〔太政類典〕第一編第百三十四卷　教法　寺院三

神奈川縣伺　辨官宛

當管下武州都筑郡下谷本村新義(義)眞言宗安養寺・松福院ノ儀、開基年暦不相分、安養寺ハ境内トモ御年貢地反別壹町四反五畝貳拾貳分、此高七石貳斗七升五合、檀家三拾貳軒有之、天保度ヨリ無住、松福院ハ同斷反別八反三畝五分、此高四石九斗壹升三合、無檀ニテ天明度ヨリ無住、何レモ貧地ニテ、堂舍追々及大破、永續無覺束、然ル處鄕學校取建方、兼テ被仰出之趣モ有之、夫々說諭及置候處、同村ヘ鄕學校取設ケ、相應ノ教師相撰ミ、村内幼少ノ者、手跡ヲ初メ、教育筋爲取計、其餘農隙之節、習學致候ハヽ、自ツカラ小民マテ開化ノ御主意ヲ辨別致シ、一村協和之基本ニモ可相成處、右經費ハ難及力折柄、安養寺・松福院トモ後住永續見据無之ニ付、安養寺檀家一同熟談之上、同寺兼帶同郡西八朔村極樂寺檀家ニ相成、松福院共佛像並寺附之品ハ極樂寺ヘ引渡、堂舍ハ村方ニテ引受、鄕校ニ引立直シ、墓地ヲ除ノ外、御年貢地ハ村惣作地致シ、右作徳ヲ以鄕學ノ費用ニ充候樣致度段、檀家村役人極樂寺並本寺王禪寺無住ニ付、輪番同

郡市ヶ尾村東福寺、外二ヶ寺一同願出、相糺候處、申立之趣無相違候間、願之通承屆、安養寺・松福院ハ廢寺申渡候樣可仕候哉、
（朱書）
一、本文之外、此後同樣之儀願出候節、夫々相糺、本寺本山法類幷檀家地元等ニ故障筋無之上ハ、其度々不及伺承屆、追テ御屆申上候樣仕度奉存候、

此段奉伺候、以上、四年七月十日

民部省意見

神奈川縣ヨリ伺出候廢寺ノ儀、取調候處、更ニ不都合之次第モ無之候間、御聞屆相成可然、尤爾後事故無之廢寺ノ分縣廳限聞置、追テ屆書差出度トノ見込ハ、一般ノ御布告ニ差響キ候間、左之通御差圖相成可然存候事、四年七月　日缺

御差圖案

書面廢寺ノ儀聞屆候條、跡所分ノ方法見込之通可取計事、

但、朱書ノ廉ハ其時々伺之上可取計事、

# 淺草寺に於ける神佛分離

淺草寺報

## 概觀

抑も當寺の神佛分離は、明治元年閏四月端を開き、二年八月局を結べり、その間一年四箇月忌むべき反目もなく、錄すべき波瀾もなく、圓滿無事に遂行せられたり、初め分離の令、上野より回達せらるゝや、別當代龍禪院は直に醫王（眞成カ、）本龍（眞昭カ、）の兩院（時に兩役者たり、）を召し、示すにその旨を以てし、更に一山（年行事は觀智院旭俊、法善院阿文なり、）並に末寺（年行事は淨光寺諶苗、最勝寺豪事なり、）の年行事を召致して、諸寺に勸請せる神社の由緒を錄上せしむ、然れども時偶々騒亂の折にして人心定まらず、當寺には既に北陸道總督附人數の宿泊せるあり、尋いで鎭撫使の入京、上野の戰爭、門主輪王寺宮公現法親王の東北御微行等事變の勃發一にして足らず、當寺は上野の支配たれば宮の關係上勢ひ謹愼を表せざるべからず、よつて章を一山に回し、命を寺領境内に發して、一時商賈農民出稼人にも遠慮休業せしめたり、これを以て分離の事務爲に遲る、

八月、世上漸く靜謐に向ふ、是に於て愈々分離に着手す、三社權現中心たり、

三社は淺草の總鎭にして、三譜代(三譜代とは、土師專堂、檜前齋頭、常音の三名を指す、本堂觀世音の給仕なり、)の祖、即ち觀世音を感得せし土師眞仲知、(神名土師眞仲知命今の一之宮なり、)檜前濱成、(今の二之宮なり、)同武成(今の三之宮なり、)の三人を祀る所なり、別當は一山の衆徒(明治初年顯松院その任に當る、)之を勤め、社務は三譜代、並に三社所屬の祠官之を覽る、祭禮は例年三月十七、十八兩日及び六月十五日の兩度に行ひ、規式頗る異觀を呈す、

三月十七日、一山の衆徒三社に參仕し、法樂を修す、終つて神輿三基(現今東照宮を加へて四基とす、)本堂に渡御あり、既にして前驅、鎗十筋、次に拍板(ビンザサラ)三人、太鼓二人、笛壹人、大太鼓、獅子頭二面列を作して本坊より出で、淡嶋社の前を過りて本堂を一周し、寶前向拜下に到る、向拜下には既に舞臺の設けあり、未刻獅子舞、田樂を其所にて演ず、伎終つてまた列を作り、風雷神門を出でて山之宿に至り、その日の式を終ふ、十八日は、祭禮の當日なり、神輿三基風雷神門より出で、淺草門(今の淺草橋所在地、)に至り、それより船に乘る、六鄕・大森の漁夫神輿を奉じ、遠近の漁人船にて之に從ふ、かくて神輿は花川戶山之宿間にて陸に上り、隨身門(今の二天門なり、)より本社に還御す、六月十五日の祭禮は、三月十七日の祭禮と大差なし、世に之を拍板の祭ともいふ、

よつて先づ三社を分離せざるべからず、是に於て、譜代の中一人を選び復飾せしめんと欲し、その意を專堂・齋頭・常音に傳ふ、三人擇するに齋頭の子相模を以てす、東京府、子たるの故を以て許さず、專堂乃ち醫王・本龍の兩院と議し、齋頭・常音の中をもて之に當てんとす、二人從はず、專堂よつて自ら復飾に決し、二十三日書を裁してその意を申す、聽許あり、卽ち三社權現を三社明神と改稱し、顯松院の別當職を罷め、專堂代つて社務を執る、是時名を改めて內膳と稱す、實に十月二十六日なり、神職既に定まる、是に於て一山惣衆を三社に集め、法樂を行ひ、社殿、神體、神器、什物を悉く三社に移す、儀頗る靜肅なり、十二月內膳の願により、太神宮、山王本社、西宮、披官(被カ)、出世稻荷社、榧木八幡宮及び疱瘡神社の社殿、鳥居を三社に附し、更に翌春境內の神祠神體を同社に移す、一山の神佛分離またこの前後にあり、今分離せる神社の主なるものを列記すれば、卽ち左の如し、

本坊の部

蛭子社　舊本堂內に在り、三社に移す、

披官(被カ)稻荷社
出世稻荷社　舊三社附近に在り、共に三社に移す、

疱瘡神社
榧木八幡宮
山王社　舊仁王門内西側に在り、本社は三社に移し、拜殿は破壞す、
西宮稻荷社　舊仁王門外西側に在り、本社は三社に移し、拜殿は破壞す、
淡嶋社　舊本堂の西方に在り、今の粟嶋堂その舊地なり、神體は三社に移す、
太神宮
熊野權現社　舊本堂の西北方に在り、共に三社に移す、但し太神宮拜殿は是時破壞す、
若宮稻荷社
熊谷稻荷社　舊本堂の後に在り、三社に移す、但し御供所は是時破壞す、
一山の部
聖天宮今尚ほ淺草區金龍山下瓦町に在り、今聖天堂と稱す、　衆徒本龍院持なり、
富士權現社今尚ほ同區千束町三丁目に在り、
諏訪明神社今尚ほ同區諏訪町に在り、　倶に衆徒修善院今廢す、持なり、
鹿嶋明神社三社に移す、　衆徒智光院持なり、

石尊明神社（同上、）
子聖明神社（同上、）　倶に衆徒實相院持なり、

天照皇太神宮（立花家に返附す、）　衆徒日音院持なり、

一之權現社（三社に移す、）　衆徒顯松院（今廢す、）持なり、

金毘羅大權現社（淺草區山谷山王社に合祠す、）
松尾明神社（同上、）　倶に地中觀智院持なり、

姥宮（三社に移す、）
姫宮（同上、）　倶に地中妙音院持なり、

秋葉權現社（同上、）
千勝明神社（同上、）　倶に地中正福院（今廢す、）持なり、

藏王權現社（處分詳かならず、）　地中長壽院持なり、

此の如く分離成りしを以て、その旨東京府へ上申す、五月八日見分あり、

六月十六日、權判事青山稻吉・丸山作樂・社寺掛青柳健之助等神祇官社寺所役の衆本坊に臨み、留守居役寂照院に面して、祕佛の開扉を强ゆ、當寺の祕佛には、古來種々の傳說あり、開扉は實に重大の事に屬す、而して幸に事無きを得たり、

以上を分離の概要と爲す、若夫れ詳細に至りては、請ふ次の史料に就いて見られんことを、

（内藤貞太郎記）

# 淺草寺神佛分離史料

## 本坊

### 一、通記

〔龍禪院記錄〕

明治元年

閏四月

四日、

一、去月十五日、執當衆ゟ回章ヲ以御達御座候神社取調出來ニ付、境内幷一山末分共、龍王院方ヘ役僧松善房持參差出申候、委細之義別帳ニ仕立有之候、且同月廿八日御達御座候寺領取調出來ニ付、是又御同所ヘ同人持參差出候、委細之儀者別帳ニ

仕立有之候、
一、帳面類坊官衆ゟ爲心得申入候處、壹冊ッヽ留置ニ相成申候、

明治二年

三月

同十八日、

一、眞崎(嵜)〇淺草橋場町、神主鈴木下總代鈴木兵庫・關口伊勢兩人參り、辨天山鳥居、幷本堂之内ニ姪子御社有之、右者何之故ニ未タ取除不申哉、東京府ゟ屆等差支に付、問合候段申聞候間、右者昨(明カ)日回達之趣ニ付、只今取調中之由役僧善行房申聞候所、右ニ而者宜敷旨申聞罷歸候事、

四月

二日、

一、過日鈴木下總方ゟ申越候辨天山鳥居、幷ニ當節柄ニ付、寶前鏡取除可申段ニ而、今朝妙智院、左之書付持參致ス、

覺

御本堂

一、鏡壹面　不動尊

一、同　愛染堂　右同斷

一、同　裏堂　右同斷

一、同　淡嶋

一、同　焔魔堂　〇現今本堂ノ西南ニ在ル寅薬師堂ニ合ス、

一、同　奥稲荷　〇三社ニ移ス、舊本堂ノ西北方ニ在リ、

一、同　橋本　〇橋本薬師堂今倘ホ本堂ノ西北ニ存ス、

一、同　辨天山　〇仁王門外東方ニ在リ、

〆八枚

右之通御座候間、慥ニ相納申候、以上、

巳四月　妙智院

〔役者御用記〕

明治元年

四月　月番醫王院

十七日、

一、中古以來、某權現、或者牛頭天王之類、其外佛語を以、神號ニ相稱候神社不少候、何れ

も其神社之由緒委細書付、早々可申出候事、

但、勅祭之神社、御宸翰、勅額等有之候向者、是又可伺出候、其上ニ而御沙汰可有之候、其餘之社者、裁判、鎭臺、領主、支配頭等江可申出候事、

一、佛像を以神體と致候神社者、以來相改可申候事、

附、本地抔と唱候(江カ)佛像を社前ニ掛、或者鰐口、梵鐘、佛具之類差置候分、早々取除可申事、

右之通被仰出候事、〇コノ布達ハ、三月二十八日、太政官ヨリ出サレタルモノナリ、

今般別紙之通御所ゟ被仰出候間、右御書付之趣篤与相心得、且於御配下勸請有之候神社之由緒、幷ニ前々ゟ勅額等有之向者、右御由緒等何レも巨細ニ取調、美濃紙帳面江相認、袋入ニ致し、三通ツヽ、内壹通者本坊、餘者龍王院方へ可被差出候、尤支配下有之面々者、右御書付之趣不洩樣相達、神社有之向者、右同樣帳面出來、本寺々々江取集、一同可被差出候事、

右之通、執當衆ゟ御達有之候間、此段夫々江可被相觸候條、御別當代被申候、以上、

四月十八日　　本坊　役僧

醫王院

本龍院

右兩年行事、〇觀智院旭僧、法善院阿文、末寺年行事［　　　　　］呼出、相達候事、

閏四月　月番初本龍院

同日、〇二日、一山神社取調帳三冊、并末門之分三冊共、本坊ゟ差出候、

三日、

一、神社調帳、最勝寺・泉養寺・延命寺三ヶ寺、本坊ゟ御差圖之通、銘々印形致、三帳差出候事、

四日、

一、神社莊嚴向佛具類取調帳、一山末門三冊宛本坊ゟ差出、

八月　月番醫王院

十二日、橋場・松崎兩社神主鈴木下總守支配社家世話役關口伊勢口上、此度下谷、淺草觸頭被仰付候ニ付、御寺院方神社來ル十七日迄ニ取調差出候樣被仰渡候、且神事手限ニ而者相成間敷、復飾等之義承り度旨申出候、依之去ル四月中上野表ゟ神社取認差出置候、復飾之儀者御觸無之旨相答候、本坊ゟ爲同斷挨拶、右之趣裁判所ゟ相伺候趣、本坊ゟ申來候、

十七日、本坊ゟ御達、
一、御相談之儀出來候間、兩院共參殿有之候樣致度候、以上、
　八月十七日　龍禪院
　兩院
右ニ付、本龍院同道罷出候處、神社之義、裁判所ゟ相伺候處、取調願出候樣被申聞、種々內談も有之候、
十八日、
一、神社之儀ニ付、銘々書取を以申聞候樣、一山幷末門・三譜代ゟ申談候事、
　十二月　月番署　王院
五日、本坊役僧ゟ來書、
一、神佛習合御廢止ニ付而者、境界疏与可相分處、未混淆之向有之趣不心得之事ニ候、不相改分者、取調之上、早々可願出候事、
　十二月　同斷　○東京府社寺局
右之通、東京府ゟ御達有之候間、此段夫々ゟ可被相觸候條、御別當代被申候、以上、
　十二月五日　本坊役僧

右之趣、一山末門年行事に相達候、〇下略

明治二年

五月　月番本龍院

淺草寺別當代

七日、本坊ゟ御達、

龍禪院

右者、明八日四ツ時頃、境内神佛混淆爲取調罷越候條其段爲心得相達候事、

東京府

五月七日

社寺局

右之趣、御達有之候間、此段承知可被相達候、以上、

五月七日

龍禪院

兩院宛

八日、東京府ゟ御出役有之候ニ付、左ニ

〇中略、正福院以下七院連署ノ請書ヲ載ス、一山智光院ノ條ニ收ム、本坊末社ノ條ト並ニ參照、

前書之外、境內幷地中寺院等ニ、神體安置仕義一切無御座候、依之奥書印形差上申

候、

淺草寺別當代

巳五月　龍　禪　院印

右者、境內見廻相濟、三社休足、東谷、南谷見廻り、請書差出候、尤役者本龍院罷出、差引之事、

八月番　醫王院

六日、本坊ゟ呼ニ來、罷出候處、境內佛器類賣拂代金勘定相立相納候樣、種々談判有之候ニ付、左之通書面差出候事、

口上書

一、昨辰年中御一新被仰出、三社境界取計方、拙僧共ゟ御任ニ相成候ニ付、境內佛器金物類、其外御拂代金を以、諸入用差引、殘金有之候間、奉願輪藏屋根修復仕度、度々奉伺候得共、御勝手向御入用多ニ付、御用途之內ゟ御借入ニ相成居候處、此度諸勘定相立、殘金不殘相納申候、尤諸入用差引金百八拾兩三朱者、當十二月無間違修理料之內ゟ御下渡被下候趣被仰聞承知仕候、且亦當暮右金百八拾兩御下渡ニ相成候節者、右申上候通輪藏屋根向修復仕度志願ニ御座候、尤右金ニ而者引足申間敷候

間、是迄修理料之内ゟ、御本堂御修復之内に、年々上納致來候金高相濟候上者、何卒輪藏御修復入用之内に御下ニ相成候樣、前以奉願上置候間、此段御聞濟被成下候樣偏ニ奉願上候、以上、

巳八月七日　　醫王院
　　　　　　　本龍院

同日、水谷左衛門、〇御用人佐野將曹、〇御納戸役寂照院立合勘定、

一、金三百貳拾兩貳分　銀五匁　鳥居拂代、
一、金貳拾貳兩壹分貳朱　銀三匁　山王社拜殿太神宮拜殿拂代、
〆金三百四拾貳兩三分貳朱　銀八匁　此金貳朱百文

此拂方

一、金百拾六兩三分壹朱　錢貳百三十八文　三社境界分ニ付、別帳通入用、
一、金九兩三分　右同斷、掛り一同に被下物、
一、金四拾五兩　八百文　昨七月、修理料ゟ、本堂御修復奉納金七拾兩、龍禪院受取、預りニ而遣拂分、此度受取、但内金廿五兩ハ、辰十二月御納戸へ相渡ス、

內譯

〇中略

小以〆金四拾五兩、錢八百文
〆金百七拾壹兩貳分一朱ト、錢壹貫三拾八文
差引殘而、
金百七拾壹兩壹分一朱ト、錢六百五拾八文　但十貳貫八百文替、
右殘金へ、此度加入、左之通、
一、金三拾五兩　鐘樓堂跡石拂代、并西之宮御供所拂代共、
一、金貳拾四兩壹朱、錢七拾貳文　輪藏屋根赤銅板拂代、
殘金差加共、
〆金貳百三拾兩壹分貳朱、七百三十四文、此金一朱百文、兩十貫文替、
内金五拾兩　龍禪院拜借分、此度御下ニ相成、
右請拂差引殘而、
金百八拾兩壹分三朱　錢百拾文　修理料に追而納ニ相成候事、
内
（中略）
金六拾六兩壹分貳朱　錢百拾文　醫王院手元ニ有之哉、（マヽ）

右之通ニ相成候哉ニ存候、以上、

巳七月

（中略）

證　書

一、金百八拾兩壹分貳朱　錢百拾文

右者、奥稻荷銅鳥居、幷鐘樓堂敷石・西之宮稻荷社御供所・山王社・大神宮拜殿・輪藏銅板共、御拂ニ相成、諸入用幷被下金等差引、全殘金前顯之通、當暮ニ至り、修理料に加入可致候、爲後鑑證書差入置申候、以上、

明治二巳年八月

佐野　將曹印

本谷左衛門印

醫王院主

本龍院主

右之通、相違無御座候、以上、

龍禪院代

寂　照　院印

## 二、三社の分離

〔龍禪院記錄〕

明治元年

八月

同廿六日、

一同人見〇代官詮次郎後本間新左衞門、持參、

一、私儀、幼年ニ付、後見齋藤長門を以、三社事務罷在候處、右長門儀、近來病身ニ相成、且亦私儀兎角多病ニ而、往々神務無覺束候間、緣合田村宮內与申者、以來三社神事祭禮無相違爲相勤度奉存候間、此段御聞濟奉願上候、以上、

　以書付奉願候

慶應四辰年八月　　田村甲子太郎印

　御代官所

口上覺

一、田村甲子太郎ゟ、別紙之通願出候ニ付、取調候處相違無御座候間、御聞濟相成候樣仕度、此段奉伺候、以上、

辰八月廿六日

菊地　庫之丞

詮次郎後見

本間新左衛門

右御納戸ゟ申談之上、聞濟候段、廿九日新左衛門ゟ申達、書面下ケ遣候、〇コノ項、直接分離ニハ關係ナシト雖モ、コノ頃未ダ分離以前ナリシヲ示サン爲メニ、コヽニ掲載ス、

明治二年

三月

十二日、

一、本龍院持參、土師内膳〇譜代土師專堂ノ復飾シテ内膳ト稱セシハ、元年十月二十六日ナリ、後ノ役者御用記ヲ參看、ゟ、三社祭禮御届書、

以書附御届奉申上候

一、三社明神〇三社權現ヲ三社明神ト改メシハ、元年十月二十六日ナリ、後ノ役者御用記ノ記事ヲ見ヨ、例年之通十七日、十八日祭禮ニ付、產子町内〇淺草神社（三社明神ノ淺草神社ト改稱セシハ、明治六年三月ノ事ナリ、）年中行事ヲ見ルニ、氏子町名ハ茶屋町・並木町・材木町・駒形町・三

間町・東仲町・北東仲町・西仲町・田原町一丁目・田原町二丁目・田原町三丁目・北田原町三丁目・新畑町・松清町・高原町・森下町・壽町・三好町・花川戸町・馬道町一丁目・馬道町二丁目・馬道町三丁目・馬道町四丁目・馬道町五丁目・馬道町六丁目・馬道町七丁目・馬道町八丁目・山之宿町・聖天町・聖天横町・金龍山下瓦町・（以上三町舊待乳山聖天宮氏子ナリ、コノ時當社ノ氏子トナル、）田町一丁目・田町二丁目・千束町一丁目・千束町二丁目・千束町三丁目・淺草町・田中町・猿若町一丁目・猿若町二丁目、猿若町三丁目・象潟町・公園五區・公園六區ナリ、江神輿通行爲致候ニ付、東京府御役所江御屆、伺濟之上、少略ニ而通行爲致候間、此段御屆奉申上候、以上、

巳三月　　土師　內膳

醫王院法印

本龍院法印

同十七日、

一、今明日三社祭禮之處、土師復飾掛り違ニ付例式無之、

四月

同十七日、

一、例年三社ニ於而、今日御法樂有之候所、神佛經界〔境カ〕相分候ニ付、當年者於客殿御法樂有之、〇分離以前ハ、三社ニ於テ之ヲ行フ、概觀ニ記ス所ヲ見ヨ、本地供ニ〇龍禪院時病篤シ、御不快ニ付、代修醫王院、出勤十九口、御酒四合、御供壹、生花等者吟味所ゟ相廻ル、御菓子者、別當代ゟ獻備、

五月

同三日

一、本龍院より、土師内膳三社境界柵矢來普請ニ取掛候旨、口上ニ而屆出候ニ付聞置候事、

同六日、

一、本龍院持參

以書付御屆奉申上候

一、三社境（界）內板打作、矢來ニ仕候ニ付、此段御屆奉申上候、

巳五月

土師　內膳

醫王院法印

本龍院法印

同十九日、

一、三社明神境界分之節、骨折候物ニ被下候儀、兩役者ゟ申上置、去辰年八月中御一新被仰出、御山內神社取調、三社明神境內ニ引入方、幷三社地坪境界与（等カ）之儀、度々御見分之節々、別紙名前之者一同立合、骨折相勤候儀ニ御座候間、何卒相當之御褒美被

成下置候樣、御執成之程、偏ニ奉願上候、以上、

巳五月

醫王院
本龍院

別紙

覺

一、金三百疋　妙智院
一、金三百疋　菊池庫之丞
一、金三百疋　本間新左衞門
一、金貳百疋宛　手代三人
一、金貳百疋宛　役僧兩人
一、金三百疋　堂番中
一、金貳百疋　書役
〆金六兩也、

（御附紙）

〔一、金五百疋ツヽ　醫王院 本龍院

一右者、三社境界相建候等之請拂
入用金之内ゟ被下ニ相成候様、
兩役者江御通達可被成候、

右之通御座候、以上、

巳五月　　　　　　　　　　水谷左衛門

寂照院様

別紙被下物之儀、下ケ札ニ而相廻し候間、宜御取計可被成候、以上、

五月十九日

同廿一日、

去辰八月中御一新被仰出、境内諸神社取調、三社結界之内江引入方、并右等之儀ニ付、度々見分等有之、其節立合骨折候者江、相當之御褒美可被下旨被申立候様、則及御沙汰候之處、兩院被申立候通、分（マヽ）附札を以御達相成候間、此段承知可被取計候、尤御附紙之通、三社境界相建候等之請拂入用金之内ゟ被下候様、御心得可有之候、以上、

五月廿一日（ ）名宛、差出人ノ名無シト雖トモ、龍禪院ヨリ、醫王院・本龍院ヘ宛テタルモノナリ、

同廿六日、

一、三社境界分之節、骨折候者ニ被下之儀、境内方之者ゟ有之候間、過日代官ニ相糺させ候所、左之通書付出ス、

口上覺

一、三社明神境界御改ニ付、其砌罷出候者御調ニ付、左ニ奉申上候、

肝煎　七郎左衛門
組頭　傳次郎
同　伊三郎
同　庄兵衛
役見世　喜兵衛
同　又七
同　初太郎
定番　彌吉
同　善吉

右之通御座候、以上、

菊池　庫之丞
詮次郎後見
本間新左衛門

五月廿三日

一、右ニ付伺書、
奉伺口上覺

境内肝煎
七郎左衛門

一、金百疋

同組頭
傳次郎
伊三郎
庄兵衛

一、金貳百疋

役見世
喜兵衛
又七
初太郎

一、金貳百疋

定番　彌吉
善吉

有之者共儀、當春三社境界分之節、幷御見分之砌等立働骨折候ニ付、書面之通御褒美被下度奉存候、尤過日役者ゟ相伺候廉之通、三社境界分之節請拂入用金之內ゟ被下候樣仕度奉存候、依之此段奉窺候、以上、

巳五月　龍禪院

（下ケ札）

伺之通被下候樣
御取計可被成候、

同廿八日、

一、三社境界分之節、立合骨折候者ヘ、御褒美被下有之、於客殿可有之之處、當節柄省略を以、於居間代寂照院申渡、（中略）代官手代も呼上ケ之處、此度者境內方之分共一同代官ヘ相渡候事、

〔役者御用記〕

明治元年

九月　月番本龍院

十一日、

乍恐以書付奉願候

一、今般御一新被仰出候ニ付、神社祭奠之儀、僧形ニ而者御差支与奉存候、依之拙者共儀者、三社神孫之儀ニ御座候間、此度齋頭悴相模義（儀）復飾爲仕、祭奠仕度奉存候間、何卒此段御許容被成下候樣奉願上候、右願之通神職被仰付被下置候上者、御慈悲を以相當之御手宛頂戴被仰付候樣奉願上候、猶又諸事御差圖を請、奉勤仕度奉存候間、此段宜敷御執成之程、偏ニ奉願上候、以上、

慶應四辰年九月

常　音印
齋　頭印
專　堂印

醫王院法印
本龍院法印

以書付奉願上候

一、今般御一新被仰出候ニ付、此度檜前齋頭悴相模義（儀）復飾爲仕、祭典仕候ニ付而者、齋

頭嶋一病氣、且又老年ニ及候節者、神職相讓、齋頭家督、御本堂勤向、是迄之通り、相模ゟ被仰付被下置候樣、此段奉願上候、以上、

慶應四辰年九月

常　音印
齋　頭印
專　堂印

兩院法印

同〇廿二日、
一、今朝本坊ゟ罷出候處、此間申聞候齋頭悴相模義(儀)、復飾之儀難相成、齋頭復飾可然与內伺之役人被申聞候間、三譜代之內壹人神職可相願旨御談ニ付、專堂呼出談判致候處、同役相談之上ニ而可申上旨ニ而引取、夕刻同人罷出、明朝迄日延申出候、尤本坊ゟ催促申來候事、
廿三日、早朝三譜代持參、

乍恐以書付奉願上候

一、今般御一新被仰出候ニ付、神社祭典之儀、僧形ニ而者御差支与奉存候、依之拙者共儀者、三社神孫之儀ニ付、此度士師專堂儀復飾仕、祭奠仕度奉存候間、右願之通被仰

付被下置候様、御執成之程偏ニ奉願上候、以上、

慶應四辰年九月

常　音印

齋　頭印

專　堂印

醫王院法印

本龍院法印

十月　月番醫王院

廿三日、本坊ゟ御達、

一、明廿四日四ツ時、御用之儀有之候間、可罷出樣、尤右同刻兩院之內壹人、爲差引參殿可有之候、以上、

土師　專堂

十月廿三日

龍　禪　院

兩院宛

右品々三譜代中ゟ相達、

廿四日、仰渡、

土師　專堂

一、三社權現之儀、別當ニ而社務仕來候處、今般王政御一新被仰出候ニ付、其方に復飾被仰付度、且三社權現ヲ三社明神与稱替之儀、東京府に願上候處、願之通被仰付候間、社務祭奠之儀、大切ニ可相勤候事、

辰十月

專堂事
土師　內膳

右改名之儀、伺之通被仰付候事、

辰十月

同日、〇廿四日、本坊ゟ御達、

一、今般三譜代土師專堂儀、三社神職被仰付候ニ付、別當職御免ニ付而者、御神躰本坊に引渡候樣、此度承知、顯松院に可被相達候、以上、

十月廿四日　龍禪院

右品々相達候事、

同日、〇廿六日、

一、今般三譜代士師專堂儀、三社神職之義、東京府江願出候處、願之通被仰付、三社權現ヲ三社明神与稱替、且專堂儀內膳与改名致候間、顯松院義(儀)別當職御免之儀(義)申渡候間、此段承知、一山惣中江可被相達候、以上、

十月廿六日

口上書

一、今般御一新被仰出、三社神職願之通被仰付、引渡ニ相成候、就而者是迄內陳(陣)ニ安置仕候東照宮御尊像之義、當分之內拙僧共江內々御預被成下置候樣奉願上候、以上、

十月

兩 院 宛(マ、下同ジ)

○因ニ、三社安置ノ東照宮木像ハ、寬永中舊境內東照宮社內所安ノ木像ヲ紅葉山ヘ移サル、時、請ウテ模刻セル所ノモノナリ、ソノ後三社ノ社內ニ置キシヲ是時本坊ヘ移シ、明治七年東京府ノ命ニヨリ、改メテ同社ニ移セリ、今淺草神社ニアルモノ卽チ是ナリ、

一、今般願之通三社神職被仰付、難有仕合ニ奉存候、右ニ付專堂家格之通、繼目相續御禮奉願度奉存候間、此段宜敷奉願上候、以上、

辰十月

士師 內膳印

兩院宛

右伺之茂本坊へ差出候事、

廿九日、兩年行事へ相達、

一、來月朔日、三社神躰其外、神職之者へ引渡ニ相成候ニ付、伺之通法樂被仰出候間、各素絹五條着用、同日辰上刻同所へ來集有之候樣、此段承知、一山惣中へ可被相達候、以上、

十月廿九日　　兩院宛

兩年行事

十一月（本番月龍院）

同日、〇晦日、顯松院看坊光靜房持參、

覺

一、三具足（金物めつき）　壹通　　一、十軸臺　壹通

右者拙寺儀、年來三社別當相勤來候處、今般御免ニ相成候ニ付、什物之内前書之通被下置、難有仕合頂戴仕候、以上、

顯松院看坊

十一月　　光靜房

兩院宛

右本坊ニ差出候、（下略）

十二月　月番王院　印

同日、（五日、）御朱印寫之寫、幷目錄相添、御別當代龍禪院煩ニ付、代修善院・衆徒惣代寶相院、東京府ニ持參相納候、役人永井直記被受取候趣兩院屆出候、（中略）其外三社境界之儀、右永井直記嚴重之申渡候趣寶相院屆出候、右早々夫々ニ相達候事、

同日、（八日、）土師內膳持參、

以書付奉願上候

一、三社神前ニ御鏡無之候間、差當不都合之次第ニ付、御不用之御鏡茂有之候ハヽ、當分之內拜借被仰付被下置候樣奉願上候、以上、

辰十二月　　土師　內膳印

十二日、本坊ニ差出候、

一、先般專當僧復飾被仰付候ニ付、同人跡當分拙僧共へ御預被仰付候間、御供米、幷配當米之儀、兩院印形ニ而請取申候間、此段宜敷御沙汰奉願上候、以上、

十二月十二日　　兩院宛

以書付奉願覺

一、(被カ)披官稲荷社・同鳥居　　一、西之宮太神宮社・同鳥居

一、(姫カ)柏木八幡宮社　　一、大神宮本社・同鳥居

一、出世稲荷社　　一、疱瘡神社

一、秋葉社・同鳥居　　一、山王本社

右之社・鳥居共、頂戴仕度、此段奉願上候、以上、

辰十二月　　土師　内膳

十八日、

以書付奉願上候

一、今般三社明神社地境界相立候ニ付而者、何分手狭、且非常等之節、差支可申与奉存候ニ付、丑寅之方惣坪數貳百貳拾六坪七合五勺、右拜借奉願度、尤年々爲御地代何程上納可仕哉、是亦宜敷御執成之程奉願上候、以上、

辰十二月　　土師　内膳印

醫王院法印

本龍院法印

右本坊江差出置候事、

廿四日、

一、今般三社明神境界相立候ニ就而者、土師內膳ゟ、繪圖面（繪圖面今見當ラズ、）之通、地所拜借之義願出候、右願之通貳百貳拾六坪七合五勺拜借被仰付、就而者壹ヶ年地代金壹兩壹分相納候樣、此段承知、可被達候、以上、

十二月廿四日　　龍禪院

兩院宛

右早々內膳江相達ス、

明治二年

正月　月番本龍院

十一日、本坊ゟ御達、

一、三社境界皆出來ニ付、大工人足共手引ニ相成候間、明日本堂相濟、下見分有之候樣致度候、尤代官共義其節差出候間、刻限等被申越候樣存候、以上、

正月十一日　　龍禪院

兩院宛

二月（月番醫王院）

二日、本坊ゟ御達、

一、今日三社境界皆出來ニ付、東京府ゟ見分之處不相越候、追而沙汰有之候間、此段相達申候、以上、

二月二日　龍禪院

兩院宛

十日、本坊ゟ御達、

一、三社境界出來榮爲見分、來ル十二日雨天日送罷越候旨達有之候間、此段相達置候、

以上、

二月十日　龍禪院

兩院宛

十二日、見分之節、本龍院本坊に罷出相濟候事、

十五日、土師内膳、三社門前水屋場所替被成下度願出候間、本坊に差出置候事、

同日、〇廿七日、

以書付奉願上候

一、八幡宮、〇舊本堂ノ後ニ在リ、ノ日枝之社、〇今、舊所在詳カナラズ、今般社地内ㇸ引入候處、瓦多分損、殊ニ土臺石等當惑仕候ニ付、先日神體御引渡ニ相成候四社堂、〇舊本堂ノ後方ニ在リ、愛宕權現・虚空藏菩薩・子安天神・稻荷明神ノ四體ヲ祭ル、ノ之義大破ニ者候得共、瓦等少々者有之、且土臺石も彼是間ニ合可申与奉存候ニ付、何卒右四社堂一式頂戴仕度、此段御聞濟被成下候樣御執成之程奉願上候、以上、

巳二月　　土師　内膳印

兩院法印

右兩通〇一通ハ、專堂家相續人ニ關スルモノナリ、茲ニ略ス、持參ニ付、請取置候事、〇下略

三月月番本龍院

十日、土師内膳持參、〇下略、土師内膳ヨリ出ス三社祭禮ノ居書ヲ載セタリ、龍禪院記錄二年三月十二日ノモノニ同ジ、

五月月番本龍院

同日、〇五日、土師内膳持參、

以書付御屆奉申上候、〇龍禪院記錄二年五月六日ノモノニ同ジキヲ以テ略ス、

十三日、本坊ㇸ差出、

一、去ル辰年八月中、御一新被仰出、御山内神社取調、三社明神境内ㇸ引入方、幷三社地

坪境界等之義、度々御見分之節々、別紙名前之者一同立會、骨折相勤候儀ニ御座候間、何卒相當之御褒美被成下置候樣、御執成之程、偏ニ奉願上候、以上、

　　巳五月　　醫王院
　　　　　　　本龍院

　　覺

一、金三百疋　　妙智院　　一、金三百疋宛　（菊地庫之丞・本間新左衛門）
一、金貳百疋ツヽ　手代三人　一、金貳百疋ツヽ　役僧兩人
一、金三百疋　　堂番中　　一、金貳百疋　　書役
　〆金六兩　〇コノ書、龍禪院記錄五月十九日ノモノニ同ジト雖モ便宜重收ス、

右之通ニ御座候、以上、
　　巳五月
右本坊に差出置候事、
廿一日、本坊ゟ御達、
一、去辰八月中、御一新被仰出、境內諸神社取調、三社境內に引入方、幷右等之儀ニ付、度々見分等有之、其節立合骨折候者に、相當之御褒美可被下旨被申立、則及御沙汰候

處、兩院被申立通、外附札之廉を以御達ニ相成候間、此段承知、可被取計候、尤御附札之通三社境界相建候請拂入用金之内ゟ被下候樣、御心附可有之候、以上、

五月廿一日　　　龍　禪　院〇コノ書、龍禪院記錄二年五月二十一日ノモノニ同ジトイヘドモ便宜重收ス、

附札

一、金五百疋宛　　兩役者　　一、金百疋　　肝煎七郎左衞門

一、金貳百疋　　組頭三人　　一、金貳百疋　　役見世三人、定番兩人

〆金四兩

金五兩貳分　　都合金九兩貳分　　目錄本坊ニ而、夫々ㇸ相渡候事、

## 三、末社の分離

〔龍禪院記錄〕

明治二年

四月

同二日、
一本堂内蛭子者、土師之方ゟ引渡候事、
五月
同八日、
一、今四ツ時比、社寺局出役今泉覺左衞門・竹内助七郎兩人入來、本堂内蛭子取除跡、熊ヶ谷稻荷（〇舊本堂ノ後ニ在リ、）跡・淡嶋社（〇舊本堂ノ西ニ在リ、）跡・西之宮稻荷（〇舊仁王門外西側ニ在リ、）跡見分相濟、一山之向茂見分有之、右ニ付當院方之請書、并一山方之請書等左之通、

御請

境内
元西宮稻荷跡
一、荒澤堂不動明王
元熊ヶ谷稻荷跡
一、十一面觀世音
元淡嶋社跡
一、虛空藏菩薩
右之通神體取除跡、今般御見分被成下候處、社造等ニ茂無之、紛敷儀も無之候間、安

置佛之名相認、差出可申旨被仰渡奉敬承候、依之此段御請奉差上候、以上、

五月八日

淺草寺別當代

龍　禪　院印

東京府

御役所

一、本堂內蛭子之像取除跡之儀ニ付願書、

奉願口上覺

一、淺草寺本堂內ニ有之候蛭子之像、先達而土師內膳方ニ引渡申候、跡社御見分之上取拂可申旨被仰渡奉敬承候、右者本堂ニ取附有之、取片付方手重ニ付、當分之內御差置被下置候樣奉願度、就而者右社ニ空堂与認候札掛置、參詣人等無之樣可仕旨被仰渡奉承知候、尤本堂內外神體等一切無御座候間、此段御聞濟之儀、偏ニ奉願上候、以上、

五月八日

淺草寺別當代

龍　禪　院印

東京府

前書之外境內、幷地中寺院に神體安置仕候儀一切無御座候、依之奧書印形仕差上申候、

御役所（中略、一山ノ請書ヲ載セタリ、智光院ノ條ニ收ム、）

巳五月

淺草寺別當代

龍禪院印

同十六日、

一、五月八日見分之節、從當方（マヽ）方見分濟請書差出置候ニ付、專修院方、當方に猶又請書取置候、

御請

元西宮

一、荒澤堂不動明王

右西宮稻荷神體取除跡、今般御見分之上社造等ニ茂無之、紛敷儀も無之候間、安置佛之名相認差出置可申旨、社寺方御出役衆方被仰渡候段、御達被下奉敬承候、依之此段御請奉差上候、以上、

巳五月

專修院印

六月

同四日、

一、奥山元若宮祠下ニ行倒人有之候ニ付、本間新左衛門訴書持參屆出候、（若宮稲荷者、三社境内ゟ、引纏ニ相成、跡祠者御拂ニ相成候所、雨天續ニ付、未タ取毀不申候旨、下方ゟ申出候、）

同七日、

一、一昨五日検使之節、役僧松善房、並本間新左衛門ゟ差出候書付寫、新左衛門持參、

差上申一札之事

一、淺草寺別當代煩ニ付、代松善房奉申上候、神佛混淆之儀ニ付而者、兼而御布告も有之、其上先達而中御出役之上御調を請、神體者三社内ゟ不殘引移、跡祠宇者過半取毀候得共、殘之分早々取片付可申旨被仰渡、既ニ御請書も差上置候儀ニ有之、然處境内元若宮稲荷祠（○舊境内ノ西北隅ニ在リ、）之儀、淺草眞砂町道具屋仁兵衛方ゟ引渡候對談之處、雨天旁ニ而取毀方不行屆候ニ付、〆り附置候處、（○中略、十五六歳計ナル非人體ノ男ノ死骸ヲ發見セシコヲ載ス、）右躰御主意御座候ヲ、祠宇建置候故、死人等有之儀ニ付、重々奉恐入候、且山内見廻り右彌吉、（○死骸發見者、）善吉・惣吉・伊之助・平吉儀、時々見廻候得共、境内廣場之儀、殊ニ〆り致置、明社之儀ニ付、何分不心付罷在、臭氣甚敷候故、戸明出し候儀御座候得共、

畢竟見廻之者心附方不行屆之旨蒙御察計、重々奉恐入候、且右社者、早々取片付候間、何卒出格之譯を以、御聞濟之程奉願上候、以上、

六月五日

淺草寺家來
本間新左衛門印

淺草寺別當代
龍禪院煩ニ付代

同寺役僧
松善房印

東京府
社寺局
相場誠一郎殿
竹内助七郎殿

同九日、

一、元若宮稻荷明キ祠不殘取拂方相濟候段、昨夕吟味役村越要人申出候、

同十二日、

一、若宮明キ祠者、一昨十日取拂ニ相成候所、其外猶六三郎、〇植木屋花屋敷主人、當時通稱ヲ植六トイフ、今ノ花屋敷ハ、其後ナリ、幷仁右衛門〇侠客新門長五郎ノ子ナリ、庭中及ひ、日除稻荷御廟所道外ニ有之、等有之候間、早々

神體三社境内江移し、祠者取除候樣地方役江申付候所、仁右衛門者、今日中三社江引移可申、六三郎者、神體者元ゟ家内神棚ニ有之候間、元之所江歸し、祠者當分植木入置申候段、日除稻荷者、大和屋與兵衛方ニ而取扱來候間、同人ゟ三社境内江相移し、祠者不日ニ取拂申候段菊地庫之丞屆出候、

一、右ニ付今日取拂御屆差出ス、左之通、

淺草寺境内元若宮稻荷明キ祠取拂之儀御屆書

一、淺草寺境内元若宮稻荷明キ祠、引請人江申付、一昨十日不殘取拂申候、依之此段御屆申上候、以上、

六月十二日

淺草寺別當代

龍　禪　寺

東京府

御役所

同十三日、

一、庭中ニ有之候作場道門脇作場稻荷社、昨十二日手入ニ而取拂、神體小宮共客殿江引移候ニ付、其段御納戸江申談、尤是迄之通供物致候樣申通、役僧江相渡、客殿江安

置致候、

〔參考〕

〔年中行事并兼勤社調書〕（淺草區淺草神社所藏）

淺草神社御末社

惠比壽神社　祭神大國主神　事代主神

右一社

一之神社　土師眞仲知命

日枝神社　大己貴神　大山祇神　闇龗神

稻荷神社（舊字西宮蕪谷）　豐受姫神　倉稻魂神

淡島社　大己貴神　少彦名神

千勝神社　猿田彦神

事比羅社　大己貴神　金山彦神　崇德天皇

菅原社　右大臣菅原道眞之神

愛宕社　火産靈神　大己貴神

姥宮　玉依比賣神

姫宮　埴山姫神

以上千勝社合殿

廣田社（舊號蓑笠大神宮）　天照皇大神

宮比社　天宇受賣神

人麿社　柿本人麿之靈

八幡社　應神天皇

疱瘡社　菊理姫神

十社神　土師氏附屬淺草開基十人之靈

鹿島神　武甕槌神

雨降社　石長姫神

子ノ聖社　聖神

嚴島社　祭神市杵島姫神　田心姫神

湍津島姫神

稻荷社（舊號赤澤・秋葉・王子三社）

以上大神宮合殿

## 四、祕佛開扉事件

〔龍禪院記錄〕

明治二年

六月

同十六日、

一、今晝八ッ時比、神祇官社寺所役之者拾人計入來、神佛混淆御改ニ付、龍禪院ヘ面會可致旨ニ付、同院儀不快之趣申斷、代り寂照院罷出候所、緣起一覽可致申聞候間差出候所、一覽相濟、其後本堂ヘ罷越、御祕佛相改メ可申被申候間、右者夫々ヘ申通、其上御改受可申段申聞候所、　勅命ニ候間不相成旨ニ付、無據執事代ヘ申通、直樣兩役者呼寄、寂照院昇堂之所、本龍院も昇堂ニ而、一日御猶豫申立候所、右等之儀ニ而異存申者有之候ハヽ引立可參段吃(屹)度被申斷候間、無據御內陣ヘ案內御封印切解御改無滯相濟申候、尤改中者扉相立參詣止、正面ニ幕打等致、御內陣ニ於而御改有之候、右出役之者名前不申聞、神祇官社寺所役与申答、一向姓名不申聞候間、供之者

之承り候所、左之通、

権判事
青山　稲吉
丸山　作樂
社寺掛
青柳健之助

一、右ニ付、御用人に其段御書面早速申上、猶又無滞相濟候ニ付、此段者御届書ニ仕立差出申候、尤七ッ半比引取候間、直樣左之通差出、
昨十五日夜從東京府達書を以、今十六日四半時比、罷越候旨被申越候間、相待候所、今晝八ッ時比、神祇官社寺役之者凡拾人計罷越、龍禪院に面會申入候間、不快之旨申斷、拙僧罷出候所、此度神佛混淆御改之儀ニ付、右等に携候もの者可差出、一覽致候旨被申聞候間、元文年中御衆帯相成候ゟ以後之書類等者御座候得共、右樣之儀一切無之段申斷候處、緣起一覽可致被申候ニ付、是者夫々に申聞、其上可入御覽段申聞候得共、　勅命ニ候間不苦段被申聞、無據差出爲致一覽候、右相濟候而、本堂御祕佛相改メ可申旨ニ付、是も前同樣申斷候得共、　勅命ニ而改候

ニ付、決而迷惑相懸不申段被申聞候間、無據役者ゟも申通、一同本堂ゟ罷出、御封印不殘切解、御改メ無滯相濟申候、尤明十七日右爲御屆東京府ゟ龍禪院罷出候樣被申達候間、不快ニ付、爲名代役者之內壹人罷出候樣申談置申候、此段不取敢申上候、以上、

六月十六日

同十七日、

一、今朝龍禪院爲名代、役者之內可罷出之所、相談之上、右爲代寂照院東京府ゟ罷出候、

口上覺

一、昨十六日、神祇官社寺所役之御方々御出役ニ而、淺草寺緣起、幷觀音堂祕佛等御改無滯相濟申候、依之此段御屆申上候、以上、

淺草寺別當代
龍禪院煩ニ付代
寂　照　院印

六月十七日

東京府
御役所

一、右之通差出候所、出會竹內助七郎承屆候段申聞候、

同十八日、

一、御祕佛御改濟ニ付、御掃除之上封印、幷御供養之儀等、役者幷御納戸ヘ申談、上野ヘ罷出、學頭凌雲院大僧正（海範）ヘ相談候所、右者東京府ヘ御屆之上相勤可然、且導師之儀者、謹愼中ニ付、難相勤候間、佛舟院前僧正（端亮）可然旨ニ付、直樣寂照院、御同院ヘ參上、尤凌雲院ゟ爲使僧戒光院被參、相談之處承知被致、十九日夜御掃除、廿日朝御封印御供養之趣取極申候、（尤小桶・土瓶・丁字壹兩目・白檀壹兩目、十九日朝迄ニ、御供所ヘ差置候樣、吟味所ヘ申立候、）

一、右ニ付、役者ヘ相達、

醫王院
本龍院

明後廿日、於本堂爲御供養法華三昧修行有之候間、各素絹五條着用、巳之上刻□メ同所ヘ來集可有之旨、一山惣中ヘ可被達候、尤其節導師佛舟院前大僧正被相勤候間、此段も爲心得可被相達候、以上、

六月十八日　　　　龍禪院

同十九日。

一、夕七ッ半比、案內有之、昇堂、御掃除、封印等、無滯相濟、法樂有之、尤饅頭、餅菓子等者、御納戸ニ而取計、役者兩院、年行事兩院、妙智院、承仕一同、三譜代出席、封印之、銘左之通、

明治二己巳年六月十六日、神祇官社寺所役之者、以
勅諚、爲改罷越、淺草寺印（朱印）舊封不殘切解候ニ付
今般改而封印、
明治二己巳年六月十九日

同廿日、

一、御祕佛封印相濟候ニ付、於本堂法華三昧修行有之、導師佛舟院前大僧正出座、一山惣出、御供養、無滯相濟、尤執事代、承仕一同出勤、

尤本御膳獻備、御高盛者兩役者、一山に被下、御菓子者坊官衆、御用人始、當所詰合之者に配當、

御別當代、兩役者ゟ饅頭數貳百獻備□成中候、

一、廿日御供養之儀、東京府に御屆書、昨十九日役僧を以差出、左之通、

淺草寺祕佛封印供養之儀御屆書

一、去ル十六日、以　勅諚神祇官社寺所役之方々御越有之、淺草寺祕佛開扉御改無

濟相濟候ニ付、明廿日右封印之上、供養仕候、依之此段御屆申上候、以上、

淺草寺別當代

六月十九日　　　　　　　　龍禪院印

東京府

御役所

右善行房を以差出候所、出會今泉覺左衛門請取、承知之旨申聞候段申出候、

一、御供養ニ付、出仕名前左之通、

佛舟院前大僧正　　寂照院

醫王院　　本龍院

金藏院澄○辯　　無動院恭○義

智光院健○豪　　梅園院雄○德

自性院晃○眞　　實相院良○眞

日音院海○成　　光静房（新在家寺号）慶○眞

吉祥院慶○嚴　　覺善院選○亮

德應院順○眞　　壽命院如○惰

敎善院　秀○宣　　正智院　乘○諶
妙德院　錫○辨　　勝藏院　顚○榮
正福院　道○章　　延命院　欣○昭又亮
遍照院　應○玄　　長壽院　徹○俊
泉藏院　顚○諦　　壽德院　[illegible]○慈
泉凌院　純○慈

總計廿七口

〔役者御用記〕

明治二年

六月（月番醫王院）

一、十六日八時頃、東京府社寺掛青山(柳)健之助・神祇官權判事青山稻吉・丸山作(樂)東、其外六七人本坊に被參、神佛混淆之改として罷越候趣申聞、緣起其外相改、觀音之祕佛相改申度旨被申聞候間、今日者役々相揃不申候間、支度等も有之、一日猶豫之義相願候得共、今日　勅定(諚)を以相改候儀ニ付、　勅諚違背ニ相成可申趣被申聞、無據龍禪院代寂照院・醫王院・本龍院・妙智院、其外承仕、堂番一同立合、相改無滯相濟候事、尤社

寺掛り役人、大切ニ護持候樣申聞引取申候、

十七日、東京府ㇸ御屆、

口上覺

一、昨十六日、神祇官社寺掛之方々御出役ニ而、淺草寺緣起、並觀音堂祕佛等御改無滯相濟申候、依之此段御屆申上候、以上、

淺草寺別當代
龍禪院代

巳六月十七日　寂照院印

東京府御役所

右持參、出會役人竹內助七郞、承り屆候段爰ニ記、

十九日暮六ッ時、右御內陣御掃除、御祕佛御封印仕候、寂照院・醫王院・本龍院・兩年行事・金藏院・觀智院壹人宛出勤、無滯相濟候事、

十八日、本坊ゟ御達、

一、明後廿日、於本堂爲御供養法華三昧御修行有之候間、同日巳上刻早〻、同所ㇸ來集有之候樣、一山惣中ㇸ可被相達候、尤其節爲導師佛舟院前大僧正被相勤候間、此段も爲心得可被相達候、以上、

六月十八日　　　　　　　　　　　　　龍禪院

兩院宛

右品々、一山に回章差出候、

十九日、本坊ゟ役僧を以、東京府に御屆之寫、

一、去ル十六日、勅諚を以、淺草寺祕佛御改、無滯相濟候ニ付、右祕佛、先規之通封印仕、明廿日供養仕度奉存候間、此段御屆奉申上候、以上、

六月十九日　　　　　　　　　　　　　龍禪院

東京府

御役所

廿日四時、御供養、法華三昧、無滯相濟、導師凌雲院隱居佛舟院相勤、寂照院、一山廿八口、

本御前一（膳カ）ト通惣中に被下、兩年行事に相渡配當之事、但兩院ゟまんぢう貳百相備、衆僧へ配當仕候事、

一山衆徒

一、本龍院

本龍院ハ、山號ヲ待乳山ト云フ、淺草區聖天町ニ在リ、
現住職ハ横田眞戒、

〔役者御用記〕

明治二年

正月 月番本龍院

十日、本坊ゟ御達、

一、舊冬其院ゟ伺候氏子員數幷聖(マヽ)天ニ附被置候哉、相調可申出旨申渡候得共、未タ相届不申候ニ付、早々可申出旨、東京府ゟ達有之候間、此段承知可有之候、以上、

正月十日　　龍禪院

本龍院

眞乳山
本龍院

廿七日、本坊ゟ御達、

右者、御用之筋有之候間、明廿八日巳刻神祇官江出頭可致候事、但名代ニ而者不相成候事、右御用向當府江可被届候、

正月廿七日　東京府社寺局朱印

別紙之通、只今東京府ゟ達書來候間、寫壹通相廻し申候、此段承知可有之候、以上、

正月廿七日　龍禪院

本龍院

右御達ニ付罷出候處、氏子御尋御座候事、出會役人前原京太郎、右屆出候事、

因ニ、右記事中ニ見ユル氏子ハ、淺草金龍山下瓦町、及ビ聖天町・聖天横町ノ三町ヲ指セルナリ、由來待乳山本龍院聖天堂ハ神社トシテ待遇セラレ、堂名ヲ聖天宮ト稱シ、華表・神輿殿等ヲ境內ニ設ケタリ、然レドモ聖天ハ歡喜天、マタ大聖歡喜天トモ云ヒ、觀音ノ化身ナレバ、明治元年正月官ノ命ニヨリ、氏子ヲ三社ニ屬シ、祭典總ベテ佛式ヲ執ル、是ヨリ永ク佛殿トナリ、今日ニ及ベリ、

## 二、修善院

今廢ス、

〔役者御用記〕

明治元年

八月（月番醫王院）

十三日、回達、

一、神社之儀ニ付、御內談申度義有之候間、明十四日晝飯後醫王院方へ御來集可被成候、且披見加點相濟候處ゟ、本龍院方へ返戾可被成候、以上、

八月十三日　　兩院

修善・智光・實相・日音・顯松・妙音・觀智・長壽・正福宛

同〇廿二日、修善院持參、

以書付奉願上候

一、今般御一新御改政被仰出候ニ付、野院持富士淺間〇淺草區千束町三丁目ニ現存、幷諏訪明神〇同區諏訪町ニ現存、兩社共、御朱印地之內拜領仕、社務相勤罷在候處、相隔候場所ニ付、薄祿之寺院、每々取締向行屆不申難儀仕候間、此度右兩社地共、御本坊ゟ奉差上、當山寺務出精相勤度奉存候間、宜敷御執成之程奉願上度、此段奉伺候、以上、

辰八月　　修善院印

兩院宛

一、野院持富士淺間社、幷諏訪明神兩社共、何之通御開濟ニ相成候ハヽ、右諏訪明神之義、懸隔候場所ニ付、先住代ゟ、元信州諏訪明神社人小口左內与申者召抱、社守爲相勤置候、右之者祖父ゟ三代七拾年餘、眞實ニ相勤候儀ニ御座候、何卒右神職ニも被仰付被下置候樣、於拙者奉願候、右御聞屆ニも相成候ハヽ、當人幷町內中ゟも可奉願候、此段內々奉伺候、宜敷御沙汰奉願上候。以上、

辰八月　修善院

九月　月番本龍院

十一日、修善院持參、

乍恐以書付奉願上候

一、野院持富士淺間社之儀、往古ゟ淺草三好町ニ鎭座有之候處、元祿度彼地御用ニ付奉差上、當場町（淺草區千束町三丁目）、御本坊ゟ拜領仕、致鎭座、社守相附置、獻供等永年御給仕罷過候處、此度御一新御改政被仰出、神社等有之寺院復飾、祭典可仕旨被仰渡奉敬承候、然ル處當院儀、聊權家等も御座候間、神職之儀難奉願、依之可相成儀ニ御座候ハヽ、拙僧內緣之者ニ而、當時武州大里郡吉見皇大神々宮菅谷式部（宮）与申者、眞實神妙成者ニ御座候間、此者ニ同社神主被仰付候樣奉願上候、尤同人義、職用御座候ニ

付、御當地住居罷在申候、猶又同社之義、舊來當院ニ而別當致、御領分村方幷隣町等之者共、氏神之樣相心得、古ク配札等も仕來、今更無緣之方に神躰相讓候も不本意ニ奉存候、何卒拙僧願之通被仰付候樣奉願上候、且聊ニ者御座候得共、金拾兩爲御冥加上納仕候間、右寸功之義思召、願之通り御聞濟被下置候樣、此段御執成之程偏ニ奉願上候、以上、

慶應四辰年九月　　修　善　院　印

兩院宛

式部人別之覺

武州大里郡
吉見皇大神神官
菅谷式部　當辰四十弐才

御當地神田竪大工町
家主藤七娘

一、妻　ゑか　同三十弐才

一、忰　定吉　同十四才

一、二男　長吉　同五才

一、三男　源吉　同弐才

右之通ニ御座候、以上、

辰九月

乍恐以書付奉願上候

一、野院持淺草すヽ町諏訪明神之義、往古ゟ當院別當致、社守人相附置、日々獻供等爲致、永年罷過候處、此度御一新御改政被仰出、神社有之寺院復飾、祭奠可仕旨被仰渡奉敬承候、然ル處當院義者、聊檀家等も御座候間、神職之儀難奉願候、依之可相成儀ニ御座候ハヽ、拙僧內緣之者ニ而、當時諏訪明神社守爲致置候小口左內与申もの、貞實成者ニ而御座候間、此者江同社神主被仰付候樣奉願上候、尤同人儀、元來信州下諏訪明神々職小口左內ニ而、當時同名相唱申候、且又祖父左內ゟ當人迄三代七十餘年明神社ニ罷在候、猶又社造營度々有功之者ニも御座候間、格別之以御憐愍願之通被仰付候樣奉願上候、猶同町ニ舊來鎭座ニも相成居、町內之もの共始信者之人々、是迄當院ニ而配札等致來、今更他向江神躰相讓候ハヽ、不本意ニ奉存候、附而者聊ニ者御座候得共、爲御冥加金拾兩奉上納候、右寸功之儀被思召、拙僧願之通被仰付被下置候樣、此段御執成之程偏ニ奉願上候、以上、

慶應四辰年九月　修善院印

兩院宛

左内人別覺

信州下諏訪明神々主
小口左内倅

一、當人　小口左内　當辰四十九才

日光道中杉戸宿青地三木木村
百姓鈴木源次郎娘

一、妻　つ祢　同三十九才

一、悴　主馬　同十五才

右之通ニ御座候、以上、

辰九月

以書付奉願上候、

一、私儀聊結緣御座候ニ付、此度富士淺間神主御願立被下候段、難有仕合奉存候、彌社頭爲御任相成候上者、勤向之義是迄之通相心得、不都合之儀無之樣可仕候、尤御願濟ニ相成候ハヽ、猶後日爲御安心御差圖次第書面可奉差上候、宜御執成被下置候樣奉願上候、以上、

武州大里郡
吉見皇大神々官

當人　菅谷　式部印

親類　吉田仁兵衞印

右神宮司内

修善院樣

御納所

以書付奉願上候

一、私義聊結緣義御座候ニ付、此度諏訪明神神主御願立被下候段難有仕合ニ奉存候、彌社頭爲御任ニ相成候上者、勤向之義是迄之通り相心得、不都合等之儀仕間敷候、尤御願濟ニ相成候得者、猶後日爲御安心御差圖次第書面可差上候、宜敷御執成被下置候樣偏ニ奉願上候、以上、

信州下諏訪社

社人

當人　小口　左内印

淺草第六天神

神主

慶應四辰年九月

親類　鏑木　兵庫印

修善院樣

御納所

右願出候間、同役相談本坊に差出之、尤先達而中内伺ニ者、富士・諏訪兩社、御本坊に差上度奉存候、尤右御差支無御座候ハヽ、兩人之者神職被仰付被下度伺置候處、模樣替願出候事、

廿二日、本坊ゟ御達、

一、修善院持富士・諏訪兩社に、是迄社守附置候處、今度神職奉願上、右ニ付而者、爲冥加金拾兩宛上納候義書面を以願出候趣、願之通聞屆候間、上納方之儀早々取扱候樣可被取計候、此段承知可被相達候、以上、

九月廿二日　龍禪院

醫王院
本龍院

右修善院に相達ス、

一、別帋之通、本坊ゟ御達有之候間、此段承知、冥加金上納方、早々可被取計候、以上、

九月廿二日　兩院宛

修善院組合中

同、〇廿二日、修善院持參、

乍恐以書付奉願上候、

一、當社富士淺間・諏訪明神之義、是迄拙寺別當ニ而社務仕來候處、今般王政復古、神武創業之始ニ被爲基、諸事御一新祭政一致之御制度御回復被爲遊候段被仰出候ニ付、僧形ニ而ハ御祭政ニ相悖候儀与奉存候、依之拙僧義復飾社務可仕之處、至而病身ニ付、拙寺是迄相附置候富士淺間社守菅谷式部・同諏訪明神社守小口左内、右之者ゟ當社神職被仰付候樣奉願上候、且又神號之儀者、富士淺間大明神与稱替被仰付候樣奉願上候、然ル上者拙僧儀社頭与斷絕仕、寺務檀用可仕候間、何卒格別之以御仁慮、前書願之通被仰付被下置候樣、此段偏ニ奉願上候、以上、

明治元辰年九月

富士淺間
諏訪明神　別當
淺草寺衆徒　修　善　院印

東京府
御傳達所

前書之通、社寺御傳達所ゟ奉願上候間、何卒御添簡被成下候樣、此段御執成之程偏ニ奉願上候、以上、

辰九月　修善院

醫王院
本龍院

廿五日、修善院ゟ添簡相渡ス、略之、

同日、〇廿五日、修善院持參、

以書付御屆奉申上候

一、此度拙僧結縁之者兩人、富士社・同諏訪社ゟ神職之儀、東京府御役所ゟ願書差出候處、今日願之通被仰付候間、此段御屆奉申上候、以上、

明治元辰年九月　修善院印

兩院宛

當人
富士淺間　菅谷式部
同
諏訪明神　小口左內

右何も爲御禮罷出候事、尤屆書等品々本坊ゟ差出候、(淺脫)

廿八日、本坊ゟ差出候書面、

以書付奉願上候、

一、今度御一新被仰出候ニ付、修善院富士・諏訪兩社神職之儀、願之通被申付候ニ付、同院ゟ金拾兩宛、爲冥加上納仕度段、御聞濟ニ相成、最初申上候者、年々御冥加上納可仕之處、時節柄難計儀も御座候間、兩社ゟ金拾兩宛、此度限り上納仕候間、右金子之儀、拙僧共ゟ御預被成下候樣奉願候、右願之通御聞濟ニ相成候ハヽ、料物之內ゟ加入仕、當分之內元利積立仕、追而利金參兩宛、年々上納仕候ハヽ、規模相立可申与奉存候間、此段御聞濟被成下置候樣、偏ニ奉願上候、以上、

醫王院

辰九月　本龍院

右兩通（○一通ハ、直接分離ニ關係ナキヲ以テ略ス、）差出候事、

十月（○月番醫王院）

四日、寂勝寺使僧持參、（○中略）

依之此間中、修善院ゟ伺出候諏訪・富士兩社神職、六日繼目被仰付候旨相達ス、

六日、諏訪社家小口左內、諏訪社（富士カ）家菅谷式部、於本坊繼目御禮被仰付候、別當代煩ニ付、

本龍院侍座、醫王院（申渡ス脱カ）

一、金五拾疋獻上、御別當代、兩役者五拾疋宛持參、玄關役僧金壹朱宛、外書役兩人ニ而五拾疋、兩院役僧ニ兩人ニ而壹朱ツヽ相送候事、〇下略

九日、修善院ゟ冥加金持參ニ付受取、十日兩院同道本坊ニ相納候事、

一、金貳拾兩也

右者、修善院ゟ、富士・諏訪兩社之冥加金相納、慥ニ請取畢、

御別當代

明治元辰年十月　龍禪院印

兩院宛

右請取、修善院ニ相渡、

同日、〇十三日、

預申金子之事

一、金貳拾兩也

右者、此度修善院持富士・諏訪兩社之神職、願之通被仰付候ニ付、同院ゟ爲冥加上納仕候金子、前書之通拙僧共ニ御預被成下、慥ニ御預り申上候、右金子之義、料物

之內に相加、利倍積立仕置、追而年々利金三兩宛上納可仕、左候得者、願主之志願相立可申候、爲後證一札仍而如件、

明治元辰年十月

本龍院印

醫王院印

御別當代

龍禪院法印

右十一月、當念佛料之內に相加置候事、

〔龍禪院記錄〕

明治二年

五月

同八日、

## 三、智光院

今淺草區象潟町八番地ニ在リ、現住職大森公亮、

一、今四ッ時比、社寺局出役今泉覺左衞門・竹内助七郎兩人出來、本堂内蛭子取除跡、幷熊ヶ谷稻荷跡・淡嶋社跡・西之宮稻荷跡見分相濟、一山之向淺見分有之、右ニ付當院ゟ之請書、幷一山ゟ之請書等左之通、(一)中略、龍藏院ノ請書ヲ載ス、本坊末社ノ部參照、

一、一山ゟ差出候請書、

御請

一、愛染明王

右者、鹿嶋明神取除跡江安置仕候、

淺草寺衆徒

智光院○以下ノ諸院各ソノ院下ニ分載ストイヘドモ、便宜全文ヲコヽニ出ス、

一、不動尊

右[illegible]權現・子聖權現取除跡江安置仕候、

同

實相院

一、大日如來

右者、太神宮取除跡に安置仕候、

同　日音院

一、正觀世音

右者、一之權現取除跡に安置仕候、

同　顯松院看坊　光靜房

一、千手觀世音

右者、姥宮・姫宮取除跡に安置仕候、

淺草寺地中　妙音院

一、大日如來
不動明王

右者、金毘羅權現・松尾明神取除跡に安置仕候、

同

観智院

一、正観世音
右者、秋葉権現・千勝明神取除跡ニ安置仕候、

淺草寺地中
正福院

右者、今日各方御出役之上、御見分有之候處、銘々類燒跡假住居向內ニ安置いたし置候儀ニ而、何れも社頭等無之候ニ付、取除跡ニ前書之通佛體安置仕候處相違無之候、然上者向後神佛混淆之儀無之樣可仕旨被仰渡承知仕候、依之御請書差上申候處、仍而如件、

正福院印
観智院印
妙音院印
光静房印
日音院印
實相院印

智光院印

東京府
社寺方
今泉覺左衛門殿
竹内助七郎殿

## 〔役者御用記〕

明治元年
八月（月番醫王院）
十三日、回達、（〇修善院ノ條參照、）
十九日、日吉院一同持參、

乍恐以書付奉窺候

一、今般御改政復古被仰出候ニ付而者、舊幣（弊）總而御一新之場合、是迄寺院護持之諸社等、祭祀御改政之折柄、神祇奉祭之僧侶等復飾被仰付候御主意畏奉敬承候、且奉申上候迄も無之、當一山各院者、素ゟ御本堂佛前に給仕專務之儀与奉存候、尤野院內

鹿嶋宮勧請罷在候者、先代ゟ法脈附与號シ、内鎮座仕、朝暮法樂等致候而已、年分行事祭奠与申儀者無御座候、然ル處追々信者有之候ニ付、爲結縁持佛之間ニ合殿仕、拜禮爲致候儀ニ御座候、乍然社地与申譯ニ而者曾無之候、右御改政之砌、僧家ニ而神社鎭祭仕置候者、奉恐入候儀ニ付、何ニ成共御差圖を請、神躰相納度、此段奉伺候、以上、

辰八月　　　　智光院

十月（月番王院）醫

同日、〇廿四日、本坊ゟ御達、〇八日晋院條參照、

同日、〇廿六日、中略

御届書

一、先達而中奉伺置候處、今般御沙汰ニ付、是迄野院内佛間ニ鎭座有之候鹿嶋大明神、并神具等取除、愛染明王安置仕置候間、此段御届奉申上候、以上、

辰十月　　　　智光院〇中略

右何も淺本坊ニ差出候事、

明治二年

二月（月番醫王院）

七日、本坊ゟ御達、

一、御談事之儀出來致候間、參殿可有之候樣致度存候、已上、

二月七日　　龍禪院

右ニ付、醫王院罷出候處、左之書付相渡候、

智光院

一、鹿嶋堂明神取除跡ニ、愛染明王安置之趣申出候處、神宇ニ佛像安置之儀者、不相成旨被仰出候間、愛染者本堂へ引移し、社堂者早々取除可申候、

二月

右之趣、醫王院方ニ呼出、相渡候事、

御請書

一、先般御一新ニ付、鹿嶋明神取除跡ニ、愛染明王安置之趣申上候處、神宇ニ佛像安置之儀者不相成候旨被仰付奉敬承候、然ル處、去ル慶應元寅年中類燒後、拙寺假本堂ニ神佛共安置罷在候儀ニ付、社頭者別ニ無御座候、此段御沙汰ニ付、奉申上候、以上、

巳二月　　　　　　　　　　　　　　　　智光院印

右書面取揃、本坊江差出候事、

五月　月番醫王院

八日、東京府ゟ御出役有之候ニ付、左ニ

一、昨辰年十二月、混淆之儀ニ付、神躰取除跡江、佛躰安置致候旨、各院ゟ書付を以、東京府江御届差出候通、右者、今日各方御出役之上、御見分有之候處、銘々類燒跡假住居向内江安置致置候義ニ而、何ぞ淺社頭等無之候ニ付、取除跡江、前書之通、佛躰安置仕候處相違無之候、然ル上者、向後神佛混淆之儀無之樣可仕旨、被仰渡承知仕候、依之御請書差上申候處、仍而如件、

正福院印

觀智院印

妙音院印

顯松院印

日音院印

實相院印

明治二巳年五月八日

智光院印

東京都（ママ）府
社寺方
今泉覺左衛門殿
竹內助七郎殿

〔御扣上〕

覺

一、鹿嶋大明神幣束　厨子入　壹本

右者、今般御一新ニ付、取除之儀窺之通被仰付候ニ付、三社明神社に奉相納候、

辰十二月

淺草寺衆徒
智光院（〇以下ノ諸院、各ソノ院下ニ分載ストイヘドモ、便宜全文ヲコヽニ出ス、）

一、石尊大權現幣束　厨子入　壹本

子聖大權現幣束　同　壹本

右前同斷、

一、一之權現

右前同斷、

一、姥宮　姫宮

右前同斷、

一、秋葉大權現　千勝大明神

右前同斷、

淺草寺衆徒
實相院
廚子入
壹躰

淺草寺衆徒
顯松院看坊
光靜房
御案入一躰宛

淺草寺地中
妙音院
相宮殿壹躰宛

淺草寺地中
正福院

右之通相違無御座候、則三社神職土師內贈受取書相添、此段御屆奉申上候、以上、
明治元辰年十二月

淺草寺地中
智光院印
實相院印
日（マ）音（マ）院印
光靜房印
妙音院印
觀（マ）智（マ）院印
正福院印

---

覺

一、愛染明王
右者、鹿嶋明神取除跡江（安以下同ジ）案置仕候、

淺草寺地中（衆徒）

一、不動尊

右者、石尊權現・子聖權現取除跡ニ案置仕候、

淺草寺衆徒

智光院（〇以下ノ諸院、各ソノ院ノ下ニ分載ストイヘドモ便宜全文ヲコヽニ出ス、）

一、大日如來

右者、太神宮取除跡ニ案置仕候、

淺草寺衆徒

實相院

一、正觀世音

右者、一之權現取除跡ニ案置仕候、

淺草寺衆徒

日音院

淺草寺衆徒

顯松院看坊

光靜房

一、千手觀世音
右者、姥宮・姫宮取除跡に案置仕候、　妙音院

一、大日如來
不動明王
右者、金比羅權現・松尾明神取除跡に案置仕候、　觀智院

一、正觀世音
右者、秋葉權現・千勝明神取除跡に案置仕候、　正福院

右之通り御座候、以上、
明治元年辰年十二月

〔土師內膳覺書〕

覺

一、一ノ明神　顯松院
但、白木厨子入、

一、石尊明神
子ノ聖明神　　實相院
但、合殿幣束厨子入、
一、鹿嶋明神　　智光院
但、幣束厨子入○本院以外ノ諸院、各ソノ院下ニ分載ストイヘドモ、便宜全文ヲコヽニ出ス、
一、姥宮
姫宮　　妙音院
但、御（案）安入、
一、秋葉明神
千勝大明神　　正福院
右之通奉納被致、慥ニ請取申候、以上、
明治元辰年　　士師　内膳印
十二月十五日
右惣代
智光院殿

## 四、實相院

今淺草區象潟町十番地ニ在リ、現住職吉川眞洞、

〔龍禪院記錄〕

明治二年

五月

同八日、〇智光院ノ條參照、

一、一山ゟ差出候請書、

一、不動尊

右者、石尊權現・子聖權現取除跡ニ安置仕候、

同〇淺草寺衆徒
實相院

右者、今日各方御出役之上、御見分有之候處、銘々類燒跡假住居向內ニ安置いたし置候儀ニ而、何ニも社頭等無之候ニ付、取除跡ニ前書之通佛體安置仕候處、相違無之候、然上者向後神佛混淆之儀無之樣可仕旨被仰渡承知仕候、依之御請書差上申

候處、依而如件、

明治二巳年五月八日

正福院印
觀智院印
妙音院印
光静房印
日音院印
寶相院印
智光院印

東京府
社寺方
今泉覺左衛門殿
竹内助七郎殿

〔役者御用記〕

明治元年
八月 月番醫王院

十三日、同達〇修善院條參照、

同、〇廿二日、修善院持參、

乍恐以書付奉伺候

一、拙寺不動堂內に、是迄石尊大權現・子聖大權現兩社共合殿ニ勸請仕有之候處、此度御一新被仰出候ニ就而者、右神社寺院ニ難祭置候間、神躰之義者、請來候元社に返納仕度奉存候、且當山之義者、觀音堂寺役專務ニ御座候間、乍恐此段奉伺候、以上、

辰八月　實相院

同日、〇廿四日、本坊ゟ御達、〇八日晉院條參照、

十月　月番玉院（印）

同日、〇廿六日、中略

覺

一、拙寺不動堂內に、是迄安置仕置候石尊大權現・子聖大權現兩社之儀、先達而奉伺候通則取除候間、此段御屆奉申上候、以上、

辰十月　實相院〇中略

右何も淺本坊に差出候事、

明治二年

二月（月番 醫王院）

七日、本坊ゟ御達、（○智光院ノ條參照、）

一、石尊權現・子聖權現取除跡ニ、不動尊安置之趣申出候處、神宇ニ佛像安置之儀者、不相成旨被仰出候間、不動尊者、本堂ニ引移し、社堂者、早々取除可申候事、

巳二月　實相院

右之趣、醫王院方ニ呼出、相渡候事、

御請書

一、石尊權現・子聖權現取除跡ニ、不動尊安置之儀、奉申上候處、神宇ニ佛像安置之儀不相成旨被仰出奉敬承候、然ル處、先般奉申上候通、去ル慶應元寅年中類燒後者、自坊ニ假安置仕候處、御一新被仰出候ニ付、右兩神取除候得者、神宇者別ニ無御座候間、何卒格別之以御憐愍、是迄之（通被脫カ）差置度奉存候間、此段奉願候、以上、

巳二月　實相院印

右書面取揃、本坊ニ差出候事、

五月 月番 龍院 本

八日、東京府ゟ御出役有之候ニ付、左ニ、〇下略、連署ノ請書ヲ載ス、智光院ノ條參照、

〔御扣上〕

覺〇智光院ノ條參照、

一、石尊大權現幣束　厨子入壹本

子聖大權現幣束　同壹本

右前〇智光院ノ文ヲ指ス、同斷、

右之通相違無御座候、則三社神職土師內膳受取書相添、此段御屆奉申上候、以上、

明治元辰年十二月

智光院印

實相院印

日（マヽ）音院印

光靜房印

妙音院印

觀（マヽ）智院印

正福院印

覺〇智光院ノ條參照、

一、不動尊

右者、石尊權現・子聖權現取除跡ヘ安置仕候、

淺草寺衆徒
實相院

右之通り御座候、以上、

明治元辰年十二月

實相院

〔土師内膳覺書〕

覺〇智光院ノ條參照、

一、右尊明神子ノ聖明神

但合殿、幣束、厨子入、

右之通奉納被致、慥ニ請取申候、以上、

明治元辰年
十二月十五日

土師　内膳印

右惣代
智光院殿

五、日音院

今淺草區象潟町十番地ニ在リ、現住職京戸義仁、

〔龍禪院記錄〕

明治二年
五月
同八日、〇智光院條參照
一、一山ゟ差出候請書、
御請
一、大日如來
右者、太神宮取除跡江安置仕候、

同　寺〇淺草衆徒

日音院

右者、今日各方御出役之上御見分有之候處、銘々類燒跡假住居向內ゟ安置いたし置候儀ニ而、何れも社頭等無之候ニ付、取除跡ゟ前書之通佛體安置仕候處相違無之候、然上者向後神佛混淆之儀無之樣可仕旨被仰渡承知仕候、依之御請書差上申候處、依而如件、

明治二巳年五月八日

正福院印
觀智院印
妙音院印
光靜房印
日音院印
實相院印
智光院印

東京府
社寺方
今泉覺左衛門殿

竹内助七郎殿

〔役者御用記〕

明治元年

八月（月番醫王院）

十三日、回達、（〇修善院ノ條參照、）

十九日、日音院一同持參、

以書付奉申上候

一、今般御改政復古被仰出候ニ付而者、惣而御一新之折柄、是迄寺院護持之神社祭祀之僧侶復飾奉願上候樣御主意之趣奉敬承候、然ル處當山之儀者、銘々觀音本堂江出勤仕候職務ニ御座候、且亦野院ニ祭置候太神宮之儀者、中古慶長之頃、立花家ゟ預り置候神躰ニ御座候間、全古來ゟ社地与申譯ニ者無之、右御改政之砌、僧家ニ而神社等祭置候儀御差支之儀ニ御座候ハヽ、右神躰之儀者、同家江相返し可申哉、此段奉伺候、以上、

八月　　日音院

十月（月番醫王院）

同日、〇廿四日、本坊ゟ御達
日音院・實相院・正福院・智光院・妙音院・觀智院・光静房・〇顯松院看坊、
右之者共ゟ、先達而伺出候神躰之義、東京府江伺候處、取除候旨御達有之候間、此段
承知可被相達候、以上、
十月廿四日　　龍禪院
兩院宛〇中略

右品々相違候事、

同日、〇廿六日、中略

御届書

一、先般御伺奉申上候大神宮神躰之儀、御伺之通取除可申旨御沙汰之趣奉敬承候、右ニ付神躰立花家江相返シ申候、右跡江大日如來安置仕度奉存候間、此段御届奉申上候、以上、
辰十月　　日音院〇中略

右何茂淺本坊江差出候事、

明治二年

二月 月番玉院

七日、本坊ゟ御達、〇智光院八條參照、

一、大神宮取除社宇江大日如來致安置候趣申出候處、神宇江佛像安置之儀者不相成旨被仰出候間、大日如來者本堂江引移し、社堂者早々取除可申候事、

（三月脫カ）　日音院

右之趣、醫王院方江呼出、相渡候事、

以書付奉願上候

一、野院境內太神宮取除跡江、大日如來致安置度趣奉申上候處、右跡江佛像安置之儀者不相成旨被仰開奉敬承候、右者、野院堂頭之儀者、元來本躰大日如來之處、其後立花家ゟ大神宮預り置、右神躰前立ニ仕罷在候處、先般被仰出之趣茂御座候ニ付、右大神宮之儀者取除仕候、左候得者、益々有來候大日如來之儀ニ御座候間、堂頭之儀元ゟ瓦葺ニ而、神明造ニ者無之候間、何卒格別之以御慈悲、是迄之通御差置被成下候樣奉願上候、御沙汰ニ付、此段奉申上候、以上、

巳二月　日音院印

〇中略

右書面取摘、本坊に差出候事、

五月（月番本覺院）

八日、東京府ゟ御出役有之候ニ付、左ニ、〇下略、達書ノ請書ヲ載ス、智光院ノ條參照、

〔御扣上〕

覺

一、太神宮　壹躰

右者、今般御一新ニ付、取除之儀寬之通被仰付候處、右神躰者、立花飛驒守殿ゟ預り置候儀ニ付、御同家に返納仕候、依之請取書〇請取書見當ラズ、相添、此段御屆奉申上候、以上、

明治元辰年十二月　淺草寺衆徒

日音院

---

覺〇智光院ノ條參照、

一、大日如來

右者、太神宮取除跡に案(安)置仕候、

淺草寺衆徒

日音院

右之通り御座候、以上、

明治元辰年十二月

## 六、顯松院

今廢ス、

〔龍禪院記錄〕

明治二年

五月

同八日、〇智光院ノ條參照、

一、一山ゟ差出候請書、

御　請

一、正觀世音

右者、一之權現取除跡ニ安置仕候、

同寺○淺草衆徒

顯松院看坊

光　靜　房

右者、今日各方御出役之上、御見分有之候處、銘々類燒跡假仕居向內に安置ㇾ之し置候儀ニ而、何ㇾ茂社頭等無之候ニ付、取除跡に、前書之通佛體安置仕候處相違無之候、然上者、向後神佛混淆之儀無之樣可仕旨被仰渡承知仕候、依之御請書ㇾ差上申候處、依而如件、

明治二巳年五月八日

正　福　院　印

觀　智　院　印

妙　音　院　印

光　靜　房　印

日　音　院　印

實　相　院　印

智　光　院　印

東京府

社寺方
今泉覺左衛門殿
竹内助七郎殿

〔役者御用記〕

明治元年

八月（月番醫王院）

十三日、回達、（〇修善院ノ條參照、）

十九日、日音院一同持參、

伺書

一、拙寺境内持佛合殿ニ祭置候一ノ權現之儀者、當山三社之内一ノ宮ニ御座候間、此度御一新被仰出候ニ就而者、右神躰三社權現寶殿江歸座奉願上度奉存候間、此段奉伺候、以上、

辰八月
顯松院看坊
光靜房

兩院

十月（月番醫王院）

同日、（○廿四日、）本坊ゟ御達、（○日番院ノ條參照、）

同日、（○廿六日、中略）

一、顯松院一ノ權現同斷（○實相院ノ文ヲ指ス、ソノ條參照、）ニ付略之、（○中略）

右何れも本坊に差出候事、

明治二年

二月（月番醫王院）

七日、本坊ゟ御達、（○智光院ノ條參照、）

光靜房

一、一ノ權現取除跡に、正觀音安置之趣申出候處、神宇に佛像安置之儀者、不相成旨被
仰出候間、正觀世音者本堂に引移、社堂者、早々取除可申候事、

巳二月

右之趣、醫王院方に呼出、相渡候事、

御請書

一、先般御一新被仰出候ニ付、一之權現神躰取除跡ヘ、正觀世音安置之儀申上候處、神宇ヘ、佛像安置之義不相成旨被仰出候間、正觀世音本堂(者脱カ)ヘ引移、社堂取除可申旨被仰付奉畏候、然ル處拙寺義、去ル安政元寅年自坊社堂共不殘類燒仕、猶亦慶應二寅年中兩度之類燒ニ而難澁至極仕候間、是迄寺院物置土藏ヘ假差掛仕、正觀音本地之儀ニ付、神躰同座爲仕置候義ニ御座候間、此度右神躰取除候得者、別段神宇無御座候間、此段御聞濟被成下候樣、偏ニ奉願上候、以上、

巳二月

顯松院看坊

光靜房印

右書面取揃、本坊ヘ差出候事、

五月龍院月番本

八日、東京府ゟ御出役有之候ニ付、左ニ、〇下略、連署ノ請書ヲ載ス、智光院ノ條參照、

〔御扣上〕

覺〇智光院ノ條參照、

一、一之權現

廚子入

壹躰

右前同斷、

淺草寺衆徒
顯松院看坊
元靜房

右之通相違無御座候、則三社神職土師内膳受取書相添、此段御屆奉申上候、以上、

明治元辰年十二月

智光院印
實相院印
日（マ）音院印
光靜房印
妙音院印
觀（マ）智院印
正福院印

〇智光院覺ノ條參照、

一、正觀世音

右者、一之權現取除跡に案(安)置仕候、

淺草寺衆徒
顯松院看坊
光　靜　房

右之通り御座候、以上、

明治元辰年十二月

〔土師内膳覺書〕

○智光院覺ノ條參照、

一、二ノ明神

但白木厨子入、

顯　松　院

右之通奉納被致、慥ニ請取申候、以上、

明治元辰年
十二月十五日

土師　内膳印

右惣代

智光院殿

地中

一、觀智院

今淺草區象潟町九番地ニ在リ、現住職平田眞德、

〔龍禪院記錄〕

明治二年

五月

同八日、〇智光院ノ條參照、

一、一山ゟ差出候請書、

御請

一、大日如來
不動明王

右者金毘羅權現・松尾明神取除跡ゟ安置仕候、

同寺〇淺草地中

觀智院

右者、今日各方御出役之上御見分有之候處、銘々類燒跡假住居向内ゟ安置いたし

置候儀ニ而、何レとも社頭等無之候ニ付取除跡に前書之通佛體安置仕候處、相違無之候、然上者向後神佛混淆之儀無之樣可仕旨被仰渡承知仕候、依之御請書差上申候處、依而如件、

明治二巳年五月八日

正福院印
觀智院印
妙音院印
光靜房印
日音院印
實相院印
智光院印

東京府
社寺方
今泉覺左衛門殿
竹內助七郎殿

〔役者御用記〕

明治元年

八月（月番醫王院）

十三日、回達、（○修善院ノ條參照、）

十九日、日音院一同持參、

以書付奉伺候

一、今般御改政復古被仰出、都而舊幣（弊）御一新ニ付、神祇奉祭之僧侶者復飾被仰付候御趣意奉敬承候、然ル處當山之寺院者、御本堂觀世音ニ奉仕專務ニ而、殊ニ滅罪檀家等御座候間、是迄自坊内ニ安置仕有之候金毘羅・松尾兩神之義、爲差由緒も無之事故、此度御改政之折柄ニ付取除、全佛像而已安置仕、寺務相續仕度奉存候、尤右神躰之儀者、任御差圖何れニ成共相納可申候与奉存候間、此段乍恐奉伺候、以上、

辰八月　　觀智院

十月（月番醫王院）

同日、（○廿四日、）本坊ゟ御達、（○日音院ノ條參照、）

同日、（○廿六日、中略）

御屆書

一、先般奉伺候神躰之儀、寬之通可取除御達御座候ニ付相除、是迄之本地大日如來・不動尊安置仕候間、此段爲念奉申上候、以上、

辰十月　　觀智院（中略）

右何れも本坊に差出候事、

十二月　月番醫王院

十五日、

覺

一、金毘羅大權現　壹躰

一、松尾大明神　壹躰

右者、是迄貴院安置有之候處、今般御一新ニ付御取除相成候ニ付、拙者方に被相納請取申處相違無御座候、爲念仍而如件、

千住山王神主

明治元辰年十二月　　万木　民部印

觀智院主

右觀智院持參ニ付、早々本坊に差出候、

明治二年

二月月番醫王院

七日、本坊ゟ御達、〇智光院ノ條參照、

觀智院

一、金毘羅・松尾明神取除跡ニ、大日・不動兩佛安置之趣申出候處、神宇ニ佛像安置之儀者不相成旨被仰出候間、右兩佛者本堂ニ引移、社堂早々取除可申事、

巳二月

右之趣、醫王院方ニ呼出、相渡候事、

覺

一、先般金毘羅・松尾明神取除跡ニ、大日・不動兩佛安置之儀奉申上候處、神宇ニ佛像安置之儀不相成旨被仰出候間、右兩佛者本堂ニ引移、社堂者早々取除可申段被仰渡奉畏候、然ル處右兩神之儀、當分別段社宇等茂無之、去ル慶應元丑年類燒以後、從來當院ニ安置有之候大日・不動一緒ニ自坊假住居ニ安置致置候處、兩神躰取除相成候ニ付、右跡ニ安置之趣奉申上候得共、全ク自坊假住居之内之儀ニ而、神宇ニ者無

御座候、何卒沒而兩佛堂再建迄、取除之義、以御慈悲其儘御猶豫被成下置候樣、乍恐宜御執成被仰立被下置候樣、此段奉歎願候、以上、

巳二月

右書面取揃、本坊ゟ差出候事、

五月（月番本龍院）

八日、東京府ゟ御出役有之候ニ付、左ニ、○下略、連署ノ請書ヲ載ス、智光院ノ條參照、

〔御扣上〕

覺

一、金毘羅大權現　厨子入　壹躰
　松尾大明神　同　壹躰

右者、今般御一新ニ付、取除之儀、窺之通被仰付候ニ付、淺草山谷町山王神職万木民部復飾前、法緣も御座候ニ付、同人方ゟ相納申候、則請取書相添、此段御屆奉申上候、以上、

淺草寺地中

辰十二月

観智院

覺

一、大日如來

不動明王

右者、金比羅權現・松尾明神取除跡に案(安)置仕候、

観智院

右之通り御座候、以上、

明治元辰年十二月

二、妙音院

今淺草區象潟町十番地ニ籍ス、現住職ヲ黑田昭海ト云フ、向島長命寺ニ住ス、

〔龍禪院記錄〕

明治二年

五月

同、八日、〇智光院條參照、

一、一山ゟ差出候請書、

御請

一、千手觀世音

右者、姥宮・姫宮取除跡に安置仕候、

淺草寺地中

妙音院

右者、今日各方御出役之上、御見分有之候處、銘々類燒跡假住居向內に安置候へし置候儀ニ而、何ぞも社頭等無之候ニ付、取除跡に前書之通佛體安置仕候處相違無之候、然上者、向後神佛混淆之儀無之樣可仕旨被仰渡承知仕候、依之御請書差上申候處、依而如件、

明治二巳年五月八日

正福院印

觀智院印

妙音院印

光静房印
日音院印
實相院印
智光院印

東京府
社寺方
今泉覺左衛門殿
竹内助七郎殿

〔役者御用記〕

明治元年

八月（月番醫王院）

十三日、回達、（〇修善院ノ條參照）、

十九日、日音院一同持參、

以書付奉窺候

一、今般御政復古被仰出、都而舊幣（弊）御一新ニ付、神祇奉祭之僧侶復飾被仰付候御主意奉敬承候、然ル處、當山之寺院者、御本堂觀世音江奉仕專務ニ而、殊ニ滅罪檀家等

も御座候間、是迄自坊に(内にカ)内安置仕有之候姥神、此度御改政之折柄ニ付、右神體之義
蒙御沙汰、何迄へ成共奉納仕、寺務相續仕度奉存候間、乍恐此段奉伺候、以上、

辰八月　　妙音院

十月　月番醫王院

同日、○廿四日、本坊ゟ御達、○日音院ノ條參照、

同日、○廿六日、中略

乍恐以書付御屆奉申上候

一、先達而伺上候神體之儀、東京府に御伺ニ相成候處、取除可申樣被仰付候御達ニ付、
奉敬承早速取除候、此段御屆奉申上候、以上、

辰十日　　妙音院○中略

右何迄淺本坊に差出候事、

明治二年

二月　月番醫王院

七日、

以書付奉願上候

一、此度御一新被仰出候ニ付、先般野院ニ安置仕候姥•姫之二神、三社明神ゟ奉納仕、跡ゟ千手觀世音安置仕候處、右佛像本堂ゟ引移、跡社之義早々取除候樣被仰出之趣奉畏候、右者安政元寅年十一月類燒之節、堂社不殘燒失仕候ニ付、觀音堂內ゟ假安置仕候義ニ付、神體取除候得者、全觀音堂ニ御座候間、何卒格別之以御憐愍、是迄之通御差置被成下置候樣、偏ニ奉願上候、以上、

巳二月七日　　　妙音院印

右書面取揃、本坊ゟ差出候事、

五月龍院番本

八日、東京府ゟ御出役有之候ニ付、左ニ、〇下略、連署ノ請書ヲ載ス、智光院ノ條參照、

〔御扣上〕

覺〇智光院ノ條參照、

一、姥宮　　御案入
　　姬宮　　一體宛

右者、今般御一新ニ付、取除之儀寬之通被仰付候ニ付、三社明神社ゟ奉相納候、

淺草寺地中

妙　音　院

右之通相違無御座候、則三社神職土師內膳受取書相添、此段御屆奉申上候、以上、

辰十二月

明治元辰年十二月

智　光　院　印

實　相　院　印

日（マヽ）音　院　印

光　靜　房　印

妙　音　院　印

觀（マヽ）智　院　印

正　福　院　印

覺〇智光院ノ條參照、

一、千手觀世音

右者、姥宮・姬宮取除跡ゟ案置（安）仕候、

右之通り御座候、以上、

妙　音　院

明治元辰年十二月

〔土師內膳覺書〕

覺〇智光院ノ條參照、

一、姥宮

姬宮

但御安（案）入、

右之通奉納被致、慥ニ請取申候、以上、

明治元辰年十二月十五日

土師　內膳印

右惣代

妙　音　院

智光院殿

三、正福院

今廢ス、

〔龍禪院記錄〕

明治二年

五月

八日〇智光院ノ條參照、

一、一山ゟ差出候請書、

一、正觀世音

右者、秋葉權現・千勝明神取除跡に安置仕候、

淺草寺地中

正福院

右者、今日各方御出役之上、御見分有之候處、銘々類燒跡假住居向內に安置いたし置候儀ニ而、何れも社頭等無之候ニ付、取除跡に前書之通佛體安置仕候處相違無之候、然上者、向後神佛混淆之儀無之樣可仕旨被仰渡承知仕候、依之御請書差上申候處、依而如件、

明治二巳年五月八日

正福院印

觀智院印

妙音院印

光静房印
日音院印
實相院印
智光院印

東京府
社寺方
今泉覺左衛門殿
竹内助七郎殿

〔役者御用記〕

明治元年

八月 月番 醫王院

十三日、同達、〇修善院ノ條參照、

十九日、日音院一同持參、

乍恐以書付奉伺候

一、今般御改政復古被仰出候ニ付、舊幣(弊)御一新之場合、是迄寺院護持之神社祭祀御改政之折柄、神祇奉祭之僧侶等復飾被仰付候御主意畏而奉敬承候、且申上候迄も無

之、當山一山各院者、素ゟ御本堂向給仕事務之義与乍恐奉存候、尤野院内秋葉・千勝兩神勸請能在候者、先代ゟ法脈附与號シ、内鎭座仕、朝暮法樂仕來候已而（而已）ニ而、年分行事祭奠与申儀無御座候、然ル處追々信仰之者も有之、爲結緣持佛之内に安置仕、拜禮爲致候儀ニ御座候、乍然社地与申譯ニ而者曾而無之候、右御改政之砌、僧家ニ而神社鎭祭仕置候者奉恐入候義ニ付、何れへ成共御差圖を請、兩神體相納度奉存候、此段奉伺候、以上、

辰八月

十月〇月番醫王院

同日、〇廿四日、本坊ゟ御達、〇日音院ノ條參照、

同日、〇廿六日、中略

御屆書

一、先達而中奉伺候處、今般御沙汰ニ付、是迄野院内佛間に鎭座有之候秋葉權現・千勝明神、幷神具等取除、觀音安置仕度、此段御屆奉申上候、以上、

辰十月　　正福院〇中略

右何れ茂本坊に差出候事、

明治二年

二月（月番醫王院）

七日、本坊ゟ御達、（〇智光院ノ條參照、）

正福院

一、秋葉・千勝明神取除跡に、正觀音安置之趣申出候處、神宇に佛像安置之儀者不相成旨被仰出候間、正觀音者本堂に引移し、社堂早々取除可申候事、

巳二月

右之趣、醫王院方に呼出、相渡候事、

---

御請書

一、先般御一新ニ付、秋葉・千勝明神跡に、正觀世音安置之義申上候處、神宇に佛像安置之儀者不相成旨被仰出奉畏候、然ル處去ル慶應元丑年類燒後、拙寺假屋之内に神佛共假安置罷在候間、社頭者別ニ無御座候、此段御沙汰ニ付、奉申上候、以上、

巳二月　正福院

右書面取揃、本坊に差出候事、

智光院殿

門、長壽院

今淺草區象潟町ニ在リ、現住職木下亮孝、

〔役者御用記〕

明治元年

八月月番響王院

十三日、回達、ハ修善院僧参照、

十九日、日普院一同持參、

一、長壽院義、座王權現安置之趣差出候得共、本坊江者差出不申候事、

## 武藏入間縣管下神喪祭願の件

〔日要新聞〕第一號　明治四年辛未十二月（「文明開化」新聞篇所載）

武藏國入間縣管下川越在小室村外二ケ村、擧テ神葬祭ノ儀ヲソノ縣廳ヘ願出シニ、免許アツテ、新タニ葬地若干ヲ賜フ、依テ從來ノ墳墓ヲ壞チ、競テ新地ニ改葬シ、卵塔之カ爲ニ一朝空原トナリシ由、扱新葬地ニハ、各木主ヲ立、魚饌ヲ供ヘ、而シテ其式等ヲモ豫メ議定シ、葬事アレハ必ス里正（ナヌシ）祭文ヲ讀コトヽゾ、

## 武藏川越藩廢寺伺

〔太政類典〕第一編　第百三十四卷　教法　寺院三

二年

川越藩管内西光院其他廢寺處分

川越藩伺（辨官宛）

川越藩管轄武州入間郡下寺山村西光院不如法ノ件々、左ノ通リ、

一中寺山村百姓新之丞ト申者、宅地ノ桑不沙汰ニ伐取、薪ニ相用、且境内一包ニ伐木賣木致候事、

一無類ニテ勝手ニ他行致、兼テ申付置候筋相背、寺務差支相成候事、

一當管轄石井村甚岩寺（マヽ）ニ罷在候砌、同村久米七ト申者ヘ恩借モ有之、兼テ懇意ノ處ヨリ、昨辰年六月中同人倅秀藏西光院ニ立寄候處、村方百姓彌作娘同寺ヘ罷越、右久米七倅秀藏ト密通イタシ候ニ付、內濟取扱金差出可申抔、證跡モ無之儀申掛、且他所者留置候儀嚴禁申渡置候筋相背、勝手逗留爲致候事、

一兼テ村預ケ申付、晝夜嚴重番人等附置候處、去七月十二日夜出奔イタシ候ニ付、早速探索爲致、同月廿五日夜召捕、當時揚屋入申付置候事、

川越藩管轄中、寺院從來無住ニテ本寺兼帶抔ト唱候向モ有之候處、今般是等ノ類ハ、廢寺申付、鄕學校ニ取立度奉存候、尤檀中滅罪ノ儀ハ、本寺ニテ取扱候歟、又ハ寄同宗有住ノ寺院ヘ取扱申付候ハヽ、差支ノ儀ハ無之儀ト奉存候、右ハ不苦儀ニ可有御座哉、此段奉伺候、以上、二年七月廿三日藩

（朱書）「差支等無之候ハヽ不苦候事、」

〔太政類典〕第一編　第百三十四卷　教法　寺院三

## 武藏忍藩廢寺伺

忍藩伺 辨官宛

忍藩支配所町在寺院ノ内滅罪且家(檀下同ジ)有之候へ共、薄祿ニテ數年無住ノ分廢寺致シ、本寺又ハ同宗ノ內へ合併、並元來滅罪且家無之、祈願ノミニテ住僧有之寺院、神佛混淆御廢止ニ付、神社ニ關係難相成候間、廢寺歸農願出候分、故障ノ筋無之上ハ、聞屆遣候テ可然哉ノ段、本藩ヨリ申越候、依之此段奉伺候、以上、三年四月廿五日 忍藩

(朱書)「伺之通」

---

忍藩伺 辨官宛

廢寺之儀ニ付、先般相伺候義モ有之候處、兎角心得違ノ者モ有之、取計方差支候間、尚又左之件々奉伺候、忍藩

一滅罪且家有之、數年無住之寺院、本寺或ハ同宗へ合併、並滅罪且家無之、祈願ノミニテ住職有之寺院共、本寺本山へ不達、廢寺歸農申付不苦候哉、

(朱書)「數年無住之寺院、隣寺へ合併ノ義、本山へ相達候上、廢寺歸農可申付事」

(朱書)「祈願所ノミニテモ住職有之候分ハ、先是迄之通」

一滅罪且家有之有住ノ寺院、薄祿ニ付寺且申談ノ上、本寺或ハ同宗へ合併廢寺歸農

願出候節、本寺本山ニテ故障有之候共、事實差支ノ筋無之候ハヽ、本寺本山ヘ不達、聞屆候テ可然哉、

（朱書）「故障無之分ハ伺之通、

但、廢寺合併等ハ、寺務ニ關係之事件ニ付、必本寺本山ヘ相達候上可取計事、」

一御室御所ヨリ、別紙寫ノ通御觸有之候趣ニテ、當藩管轄武州埼玉郡下忍村常福寺ヨリ差出候、右御觸面ノ趣ニテハ、不都合ノ義モ有之、自然心得違ノ者モ出來可致、萬一廢寺之儀ニ付、彼是故障申立候節如何取計可申哉、

右之件々奉伺候、以上、三年七月

御室御所御觸面寫

一御新政神佛御引分ノ義ニ付テハ、朝廷ヘ御伺之次第モ有之候間、輕卒進退有之間敷旨、先達テ相觸置候處、無其儀、猥（濫カ）ニ復飾之寺院モ有之趣、朝廷之御趣意ニモ相悖、不埒ノ至ニ候段、全無是非事ニ候共、一宗之大事ニ候ハヽ、遂伺御差圖可請候、尤支配役場ヨリ被申付候共、暫時猶豫斷書上意（マヽ）ノ上進退可有之事、

一近來他ヨリ惡說ヲ申觸、御末下ノ危（マヽ）窮不少、如何苦心致候寺院モ有之趣、以ノ外ノ事ニ候、尤先達テ相觸候通、從　朝廷如舊御門跡ヲ爲立候上ハ、是迄之通リ相心得、

厚奎寺務、尙モ僧侶之軌律勉勵、國家警護奉祈可爲事ニ候、依之其國內御直末寺院ノ中ニテ、勸誡取締被仰出度候間、各院遂擧議、早々人躰寺院選定ノ上、連印ヲ以言上可有之事、

右之通被仰出、依申觸候也、

橋本敬三郎
八（小カ）幡正六位
吉田正六位

前書之通被仰出候ニ付テハ、住職繼席等閑之寺院ハ、御寺令御差支、且御本末之御禮節疎略ニ相成、御新政ノ折柄、御本山之御趣意モ不相辨、自儘ノ所業有之候テハ、終ニ佛法衰微之基ニ成行、歎ケ敷次第ニ候間、早々繼席出願可有之事、

一近來當御山內、或ハ他山寺院之添簡ヲ以、當御所御使僧抔ト唱、御末下之不厭難澁、猥ニ御直末寺院ヘ僧侶罷越、致逗留候趣、無謂之事ニ候、當御所御用ニテ、御直末寺差向候節ハ、役方添簡持參勿論ニ候、其儀無之者ハ、僧（俗カ）侶ニ不拘、何レノ添簡等ヲ以罷越候共、決テ不及取扱候、併强テ申募候ハヽ、當御所ヘ可申出、差當リ至急ノ義ニ候ハヽ、其最寄支配所ヘ可申出候事、

一當御所御紋、是迄十六葉菊ニ候處、今般十五葉菊ニ二ツ引御治定被仰出候間、此段被相心得、從來御紋付品被渡置候寺院ハ、自今前顯之通可被相改事、

右各敬承之上、別紙寺院號ノ下ヘ實名幷印ヲ加、請取渡ノ月日刻限等相記、不拘筆次、隨順路、早々回達、留ヨリ返上可有之候、以上、

明治二年十一月

香山從六位
久富從六位
矢守從六位
若林從六位

（朱書）「仁和寺達而不都合ノ儀々御取調可有之、菊紋ノ義ハ先般寄附禁止ノ御布令モ可有之ニ付、從來渡置候品可差止事、」

添書

神佛御引分依御趣意、不得止復飾ノ寺院ハ、寺爲相立候義勿論ニ候、假令復飾有之候共、何レト（マヽ）與寺院號ノ下ヘ調印可有之候、尤寺爲廢候義ハ、追テ御沙汰有之候迄、難相成候事、

# 武藏岩槻藩廢寺の件

〔太政類典〕 第一編 第百三十四卷 教法 寺院 三

岩槻藩屆辨官宛

當藩內
武藏國埼玉郡
天神小路
天神社元別當所
眞言宗
圓明院

當藩支配所武藏國埼玉郡
市宿町彌勒寺末

右ハ無檀ニ付廢寺、境內ハ天神社地ヘ加ヘ、右社神主兼勤罷在候藩內久伊豆社神主馬場詥(マヽ)支配仕候、

當藩支配所
武藏國埼玉郡
笹久保村

八幡社元別當所
眞言宗
威德院
當藩支配所武藏國埼玉郡
尾ケ崎村醫寶寺末

右無檀ニ付廢寺、八幡神主右村遊馬井移住仕候、
右貳ケ寺廢寺ノ儀、兼テ本寺並馬場論、遊馬井ヨリ相出候間、承屆申候、此段御屆申上
候、以上、四年四月五日藩

## 武藏三峰山觀音院復飾等の件

〔太政類典〕第一編　第百三十一卷　教法　神官

四年六月
武藏國三峰山觀音院復飾幷守札授與ヲ請フ、
岩鼻縣伺　辨官宛
當縣管下武藏國秩父郡三峰山觀音院權僧正到阿ヨリ、別紙ノ通願出候ニ付、復飾
廢寺等ノ儀、幷舊來三峯大明神ヨリ眷屬守ト唱ヘ差出候儀、以來神犬守ト唱ヘ、替

神主ヨリ差出候儀モ免シ遣シ候テ差支ノ筋御座有ル間敷哉、此段相伺申候、以上、

四年三月日缺、
指令缺、

武州秩父郡三峯村
三峯山觀音院住職 到阿 吉田街願 岩鼻縣宛

聖護院末武州秩父郡三峰村三峯山觀音院到阿奉申上候、拙院儀、三峯大明神別當ニ御座候處、去々巳三月中神佛混淆不仕樣境界相立テ、役僧吉田坊儀復飾奉願上、吉田街ト改名、社名社務爲致置候得共、猶御眷屬院ヨリ差出候儀、御一新ノ御趣意不採用姿ニ可相當旨、御利解請、難有承伏仕候、然ル處吉田街儀老衰致シ、神勤相成兼候趣申之ニ付、今般野院儀復飾、觀音院相廢シ、神主ニ相成、高室自在ト改名、神勤仕御眷屬守之儀、以來神犬ト相唱、神主ヨリ御守差出度、且附屬ノ院坊等モ相廢シ、下社家ニ致度奉願上候、何卒格別ノ以御仁恤、願ノ通被仰付被成下置候ハヽ、難有仕合奉存候、以上、四年三月廿五日

民部省意見 辨官宛

別紙岩鼻縣部內三峯山觀音院復飾神勤ノ上、從前望ノ者ヘ、差出來候眷屬守取扱等ノ儀ニ付云々、伺出候趣、取調候處、三峯神社ヘ神犬附屬ノ考證等、於當省難相分候間、一應神祇官ヘ指合候處、一社ノ緣起ハ不存候得共、古書籍ニモ徴證不相見、乍

併近世守等差出候ハ、各社一般恒習ノ樣ニ相成候間、當分其儘ニ捨置候共差支ハ有之間敷旨申越候間、左ノ通被仰渡可然ト存候、依テ御差圖案取調本書返進、此段申進候也、四年六月日欠、

御差圖案

書面觀音院復飾廢寺願ノ通聞屆、不苦候得共、神社祠官選擧ノ方法ハ、今般被仰出候御布告ニ照準シ、可被扱、且眷屬守之儀、神犬ノ唱ハ不相成候條、從前ノ儘可差置事、

# 安房勝山藩藥師如來廢止の件

〔太政類典〕第一編第百廿五卷 教法神社四

三年十二月八日

勝山藩管內勝山後町氏神藥師如來ヲ廢シ、新ニ祭神ヲ定メシム、

勝山藩伺辨官宛

當藩管轄

勝山後町

氏神 藥師如來

末社 稻荷社

別當

平泉寺村末

玄成院

明王院

境內 貳百坪

氏子 貳百六拾軒

右別當明王院儀ハ、寶暦年間火災以後、再建無之、此節ニ至候迄無院無住ニ相成居、年來氏子共ニテ、神器佛器混(マヽ)備祭祀仕來候處、王政御一新、神(マヽ)佛御廢ニ付、右氏子共ヨリ自今急々ノ神祭ニ仕度旨願出候間、差支ノ筋モ無御座候ハヽ、本寺玄成院ヘ掛合ノ上、最寄神社神主ニテ社務兼勤爲仕、佛體ハ取除、末社稻荷ヲ氏神本社ト相定候テモ不苦儀御座候哉、此段奉伺候、以上、三年十一月廿日藩

(朱書)「藥師取除キ、新ニ神體ヲ置キ祭祀可致、末社稻荷ヲ本社ト致候儀ハ不相成事、三年十二月八日」

神祇官意見辨官宛

勝山藩ヨリ、末社ヲ以本社氏神ト相定度伺、

藥師ハ本地佛ニシテ、從前氏神タル上ハ、古藥師ヲ廢シ、神體ヲ置祭祀可致候、末社稻荷ヲ本社ヘ致候ハ不可然事ト被存候、仍テ本紙相添御廻申進候也、三年十二月七日

# 安房花房藩寺院境内小社合併伺

〔太政類典〕第一編　第百廿五卷　教法　神社四

四年正月廿三日

花房藩管内、寺院境内ノ小社ヲ鎭守社ヘ合併、

花房藩伺辨官宛

元來印地寺院ノ境内ニ、其寺院ノ先住勸請ニテ、貳間四方位ノ小社建立有之候向モ御座候處、昨巳年境界相立候樣、嚴敷申渡、社地何程ト定置候處、如何ニモ境内ヘ桀(マヽ)リ、不都合ノ趣モ相見、第一右樣成佛地ニ其ノ儘安置候ハ、如何ト奉存候間、同村鎭守ノ社ヘ移坐、合併爲仕候歟、又ハ社地ヘ社ヲ引移候テモ、宜敷御坐候哉、此段奉伺候、以上、藩

三年十二月廿六日

(朱書)「伺之通、四年正月廿三日」

神祇官意見辨官宛

花房藩ヨリ、寺院境内ノ社、鎭守ノ社ヘ合併ノ伺、右神佛混淆區別ノ御趣意ニ不悖樣、可取計旨、御達有之度存候、仍テ此段申進候也、四年正月十八日

# 安房長尾藩廢寺伺

〔太政類典〕第一編 第百三十四卷 教法 寺院三

長尾藩伺 辨官宛

當藩管下村々寺院數多ニ付、自然廢寺無住許多有之候處、是迄本山本寺ニ不拘、法類有住寺院ヨリ兼帶罷有候ヘ共、諸破損ノ修覆其外入用多分ニ相懸、困民ハ不及申、檀家一同致難澁候、右ニ付僧侶共ニ於テモ、兼帶寺院ヘ檀家一同致合併候ヘ（ハ、カ）モ、諸事便宜ニ相成申候、且先般減石ノ内、軍資儲蓄モ可致ト被仰出相成候間、士族卒ノ内、願ノ向ハ歸農申付度候ヘ共、管内寸壤尺地モ、曠間ノ場所無御座候處、廢寺ノ儀追々伺出モ御座候間、本寺幷檀家一同熟談ヲ遂ケ、一村一ケ寺或ハ兩三村ニ（一脫カ）寺位ニ取纏メ候ハヽ、村々入費モ減シ、僧侶ニ於テモ、都合宜敷、窮民御救助ノ一端ニモ可相成ト奉存候間、無住ハ勿論同宗比屋ノ分等ハ、本寺ハ不及申、最寄兼帶ノ寺院ヘ相纏メ、右ノ地ヲ開墾シ、士族卒歸農ノ資幷窮民救助ノ豫備ニ充テ候樣仕度、此段奉伺候、以上、四年五月十四日藩

（朱書）「書面寺院廢止等ノ儀ハ、御布告ニ照準シ、事故ノ有無詳細取調更ニ可伺出事、」

# 上總大網藩廢寺跡開墾伺

〔太政類典〕第一編 第百三十四卷 教法 寺院三

大網藩伺辨官宛

當藩管轄ノ内寺院、當時無住ニテ廢寺ニ相成居候分、取毀チ、開墾爲致、窮民共へ産業爲相立候樣仕度奉存候、不苦儀ニ御坐候哉、此段奉伺候、以上、三年閏十月七日藩

（朱書）「伺ノ通」

# 上總鶴舞藩廢合寺伺

〔太政類典〕第一編 第百三十四卷 教法 寺院三

三年十二月

鶴舞藩管内廢合寺處分

鶴舞管内ノ寺院、年來大破無住ニテ、檀中世話方不行屆ノ分、廢寺申付、本寺或ハ同宗ノ内ヘ合併ノ上、墳墓有之分ハ、合併ノ寺院ヨリ爲致管轄、寺號幷境内山林除地

等ノ義ハ、巨細取調ノ上、追テ御屆仕候テモ不苦哉、此段奉伺候、以上、三年十二月十五日藩

(朱書)「廢寺ノ儀、土地人民ノ適宜ニ出、寺檀納得ノ上願出、本寺法類於(ニ脫カ)テモ事故無之候ハヽ、宗旨本末寺號相添、且境內除地山林所置ノ義モ、見込相立、更ニ可伺出事、」

# 上總一宮藩の寺院合併

〔太政類典〕第一編　第百三十四卷　敎法　寺院三

一宮藩伺　辨官宛

(今)合般寺院合併ノ儀、詳細取調可伺出旨、御布告ニ付、調ノ目途、豫メ左ニ奉伺候、

一無住ノ寺院ニテ、且爲差故障無之分ハ、廢仕候目途ニ御坐候事、

一有緣有檀ノ寺院ニ候共、強テ無餘儀事故有之分ハ、併合仕候目途ニ御座候事、

一本寺ヘ合併ハ勿論ノ儀ト奉存候ヘ共、當藩管內ニ本寺無御坐候分ハ、重立候同宗ノ寺院ヘ合併仕候目途ニ御坐候事、

一同宗ノ上ハ、派々區別不相立、合併仕候目途ニ御坐候事、

一合併ニ就テハ、僧侶輩苦情申立候儀モ可有御坐候ヘ共、事實無餘儀事故ハ格別、其他爲差故障無之分ハ、說諭ノ上、合併爲仕候目途ニ御座候事、
一此寺院ヲ彼寺院ヘ合併候ヘハ、僧徒モ同樣、彼ノ寺內ヘ移住爲致可申、尤生活難相立向ヘハ、終身相當ノ養給致扶持候目途ニ御座候事、
一堂塔庫裏及境內ニ存在候竹木ノ類ハ、於藩廳處置仕、右拂代金ヲ以養給並歸農歸商等ノ資本ノ內ヘ差加ヘ候目途ニ御坐候事、
一佛像佛具ノ類ハ、合併候寺院ヘ相纏候心得ニ御座候事、
一僧侶輩歸商歸農等願出候者、相當ノ資本ヲ與ヘ、其本貫ヘ歸籍爲仕候目途ニ御座候事、
一墓地ノ儀ハ、假令他寺ヘ合併相成候共、其儘差置、向後ハ其地所ヘ埋葬差止候目途ニ御坐候事、
但、一村一所或ハ二村一所位宛、便宜ノ除地ヲ見立、葬地ニ相定候心得ニ御坐候事、
一引拂候跡地ハ墓所ヲ除ノ外、士族卒歸農願出候者ヘ分與遣候目途ニ御座候事、
右之條々豫伺置、爾後合併ノ取調ニ相運候心得ニ御坐候間、御指揮可被成下候、以上、

四年正月藩

（朱書）「初二三ヶ條ノ趣、地方官ノ見込ヲ以申付候主旨ニ無之、土地人民ノ適宜ニ出、寺檀納得ノ上、出願ノ事情ニ運ヒ候ハヽ、豫テ御布告ノ通取調可伺出事、

四ヶ條、派違ノ寺院ヘ合併ノ儀ハ不相成候事、

五ヶ條ノ趣、初二三ヶ條ノ通可心得事、

六ヶ條、終身扶助ノ儀ハ、不條理ニ付、授產ノ道相立候樣可取計遣事、

七ヶ條、寺內ノ竹木藩廳手限伐拂候儀ハ不相成、住僧歸俗等願候ハヽ、寺檀法類ノ事故ハ勿論、授產資本ノ方法取調、其時々可伺出事、

八ヶ條、伺ノ通、

九ヶ條、其地方ヘ入籍不苦候事、

十ヶ條、廢寺合併ノ都合ニ運ヒ候節、更ニ可伺出事、

十一ヶ條、廢寺ノ境內田畑等、新規御高入並開墾等可相成地位ニ候ハヽ、御規則ニ照準シ、伺ノ上可取計事、四年二月廿七日」

一宮藩伺辨官宛

先般寺院合併ノ儀ニ付、件々奉伺候節、夫々御附紙御趣意ニ基キ、此度管內寺院ノ內ヘ合併ノ儀申談候處、寺檀法類納得ノ上、別紙ノ通合併並歸農仕度段申出候間、任其意度奉存候事、

境內並山林等ニ有之候竹木ノ儀、別紙ノ通御座候條、右ハ合併ノ入費及歸農ノ資本等ニ、其當住ノ僧侶ヘ遣候テ不苦候哉、

堂庫裏等是亦右同樣取計不苦候哉、

境內及除地山林反別等、別紙取調ノ通御座候條、追々土地ノ便宜ニ寄、田畑開墾御規則ニ從ヒ、取計不苦候哉、尤開墾ノ上ハ夫々可申上候事、

但、士族卒等歸農願出候者有之節、相當ノ取箇相定、宅地等ヘ遣候テモ不苦儀ニ御座候哉、

右ノ件々奉伺候、宜御指揮可被下候、以上、（四年七月十二日○指令缺、）

管內上總國長柄郡於村々合併申出候寺院左ノ通、

管內本郷村天台宗觀（明）時寺ヘ合併ノ寺院、

本郷村

天台宗

一觀明寺末　圓明寺

境内　年貢地

但、壹反六畝拾八歩

同　雜木共二百二十五本（マヽ）

但、拂代金ニ積七拾四兩三分貳朱銀三匁

同　竹五十本

但、拂代銀ニ積四百文

宮原村

天台宗

一同　善光寺

境内　年貢地

但、壹反壹畝歩

同

但、拂代金ニ積七兩貳分壹朱ト錢拾五貫三百文

東浪見村
天台宗
一同　　　　　　　　正滿寺
境内　　　　　　　年貢地
但、六畝拾貳歩
同　　　　　　小竹五十本
但、拂代錢ニ積八百文
下之鄉村
天台宗
一同　　　　　　　　弘行寺
境内　　　　　　　除地
但、壹反六畝拾五歩
同　　　　　　立木大小雜木共
　　　　　　　二十五本
但、拂代金ニ積三拾兩
同　　　　　　竹十五本

但、拂代錢ニ積八百文

境外　除地

但、山壹町貳反貳畝三步

一右弘行寺塔中　光明寺

境內　立木大小共四本

但、拂代金ニ積壹兩貳分

管內本郷村曹洞宗東漸寺合併之寺院、

本郷村

曹洞宗

一東漸寺同派　東福寺

境內　元朱印地

但、五反五畝拾七步

同　立木大小雜木共六百三十一本

但、拂代金ニ積貳拾兩

同　小竹

但、拂代錢積六百文

管內本郷村日蓮宗實本寺へ合併ノ寺院、

信友村　日蓮宗

一實本寺同派　本延寺

境內　除地

但、六畝步

同　立木大小雜木共　十八本

但、拂代金積拾七兩貳分

同　小竹

但、拂代金積貳朱

境外　除地

但、田壹反拾參步

管內一ツ松村日蓮宗本興寺へ合併ノ寺院、

一ツ松村

日蓮宗

一本興寺同派　寶藏寺

境内　除地

但、壹反貳畝拾七步

同　立木壹本

但拂代金ニ積壹兩

同村

日蓮宗

一同　三光寺

境内　除地

但、五畝貳拾六步

同　立木大小共二十本

但拂代金積六兩貳步

境外　除地

但、田壹畝貳拾四步

同村
日蓮宗
一同　秀林寺
境内　年貢地
但、四畝歩
同　立木大小共十本
但、拂代金ニ積貳兩貳分

同村
日蓮宗
一同　淨教寺
境内
但、四畝八歩
同　立木大小共二十本
但、拂代金積壹兩壹分

同村

一同　日蓮宗　寶運寺
境內　除地
但、九拾坪
同　立木大小共十三本
但、拂代金積壹兩貳分
境外　除地
但、田六拾壹坪

一同　同村　日蓮宗　深照寺
境內　除地
但、百四拾四坪
同　立木大小共二十八本
但、拂代金積壹分三朱

一同　　　　　同村
　　　　　　　日蓮宗
　　　　　　　　敎應寺
　境內　　　　　除地
　　但三百四拾七坪
　同　　　　　立木大小共
　　　　　　　二十六本
　　但拂代金積四兩

一同　　　　　同村
　　　　　　　日蓮宗
　　　　　　　　妙聽寺
　境內　　　　　除地
　　但貳畝貳拾步
　同　　　　　立木大小共
　　　　　　　十六本
　　但拂代金積壹兩貳分
　境外　　　　　除地

但、田三拾步

管內一ツ松村日蓮宗本從寺へ合併ノ寺院、

本鄉村
日蓮宗
一本從寺同派　玉藏寺

境內　年貢地

但、九畝步

同　立木大小共
十八本

但、拂代金積貳兩三分三朱

同　小竹

但、拂代錢積壹貫五百文

管內幸治村日蓮宗法雲寺へ合併ノ寺院、

幸治村
日蓮宗
一法雲寺同派　妙典寺

境内　除地

但、五畝歩

同　立木大小共七本

但、拂代金積壹分貳朱

同　竹

但、拂代金積貳朱

管内大谷木村眞言宗吉祥院ヘ合併ノ寺院、

大谷木村

眞言宗

一吉祥院同派　安養寺

境内　除地

但、壹反四畝拾八歩

同　立木大小雜木共百二十二本

但、拂代金積金四兩三分

境外　除地

但、畑四反八畝拾貳步
同　　　　除地
但、畑九畝拾六步
同村
眞言宗
一同　　　專福寺
境內　　　除地
但、壹反貳畝拾貳步
同　　　立木大小共三百八十六本
但、拂代金積貳拾九兩貳分
境外　　　除地
但、畑貳反九畝九步
管內川嶋村日蓮宗常德寺へ合併ノ寺院、
川嶋村
日蓮宗

一常德寺同派　圓頓寺

境内　除地

但、貳畝拾五步

同　立木大小雜木共二十四本

但、拂代金積壹兩三分

管内岩沼村日蓮宗大法寺へ合併ノ寺院、

土井出村

日蓮宗

一大法寺同派　陽光寺

境内

但、畑三反三畝貳拾步

同　立木五本

但、佛代金積四兩三分壹朱

境外　除地

但、田八畝拾五步

同　除地

但、田三畝貳拾歩

管內寺崎村天台宗觀喜寺へ合併ノ寺院、

水口村

天台宗

一觀喜寺同派　西福寺

境內　年貢地

但、三畝拾貳歩

同　立木大小共三十七本

但、拂代金積六兩壹分ト錢拾壹貫文

藪塚村

天台宗

一同　養眼寺

境內　年貢地

但、貳反貳畝歩

同　　　　　　　　　　　　立木大小雜木共
　　　　　　　　　　　　　五十八本
　但、拂代金積拾七兩貳歩
　　　　　　　　　　　猿袋村
　　　　　　　　　　天台宗
一同　　　　　　　　　　光明寺
　境內　　　　　　　　　年貢地
　　但、三畝貳拾七歩
同　　　　　　　　　　　立木大小共
　　　　　　　　　　　　三十五本
　但、拂代金積拾壹兩貳分
　　　　　　　　　　北山田村
　　　　　　　　　　天台宗
一同　　　　　　　　　　藥王寺
　境內　　　　　　　　　除地
　　但、壹反九歩
　　　內

(山林カ)
林山五畝五歩　立木大小雑木共
八本
同
但、拂代金積貳兩貳分

管内上之郷村曹洞宗長昌寺ヘ合併ノ寺院、

下之郷村
曹洞宗
一長昌寺同派　萬藏寺

境内　除地
但、七畝貳拾四歩
同　立木大小共
五拾本
但、拂代金積拾兩
境外　除地
但、畑九畝七歩
同　除地
但、貳畝九歩

反別

總〆五町壹反四畝拾八步

內

七反六畝九步　　年貢地

三町八反貳畝貳拾貳步　　除地

五反五畝拾七步　　元朱印地

外ニ

地坪

〆六百四拾貳坪　　除地

竹木拂代

總〆

金貳百七拾貳兩壹步

銀三匁

錢三拾貫四百文

右金壹兩ニ付、拾壹貫四百文相場ノ積、

〆金貳百七拾四兩三分三朱ト銀壹匁七分五厘

歸農願ノ部

新笈村
天台宗
眞光寺
年貢地

境内
但、貳畝四步

同
立木大小雜木共
十四本
但、拂代金積三兩三分貳朱

寺崎村
天台宗
東福寺
除地

境内
但、畑四畝拾五步

同
立木大小共
三十六本

但拂代金積五両三分
境外
但壹畝拾五歩
北山田村
天台宗
長榮寺
境内　除地
但畑弐反三畝弐拾四歩
同　雑木四本
但拂代金積壹分弐朱
境外　除地
但畑弐反歩
東浪見村
天台宗
法樂寺

境內　　　　　　　　除地
　但、畑貳反四畝四步
同　　　　　　　　立木大小共四本
　但、拂代金積三兩貳分

同村
天台宗
觀音寺

境內　　　　　　　　年貢地
　但、畑六畝貳拾壹步
同　　　　　　　　立木大小共六本
　但、拂代金積五兩

反別
總〆八反貳畝貳拾三步
內
　八畝貳拾五步　　　年貢地

七段三畝貳拾八歩　　除地

竹木拂代

總〆金拾八兩貳歩

右ノ通御座候、以上、

辛未七月　藩

# 上總鶴牧藩神職佛葬願等伺

〔太政類典〕第一編　第百三十一卷　教法　神官

鶴牧藩伺　辨官宛

一神職之者、家內ニ至迄、以後神葬祭相改可申事、

右之通、兼テ御布令有之候上ハ、社人家內ニ至迄、神葬祭ニ相改可申儀ト奉存候得共、社人共、佛葬願出候節ハ、如何相心得候テ宜御坐候哉、

一諸宗於寺院、間々今上皇帝之尊號奉安置候ハ、御寶祚ヲ祈願仕度候儀ニモ可有御坐候得トモ、右ハ從前之仕來ニ任セ置、不苦筋ニ御坐候哉、

右之通奉伺候、以上、四年二月二十日

（朱書）「第一條

社人佛葬願出候理無之、萬一願出候ハヽ、御布告ニ違キ候儀ニ付、其取計可致事、

第二條

追テ御沙汰可有之事、」

神祇官回答辨官宛

鶴牧藩伺

初條、社人佛葬願出候理無之候、萬一願出候ハヽ、御布告ニ違キ候儀ニ付、其取計致候樣、御達有之度存候、

二條、於當官ニ關係無之候、依テ本書相添、此段申進候也、四年三月二日

## 上總櫻井藩寺院廢合伺

〔太政類典〕第一編　第百三十四卷　教法　寺院三

櫻井藩伺辨官宛

當藩支配地上總國望陀郡村々寺院無住無檀ノ小寺、其地方管內ハ勿論、他ノ管轄地ニ本寺有之向モ、其本ニ歸院申付、且ハ一ヶ村ニ一寺、或ハ二ヶ村ニ一寺ノ定額ヲ立、取纒メ申度、尤建物取拂ノ境內地ハ、士族卒ノ內ヘ分付致シ、開墾爲仕度、此段奉伺候、

以上、四年五月廿二日　藩

(朱書)「書面廢寺合併等ノ儀ハ、地方官ノ見込ヲ以申付候主旨ニハ無之、土地人民ノ適宜ニ出テ、寺檀納得ノ上、出願ノ事情ニ運ヒ、本寺法類ニ於テモ故障筋無之候ハハ、舊冬十二月中御布告ノ通相心得、詳細取調ノ上、更ニ可伺出、其上廢寺合併等相成候境內地其外取計方ノ義ハ、猶追テ可伺事、四年六月十八日」

# 下總結城藩寺院廢合伺

〔太政類典〕第一編第百三十四卷　教法　寺院三

結城藩伺辨官宛

管内無住ノ寺院數多有之候間、其餘無用ノ分トモ、其本末寺ノ内へ取纏メ、右地所便宜ニ隨ヒ、開墾又ハ士族卒屋敷地ニ割渡不苦儀ニ御坐候哉、此段奉伺候、以上、三年九月二十九日藩

（朱書）「不苦候事、」

# 常陸志筑藩内廢寺調書

〔太政類典〕第一編　第百三十四巻　教法　寺院三

二年四月

志筑藩管内廢寺調

志筑藩伺　辨官宛

神佛混淆不相旨(成脱カ)、先般御布令有之、當支配地村々取調候處、祈願一派ニテ滅罪取扱不申、殊ニ無檀無祿相續難相成寺院二十七ケ寺、年來無住御座候間、右廢寺仕候テモ不苦儀ニ御座候哉、別紙取調書相添、此段奉伺候、以上、

(朱書)「故障無之候ハヽ不苦候事」

廢寺取調書

常州新治郡
中志筑村
曹洞宗
照東院

同
西野寺村

天台宗　福壽院

同　上土田村　眞言宗　福性院

同　下土田村　同宗　地藏院

同　同村　天台宗　知德院

同　上稻吉村　眞言宗　不動院

同　同村

同宗
金剛院
同
同村
同宗
西光院
同
同村
同宗
自藏院
同
下佐谷村
（同宗脱カ）
威徳院
同
同村
同宗
地藏院
同
同村
同宗

福壽院

同　雪入村　同　宗

阿彌陀院

同　上佐谷村　同　宗

成就院

同　上志筑村　同　宗

常福院

同　同村　同　宗

圓福院

同　高倉村　同　宗

光明院
同
成井村
同宗

彌勒院
同
同村
同宗

東光院
同
下稲吉村
同宗

金剛院
同
同村
同宗

阿彌陀院
同
馬立新田
同宗

觀音院

同　清水新田　同宗

清水院

同　飯田村　同宗

觀音院

同　大峯村　同宗

不動院

同　五反田村　同宗

文殊院

同　栗田村　同宗

右之通御座候、以上、二年四月十三日

阿彌陀院

# 常陸土浦藩廢寺の件

〔太政類典〕第一編第百三十四卷 教法 寺院三

二年九月

土浦藩無住荒廢ノ寺院ヲ窮民ヘ付與、開墾セシム、

土浦藩伺辨官宛

當藩支配地之寺院、年來何寺何院ト申名目而已有之、數代無住等ニテ、荒廢致居候分、墓所地有之向ハ、右場所丈ケ檀家ヘ相任セ、其餘伽藍建物等一切取拂、窮民共ヘ割渡、開墾耕作爲仕候ハヽ、撫恤之一助ニモ相成可申哉ニ奉存候、右樣取計候テモ不苦儀ニ御坐候哉、乘テ心得罷在度、此段奉伺候、以上、二年九月廿三日

(朱書)「檀家墓所共、本寺又ハ最寄同宗寺ヘ合併爲致候儀、並窮民ヘ割渡開墾可爲致儀、可爲伺之通事、」

四年四月

土浦藩管內無住寺院及廢寺等地所士族卒邸宅ニ分與、開墾セシム、

土浦藩伺辨官宛

當藩士族卒之內、從來東京住居之者數百人有之候處、先年改革之節、藩地へ移住爲致候得共、同所之儀ハ、至テ狹隘之地ニテ、未借家借(假カ)住居致居候者多分ニ有之候、然ル處、管內之寺院數代無住之分、本寺等へ合併爲致、地所開墾之儀、去ル巳年九月伺濟ニテ、追々廢寺相成候地所、時宜ニ依リ右士族卒之者へ屋敷地ニ割渡開墾爲致候テモ不苦儀御座候哉、此段奉伺候、以上、四年三月廿日

（朱書）「伺之通、開墾之儀ハ反別鍬下年季詳細取調、繪圖面相添、猶可申出事、」

民部省回答辨官宛

土浦藩伺へ御附札振取調、別紙返進、此段申進候也、四年四月三十日

# 常陸笠間藩寺院廢合伺

〔太政類典〕第一編 第百三十四卷 教法 寺院三

笠間藩伺〔辨官宛〕

此迄管轄中ニ於テ、許多ノ寺院中ニ本末ノ稱アリ、右末寺ナル者、總テ村落ノ資給ヲ仰キ居候處、或ハ無住荒耗致シ候モ有之候間、屢(姑カ)ク末寺廢シ(ヲ脫カ)、本寺ノ方ヘ併合致シ候テ、村民ノ枉費ヲ省、荒蕪無住ノ地ヲ以テ、窮民ノ被助ニ致度候、且社寺ノ領地有之分ハ、年々貢賦ノ儀モ兎角欺誣慘酷ノ流習不公平ニ御座候間、向後當藩ニ於テ取調、右社寺ノ方ヘ、藏米ヲ以テ相渡シ候樣仕度、此段奉伺候、以上、三年六月二日藩

(朱書)「無住寺合併ノ儀ハ、伺之通、社寺領ノ儀ハ、追テ御沙汰可有之候事、」

# 常陸下妻藩社寺混淆除地處分の件

〔太政類典〕第一編 第百廿二卷 教法 神社一

三年

## 常陸谷田部藩廢寺處分伺

〔太政類典〕第一編第百三十四卷 教法 寺院三

谷田部藩伺 辨官宛

當藩管内無檀無住ノ寺院、本寺ヘ申達シ、潰却仕、小前ノ者ヘ相渡、相應ノ年貢取立候テモ不苦御座候哉、此段奉伺候、以上、三年十月廿日等 指令缺

## 常陸筑波神社神佛分離史料

〔太政類典〕第一編第百三十一卷 教法 神官

四年六月

若森縣管内筑波神社々中紛議ノ末、祭主以下解任等處分、

若森縣伺 辨官宛

尙管内筑波神社々中混雜罷在、追々吟味仕候處、從來筑波山殿堂ト唱候土著ノ者、八木下精一外八人ヨリ訴出候ハ、祭主白川資義、昨午年筑波山入社以來、一山貯蓄

金穀私有ニ心得、叨ニ蕩散シ、且長官ノ權威ヲ以テ、自己ニ他國ノ者多人數相集、從來土著ノ銘々ヲ疎外シ、諸般愛憎ヲ以テ執行候樣ニテハ、祭祀興起ノ目度モ無之、且白川資義儀稟賦譾劣ニテ、一山長官ノ器無之間、速ニ退職相成候樣、品々願出、白川資義ヨリハ、入社以來金穀私有ニ心得、叨ニ散滅致シ候儀一切無之、右御勘定帳差出候間、私用ニ涉候分ハ、御差圖ニ隨ヒ、相償可申、別紙人名五島武彦以下三人社籍ニ編入相願候ハ、從來復飾ノ社人秦信賢、杉本政明外二人隱居、退山モ致候間、右ノ名跡相立度、且結束秀、八木下精一、及瀨尾武太郎父豐四郎、吉備万壽吉、其餘ノ殿輩共同意罷在、兎角黨與ヲ樹立シ、長官ヲ輕侮仇視シ、或ハ神領百姓等煽動シ、諸般專恣不當ノ擧動ノミニテ、混雜罷在候間、何分ニモ五島武彦以下ノ者、社籍編入御聞濟不相成候テハ、彼等ノ專制ヲ受、此上祭祀ノ行立樣無之旨、此又類テ申立候、一體五島武彦等社籍ニ差加度旨、昨年閏十月中、資義ヨリ元籍調書相添願出候間、身元正成者ニテ、社中異論於無之ハ、新籍編入不苦旨、附紙（二闕ク）及ヒ候處、其後結束秀等ヨリ、今般資義儀生產曖昧ノ者多人數繇聽ヘ願濟ノ上、社籍ニ差加候旨、私共ヘ申達シ有之、右ハ長官ニ候共、甚不當ノ取計ニ可有之旨、訴出候間、尙資義方ヘ、以附紙及差圖候、次第制斷ノ取扱方嚴敷相糺候處、右ハ資義入社以前白川家ニ罷在候節、結

東秀、瀨尾豐四郎等ヨリ、資義筑波へ入社相成候上ハ、總テ社務、皆進退等資義ノ存意ニ任セ異論無之旨、誓約書モ有之、且筑波山ノ儀ハ、從前護持院ニテ中禪院住候事故、往古ノ身分ハ難ト不相分候得共、近來ニ至リ候テハ、護持院隨從譜代ノ者ニテ、判然證書モ有之、既テ社務ニ關係ノ者ニモ無之、然ル處御一新以來、神佛混淆不相成旨御布告ニ付、其節筑波山故役寺ト唱候日輪院月輪院事、秦信賢杉本文明ト改名、其他兩僧共、神祇官へ願濟、復飾社務罷在候處、一昨巳年以來、結束秀、瀨尾豐四郎等ヨリ相手取、訴訟ニ相成候旨ニテ、御調中、資義入社致シ、其後右一件ハ下タ方示談內濟ニ相成候得共、何分和熟不仕候ヨリ、復飾四人ノ者隱居退出致シ、既ニ其節モ右名蹟相續ノ儀ハ、當器ノ者相見立、追テ伺ノ上可相定旨、書面モ差上有之結束、八木下等、何レモ承知罷在候儀ニ付、今度五島武彦等、右名蹟相續ノ爲、別冊ノ通願出候義ニテ、結束秀、八木下精一等へ改テ相談可及儀ニ無之ト相心得候旨申立候間、資義入社以前、誓約書等取置候段ハ、甚不條理ニテ、採用不相成、且戶籍ノ儀ハ、今般一定ノ御制度被仰出候義ニ付、五島武彦以下ノモノノ籍、管轄廳ノ印證ヲ以、改テ可願出旨申渡、尚其後祭主ハ長官、自餘社人ハ附屬ノ神職ト心得、身分進退等ハ、縣ニテ可致處分旨、民部省ヨリ御附紙モ有之候間、資義へ再應申聞置候處、今

般右戸籍迄來候分、入籍ノ儀願出候間、社中共故障有無相糺候處、八木下精一外八人ハ、方今神領一般上地被仰出、且從前ノ佛閣破却致シ、未タ神殿造營モ不致折柄、無用ノ者多人數社籍ニ加入致シ候樣ニテハ、冗費而已相嵩、此上祭典興起ノ目度モ無之旨、其他五島武彦等不學無術ノ者ニテ、一切祭典等心得候者ニ無之抔、品々申立、此上新籍入聞届相成候儀ニ候ハヽ、一同社籍ヲ離レ、農商ノ中ヘ歸籍被仰付度段、頻ニ申出、資養方ニハ、結束以下ノ者從來筑波山故護持院進退中譜代席ノ者ニテ、社中ニ無之、右ハ從前ノ記錄ニ判然相記シ有之、資養入社ノ際、人員少ニシテ、祭祀ニ差支候間、假ニ社籍ヘ差加置候得共、今般三代以上譜代ノ者等可取調御達ニ付、殿輩ノ身分、社籍ニ無之子細相記シ、書面差上候間、彼等社籍ヘ編入ノ可否、改テ御處分相受度旨、其外五島武彦等、夫々神祇道モ相心得居候者ニ付、社籍相願候テ、彼是故障致シ候ハ、黨與ノ者ニテ、一山ノ諸般自恣ノ取計可致存意ノ旨、品々申爭候間、双方共呼出、一致和睦不致候テハ、敬神道ニ返(反)シ、神職ノ心得ニ可悖旨、且結束秀以下一旦社籍ニ差加候上ハ、今更譜代ノ列ニ致候モ、不公平ニ可有之、且五島武彦等ハ、畢竟從前退山ノ者名蹟相續致候儀ニ候ハヽ、別段無用ノ者相集候ニモ無之間、双方共熟和神勤可致旨、再應及理解候處、殿輩ト唱候者共ハ、五島武彦等新

籍編入相成候上ハ、銘々ノ次席ニ致度旨、資義ハ殿輩共ト、五島武彦以下左右ニ列シ、彼是無甲乙諸般爲取扱度抔、双方共一己私意ノ申爭ノミニテ、屈服不仕候、右一山貯蓄ノ金穀、資義散減致候旨ノ件ハ、勘定帳差出有之候間、資義入社以來職祿定額相立候ハヽ、社用私用ノ別判決可致遣存、先般祿制ノ義伺上置候義ニ有之、右區別判決致候後ハ、從前ノ金穀、當縣ニテ員數相改、叨ニ蕩散不相成樣規則可相立遣見込モ御座候、其他双方無證據申爭ノ廉ハ、採用難相成筋ニ被存候、社籍增減ノ儀ハ、最初結束秀等、一己ノ心得ヲ以、筑波山ヘ入社不致、資義ヘ誓約書等差入、且護持院進退中、近來ハ僧侶陪從同樣ノ身分ニ乍有之、席ノ上下ヲ爭、且復飾退隱ノ名蹟相續爲致候義、兼テ承知乍罷在、今更彼是故障致シ候ハ、前後不都合ニ付、願ノ通リ民籍ニ差加可申哉、又ハ方今諸般御釐正ノ際、新籍編入等不爲致、從前ハ譜代ニ候共、由緒有之、舊來筑波山附居候殿輩、且ハ一旦社籍ニ差加、神祭ニモ關係爲致候儀ニ付、附屬ノ神職ト心得、共ニ社用相辨候樣、急度申渡、新籍ノ者悉皆退山申付哉、難決候間、資義ト秀、精一等ヨリ、今般改テ書面爲差出、右相添此段伺上候、何分一方廢止不申候テハ、混雜難相已、且社寺三代以上譜代ノ者等取調ニモ差支、加之祭祀ノ度々混雜相增候儀ニ付、乍恐至急御下知被成下度願上候、以上、四年六月三日

（朱書）「一社混雜ノ儀、今般御布告ノ通、白川資義以下
一社一同解任申付可然事、
但、資義始、五島武彦以下四名、新任撰ノ儀不可然、早々處置可有之候事、」

筑波山神社祭主
白川資義願　若森縣宛

微臣資義、去午四月中入社以來、復飾事件以御威光相濟候處、尙元殿輩共ヨリ種々出願ニ付、答訴、及臣不肖ヨリ、不容易御手數ニ預候段恐縮奉存候、然ル處厚御示諭ニ基キ、過日中元殿輩共ヘ、再三及懇談候處、剩ヘ我意主張、居合不申、不得止事、左ニ申上候、抑當社ハ國造廢絕、爾後舊別當知足院事、護持院總轄、日輪院月輪院始メ衆徒十七ケ院、從來一社奉仕、制事社役兼勤、尤神事祭祀ト雖、佛經等讀誦、神佛混淆ノ修法、依テ神輿御渡造幣等ノ節ハ、六所社人ヲ以テ充之候次第、付テハ元殿輩等、從古來神事ヘ關係候儀曾テ無之、神事法會ノ節ハ、警固及供奉等相勤候例、自餘山廻リ且本坊役場ヘ勤仕迄ノ儀、舊證幷ニ留帳面ニテ判然ニ御座候、全素々神職戶籍ニ無之候、然ルニ慶長年中、知足院光誉僧正ヘ隨從、兩度上阪ノ砌供侍相勤候儀、帯刀記（旦）元ト被存候、爾來舊別當譜代殿輩唱、帯刀仕來、尤其十人ノ內、追年增減モ有之、終ニハ株ノ如ク、多寡黜陟モ有之、加之其後モ村人別ニ加リ居、既ニ文化七午年六

月中、瀨尾津右衞門、鈴木增右衞門、出村甚兵衞三人、初テ三役人ニ申付、其節村人別離候由、留記ニ見ヘ、自餘モ追々村人別除帳致候儀可有之、且瀨尾九兵衞代、結束彌兵衞代、八木下佐市等、名主役ヲ相勤候、尤扶持給金米貳俵壹兩宛、簑笠草鞋代十人ヘ鐚貳貫四百文宛、其外役場ヘ出勤ノ者ハ別給有之候得共、何レモ從前餘業有之、旅籠屋其外產業ニ付テハ、無苗名計リ記シ候分、多々相見申候、然ル處、御一新來、社僧ハ復飾、彼等儀ハ、譜代名目相離レ候上ハ、歸農可致儀ニモ可有之候得共、從來俗役モ勤來候故、微臣入社以來、人少ニモ有之、土著ノ者故、諸事辨用候間、宮守役ノ外神役ノ名ハ雖不申付、結束秀始元代官等、都合拾壹人夫々俗役申付、兼テ御届モ申上候通、職祿モ假ニ定遣シ置候儀ニ有之、就中去午十二月中、御書付ヲ以テ祠官順序ノ儀、祭主ハ長官、自餘ハ附屬神職ト相心得可申旨、職祿始都テ進退ノ儀、追テ御沙汰被爲在候迄ノ處、神前席順始メ社役等、双方ノ無勝劣穩便ニ取計置度候處、兎角不穩、結束秀始兩三人迄ノ處、私意貫徹スベキ心底ヨリ、落意不致、（本ノマヽ、）旁今日ノ混雜、誠ニ以素志ニ悖戾、不堪戰慄ノ至候、依テ恐入候得共、先日中當社金穀始都テ一社御手入奉願候處、此節金穀ノ儀御取計被成下ベク段難有奉存候、然ル上ハ、此上右殺輩共御處置濟、復飾跡改正相續相願候撰擧ノ人員、是亦御指揮、右兩樣至當御

處分被成下度、伏テ奉仰願候、就テハ別紙去午五月中御届申上候、假職祿書、同閏十月中等級ヲ附、一社假見込書ヲ以テ奉伺候書面、幷元殿輩共ノ舊記留記拔書、其外去午年中、元殿輩ヨリ差出候書付復飾事件濟口證文寫共、七數合三冊相添、尊覽ニ入候間、御取捨ノ上、御採用ニ可相成儀モ御座候ハヽ、御信用可被成下候、彌以社制職祿人員進退、都テ御沙汰ノ程、謹テ奉仰候、誠惶頓首謹言、四年五月

筑波山神社祭主
白川資義願　　若森縣宛

去十月中、復飾杉本政明始四人退隱跡、五島武彥始四人ヲ以テ改正相續ノ儀奉伺候處、御附札ヲ以テ、元籍人物共正成ノ者ニテ、其社中異論無之者、伺之通取計不苦旨被仰付候、依之一社ヘ談判ニ及ヒ候處、元殿輩ノ內、杉田登二郎、出村新六郎、鈴木重藏、右三人ノ外結束秀始ノ者共故障申立、其上種々事取巧、出訴致シ候間、追々御吟味ニ相成、引續テ逆訴致シ、今日ノ混雜ニ至リ候、然ル處先日中社籍人員ノ儀ニ付、原(厚)御示諭ノ趣拜承候間、再應結束秀始、反復丁寧ヲ盡シ左ノ通目ヲ立、

一撰擧神職四人

五島　武彥
松尾　信壽
川崎　義忠

岡本　傳

右ハ復飾濟口證文ニ基キ、門員四家改正相續之事、
一席順ノ儀、社制職祿等、追テ被仰出候迄ノ處、双方東西列座何レヲ左右ト差別有之間敷事、
一諸事一社ノ事ハ集議ヲ盡シ、至當公平ヲ以テ祭主ノ決ヲ取確定スヘキ事、
但シ、事件ニヨリ祭主ヨリ御廳ヘ、伺ノ上可取計事、
以上
前書ノ廳示談ニ及ヒ候得共、不相替我意申募リ、更ニ不相用、剩ヘ五島武彦始ヲ末座ニ差置度抔申之候ニ付、不得止事、右之者共舊來ノ身分等、別紙ノ通、再應取調申上候、且復飾跡相續名蹟順次共左ニ申上候、

日輪院復飾杉本正明跡
五島　武彦
月輪院復飾星野兵部跡
川崎　義忠
壽命院復飾杉村隼人跡

岡本　傳

右撰擧四人ノ者、別紙兼テ申上候通リ、元籍正成職道モ心得罷在候者ニ御座候間、書面之通改正相續爲致度奉存候間何卒願之通被仰付被成下度、願上候、以上、四年五月

元籍調書

五島　武彦

源　廣高

甲府縣管内甲斐國總社御嶽山式内金櫻神社權神主五島八十吉事廣海實父ニテ、先年男廣海家督相讓退職、東京へ出、日枝神社御旅所禰宜諸井帶刀方同居、白川家東京役所學士相勤、五ヶ年以前、卯年五月中上京、翌辰六月中ヨリ、假大學校邸内へ勤仕、同九月中伊那縣へ出仕、追々任換權大屬拜命、去年七月無滯免職歸籍、同年閏十月中、兼テ性質存知候者ニ付呼寄、假ニ社籍ニ加へ、兼テ御屆申上、神用社用共爲相勤候、

但、人別送書申遣シ置候間、達次第御廳へ差上可申候、

松尾　嚴彦

藤原　信壽

韮山縣管内伊豆國加茂郡綱代村貴船社神主松尾長門男、同社神務罷在、去午四月同勤高杉光枝ヘ神用万端委托シ、管轄縣屆、爲勤學出京中、同十月中由緒モ有之者ニ付呼寄、假ニ社務加、兼テ御屆申上、神用社用爲相勤候、

但シ、人別送書申遣置候間、達次第御廳ヘ差上可申候、

川崎藤原義忠

水戸藩川崎改高橋秀老（當時堺縣出仕屬吏）男大久保精一郎甥ニテ、聊國事ニ盡力致シ候者ニモ有之、父子共兼テ存知候者ニ付、去午十月中呼寄セ、社籍ニ加ヘ、神用社用共爲相勤候、

但シ、當未四月中本藩ヨリ人別送狀、御廳ヘ差上申候、

岡本傳

藤原憲章

岩鼻縣管内武藏國兒玉郡北向神社神職岡本清甥也、右傳祖父中島一馬儀、白川前神祇大副家元家來ノ由緒ヲ以テ、去午六月中、同人連來依賴ノ處、職道執心ノ者ニ付、社籍ニ加ヘ申候、則當時神用社用爲勤候、

但、當未三月附管轄縣奧書ノ人別送狀持參ニ付、先日中御廳ヘ差上申候、

右取調書面ノ通相違無御座候、以上、

筑波山神社
祭主 白川 資義

明治四辛未年五月
筑波山社中
八木下精一外八名願 若森縣宛

筑波山神職奉申上候、私共ヨリ社長白川資義ヘ相掛リ候一件、今般御筋ヘ御伺ニ相成候間、是迄ノ次第委詳存寄共以書取可申上旨被仰聞、依之左ニ奉申上候、

一去午閏十月六日御訴訟申上候儀ハ、資義事、出京先ヨリ、何方ノ者ニ候哉五島武彥外五人ノ者共召抱歸社致シ、當社中ヘ陰密ニ相計リ、當山廢寺跡復飾式拵ハ名目ヲ巧ミ、一社ノ私共日々社署ヘ相詰罷在候、一切不申聞、御管轄ヘ表裡ヲ以伺立候處、一社異論於無之ハ差支無之トノ御附紙ノ趣、然ルヲ御附紙ヲモ押隱シ、一社中ヘハ御筋御沙汰ト稱シ、右武彥等ヘ當社世々ノ社籍ト申付候ニ付、一社中ニ於テ驚愕仕、假令社長ト雖𪜈、他國ノ者ヲ當社新籍ヘ相立候ニ、一社中ヘ押隱シ、剩ヘ表裡ヲ構ヘ、一社ヲ欺キ、不條理千万ト奉存候、何分ニモ難心得ヨリ、御出訴申上候、依之右新籍之儀御調中ノ處、其翌七日、直ニ右武彥等ヘ、資義ニ於テ一社ノ上等ニ職役ヲ申付、一社ノ私共從前ノ職役迄取放シ、社署引拂申渡シ、不法ノ致シ方ニ付、

共節伺又一社ヨリ御訴申上、右武彦等職役ノ義ハ御差止、私共ハ從前ノ通リ社署ヘ相請候樣被渡（マヽ）渡、右新籍ノ儀ハ未タ双方御調中ニ候得共、畢竟資義社長トハ乍中、一社未聞不見ノ者ヲ以テ新籍ヲ立候ニ、一社中ヘ一切申談示モ無之ト申ハ、伊勢ヲ始鹿島、香取、氷川孰レノ神社ニテモ、社長一己ノ恣ニ新籍ヲ立候抔ト申ハ決テ有之間敷、況ヤ方今御明世ノ折柄聽斷ヲ以主張致候抔ハ、言語同斷ト可申奉存候、既ニ資義相立候節、一社中ヨリ御管轄ヘ願候處、御筋ヨリ朝命ヲ以テ差下候義ハ難聞、一社中懇談ノ上可相定トノ御達ニ御坐候、一社拜承罷在、依之資義一社示談ヲ以テ社長ト仕候事ニ有之、況ヤ社中人員新籍ニ立候ハヽ、示談勿論ノ事ト奉存候、剰武彦等入籍ノ儀、資義ハ謀計ヲ以テ、伺ノ節、前件ノ通、一社異論於無之ハ差支無之トノ御附紙ノ處、一社中ヘ陰密ヲ以テ、始終相計リ候義ニ有之、是レ御縣ノ御附紙ノ御旨意ニモ相背キ居申候、且又當二月中、神庫米沽却ノ儀モ、資義ニ於テ一社ヘ陰密ニ武彦等ト相計リ、御縣ヘ神事料ト伺出候ニ付、於御縣神祭料ナレハ差支無之トノ御聞濟ノ趣、然ル處社中ヨリ訴出候ハヽ、武彦等陰計相顯レ、資義ノ私用ニ有之、前後大相違、是又御縣ヲ欺キシ筋ナレトモ、右神事料ニ無之トモ、未タ資義配分定祿無之トノ社中ヘ御說諭ヲ蒙リ、至極御愍恤ノ御事ニハ候得共、當社

昨年神税總計玄米九百苞計リ、然ルヲ共社長一己ノ冗費壹ケ年未滿ニ千七八百
金ニ及ヒ、尙不足トス、假令定祿雖無之、頗ル涯量ニ超エ、所謂資養事、偏聽シテ生姦(マヽ)
可申、右武彥等新籍幷ニ神庫ノ事、倶ニ御縣ノ御主意トハ、資養ニ於テ背反有之候
得共、一旦資養申出候儀ハ御差止難相成、是レ私共ト資養トハ、上等下等ノ分ニ候
哉、誠ニ卑賤ノ可憐情實ニ御座候、御一新ノ折柄上下ノ論ナク、非理違法ノ事アラ
ハ可訴出トノ御揭示拜承仕、一途ノ愚質ヨリ、奉懸御尊苦候ニ至リ奉恐入候、此上
資養何樣ノ事ヲ計リ成シ候哉ト、一社洵(洶)々罷在候、是迄纔テ御難訴奉申上候通、私
共凌虐ヲ受ケ、實ニ難澁難堪仕合ニ御坐候、況ヤ資養新參ノ社長ニシテ、一社奪掠
ノ勢ニ有之、祭事ヲ興スヘキコソ、社長ノ職ナルニ、更ニ其儀無之、入社以來、僅ニ壹
年未滿ニシテ、社固有ノ金、自己ノ爲ニ許大ノ冗費ニ及ヒ、併資養未タ若年ニシテ、
正非分別モ無之、是皆武彥等己ヲ營ムノ謀計ニ欺誣セラレ候義ニモ可有之、實ニ
當社是迄高千五百石ノ神料ヲ以テ計リ候ハヽ、右樣ニテハ神社ヘ供シ候分ハ一
切無之ニ至リ、分外ノ耗失ニテ、何ヲ以テ神殿造營可仕哉、一社ハ不申及、氏子一般
晨暮歎息罷在候、已ニ氏子一般ヨリ不歸依ノ出訴ニモ立至リ、資養儀神社奉仕ノ
身ニシテ、却テ一社人員迄、私有ノ見ヲ成シ、第一神社ヲナミシ、且一社ノ私共神社

ノ爲ニ、四ヶ年ノ間不一方駑鈍ヲ竭シ、全躰資養一社中ノ力ヲ以テ相立候ヘ、其恩義ヲ忘却ノミナラス、却テ一社舊來ノ者ヲ斥ケ、請托ノ私ヲ以テ、他國ノ者ヲ一己ニ新籍ニ立、私恩ヲ布キ、己カ門ヲ營ムヿヲ專ラトシ、實ニ一社ニ於テ遺憾ノ至ト奉存候、畢竟武彦等復飾跡廢寺跡トハ名目ニテ、右復飾共退去ノ節、一社圍有金千兩、其他六(脱アラン)七兩モ減却仕候義ニテ、其跡ヲ襲フ者ハ、神社ヘ對シ、其効ヲ立不申候テハ相成間敷、然ルヲ其効モ無之、唯社長ノ威ニ因リ、一社中ヲ押付ケ、他國ノ武彦等當社無緣ノ身分ヲ以、新籍ニ相立候儀ニ候ハヽ、彼等ニ先タチテ當社ヘ付譜代舊來ノ者多ク有之、人躰モ彼等ニ劣リ候樣ニモ無之候間、此等神職ニ御坐(本ノマヽ)立被成下置候樣仕度奉存候、且又一社ヘ附候者ヲ差置キ、他方ノ者御取立ニ相成候筋ニ候ハヽ、一社ノ爲ニ相成候才能有之者ニテモ相撰相立候儀候ハヽ格別ニ候得共、然ルヲ右武彦等唯資義ノ請托ニ因リテ相立候義、何分ニモ承服仕兼候、御管内諸社新神職願出候ニハ、其社中ハ不及申、氏子迄連印ノ上御聞濟ト承リ居申候、右資義モ一社懇談ニテ相立候事ニ御座候得共、右武彦等ニ限リ、一社ニ不拘、資義一己ノ恣ニ取立候筋有之間敷、一社ノ私共ニ於テ、聊御趣意相背キ候心底、毫末モ無御座、右武彦等若シ社籍ニ立候義ニ相成候ハヽ、彼等一社恣ト成シ、一社荒廢眼前ノ義

有之、私共ニ於テ無詮事ニ候間、一社脱籍被仰付度覺悟罷在候ニ、今訴答御調中ニテ、右武彦等、當社籍ト申譯ニモ無之候得共、社中ニ列シ、神勤仕候義ニテ、諸般武彦等資義ヘ憑籍シテ事ヲ成シ、社中凌虐ニ苦シメラレ、是迄再三再四私共苦情モ申上候通リ、人員スラ我意ニ任ス、況乎諸事ニ於テ、尙更ニ(マヽ)義ニテ、一社私共困阨難澁仕、唯今スラ堪兼申候、此上何ヲ以テ彼等ノ下ニ屬シ相忍可申哉、御恩察蒙リ度奉存候、當社モ今ヤ改正ノ際ニ有之、陋習ヲ除キ、正典ニ因ルヘキコソ本意ナルニ、既ニ去ル四月朔大祭ノ節、中島一馬ト申者ヲ雇置、爲之不淨器ヲ用ヒ、一統(絃カ)琴等ヲ以テ神供ヲ備ヘ、社中私共切ニ練(諫)申候得共、資義武彦等理不盡ニ申張不相用、或ハ竊ニ守牘賣リ旁、彼等處措名實相反シ、逸ニ不條理ニテ難心得奉存候、何分ニモ私共回面汚行仕候テ、彼ニ阿リ候義、頑固ノ私共難忍情實ニ御坐候、私共一同去ル午閏十月六日御出訴申上候次第、且次第(マヽ)且資義不所行ケ條等迄奉申上置候廉々御取調ヲ奉蒙度、只管奉歎願候、若シ私共ニ於テ相違ノ儀モ候ハヽ、脱籍ハ勿論、何樣罪科被仰付候共、甘受仕候間、豫テ願ノ廉々何卒正非判然仕候樣、御裁判ノ程伏テ奉歎願候、實ニ私共悲歎ノ餘リ不顧恐、困阨ノ情實無忌諱奉陳上候、以上、四年五月

飯村　市郎　　小倉　正德

妹尾武太郎　中村重信
榊原政記　輕部義郎
杉田彦傳　結束秀
八木下精一

復飾事件濟口證文寫
元殿輩ヨリ差出候書付寫
差上申濟口證文ノ事
一筑波社中并左ノ名面ノ者一同奉申上候、當山會計取調ノ儀ニ付、去月中祭主代兼結束秀之丞ヨリ、杉本政明ヘ相掛リ奉出願御取調中、尚又七月朔日事件政明外三人ヨリ及出訴、右御吟味中、左ノ名面ノ者立入、双方ヘ得ト及熟談、申爭ノ件々明白ニ相分リ、聊無申分熟談仕候趣意左ニ申上候、
一杉本政明取扱中金穀諸帳面出入取調ハ勿論、諸什物類ニ至ル迄、明白ニ相分リ申候ニ付、今般受取渡相濟候間、以來右等ノ儀ニ付、決テ異論無御座候、
但、秦信賢、星野兵部取扱中、金穀出入取調幷諸什物類引渡相濟候ニ付、同斷之事、
一杉本政明外三人家祿之儀ハ、從前ノ通相定メ可申事、

一當社ノ規則ハ、祭主御差配通相守可申事、

一七月朔日及混雜候事件ハ、行違ノ廉々、得ト熟談致候ニ付、明白ニ相分リ、双方聊申分無御坐候事、

一杉本政明外三人ノ者、平常病身ノ處、長年當社變格以來、悉苦心仕候故歟、銘々持病再發仕、方今難澁罷在、迚モ神勤難相成、今般熟談ノ上、隱居仕候上ハ、家名相續ノ儀ハ、祭主ヨリ相當ノ者ヲ見立、伺上追テ相定、

但、四人ノ者隱居致シ候上ハ、隱居料ノ儀ハ、跡相續人ヨリ扶助可致事、

一今般熟談行屆キ隱居致シ候上ハ、是迄配當請取不足ノ分ハ差引、殘米受取渡相濟候事、

前書ノ通リ双方へ得ト掛合候處、一同納得ノ上、聊無申分熟談行屆候、就テハ右一件ニ付、重テ御願ケ間敷義ハ毛頭無御座候間、双方ヨリ是迄奉差上候願答書寛典ノ御處置ヲ以テ、御吟味是迄ニテ御免被成下置、書類不殘御下ケ相成候ハヽ、一社中無事ニ相納リ、偏ニ御威光ト難有仕合奉存候、以上、

筑波社中

明治三庚午年八月　古川　三郎

杉本　政明

秦（奉カ）　信賢

星野　兵部

杉村　隼人

結束秀之丞

八木下道太郎

立入人協救社吏人

大久保久造

吉川成一郎

讃根村勸農役

山良規矩造

吉間村勸農役

尾見　桑造

市部村勸農役補

總右衛門

上谷貝村
勸農役補　作造

若森縣
御役所

〔此者ハ社中ニハ無之候得トモ、白川本家ヨリ爲補助參リ居候ニ付、連印イタシ候、〕

誓狀

一祭典御改正ノ儀ニ付、決テ異論申間敷事、
一社家黜陟座順、御下知ノ通相守可申事、
一神領百姓取扱方、以來堅差縺申間敷事、
右今般祭主御招請申上候ニ付テハ、此三條之外總テ御指揮ヲ受、私取計等決テ仕間敷候、依之爲將來誓狀奉差上候條如件、

筑波一社總代
杉本　政明印
秦信賢代

杉村　隼人印

上

誓狀

一祭典改正ノ儀ニ付、決テ異論不可申事、

一不因何事御下知ノ通相守可申事、

一社頭神領ニ預候事件、更ニ差縺申間敷事、

右ハ當社長官御拜任ノ上ハ、此三ヶ條ノ外ニテモ、總テ御指揮ニ忤間敷、依之爲將來、誓狀押印奉差上候處如件、

筑波山殿輩

中村勝次郎

輕部桊左衞門

杉田　慶助

瀨尾武太郎

栁原政之助

格

小倉　栁平

同　飯村市之丞

右總代

八木下精一郎印

結束　秀之丞印

明治三午年四月

上

御尋ニ付奉申上候

一筑波領千五百石ハ、神社ヘ付、祭主ノ私有ニハ無之候得共、幽顯ノ分モ有之、社中人員ハ盡ク祭主ノ臣ニシテ、神勤致シ候事ト心得罷在候、舊護持院ノ時ハ、寺中執レモ臣列ニ御坐候、方今御一新ニ相成候テハ、別段御沙汰無之ニ付、從前ノ通心得罷在候、此ノ大社ノ長官次官地方配當ノ趣意トハ、當社ハ異ナル御事ニ奉存候、

右之通私共愚意御答奉申上候、以上、

筑波社中

午七月

八木下道太郎印

結束　秀之丞印

若森縣

御役所

神祇官意見

一社混雜ノ儀、今般御布告ノ通、白川資義以下一社一同解任申付可然候事、四年七月五日

但、資義始五島武彥以下四名新任撰ノ儀不可然、早々處置可有之候事、

若森縣伺 辨官宛

今般神職世襲ノ舊習御釐正被仰出候ニ付テハ、追々縣社鄉社等ノ規則被仰渡候旨ニ奉拜承候處、舊冬中社寺朱印地除地等一般上地仰(被カ)仰付、右上地ノ田畑百姓持地ニ無之、社寺ニテ直作或ハ小作ニ預ケ有之分、年貢諸役百姓並相勤ルニ於テハ、從前ノ通、社寺ニテ所持致シ不苦旨ニ付、寺院ノ儀ハ、其時々住職ノ處分ニ任セ置候間、公租相納、御餘得ハ永世ノ寺祿ニ相成、且朱印地ノ分ハ、相當ノ祿制御定ニ相成、追テ廩米可下賜樣拜承仕候間、堂塔修復用度等、永世無差支儀ニ存候得共、神社ノ儀ハ是迄ノ神職ニ、朱印地除地共進退申付候間、自然私有ノ所持地同樣相心得居候處、今般ノ御趣意ニ付テハ、右朱印地除地ノ類ハ、改テ其神社祭記(起カ)致シ候神職ヘ進退申付、至當ノ租稅爲相納、追テ下シ賜候廩米幷右餘得ヲ以テ、神社營繕祭祀

ノ幣帛料ニ充テ候樣不仕候テハ不相成ト奉心得候、
右樣處分仕候得ハ、舊來世襲ノ神職ハ、從前所持田畑等モ御坐候間、民籍ニ歸シ候共、生計可相立候得共、御維新以來別當社僧ノ輩復飾神勤可致旨ニ付、右ノ者ハ不殘神職ニ申付候得共、一時匆卒ノ際、人物ノ是非當器ノ撰任等行屆兼居候處、今般御革正ニ付、人物精撰ノ上、夫々黜陟不致候テハ不相成ト存候、依テハ前書復飾僧侶ノ儀、元來無樣（祿カ）無庵ノ者共ニ付、一旦廢黜致シ候得共、屋敷モ無之、且社內等ニ住居ノ者ハ、住家ニモ差支候仕合、何レニモ生計相立申間敷、憫然至極ニ被存、右處分痛心仕候、依テハ開拓ノ地へ移住爲致候歟、或ハ所生ノ舊籍ニ復降爲致候歟、何ニモ取計不申候テハ不相成樣奉存候、
當縣下筑波山ノ儀ハ、昨年年中白川故神祇大副弟資義入社祭主相成居候處、一旦解職申渡候上ハ、白川家へ引渡可申筋ニ御坐候哉、又ハ當縣貫屬ニモ被仰付候儀ニ有之候得ハ、多少共食祿無之候テハ、直ニ生活ニ可差支樣被存、且住居ノ儀モ、入社以來筑波社內ニ罷在候間、是又立退方不申付候テハ不相成、右ニ就テハ、住居屋敷等ニモ差支可申ト顧慮仕候、昨年來同社へ參リ、神勤罷在候五島武彥以下ハ、是亦夫々元籍へ引渡候樣可取計哉、右件々預メ適宜ニ處分不相立置候テハ、一旦卒

無辨解相成候ハヽ、流離ノ場合ニモ立至リ可申哉、地方ノ職務何分安心不仕候間、右御規則不被仰出以前、畏縮ノ至リニ御坐候得トモ、此段奉伺上候、以上、六月四日

神祇官意見

一管下神職家祿處置方ノ儀ハ、追テ一定ノ差圖ニ可及候事、

一筑波山一社ノ義、白川資義以下一社一同解任可申付、則御布告ノ通ニ候、右ニ付テハ、資義始五島武彦以下四名ノ者、總テ復籍可申付候、付テハ路費始手當金共相應社領ノ中ヨリ取計可遣、若又無籍ニ付、今般本縣貫族士民ト相成候ハヽ、當分相應ノ手當金ヲ遣シ、住居等勝手ニ爲致可然候事、

一同社新任ノ儀ハ、成丈地方ニテ精撰可有之、舊來ノ格席ニ不拘ハ勿論候事、七月四日

但シ、追々ノ差縺モ有之候事ニ付、當分本縣受持ノ社ト致置、追々精撰ノ上長官申付方可然候事、

若森縣伺辨官宛

當縣管內常州筑波郡筑波町外二ヶ村役人總代沼田村名主飯村吉十郎、臼井村名主補鮭川守左右ヨリ訴出候ハ、右村(二)ヶ村ノ儀、筑波山神社舊領ニテ、一同氏子ニ有

之同社元別當護持院無住中、御一新ニ付神佛混淆不相成旨被仰出候處、同寺役寺日輪院月輪院ノ兩僧、一社中ヘ無談（諾カ）ニテ、密々神祇官ヘ願ノ上、復飾致シ、一社固有ノ金穀ヲ妄ニ散却シ、品々如何ノ取計モ有之候趣ヲ以テ、同山地附殿輩ト唱候者共始、神領氏子共一同不平ヲ生シ、混雜罷在候內、右兩人尙又社中ヘモ不申聞、白河前神祇大副資弟資義ヲ神主ニ相立候及內談候趣承リ、彌以不條理ノ取計方難心得候旨、右兩人ヘ相掛リ、不正吟味ノ儀、去々巳十二月中彈正臺ヘ駈込訴致シ、取上ニ相成、同臺調中ノ處、伊能從七位取扱ニ立入申聞候ハ、復飾共私欲姦計ノ儀ハ兼テ承リ及居候事ニ付、資義入社ニ至リ候ハヽ、速ニ可相糺ハ勿論ニ候得共、差當リ彼是混雜罷在候テハ、資義入社ニモ相成難、尤復飾共ハ一社固有ノ金ヲ以、在京罷在、殿輩始氏子總代等、自分入用ニテ借入罷在候テハ疲弊不少、何レニモ我等取扱ニ任セ、一同熟和ノ上、資義入社致シ候上ハ、是迄訴訟中ノ入費ハ同人ヨリ差出可申聞、勘辨致シ吳候樣被申聞候ニ付、無據任其意、彈正臺吟味下ケ相願、一同歸村熟議ノ上、去午四月中資義入社相成候處、資義ト復飾ノ者ト爭論出來、混雜罷在候ニ付差扣、右事件モ事濟相成候ニ付、同閏十月中ニ至リ、右資義方ヘ前約ノ通、訴訟中ノ入費差出吳候樣申出候處、右ハ入社ノ節、夫々下ケ米モ致シ置候間、右ニテ相濟

候抔、不當ノ挨拶ニテ、當惑致シ、畢竟下ケ米ト申スハ、領內窮民共ヘ米壹斗ツヽ、中農以上ヘ酒五合ツヽ入社ノ祝トシテ、被相遣候事ニ付、前約ト相違ノ儀及掛合候得共、其餘ハ一切不存旨被申聞候ニ付、兼テ伊能從七位ト引合置候事ニ付、同人ヘモ掛合候處、三ケ村ニテ凡四拾俵餘ノ借米有之候間、右ヲ返納不及樣資義ヘ可賴遣候間、夫ニテ勘辨可致旨被申聞、案外ノ儀ニテ、前約ハ金四百兩ニ候ヘトモ、當金三百兩下ケ金無之候テハ、氏子共ヘ對シ申譯無之、當惑至極ノ旨、再三及掛合候得共、更ニ取敢呉不申、及難澁候段、品々當縣ヘ訴出候ニ付、畢竟無證據申候迄ノ儀取用難相成旨、再三說諭仕候ヘ共、强テ歎願申出候ニ付、右ノ趣ヲ以テ、資義相糺候處、右樣ノ前約覺無之旨申立候間、尙伊能從七位ヘモ及掛合候處、右護持院役者復飾兩人白川資義ヲ神主ニ招請致シ度願出候ニ付、白川家ヨリ伺ノ上呼下シ、巳十月中、東京ヘ來着致シ候處、神領百姓ヨリ右兩人相手取、彈正臺ヘ願出、調中ニテ、入社延引罷在、時日押移、翌午四月ニ至候テモ、事柄不相分、資義殆困却、辭職歸京致度旨談有之候ニ付、同人辭職相成候テハ、復飾ト百姓トノ爭論不相止、詰リ神社ノ衰弊可相成歎敷候ニ付、前書毀輩ノ內瀨尾豐四郎、吉備万壽吉ハ相知ル者ニ有之候ニ付、相招、右ノ趣申聞、何事モ社ノ爲メニ候得共、內濟致シ、彈正臺願下致候樣示談致

シ候處、万壽吉同意ニテ、外殿輩幷名主總代ノ者ヘ申聞、一同承知致シ候得共、神社復古ノ儀ニ付テハ、去ル年來多人數登京、諸方ヘ歎願、種々盡力致シ、失費モ多分相掛リ、百姓一同困窮致候ヘハ、右失費償呉候樣相成間敷哉ト、万壽吉申聞候ニ付、償ト申儀決テ不相成、素ヨリ償差出筋ニハ毛頭無之、但一同困窮ノ儀ハ不便ノ事ニ付、入社ノ上救助取計候樣、資義ヘ可申入由對談致シ、然ルニ万壽吉救助米金員數取極度趣申候ヘ共、左樣致シ候テハ、償差出同樣ニ付、唯資義存意モ可有之、只今取極候儀不相成趣、相斷候處、納得致シ、彈正臺ヨリ願書下ケ相願、和議相整ヒ、去午四月、資義入社相成候儀ニテ、諸事万壽吉ヘ引合候儀ニ付、同人紀問有之候ハヽ相分リ可申旨申越候ニ付、万壽吉相糺候處、前書入費差出方ノ儀ハ、伊能從七位ヨリ吉十郎ヘ引合約諾致シ候儀ニテ、万壽吉ニ於テ不相分旨申之、双方申口齟齬致シ候間、此上一同突合吟味不致候テハ難決、伊能從七位ヲモ呼出候次第ニ至リ、當縣吟味差支候間、右願人共ハ民部省ヘ差出候樣可仕候哉、此段奉伺候、以上、四年六月四日

（朱書）「伺之趣元來無證據ノ願ニ付、採上裁斷可致筋ニ無之候事、」

# 日吉社僧と社人の軋轢

〔堯恕法親王記〕七

寛文九年

十二月廿五日、傳聞、日吉社中山門ノ大衆、不合之事（子細在別紙）出來云々、此儀兎角勝負不可然之間、密ニ招（養源院）慶僧正、內談畢、明日毘沙門堂大僧正へ令內談、和會之儀可催云々、

廿六日、養源院僧正來駕、昨日申談候社中大衆確執事、毘沙門堂前大僧正へ令內談之處、老邑、其上萬事隱居之事ニ候故、此度之事遠慮之歟、殊江戸上洛之節モ、以老邑辭之故、如此候事、兎角立加候事、武家之處へ、又以遠慮事候云々、予云、是又無余儀歟、但シ老躰故、殊ニ不具事なれとも、達而無領掌上ニ、無是非事也云々、

〔堯恕法親王記〕八

寛文十年

正月十日、青蓮院來駕、及暮歸寺、

又養源院權僧正及暮來駕、今度社司大衆確執之事、何とそ可被和會乎之旨、達而申含處ニ、無是非領掌、仍テテ（マヽ）觀音寺召之令談畢、

十一日、午剋計、養源院僧正、觀音寺（芦浦）、寂光院（神明、但シ本山西塔住、）來駕、今度社司衆徒確執、彌兩三人令言談、可令和會候、但來廿一日吉日之間、廿一日坂本へ各可發向由言談、珍重れよし返事畢、

十四日、日吉社司山門大衆確執和會ノ相談、常修院宮梶井宮へ申合畢、梶井宮渡御、

十五日、社司大衆等へ使遣之、使寛深、口上候、今度社司与大衆確執事有其聞、兎角双方及勝負之條、一宗ノタメ不可然歟、互伏其理、令和會之條、尤好（肝）要事也云々、

又養源院權僧正、寂光院、觀音寺、鹿鹽長右衛門尉、此四人爲和會遣之、又從梨門寺家宰相行ク、青蓮院宮爲當職故、態使者無之也、

今日、難波三位、東園少將、柳原辨來駕、有蹴鞠、

十六日、入夜寛深還ル、双方共ニ無領掌、

社家申云、今度御扱之條、尤雖可令同心候、何事も、社司規摸之事、三口（條カ）も無之推テ堪忍之事難成領掌處也、山門輩申云、先此事既ニ東叡山へ申遣シ畢、返事無之事ハ難成同心歟、其上社司輩へ、既ニ以訴狀獻武家（于時市宮對馬守）執事畢、山門之輩其返答未獻之間、先今社司申狀道理極成ニシテ、山門輩似（タリ）閉（ニ）口、仍テ難和合候、

一社司中分事、（ム云是ハ遷宮ノ料ヲ社司不沙汰之故也、）一今度遷宮之事、古來遷宮者、社司中沙汰候、然處ニ、今度儀海法師沙

汰候之條、無舊例候事、一彼岸處樓門等ニ、制札理不盡ニ立之條、新制候也、一遷宮之時、木形ヲ以テ、借御膳條、蔑神之罪莫大也、此事尤社司へ雖有相談、惣メ從最初社司中之申分、一ヶ條として俊海無同心故、此事又以社司不申兎角云々、一從故(古)來、社司所領ノ山近年彼奪大衆之故、剰幕之柴薪無之候事、

俊海返答事、一遷宮料事ハ、此料ヲ令沙汰候條、無紛候歟、但シ從最初、三院衆談之時中とく、料之餘リ悉可附社司條、最初之處非虛言候也、一制札之事、從古來山門令下知之間、今度又以如此、制札之ヶ條ハ、縦新法ナリトモ、於下知も子細有ましく候、一木形御供之事、顚倒ヲヲソルヽ爲也、一社司所領事、古來無所糺由ハ、各有所領故ナリ、但シ、此事先年沙汰有之故、何トソ於近所、社司ノ所領ノ山可沙汰候へとも、無其處故、不及是非事也云々、一社司中兎角如此候段企候事ハ、習合之神道ヲ嫌ヒ、日吉ノ社ヲ以テ、唯一神道トスヘキ基也、仍テ曲事莫大也云々、

十七日、養源院僧正、觀音寺等ノ四人來駕、昨日之首尾言談、幷ニ被ニ見兩方ノ口上書一畢、

十八日、密ニ以鹿匱長右衛門尉、山門之返答見ニ武家執事一畢、又此今日社司中へ遣使、

口上之覺

今度出入之儀ニ付、被加御憐愍、御扱之處承引無之段、不及御料簡、就夫今度公儀へ被出候砌、既ニ社職ヲ上立退候にも申ほとの事、一往座主宮へ御屆不申、直ニ公儀へ被出候事、理不盡之事候、但若御屆被申上候はゝ、御留可被成歟との事ニ候歟、然者公儀へ被訟候以後ニ成とも、御屆可有之事候、此傾ハ一儀相濟候とも、急度御吟味被遊、公儀へも可被仰屆候間、左樣ニ可心得候、一座主宮へ始終御屆不被申者、日吉社唯一神道之樣ニ被心得、御法中之下知受間敷との事ニ候哉、此段別而御不審ニ思召候、右之二ヶ條以書付急度御返事可被申候也、

正月十八日

菅谷　大輔

寺家　宰相

日吉社

社司中

御口上書之面、謹奉得其意候、以書付御返事可申上事、恐有之義ニ奉存候へハ、何も出京仕、御兩人迄、直ニ御理可申達候、其趣者、加樣之出入、座主宮樣へ先々御屆不申上義者、對馬守殿者、當國郡代之事ニ候へハ、御社指上申處之理非ヲ極メ、其上ニ座主ノ宮樣へ申上、乍恐御執奏有之樣ニと奉存候處ニ、對馬守殿御申候者、此方へ屆

無之、直ニ禁裏樣へ指上候はゝ、其分ニ候得とも、爲奉行方へ訴候て不決是非候て指上候得と者御許容難成事ニ候、兎角從此方之一左右相待候樣ニとの事候故、御屆不申候、社司共之存候も、座主宮樣へ申上候も、主上御同前ニ存候へハ、指上可申、不決理非、卒爾ニ可申上事如何ニ候奉存候、

一唯一習合之義者、最前衆徒中へ申候通、會以其理存不申社司共ニ御座候へハ、如何樣とも、御返事可申上樣も無御座、右之段々悉慮外ニ罷成候はゝ、不遁其罪御事ニ候、御公儀へ御屆迄も無之、罪科之仰以參上可奉伺候也、

正月十八日　　日吉社司中

寺家宰相殿

菅谷太輔殿

入夜社司中一同來候、口上如右之書付、率爾之段今更無是非候、此段ハ幾度も御詫言申度候、云々、

返答云、右之口上書上之趣ノ分ニテ、御理雖聞候、如何樣梶井宮座主宮等へ令相談、依其品、輪門へも申達シ、急度可申渡歟、先各可令歸宅候、次一唯(マヽ)習合事、習合とも唯一とも無覺悟旨、此段ハ重而可申也云々、

十九日、光聚坊（于時東塔執行代）、南樂坊（于時橫川別當代）、來、（自分）年頭ノ賀儀也、又先衆中ゟ以使申入之禮也、
返答云、先日以使申入候處、衆中無承引、此上者對面無所詮、兎角之事濟之以後ならてハ、なとゝ對面スヘキトテ返シ畢、
廿日、養源院、寂光院、觀音寺、鹿鹽來、又談篇相談、
廿三、養源、寂光、觀音、鹿鹽又行坂本、仍テ又寬琛（前ニ深トアリ）遣之、
廿四日、寬琛遣而申云、社司衆中各和談也云々、珍重事也、
一落着事、今度遷宮料之餘之銀、社司中へ遣之へきよし、衆中相談、制札之事ハ、今更引之事難成旨、衆中申ニ依テ、彼制札之內、社司新調ノ裝束之事有之、仍テ此新調ノ裝束ヲ、長ク社司中へ可相渡候、但門跡方貴人命ならハ可然歟、各被申之分ハ如何樣可有之乎云々、次神山之事ハ、山之處無之故難調候、次習合唯一事ハ、以後之御沙汰、御門主方へ任セヲキ候云々、次ニ、
廿五日、又三僧一男來、鹿鹽出一紙之書、
其書云、
舊冬遷宮壹卷付、御公儀へ奉備成書付指上候處ニ、御門跡樣ゟ彼不奉窺候段、別而

淺慮仕候、然者、右之書付ニ、惡逆人有之由、紙面ニ書載いたし候へとも、其後者遷宮壹巻之事計ニ而御座候、其外之子細ハ無御座候、尤女犯肉食等惡事ニ而ハ努々無御座候、兎角何樣とも御詫言奉賴候、恐惶謹言、

正月廿四日

樹下　主膳判
生源寺左近判
樹下　內記判
生源寺主計判
生源寺主殿判
生源寺主水判
生源寺宮內判
樹下　但馬判
生源寺大藏判
樹下　兵部判

芦浦觀音寺
毘顯長右衛門殿

衆中御披露

右之書付ヲ以テ、大衆へ披露候處、各同心也、仍無事ニ事濟畢、然共社司中へ今度無屆之段宥免たるへきよし之使、幷衆徒中へ裝束ヲ社司ニ可相渡よし之使遣之、然へきよし三僧一男之談也、

廿六日、今日江戶へ飛脚遣之、其狀云、

今度社家衆徒中確執之儀、兩御門跡御締之段、如何處へ御遠慮ニ被思召候へとも兎角難被捨置樣子ニ候故、養源院僧正、觀音寺、鹿鹽長右衞門被仰談、則兩御門跡御扱被遊旨、以御使者被仰遣候處ニ、衆徒中申分、其元御役者衆迄先立御屆申達候上者、其御返事不承御請難申上旨、重々御斷申上候へとも、其段ハ從兩御門跡可被仰達候間、兎角無事ニ相濟候樣ニと、達而御扱被遊候ニ付、去廿三日無事ニ相濟、双方和談之事候、此段從最初早々御屆可被遊候へとも、事急ニ御座候故、無其儀候、此等之趣、以御序御披露被成候樣ニ、從兩人方御兩僧迄可申達旨、爲仰如此候、爲其態以飛脚申達候、恐惶謹言、

正月廿六日

菅谷　大輔判

寺家　宰相判

圓覺院

觀理院

廿七日、寛璋ヲ又遣ス本口上云、

今度出入之儀御扱被遊候處ニ、同心有之、無事ニ相談之由御滿足之事候、彌衆中と入魂有之而、諸篇被申談候樣ニ、肝要ニ思召候、次ニ座主宮へ其届無之段も、兩人之（觀音寺鹿鹽也、）衆達而御詫言被申、其上一紙等被致候上ハ、御宥免事候間、左樣ニ被得心、此以後彌以遺恨少も不殘候旨、氣遣有間敷候也、

已上社司中へ口上也、

今度出入之儀御扱被遊候處ニ、各被聞分、無事ニ和談之旨御滿足事候、彌社中山上純熟有之樣ニ肝要ニ被思召候、次ニ社家裝束事、不苦儀候間、社家中へ被渡置候樣ニ有度被思召候、此旨於同心者、是又可爲御滿足候也、

右衆徒中へ口上也、

未剋計寛璨歸ル、兩方領掌ノ返事也、其上觀音寺、鹿鹽等双方ヲ於收納所和談候、珍重事候也、

廿八日、辰上剋鹿鹽來、昨日之首尾言談、

同剋社司中來、今度之一儀披之禮也、即於梅間對面、已剋執行代光聚坊、別當代南樂坊來、是又今度之禮也、同對面畢、執行代ニ、社司中之一紙遣之畢、依所望也、執行代中云、此一紙ノ外ニ、坊官中副狀一通所望事候、仍而即遣候、其狀云、

今度就山上社中確執、從社家中之一札御披見候、則爲已後、衆中ヘ被渡置候、此旨可申達旨、爲仰如此候、恐惶謹言、

正月廿八日　　菅谷　大輔

寺家　宰相

三院

執行代御房

三月一日、春源院權僧正、觀音寺、寂光院、鹿醍等、今度社家山門確執事ニ付、此四人以入魂和會之間、爲件之賀儀、今日招之畢、

二日、江戸上野ヘ又狀遣之、

其狀云、

先日御返事之通、則令披露候、然者山王神道之事、已來不可混雜唯一神道之旨、社家中ヘ爲兩御門跡可被仰付之旨、雖被仰進候、今度御綺被成候儀、如先書御披一通之

事候、此度被仰付候儀者、御下知之事ニ候へハ、爲兩御門主、御下知被成被仰付候事ハ、御遠慮ニ思召候間、此段ハ幾度も御斷被仰入候、爲其態如此候、此旨相心得、御兩人迄可申達旨仰之也、恐々謹言、

三月二日　　　　寺家　宰相判

　　　　　　　　菅谷　大輔判

圓覺院

觀理院

四月三日、又今朝光乘坊東塔執行代、妙觀院西塔執行代、來申云、今度山門社中和會之処、已來唯一神道ニ不可亂之旨可有御下知よし承候、彌其通ニ候哉、然者近日御沙汰有之候樣ニ、衆中願望ニ候云々、テ(マヽ)對面、返答云、內々此事可令下知覺悟之處、先立テ可令下知旨、從江戶申來畢、然上ハ却而遠慮之子細まて候間、其旨又上野へ申遣候處、テ(マヽ)從上野社中へ可有下知之旨返事有之、仍而以來從此方之申沙汰之義無之事也云々、兩僧印(マヽ)尤れよしにて歸畢、

廿八日、終日雨、傳聞、從上野日吉社司中へ狀振舞曲事也、然とも無事ニ落着ノ上ハ、兎角ニ不及歟、但被成日吉神道不雜唯一神道之旨、急度可相守候、

是れ生源寺左近傳覽也、

## 近江宮川藩神社改稱の件

〔太政類典〕第一編第百廿二卷　教法神社一

宮川藩屆辨官宛

先般神社取調御屆申上候處、調書之內、近州甲賀郡野尻村鎭座天滿宮末社日枝社ト御屆申上候へ共、取調候處、全ク牛頭社ニ御座候間、日枝社稱名取消、牛頭社ト替稱仕度、此段御屆申上候、以上、四年五月廿五日藩

（朱書）「先般日枝社ト屆出候者、調違ニテ、牛頭社ト改稱ノ趣、右ハ社號兩部習合ノ稱ニ付、不可然、祭神素盞嗚尊ニ候者、別ニ稱號相立可伺出事、四年六月廿五日

## 近江に於ける神社の梵鐘廢毀

〔近江蒲生郡志〕　滋賀縣蒲生郡桐原村　覺永寺梵鐘銘

（第一銘）諸行無常　是生滅法

生滅々已　寂滅爲樂

敬白

奉鑄三尺鐘一口、

右日本國近江國坂田南郡箕浦御庄馬場正福寺鐘也、若於此鐘盜取輩者、受重罪身、來世者爲三惡道住、一門無永出期、

弘安三年辛巳九月十七日庚申奉懸之

願主　沙彌道佛

比丘尼道信

---

(第二銘)

奉懸推鐘之事、

右蒲生之郡苗村三所大明神

御寶前花鯨也、

明德二年辛未六月一日

檀那　正妙禪門敬

願主　沙門矜永白

（第三銘）今也皇政維新、官欲別神佛而禁於混淆也、梵鐘之在祠者悉廢、故不用多、寺主覺因師、爰募檀越喜捨淨財者若干人、師之得此鐘也、可想宿因矣、豈不亦淨業勤修之力、師來索余銘、乃爲之銘、銘曰、

豪壯示元氣　律呂是和平
一撞震天地　豈待百八聲
切佛無邊際　普化度人天
汪運永增輝　福祚長綿延

明治三庚午九月　伏水得聞撰

近江國蒲生郡中小森村
赤尾山覺永寺卅十現住　覺因
募緣發　赤尾五作
願主　惣門徒中

# 美濃今尾藩寺院內本地佛神社處分伺

〔太政類典〕第一編　第百卅二卷　教法　神社一

四年

今尾藩寺院內本地佛ノ神社處分、

今尾藩伺辨官宛

神佛混淆御廢止ノ儀、兼テ被仰出候御趣意中付置候處、當藩管下ノ內、寺院扣ニ有之候小社ノ儀、元來本地佛ノ儀ニ付、從前ノ通、寺院扣ニ差置度、他藩於テ可許相成（ニ砿カ）候分モ有之趣ヲ以、寺院ヨリ願出候、右ハ何々神社ト唱來候トモ、本體佛像ニテ、別ニ確證モ無之候ハヽ、願ノ通聞屆可然儀ニ御座候哉、此段奉窺候、以上、四年正月十三日藩

（朱書）「本體佛像ニテ、神社ニ非サル確證有之候ハヽ、何々神社ノ號相改メ、其儘差置不苦候、若シ本地佛抔ト唱ヘ、神社中ニ佛像ヲ安置候得ハ、佛像取除可申事、」

# 飛驒高山縣祭神查考幷淫祠改革等の件

〔太政類典〕第一編 第百廿三卷 教法 神社二

二年二月

高山縣水無神社祭神查考及淫祠改革幷楠社新建等ヲ請フ、

高山縣願辨事宛

當飛驒國ノ儀ハ、天下第一ノ僻地、士民多クハ頑愚ニシテ、唯知拜佛而不知敬神、不知敬神、則不知國躰ノ所以尊嚴、不知國躰ノ所以尊嚴、則遂ニ不知王室ノ爲何物ハ、必然ノ事ニ候、方今皇政復古、神祇官再興ノ折柄、祭政幷ニ敬神ノ道遠ニ不立テハ不相濟事ニ付、御趣意ニ基キ、佛像ヲ以神躰トシ、又ハ本地抔ト唱ヘ、佛像ヲ社前ニ掛ケ、或ハ鰐口梵鐘佛具等差置候分者、早々爲取除、神佛不混淆樣致候故歟、少々ハ、國人モ敬神ノ道ヲ知リ、佛法信心モ薄ク相成候樣存候、然ル處當國一ノ宮始メ、唯水無神社ト唱ヘ來リ候而已ニテ、何神ニ候哉、更ニ不相分候、式內八社モ、四社ハ廢替、何神歟不相分、式外十社ハ十社共廢替、今テハ社地モ不分程ニテ、可疑事ニ候、式內式外スラ、右樣ノ譯ニ候得ハ、其他村々ノ小祠ニ至リテハ、神名ノ不分ノミナラ

ス、社號ノ不分向モ有之、中ニハ野狐馬骨杯ヲ祭リ、淫祠不少、ソノクセ社數甚タ多ク、一村ニ三四社ヨリ十五六社モ有之候、所謂人神雜糅ニテ、人々不知敬神、誠ニ無勿躰次第ニ候、今ヤ敬神ノ道ヲ令知ニハ、先淫祠ヲ毀ツカ第一ノ急務ト奉存候、併シ悉ク淫祠ヲ毀ツ時ハ、愚昧ノ士民紛擾ヲ生候モ難測候間、村毎ニ一社ヲ見立テ夫ヲ修繕メ、稻荷ヤ何ヤ功德事業ノ能ク知レタル神ヲ祭リ、其傍ニ小祠ヲ建テ、今迄ノ神名社號ト雖等不相分神像ヲ取集メ、其小祠中ニ合祭スル時ハ、愚民ノ氣遣ニモ不拘テ、敬神ノ道相立、自然神州ノ所以爲神州モ相分リ、天祖天孫歷々御繼承被爲在候三千年來皇恩忝キ程ヲ感戴仕リ可申哉ニ奉存候、祭事ハ政事、政事ハ祭事ナレハ、功德事業明ニ分リ候神ヲ尊敬シ、民心ヲ一ニシ、使之不遷於異物樣仕向候、コレ政事也、然ル處、前顯一ノ宮サヘ祭神不分明ニテ、一國ニ可祭神無之候テハ、民心所賴無之候ラハ、異端邪說ニ迷ヒ、遂ニ天恩ヲ忘却スルハ必然ノ勢ニ候間、功德事業顯於天下萬世士民ノ標的ト可相成神ヲ祭リ、令人心有所賴、皇道日々明ニ、異端日々衰候樣致度奉存候、方今表忠ノ盛典被爲行、天下ノ忠臣孝子ヲ勸奬シ、楠公ヲ御追祭被遊候折柄、當國ハ南朝ニ屬セシ緣由モ有之、人心南朝ヲ慕候故、是非ニ一祠ヲ立テ、楠公ヲ祭、人心ノ方向ヲ令知、益忠義ノ氣ヲ磨礪シ、國中ノ士民一意

奉上、不遷於異物樣、乍不及勉强從事仕リ、王政復古、祭政維一ナル所以ヲ令知度奉存候間、至急御聞濟被下候樣奉願上候、以上、二年二月日缺 指令缺

神祇官へ掛合 辨事

別紙ノ通、高山縣ヨリ願出候所、一ノ宮水無神ヲ始、何神タル事不相分旨、於御官御調ハ難付哉、且楠公祭祀ノ儀モ願出候得共、元來神跡緣由ヲ以テ、神祠ハ不相立、從來叨リニ神祠ヲ建來候ヨリ、却テ汚神威候樣成行可申ト存候處、如何有之歟、御見込承度候也、二年二月十四日

神祇官回答 辨事宛

御考按之通ト存候、但一ノ宮水無神社祭神不相分旨ニハ候得共、一宮記ニ大己貴命兒御歲神也ト有之、祭神不分明ト雖申、依テハ其餘ノ諸社モ、猶篤ト穿鑿ヲ遂候上ナラデハ、彼是ノ論ニハ難及候、尤新社造立幷舊社取除等ノ儀ハ、不容易儀ニ付、難及沙汰儀ト存候、楠社ノ儀モ京地へ造立ノ事スラ御差止、兵庫一方ニ相成候上ハ、遠國ニテハ猶更、先御差止ノ方可然相考候事、二年二月廿五日

## 飛驒國幣小社水無神社（通稱一宮神社）神主神葬祭分離獨立嘆願

大野郡宮村

内記亮也氏報

乍恐以口上書奉願上候

私儀、從往古一宮神職相勤罷在候所、安永之度、國内百姓歎訴之一條ニ付、社人伊勢和泉兩人共御仕置ニ相成候得共、和泉悴私實父牛之助儀、未タ幼年ニ付、三十日之間愼方被仰付、日限相立候上ハ、御差構茂無御座、漸々神明之守護ヲイタシ、乏敷露命相繫、月日ヲ送リ候中、信州安曇郡今井村諏訪大明神祠官梶原伊豆ト申人、神道口談ヲシテ、所々徘徊致居候中、始末柄ハ不奉辨候得共、當國一宮神主兩家之兼職ニ相成、安永十年、京都吉田殿ヘ罷出、大宮司號蒙御免許、天明二三年之頃、梶原遠江守ト升進仕、其頃父牛之助儀モ舊職ニ相戻リ、社人隼人ト改名仕、神事相營罷在、村方ニ而ハ、九兵衛共隼人共相唱申事ニ御座候、然ル處、父隼人享和二年三月中、御支

配小出大助掾エ奉願上候而、御添翰奉頂、吉田殿エ罷出、如往古、一宮水無大明神祠官藤枝大和正藤原ト御許狀頂戴仕、難有仕合奉存、右宗門之儀モ、一宮社家壹軒分ニ而、大幢寺旦那ニ、村方ゟ人別帳年々差出來候所、私幼年之砌、父大和死去仕、則旦那寺大幢寺取置戒名等相授ケ、一軒分ノ社家ニ、曆前ニ付、私十四才、文政四年十一月、芝與市右衛門掾御支配ノ砌、御添翰奉頂、祠官繼目ニ上京仕、吉田殿ヨリ許狀頂戴仕候義ニ而、其節大宮司ゟ、私親類エ被申聞候ハ、我等宗門神葬祭之儀ニ候上ハ、藤枝ノ家モ、同宗ナラデハ難相濟義ニ候間、旦那寺ゟ送ヲ取、同宗ニ相改可申旨嚴敷被申付候間、旦那寺ト大宮司ト、彼是差縺御座候得共、旦那寺ニ而ハ兎角論立候ヲ厭ヒ、差拒ミモ不仕、私儀モ幼年ニ而、何ノ辨モ無之故、大宮司任放意、宗門同居ニ相成候哉ニ而、當時ノ始末ニ而ハ、一宮神職、大宮司家壹列ノ姿ニ相成、今更後悔至極ニ奉存候、前段申上候通、兩御支配樣御添翰被仰付、宮職之蒙御免許成候私家當時之體ニ而ハ、大宮司奴僕同樣ノ姿ニ而、神職繼目モ難取續、殘念徹骨身、暫時無忘却、去冬中京都吉田殿エ內願仕候所、同殿ニ而被仰聞候ハ、前顯之通、兩御支配御添翰迄有之、祠官之家ヲ此方ヘ無窺、自儘ノ取計仕候ハ、不屆之義ニ有之候間、一通リ大宮司家相尋候樣被仰聞、私歸國ノ砌、大宮司方ヘ吉田殿御內役掛リゟ、大宮司方

へ御書翰被差越候間、持來相違、舊例之通、社家引分、壹軒分ニ宗門イタシ與候樣相賴候所、大宮司義、有無ノ應對不仕立腹仕、私親類村方役所之者等呼付、私家屋敷等迄引上ゲ、信州へ追拂可申抔申威、利(理)不盡成義申聞、甚ダ迷惑至極之義ニ而、右體ニ而ハ、相互ニ隔質(確執)之無絕間、穩和之突合モ出來兼、畢竟神祇道衰微之基ニ而、殊更私可イ(行カ)場無之、難(歎)ケ敷次第ニ付、何卒前條之始末詳ニ御憐察被成下、
御上樣之御慈悲ヲ以、右宗門如先規引分、社職相續相成候樣、御配意被成下、大宮司家エ、私宗門引合候樣被仰付被下度、偏ニ御願奉願上候、何分莫大之御憐愍ヲ以、右之段幾重ニモ御聞濟被成下度奉願上候、以上、

安政四巳年二月　藤枝　丹後

高山
御役所

---

○乍恐奉願上候

一、今般
王政復古御改革被爲仰出、難有奉存候、就而者　當組合神主共一統、是迄寺宗判

并佛葬仕來候段、年來嘆息罷在候儀ニ付、何卒自今家內一同、自身葬祭之儀奉蒙御許容度奉願候、此段宜御沙汰可被下候、誠恐謹言、

飛驒國益田郡中津原村

八幡社神主　細江　豐後㊞

同國　吉城郡村上村

村上社神主　水波　內記㊞

同國　同郡　金木戶村

白山社神主　田村　和泉㊞

同國　同郡　吉野村

稻荷社神主　沖野　備中㊞

同國　同郡　朝浦村

八幡社神主　山內　長門㊞

同國　同郡　在家村

桂本社神主　川上　大和㊞

同國　同郡　船津町村

船津社神主　高原　豐前㊞

同國　同郡　上北村
神明社神主　天木　大隅㊞

同國　同郡　宮地村
荒木社神主　藤木　加賀㊞

同國　大野郡坊方村
熊野社神主　伊藤　筑後㊞

同國　同郡　花里村
天神社神主　三尾　遠江㊞

同國　同郡　新宮村
白山社神主　森　丹後㊞

同國　同郡　江名子村
荏名　神社
諏訪　神社
高山神明社

三社之神主

右十二人惣代相兼青木　兵庫㊞

同國　同郡　宮村

水無神社神主

右同斷惣代相兼　山下　丹後㊞

慶應四辰年四月二十八日

辨事

御役所

〇乍恐奉願上候

一、今般

王政復古御改革被爲仰出、難有奉存候、就而者私共是迄寺宗判并佛葬仕來候段、年來嘆息罷在候儀ニ付、何卒自今家內一同、自身葬祭之儀奉蒙御許容度奉願候、此段宜御沙汰可被（仰）被下候、誠恐謹言

（付札）

願之通聞屆候事

飛驒國
大野郡宮村
水無神社神主
山下　丹後㊞

慶應四辰年四月廿九日

辨事
御役所

# 信濃上田藩喪祭改正幷廢寺の件

〔太政類典〕第一編第百三十四卷　教法　寺院三

二年

上田藩知事喪祭改正ニ付、位牌守光照院ヲ廢ス、

上田藩伺辨官宛

京都百萬遍末

光照院

右ハ當知事先祖忠清儀、丹州龜山在城ノ節、新規取建、實父信吉位牌相納置、其後信州上田ヘ移封ニ付、右寺院モ當藩內ヘ相移シ、代々位牌相納守護申付置候、然ル處今般家事喪祭佛家取扱ノ儀、追々改正仕度ニ付、位牌邸內ヘ相移シ、右寺院相廢シ申度奉存候、尤御沙汰ノ上、其旨末寺ヘ申遣候樣仕度、此段可奉伺旨知事申付越候

以上、二年十二月十八日　藩

（朱書）「本寺熟談ノ上差支無之候ハヽ、不苦候事、」

# 信濃小諸藩寺院合併の件

〔太政類典〕第一編　第百三十四卷　教法　寺院三

四年正月八日

小諸藩管内寺院合併

小諸藩伺辨官宛

武藏國豐島郡

幡隨院末

泰安寺

右寺院ノ儀、小諸藩知事家ノ開基ニテ、藩内ニ創立、士族卒檀家七十一軒、別段元朱印地除地山林等モ無御座、此度藩ノ便宜ニ依リ、本寺ヘモ掛合濟ノ上、舊冬管下荒町光岳寺ヘ合併申付候處、先般寺院ノ儀ニ付、御布告ノ旨モ御坐候ニ付、此段御屆申上候、以上、藩

# 信濃松本藩廢寺の件

〔太政類典〕第一編第百三十四卷 教法 寺院三

松本藩伺辨官宛

當藩管下筑摩郡岡田町村淨土宗大願寺、同伊深村曹洞宗慶弘寺、同林村眞言宗慈眼寺、同兎川寺村眞言宗兎川寺、今般檀家一同神葬祭ニ改典相成、則別紙ノ通及出願候、旣ニ無檀相成候上ハ、一個浮民徒食ニ付、任志願、歸俗差許候テ可然哉、尤右寺院所持田畑等ハ、兼テ御布令ノ通リ、相當ノ租税收納爲致、處置方ノ儀ハ追テ取調可奉伺、依之別紙相添此段奉伺候、以上、四年六月廿日藩

(朱書)「書面ノ趣、廢寺ノ上歸俗致候儀ハ任勝手不苦候得共、寺名廢絶致候儀ニ付、一應本寺法類等相糺、事故無之候ハヽ、願ノ趣承屆、除地田畑及境内地處置方ノ儀ハ、夫々見込相立更ニ可伺出事、」

信濃國筑摩郡岡田町村

大願寺

(朱書)「京都府管轄所」
山城國愛宕郡

本山

一知恩院末

住職

一除地高五石貳斗六升三合、但先前ヨリ高入無之、　榮海

此反別五反廿八歩

內高壹石九斗壹升五合　境內

此反別貳反三畝廿八歩

（朱書）「高遠藩管轄所」

信濃國筑摩郡本先（洗）馬村

一長興寺末　信濃國筑摩郡伊深村

慶弘寺

住職

一除地高三石貳斗三升四合、但先前ヨリ高入無之、　虎林

此反別四反六畝六歩

內高三斗五升　境內

此反別五畝歩

（朱書）「和歌山藩管轄所」

紀伊國伊都郡高野山

一金剛峯寺末　信濃國筑摩郡林村

慈眼寺

住職

一除地高貳石八斗五升貳合八勺、但先前ヨリ高入無之、　　　　　　豐順
此反別貳反貳畝廿三歩
內高六斗　　　　　　　　　　　　　　境內
此反別五畝歩

（朱書）「和歌山藩管轄所」
紀伊國伊都郡高野山　　　　　　　　　　　　信濃國筑摩郡兎川寺村
一金剛峯寺末　　　　　　　　　　　　　　　兎川寺
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住職
一除地高貳拾貳石、但先前ヨリ高入無之、　　　　　　　　快山
此段別壹町六反四畝拾六歩
內高拾壹石七斗貳升四合　　　　　　境內
此段別九反七畝廿壹歩

乍恐奉願口上ノ覺

今般王政復古、大ニ敬神ノ道被爲立候趣承知仕候、佛家ノ儀ハ異端ニモ有之、遊民ニテ可奉報天恩國恩道更ニ無御座、且檀家悉ク神葬祭ニ相成候上ハ、御一新ノ奉對御政躰、恐縮ノ身分ト奉存候間、永年當地へ御除地頂戴ノ分御上納地ニ被仰付、

從來所持ノ御上納地共被下置、復飾歸農仕度、何卒格別ノ御仁恤ヲ以テ、御許容被成下候樣、奉懇願候、以上、

明治三庚午十一月十五日

岡田組岡田町村
願人　大願寺
組頭　丸山里次郎
同　所　結藏
名主　所七左衞門

松本藩御役所

乍恐奉願口上ノ覺

今般王政復古、大ニ敬神ノ道御崇奉相成候趣承及、佛家ノ儀ハ異端ニモ有之、且檀中一同神葬祭ニ相改メ候上ハ、遊民ニテ奉報天恩國恩道無之、恐入候身分ト奉存

候間、何卒當寺御除地御竿入御上納被仰付、右御地面並御上納地所持仕候間、以兩
御地面歸農仕度奉願上候、右ノ段御許容被成下候ハヽ、難有奉本懐候、

岡田組
伊深村
慶　弘　寺

明治三庚午十一月

名主
西村九平太

與頭
大池紋右衛門

松本藩御役所

乍恐奉願口上ノ覺

弊寺開山ヨリ以降、春秋四百餘年、御除地ニ起臥シ、檀越ノ信施ヲ受ケ、寺務相續仕
來候事、實ニ以　聖代ノ鴻恩是レヨリ大ナルハナシ、玆ニ王政復古維新ノ御政體
千古不遇ノ御隆澤ヲ奉荷シ、偏ニ護國利民人法紹隆ノ志ヲ盡シ、敎導誡示シテ、民
心維持急務タルヘク事ニ候得共、頑愚ニシテ、空シ（ク慷カ）忼慨相唱居候テハ、勤王ノ忠節

モ不相立、殊ニ且中都テ神葬ニ改正仕、無且ノ地ニ相成候上ハ、安座傍觀罷在候得ハ、益逃役遊民ノ嘲ヲ受ルニ至ル、冀クハ從來御免地租稅ヲ獻シ、還俗歸農仕、農業相營、奉報天恩度、上件ノ心願御哀憐ヲ被爲垂、御免許被成下度、依テ命令ヲ階下ニ俟ツ、誠恐頓首々々謹言、

山家組兎川寺村

兎川寺

明治四年辛未三月

名主

小林政之丞殿

與頭

藤森權三郎殿

前書ノ通リ願出候ニ付、取次差上申候、以上、

與頭

藤森權三郎

名主

小林政之丞

松本藩御役所

乍恐奉建白口上ノ表

佛法東漸、千有餘紀、吾祖開宗ヨリ以降、皇國無量ノ天恩ニ生育シ、聖代ノ雨漏（露）ニ沐浴シ、無事安穩ノ星霜幾百奉（春）秋ソヤ、于玆大政維新ノ聖世ニ起臥シ、千古不遇御隆澤ヲ奉荷シ、四民各産業相闘合候機會、僧侶ニ於テモ、多年偸安怠惰ノ宿弊ヲ悔悟シ、神聖登極ノ大典ヲ固守シ、人倫ノ大道ヲ元トシ、草莽菲德ノ分ヲ不顧、且越ヘ對シ、宗意ヲ以テ勸戒シ、邪教ヲ關格シ、僧分ノ職義ニ不惜身命盡力説諭仕、九牛ノ一毛ト雖トモ、奉報天恩度志願ニテ御座候處、豈圖ンヤ薄德無能ニシテ、安座傍觀守株罷在候テハ、孰レノ時カ可奉報天恩哉、時ニ盛衰アリ、人ニ利鈍アリ、人世轉變シ、古今一樣ナルヘカラスト、深ク方今ノ氣運ヲ熟考仕候、赫威奉言上候儀ハ、從來恩免ノ除地租稅ヲ獻シ、還俗歸農耕作出精仕、夫役等相勤、奉報答國家ノ鴻恩度、伏テ命令ヲ階下ニ俟ツ、誠惶頓首敬白、

筑摩郡林村

明治三庚午十一月四日　　慈　眼　寺

桐原　沖右衛門殿

小岩井林左衛門殿

前書ノ通願出候ニ付、取次差上申候、以上、

右村組頭
小岩井林左衛門
名主
桐原　沖右衛門

松本藩御役所

民部省意見辨官宛

別紙松本藩伺出候寺院歸俗願ノ儀、寺名廢絕モイタシ候儀ニ付、一應本寺法類事故糺ノ上可承屆旨、其外地所取計方ノ儀共有之、左ノ通被仰渡可然存候、依之御差圖振相添伺書返進、此段申進候也、四年六月　日

四年四月

京都府下黃檗山ヨリ、諸國廢寺ノ處分稟議並智積院松本藩寺院廢撤ニ付歎願、京都府上申辨官宛

黄檗山役僧天聖院儀、諸國觸頭ヨリ、廢寺之儀申出候ニ付、伺書別紙之通差出シ候間、御廻シ申候、可然御處置有之度、此段申進候也、四年四月廿五日　京都

（朱書）「書面黄檗山ヨリ申立候儀ハ、昨冬寺院廢合之儀ニ付被仰出候御布告之通、本寺法類寺檀共、故障無之分ハ、諸藩ヨリ伺出之上、御差許相成候事ニ付、其邊ヲ以説諭可致事、」

奉伺口上覺

一今般於

東京表、當山役寺ヘ宗門中之寺院互細急々取調可申出旨被仰出候ニ付、本山ヨリ調方取掛リ居候處、何分所々勝手ニ廢寺被致候趣、諸國觸頭ヨリ時々届出候、右廢寺之儀ハ、從朝廷諸藩ヘ被仰渡候儀ニ御坐候哉、又ハ諸藩ヨリ御届申上候テ、廢寺被致候哉、此段乍恐御伺奉申上候、以上、

黄檗山役僧

天　聖　院印

辛未四月

京都

御　政　府

京都府伺辨官宛

當府管下大佛智積院ヨリ、松本藩下信州之寺院歸俗廢寺之儀ニ付、別紙之通願出候付、御廻シ申候、然ルニ先般寺院寮被置、追々御改正筋被仰出候條、各管轄廳ニ於テ、區々之處置致間敷、無據無檀之寺院合併等、自今本寺法類寺檀共故障有無詳細相糺シ、調書ヲ以可伺出旨、御達モ有之候儀ニ付、如形及歎願候樣之處置ハ無之筈勿論之事ト見込候ヘ共、何分前書之通願出候儀ニ付、相伺申候、依テ可然御指揮有之度、此段申進候也、四年四月廿八日

(朱書)「松本藩ニ於テ、諸寺院ヘ歸農勸諭之儀ニ付、智積院ヨリ出願之趣意ハ、今般同藩ヘ御達之次第モ有之候條、此旨可相達事、」

奉願口上書

一信州松本御藩支配所、諸宗寺院之滅罪檀家不殘神葬祭ニテ可致取行之趣、從知事御沙汰ニ付、管內、不殘神葬祭ト相成、猶住僧ハ歸俗廢寺之儀被仰出、一同愁歎痛哭ニ沈候趣、驚入候、何卒格別之以御仁慈、別紙歎願書之趣、御鑑察被成下、奉蒙皇國一體之御沙汰、永寺相續相成候樣、宜御沙汰被成下度、伏テ奉懇願候、以上、

眞言宗新義派

明治四辛未四月十五日

智積院役者

光照院印

同

養眞院印

集議中印

京都

御政府

---

四年六月十三日

松本藩寺院歸觀（農カ）論ニ付増上寺外三箇寺歎願處分、

東京府へ達　辨官

増上寺

金剛峯寺

總持寺

本願寺

松本藩ニ於而、諸寺院ヘ歸農勸諭之儀ニ付、右四箇寺ヨリ出願之趣意ハ、今般同藩ヘ御達之次第モ有之候條、此旨可被相達候也、四年六月十三日

東京府上中辨官宛

坊城大辨ヨリ、總持寺役局妙應寺添願書ヲ以、松本藩管内靈松寺廢寺之儀ニ付、歎願書差出候ニ付、御廻シ申入候間、可然御指揮有之度、此段申進候也、四年四月廿三日

（朱書）「六月十三日書面ヲ以達濟」

總持寺役局妙應寺添願納修寺宛

松本藩管内當山直末靈松寺達淳渫下寺院總代兼別紙之通歎願申出候間、詳細取調候處、一般廢寺彌相違モ無之、可憐次第、況藩廳ヨリ朝廷ニ於テ廢佛之御趣意ト申達候儀、何分落意仕兼、數多之末派共、累卵之情ヲ生シ、自然不穩儀ニ立至リ候而ハ、恐縮之至リニ不堪、何卒朝廷ニ於セラレ、列國普通堅確之規則ヲ以、右寺院蘇息之御仁惠ヲ被爲垂、寺檀安泰候樣、御沙汰被成下度、此段宜御執奏奉願上候、誠恐謹言、四年四月

松本藩管内一宗寺院總代
安曇郡大町村靈松寺達淳願、大本山御役局宛

御維新以降、全國之御仁政主張セラレ、寺院ニ至迄、難有奉體認、將又寺院寮御開設、

僧風御釐正之御主意、且無檀縁之寺院合併スラ、本寺法類故障之有無御糺之上、御措置被爲成候國恩ハ、生々撫恤之御廟議ト、寺檀一併奉感戴、一際傾赤心、 寶祚延長國土昇平ヲ奉祈、檀越邪教ヲ防禦仕候處、昨冬當藩知事殿神葬御願濟之上、先ツ祖先之牌所ヲ毀チ、管内之人民同一神葬ニ改典可致旨、藩命ヲ以嚴令セラレ、別紙之通、下案ヲ與ヘ、願書ヲ取リ、寺院總テ無檀之爲體ニ致シ、當三月ニ至リ、朝廷毀釋之垂範ト唱ヘ、藩威ヲ以嚴達セラレ、若違(背馳カ)スル輩ハ、追逐可致旨申渡、僧徒ヲ警愕セシメ、別紙之通下案ヲ與ヘ、願書ヲ出サセ、當管内一般廢寺之沙汰ニ至リ、寺檀一同進退維谷、泣血哀歎此事ニ御座候、何卒非常之御仁恤ヲ以、其御筋ヘ御添願被成下、全國一般之御政道、管内ヘ通徹シテ、寺檀一同安堵仕候樣、御慈愍之 御沙汰被成下度、不顧多罪、奉哀願候、以上、四年四月

東京府伺 辨官宛

信州松本藩管下諸寺院歸農商又ハ復飾等可致旨、頻誘有之候ニ付、別紙云々之通、當府下錄所增上寺ヘ悲歎申出候ニ付、其段同藩ヘ掛合吳候樣願出候間、一應致勘辨候處、寺院寮被建置、諸寺院御改革筋追々被仰出候ニ付、於府藩縣區々之處置有之間敷旨、嘗豐御告モ有之、且同藩ヨリ差出候願書、別紙寫之通、御附紙モ有之ニ付、

何分之御沙汰有之候樣存候、此段相伺候也、四年四月十八日

増上寺願 東京府宛

信州松本藩管轄內諸寺院歸農歸商等可致旨勸誘有之、若不應者藩廳之氣請不宜、不得止、當宗門寺院總代給龍寺實成、正覺院嶺海兩寺出京、別紙寫之通歎訴申出候間、當地同藩御廳へ、如從前寺務相續候樣被成遣度旨、當山ヨリ書面ヲ以歎願仕候處、右者於當地取計難相成、信州表藩廳へ可申立旨ニテ、書面返却致候、依之、其段總代兩寺へ申渡候處、藩廳へ歎願仕候共、御採用相成間敷、既ニ曹洞宗瑞松寺如何之次第ニ候哉、去月朔日嚴重之　御沙汰ニ相成、當時（揚屋脫ヵ）入罷在候程之儀ニ付、何樣ニモ當山ヨリ其御筋へ願立吳候樣涕泣歎訴申出候譯、遠境之儀ニ付、空敷歸鄉申付候テハ、錄所之名義モ難相立、痛慮仕候、御布告之御趣意モ御坐候得ハ、何卒格別之御仁愛ヲ以、如從前寺門相續相成候樣、同藩ニ御達被成下候樣、只管奉懇願候、以上、四年四月四日

信州松本門中總代正覺院
同　給龍寺　願 増上寺宛

一舊冬ヨリ、市在人民一同神葬祭御勸ニ相成、蒙嚴重之御沙汰、志願之有無ニ不拘、一般神葬祭奉出願、御許容ニ相成候、次ニ道傍或ハ樹立之內ニ立置候石像佛號ヲ

彫候神佛混淆之文字有之候分ハ、不殘取棄可致旨御達ニ付、御管內多分地ニ堀埋、又ハ道傍ニ引倒シ、銘々佛檀祖先之位牌等ハ燒捨、或ハ川ニ相流シ候族有之、甚以遺憾之事ニ候、

一寺院歸農御勸之御趣意ハ、寺院歸農願共寺院ニ付之田畑山林共、其儘申請、農家相續致度段願出候ハヽ、取次可差出、其志無之寺院ヘハ、村役人ヨリ精々取廻シ、可願出樣嚴重ニ可取計者也、

右之文段ヲ以、御誘又ハ歸農御免ニ相成候者ニハ、組寺法類等實意ヲ以精々相勸可申樣被　仰付、頻ニ勸誘致候寺院モ有之、如何可致候哉、歎息仕候、

一歸農之儀ハ、衰老虛弱之僧モ有之、活計難相立候事判然候、御布告ニハ、現在之境內地ヲ除之外、上知被仰出候得共、社寺ニ於テ直作又ハ小作ニ預ケ有之分ハ、從前之通所持致不苦候趣、御布告ニ相成候得共、何卒不致歸農、此儘住職相成候樣奉願上度存候、

一强而歸農不相願寺院ハ、內監察被爲付、舊罪ヲ以其者御咎被　仰付候樣ニ承知仕候、既ニ松本町曹洞宗瑞松寺儀、當月朔日御召取ニ相成、當時揚屋入被　仰付候、

右ハ乍恐、當正月御布告ニモ今般寺院寮被設宗規僧風御釐正ニ相成候條、今後自

反僧律ヲ守リ文明維新之御主意奉體可致旨、被　仰出候事、如斯御坐候上ハ、銘々急度相守、不律不如法決テ致間敷候、

一管廳之御沙汰ニ御座候得共、如從前出家相續仕度候事、

一隱居又ハ住持命終後、住職差出候節ハ、速ニ御聞屆ニ相成候樣奉願上度候事、

右之次第ニテ、門中一同實ニ驚愕悲歎之至ニ奉存候、假令古今之罪過有之、銘々共ハ如何之御咎被仰付候共不苦、是迄之通、現在之境內被下置、持地等其儘ニテ、今後寺門相立、後住相續願御聞屆ニ相成候樣、御當山ヨリ、其御筋ヘ御歎願被成下置候樣只管奉願上候、前顯之分御尋之節、委細口上ヲ以申上候、以上、四年三月

松本藩上申寺院察宛

庚午八月中、當藩知事一家ヲ始、藩士族卒庶人ニ至ル迄、神葬祭式ニ改典仕度願出候ハヽ聞屆、遂ニ管內悉ク神葬祭ニ爲相改、知事菩提所始、其他管內寺院無住無檀之分ハ、廢却仕度奉願候處、故障之筋無之候ハヽ、不苦旨御付紙ニ依リ、藩士族卒農商ニ至ル迄、追々敬神之御趣意ヲ體認致シ、改典願出、卽承屆候上ハ、無住檀之寺院ハ廢却申付、其後十二月中、管內寺院追々無檀之僧侶歸俗願出候分ハ、從來之寺院有之者ヘハ、之ヲ與ヘ、持地無之者ニハ、開墾地ヲ分配シ、各農ニツカシメ、其外修驗

巫女之類、遊民浮食之徒ハ、藩限リ平民ニ復サシメ候樣奉伺候處、寺院廢絶之儀ハ勿論、僧侶共外歸俗之處置等見込相立、可奉伺旨、御附紙有之、其後寺院寮被置候ニ付、於各管廳區々之處置致間敷、御布告有之候ニ付、其以來堂塔破却又ハ合併等之儀、處置方見込相立奉伺候心得ニテ取調中ニ有之、管内人民並ニ僧侶之徒ヘ、祭政維一之意ヲ以テ、說諭致候ニ付、管内十ニ八九、佛典之卑ムヘキヲ知リ、各神葬祭ニ改典願出候間、平民之分ハ、直ニ許之、僧侶之分ハ御達之趣モ有之、取調相伺候心得ニ候處、今般手續柄御達ニ付、伺書御附紙寫並管内ヘ說諭振等、別紙ヲ以テ申上候、

以上、四年月日欠

（中略、明治三年八月十五日松本藩知事ノ願ヲ載セタリ、神佛分離史料卷中、六四五、六四六頁ニアリ）

松本藩伺辨官宛

王政維新大ニ敬神ノ道ヲ開カセラレ候ニ付、先般神葬祭典ニ復スルヲ願ヒ、幸ニ免許ヲ得ル、爾來藩士族卒庶人ニ至ルマテ、日ニ增シ佛葬ヲ廢止シ、神葬祭典ニ仕度出願ニ及フ、誠ニ天恩四海ニ及フノ致ス所ト奉存候、然ル上ハ、管内寺院追々無檀ニ相成リ可申、就テハ無檀之僧徒、從來除地アル者ハ、之ヲ與ヘ、農タラシメ、租稅

ヲ定メ、除地ナキ者ハ、今般開拓之地ヲ分配シ、農事生業之上ハ、多少之租税上納爲仕度、其他修驗巫子社人梓神子之類、敬神之道ニ嫌ハシキヲ唱ヘ、却テ眞ヲ蒙リ、大ニ俗ヲ破リ、愚民ヲ煽動スルノミナラス、遊民浮食之徒ニ候得ハ、何レモ藩限リ、悉ク平民ニ復シ、活計之道相立候樣仕度、此段奉伺候、以上、三年十二月廿五日

(朱書)「寺院廢絶之儀ハ勿論、僧侶修驗梓神子等授産歸俗之處置等見込方法詳細取調、更ニ可伺出事、」

松本藩屆 辨官宛

先般神葬祭蒙御許容候後、藩士族卒改典願出者多分有之候ニ付、今般藩廳距ル乾之方半里餘筑摩郡蟻ケ崎村地内放光寺山之内鳥居山反別一町五反二十一步餘、並漆山反別一町八反三畝十七步餘、從來荊棘芥蕪荒廢之地ヲ以テ、墳墓之地ニ相定メ、士族卒ヘ分配致置候、依之圖面相添、此段御屆申上候、以上、四年正月十七日

(朱書)「書面之趣、伺之上、可取計筋ニ有之候得共、此度限被聞屆候、以後ハ可伺出候事、」

松本藩伺 辨官宛

松本町日蓮宗妙光寺儀、先般歸俗之儀及出願候得共、無檀ニ不相成候間、不差許候處、今般別紙之通出願致シ候間、相糺候處、故障之筋無之ニ付、歸俗差許候、然ル上ハ、

堂塔寺宇梵鐘並寺中取締向等、藩之見込ヲ以テ取計候テ宜鋪御坐候哉、此段奉伺候、以上、四年二月十日

（朱書）「伺之趣、妙光寺無檀相成、住職歸俗差許候上ハ、廢寺申付、佛具之類都テ本寺法類之内ヘ爲引移、境内地處置方之儀ハ見込相立可伺出事、」

藩士族卒ヘ説諭大意

國家維新古昔神理經綸ノ跡ニ復シ、大ニ敬神ノ道ヲ崇奉スル、千載ノ一時孰レカ踊躍セサランヤ、況ヤ余菲才薄德ノ身ヲ以テ、盛際ニ遭遇シ、乏ヲ知事職ニ承ク、固ヨリ藩士族卒庶人之輔ケヲ得テ、相共ニ勉勵シテ、以テ敬神ノ道ヲ立ント欲ス、其先後ヲ量ル、蓋葬祭ノ典ヲ正スヨリ先ナルハナシ、故ニ余既ニ改典ヲ請ヒ、其免許ヲ受ク、大幸之ニ過キス、食芹ノ至悃、推テ之ヲ衆ニ及ホサント欲ス、士族卒宜ク是ノ意ヲ體シ、異端左道ニ惑ハス、其志ヲ同フスルモノ、余ノ不逮ヲ輔ケ、多少妨碍ヲ論議シ能其方向ヲ定メ、以佛典ヲ廢止、神葬祭式ニ改正而、其成功ノ速ニ擧ルヲ欲ス、是余ノ先ツ士族卒ニ望所以也、三年閏十月

管内市在ヘ説諭大意

先般知事見込ノ趣ヲ以テ、藩士族卒葬祭改典ノ儀、諭告ニ及ヒシ書面之寫、今般廣

ク管內へ前紙之通及布告候、右ハ書面中ニ推テ、コレヲ衆ニ及ホサント欲ス趣意ヲ貫徹致シ度儀ニ付、銘々篤ト相心得、第一日本往古神皇ノ御掟ニ從ヒ、大ニ敬神ノ道御開キ被遊候　朝廷ノ御趣意ニ基キ、士族卒ヨリ庶人ニ至ル迄、神州ノ崇キ所以ヲ辨へ、望之者ハ速ニ神葬祭式ニ改ムベシ、元來佛ハ　欽明天皇ノ御時ヨリ、日本へ渡リテ、追々廣大ニ成來リ、神代ノ道衰微ニ至リシカト、　王政御一新、萬機復古ノ御政体ニ復サセラレ候事故、町在役人共說諭ノ趣意深ク相辨へ、銘々取締中ノ者共へ、篤ト說諭致シ、感奮興起スル樣、取計フヘキ事、近來神葬祭ト唱へ、神職ヲ賴ミ、甚タ芽出度事ノ樣心得、如何ハ數（敷カ）所行モコレアルヨシ、以ノ外ノ儀ニテ、元來孝子ノ心慈哀ノ餘リ、三日ノ間ハ食事サへ致サヌモノニテ、往古ハ喪家ニテハ、火ハ焚ヌ事ナルニ、其哀情ノ悔ニ、助喪ナトヽテ、其人ニ酒ヲ呑セ、過分ノ料理等致シ、祝ト同ジ樣ナル振舞ナトスレハ、喪主モ餘リノ事ニ、悲哀ノ實モ取失ヒ、料理獻立等ノ世話指圖ヲ致シ、淸メトテ酒ヲ飲ムヤウナル弊風ニ成リタルハ歎スヘキノ至ナリ、又一七日ニ當リ、素饌ヲ設テ、親戚朋友ヲ招キ、甚シキモノハ賓モ飽キ且醉フ、又五十日ノ中トイヘトモ、魚鳥ヲ絕ツノミニテ、廿旨ヲ食ヒ、酒ヲ飲ミ、甚シキニ至テハ、朋友親族酒宴シテ、魚鳥ヲ食フテ、コレヲ中落ト稱シ、且婦人ニ近寄ルヲア

ヤシムモノナシ、實ニ慨歎ノ至リニ候、サレハ助喪ノ者來テ周旋ストイヘトモ、三次ノ食ハ已ムヲ得サル事ナレハ、汁香物ノ外ハ決シテ用ヒ間鋪、サレ共助喪ノ者、禮ヲ辨ヘ各我家ニ歸リテ食事シ、又粥ナト造テ持參シテ、喪主ニ勸メハソレコソ古人ノ旨ニモ叶フヘケレ、喪主ハ一生ノ別レヲ哀ミ、以カニモ萎レハテ、髪モ理ハス、徒跣ニテ居リ、一々親ノ苦勞養育シタル厚恩ヲ思ヒ奉報スヘキ事ニコソ、四年正月

管內寺院へ說諭大意

人ノ天地間ニ在ルヤ、必ス世業アリ、以テ天祿ヲ食ム、於是乎、素餐ノ罪ヲ免レテ、而人分足ル、若シ世業ナクシテ浮食スルハ、俗ニ所謂穀潰ナル者ニテ、偸安浮食ノ臣賊其罪最大ナリ、元來僧侶ハ、教戒ヲ主リ、且ツ葬祭ヲ主トリ、以テ天祿ヲ食セシ者ナルニ、今ヤ教ノ施スナク、葬祭ノ典、檀家悉ク神祭ニ歸ストキハ、一ノ世業ナキ者ナリ、然ルニ猶偸安浮食スルハ、豈ニ天地ニ耻サランヤ、因テ夫々世業ヲ創メ、浮食ノ罪ヲ免カレタキ事ニアラスヤ、

右之通說諭仕候事、

東京府伺　辨官宛

坊城大辨添書ヲ以、高野山金剛峯寺ヨリ、松本藩下寺院一般復飾歸農之儀ニ付、歎

願書別紙之通差出候ニ付、御廻申候間、可然御指揮有之度此段申(脱アラン)候也、四年五月七日
歎願書添書欠、

東京府伺辨官宛

信州松本藩管下寺院還俗可致旨、勸諭之儀ニ付、猶又築地本願寺輪番妙覺寺ヨリ、別紙之通願出候間、是又何分之御沙汰有之候樣致度存候間、此段相伺候也、四年五月

築地本願寺輪番妙覺寺願東京府宛

此度信州松本藩管下人民一統神葬祭可致由被申渡、隨而諸宗僧侶不殘歸俗出願可致旨、勸諭有之候ニ付、種々歎訴申出候得共、　朝命ヲ以、强而施行被致候儀ニ付、追々無據出願候始末、門末僧侶ヨリ歎訴申出、何共驚愕之至奉存候、固ヨリ方今開化之際運ニ屬候得ハ、自身發起ニテ歸俗仕候分、御許容相成候事ハ、至當之儀ト奉存候ヘトモ、右樣是非トモ復飾可致由被申渡候而ハ、昨年寺院寮御設之砌、追々宗規風御整(釐カ)正可相成、今後銘々自返僧律ヲ守候樣御布告相成候モ、乍恐徒令ニ屬シ、折角一統醒悟積弊ヲ洗除シ、本業練磨可仕奉存居候モ、却テ　朝旨ニ相戻リ候事ヤト、危疑滯惑仕、進ンテハ後來門末改正之手斷(段カ)ヲ難施、退テハ多年方外ニ衣食ノ身、一朝歸俗仕候儀、中心如刺痛歎罷在候段、不堪悲懲奉存候、右ハ自然　朝廷ヨリ被　仰出候儀ニ御座候ハヽ、前顯之情實御憐愍被成下、何分寬洪之御仁慈ヲ以、從

前之通寺門相續之上ニテ、御改正被　仰付被下度、万一藩政專令之儀ニ御座候得ハ、兼テ藩々區別之處置無之樣、御布告モ被爲在候旁、容赦相成候樣　御沙汰被成下候ハヽ、一統奮躍、　朝恩ヲ感戴シ、自修教化格別勵精仕、自然民心モ安堵ニ及ヒ、却テ御政補之一端ト奉存候、此段宜敷御採擇之程、偏ニ奉懇願候、以上、四年五月

乍恐奉歎願候口上覺

御配下信州松本南組寺拾ケ寺奉申上候、拙寺共拾ケ寺ハ、四藩之御支配ニ有之候處、其内松本藩於御支配ハ、當正月以來ヨリ、御支配下中町在共一軒モ不殘、神葬祭之儀嚴重ニ被仰渡ニ相成、無餘儀二月五日迄ニ、不殘神葬祭ニ相成、其菩提所ヘハ、一向何之御沙汰モ無之、諸宗寺院共、一時ニ檀中離別相成候テ、一同歎敷心配仕居候處、當節ニ相成、前顯同樣、諸宗寺院壹人ツヽ御召出之上、頻ニ歸農之儀强テ御勸ニ相成、若僧分ヲ遂度候ハヽ、早速退院可致、無檀之寺ハ管内ニ無益ニ付、廢却致候間、如何進退兩樣之内、即答可申上樣被仰渡、不得止事、無據歸農願申上候寺院モ不少候、尤本寺本山ヘモ伺之上、御答可申上候間、其内御猶豫被成下度趣申上候共、其儀不相叶候、天朝ヘ伺之上取計候儀ニ候ヘハ、唯遲速而已迄之事故、心配ニ不及ト被仰聞、猶又日限定御聞濟ニ相成候共、會合相談等嚴敷御差止ニテ、如何ニモ致方

無之、彌法滅此時ニ當リ候歟ト、悲歎(扶庇カ)堪進退當惑罷在候。何卒御本山之以御仁旨、早達右至急當難相除、法門永續仕候樣、偏ニ奉仰願候、若等閑相成候ヘハ、忽廢寺廢佛ニ相成可申ト、銘々深ク悲歎ニ沈、晝夜心痛罷在候、何卒總代ニテモ上京仕、此段御賴申上度存候ヘ共、御支配下一同寺院之儀ハ、前顯之通、他出留ニテ、何分不任心底、唯當惑而已仕候、何卒御仁察之上、宜御救助之程、伏テ奉仰願候、以上、

信州筑摩郡
今井村
寶輪寺印

同州同郡
鄉原町村
鄉福寺印

同州同郡
上西條村
常光寺印

同州同郡

古見村
古川寺印
同州同郡
岩垂村
眞正寺印
同州同郡
西洗馬村
光福寺印
同州同郡
鹽尻町村
永福寺印
同州同郡
熱川町村
觀音寺印
同州同郡

神林村
福應寺印

同州同郡
蟻ケ崎村
放光寺
代福應寺印

智山
御集議中

# 榛名山に於ける神佛分離

〔春名山日記〕　新居守村記

春名山日記　（上）

御世は明治三年五月十日ていけよし、されど雲がちなり、春名の御山の神主とならせて、穗積君（元鈴木三郎）登るにつけて、おのれは神垣のいや締りを蒙りてをれば、そひて岩鼻の縣を辰過て出たつ、その山より迎ひにとて、小山氏二人來居て案內す、穗積君は駕籠と云ふ物をつらせて、我にもと强てすゝめられたれどいなびぬ、いかなれば然るらむ、先儒と云ふものには、其由にしるして候をとさへのたまひぬ、かの小幡山とはうらうへにて、此頃の君が大御世ぶりを思へば也、心あらむ人はしか思ふなるべし、此年おのれが齡六十に三つあまれり、弟直彥外に貳人（此處數字原本蟲喰不明）倉賀野の宿過て、高崎の宿本町といふ町なる、境屋と云にたちよりて暫く憩らふ、おのれは糊入れといふ紙又草履買ひぬ、穗積君も何くれと供なる人におほせて、さて巳と響く鐘の音に驚きて發つ、此本町の横町に入る、やがて左に折れて草津道といふを行く、並榎村はこゝといふに、かの護國寺を問へば、今少し先と云ふ、ゆくゆく右の方に寺あり、これと云ふ、今は何ほどもなき屋作りにて、此頃火のやきばやを

の大神の荒びに遂ひてのさまなり、小野道風ぬしの昔れたる彼の額と云ものゝ、いかにかと思ひやらるゝは、古き事を惜むわが本性なり、われ一人ならむには、立よりて問ひ見まほしけれど、人にそひてなれば、聞はまほしき事ふり捨てゆくなりけり、此寺に添ひて社あり、古き神にもはすべしとは思ひやらるれど、問ひもせずて、又此處に昔は春名の大神の遠鳥居ありて、その沓石行くての左なる畑の中にありと、小山氏云ふ、

此里に鳥居の跡ののこるにも伊香保の神の古へおもほゆ

小塙村通りぬけ、吾峯村、此村をマガミネ村とよぶと小山氏云ふにつけて、ワの唇音よりマに轉りて呼ぶにこそ、昔の通ひはあやしきものと思ひつゝゆく、古き社あり、此處の森かげ涼しきがうへに水清し、暫しとて憩ひぬ、さて此森はと問へば八幡の宮なりと云、此あたりは地形しかなればなり、この南に八幡社二つある也、そは豐岡のと八幡のと、こゝまで鳥川も鮭のぼる故鮭の森と云ふよし、茶屋のあるじ云ふ、此あるじはワガミネ村と云、いさゝか文字を知りて云なるべし、又はなま〳〵の學者に聞てか、さらに耳を傾るによしなし、此あたりに白川といふ川はなしやと問ふに、今少し先なりときく、これ白川なり、あれなるぞ白川村と、右の方なる一村を指さし

てをしふ、

ゆく水の音もなければ白川のしらてや人のわたるなるらむ

安蘇山を問へど、しら川なりけり、此白川の下水道にて、千町田に引わたす鳥川の流るいとたくみなり、いさゝか行て見るに〆切と云ものあり、此處の村名忘れたり、神戸村こゝに木戸榛名明神あり、神主もあり、道の右の方なり、御社は山の上也とよ、此村ガウドとよべど、カミベ村なる事明らか也、つら〳〵按ふに、上野國神名帳に榛名木戸明神と見え給ふ古き大神にて、榛名の一の木戸にて、則榛名のわけ御魂を祭れる事明か也、神戸と云にてよくおもふべき事也、かゝるにつけても、延喜の神名帳なる伊加保神社名神大とあるを思ふ、その頃はいかばかりかとぞ思ひやらる、又上野國に、名神大といふ御社は、貫前社、赤城社、伊加保社也、さるを貫前の御社は、今拔鋒と云ひて、國の一宮、赤城も大社なり、伊加保の御社湯前大明神とあるかなきかの小社になりはて給ふべきよしなし、今までの學者達いかなればか思ひはかりの淺かりけむ、おのれもの學びは淺けれども、神を思ひ奉る事は伊香保の沼のいと深う侍れば、拔鋒の大神、赤城の大神、明かに考へあらはしたり、此榛名の大神も考へ得たり、なま〳〵しき人たちの空言はふり捨て、心あらむ人は口を閉て、よく考へ見よ、學の時

に思はずも大雨得たる如くなるべし、猶くもりのはれざるは論なしとやいふべし、中さまほしく獨わらひしつゝゆくもをかし、室田といふにかゝる、北山春おひたるちさき茶屋にいこふ、しばしにて出づ、室田宿といふしるしくひの先に、こゝの役人二人、又榛名なる神人二人案内に出居たり、この先に大寺あり、きけば長年寺といふ、兼て長野氏の開基とき〻居たり、かの橋守のやどりにて晝飯くふ、こなたの小床に左少將有文、橋守が六十の賀に、

ことしより耳にしたかひきこゆらしいかほの沼のあしたつのこゑ

鶴夫婦の畫にて法眼永湛といふ人のかけるなり、鶴い畫なるからにしかよませたるにこそ、又六十といふからに、耳にしたがひとせさせたるべけれど、雲の上の御一人とあふがれたまひし御方のまな子にはいかにぞや、いかほの沼に鶴のすむべきか、机の上の歌よみは、皆かゝるもの也、われもしかわらはれむかと、題よみのをりはおぼゆるぞかし、奥なる小床のは、從一位資枝と見えさせて、浦鶴、

和歌のうらや千年をまいの陰なれてなれもひさしくすめる友つる

とれも二三の句いかにぞや、下句ものびらかにならぬこゝちするは、わが歌をしらぬにぞあらむ、心みによみてみむと、

和歌の浦やむつたまへる友鶴はちとせをまいのかけにすむらむ

とうたひて見るもをかしや、あるじの此頃よみたりとてれん板といふものに「くみかはすあやめの酒に」下句はわすれたり、もて來て見す、なめげなりければ、酒はのむとこそいへ、くむとはいかゞ、證候かと咎め見つるに、顔をあからめて、あるべしとのみにて、その證はと答へぬぞおかしき、未の鐘ひゞけばたつ、是より山路にかゝる、駕籠をかくをのこに、時鳥はいかにととへば、きゝつといふ、少しゆくと左の谷にて老鶯の聲するからに、

人つてに初ほとゝきすきく山の道のゆくてにうくひすもなく

こゝに昔からしたる事あれば、さて室田の宿のはづれに、大きやかなる石よく彫りて、「やすかれと國民いのる神垣に 四句わすれたり、 杉のうら風鎮守の御やしろ」と見ゆ、皇國學士關橋守とあり、歌人と學士との差別もしらぬ身にて、やすかれと國民いのるとは何事ぞや、恥といふ字をしらぬにやと、獨わらひせらるゝにも、わが身もかくやと又おぼゆ、山のいたゞきにて水のむ、弟直彥あれ時鳥といふのみにて、一聲なればいかゞせむ、片そばより澤田を見れば、むかさにひぢかきよせなどすなる山賤あまたむれゐたりければ、

足引のこの山さとはほとゝきす初音を時と早苗とるらし
谷におりたる橋のもとに、椎名なる神人むかへにあまた出わたり、これより御山なり、一丁二丁のしるしの石たてり、坂をのぼりて高天原といふ、こゝに鳥居たてり、その前にも神人出居たり、穂積君駕籠よりおりたまへり、よき心用ゐといふべし、ゆく〱茶屋あり、清めのといふまち居たれば、いこひ、穂積君装束し給へり、おのれにもとのたまへども、われは此まゝにて、赤飯酒など出たり、こゝには茶代もおかぬ也、けふやすみ昼飯など、皆穂積君の一手にてなむ、おのれも草履にて、ゆき〱て神人の町なり、門々に引たるしめ縄にさげたる四たれ也、神のみ前の四たれはたれいづれにてもあるべけれど、門々家々のはいかゞあらむ、おのれは正月のぞしかるべからむとおもふ、穂積君のやかたにやどりぬ、いさゝか高き所、先門の大きやかなり、やかたはいく間もありて、たらはぬ事あらじとぞおもひやらるゝ、先客人間にいり玉ひ、惣代神人らにあひ給ひし、かくて今よりはわがやかたなれば、わが（マヽ）居相所にと、そのまにをはしぬ、おのれもそひてこゝにていはひの御吸物とて、餅のと先也、さすがにこゝろせられたりと、その人おもひやらる、こゝにて五六人にて酒盃かはせ、夕飯くひてふす、水鷄なき時鳥なくといへど一聲もきかず、つかれたるにやよく寐たり、

春名山日記（中）

十一日、霧こめたり、ふすまのなかにて、

山路來て朝いしすれは谷の戸もよあけにけりと鶯のなく

谷の戸にこゝろのとけく朝いして鶯をきく夏にもあるかな

卯の下刻にやとおぼゆる頃、おきて顏あらひ、口すゝぎなどして、れいの神をがみす、なれど僧の經よむふりめけば、今少しのでてよく神のきゝ入れ玉ふやうにといふ、辰の下刻頃穗積君おきさせ玉ひ、よべは夢もむすばてとの玉ふ、何くれと鳥どものなく聲、夏とはおぼえず、たゞ春名山なり、

夏山のうくひすよりも谷の戸をたゝく水鷄の聲めつらしも

はじめてなりければ也、午刻より雨つよくふる、大神にまゐるは十三日の朝日のとよさかのぼりと定めて、みてくら又何くれと御社を見てたちすくみめくものはとて、宮人三人の案内を先にたてゝゆく、いとあたらしき三重の塔あり、神寶殿といふ額かけてあれど、塔にたがひなければ、いかにせむと見めわる、上の二重をとりはらひて、神の文庫にせむ外はあらじとおもふ、そのもとにて、右の方に銅にゑりて石に入れて立てたる碑あり、此神寶殿作れる人の名なり、その上にこゝの事をいさゝか

のぞきたりげの文あれど、いかにぞや、ゆく／＼袖すり岩、この先の左の方に屋根の破風の跡ある、その餘てきゝ居たる陰石なりけり、そのはごまにうるほひ見え、いたゞきに小木小草少しあるさまなど、淺谷ぬしのいへる如く、いひしらずかし、此下崩れなどして、宮居ありけむとは見えぬものから、岩に破風跡ありてあきらかなり、ゆくゆく右の方に茶屋あり、ゆき／＼て左の方に神輿殿あり、むかしのは是よりはちさくありしやとゝへば、このくらゐは侍りけむといふ、さらばよき宮居とも申すべし、こゝよりのぼりて、右の方に札出す家居あり、それよりのぼりて、御門を入れば關橋守のたてたる碑あり、

うごきなきいはほを神のこゝろにていく萬世も國をまもらむ

とゑりて御門の内にたてたる何事ぞや、しかし歌をいさゝかうたふ身にて、皇朝學士とかき、うらに千種殿門葉などしるして、有功卿の御顏をもよごす人なれば、論なけれど、こゝにおしたてさせたる宮人らのこゝろよ、袂にまひいかばかりとりて、大神のみ社をけがせるにかと、先おもひやられてをかし、神につかへん神人の、心なきにはおどろかさる、御社にいたりぬ、右の方に末社あり、たちすくみめくはとりかたづけて見ゆ、大國主事代主のみかたあれど、佛めかねばこのまゝにてよかるべしと

いふ、左に大岩あり、しめはりてあり、こゝに神樂殿あり、さて末社の中に天狗の宮ありて、みかたあれど僧體とあれば、とりかたづけてよかるべし、跡に幣束奉り、持分神社としるして然るべしとさとす、大宮は陽石の下にあり、此陽石又いはんかたなし、大宮いとうるはし、をしき事は皆別當僧の心もてせるなれば、いかにぞやとおもひやらるれど、いかゞはせむ、先燈籠二ツ御前にあるは、さて〳〵佛めけば、とりはらひて、跡に榊葉なくば檜の木の枝をおしたて、ゆふとりしでゝ、又御前なる机めくもの皆佛ざまなれば、直にはあらためがたかるべし、檜の木にて八ツ足を作りて、今にあらためかへたまふ、幣は八たれにはらひをも、かうかうなどさとしつゝ、御供所の前を通り、宮居にいたり見れば、幣束三、その前八ツ、その前五ツにてしみたんのうへに祭りてあり、たちすくみおきたる跡と見ゆ、此段あまりなり、此段檜の板もてはりかくし玉へと、さとし、大宮にかへり、夫より御神樂屋にいたり見るに、青赤黄白黑の幣束あり、是は皆白にてしかるべしとさとす、神樂見る所に、天狗の面あり、いかにと問ふにつきて、是は佛にもあらねば、このまゝにても苦しからじと、大かたさとして歸る、雨猶ふる、兼て雨もがなとおもひ居たれば、袖のぬるゝもうれしとぞおもふ、そは今より御山の神人らに、うるほひあれかしとおもふあまりに、夕ぐれ神人三たり四

たり來てものがたりす、日くれたり、雨ふれば時鳥なくかとおもふに聲なし、
十二日、天氣よし、大神にまうす詞をかく、神人ら三人來て、こゝに傳へたる朱印箱もて來て、その内より寛文の境論の繪圖（伊賀保室田）又外に吾妻十二ヶ村三倉のもあり、箕輪なる長野氏の百疋下地奉ると書たるあり、この四文字いかなる事にか、眞田政行（昌幸カ）のは手よろしげに、よき大將なりけむと思ひやらる、武田のに、春名と見え、又榛とも樣とも書たるもあれば、あしく書たるを延喜神名帳書けむ人の榛と見誤りたるにもあらむかとおもはる、御沼の魚とるもの三人ありて。一人と三人來れりと、原田足穗外に一人申出るに付、其段申立つ、先呼出し手錠申付置べしとのおほせに付、しかしたり、穗積君西明屋村名主外に迯去りたる二人呼出しの書狀御認、尤おのれが名前にて、神人に渡す、但とらへたるは西明屋村百姓安五郎、穗積君にそひてしめなどのさま見むとて、御社にゆく、日暮にかへる、
十三日、天氣いとよし、風もなし、けふは穗積君御參詣、おのれそひてとおもへば、朝はやく起たり、穗積君湯に入りて、いざとの仰には、われもさて一番の鼓にて、人を二番の鼓にて、出たつ、穗積君もわれも裝束して、社人跡にそふ、先穗積君神拜祝詞をよむ、夫よりおのれも同祝詞、それより鐵の戸いと重ありといふ所に入る、ともし火つけ

て入る、瓶六ッあり、今二ッありたりげなれど、崩れなどしてかなし、偖おのれが冠り御簾にふれておちたりければ、老のおろかより也とおぼゆれば、あななめしとはいからせたまはじとおもひやりて、

老ぬれは冠を御簾にふれたりとゑまひて神のみそなはすらむ
いたいける老か冠のおちたるは又あかるへきしるしなるへし

末社にもまゐる、穂積君持分命の御前にて祝詞、それより札場にてしばしいこふ、此上の宮めく所には、二神の親神を祭り給ひてよからむなどいふ、かの鐵の門のうちなる事おもひ出で、

我こゝろ淺きものから皇神のいますおくかもけふそ見にける

あなかしこあなうれし、皇神の神さねなるべしとおもひたまへらるゝ鉾(えもなし)岩のうちに入てあれば、いと／＼さびたり、そのかたちは(記者曰、關より先なる劍の形を描けり)かゝるさま也、さて沼さしてゆく、此は茶屋のあひだより少しゆきて門あり、こゝは關とも申すべく、よきほどの守る家あり、されど守る人はなし、こゝよりゆき／＼ての右の方に、つゞら岩といふたてり、そのさまあやしともあやし、(記者曰、九十九折岩の様を描けり)かゝるさま也、

此山のこれの岩ほはもちわけの命もちあひてかさねなしけむ

しばらくのぼりゆきて、高根なり、鳥居ありて、此前にて右の方に茶屋あり、こゝにて御沼を見やるに、えもいはれぬけしきなり、又めぐりの山のたゝずまひ、あら山とは見えず、うつくしき山姫とりて、いはまほしき此茶屋の前にしばしいこひて、それよりくだりて、沼のほとりにて、穗積君祝詞、その跡にてわれらをがみ、波うちぎはにて幣束たて、ごまめをとり入れ、御酒をもそゝぐ、さて鶯も來てなきければ、

此沼の神のなり來しうぐひすか君かみまへに嬉しけになく

又かの鳥居の所より、するがなる富士のいたゞき見えければ、

天雲をいかほの神の山のまにかくして見する富士のしら雪

沼を右めぐりにめぐる、

いかなれはいかほの沼を年波の打よするまて見すてありけむ

岸邊に柳もありければ、

この夏はいかほの沼の柳かけしはしなからもたちよりにけり

菖蒲はいかにと云に、この邊りに多しといふは、いかほ富士の麓にて、出湯にゆく道の左のよし原なり、いと小し、

あやめ草花さかねとも一本はいかほの沼の家土産にせむ

さてこゝの富士の麓なる小山にのぼりていこふ、

上つけの、いかほの沼は、いかほとふ、神の命の、春名とふ、神の命の、神はかりみはかりまして、いかほ山、春名のねろに、あやしくも、わかせる水そ、くすしくも、つゝめる水そ、其色は、あゐより靑し、其浪は、風より涼し、夏ふかき、いかほの沼は、あかぬ沼かも、

此沼にすむ魚ともかひれをもてうちはらへはかちりひとつなし

あゐよりも靑き沼へにしら波のより來むふけやいかほ山風

かはかりのいかほの沼をいかにとも見てかたらさる人そあやしき

とりよろふ姿なりけりいかほなる沼を鏡にたてる富士山

猶よみたるもありつらめど忘れたり、本の茶屋に來て、又憩ふ、晝飯くふ、かきもらしたれば玆にいふ、御沼の靈神と、今よりはたゞへんと、兼て穗積君と申してありけるを、こゝなる墓じるしを見れば、龍體院と、龍の字あるには驚かれけり、此墓をば石がきにて隱し、上に宮居をたつる事也、さてかへる、又鶯のなきければ、

夏なからこゝは春名の山道と谷わたりしてうくひすのなく

おもふこゝろを、

皇神の大御心のあらはれて見ゆはかりなるけふの空かな

やどりに來て見れば、西明屋村百姓要吉悴由五郎、同藤平差添組頭伊太郎着届あり、先安五郎呼出して糺す、又由五郎藤平をも糺す、いよ〳〵魚とりに來りたる趣に付、申譯無之ば、以來改心の旨憶に申立よと、申聞けて、一ト先下る、組頭より歎願により て差ゆるす、日暮神人三四人來て、何くれとものがたりするに付、狐付の事、又まじなひの事、又五の數の貴き事などいひ〳〵て、九ツにやなりぬらむ、明日とてふす、

十四日、天氣よし、穗積君宮まゐりせさするに付、おのれもそひて行く、かへり來て、佛像佛具かねと木とを撰わけて、夕つかた澤にて木の葉をば三所にてやく、それ見やりつゝ、

むらさきの雲のそら路としるきかな佛よりたつけふのけふりに

いにしへの皇國守屋の守つきて守村そけふほとけらをやく

十五日、雨ふる、　穗積君又神人たちらも宮まゐりす、おのれもかへり來て、社役所にて一同禮あり、さて一番皷にて一同御札所につめ、二番皷にて、神主君出る事と定めたり、けふは一通り不殘社人たちに、神拜のさまをさとす、尤よべも三四人にをしへたり、かくあるべき事と穗積君も大慶におほす、おのれも同斷、よべ佛やきたるため

に、雨ふる事よと人々もいふ、趣になりてうれしともうれし、今日八十餘の人三人ありて、金二百疋づゝ玉ひ、又隱居等十一人に金一兩玉ひ、又部屋住のもの十三人に金一兩玉ひ、又十四歳より四歳迄廿一人に紅梅燒廿五枚づゝ、先みな大よろこびなり、いとよき御心つきと可申、

十六日、天氣よし、　弟は風戶越にて一宮へ行、御沼の菖蒲もてゆきて、手紙もろ共高瀨へと賴みつゝ、金二百疋何にいるかも知れずとてわたす、穗積君けふは伊香保の方の境御見分に御出故、老ながらもそひて、先御宮に參詣、夫よりは北ほどの道をのぼる、鳥居の前にて方角を見るに、伊香保町卯方なるべし、春名未酉なるべし、南の方より辰迄峰々が境なり、伊香保は塚いくつもありて、境慥なり、夫より春名富士をめぐりて、沼の北は道境なり、さて晝飯は富士の南の峯にてす、夫より下りてするがの富士見坂をのぼり、伊香保春名の境にて休む、かゝる所へ下野國都賀郡金崎宿木屋ともより、雨乞來れり、いかにとていそぎ來ぬ、よりて表は榛名山雨乞御祈禱御札、中は速須佐之男命 奇稻田比賣命御池之靈龍神しかるべからむといひてしかせり、此邊廣き柏原なり、つら〳〵おもふに、むかし榛原なりけむを、柏原にせるにかとおもはる、さて、（記者曰靈龍は一字なれど、活字なき爲め二字となれり、）

この頃は神のめくみか見れとあかぬいかほの沼にけふも來りけり（にカ）

いかほ嶺にわれ來て見れは榛ならで今はかしわの原にそ有ける

み沼に魚とらむとて鐵炮打込たるあり、其は山子田村穢多才治郞、逃去りたるは同村百姓松次郞と申すものゝ由なり、さて御沼をめぐりて、鳥居下に來ぬ、おのれは沼の水ぎはに抵りて、穗積君にかはりて雨乞の事申す、三日のうちに大雨をねがふ、歸りによく見るに、

十二月

就龍院殿自山貞性大姉　　上州綠埜郡木部村

廿七日

とあり、上の茶屋にてやすみ、夫よりくだる、此道のかたそばの澤杉もみなどなれど、むかしは榛なりけむと問へば、今も少しは候、こゝの土によくあふ木とおもはると答ふるもをかし、未中刻にやどりにかへりぬ、かの穢多才治郞呼出て、承れば魚とるとて鐵炮打たりといふに付、追て吟味中下げ置くと申聞、相手百姓松次郞の趣に付差紙かく、未下刻榛名山より山子田村へ、かくて湯に入、かの沼のあたりにて、よし切といふ鳥よくなく、あの鳥と見ればしとゝほどにて、ましこの女鳥に似たりと也、い

はむおもひめぐらせど、うかばねば、

夏の日はいかほ沼風よし切のよしとや人も袖につゝまむ

さて榛名のみ山は、宮居の上なるはいひしらぬ陽石、又むかひあひたる岩も陰石と見あぐべき穴もあり、又かの砥澤なる陽石いはむかたなし、その近き所にやげむ石といふある趣、陰石なるべし、かゝるみ山なるからに、伊香保の出湯に子なきものゝ入湯すれば、子をもつといふは、かく陰陽石あり、それ大神のやがて神さねなればなるべし、よくおもひて榛名は伊香保なる事を知るべしとおもひ出られたれば也、

十七日、天氣よし、 昔前は穗積君にわたすべきしらべの、今にいかゞなれば、此月の入〆何程、此月の出〆何程、何ヶ月入〆何程、何ヶ月出入何程、差引何程不足、此譯何兩誰より借用、内何兩何月返濟と、一目に見安く致しなどさとす、偖穗積君、東なる峰境御覽にゆく、おのれもそひて地藏峠といふをのぼる、廿七丁とか、のぼりをへて見わたすに、刀根川も碓氷川も目の下にて、高崎も岩鼻も大かたは知られたり、こゝにて休みたまふ、大なる地藏あり、その地藏榛名のと文字を見るより、わがものたち谷におしたふす、石にふれつゝ見るまに、かしらもくだけてはしるいとをかし、

地藏佛世人はかれるそのつみに今ぞ地獄におつといふへき

夫より右の方の峰にとのぼる、岩根こゝしく、いかにとも老が身にてせんかたなければ、其の下をめぐりていたる、よからむといふ人もありければ、木どもにとりつきつゝわくる、木かげにて吹風もすゞしけれど、足もとのあやうさに、あせにて旅衣しとゞなる、しばらくゆきて、いさゝか道ありげなれど、此はけだものゝありき候にて、かゝる峯には茸とりもいたり不申と云、六十三歳になりて、かゝる所をはいありくも神の恵みなれば、持分の命の持分てなれありくなるべしとおもへば、足のふるひもさまではなし、からうして出ぬけて、高嶺の下の峯に出で見れば、穂積君は、高嶺われらはゆきかてり、おのれしひて高嶺にいたりたらば、いかゞすべき、けだものゝかよふ道よからむと、人のをしへたるは、則持分の命の持分玉へるみちびきとぞ、心のうちに思ひやらる、こゝにて物喰ふ、暫く休む、

いかほねの猪鹿の道を木にすかりゆく老を見て猿やわらはむ

こゝよりおりゆく、峰かた／＼は草原、かた／＼は木だち也、この木だちは、見おろす通り春名のなりとぞ、その木とも年ふりてをれふしたるも多し、をしき事也、里人たちに炭にやかすとか、又たき木にせさすとかせさすべきを、かゝるは寶のもちぐされにて、大神の御心にもそむくべし、さてややくだりて林の中なる細道よりかへる、

黒門の前に出たり、歸り來て見れば、山子田村の松次郎差添人も來て居たれば、呼出して糺す、神湖に鐵炮打いれて申譯無之とて、組頭七郎治より、歎願差出し手切、

春名山日記（下）

十八日、雨ふり出たり、三日の內にと願たる事聞かれさせ玉へるかと、いと／＼うれし、御參詣あらせらる、あとにそひゆきて、伊香保速須佐之男命、春名奇稻田比賣命二柱の大神の御前につゝしみゐやまひ、かしことおもひたまふるこゝろを、

あなうれしいのれる雨にけさのあさけ宮まゐりする袖のぬるゝは

とくりかへしうたひあけぬ、大神のほゝゑみてきこしめすらむかし、人々のしらべわかりがたければ、先一人のをおのれかき改て、かくし玉へ、一目に見やすかるべしなどいひて日をくらす、聲をひそめて、此み山の人たちのさま大方しられ候、弟直彥くらゐのわざ人に候へば、みこゝろのどけかるべしときこゆ、

十九日、雨はれつべき空のけしきなり、雨乞きゝ入れさせたるみ沼の靈神をはじめにて、これの二柱の大神の御惠み、かしこしとものゆゝしともいはむかたなし、きのふ雷の音もきゝけれは、

いかほ嶺に神さへなりぬみ沼なる靈神にこへるさみたれの雨

あき人のあらぬ心もふり捨ぬ神としらせて雨のはれゆく

神はなしなどいふしれ人の、此ありさまを見まほしきものとぞおもふ、夜あくるよりこゝろ無くをきて、

五月雨の雫に羽袖そほちつゝ猶も春名とうくひすのなく

時鳥ふり出かねむ五月雨にこゝは春名とうくひすのなく

こは時鳥は稀にてきのふも鶯の聲たえければ(ざカ)也、

夏もなほ谷のうくひすなくからに春名とおへる山の名ならむ

早晝にて西山にのぼる、いと高けれど、岩道いとまれにてあるきよし、高嶺にいたりて見る、今一ッ高嶺あれど、遠見にてかの峰大戸村境にて、夫より左めぐりの岸のさかひにて、み沼の所までといふ、こゝより下る、この峰は、權田村とのさかひ木ある方春名の也、やゝくだりて、三ノ倉村さかひ也、くだりつゝ見やるに、安中宿の並木は日の下なり、はるかの遠に小幡の並木かすかに見ゆ、七日市の並木は心あてに見ゆ、わが里の山もおぼろにて慥には見えず、

いかほ山いかに見ゆるとこゝろあてにうちむかはるゝふるさとの空

春名山夏も霞やかゝるらむさやかに見えぬふるさとの空

老の坂三坂こゑ(え)來ていかほねを見めくりにける人はあらしな

柏の木とも多し、三ノ倉の道より山のなからをかへる、風をれの松杉いと多し、東西の谷ともあすあらふといふ木いと多し、こはかのまきにも須佐之男の命の尻毛とおもふにも、この命のしろしめし玉ふ山なむ、宮居あたりのは杉と檜となり、又木とも何くれと多し、時鳥けふはおほくにきゝぬ、

いかほ山いく日になれはかへるにはしかしと鳥やくりかへしなく

十七日の歌かきおとしたれば、

いかほねは岩根つたふは山猿の音になきつへき老のおもひそ

玉しひを人にもたせてうつせみのからきめを見る峯のそは道

やどりに來て見れば直彦もどりをり、しばらくありて仙太郎來たれり、家にかはる事なしときゝてうれし、甚大あげにて、返事おこせざりけり、なめきものからさこそとおもひやらる、下野國都賀郡より、雨乞雨人來ぬ、茂呂宿又のりとかく、宮居に神主穗積君ふりはへてまゐる、日くれなり、

二十日、空はれたり、直彦は安中宿へ、仙太は古郷高瀬にかへる、かの稻太夫優頭三十二、二重に入て尋ね來れり、家内の妻ぬしにとて金百疋遣す、さて御供して、御宮にま

ゐる、やがてかへり來てよみおきたるを、

五月十日より、いく日とかきそふるばかり、榛名のやどりにて、鶯と時鳥とをきゝて、

あし引の、山ほとゝきす、思ひあかり、高根(音カ)になけと、天かけり、月になけとも、鶯の、木のまをくゝり、くたり居て、谷にさへつり、なれ來つゝ、軒にさへつる、聲きけは、その聲あはれ、われはこの鳥、

廿一日、小雨ふる、宮まゐりする、大前にて雨乞おもひ出つゝ、

この雨もかくとはさこそふるらめと神のめくみそおもひやらるゝ、

直彦かへり來ぬ、傳平といふも元岩井半平といふも來ぬ、夜に入りて雨ふる、

廿二日、空はれたり、けふは、天皇生れさせ玉へる日とて、穂積君の跡にそひて、社人皆まへる、御寶物を見る、何くれの中に、石もて作れる鞁(鼓カ)うちめくものあり、その古き事いはんかたなし、又み沼より出たるよし、鏡とおぼしきあり、是も古し、星の十二あるもをかし、和琴共他催馬樂も物を見る、みやびたり、又俗(さと)神樂のも見る、是は見所なし、歸り來て當日の禮、かの傳平といふが乞によりて、天ッ祝詞、又御靈の前にて申す言葉を書てやる、かの和琴の箱の蓋のうらに、「ちはやふる神代のまゝの眞心にかきな

らすらし和琴の音」と見ゆ、三ノ句いかなるべきか、我心もては「ちはやふる神代のま
ゝのすかかきに先かきならす和琴ゐを」とよまゝしとぞおもふ、こはおろかなる故
にか、遣より麓なる山の炭など見ありく、賣拂ひたる谷々廣しとはいへど、大木にて
炭にはいかゞあらむ、さはり出來て買たる人の共儘になりゆく仕合なり、此山にて
は何ほどの損にかなどいふ、よく思へば、げに〳〵しかなり、してゝと云ふ木多し、椎
蕈作るによしといへば、此秋きりてその蕈の出來む年をまつ外はあらじ、木も伐る
べき時にきらざれば、かゝるなりとおもふにも、
人みなのめくみのしけき老か身も時をしらすはうとまれなまし
かくて龜屋にていこひ、それより新田にゆく、おもひの外廣くて田にせむ事いと安
かるべし、されど上室田村に澤田ありて春名川の水を、水上にてせきとめられては
とて、さはりなして開發ならぬよしなり、つら〳〵おもふに、分水しても水さへなか
らし、今はかの村も御支配所なればなどいふもあり、凡四町も出來ぬべし、されば、
足引の山田をも行かむ豐秋とみ名よひかへてこゝをしらせは
申さがりてやどりにかへりぬ、
二十三日、雲出たり、宮まゐりするに、取かたづけさせ、はやの塔の下なる石だんにて

ふところびぬ、少し足いたむものから、血のいでざるいとうれし、

岩角にふれても血の老か足にいてぬは神の咎めなきにや

さて春名神社御祈禱御禮と、表紙にし、中は速須佐之男命 奇稻田比賣命と今より改むるにつき、何れの札も書かへて、此れを板にゑりてと、穗積君に見せたるにつき、

皇神のこゝろに老かひとりことかなうやかくも改りゆく

うれしともうれし、偖けふは佛像を鑄つぶす、一ッの鐘に上野國榛名山巖寺、奉鑄三尺五寸鐘一口、文永五年戊辰二月十日とあり、

二十四日、雨ふる、あすは歸縣のこゝろなりければ、雨乞祝詞などものす、今は本鄉村にすむといふ愚山といふ先生來れり、穗積君の十三歲のほと、讀書をしへたる人也と、いろ〳〵ものがたりす、

二十五日、雨やみたり、何も萱原に賴みて、跡より穗積君の荷とゝもにおこせてよといひ、茶代よりわらじ代までもはらひ出立つ、穗積君は宮まゐり、さて人々おくりくれむといへど、鳥居のところにてわかる、佐藤靜香、原田眞苗、總代とて町のはづれ橋の所まで、若もの四人、茶屋まで一寸立よりて、子供に茶代とらす、こゝにて四人にわかれて、門倉稻實高崎にとあれば同道、

春名山出ぬけて見れは夏しるくうゑし澤田はあをむ谷風
下室田村にて晝食、蠶ちがひと見えて、ほしおくまゆいと少し、麥苅男にとへば、去年のちがひを今年とりかへすといふ、
去年のまか今年はよきにふきかへす麥の秋風その聲のうき
並榎村なる護國寺に立よりて見るに、げに小野の道風のならむ、わたどの橋にしきたるを、高崎藩主安藤ぬしの尋ね出てわれたるなどつくろひなどして、寶物とせり、延長六年從四位上小野道風書たるうらがきせり、又西に山王の社あり、
新比叡の山寺にしも吹のこりおとのひゝきは小野の道風
日暮に縣にいたりぬ、雨ふり出たり、わらじのまゝにて、大參事君に立より、夫より新大參事君に立よりてきけば、東京によくやどりに來て見れば、島田君越後より歸り、又信濃國にとよ、西の中刻にや、雨ふり來べきけしきなしなりければ、高崎を出てよりいそぐ、
老たれと足を空にしいそくより雨より先におのかやとりに　（完了）

（大正十年十一月、十一年一月二月三月四月發行、上毛及上毛人、自第五十六號至第六十號所載、）

# 豐前神社神佛分離史料

上毛郷土史研究會
豐　國　義　孝　氏報

〔舊拔鋒神社神主尾崎氏所藏文書〕

中渡承レ

王政御一新ニ付、神佛混淆御廢止被　仰出候ニ付而ハ、社地境內佛體ハ不及申、佛閣佛具等速ニ破却取除キ可申筈、等閑置候ハ、現ニ過日風雨之節、小前之者共、猶社地梵鐘打鳴し、舊弊ニ泥、種々妄言致流布候なと之次第ニ立至段、丕神職始村役人共之不行屆候、依而御糺問之上、御察當も可被仰出候處、出格之御宥免ヲ以、不被及其義、急度叱置、向後心得違無之樣、小前之者共へ、厚可申諭置事、

附箋(急度可申聞候)

一社中段窓

平常ハ外ゟ堅く可塞旨、被　仰付候、

附箋(駒形堂之狀、破却被仰付、承知奉畏候)

一神寶
右之內、佛語梵字等有之分、幷拜殿歌仙額面之內、僧形之分一色龍太郎、尾崎但馬
預り置、可納ヶ所補理候迄、大切ニ致守護候事、
一社後八幡拜所幷經堂地佛堂二王門
今日ゟ日數十ヲ限可致破却旨、被　仰渡候、二王之破碎之上、光明院境內三昧ゟ
取捨被　仰付、
一庚申塚疱瘡神
取捨被　仰付候、
一高麗狗二對
碎破被　仰付候、
一佛體佛經
於社地外可燒捨、
一梵鐘二ッ鰐口一ッ
御取上ニ相成候條、岩鼻縣へ可指出事、
右之通申渡候もの也、

八月七日（マヽ）

明治二巳年

八月六日

御支配所

上州甘樂郡

一色町

組頭

市郎兵衛

名主

莊助

拔鉾大神領

組頭

和平太

隼人

名主

佐兵衛㊞

拔鉾大神社役人

竹内　金五

禰宜　宮内　一㊞

神主　尾崎　但馬㊞

同　大宮司　一宮新太郎㊞

岩鼻縣

御出役

湊谷與六樣

# 二荒山神社並東照宮及滿願寺處分の件

〔太政類典〕第一編　第百廿二卷　教法　神社　一

三年十二月
二荒山神社並東照宮及滿願寺等處分
　日光縣願　辨官宛

二荒山神社並東照宮之儀ニ付テハ、追々申上候通リ、速ニ御處分不被仰出候テハ、縣廳側近之場所、神佛混淆候ヲ、捨置候樣成行、御政體ニモ差響、殊ニ兩社附屬之社人僧侶、其他東照宮附屬之者トモ、日夜御沙汰ヲ渇望罷在、漠然手ヲ束、徒ニ飢寒ヲ待候姿ニ相成、何分難默止事情多ニ有之、甚以痛心之至ニ付、何卒至急御沙汰有之候樣仕度、依テ恐懼ヲ不顧、縣廳管見之處、別紙見込書差上候間、御取捨被下置候上、早速御處分被仰出度、此段奉願候、以上、（三年十二月日缺〇神祇官意見指令同文ニ付省ク、各縣）

一二荒山神社
右ハ確然式內之神社ニモ有之候間、速ニ祭式等舊典ニ被爲復、祭典料下賜候樣仕度奉存候、

一東照宮
右ハ其祭典格式之如キハ敢テ議スル所ニ無之候得共、既ニ百有餘歲、勅祭ハ勿論勅額等迄被下置候儀ニ候得ハ、維新之際ト雖モ、全御廢絕相成候筋ニモ無之哉ニ存候間、其格式之如キハ、追テ御沙汰有之候共、先以卽今祭典料丈ケ下賜候樣仕度奉存候、

一日光山滿願寺
右ハ勝道上人開基以來(以降カ)、弘仁元年滿願寺之號ヲ賜リ、爾後盛衰ハ有之候得共、既ニ往古ヨリ之大寺ニテ、更ニ東照宮ニ因故有之儀ニモ無之、殊ニ先般比叡山末寺ニ被仰付候次第モ有之候ニ付テハ、斷然兩社之關係ヲ廢止シ、一箇ノ滿願寺ヲ以被立置、相應之稟米下賜リ、從來廿五六ケ院並八十坊ト相唱ヘ、每院每坊歷然一寺之境界ヲ構居候分、悉其內一大院ニ集居爲致、眞ニ宗法ヲ練磨シ、僧徒之憲法ヲ爲守候ハヽ、僧侶等自然饑寒之憂ヲ免レ、祖師之志ヲ不空感戴(載)可仕ト奉存候、

一社人
右ハ從來兩社兼務罷在候ニ付、今般改テ被仰付候樣仕度奉存候、

一樂人　一醫師　一神馬別當

一掃除頭　一八乙女　一宮仕

一神人

右ハ從來東照宮附屬罷在、夫々給料貰受活計相營居候者共ニ付、夫々相應之御扶助金被下置、農商ヘ歸籍被仰付候樣奉存候、

右之通御處分被爲有候ハヽ、神佛區分之御趣意ニモ相叶、社人僧侶其外各方向一定其所ヲ得候樣可相成奉存候、依テ猶祭典料幷御扶助金之區別見込書綴副、此段奉申上候、以上、三年十二月日缺

(朱書)「二」二荒山三社領

一高五百石

此現米百貳拾五石　但免二ツ五分

內

現米六拾五石　年中祭式幷社修覆料

現米六拾石　社司六人給料

但シ一人ニ付現米拾石宛、

東照宮領

（朱書）「一三」
一高五百石
此現米百貳拾五石　　但免二ツ五分
内
現米六拾五石　　年中祭式并社修覆料
同　六拾石　　社司六人給料
但一人ニ付現米拾石宛、且三社ノ社司
兼勤、
（朱書）「一四」
一日光山滿願寺領
現米百石
右三廉共稟米ヲ以テ被下候積、
（朱書）「一五」
外ニ
樂人　　二十人
醫師　　一人
神馬別當　　一人
掃除頭　　二人
〆二拾四人

右ハ壹ヶ年壹人ニ付金三拾兩ツヽ三ヶ年之間御扶助被成下、農商ヘ歸籍被仰付
度候事、
宮仕　　拾人
八乙女　　八人
〆拾八人
右ハ同斷金貳拾五兩宛向二ヶ年之間同斷、
神人　　七拾六人
右同斷貳拾五兩宛當一ヶ年同斷、
以上

指令
（朱書）一堂塔毀ト不毀ト圖面ヲ以可伺出事、
二式內之神社一般之御處分被仰出候迄當分伺之通、
三前同斷、
四寺院一般之御處分被仰出候迄當分伺之通、

五樂人以下御扶助之廉總テ伺之通」

日光縣達辨官

二荒神社御祭典料其外廉々別紙御處分見込書ヘ付札ヲ以、御差圖相成候條、此段

相達候也、三年十二月日欠

日光山諸給人御處置調書

元輪王寺宮家來

渡邊直次郎

青木哲太郎

星野喜一郎

鈴木嘉一郎

神山榮五郎

齋藤愼次郎

若林渡一郎

高橋新太郎

（朱書）「四人扶助

元高金六兩貳歩ツヽ

錢八貫文」

一農商ヘ歸籍被仰付、

御扶助金貳拾五兩

ツヽ三ヶ年被下、

中橋融次
南間孫一郎
齋藤榮藏
篠原縣三郎
濱野春次郎
大貫平八
丸上茂松
小林半藏
青村金吾
江川吉松
大竹忠吉
和氣清八

（朱書）「米拾貳俵
元高金三兩貳分三朱宛
錢五百文」
一扶助金前同斷、

山口丈喜

（朱書）「元高貳人扶持宛」

一御扶助金前同斷、

齋藤七十五郎

〆

元東照宮樂人

植木藤八郎

長沼兵左衞門

上松半三郎

關　長三郎

齋藤源六郎

船越長左衞門

新井政太郎

小野幸藏

鹽澤健一郎

篠原德三郎

片岡喜一郎

小野正益

（朱書）「元配當高三拾五石七斗壹升四合宛

此物成米三石貳斗四升九合九勺餘
金七兩壹分鐚六百四拾九文
外五人扶持ッ、」

農商歸籍被仰付、

一御扶助金三拾兩ッ、三ケ（年脫カ）

被下、貳拾五兩ノ者損ナルヘシ、

松島宇中
小瀧折江
〆
元東照宮神人
神山庄藏
湯澤要人
手塚久野
手塚哲一郎
小杉郡次
宇梶金右衛門
神山勝三郎
湯澤善左衛門
柴田善兵衛
佐々木三郎治
小袖源藏

石澤甚五右衞門
大竹石太郎
伊谷金次右衞門
福田五左衞門
湯澤德三郎
手塚源左衞門
沼尾滿造
湯澤兵左衞門
柴田保次郎
柴田久左衞門
矢野次右衞門
上吉原粂次
我妻喜右衞門
湯澤多三郎
小杉辨二

（朱書）「元配當高五石三斗五升七合七勺宛
此物成 米四斗八升七合四夕九才 金壹兩永四百四拾三文 外三人扶持ッヽ」

前同斷御扶助金
一貳拾五兩ッヽ當一ヶ年
被下、

山本源三郎
大橋彥三郎
小畑孫兵衞
小又鐐吉
山本啓三郎
我妻彌五八
雪森松藏
山本金作
山本又右衞門
福田佐中太
湯澤乕四郎
大橋善右衞門
石原源五右衞門
大橋嘉右衞門
北山源五郎

手塚平左衛門
安西貞三郎
八木澤仙藏
手塚隼三郎
北山太郎兵衛
北山小鳥太
福田利左衛門
福田市太郎
神山芳藏
神山久兵衛
小杉長吉
沼尾甚右衛門
沼尾延生吉
大藤太郎右衛門
大藤六平

大藤庄左衛門
北山敬五郎
小畑善平
山本八右衛門
江田新吾
小杉定藏
北山常吉
大橋伊兵衛
福田喜十郎
山本鐵藏
北山作右衛門
北山仁右衛門
小畑平吉
北山鹿藏
松本門三郎

松本倉吉
福田善藏
黒川兵吾
福田次郎右衛門
安野繁右衛門
同八乙女
陽乙女
神尾
朝日
千尾
林尾
産尾
丹尾
化佐尾

（朱書）「元配當高三石七斗壹合四勺貳才宛

此物成米三斗貳升五合
金貳分ト錢九百六十文
外貳人扶持」

一貳拾五兩ツヽ二ヶ年

被下、

右ノ通リ御扶助金下シ賜リ、農商ヘ歸籍、夫々處置相濟候者ニ有之候事、

元東照宮附
扶持方棟梁
鈴木彌平
鈴木榮吉
芦谷伊兵衛
岸野忠五郎
中野篤之助
入江喜平

（朱書）「元配當高拾五石八斗三升三合三勺三才宛
此物成（米壹石四斗八合三勺三才　金三兩壹分錢百貳拾貳文」）
一御扶助金拾五兩ツヽ被下候
樣相願候處、御聞届難相成旨
御下知相成候、

右之通有之候也、

日光山社家一山一坊御處置調書

（朱書）「元社家」
二荒神社
東照宮神勤
中麿勝信
古橋義所

（朱書）「元高百石ツヽ、
此物成（米九石壹斗　金貳拾兩貳分錢八百八拾文」）

一現貳拾石ッヽ

古島安之
高科信年
齋藤光寛
外
田中辰彦

（朱書）「此者儀當時糺問之筋有之揚屋入申付置候」

右齋藤光寛以上五人ノ者共儀、方今御處置ノ上、二荒神社東照宮神勤申付、前書ノ祿高被下候事、

滿願寺
（朱書）「元一山」
修學院
住職要順

一寺領現米百石
（朱書）「元高三百石
此物成米貳拾七石三斗
金六拾貳兩銀六百四拾文」

（朱書）元高貳百石

此物成 米拾八石貳斗 金四拾壹兩壹分鐚七百六拾文

元高百五拾石

此物成 米三石六斗五升 金參拾壹兩鐚三百貳拾文

元高三拾石

此物成 米貳石七斗三升 金六兩鐚六百六拾四文

元高三拾石

此物成 米貳石七斗三升 金六兩鐚八百六拾四文

元高百五拾石

此物成 米拾三石六斗五升 金三拾壹兩鐚三百貳拾文

元高百貳拾石

此物成 米拾石九斗貳升 金貳拾四兩三分鐚四百五拾文

以下

元高同斷」

妙道院
　同　道海
龍光院
　同　山貞
安養院
　同　慈邦
無量院
　同　亮享
大樂院
　同　道純
鑒王院
　同　學潤
養源院
　同　成戒
藤本院

同　山英
光樹院
同　倡海
教城院
同　天爲
觀音院
同　亮賢
護光院
同　講厚
華藏院
同　慈立
法門院
同　貞珍
照尊院
同　猶海

唯心院
同　知順
南照院
同　賢哉
安居院
同　亮照
遊城院
同　亮天
禪知院
同　晴海
櫻本院
同　海信
惠乘院
同　心淳
日增院

同　鈴賢
實教院
同　海忍
淨土院
同　義讓
〆
（朱書）「元一坊」
（朱書）「元高拾石
此物成　米七石弐斗八升
金弐両鐚八百七拾文四分
元高
以下同斷」
金藏坊
住職德海
道福坊
同　祐觀
忍性坊
同　慈善
光禪坊
同　淨順

大倫坊
同　嚴円
教光坊
同　貞道
光堂坊
同　圓照
理宣坊
同　慈傳
教觀坊
同　典善
圓泉坊
同　圓成
道龍坊
同　隆典
通順坊

同　圓是
深教坊
同　道說
守光坊
同　亮禪
成龍坊
同　圓行
慶住坊
同　貞誠
林教坊
同　貞範
圓觀坊
同　道祐
櫻正坊
同　宣順

妙珍坊
同　圓弘
堯心坊
同　慈暢
乘音坊
同　圓得
城弘坊
同　了然
碩善坊
同　深海
正圓坊
同　圓純
智觀坊
同　邦宣
圓祐坊

同　明全

櫻秀坊

同　圓德

什光坊

同　寶典

永南坊

同　圓達

妙金坊

同　光觀

本龍坊

同　榮舜

祐南坊

同　圓全

杉本坊

同　圓立

正範坊

同　貫祥

觀妙坊

同　顯雄

妙日坊

無住

以下同斷

大光坊

妙月坊

淨久坊

林守坊

勝泉坊

眞鏡坊

惺藏坊

光榮坊

日城坊
城秀坊
鏡泉坊
永觀坊
實勝坊
能觀坊
正住坊
祐源坊
境德坊
正定坊
妙力坊
龍圓坊
常觀坊
龍觀坊
大月坊

通乘坊
圓乘坊
仲音坊
通勝坊
行實坊
醍醐坊
不動坊
源妙坊
常福坊
觀德坊
唯敎坊
禪敎坊
順敎坊
寶藏坊
蓮性坊

妙圓坊
正學坊
本月坊

右元ト一山一坊ト相唱候者共、現住ノ分滿願寺ヘ合併相成御處置相濟候事、

大藏省上申　辨官宛

二荒山東照宮幷社人其外御處分ノ儀ニ付、去午十二月中、日光縣相伺候節、夫々御下知有之趣ノ處、一體御出方方ノ儀ハ、其多寡ヲ論セス、逐件當省見込御尋無之候テハ、自然不都合可有之、加之右書中御扶助ノ儀ハ、樂人以下宮仕八乙女神人等、夫々被下高區別有之、右ニテ至當ノ御處分ニハ可有之候ヘトモ、外神社佛閣附屬ノ輩、前同樣出願モ可有之哉ニ付、其節區々相成候テハ、不都合ノ儀ト被存、夫是再應致勘考候處、右ハ給料等ハ割合ニ應シ、御扶助下賜候儀ト存候ヘトモ、伺書中給料等取調無之ニ付、御下知ノ通リニテ、相當可致哉、或ハ不適當ノ儀モ可有之哉、可否難差定、將來取調ノ目的モ相立兼候ニ付、給料等ノ書類御下ケノ上、於當省猶取調置候樣イタシ度、因テ右書類御回達有之度、且ッ以降御失費ノ事件ハ、總テ見込御尋ノ上御決定有之候樣イタシ度、此段申進候也、四年四月三日　大藏

本文結局大藏省記錄草案ノ端書ニ、三日上申ノ後、同十二日ニ至リ、別紙ハ非前大藏卿へ示談ノ上、付ケ紙ニナリシ事ノ由ヲ、辨官演述伺書返却セラレタル旨ヲ記セリ、左スレハ別ニ御指令ナシト見ヘタリ、

貼紙

〔太政類典〕第一編　第百廿三卷　教法　神社二

四年正月

二荒山德川氏大猷院廟所滿願寺掌管處分、

日光縣伺　辨官宛

二荒山神社其外御處分奉伺候處、應々御附紙ヲ以、御下知相成、不取敢夫々所置取計中ニ有之候處、東照宮近傍ニ、從來靈屋ト相唱へ、德川氏大猷院ノ廟所有之、舊幕中祭典料等致寄附、滿願寺僧侶ノ内、別當等ノ名號有之候ヱ共、今般一同御處分被仰出候上ハ、右靈屋ノ儀、於靜岡藩何レトモ取計ノ方、至當之儀ト奉存候間、其旨當縣ヨリ右藩へ相達候テ可然哉、速ニ御下知被成下度、此段奉伺候、以上、四年正月日缺

朱書「伺之趣、從來滿願寺僧侶ノ內、別當ノ名號ヲ以、守護罷在候上ハ、以來別當ノ名ヲ廢止、同寺ニテ諸事掌轄可致筋ニ付、取計方德川氏へ掛合候ニ不及、滿願寺ヨリ同家へ申立可然、最廟所東照宮社地ニ粲居候歟、其他不都合之次第モ候ハヽ、更

ニ可伺出事、」

四年三月

二荒社東照宮其外神社ノ分滿願寺ト區別並勅額及舊輪王寺諸器物處分、

日光縣届辨官宛

一二荒社東照宮其外共神社ノ分、滿願寺僧徒ヨリ社司中ヘ、去二月廿八日全引渡方取計相濟申候、

一東照宮附屬樂人ヲ始、神人ニ至ル迄、諸給一同不殘生活ノ見込爲相立、夫々入籍方取計相濟申候、

一滿願寺衆徒ノ儀、本坊ハ山內中ノ大院、殊ニ因故モ有之候付、當月晦日限同坊ヘ合併申付置候、

右ハ今般總テ日光山御處分被仰出候付、卽相達、當時夫々取計中ニ御座候間、堂塔佛閣毀ト不毀ト幷佛地境內等ノ如キハ、詳細以繪圖面、猶追々可申上候ヘ共、先以前件ノ通區所濟ノ分、不取敢御届申上候、以上、四年三月十七日

日光縣伺辨官宛

先般元輪王寺宮家來一統農商ニ歸籍被仰付候節、伺濟ノ上、當縣ヘ預置候同寺諸什器類、別書銘書二冊ノ通御座候、然ル處今般日光山御指置被仰出候付、夫々取計中ニ御座候間、猶追々可申上候ヘ共、先以左ノ件々至急御下知有御座度奉存候、

一二荒神社東照宮兩社幷滿願寺トモ、當今神佛判然區別中ニ付、前兩社額面之儀、何レモ權現ノ稱號ニ候間、早々取弛方申付ノ處、總テ勅額ニモ御座候ヘハ、其筋ヨリ官吏ヘ差向候方ニハ有御座間敷哉、若當縣於テ取弛候テモ不苦候ハヽ、何レノ筋ヘ奉還仕候テ可然哉、

一舊輪王寺諸器物ノ內、佛像佛具幷同寺附膳椀火鉢等ノ如キハ、悉皆滿願寺ヘ付與、神器ノ類ハ神庫ニ藏シ、其御手道具幷珍重良品ノ分、舊宮ヘ返趙(マヽ)、只地方關係ノ書簿ハ當縣ヘ引取候樣、夫々區分ノ上取計可申哉、

右ノ通處分方可否、御下知有御座度、別紙三通相副此段奉伺候、以上、四年三月十七日

(朱書)「勅額ハ取外シ、神佛ノ區分ニ隨ヒ、寶庫ヘ可納置、元輪王寺附屬品ノ內、神器佛器及簿書ノ類ハ見込ノ如ク取計、舊宮手道具及諸雜具ノ內、御紋付物並裝束類ハ差除キ、其餘ノ分ハ社寺ノ者ヘ被下候間、夫々配當方可取計事、」

民部省ヘ通牒　辨官

日光縣ヨリ伺出候、勅額幷元輪王寺諸器械處分方、再應御見込之次第モ有之候處、尙御再議之上、先々御省見込ニヨリ、左之通御差圖相成候間、此段申入候也、四年五月三日

○民部省見込書類御差圖前ニ出東官

四年七月

日光縣下日光山滿願寺境內幷社堂混淆ノ地所區別

日光縣伺辨官宛

當縣下都賀郡日光山滿願寺、昨午年暮御處分以來、追々區處仕候ヘ共、于今取計中ニ御座候、然ル處當日光山ノ儀ハ、數百年來神佛混一之地所、殊ニ盛大ヲ極メ候多少之堂社佛宇ニ付、何分ニモ一朝ニ判然區別難相成候間、中禪寺之儀ハ、猶追テ可申上候得共、先以滿願寺境內及ヒ各所共、大略別紙粗繪圖面之通、朱引內之分佛地ニ相定間約ニ區分致シ度、尤堺境間數等ハ詳細ニ確ト取究可申候間、何卒前條之儀、至急御下知相成候樣仕度、依之別紙粗繪圖面貳枚相副、此段奉伺候、以上、四年七月

（朱書）「書面滿願寺境堺ヲ始、其餘社堂混合之地所區畫釐正之儀、繪圖面見込之通可取計事、」

# 磐城平藩寺院廢合伺

〔太政類典〕第一編第百三十四卷　教法　寺院三

磐城平藩伺辨官宛

管內寺院年來大破無住ニテ、檀中世話方不行屆向、本寺或ハ同宗ノ寺院等ニテ、兼帶致來候分、藩ヨリ取束、廢寺ノ趣御屆可申哉、又ハ本寺法類兼帶致候向ヨリ御屆可申筋ニ候哉、

（朱書）「大破ノ分ハ、本寺又ハ同宗ヨリ合併セル藩ヨリ可屆出事、」

大破ノ寺院、是迄開發相成居、本寺或ハ兼帶寺ニテ所務シ來候分、藩ニテ取扱、年貢モ藩ヘ爲納可然筋候哉、

（朱書）「開發ノ分ハ年貢藩ヘ可爲納事、」

廢寺ニ相成候共、墳墓有之候ヘハ、墓守差置度旨檀中ヨリ願出候ヘハ、聞濟置可然候哉、

（朱書）「墳墓守不及指置、合併ノ寺院ヨリ管轄可爲致事、」

舊幕朱印又ハ除地有之、年來荒候寺院ノ分取纏、藩ニテ取扱收納等調ノ上、藩士追

々歸農爲致候テ宜敷筋ニ御坐候哉、

（朱書）「舊幕朱印地並除地等開發致シ有之分ハ、收納等調可申出、藩士歸農ハ可爲勝手事、」

右四ヶ條奉伺候、至急御指圖被成下候樣奉願候、以上、三年閏十月十八日藩

# 白河縣廢寺伺

〔太政類典〕第一編第百三十四卷 教法 寺院三

白河縣伺辨官宛

磐城國白河郡

常陸國水戸町附村 下黑川村

新義眞言宗 慈雲寺末 長光寺

右者無祿無住且無檀ニ付、今般廢寺、尤本寺懸合之上、同村役人共取調候處、差支モ無之趣申出御座候、廢寺之上ハ、境內其外處置等之儀ハ追テ可申立、此段相伺候、以上、四年五月

（朱書）「伺之通」

# 磐城棚倉藏王權現神社改定の件

〔太政類典〕第一編第百廿五卷　教法　神社四

四年四月十五日

棚倉藩管內磐城國酒井村藏王權現ヲ神社ト改ム、

棚倉藩伺辨官宛

當藩管內磐城國菊多郡酒井村ニ有之候藏王權現ハ、是迄同村書藏寺別當職相勤來候處、神佛混淆不相成樣御趣意ニテ、先般藏王社ト相改、同村修驗龍勝院復飾、滑川一ト改メ、神職相勤罷在候、右藏王社ノ儀ハ、大和國吉野山ニ鎭坐、號金峰社、所祭安閑天皇又少彥名命大己貴命ニ付、神躰ノ儀相違無之、前顯ノ通相改候處、右書藏寺ノ本寺松岡藩管下大塚村長福寺泰雲ト申者、右藏王權現ノ儀ハ、釋迦觀音彌勒三尊ノ化身ニシテ、藏王尊ト相唱候付、佛躰ニ相違無之、然ルヲ社人ヘ相任セ候段、不當ノ筋ニ付、本寺ヘ引取致勸請度旨申談有之、書藏寺ニハ、素ヨリ神躰ノ心得ニ

有之候故、双方申募、示談相整不申候、依之右藏王本躰神佛ノ區別奉伺、說諭致申度奉存候、此段可然樣御差圖被成下度、奉願候、以上、藩四年四月七日

（朱書）「吉野藏王ノ儀、既ニ神社ト御決定相成候ニ付、長福寺ノ申立採用難相成事、四年四月十五日」

神祇官意見舞官宛

棚倉藩伺、管下藏王權現ノ件ニ付テハ、混淆引分、既ニ御布告相成、以佛號社號ト致シ候分ハ、追々相改候テ、吉野藏王ノ儀モ神社ニ決定致シ候事ニ付、在方元本寺長福寺申立ノ儀ハ採用難相成旨、御達有之度、仍テ申進候也、四年四月十五日

# 陸奥八戸藩廢寺伺

〔太政類典〕第一編第百三十四卷　敎法　寺院三

四年

八戸藩管内豐山寺外一ヶ寺復飾廢寺處分、

八戸藩伺辨官宛

奥州三戸郡八戸

豐山寺

住職　宥定

同所

永久寺

同　宥寛

大和國城上郡
初瀬小池房末

右兩寺共ニ、從來境内ニ神社有之、兼務罷在候ニ付、以來神職ヘ隨從、社人ニ復飾願出候ハヽ、聞屆候テ不苦筋ニ御座候哉、右ニ付本山ヘハ寺號相返、廢寺致候段、復飾

ノ者ヨリ爲斷候テ可然哉、又藩廳ヨリ申達候筋ニモ可有御座候哉、此段、奉伺候、御附紙ヲ以御差圖被下度奉存候、以上、四年四月四日藩

（朱書）「伺之通」

# 山形縣廢寺伺

〔太政類典〕第一編第百廿五卷　教法　神社四

四年七月

山形縣下平清水村舊慈照院境內八幡宮ヲ廢撤セント乞、

山形縣伺　辨官宛

當縣下平清水村天台宗慈照院、無旦無祿ニテ、年久敷頽敗之堂宇有之候處、文政度自燒後、無住ニ相成居候ニ付、去午年佐倉藩管下元柏倉出張所ニ於テ、廢院致候、右境內ニ鎭守八幡宮有之、其以來無謂山形柏山寺奉幣仕來候得共、御維新來被仰出之趣有之ニ付、社人ニ選中、同村醫者仲ト申モノ、八幡社之由緒書所持致居候迚、社人相願、卽チ元柏倉局ニ於テ承屆、平清水緣ト名乘、神勤仕來候處、今般柏山寺從弟

復飾神勤願之趣有之ニ付、緣所持之由緒書爲差出、致一覽候處、別紙寫之通ニテ、元祿年間之物ト相見ヘ候、僅其本地佛ヲ祟メ來ルト有之候得トモ、必佛像可有之ト、社內取調候處、一ノ箸箱有之而已、誠ニ事實曖昧難取定候、右ハ佛躰無之トモ、由緒書ノ如ク、本地佛ト號シ、彌陀之三尊ヲ八幡宮ト稱シ、一社建置候儀不相當ニ被存候、就テハ廢院ノ鎮守社ニ候間、是亦斷然廢社致度、總テ此段奉伺候、以上、（八年七月十三日指令缺）

右の尊像ハ、當家源氏乃宗廟八幡宮の本地佛也、そのかみ行教津州おとこ山まてハ、八幡三所の神靈彌陀乃三尊に現したまへるを拜し奉りし由緒を以て、當家にも惠心僧都の筆の此三尊の像を累代あかめ來れり、然るに元龜年中、累祖大將軍義照公より、令子義行公へ相傳へて、當平清水の鄉に、先生の住ゐさまりし時、今此屋面に八幡宮の社を鎮守稻荷の社と相對して、小社にいはひまつりしに、又前面にも今の八幡宮の社あり、其頃草創を尊しに、遠祖陸奥守義家朝臣、陸州の逆徒等追討として、下向の時、此所に陣をかまへ、戰功を祈んため、八幡宮をいはひ申せしに、御まほりの違ひなく、速に逆徒をかろかし、凱て度歸京ありて、叡感のまゝ、あつく恩賞抜擢り、子孫にかなく榮陣をのこしさまふと、此社の神德有りと傳へしよりて、されハ此社も當家におきて尊崇し奉るべきなり、ことに佳瑞の事跡なれ

ハ、後面の社を前面へあはせまつりまさハ、其靈德をひとつにして、神感もましさまはんとて、元和年中遷宮を執行ひ、前面の社ハ本地佛をましませは、後面の本地佛を家に安置し來れり、則この尊像なり、今此屋敷は後面の畦田は宮田といふ所を、右宮跡の田ゆへ名付けり、前面の社に、ふ新てまつり奉るに、厥緣由なるへき事とて、山號ハ氏を歎美して、大源山と改、まさ常郷も山形官府の東の山なるに、累祖大將軍義政公を東山殿と號して、續御隆むなりしゆへ、有來る院號のとなへ同しけれハ、幸は其御法名を用ひて、慈照院と改む、別當之本山常州東叡山千妙寺へ、其比達して定めしより、今は大源山慈照院と號をなり、如斯の由來も不知ハ、子孫は奉供のおこたりならん事を恐れて、不才を不顧、聊これを記して、永く苗裔に傳ふものならし、

元祿十一戊寅年八月十五日　　義　青　書印

# 秋田藩神佛分離伺

〔太政類典〕第一編第百廿二卷　教法　神社一

秋田藩辨事宛

去年以來神佛混淆御禁制被仰出候ニ付、於弊藩モ夫々取調罷在候ヘ共、何分御布告ノミニテハ、取計兼候廉々不少候ニ付、朝廷ノ御規則定候上、取計申度奉存候、御差障モ無御座候ハヽ、家來ノ内神祇官ヘ差出爲伺度奉存候間、何卒其御筋ヘ可然御沙汰被成下候樣奉願候、以上、二年四月十二日諸侯

（朱書）「願之趣承屆候、時日等ノ儀委細神祇官ヘ可承合事、」

# 羽後本莊藩寺院廢合屆

〔太政類典〕第一編第百三十四卷　教法　寺院三

本莊藩屆　辨官宛

管內寺院廢止或ハ致合併候分、寺號其外取調可申上候樣、御布令御座候處、於當藩、

右ノ件々無御坐候、此段申越候間御屆申上候、以上、三年十二月廿六日藩

# 羽後矢島藩寺院廢合の件

〔太政類典〕第一編第百三十四卷 教法 寺院三

矢嶋藩上中辨官宛

於府藩縣管內、寺院廢止或ハ合併致候分、寺號宗派本末等取調、御屆可致旨敬承仕候、右管內廢止ノ向、取調書以別紙此段御屆申上候、以上、二月九日藩

羽前國田川郡
羽黑山舊道榮寺末
羽後國由利郡七日町村
宗林寺
眞言宗無住
境內壹ヶ所　從前除地ニハ無之、

右ハ大物忌神社々人菅原景德ノ屋敷地士族宅地ニ致候代地トシテ、同人へ差遣候、殘地ノ分同村百姓依願差遣候事、

大日如來　一躰

不動　一躰

林一ヶ所　反別不分

右ハ二佛ニ附來候林ニ付、則相添、佛共眞言宗醫王寺へ引渡候事、

右ハ久々無住、且從來滅罪檀家モ無之、追々堂宇致破壞候ニ付、去庚午七月中廢寺申付候、此段御屆申上候、以上、四年二月九日

# 小濱藩別當社僧復職延期願

〔太政類典〕第一編第百三十一巻　教法　神官

元年十月九日

小濱藩別當社僧復職延期ノ事ヲ稟シテ、命ヲ請フ、批シテ禁令ヲ遵奉セシメ、延期ヲ聽サス、復古記

酒井若狹守內河村專八郎稟候、

先般神佛混淆之儀、御廢止ニ付、別當社僧之輩還俗之上、神主社人等之稱號ニ相轉シ、神道ヲ以勤仕可致、若亦無據差支有之、且ハ佛教信仰ニテ還俗之儀不得心之輩ハ神勤相止、立退可申、被
仰出候趣、國中別當社僧共ヘ申付候、然ル處、本山寺ヘ歎願仕置候儀モ御坐候趣ニテ、還俗延引願出候ニ付、朝命之重大ナル儀申諭罷在候內、
嵯峨御所ヨリ
天朝ヘ御配下宗徒ノ爲ニ、御歎願御座候間、右
御所ヘ否

御沙汰御座候迄ハ、還俗延引之儀聞屆呉度、歎願申出候ニ付、右御所ヘモ御掛合仕置候得共、今以御確答無御坐、段々延引相成、甚恐入候、万一右御所ヨリ之御歎願御聞濟ニテ、還俗延引相成候テ不苦儀ニ御坐候ハヽ、神佛混淆御廢止御布令不相立、且國中ヘ確令仕置候儀ニ付、專國政ヘ差響、旁深苦心仕候間、向後共、

宮御門跡堂上方ヨリ宗派之筋ニテ、別當社僧等ヘ如何樣之儀御達御坐候共、聊無顧念、

朝命相守、萬端取計候心得ニ御坐候、右ニテ宜御坐候哉、此段奉伺候、以上、十月四日

　批紙

旣ニ掛合置候上ハ、確答無之共、御布告之通可取計事、（行政官記　酒井忠祿家記）

# 越前福井藩の寺院廢合

〔太政類典〕第一編第百三十四卷　教法　寺院三

福井藩伺　辨官宛

別紙ノ寺院無祿無檀ニテ、今後相續ノ見込モ無之ニ付、致合併度段、夫々願出候ニ付、篤ト取糺候處、法類寺檀共何モ故障ノ筋無御坐候間、願ノ通合併爲致度、此段奉伺候、以上、四年二月八日藩

(朱書)「伺ノ趣、本寺ヲモ相糺事故無之候ハヽ、願ノ通聞屆候上、本末寺號屆出、合併跡境内ノ所置方見込可伺出、且別處僧學寮ノ儀ハ、七省ノ外寮名不相成候條、改稱可致事三月」

以口上書御願申上候

一拙寺本末武生竹ケ花町永春寺儀、無檀無祿ニ付、永續ノ見詰無之候間、拙寺へ合併仕度奉存候、右ノ通御聞濟被下置候樣奉願候、以上、

武生

禪家

辛未正月　金剛院印
僧學寮
戸籍方御中

〆

奉願口上覺

一島寺村龍雲寺禪恰儀、筑後久留米梅林寺へ、再行脚ニ罷越候處、於同所病氣ニ付、歸寺六ヶ敷中參リ候間、昨冬急飛脚ヲ以、篤ト御趣意ノ旨申遣シ候ヘ𪜈、重痾ニテ、迚モ歸國不相叶、就テハ後住ノ儀可然樣取計呉候樣、飛脚ノ者ヘ申參リ候、依之早々後住御願可申上筈ニ御座候ヘ𪜈、從來無祿無檀地ニ候間、向後相續ノ見積モ無御座候ニ付、今般木田町緣成寺ヘ合寺ニ仕度候間、乍恐此段御聞濟可被下候樣奉願上候、以上、

辛未正月　同宗
瑞源寺印
僧學寮
御中

乍恐書附ヲ以奉願上候

一今般相續見込モ無御座候付、乍御難題、御祿山表ヘ寺號並伽藍等指上申度候間、何卒宜敷御取計ノ程奉願上候、尤本寺法類並世話人ヘモ遂相續(談)候處、何レモ納得ノ上右願ノ通御聞濟被下候ハヽ難有仕合奉存候、以上、

御當地今庄驛

同宗

陽林寺印

德淳花押

明治四未正月

同宗

棟岳寺印

大仙花押

世話人

治十郎印

善六印

孝顯寺
御役寮

福井藩屆辨官宛

當藩管內別紙ノ寺院無祿無檀等ニテ、相續ノ見込モ無御坐、仍テ致合併度段、昨年中本寺或ハ組合ヨリ追々願出候ニ付、法類寺檀等夫々厚取糺候處、聊故障モ無之ニ付、願ノ通申渡、爲致合併候、尤舊臘御布告以後願出候分ハ、伺ノ上所置可仕心得御坐候、此段御屆仕候、以上、四年二月八日藩

合併願濟ノ分

一曹洞宗　丹生郡和我會村　柏庭寺
右中津原村少林寺へ合併

一日蓮宗　坂井郡小和田村　蓮勝寺
右福井顯本寺へ合併

一眞言宗　福井愛宕山　波着寺
右三國瀧谷寺へ合併

一天台宗　　　　福井愛宕山　　　　昌救院
右同所松玄院へ合併
一眞言宗　　　　福井鍵町　　　　宗壽寺
右福井壽福院へ合併
一淨土宗　　　　南條郡岡本村　　　　似天院
右武生大寶寺へ合併
一日蓮宗　　　　吉田郡花谷村　　　　淨妙寺
右福井妙長寺へ合併
一眞言宗　　　　福井與力町　　　　花王院
右福井普觀寺へ合併
一眞言宗　　　　福井山奥村　　　　松尾寺
右福井持寶院へ合併
一同　　　　丹生郡小曾原村　　　　福蓮寺
右同院へ合併
一曹洞宗　　　　南條郡武生　　　　釣源院

右武生洞源寺へ合併

一禪臨濟派　智勝寺

右小山谷村瑞源寺へ合併

一淨土宗　南條郡甲樂城浦　阿彌陀寺

右武生正覺寺へ合併

一同　南條郡大良浦　古傳庵

右武生正覺寺へ合併

一禪臨濟派　今立郡粟田部村　泉福寺

右福井東光寺へ合併

一同　福井勝見　助給寺

右同斷

一同　坂井郡田ノ谷村　一王寺

右同村大安寺へ合併

一眞言宗　福井愛宕山　藥師堂

右牧ノ島村壽命院へ合併

一天台宗　坂井郡三國港　智禪院

右福井光照寺ヘ合併

一淨土宗　坂井郡田ノ頭村　嚴休寺

右若杉村泉通寺ヘ合併、運正寺ヘ合併替

一淨土宗　南條郡岡本村　西圓寺

一同　今立郡長泉寺村　攝生寺

一同　南條郡平出村　佛光院

一同　今立郡上鯖江村　淨雲寺

右四ヶ寺武生正覺寺ヘ合併

一天台宗　今立郡栗田部村　延命寺

右同村栗生寺ヘ合併

一禪曹洞派　福井勝見　西圓寺

右同所乘國寺ヘ合併

一天台宗　武生上人町　盛秀寺

一同　同寺號 總テ三ヶ寺

一同　同　月光寺
一同　福井　西念寺
一同　丹生郡茱崎浦　最勝寺
一同　今立郡五今市村　開名寺
一同　丹生郡馬場村　玉智寺
一同　足羽郡南江守村　盛福寺
一同　丹生郡山中村　善應寺
一同　南條郡中平吹村　淸光寺
一同　今立郡北村　正源寺
一同　同　左村　地藏院
右十四ヶ寺武生引接寺へ合併
一天台宗　今立郡新村　眞澄寺
右中新庄村放光寺へ合併
一天台宗　今立郡西谷村　密禪寺
右武生眞照寺へ合併

一同　今立郡放村　普賢寺
右同斷
一眞言宗　足羽郡東郷村　地藏院
右三國瀧谷寺へ合併
一同　吉田郡松岡　吉祥院
右福井不動院へ合併
一同　福井　觀喜院
右福井壽福院へ合併
一日蓮宗　福井　本經寺
一同　同　眞源寺
右二ヶ村（寺カ）福井妙經寺へ合併
一曹洞宗　池泉村　安泰寺
右武生金剛院へ合併
一天台宗　丹生郡開發村　光明寺
一同　南條郡今莊村　淸心寺

一同　　今立郡東鳥羽村　　永渡寺
一同　　同郡池泉村　　蓮性寺
一同　　丹生郡大瀧村　　安樂寺
一同　　同菅村　　圓性寺
一同　　同圓滿村　　西福寺
一同　　今立郡水落村　　觀音寺
一同　　同吉江村　　春慶寺
右九ヶ寺武生引接寺へ合併
一日蓮宗　　吉田郡松岡　　松龍寺
右上合日村圓壽寺へ合併
一曹洞宗　　丹生郡西田中村　　豐泉院
右大野郡笹世村龍生寺へ合併
一黄檗派　　福井赤坂　　妙貞寺
一同　　同　　興樂寺
右二ヶ寺福井寶藏寺へ合併

一天台宗　福井西光寺門前　圓流寺
一同　同青屋町　西方寺
一同　同春日町　蓮臺寺
一同　同妙國寺町　禪龍寺
右四ヶ寺西山町光照寺へ合併
一天台宗　平泉寺衆徒　花王院
一同　同　大聖院
一同　同　圓教院
一同　同　常樂寺
右四ヶ寺平泉寺へ合併
一曹洞宗　足羽郡南山村　普門寺
右福井孝顯寺へ合併
一時宗　今立郡岩本村 成願寺塔中　寶樹房
右成願寺へ合併
一日蓮宗　武生本興寺塔中　圓乘院

一同　同　妙傳寺
右二ヶ寺本興寺へ合併
一淨土眞宗　坂井郡三國　圓乘
右同所勝授寺塔中憶念へ合併
一天台宗　武生　帆山寺
右同所國分寺へ合併
一淨土宗　福井安養寺塔中　自性院
右安養寺へ合併
一天台宗　坂井郡豐原村　來迎院
一同　同　成就院
一同　同　改藏院
一同　同　幸玉坊
一同　同　圓藏坊
右五ヶ寺豐原村花藏院へ合併
一淨土宗　坂井郡三國日和山　專修院

右新保圓海寺へ合併

一曹洞宗　南條郡武生　永春寺

右武生金剛院へ合併

一臨濟派　鳥寺村　龍雲寺

右福井木田緣成寺へ合併

一天台宗　今立郡鳥羽村　永得寺

右ハ武生引接寺へ合併

# 加賀金澤の廢佛防止運動の一面

## 附、東本願寺改革の動機と槇村正直

石川舜台氏談
藤井草宣氏筆記

一

明治元年か二年か、その頃ぢや、森田悟由が、あれが天德院の役僧をしてゐた、侍者和尙といふのだつた、住職は奕堂がやつてゐた、その頃の奕堂などは、仲々今の伯爵の御門跡さんよりも偉い、悟由などは奕堂に仲々會はせやうと言はぬ、悟由はふとなしい人物ぢやつた、これと、それから寶圓寺の侍者和尙の素道といふ人と會つてゐた、この素道は、後に有名になつた素童といふ人と同じぢやと思つてゐたが、違つてゐた、二人共禪宗ぢや、その素道といふ人が、大變元氣のよい人で仲々やるもんぢや、それから淨土宗からも何とかいふ人が來たが、これは一向趣のない奴で、並んでゐただけぢやつた、それから臨濟で獻珠寺といふ寺がある、これは高泉和尙の立てた寺であつた、これから來た仁州といふ人もちよつと理窟を捏ねる奴で學問もあ

つた、その頃は禪宗の坊主ばかりが偉かつた、眞宗の坊主も色々な奴が出た、けれども妙なことで、この坊さん達皆文章が書けんぢやな、文章書く時には松本白華にいふか、わしに書いてくれといふ、それから藩廳へ建白書を出いた、——廢佛のことでぢや、——さうすると藩廳から出て來いといふ、さあ、さうすると皆こわがりよつた、どういふ譯か知らんが、……そんな事になると尻ごみよる、そんな事になると悟由とわしと素道と三人出るものがあつた、

二

その前夜だつたな、わしの所へ悟由と素道と二人出て來た、もうその頃はわしは寺からの追放は免許になつて、永順寺の隱居といふ事になつてゐた時ぢや、六疊に六尺の押入れと六尺の床の間があつた、そこへ禪坊主が二人出て來て、今夜はうまいものを持つて來たといふ、何持つて來たか知らんと思ふと、蕎麥ぢやつた、これを行平へ入れて食つた、そして三人して明日の下相談をした、その當時は問答といふものが——詰らん事ぢやつたが、——大變偉い事のやうに思つてゐた、その朝には又坊主の豪い奴が出て來た、能登の富木の本光寺といふ、年も五十位の人ぢやつたが、それが雪道を歩きながら、材木町だつたかを通るとき、本光寺が「なあに、門徒の奴

が皆出て來るさかい、この門徒の奴を皆狩り出せば、五千や一万はおきによる、藩廳を打ち壞しちまへ」といふ「なにも、そんな事を大きな聲でいふな、若し聞えてはいかん、いふなら、そつといへ」といふと「いや餘り無法な事をやりよつたら、やつつけちまへ」といふ、大變な元氣ぢや、すると素道がこれは小さい聲で「なあに、やつちまへばいゝぢやないか」といひよる、悟由はそれをしきりに止めよつた、「そんな事をいうてもいかん」などといひよる、……

その時の議論なんぞは、抱腹絶倒の議論ぢやな、今日からいふと……けれどもその抱腹絶倒の議論をする者がないぢや、その質問をやる奴が長大隅守とかいつた人が、大隅守をとられた後で、從五位とかになつて、少參事とかいふので尋ねるや、そりや尋ねる人も間拔けなことを云ひよつたし、その答辯役がわしと素道と二人でやつた、悟由は默つてゐる……

加賀では廢佛はとう〳〵せなんだが、然し、富山縣が餘りひどいことをやつたから、こんなこともあつたんぢや、

三

廢佛の騷ぎが盛んになつたといふ點に就て、加賀國の寺院總代で本山に行つた、

若林成我といふものと二人ばかりで行つてみると、一向何を云つても本山は逃げるばかりで手應へがない、そこで改革を思ひ立つたのだ、その年は明治三年ぢやらう、わしは二十九か三十ぢやつた、そこで國へ一旦引返して自分の開いてゐた愼憲塾を解散して、谷了然と笠原研壽とを、もつと學問せにやいかんからと云ふて、京都へ連れて來て春日潜庵の塾へ入れた、この時あたりから闡彰院だの渥美契縁だのといふものと話し合うて、本山を改革する手順を相談した、それが明治四年ぢや、そして本山に吾々がより／＼出合うて理窟を言ひ合うてゐると、追々諸國から有志が上つて來る、三州から來る、美濃からも來る、そして「かういふものを置くところを拵へ」といふので、始めて何とかいふものが出來て、そこへ毎日出かけて行つて、喧しくいふので、始めて寺務所を作ることとなつた、それが八月ぢや、然し寺務所は坊主入れずに舊家來が自分が居据つてやらうといふので仲々出ようといはぬ、そこでとう／＼追出して仕舞つて養泉寺とわしと渥美とが議事になつてそれ／＼役員を定めた、それが明治四年の十月一日である、ところがその十月の三日に闡彰院が暗殺された、そこで何でも此次は永順寺（わし）と法因寺（渥美）とが殺されるといふので、清水といふ小監察がついてゐたが、その清水の紹介で、府知事の長谷の下で、權大

參事をやつてゐる槇村正直に會つた、

四

この頃は官僚全盛の時代で、權大參事といふと非常な權勢ぢやつた、その槇村に始めて渥美と二人で會うた、遇ふ前に淸水が斯ういふことを言つた、「槇村といふ人は立派な髯を生やしてをるが、小さな男で、けれども權力は大變偉いものぢや」ちう、何でも十八史略の中に晉の記事の中に「短主簿何とかす髯參軍」といふことがある、これは脊低の何某といふ主簿と美髯の何某といふ參軍との二人が才力あり權力ありといふ評判で、短主簿と髯參軍と二人で非常にきけてゐたといふが、丁度槇村はこの二人を一人で持つてゐるやうな人で、見かけは餘りようないが、然し仲々の人だというた、さうして始めて槇村に遇ふと、テーブルの向うに出て來た、挨拶すると大變小さな男の美髯公ぢやつた、さうして槇村と話すと大變よく解る、末寺と本山との關係が大變よく解る、そして「やれ」といふ「わしも力を添へてやるから」といふので、それから一倍力を入れて改革を斷行した、ところで外の坊主の奴らが恪氣するといかんといふので、槇村のところへ行け、と言ふが、然し誰も行きよらん、皆縮こまつてゐるのぢやな、それから渥美とわしは每日行つた、朝顏を洗ふと直ぐ出かけ

けた「今日は何をしませう」……といふ風で、參謀本部のやうな形であつた、その頃の槇村の居た所は寺町の裏の三條から、二三丁上へ行つた所にあつた、そこへ每朝行つた、先方は「あー、うるさい奴ぢや」と思つてゐたぢやらう、渥美が又わしより記憶がよかつた、それで前日やつた事を話すのぢや、そこで今日は、これからどうしませう、といふ事を大變詳細に亙つて話した、わしの話はいつもざつとしてゐた、それでとう〳〵やつ附けたのぢや、（大正十一年春、當時中外日報記者藤井草宣報）

# 氣多神社の神佛分離

上田三平氏報

能登國一宮氣多神社は、崇神天皇の朝に創建せられたる古社にして、歷代の尊崇諸領主の信仰頗る篤く、神域廣大森嚴にして、神階、社格の高き、本邦屈指の靈社なるが、時に隆替を免れず、殊に天正初年上杉謙信の兵亂に及び、院宇堂塔殆ど頽廢したりしが、前田利家之れを再興し、同利常に至りて社領を加へ、社務には、大宮司二人神人十九人神子一人、社僧は長福院を座主とし、正覺院、地藏院、藥師院之れに奉仕す、

社務は代々櫻井氏之を繼承して明治維新に至り、社僧は其勢力に消長あり、元來氣多神社は能州一宮として明確なる由緒を有し、盛大なる祭祀、行事を繼續し來りしを以て社務の勢力儼然として行はれ、只造營其他祭祀供料等を共同に執行せしを以て、明治維新の際に於ける神佛分離の命令出づるも、其主旨は判然として行はれ、佛敎關係のものは、社地に隣接せる社僧の內なる正覺院に納められたり、正覺院は、元石動山中央院覺圓住職して之を行ひ、一面石動山關係の重要なる佛畫類を將來し、他面、氣多神社の佛敎關係の遺物を收容して之を維持し今日に至る、其

他の社僧は、維新に至るの時、既に種々の關係ありて勢力なく、單に古文書を維持するのみなりしが、最近其多くを發見せるも、皆前田氏の時代のものにして特殊のものなし、只幕府時代に於て盛に祈禱の行はれし狀を知るべく、神社の維持法を知るに足る、

建築物は天正兵火の際、燒失を免れたるもの一棟あり、室町末期のものにして特別保護建造物たり、純然たる流造にして佛敎的建築の樣式を見ず、社家屋敷は今殘存して其位置を知るべく、神社の結構の雄大なるを知るべし、

# 富山藩寺院合併について本願寺其外歎願の件

〔太政類典〕第一編第百三十四卷　教法　寺院三

四年五月四日

富山藩寺院合併穩當之處置方取調伺出シム、

本願寺　東本願寺ヘ達

別紙之通、富山藩ヘ　御沙汰相成候條、其旨門末共ヘ可致說諭事、

富山藩ヘ達

先般於其藩、各宗之寺院及合併候ニ付テハ、願ル下情怨屈之趣、相聞ヘ不都合之事ニ付、更ニ穩當之處置方取調可伺出事、

東京府上中辨官宛

一富山藩內合寺事件再往之歎願書壹通

一本願寺光瑩口上書壹通

一坊城大辨添書壹通

右進達有之候間、卽御廻し申進候也、四年二月廿九日 東京

坊城大辨添願 東京府宛

別紙之通、東本願寺ヨリ差出候間、勸修寺家執奏代之邊ヲ以差出候間、宜　御沙汰之程奉願上候也、四年三月廿七日

新前大僧正東本願寺光瑩願

臣光瑩恐惶頓首、富山藩內合寺事件ニ付、當正月奉歎願、未タ御沙汰ヲ不奉蒙、再應申上候段奉恐入候得共、彼藩內末寺困迫之餘リ、臣等手許迄悲歎申來候ニ付、不得止、別紙ヲ以テ奉哀訴候、何卒御取計、御慈憫之御沙汰伏テ奉願上候、誠恐謹言、四年三月

新前大僧正東本願寺光瑩願 辨官宛

臣光瑩誠惶誠恐頓首謹言、今茲正月下旬、富山藩合寺之事件ニ付、奉歎願候處、未タ不奉蒙　御沙汰、再應申上候段、深ク奉恐入候得共、右藩內末寺共困迫之餘リ、往々臣光瑩等之哀請不行屆ヨリ、今以何等之御沙汰モ御坐ナク抔ト怨望罷在候旨承リ、深ク苦心仕候、乘テ右末寺共へ、於　朝廷者、排佛毀釋不被爲在、隨テ府藩縣ニ於テモ、區々之處置者勿論、合寺廢院等無之段申遣シ、且今般之事件ハ、飽迄本山ヨリ

哀訴候條、決シテ暴擧麁動强願致宜(間)敷旨、嚴重申渡候間、何分共處ヲ得候樣、更ニ御處置奉仰望候、右ニ付、先月加州本誓寺ヨリ申出候ニ付、添願仕候通リ、困迫悲痛仕候儀、乍恐　御憐察奉願上候、猶臣光瑩等彼是藩政ヲ議シ候ニ者無之候得共、服從難相成存候段、左ニ申上候、

一昨庚午年閏十月廿八日、僅ニ一日間ニ合併被申渡、妻子之居處無之、生活之道ヲ失ヒ居候段、人情ニ不忍之至リ歎息仕候、

一一派一寺合併可致被申渡候テ、其實ハ一宗一寺ニ相成、弊派ハ一寺雙(隻カ)院モ相殘リ不申、今後之門末教諭之路ヲ失ヒ、後往(住)相續モ塞リ候姿ニ相成リ歎息仕候、

一寺院之境內モ、亦寄進地買入地有之、夫々租稅上納罷在候處ヘ、其差別ナク、沒收同樣之姿ニ相成、其地或ハ庶民ニ下賜候由、何等之功勞ニ依テ、御賞賜ニ相成候哉、寺院ハ何等之罪ニ依テ、御取揚ニ相成候哉、疑惑仕候、

一他藩之僧立入不相成、檀那ハ夫々相斷リ、又他藩ニ有之候檀家ハ、藩內之寺院ヨリ相斷リ可申旨被申渡候由、右樣ニ相成候テハ、從來之師檀拒絕ニ相成リ、知見開化不致候哉ト歎息仕候、

一婦女子寺參詣不相成段被申渡候由、異宗濫入之折柄、右樣ニ被仰付候テハ、防禦

不相成ト歎息仕候、

一一藩十萬石之封內合寺ニ相成候テハ、山海不便之僻鄕宗敎行屆兼、申歎仕候、□（脫アラン）右服從仕兼候儀大略申上候、其上者海岳如天之御仁憫ヨリ、御洞視被成下、御處置奉歎願候、然ル上ハ寺院コトゴトク僧學校ニ致シ、人才振起候樣、夫々盡力仕リ、天恩ヲ戴キ、政體ヲ奉シ候樣仕度、何卒僧徒モ亦天朝之赤子、其處ヲ得テ悅服仕候樣被成下置度、奉哀請候、叠々之愚情以御公評、　天裁之御沙汰、伏テ奉歎願候、誠惶誠惶謹言、四年三月

東京府上中辨官宛

一高野山金剛峯寺本願寺同樣御書付御下ニ願云々、

一總持寺右同斷願、

坊城殿添書同文体

坊城大辨添書ヲ以、高野山金剛峰寺願書別紙之通差出候間、御廻シ申入候間、可然御指揮有之度、此段申進候也、四年六月二日

（朱書）「書面之趣別紙富山藩ヘ之御沙汰書寫爲心得相渡候事、四年六月廿七日」

高野山總持寺右兩寺同樣ノ附紙

坊城大辨添願東京府宛

別紙之通總持寺ヨリ差出候間、勸修寺家執奏代之邊ヲ以差出候間、此段宜奉願候、以上、四年五月廿四日

總持寺役局妙應寺願勸修寺宛

富山藩管內寺院合併ニ付而ハ、當派寺院ヨリモ、至極難澁之趣申出候間、去年各宗本山同等奉歎願候處、願書御差下ニ相成、一同困苦罷在候處、先般兩本願寺出願、右事件、此程富山藩並本願寺ヘ御書下ヲ以、御沙汰被　仰出候趣、承聞仕候、依而者、當山派下寺院ヘモ右御趣意奉體爲仕度奉存候間、何卒本願寺同樣御書下被成下候樣奉願上候、此段宜鋪御執奏願上候、誠恐謹言、四年五月廿四日

京都府ヘ達辨官

寺院合併之儀ニ付、富山藩並本願寺ヘ之御沙汰書共、以上貳通御廻シ相成候處、右寺之儀ハ、兼テ執奏等モ無之、且留守官管轄之儀ニ付、彼官ヘ今十二日相廻シ置候間、右樣御承知被置度、此段及御報候也、四年五月十二日京都

# 社僧の復飾神勤願附庄屋百姓の神職願

〔越後府書類〕○高橋義彦氏所藏

管內中野中村眞言宗滿願寺願書摘要

一當寺之儀、居村鎭守ヲ始メ、中野東村龜ヶ谷新田、幷與板領末寶村福原村雹ヶ曾根村合而六ヶ村之鎭守、往古より奉幣仕來、就中末寶福原兩村之義ハ、寬政度御檢地之節、神供料二反歩御除地被下置候分も、當寺に寄附與、代々所持罷在、寺務相續候處、今般兩部神道御廢止被仰出、承知奉畏候、右六村之義、往古ゟ有謂奉幣仕來候義ニ付、此度之御趣意奉藏(戴)、復飾神職願可仕處、何分老年ニ及、今更神道修行仕兼、奉恐入候得共、私弟子壯年之者一人相撰、早々上京、神祇官に願立、傳授之上、別宅神職相立、舊來村々ゟ受納之以神供料而、相續爲仕、奉幣仕來候村々神事取扱、私儀ハ以來一切携不申候樣仕度奉存候、何卒出格之以御慈悲、右願之通被仰付被下置候ハヽ、重々難有仕合奉存候、以上、

巳五月

御附札

中野中村中野東村龜ヶ谷新田鷺ヶ僧根村六ヶ村鎭守之社奉幣之儀、滿福寺ニ而從來勤仕候上も、右滿福寺還俗神家ニ相改候ハヽ、神職も可被申付候得共、素ゟ弟子之奉幣ト申ニ無之上も、弟子之復飾而已ニ而、神職相立候儀も不被及御沙汰候也、

巳五月

頸城郡松山鄕惣社松苧權現社僧犬伏村林藏院良快復飾願書折要

今般御一新、神佛混淆之義御廢止相成、別當社僧之輩、還俗神職社人等之稱號相改、以神道而可勤仕、差支有之者も、立退可申段、御布告ニ御座候處、拙僧義松苧權現之別當相勤來、則御布告之趣奉敬承、度々復飾願仕、御沙汰相待居候得共、今以御沙汰無之、何卒格別之以御慈悲而、以來も松山左京ト相改、神職被仰付被下置度、奉願上候、右願之通、御聞濟被下置候ハヽ、重々難有奉存候、以上、

明治二年巳六月

右柏崎民政局伺ニ付

御附札

松山郷惣社松苧權現ヲ、松苧神社ト稱號ヲ改メ、別當良快ヲ、願之通復飾、松山左京ト被名乘、神祇官附屬之趣相達可申事、

巳六月

魚沼郡雲洞村社僧寶敎院復飾願書

川東寂寄雲洞村寶敎院奉申上候、拙僧儀代々修驗道ニ而、大己貴命、少彥名命兩神祭事執行相續罷在候處、今般御一新神佛混淆不相成趣被仰出候ニ付、已來神祇道ニ復飾、神職祭事仕度候間、奉歎願候、右願之通、御聞濟被成下度、伏而奉願候、以上、

明治二年巳五月

右小千谷民政局ゟ、其村庄屋治郎左衞門伊左衞門等ゟ御尋ニ付申上候書面、

一大己貴神 少彥名神　除地四間五間　貳拾歩

一十二大明神　除地等無御座候、

右兩社勸請年限幷祭禮始年限未詳、

右三柱之御神ヲ、寶敎院自奉之御神ニ相違無御座候、御糺ニ付奉書上候處、相違無御座候、以上、

巳六月

右小千谷民政局ゟ伺ニ付

御附札

此兩社寶敎院自奉之神ニ候共、舊來除地境內賜り居候上ハ、私之建立トハ別段之義ニ付、寶敎院復飾、改名いたし神祇道修行候樣可申付事、

巳七月

魚沼郡妻有寅寄十日町修驗和合院復飾願書

今般御一新神佛混淆不相成趣、去辰四月御沙汰之旨ヲ以、聖護院末下一統へ御達有之、別當社僧之儀ハ、復飾淨衣白差貫風折烏帽子着用、神務致シ、是迄住心院殿ゟ賜候書類證物等返上可致趣御達有之候處、是迄修驗道ニ而、不辨神道、殊數百年之職務變革之儀ニ付、其段住心院殿迄書付ヲ以伺上候處、當早春上京可致樣內達有之ニ付、規則爲伺致上京候處、神社ニ關係候者ハ、諸山大小之院跡、神祇道ニ復古いたし候故、其段本寺ゟ伺上候處、高山院義(儀)ハ、隱居之身ニ付是迄之通、當住和合院義(儀)ハ、神祇道心懸有之ハ、勝手次第之旨被申聞、役僧差添へ辨事御役所へ罷出候處、神祇道正統相傳之

上、國元支配之府局江御届申上候樣被仰付、依而同人補任等致返上、御辰社之神主今井民部殿ゟ、神祇道相傳いたし、池田民部与改名仕度候間、何卒格別之以御慈悲而、其御筋江御届被下置、市杵島命社之神主ニ被仰付被下置、神祇道無滯勤務仕候樣、只管奉願上候、右願之通被仰付被下置候ハヽ、難有仕合奉存候、以上、

巳七月

右小千谷民部局ゟ伺ニ付

御附札

和合院願之通復飾神勤可申付事、

巳七月

小千谷局ゟ和合院江神務由緒等有之ニ付同人ゟ申上候書面之寫 採大意

市杵島命社義ハ、舊來拙院鎭守ニ而、守護仕來候社ニ御座候處、是迄舊幕府ニ而御尋之節ハ、鎭守辯財天、往古ゟ私奉安置候旨申上候、御復古ニ付、辯財天之號御廢止、市杵島命与改號相成候、依之、右社之神主ニ變革仕度奉願上候、外ニ十日町村之內北高山鎭守春日大明神、高山村鎭守八幡大神、白山社、金剛童子社、從往古私社僧相勤來申候、且例年八月十五日、八幡社神祭之節ハ、是迄私院神事相濟候後、十日町村神主佐伯但

馬守祝詞仕候仕來ニ御座候、白山社金剛童子社之義も、是迄拙院ニ而相勤、殊ニ高山村之義も、年中諸神事祈禱悉皆拙院相勤申候、依之聖護院宮始住心院殿表之儀、從往古高山村和合院ニ被爲補任候、其外同村之內、城之古分鎭守神明宮、十日町之內嶋分鎭守、諏訪大明神、新保村鎭守十二大明神、私社僧相勤來候、右由緒御尋ニ付、有體奉申上候處如斯御座候、以上、

明治二年巳六月

右同斷伺ニ付

御附札

金剛童子も佛陀之部類ニ付早々取除可申事、

和合院祭祀之神社中、從來奉幣之神主等も可有之、其村々取調、凡而確執等無之樣可被取計事、

巳七月

蒲原郡月岡村庄屋佐平次父中澤九十九、當時賀茂民政局租稅會計下調相勤候仁、神職願之書面

當村三十番神之儀、三社明神与改號仕、守護仕度段奉願上候處、右三十番神を燒捨、堂舍を元法寺本成寺に附與いたし、境内を御檢地斗代付候樣被仰渡、承知奉畏候、然處右番神堂、往古ゟ諏訪明神地内ニ御座候間、三十番神を燒拂、堂舍を本成寺へ差遣し候得共、諏訪社有之候ニ付、社地其儘差置、私儀神道熱心ニ而、例祭執行仕來候間、是迄之通守護仕、神道傳授之義を、其御筋に御願申上度奉願上候、右願之通御聞濟被成下置候ハヽ、難有仕合奉存候、以上、

巳七月

右之通相違無之、村內聊故障無之、且鎭守神主中山右近も故障無之趣、奧書連印有之、右賀茂局ゟ伺ニ付

御附札

九十九義神道執心之中立ニ候得共、先般三十番神を改號仕度抔、無謂義ニ而、神道存知之者ニを決而無之候、神道を上天皇を始奉り、下萬民ニ至迄、日夜ニ奉行する處ニ而、今日祝部ニ加り、始而神道修行ト心得候を、甚以而不當事ニ候、依而九十九義祝部ニ相成候願を、御沙汰不被及候也、

巳七月

賀茂町百姓伴左衞門神職願書面採大意

一十二神社祭神大山祇命　社地拾歩社田三十町野方十步

右社之義、當町枝鄕字岡之町ト申所ニ而、私先祖建立ニ御座候、鎭座之由來聞傳も御座候得共、年來過去聢与相分不申、尤私先祖も、賀茂社神主古川舍人之分家ニ而、前々ゟ右由緒ニ而社守仕來、神祇官領吉田殿ゟ神道許狀申請罷有、且社地境內共、總而私進退仕、當町明細帳、從古來書戴(載)御座候、祭禮之義春秋二季岡町住居之百姓一同產土神ト稱し、奉祭仕來、奉幣式も賀茂社老官石附長門相賴來候、此段乍恐以書附奉伺上候、以上、

明治二年巳五月

右賀茂民政局ゟ伺ニ付

御附札

十二神も伴左衞門自奉之社ニ候得も、石付長門ヲ賴み祭禮奉幣之義勝手たるべく候、勿論同人吉田家神道許狀等有之候共、元來俗家ニ候上も、今日取用不相成候、凡而已後共祝部ニ紛敷修行有之間敷事、

巳七月

魚沼郡鹽澤最寄神立村鎭守三社宮大明神社僧清運寺復飾願書摘大意

私義舊來修驗道ヲ以、右三社宮神事勤行仕來候處、今般御一新神佛混淆判然之御布告ニ倚、向後神職ニ相成、神事祭典仕度、村中一統へ爲及熟談候處、孰爲納得仕候ニ付、此段奉願上候、以上、

明治二己巳年四月

右小千谷局ゟ伺ニ付

御附札

修驗清運寺致復飾、神職ニ相成度旨聞屆候、神勤祭式等之儀ハ、兼而御布告之通、其筋相心得候者より學取、聊も混淆有之間敷候事、

巳八月

# 社寺取扱に關する新發田藩の伺書及其達
# 并朝廷排佛の風說取締の達書

〔越後府書類〕○高橋義彥氏所藏

新發田藩伺書概略

一御一新ニ付、社寺御取扱向之義、追々御變革之趣ハ、春已來當國騷擾ニ付、弊領取扱向未不行屆之廉も有之、御當府御取扱ニ基キ候樣仕度、左ニ條々奉伺候、

一社寺与唱候御改之義、其砌下々迄御布告御座候哉、

一右唱替ニ付席順之事、

一兩部習合之修驗、境內ニ神佛社堂有之候處、父子兄弟等之內、壹人ハ復飾神職ニ相成、壹人ハ是迄之通ニ而、佛之勤致度旨願候ハヽ、其儘同居罷在候而も苦かる間敷哉、又ハ別ニ一家起居不致候而ハ、相成間敷哉、

一惣而寺院境內ニ有之候小社小祠等之分云々、

一寺院修驗僧侶ニ而神勤不相成ニ付而ハ俗家屋敷內ニ建立等之稻荷祈願奉幣並日待祈禱等難相成旨、東京其御筋被仰聞之趣も有之候處、御當府ニおいても、右神

勤等神職ニ者取扱方之義、御管内ニ御布告ニ而も御座候義ニ可有御座哉之事、

巳八月

右之御報

一社寺与唱候事、別段布告も不相見候得共、神祇官え、既ニ寺院掛り辨事之上ニ位し、且朝廷之御書中、毎常社寺ト認メ有之候ニ付、右ニ倣ひ候事、

一社人寺僧席順之事、一人立候而も、互ニ身分之高下も候得も、豫難定候、於大體而も、神職も佛奴之上たる事勿論ニ候事、

一神職修驗同居も、決而不相成、且僧侶修驗子弟之內、還俗致、社人ニ相成度与、一家建立之義も遊民を増候姿ニ付、是又容易ニ差許兼候事、

一寺院境內ニ有之候小社小祠由緒有之候分も、正敷神社へ引移し、淫祀之類も取毀可然、其儘神職之者ニ奉祀爲致候事え不相成候事、

一俗家建立之稲荷神事日待祭禮たり共、僧侶修驗勤不相成候事、

巳八月

---

## 新發田藩へ御達書

得其、御除地頂之趣、宮主水御神徳奉書上。且祭祀之義も、年々九月八日恒例ニ而奉幣仕來候、社造營之棟札も。私家二十四代宮圖書相納、右扣書も、只今殘有之、天保中上總代ニ至、神業衰小千谷御役所へ奉願上候處、右ニ付普賢寺憤怒いたし、神事勤向爲止罷在候、總而神社之儀御朱印御除地ニ被爲立置候社も、廣く天下之社ニして、其社職被許候者、神事相勤、朝夕奉仕候儀ニ付、御除地等も支配被仰付被下置候儀与奉存候然處其職名之官許も不蒙して、普賢寺支配仕來候、此度舊弊御一洗神佛混淆之義御廢止相成、佛體ニ而佛經相讀、神社祭祀不成義ニ御座候ハヽ、何卒舊來祭祀致來候由緒を以而、私江神主職被仰付被下置候ハヽ、至仁之御盛恩ト難有奉存候、下略

明治二年巳二月

右御附札

場之內村春日大明神之義も、是迄禪宗普賢寺ニ而致支配、恒例之祭祀ニも、宮遠江奉幣之處、今度神佛混淆御廢止被仰出候上も、普賢寺支配取放、神勤奉幣、社附地所等凡而遠江江支配申付候事、

巳八月

# 越後國分村愛宕權現神號改正の件

〔太政類典〕第一編第百廿五卷 教法 神社四

二年三月二日

越後國國分村愛宕權現神號改正

高田藩上申辨事宛

越後國頸城郡
國分村
愛宕權現別當
寶持院煩ニ付代
關山 常盤

右寶持院儀、今般被仰出候御趣意相守。復飾改名幷ニ權現號ニ相改候、爲御願上京可仕候處、長々病氣ニ罷在候處、未タ快方ノ見居モ無之、追々延引ニ相成候テハ奉恐入候ニ付、名代關山常盤ヲ以テ、復飾改名幷ニ權現號神號ニ相改候願書差出度旨申出候ニ付、藩許仕候、御聞屆被成下候樣、此段奉申上候、以上、元年二月二十三日

（朱書）「神號改ノ儀聞屆候事、元年三月二日　諸侯」

乍恐以書付奉願上候

先般權現號御廢止ノ儀、被仰出奉敬承候、隨テ當社神號ノ儀、往古ヨリ愛宕大權現ト稱來候處、已來愛宕大神ト奉稱度候間、何卒此段御聞濟ノ程、奉願上候、以上、

越後國頸城郡國分村
愛宕權現別當寶持院
改名

明治二巳年二月廿三日　上杉　錫

煩ニ付

代

關山　常盤

乍恐以書付奉願上候

今般皇政御復古御一新ニ付、諸國大小ノ神社ニ於テ神佛混淆ノ儀ハ御廢止ニ相成候ニ付、別當社僧ノ輩復飾ノ上、神主社人ノ稱號ニ相轉、神道ヲ以テ神勤可仕旨被仰出候ニ付、早速上京仕、復飾社務ノ儀可奉願心得ニ御座候處、昨年ヨリ重病ニ

テ、上京難仕、無據代人ヲ以テ先般被仰出ノ御趣意深ク奉遵奉、復飭改名仕、向後神道ヲ以テ神勤仕度奉存候間、何卒出格ノ御憐愍ヲ以テ、是マテノ通リ、社務相續被仰付、被成下置候様、偏ニ奉願上候、右願ノ通リ被仰付被成下置候ハヽ、難有仕合奉存候、以上、

越後國頸城郡國分村
愛宕權現別當寶持院
改名
上杉　錫
煩ニ付
代
關山　常盤

乍恐以書付社例ノ次第奉申上候

抑愛宕權現勸請ノ儀ハ、恐多クモ伊弉諾尊、火產靈神此二柱ノ神ヲ奉祭神社ニシテ、寶祚永昌、天下安靜、五穀成就、火災消除ノ祈禱抽精誠、修行無怠慢、依之神德盛大ニシテ、靈驗又新也、爰ヲ以テ上古天朝ヨリ、若干ノ社領ヲ賜リ、中古武家執政ノ後モ、代々ノ將軍歸依アリ、社領モ無退轉、連續仕來リ殊ニ永祿ノ比、上杉謙信春日山

在城ノ節、當社ノ神體(軆)ヲ崇奉シ、平生所持ノ鐵團扇ヲ獻シ、親筆ノ誓書ヲ捧、大小ノ事件總テ神慮ニ任セント、其誓書今ニ什寶セリ、勝地ヲ撰ンテ、社ヲ蓮池上ニ移シ、神領ヲ定、祭祀不怠勤來候、日月推遷リ、德川氏治世之始、大久保石見守ニ命シテ、越後國巡見改正ノ砌、當社境內見分ノ上、先規ノ任例、社領貳百石並ニ山林竹木諸役免除ノ儀等、古例ニ依テ寄附有之、代々將軍之判物所持仕罷在候、尤每年六月二十四日五日兩日、寶祚延長天下泰平五穀成就ノ御祈禱、如例祭祀無怠慢勤來候、古舊記概略申上候、以上、

明治二年巳年二月廿三日

越後國頸城郡國分村
愛宕權現別當
雲龍山壽永寺寶持院事
改名　上杉錫
煩ニ付
代　開山　常盤

# 越後與板藩社僧復飾檀家合併の件

〔太政類典〕第一編第百三十一卷　教法　神官

四年

與板藩管内社僧復飾幷檀家ヲ本寺或ハ同宗ヘ合併處分、

　與板藩伺　辨官宛

當藩支配下寺院ノ内、從前神社奉仕滅罪檀家所持罷在候者、今般御趣意ニ基キ、滅罪檀家ハ、本寺或ハ最寄同宗ヘ合併ノ上、復飾仕、更ニ神社ヘ奉仕ノ儀願出候ハヽ、聞濟ノ上、御届仕候テ宜御坐候哉、兼テ心得罷在度、此段奉伺候、以上、四年正月二十七日

（朱書）「社僧復飾ノ儀ハ、兼テ御布告ノ通相心得、檀家合併ノ儀ハ、双方寺號廢存ノ始末共、取調可伺出事、」

# 丹波綾部藩廢寺の件

〔太政類典〕第一編第百三十四卷　教法　寺院三

綾部藩屆辨官宛

今度兩寺廢寺仕候間、別紙ノ通此段御屆申上候、以上、三年十一月廿九日藩

一何鹿郡高津村究(竟カ)龍院ノ儀ハ、從來八幡宮別當職ニテ、神務仕來候處、一昨辰年御布令御主意ニ依リ、改テ神職ニ申付候、然ル處、右寺ノ儀ハ引分ニ相成候テハ、檀家等モ聊ニテ難立行候ニ付、不得止廢寺申付候、滅罪檀家ノ儀ハ、同宗ヘ相讓リ候樣申付候、

一船井郡三宮村龍洞寺ノ儀ハ、從來質(マヽ)志神社別當職ニテ神務仕來候處、一昨辰年御布令ノ依御主意神職ニ申付候、三年十一月廿九日

---

四年五月廿四日

綾部管內丹波國三ノ宮村十輪寺ヲ廢ス、

綾部藩伺辨官宛

管內
丹波國船井郡三ノ宮村
十輪寺

右寺ノ儀ハ除地並滅罪檀家モ無御座、同村山內三郎兵衛ト申者、建立ノ儀ニテ、同人持高ノ內畑地ヘ十輪寺ト號シ、建立仕候處、元ヨリ檀家モ無御座、難立行、住職退院仕候ニ付、廢寺ニ仕、跡地ノ儀貳畝歩有之候間、畑地ニ仕、且從來ノ諸佛像七代位牌等モ御座候ニ付、右境內ニ有來候地藏堂ハ其儘建置申度段願出候ニ付、願ノ通申付度、此段奉伺候、以上、四年五月二日藩

（朱書）「伺ノ通、追テ本寺ノ宗號可屆出事四年五月廿四日」

同藩屆辨官宛

丹波國船井郡三ノ宮村
十輪寺

右廢寺ノ儀、先達テ奉願候處、願ノ通御付紙被仰付候節、追テ本山寺號宗旨ノ儀申上候樣、御沙汰ニ付左ニ申上候、

京都府管轄所

山城國宇治郡禪定寺村
曹洞宗
禪定寺

右ノ通ニ御座候、此段御屆申上候、以上、四年六月二日

## 丹波園部藩寺院廢合伺

〔太政類典〕第一編第百三十四卷　教法　寺院三

園部藩伺辨官宛

當藩管轄ノ内、一村中ニテ從來同宗或ハ他宗ニテ貳ケ寺三ケ寺モ有之、普請等ノ諸費相掛リ、甚タ難澁ノ趣申出候村方モ御坐候ニ付、向後同宗ニ候ヘハ一ケ寺、他宗ニ候ヘハ最寄ノ同宗ヘ合併爲致候テ不苦御坐候哉、

一寺院當時無住ニテ、廢寺相成候分取毀チ、開墾爲致或ハ士族歸農仕候者ヘ、住居爲致候テ不苦御坐候哉、

右兩條奉伺候、至急御差圖被成下候樣奉願候、以上、三年九月廿三日

（朱書）「伺ノ通不苦候事、三年九月廿五日」

# 丹波篠山藩寺院廢合の件

〔太政類典〕第一編第百三十四卷 教法 寺院三

篠山藩伺辨官宛

管內村々數ケ所寺院有之、其村々入費相嵩ミ、累ト相成候ニ付、同宗之寺院近村ニ有之向ハ、村々ノ便宜ニ隨ヒ、一ケ所へ取纏メ、不用之分廢徹（撤）仕、住僧共還俗或ハ他へ轉住願候者共、志願之通處置仕、寺院蹟開墾爲致候テ不苦候哉、此段奉伺候、以上、

三年八月廿日藩

（朱書）「不都合之儀無之候ハヽ、可爲伺之通事、廿五日」

篠山藩屆辨官宛

管內ニ於テ寺院廢止或ハ合併致候分、寺號宗派本末取調可申出旨、御布告御坐候處、當管內元天台宗眞言宗ニテ、社坊ノ分四十三ケ寺有之、右ハ兼テ神佛混淆御取

分之御趣意ニ基キ、本寺ヘ掛合之上、寺院號相廢、復飾或ハ退院等申付候者共有之候得共、廢院合併之儀ハ未取調中ニ付、處置仕候分無御座候、此段御屆申上候、以上、

四年二月七日藩

## 丹波篠山藩寺院内神社處置伺

〔太政類典〕第一編第百廿五卷　教法　神社四

四年六月三日

篠山藩管下寺院内神社ノ措置規則制定ノ上處分セシム、

篠山藩伺辨官宛

當藩管下丹波國多紀郡後川村淸陰寺ハ、禪宗同郡洞光寺末ニテ御座候、從來右寺ニ稻荷ノ神像有之候處、天保六未年願出、厨子假屋根仕、境内東之方空地ヘ差出置候處、當時ニ至リ候テハ、社殿建立、追々鳥居等立連ネ、遠近ノ民族競テ、崇信仕候神社ニ相成申候、尤村民之産土神ニモ無之、前文舊弊ヲ襲キ候小祠ニ候得共、斯遠近崇信之神社ニ相成候上ハ、一社ニ相立、兼帶神職申付候儀ニ御座(候脫カ)歟、又ハ寺僧ニ其

儘支配爲仕置候テモ、混淆ノ筋ニ不相當儀ニ御座候哉、取計方御差圖奉伺候、

一大小之神社神佛混淆御廢止之旨被仰出候ヘ共、寺院内ノ鎭守神社ハ、大小共從前ノ通、寺僧ニテ奉仕候テモ、混淆ノ筋ニハ無之候歟、心得方奉伺候、以上、四年四月十九日落

指令神祇官意見

（朱書）「近日一定之御規則可被仰出候條、其上何分之處置可致事、四年六月三日」

# 丹後峯山藩寺院廢合伺

〔太政類典〕第一編第百三十四卷　教法　寺院三

峯山藩伺辨官宛

當藩管轄所丹後國中郡橋木村緣城寺中心王院十輪院彌勒院不動院ノ儀、近年打續無住、或ハ燒失後再建不仕向等モ有之、當時西明院ニテ住職兼帶罷在候、然ル所、何分僻地小村ノ儀、迚モ右樣多分ノ寺院御坐候テモ、修補等モ行屆兼、外聊不都合ノ儀モ無之御座候間、改テ前書四院共廢棄、西明院一院ニ合併仕、緣城寺中ノ職務當住朝詮へ兼帶仕度、此段奉伺候、以上、三年十一月十四日藩

(朱書)「法類寺檀中合、事故無之候ハヽ合併可申付、尤廢寺境内ノ反別除地ノ有無共取調、跡地ノ見込更ニ可伺出事、」

# 出雲松江藩寺院廢合伺

〔太政類典〕第一編第百三十四卷　教法　寺院三

松江藩伺辨官宛

寺院合併或ハ廢絶等ノ儀、別段弊害無之分ハ、於藩勝手ニ處置仕候テ、不苦儀ニ御座候哉、此段奉伺候、以上、三年十一月十四日

（朱書）「伺ノ通」

# 石見濱田領内神職神葬祭願一件

〔笠邪離放錄〕上　○島根縣竹矢藏治郎氏藏

一天保十亥年十月神葬祭願立願書
一同十一子年十月神葬願催促願書
一同十三寅年十一月右同斷願書
一同十四卯年社中議定連印書
一同年益田組三隅組神葬祭再願書
一同年神葬祭願立趣意書
一增野左兵衛葬式差縺一件書
一堀江常陸葬式差縺一件書

奉願口上覺

神職之輩者死去仕候者、古來ゟ神代之遺法ヲ以、神葬祭仕來候處、昔年吉利支丹邪宗門御改之節、從公儀諸國一統檀寺相定可申旨、御觸流御座候ニ付、其節神職共茂、

無據過半御受申上、御領分ニ而も、銘々菩提寺相定來申候、方今昭代御文明之化、於諸國も、神職共往古之通神葬祭ニ立戻り候國々も不少儀承及候、御當領出神主ニ茂、兼而神葬祭御願申上度奉存居候、當御上樣御入領以來、興廢復古御仁恕之御政事、數々被仰出、一統難有仕合ニ奉存候、神職之銘々者、皇國皇神ニ奉仕來候得者、吉利支丹邪宗門之徒ニ無之儀者明白ニ御座候、前件申上候通、諸國類例茂御座候儀ニ付、何卒御憐愍ヲ以、銘々旦寺相離、家内男女ニ至迄、唯一神道宗門ニ立戻り、自分神葬祭ニ仕度奉願上候、恐多御願ニ御座候得共、被爲在御賢察、願之通御許容被仰付被下置候ハヽ、莫太(大)之蒙御恩澤、願主銘々子々孫々ニ至迄、永世忘却不仕、一統難有仕合ニ可奉存候、此段宜樣御執成之程偏ニ奉願上候、以上、

天保十亥年

十月

疋見組惣代 齋藤 甲斐

益田組惣代 篠田 伊豫

三隅組惣代 原屋 科戸

御城下組惣代
河野　釆男

寺社
御奉行所

---

奉願口上覺

一去ル亥年、疋見組益田組三隅組御城下組神主共、神葬祭之儀御願奉申上候處、其砌御上御役人中樣、御用繁ニ被爲在御入候趣ニ付、願書差上差扣罷在候、今般恐多御願ニ御座候得共、願書之趣御許容被仰付被下置候ハヽ、願面連署之神主共、永世莫(大)太之蒙御領恩、子々孫々ニ至迄忘却不仕、難有仕合ニ奉存候、此段偏ニ願上候、以上、

益田組疋見組三隅組
惣代津田村
篠田　伊豫

天保十一子年
十月

御城下組惣代
河野　釆男

寺社

御奉行所

去天保十亥年十月神葬祭願書差出候得共、爲何御沙汰も無之ニ付、當年如此相認差出ス、

奉願口上覺

一天保十亥年十月御願申上候疋見益田三隅御城下四組神主共神葬祭之儀、去々子十月ニ茂又候御願申上候得共、爲何御沙汰茂被仰付被下置も、今般御役人中樣御用多御繁雜奉恐察候得共、去ル亥年十月御願申上候樣、神葬祭一件願通御許容被仰付被下置候樣、此段何分宜御執成之程、偏ニ奉願上候、以上、

天保十三年

十一月

益田疋見兩組
惣代　田中　大膳

同　篠田　伊豫

三隅組惣代　野上　攝津

御城下組惣代
河野　釆男

寺社
御奉行所

右之通相認差出シ候處、同年十二月三日、濱田河野釆男方ニ、此内以來願出候神葬祭之儀、難承屆旨被仰聞候、依而河野釆男ゟ、其趣早速銘々共方ニ申來候ニ付、翌天保十四年卯春ゟ、又々及內評、彌再願立ニ致決評、社中議定連印等相認、五月中旬ゟ取掛り、願書並趣意書、益田笹倉兩家旦寺掛り合、一件書相認、笹倉村大宮司堀江因幡、都茂村大宮司原屋近江、六月朔日出濱、同二日寺社御奉行所ニ罷出、願書差出ス、此度者少々趣も有之、組切ニメ、別願書ニ認申候、尤是迄之處者、四組一同ニ候得共、之見御城下兩組之儀ハ、別段ニ相成申候、益田三隅兩組願書幷議定書扣左ニ、

議定連印

一此度神道葬祭願立之儀、銘々共年來之志願ニ有之候所、去ル天保九戌年三月、乙子村大宮司堀江豐前死去之節、旦寺上本鄉村眞言宗勝達寺、押而死體及剃髮、翌年二

月益田村大宮司増野左兵衛、同年九月笹倉村神主堀江常陸、右兩人死去之砌、右同寺ゟ剃髮之儀申募り候ニ付、是迄神職之輩剃髮先例無之ニ付、御領主表江及出訴候、其後天保十一子年十月、上波田村神主田中大膳母死去之節、且寺同村禪宗圓福寺色々故障申立、其上田孝不忠信女抔申戒名ヲ付、神職一統之瑕瑾ニ付、無據及義(議)論、猶銘々共且寺之内、不身持奸計之僧徒共有之候ニ付、向後如何樣之儀出來候程も難計、此度同志之神職共申合、神葬祭之儀、御領主表江及歎訴候、此連判中相互ニ違變之儀堅有之間敷事、

一御領主表江致出訴、願通御許容無之候節者、御添書御願申上、及關訴可申候、誠ニ銘々有無存亡之一大事ニ候間、心魂ヲ堅候儀可爲肝要事、

一此度對御領主表江、勤向之儀、御年首者不及申、御恐悅幷御機嫌伺奉申上候節、構虚病不精勤致間敷事、

一關東神社御條目之御趣意を堅相守、惣而有來之神事祭禮怠慢致間敷事、

附、年中月之三日者不及申、朝暮神拜至迄、懈怠申間敷事、

一此度連署之銘々相互ニ不行跡耽酒忘(妄カ)行仕間敷事、

一銘々會合幷出濱之節、諸雜費宿料等、此連判中割合致、其時々相濟シ可申事、

一御領主表御添書申受、及關訴候樣相成候ハヽ、連判之內壹人及出府可申事、
　附、出府惣代之者に、御餞別在國之者ゟ壹人前半年分金貳歩、壹年相掛り候ハヽ金壹兩ト相定、其上年數餘分掛り候ハヽ、追々割合ヲ以出銀可致事、
一關訴と相定候節、雜費を厭ひ違變之族於有之者、縱令親類師弟たりと云へ共、神役者勿論、平日之寄合等ニ至迄、及義絕可申事、
一爲惣代出府之者、在國社中ゟ仕送之銀子、無筋事ニ費申間敷候、尤在府中諸雜費明細ニ付立、歸國之上社中一覽可致事、
前件之通議定候上者、相互ニ違變致間敷、且又同職中之內、御領主表御公用並神役等不精勤之輩有之趣、御聞込之由、粗被爲在御吹聽候ニ付而者、此度志願嘆訴之差障ニ不相成樣、向後堅相愼可申事、右之條々於相背、天神地祇、別而奉仕之大神之可蒙神罸者也、依而連印如件、

天保十四癸卯年
　四月　日
津田村大宮司
　篠田　伊豫
下吉田村大宮司
　眞庭　主殿

益田村大宮司
増野　河内
上波田村神主
田中　大膳
笹倉村大宮司
堀江　因幡
木部村神主
田中　山城
遠田村神主
大島　常陸
仙道村神主
草野　薩摩
丸茂村神主
野上　金平
木東村大宮司
野上　甲斐

都茂村大宮司
原屋　近江
岡崎村大宮司
野上　山城
岡見村大宮司
野上　淡路
乙子村
堀江　左京
大谷村神官
久保　傳
此者議定破談就而押隱居申付候、
上久々茂村大宮司
堀江　藏人
木部村神主
田中　因幡
疋見組澄川村神主
藤井　大隅

東村大宮司
齋藤俊治

千原村祠官
齋藤伊豫

西村祠官
齋藤伊織

益田組社中ゟ差出ス願書

奉願口上覺

私共去ル亥年神葬式之儀奉願上候後、乍恐御上樣御違例打續被爲在候ニ付、度々御願書申上茂奉恐入候、追々日出度御時節到來、御仁心之御政事、數々被仰出、難有御儀ニ奉存候ニ付、總御仁恕、又候當春ニ至り、神葬祭之儀御願可申上与奉存候處、去十二月河野采男ヲ以、兼而御願申上置候神葬祭之儀難承屆旨被仰聞、奉畏候、不顧尊意、私意ヲ相立候樣ニ相聞に、甚以奉恐入候得共、銘々神葬祭發願之儀者、天和二年關東御條目ニ、葬祭之儀神道儒道可任望由被仰出候趣承及、猶又追々諸國同職之者、神葬祭

蒙御許容候者共、數々御座候由承之、誠ニ積年之志願難默止奉存候、其上近年當組之內ニ者、御本所方大宮司之御許狀頂戴仕居候堀江豐前死去之節、且寺勝達寺押而死體爲致剃髮、誠ニ前代未聞之儀、神職一統之瑕瑾、且又御本所吉田殿、神祇道御趣意も相立不申、苦々敷儀ニ奉存候、銘々旦寺之內、破戒放埒奸佞之僧徒不少、此以後死去葬式之節、如何樣之故障難題申募り候茂難計、委細之儀者趣意書幷增野左兵衞、堀江常陸死去之節、剃髮差縺一件書等、別紙相認奉入御覽候、趣意書之廉々、被爲在御賢察、銘々家內男女ニ至迄、神葬祭御許容被仰付被下置候樣奉願上候、千萬一被對旦寺、銘々願通難被仰付義も御座候ハヽ、恐多御儀ニ者奉存候得共、御添書頂戴仕、蒙御下知、江府寺社御奉行所江御願奉申上度奉存候、乍然銘々薄錄(祿)困窮者ニ御座候得者、至以關訴相好候義ニ者、少茂無御座候、何卒被爲垂御憐愍、當御上樣御嚴命ヲ以、願之通連署之神主共、家內男女ニ至迄、唯一神道自分神葬祭御許容被仰付被下置候ハヽ、厚太(大)之蒙御仁恩、願面連署之神主共、子々孫々ニ至迄、永世忘却不仕、一統難有仕合ニ奉存候、此段宜樣御執成之程偏ニ奉願上候、以上、

大谷村神官

久保　傳

此者議定破談ニ付、押隱居申付候、

天保十四癸卯年

六月　日

乙子村社人
堀江　左京
木部村神主
田中　山城
遠田村神主
大嶋　常陸
仙道村神主
草野　薩摩
上波田村神主
田中　大膳
笹倉村大宮司
堀江　因幡
益田村大宮司
增野　河內
下吉田村大宮司

津田村大宮司
眞庭　伊賀
篠田　伊豫
上久々茂村大宮司
堀江　藏人
木部村神主
田中　因幡

寺社
御奉行所

三隅組社中ゟ差出ス願書
奉願口上覺

私共儀、去ル亥年旦寺相離、自分神葬式ニ仕度旨御願申上候得共、乍恐御上樣被爲在御達例、願立も延年ニ相成候處、去十二月、神葬祭難承屆旨被仰出、奉畏候、銘々旦寺相離、神葬祭之儀奉願上候意趣者、一朝一夕之儀ニも無之、年來之志願ニ御座候、昭代御

文明之化、日出度因御時節、諸国神葬祭蒙御免、遂志願候者共不少相聞ゐ申候、時成哉當御上樣御入領以來、抽隣國、與廢復古、火葬御制禁等、其外深御仁心之御政事、數々被仰出、黎民如仰天日、奉欣敬候處、浮屠之輩之中ニ者、本山稱寺法、募我慢御仁惠をも輕蔑仕候も御座候由、猶諸寺之内、稱清僧候僧徒等之内ニも、破戒律奸佞放蕩之所業者も數多御座候、御城下御近邊ニ而者、恐上聞不行跡之振舞有之間敷候得共、在中ニ而者不行跡之寺僧不少、是等を旦寺与相賴、爲致葬式、後弔候儀不快、吾國根本之神道職行仕候身上ニ而者、殘念至極ニ奉存候、今般仰御慈悲奉願上候意趣者、先年願書奉差上候自分葬祭取行之儀、御許容被仰付被下置候程奉願上候、萬一被對旦寺、銘々願通御許容被仰付かたき義も御座候ハヽ、御添簡拜受仕、蒙御下知、關訴仕度奉存候、乍併困窮少錄(祿)之神主共、否以關訴相好候義者無御座候、何卒被爲垂御憐愍、當御上樣御嚴重之御命令ヲ以、願通銘々共家内男女ニ至迄、自分神葬祭御許容被仰付被下置候ハヽ、願書連署之者共、子々孫々ニ至迄、莫太(大)之御領恩忘却不仕、永世難有仕合ニ奉存候、此段何分宜御執成之程、偏ニ奉願上候、以上、

天保十四癸卯年　　丸茂村神主

六月　日　　野上金平

都茂村大宮司　原屋　近江
岡見村大宮司　野上　淡路
岡崎村大宮司　野上　山城
木東村大宮司　野上　甲斐

寺社
御奉行所

奉申上候神葬祭願立趣意書

一去天保十年亥十月以來、往古之通、當人嫡子幷家內男女ニ至迄、唯一神道自分神葬祭ニ立戾り度御願奉申上候趣意者、天和二年關東御條目ニ、葬祭之儀神道儒道可任望由被仰出候趣承及、水戶公之御內ニ者、儒葬も有之、諸國神職共追々自分神葬

祭蒙御許容候者も數多有之候由承候ニ付、何卒神葬祭御願可奉申上と奉存、積年之志願ニ御座候所、天保九年戌三月八日、益田組乙子村佐毘賣山神社大宮司堀江豐前死去仕候ニ付、且寺上本鄉村眞言宗勝達寺ゟ申遣候處、法印者御朱印爲頂戴、江府ゟ參上仕候ニ付、代僧龍越申候、葬式之儀相願候得者、代僧棺之蓋ヲ取、死體剃髮不致候者而者、葬式出來不申と申候ニ付、豐前父織部幷津和野御領須子村神主和﨑上總、虫追村神主中島豐後親類ニ而立會居候而、織部諸共ニ、代僧ゟ申候者、當家之儀者、京都御本所吉田殿ゟ御許狀受候、當職嫡子ハ勿論、家內男女ニ至迄、前々ゟ致剃髮候事無之候間、先規之通不致剃髮、御葬式御濟可被下段相賴、猶又組頭金右衛門幷氏子共ゟ、段々相斷候得共、色々故障申募り、一向聞入不申、無利(理)ニ爲致剃髮、戒名者前豐前大夫覺道幽眞社司と付申候由、然而戒名者、先例ニ相替候事無御座候、死躰之頭者致剃髮候得者、僧形ニ而身ニ者大宮司之官服を着し、笏ヲ持セ、異風異體之形ニ而、墓地ニ葬候由、世ニ死耻より大なる耻者無之由申候、豐前事存命之時、不思寄して、死後ニ奸僧之爲ニ(と)鬢髮ヲ毀傷せられ、末代迄汚名を殘し候事、不敬之至ニ奉存候、致剃髮且寺之弟子を致候儀ならバ、何ぞ僧衣を着せ、戒名も何沙門とか何法師とか佛弟子相應之戒名も可有之事と奉存候、且又師匠坊主之名代

あらず、自身ニ烏帽子を冠せ、剃刀ヲ以鬢髪をそり落し、縮ヶ出し、身ニハ法衣を着せ可申之處、右之代僧自身ニ者一向手不掛、居合候世話人共ニ、棺之内ニ而剃らせ、身ニハ不當下地着せ候、神職之官服を其儘着せ置、致葬式候由、何共不得其意取計ニ御坐候、夫故諸人乙子村大宮司之死躰葬式ハ、昔源三位頼政之射殺され候鵺と申悪鳥を埋しふ同しとて、殊之外嘲弄誹謗いたし、傳へ聞候者迄、抱腹大笑致候、誠ニ當國神職一統之耻辱、且御本所吉田殿神祇道御趣意も相立不申、苦々敷儀ニ奉存候、其節父織部夫婦者、老衰之上、當職之倅子を失ひ、悲傷仕、前後不覺、倅左京を幼年ニ而、是も其頃大病ニ而、生死之程も無覺束、須子村和崎上司、出追村中島豐後も相詰候得共、他領之神職故、何ヶ不案内ニ而當惑仕候由、依而誠ニ無致方爲致剃髮候由ニ御座候、織部夫婦共ニ存命仕、豐前妻倅左京其外子供打寄、毎年其折之事を思ひ出し候而、悲歎愁傷仕、于今殘念至極ニ奉存候、右勝蓮寺代僧と申者、其後增野左兵衛死去之節も、法印之腰押いたし、笹倉村堀江常陸死去之節も、度々參り、色々故障申募り候（守）所、悪不道之僧ニて、當時久城村眞如坊ゟ住職相勤居申候、

一天保十年亥二月三日、益田住吉社大宮司增野左兵衛死去仕候ニ付、旦寺勝蓮寺ゟ葬式之儀申遣候處、又候剃髮之儀申募り候ニ付、無據立會神職爲惣代、江木宮内、田

中大膳同七日罷出願書奉差上候得共、願之通神葬祭而已ニ而相濟置可申、追而勝達寺呼出し、御尋可有之由被仰付被下置候ニ付、早速罷歸り、篠田伊豫、田中大膳祭主ニ而、神葬祭執行仕、葬式相濟雪會稽耻辱、銘々共ハ勿論、他領之同職共ニ至迄、當御上樣御嚴重之御裁許、深御仁心之御儀奉恐察、一統難有仕合ニ奉存候、尤寂初宿老庄屋村役人氏子共且寺江掛合候始末、何ヶ事長く御座候ニ付、巨細別紙ニ相認奉入御覽候、

一同年亥九月廿八日益田組管倉村正八幡宮神主堀江常陸死去仕候節爲、右勝達寺又々剃髮之儀申候ニ付、隣村之義故、田中大膳方へ申遣候處、晦日朝來何ヶ嘶合仕候得共、大膳義（儀）奉仕八幡宮御年祭前ニ而、神事差支、依之篠田伊豫、常陸忰堀江因幡罷出、御願申上候、此度ハ勝達寺ゟ爲代僧罷出、彼是少々日間取候得共、願之通神葬祭而已ニ而相濟置候樣、御許容被仰付、因幡ハ勿論神職一統當御上樣御仁惠之段奉恐察、難有仕合奉存候、此度も彼是始末事長く相成候ニ付、委細別紙ニ相認奉入御覽ニ候、且又近年造作之節、因幡下人共數多死去仕候節、是も勝達寺旦那ニ付、因幡ゟ申遣候、何ヶ差支之由ニ而、小僧も不差越、はしりの札と申もの計送り候而、此札を棺之内ニ入、葬式相濟可申と申越、剃髮之事一向不申、然ルニ神職ニ限り、豐前、

左兵衞、常陸死去仕候節者、剃髮之事類ニ申募り候事、何共不得其意心得方ニ御座候、

一天保十一年子十月廿一日、上波田村八幡宮神主田中大膳母死去仕候ニ付、旦寺同村禪宗圓福寺江葬式之儀相賴遣し候處、旦寺圓福寺被申候者、大膳義（儀）兼々旦寺江勤方不宜候故、葬式得不致候由、使之者江被申返、依之大膳立腹いたし、當三月宗門改之節、吉利支丹并不受不施（悲）田宗等、寺旦那共ニ無御座候旨、奥書仕、相互ニ印形仕、御上江奉差上、其上庄屋土田友左衞門同樣ニ奥書證印仕、奉差上被置候、且又年始盆每年不怠、先祖年忌之法事忌日等、前々ゟ仕來之通布施齋米等年々致來候、然ルニ此度致母死去、親類相集り落涙愁傷致候折柄、其愁傷をも不顧葬式ニ差掛り、故障被申立候儀、何共不得其意、兼而葬式難相成儀も有之候ハヽ、母も七月下旬ゟ長之病氣ニ候得も、其病中ニ宗旨印形引可申旨、濱田寺社御奉行所江可被申出筈之處、一向無其儀、今日葬式江差掛り、色々故障被申候儀、何共不得其意、彌葬式出來不申候ハヽ、恐多御義ニ者御座候得共、出濱仕、寺社御奉行江御願奉申上、可蒙御裁許候間、左樣御承知可被成候、圓福寺兼々之行狀、近年圓福寺燒失一件ニ付而者、言上仕度事數々有之候間、早速御發足可被成候、私儀も只今出濱可仕旨、村方五人組梅三郎ヲ以申遣候得者、梅三郎同道ニ而漸々廿三日夕方被來候得共、殊之外不機

嫌ニ而、夜半頃葬式相濟申候、然ル處親類津和野御領須川村神主木嶋織部、三隅組都茂村原屋信濃を始、其外親類共戒名を見候得者、因孝不忠信女と有之候故、何れも立腹致シ、其夜早速圓福寺に相尋可申と、私に頻ニ申候得共、此晩者圓福寺色々故障被申候ニ付、殊之外夜更、數多之氏子中にも、未タ夕飯も出シ不申候得者、及義(議)論候ハヽ長引、何迄も空腹ニ而難義可被致と見合居候內、圓福寺者墓所ゟ直ニ被歸申候、翌日圓福寺讀經ニ被參、齋飯出し、膳後、原屋信濃、木嶋織部、組頭信右衛門、同庄兵衛、五人組五左衛門、同梅三郎、其外數多列席ニ而、大膳ゟ相尋候者、母之戒名田孝不忠信女と御附被成候、是者如何成名義ニ候哉、文字ハ所謂不義不忠之不忠ニ而、甚以見聞不宜、誠ニ大切成母之戒名ニ而、石牌(碑)ニも彫せ候事ニ而、其名義委細承置度候と申候得者、圓福寺俄ニ赤面被致、外ニも類例有之候と被答候故、其時大膳申候者、本寺益田妙義寺旦那を始メ、御同派之寺々、旦那之內ニ類例數多有之候得者、宜御座候、追々御尋可申候、乍然銘々同職中、俗家ニも惣家數多有之候得共、未タ不致見聞と申、其日ハ夫成ニ而打置候、右圓福寺、不忠之字義不相分程之文盲ニハ無御座候得共大膳家內諸親類に恥辱をあたへ、石牌(碑)ニ爲彫、惡名を後世に傳へとの奸計と被相考候、其後組頭信左(右カ)衛門養子勇三郎と申者ヲ以、戒名を付替被差越

候得共、右不忠信女ニ而、葬式ゟ相濟、其後數日相立候事故、宜候由相答置申候、然共於大勝者、大切成母之戒名ニ御座候得共、于今不快奉存候、

一僧尼飮酒禁戒之儀者、所謂五戒其一ツニ而、佛說梵網經曰、酒者起罪因緣也、亦曰酒咎更ニ深、一切衆生顚倒之心生、是菩薩之波羅夷罪也、亦曰與人飮酒者、五百生無手虫生云云と相見へ、其外之諸經ニ、嚴戒數多御座候由、往古人皇四十二代、文武天皇大寶元年、太政大臣藤原淡海公、奉勅被遊撰定候令十一卷、其內僧尼飮酒食宍五辛三十日苦使と云云、若飮酒醉亂及與人鬪打者、各還俗と相見へ申候、苦使とい玄蕃寮とり難儀なる事を申付、苦しむ使と被相考申候、依之天下諸國禪宗寺院之門前ニ、中古名僧達、後世僧尼教戒之ためニ、何き茂大石ヲ立、不許葷酒入山門と、大字ニ彫付被置候得共、當時之住僧者、何茂酒屋ゟ酒を買、又い大切なる佛飯ニ相備可申寺領納米又者旦那ゟ供養之間料、先祖之忌日之齋米ヲ以、大キ成酒桶ニ打込ミ、手酒を造り、僧俗男女會合し、何之遠慮もなく手をたゝき、小歌をうたひ、晝夜酒宴を被催候事、末世とい乍申、何共不得其意義ニ御座候、

一僧尼女犯之儀者、右僧尼令、凡僧尼僧房ニ停婦女、尼房ニ停男夫、十日以上百日苦使云云、又凡僧不得輙入尼寺、尼不得輙入僧寺と相見へ、寛文五年七月十一日、從公儀諸寺

院に被下置候御條目ニ、他人者勿論親類之好ミ等有之、寺院坊舍ニ女人不レ可ニ抱置一と、
御嚴重ニ被仰出候、又佛戒四分律ニ、婬盜殺忘(妄)是波羅夷罪也と相見へ、佛祖釋迦ハ
五百戒を被相守候由、後世追々二百五十戒、四十八戒、二十五戒と、段々致約略、終ニ
者飲酒戒、邪婬戒、忘(妄)語戒、殺生戒、偸盜戒、是を五戒と申候、當時者此五戒ヲだに不得
守僧多く御座候、此五戒四分律を犯者ハ、衣を剝き僧中を放チ候事ニ御坐候由、然
ルニ當時諸宗之僧徒等、佛事回向供養之米錢ヲ以、困窮之後家や娘を釣り付、僧坊
ニ隱置、又者人之妻を犯し、邪婬放蕩成故、旦那之者共誹謗いたし候得者、旦那死亡
之時を付込、宗旨改之役人抔と高振、色々故障難題申掛候故、困窮之旦那ハ夫を恐、
不レ知顏ニ而堪忍致居候、然レとも、我慢增長いたし候得者、頭旦那共是を不レ厭、嚴敷
申立候得者、込(困)り入、無據遠方又ハ他領に轉住いたし、其婦人を尼寺へ賴ミ、剃髮爲
致、尼僧となし、召連行、先方之寺ニ而者、表晴て尼僧と同居致候僧共不少候、江戶京
大坂抔ニも、右之類多く御坐候趣ニ而、去年寅六月ニも、尼僧弟子取一切仕間敷由、
御嚴重ニ被仰出候義者、奉恐察候、前段ニも申上候通、諸宗之僧徒共宗旨致印形、宗
旨改役人抔と高振、其寺之旦那ハ無大小如ニ奴僕一召遣ひ、後家や娘を自由自在ニ呼
ひ寄、晝夜差置、奸婬致シ、破戒無戒之僧と相成候者不少候、いらふ宗旨改致印形候

旦那成迹、村々大小之百姓も、公民ニ而、御上樣御領分中大切なる御田地を預り、耕作者勿論、山(田カ)畑山林稼キ仕、米紙御上納出精可致者ニ而、家内男女子供迄、晝夜皆夫レ〳〵相應之家業有之、至而繁用成者ニ御座候、聖賢之書ニも、民ヲ使ニ時を以てと御座候ニ付、乍レ恐於御上樣ニも、御遊獵等之節、農事を妨ケさる樣、被爲遊候由、難有御儀ニ奉存候、一向其心得なく、無利(理)無躰ニ呼ひ寄遣れ候故、旦那之百姓共致迷惑候者不少候、神職之銘々家内共者、奴僕之如くハ得遣ひ不申候得共、近年跡市組有福村門上總死去仕、後家有之候處、旦寺之僧、艷書を差向候得共、故上總存生之事難忘、受引不申候得共、忌日々々ニは寺參り致候節、度々酒を呑せ、色々心を盡、口說候得者、淺さらなる女心、終ニ隨ひなひき候由ニ而、年久致邪婬放蕩候內、胎孕いたし、出産之時至而難産ニて、母子共致死去候由、是忝く神罰佛罰と奉存候、西方ニ而も、神職之家內後家や娘姉妹共、先祖之忌日ニ寺參り致候得者、色々馳走振致し、長く留置、例之造置候手酒をまひ呑せ、ゐれむれ言を申、又者艷書差越候旦寺茂有之、思ひ寄き(らぬ)其奸計ニ落入、女之貞操を亂シ、不義不貞之汚名を受、若き女共ハ緣付之妨ニも相成申事ニ至り可申哉と奉存候、依之、何卒家內男女諸共ニ、旦寺相離レ、往古之通唯一神道自分葬祭ニ立戻り候ハヽ、安心可仕と奉存候、乍恐被爲遊御賢察

可被下候、前件之通、近頃神職之輩、幷家内共致死去候節、親族相集り、晝夜落涙仕、相歎候折柄、其愁傷をバ聊も不顧、先例も無之剃髪之儀申募り、御本所吉田殿ゟ大宮司神主等之許狀を受候神職之者をも、無利(理)ニ爲致剃髪、其外同職死亡之節、剃髪之儀頻ニ申立、無據御上樣にも御厄介奉申上候事ニも至り、彼是葬式爲致延引、無益之諸費を掛、或者家内死去致候節者、不忠信女抔と不法之戒名ヲ付、孝子孝孫をして、不孝ニ至らしめ、重之、近頃禪寺江湖之時受戒と號し、旦那家内男女ニ至迄、無理ニ高金を申付、且寺回向供養之節、小錄(祿)困窮之旦那を誣ケ、佛戒ま不淨財と賤め候金銀を貪り、或者秋米四斗又者八斗棚料申付候故、百棚も百五十棚も御坐候、先年ゟ頭旦那ニ而も、秋米壹俵くらいの事ニ御座候故、困窮者ハ五升ゟ壹升ゟニ而相濟シ申候、夫レも十年振りゟ十五年振りゟニ御座候處、近頃者追々高大ニ相成、夫れま味ひ、三年ゟ四年之内ニ者、大供養致修行候故、旦那一統迷惑仕候、無利(理)ニ申付候授戒金棚料等不足致候得者、且寺にハ不勤ニ致候抔と申立、神職幷諸人葬式爲致延引候且寺も有之、拔々迷惑至極ニ奉存候、銘々神職ニ御坐候得者迚、中古迄之通、佛祖釋迦之戒律を相守、山中樹下石上ニ坐禪を致シ、數年難行苦行いたし候上、一寺之住職と相成、僧尼令條且又寛文年中從公儀被仰出候御條目之御趣意ヲ堅被相

等候ハヽ、其學德行狀可致感心候得共、前段ニも申上候通、當時淸僧之身持、甚以不宜、近來於上方者、授戒供養等ニ而、取留候金錢ヲ以、遊所ニ至、醫師之眞似を致し、長羽織を着し、大小を横たへ、肉食女犯忘(妄)語大酒杯致シ、寺院ニ奸僧同志、常々婦女ヲ大黑と名付、鮪を天蓋と稱し、酒を般若湯といひ、鯖を法華經といひ、烏賊を海筭子といひ、蒲鉾を千ヶ寺といひ、鯛を麻木といひ、鰯を間引菜といひ、其外皆夫々隱語之異名を附、放埓亂醉不行狀之僧徒多く御坐候由、其奸惡穢行强欲非道天下諸國邊鄙ニ迄押移り、御他領ニ者御座候得共、去年寅四月、津和野御城下禪宗永大院共法弟金子所持致候を念掛、毒藥を與へ、此僧前方脇本村寶泉寺ニ住職之時も、其師匠之老僧に不慈不孝ニ而、隱惡悉く相顯れ、彼是ニ付、住職御取放ニ而、此節致入牢、折々嚴敷拷問有之候由承及申候、又當春津和野御城下鷲原八幡宮別當幸榮寺、女犯放埓其外種々奸計相巧ミ、住職御取放ニ而、此間長州界野坂と申處に追放被御付候由、篠田伊豫、堀江因幡、田中大膳共儀者、津和野御領氏子場數ヶ村御坐候、折々神勤參候ニ付、荒々承及申候、益田組ニ而も、御先代之御時、上波田村禪宗圓福寺先々住秀長、下吉田村禪宗西福寺先々住我佛、木部村禪宗東傳寺先々住石道抔、肉食女犯放埓ニ而、秀長、我佛者數年坊舍ニ女を抱置候ニ付、頭且那相集、終ニ者追立、石

道者如何成譯ニ御座候哉、寺留置候婦人死去仕候を捨置、自身者出奔致候得共、當分近所之者共茂一向不存、其後數日相立候得共、石道歸り不申、且那共參相改候處、婦人致死去候を打捨置、出奔之樣子ニ而、大キニ驚、且那共數多相集り、數戸相立候死體取片付、彼是大キニ迷惑致候趣ニ御坐候、當時迚も同樣ニ而、益田組、三隅組、疋見組、神職銘々且寺之内ニ者、尼僧連寄致同居、又者坊舍ニ婦女ヲ抱置候寺院も有之候由、兼々行狀宜、佛學も致候僧者、且那死去之節も故障不申、却而身持放蕩之僧徒共、色々故障難題申募り、葬式ニ差掛り、無益之雜費致出來、迷惑仕候、神葬祭之儀者、銘々年來之志願ニ御坐候處、右之行掛りニ付、彼是以難捨置、去ル天保十年亥十月以來、兩三度往古之通り、神葬祭ニ立戻り度、御願奉申上候儀ニ御坐候、然ル所、去寅極月三日、河野采男ハ兼而願出候神葬祭之儀難承屆、被仰聞、同人方銘々共方ハ早速申越奉畏候、乍然右度々之願ニも、銘々當人嫡子者勿論、家内男女ニ至迄且寺相離レ、神葬祭御許容被仰付候得者、不及申上候義ニ御坐候得共、前段ニも申上候通、銘々共且寺之內、近年心得方不宜事も相知不申、銘々共願立之底意も相分申間敷と奉存、此度ハ不得止事、乍恐趣意書ヲ以委細奉申上候、佛祖釋迦之語ニ、獅子身中之虫とて、獅子者大獸成れとも、身中之虫之爲ニ終ニ身ヲ害せらる、我ら說置佛

法者、善法なれとも、末世ニ至り、弟子共より破り可申と被申置候由、誠ニ當時諸宗寺院之行跡、此金言ニ少茂相違無御坐候、近代迄も肥前嶋原之桃水和尚、奥州之僧(無カ)不能を始、其外ニも、佛祖之戒律を相守候僧も不少候得共、今時者番共雜衣も不和用、樹下石上之坐禪も不致、若年之時五年も七年も諸國行脚致シ、歸り候得共、多くハ佛學者不致、遊女ぐるひ共致し候哉、いたこゑんなれの小哥を習ひ、舞方を能く覺へ、疾瘡を病ミ候僧共數多有之候、漸々師坊之蔭ニ而、一寺之住職と相成候得者、右申上候秀長、我佛、石道ら如く、我慢放蕩いたし寄(綺)羅錦繡ふ身を纏ひ、奢を極め、美食を好ミ、慈悲善根ハ打捨、師恩を忘却致シ、奸惡穢行强欲非道之僧共不少候、抑神職之輩、自分神葬祭執行仕候國々者、先周防長門兩國、筑前國一圓、備前岡山領不殘、加賀能登越中加州金澤領不殘、奥州會津領、其外關八州之内ニも、往古ゟ自分神葬祭ニ仕候者數多御坐候由、天明年中、奥州仙臺領不殘、小西助右衛門殿知行所之神職不殘、其後文化年中豊前小倉領不殘、伊豫今治領不殘、近年信州松代領不殘、作州大庭郡上福田村大宮司遠藤民部、同村神主芦立左膳、播州佐用郡佐用姫神社神主祠官、其外備中備後等神主共五軒三軒宛組合神職共、自分神葬祭ニ立戻り候者數多有之候、近頃紀州若山領之神職共僕者、神葬祭願度奉存候者共、若山寺社御奉行

所ゟ願書差出シ候得者、寺院ゟ懸合ニ不及、御聞濟ニ相成居候由、天保十一年七月京都吉田役人ゟ、銘々共ゟ被申越候、尤右神職共之儀、過半當人嫡子計り神葬祭ニ仕候者も不少候由承及申候、當御上樣御入領以來、興廢復古御仁恕之御政事、數々被仰出、御領分中之者共、一統難有仕合ニ奉存候、且又去寅五月、御上樣篤以御思召、御藏板之御書物被下置、火葬御制禁被爲遊候御趣意、深御仁心之儀ニ而、御書物御觸書銘々共借用仕、奉拜見候、誠ニ奉感伏候、佛家之內ニ者、本山宗意ニ不相叶候抔と申宗旨も有之由、難有御仁心之御趣意を輕蔑仕候義と奉恐察候、火葬之儀者、竺土之醜癖ニ而、漢土皇國共ニ上古無之候、皇國之古ハ孝子孝孫先父母之木像を拵へ、朝暮敬祭仕、貞女烈婦者、二八之頃男夫相果候後も、不見兩夫ニ、生涯木像ニ男夫存命中之衣裳を着せ、晝夜愁傷致敬拜候者、六國史を始、吾朝之古書ニ數多相見へ申候、聖經ニ祭如在之教道ニ相叶申候事ニ御坐候、御觸書ニも御座候通、魂魄失セ候死骸とハ乍申、顏色鬢髮手足共儘相具有之、今迄父と呼ひ母と呼ひ、親ミ此上茂なき者、火中ニ入、一時ニ白骨となし候而者、孝子孝孫烈婦之道相立不申候、又牛馬之儀者、畜類ニ而斃候節者、皮を取、世間之調寶をなし、剝へき筈之ものニ候得共、其飼主共是を厭ひ申候、況哉大切成父母妻子兄弟共死去仕候節、乙子村豊前如く、鬢

髮をそり落され候而者、其父母妻子于今悲傷仕候義、尤と奉存候、上段ニも申上候通、當人嫡子計り神葬祭ニ相成、兄弟妻子ハ寺之命ニ相成候而者、銘々且寺之内奸計之僧共不少候得者、致死去候度毎ニ、髮をそり落し、不忠信士不貞信女抔と申不法之戒名を付、不殘尼僧之形となし、偕老同穴之妻子を剃髮致させ候而者、仁義忠孝人倫之道相立不申、其上、隣市羅門上總跡後家之如く、先祖之忌日等、家内共寺參致候節、銘々且寺之内、嬌僞奸計之僧徒も不少候得者、其奸計ニ不思寄陷入候而、女之貞操を亂し、不義不貞之汚名を受可申事ニも至り可申哉と、氣遣敷奉存候、其上連署之內ニ者、弱體之者も有之、乙子村堀江左京祖父織部夫婦、上波田村田中大膳父近江抔ハ、八十歲近き老人有之候ニ付、去天保十亥年十月神葬祭願書御受込被遊候時ゟ、老人共ハ不及申、銘々共何卒早く御許容被仰付候樣、日を數へ、晝夜相待、奉仕之大神天神地祇日本六十餘州大小之神祇ニ奉抽丹誠候、然ル所、去冬十二月三日、河野采男ヲ以、從前願出置候神葬祭之儀、難承屆由被仰聞、銘々共ハ不及申、右老人共大キニ力落、銘々死亡之節、剃髮之儀申募り、其外色々難題申掛、無益之高金を費可申と、氣遣ひ申候而、恐多御儀ニ者御坐候得共、願立吳候樣、頻ニ申候、於銘々ニ茂、積年之志願難默止奉存候、乍恐右之廉々被爲在御賢察、何卒此度連署之神

職共、家内男女不殘自分神葬祭御許容被仰付被下置候ハヽ、難有仕合ニ可奉存候

水戸西山遺事を拜見仕候得者、西山公幷舜水先生者、儒法ニ而葬式被遊候由、周公孔子を始、漢國聖賢之道を學ひ、國家之爲ニ教訓被致儒者衆ニ御座候得者、被爲遊儒葬候事、御尤之御儀ニ奉存候、日本皇國古今之大英傑、水戸西山公之御心掟難有御儀と奉感伏候、右神葬祭之儀、千萬一銘々之被對旦寺ニ、御許容難被爲仰付御儀も御座候ハヽ、恐多儀ニ者奉存候得共、御添翰頂載（戴）仕、蒙御下知、江府寺社御奉行所江御願奉申上度奉存候、乍然銘々薄錄（祿）困窮者ニ御座候得者、至以關訴相好候事者少茂無御座候、何卒被爲垂御憐愍、當御上樣御嚴命ヲ以、願之通、銘々家内男女ニ至迄、唯一神道自分神葬祭被仰付被下置候ハヽ、大切成父母兄弟偕老同穴之妻子共ニ至迄、此以後死去之節、無剃髮之憂、葬送ニ差掛り、無益ニ高金を費候事無御座、安心仕、蒙御仁心之御恩澤、願主連署之神職子々孫々ニ至迄永世忘却不仕、一統難有仕合ニ可奉存候、此段宜樣御執成之程偏ニ奉願上候、以上、

天保十四年　　　乙子村社人

亥六月日　　　堀江　左京

益田村大宮司

増野　河内

笹倉村大宮司

堀江　因幡

上波田村神主

田中　大膳

津田村大宮司

篠田　伊豫

都茂村大宮司

原屋　近江

寺社

御奉行所

益田大宮司増野左兵衛死去之節、旦寺眞言宗勝達寺与葬式一件故障掛合書

天保十年亥二月三日、益田村大宮司増野左兵衛死去之砌、旦寺上本郷村眞言宗勝達寺与及故障候ニ付同職并氏子共、旦寺ニ掛合御公裁被仰候一件左ニ、

増野左兵衛事、去戌年十月頃ゟ、病氣ニ付、追日氣分不宜候處、同十一月中旬旦寺勝達
寺ゟ廻文至(到)來、左ニ、
此度拙寺ニ有之候處之各々方先祖果去(過下同ジ)帳破損致候間、調替申度、夫ニ付、右果去帳
各々方先祖戒名、又者年號月日不分明之處茂間々有之候間、書印御越可被成候、下
文略

勝達寺

みなとや
岩藏樣

中元屋
丈七樣

龍照院樣

もとや
丈左衛門樣

増野左兵衛樣

大阪屋

陸　書樣

猶外にも有之候得共名前略之、

有之通、廻文町旦家同樣名前書被致候而已不成、町家旦那共名前ゟ下席ニ有之候ニ付、年病中、左兵衛廻文自分名前上ニ張紙ヲ付、町家并ニ被取計候段甚以不得其意、不承知之旨申遣候得共、其後何たる沙汰も無之、過行候處、左兵衛氣分追々重く相成、終ニ翌年亥二月三日、容躰危篤ニ付、諸方親類者不及申、濱田祇園神主江木宮內、木部村八常等者、兼而師弟之因ニ依而、飛脚ヲ以申遣シ候處、五日迄ニ者、皆々來候、且又隣家出入致候乙十郎を、勝蓮寺（へ脫カ）遣シ、其段申入候得共、寺中無人之躰ニ而、一向人影も無之ニ付、隣家藤左衛門（勝蓮寺地內罷居若黨拵致シ候者也、）方に行、其段申置候、四日朝長門屋常五郎と申者、勝蓮寺に差遣し、左兵衛死去之由申入、將又明五日葬式之儀頼入候處、勝蓮寺法印只、明五日差支有之ニ付、得罷出不申之由被申候、常五郎罷歸り、其旨申候、直樣岡崎屋朝次郎ヲ以、又候明五日葬式御整可被下段相頼（候脫カ）得者、法印曰、是非明日者得參り不申趣ニ被申候ニ付、朝次郎曰、長病与申、猶又時節柄之事ニ御座候得者、何卒以御掛引葬式相濟候樣、押而賴入候處、法印曰、增野左兵衛方、是迄拙寺に常躰之勤方不宜候、其上去冬果去帳調替之節、廻文差遣候處、町家旦那名前と一所ニ、廻文相認候事、增野左兵

衛、不承知ニ而、自分名書之上ニ張紙致シ、町家旦那共と同樣ニ取計候段、腹立之趣相聞へ、甚以左兵衛不埒ニ候、彼是ニ付、此度之葬送取計難致被申候、依而朝次郎罷歸り申候、世話人相談之上、同四日四ツ時、吉岡屋勘兵衛、木村屋善右衛門、（何レも當町之人也、）兩人勝達寺へ罷越候處、役僧と號シ、壹人被罷出候、兩人（勘兵衛 善右衛門）申候者、增野左兵衛存生之內、萬端取計方、御心障りニ相成候段、御尤ニ存候、乍去左兵衛葬式立場之砌、御六ツケ敷被仰聞候而者、增野家者不及申、親類幷氏子共ニ至迄、集會罷在候而、甚以迷惑至極ニ御坐候、左兵衛存生中、万端不取計、且此後迚も、不心得之義有之候ハヽ、親類幷世話方之者共ゟ、氣ヲ付、麁略無之樣、急度爲致可申候間、是迄之不届之段、諸親類幷氏子共ゟ、私共兩人ヲ以、御言譯御挨拶申上候間、何樣御了簡被下、御懸引ヲ以、葬式相片付候樣、御賴申上候旨、種々斷入申候處、役僧又々廻文張紙等之事申出シ、法印數々達亂被申候由申立、言譯聞入無之ニ付、兩人罷歸り、其後後家ゟ相尋候處、後家（增野左兵衛女房ミち）女、被申候者、是迄私家者、町家と違ひ、勝達寺ゟ何等之事も被掛合候節者、町家とハ別段ニ被申越候事ニ而候故、去結月中旬果去帳調替之節、町旦家と一所ニ廻文至（到）來、其上名前も町家旦那共ゟ下席ニ書入被申候ニ付、左兵衛乍病中、自分名書之上ニ張紙致シ、不承知之旨、意存書ヲ付、差歸シ申候、其後爲何事も不被申、此度左兵衛死去葬式相賴候

砌ニ相成、兎哉角異論被申事、甚以法印ニ者不似合、此與至極之申分、右張紙之趣、法印（腹）服立候ハヽ、左兵衛存生之内被申候筈之所、及死期被申候事、不得其意事と、後家被申候ニ付、皆々打寄相談之上、又々勝達寺へ兩人（前件ニ有兩人也、）罷越、何分時節柄之義ニ付、延引相成候而者、一統迷惑仕候、何卒此段御勘辨ヲ以、明五日葬式相成候樣、御取計奉賴上候、尚又葬式之儀者、先例も有之事ニ候間、只ゝ樣ニ延引候而者、對御上、其聞へも恐多奉存候間、何分宜御執成被下候段、役僧に相賴申候、役僧共趣、法印に被申入候處、法印以役僧申出シ候者、演舌書之趣尤ニ候得共、先刻も申通、無而此方に仕向不宜、且是迄不受不施同樣之取計方ニ付而者、本山十五ヶ條ニも不相叶、不屆至極、縱令本人死去致候共、夫レ〳〵仕置方も有之由被申候、兩人申候者、御仕置方も有之と被仰聞候得共、夫レハ公儀武家樣方之御事ニ而、御出家御身上ニ而者、人を御すくひ被成候筈之事ニ御坐候、大キニ御了簡違と、乍憚奉存候、何分以御勘辨、葬式相濟候樣御賴申上候、役僧曰、法印至而氣短ニ御坐候間、即刻之返答相成不申、後刻被參候樣被申候ニ付、無是非罷歸り申候、又々同日七ツ時、勝達寺へ兩人罷越候處、先方役僧他出与申立、不致對面、無據法印に直（談）致度段申入候處、法印取次小僧ヲ以申出シ候者、先刻役僧ヲ以申聞候通、各々御賴之趣不承知ニ有之候由ニ付、兩人又々押而賴入候得共、決而

葬式取濟之儀不相成旨被申候、依而兩人も無詮方、地内藤左衛門（前件ニ有之人）方へ罷越、譯
合申賴入候處、藤左衛門曰、各々方度々御苦勞ニて御出被成候も、氣之毒千万、乍不及、
私本坊江參り、取計見可申と申候ニ付、一先兩人引取、暮過ゟ（平兵衛・勘兵衛・善右衛門）三人同道ニ而罷
越、入譯申出シ候處、役僧者不致對面、藤左衛門申候者、法印ニ段々言譯申候得共、未タ
落着不致候間、何分明朝御出可被成旨申候ニ付、三人共罷歸り、五日朝、三人參候處、法
印直ニ十五ヶ條持出、被爲讀聞、ヶ樣之儀旁了簡相成苦敷候得共、貴樣方兩三人度々
被罷越候ニ對シ、葬送致シ可申候、乍併、先例之通ニ者出來不申、時之住持任意存候ハ
而者相成不申候間、死躰剃髪爲致候而、葬式取行可申、其旨急度相心得候樣被申渡候、
三人申候者、何卒以御掛引、先例之通ニ被成下候樣御賴申候、世話人共ニおゐて意存
も無御座候得共、神職之事ニ候得も、死躰剃髪之儀、折合申間敷候、故障ニ相成候而者、
御上樣江對、恐も不少候間、是非〳〵御懸引ヲ以、先規之通被成下候樣、詞ヲ盡シ申入
候得共、一向聞入無之、依而無致方、三人共四ツ時過罷歸り、夫ゟ段々評定之上、當町宿
老衆三人（上田伊兵衛・同 彦五郎・野村平五郎）勝達寺江參り、被入（申入）申候者、增野左兵衛義（儀）一昨三日死去仕、且左
兵衛存生中、對貴寺取計方不宜候ニ付、葬式結緣難被成御存意も有之趣、依而者、度々
世話人共罷越、御挨拶對申上候ニ、御勘辨被下候段、於私共も大慶仕候、尤明日ならて

ハ、葬式相成不申之由、被仰聞候得共、左樣御坐候而者、段々延引ニ相成、差支も有之候間、何卒今日葬式相調候樣致度候、猶又社家之儀ニ御坐候得者、剃髮之義ハ、御掛引被下度旨、世話人共ゟも申上候趣ニ御座候得共、其儀者御寺法ニ相拘候儀故、出來不申由被仰聞、御尤ニ御坐候、乍去往年文政十二年丑七月、左兵衞實父勘ヶ由死去之節も、無剃髮相濟候義先例も有之候得とも、此度も、右振合ニ御取計被下候段、私共ゟ御挨拶仕度、勿論社家中も相詰候得者、彼是申候而、故障候而者、當時跡式相續人も無御座、世話方致候私共も氣之毒至極ニ存候旨、賴入候得共、一圓承引無之故、引取、右之段親類社家中に申入候所、左候ハヽ、御上に相伺、御下知ニまかせ可申外者致方も無之候得共、猶又爲念、今一應、乍御苦勞、三人御懸合被下候段相賴候ニ付、三人之衆（伊兵衞 吉五郎 平五郎）心得ヲ以、勝達寺出入之者に、得と譯合申含差遣シ、三人之衆ハ、隣寺醫光寺に罷越、右故障之譯合相噺、何卒品能相濟候樣、御取持被下度旨申入候處、早速勝達寺に被參候ニ付、三人ハ醫光寺ニ而相待被申候、暮方醫光寺被歸被申候者、勝達寺之方、段々取持候得共、各々御賴之趣、決而出來不申、此上何ゟ衆被來候共、右一件之義有之候ハヽ、出（手カ下同ジ）浮無用と、勝達寺被申候由、演舌被致候者、苦々敷返答ニ候得共、銘々趣（手カ）段ニ絶、罷歸り親類社家中へ申入候處、此上者無致方、近在社家相集、評定之上と相談相究、其夜態飛ヲ以

申遣ス、先々者、上波田村（行程三里）田中大膳、下吉田村（行程壹里）眞庭主殿、津田村（行程壹里餘）篠田伊豫、右三軒也、五日夜四ツ半過も有之候、六日早朝上本郷村中嶋權五郎（當時達田村庄居上本郷村住）居、ゟ、勝達寺地内玄愍と申醫師ヲ以、極内々此内之次第申含、又候勝達寺に斷ニ差遣シ申候、彼是之内、近在三人之社中も來候、扨玄愍者、勝達寺へ參り、入譯申、葬式爲相濟可被下候旨申斷候得共、勝達寺一圓不承知ニ付、玄愍申候者、死躰剃髪之義者、立會社家中葬祭式被相濟候上ニて、内々後家を宥メ、爲致得心、立會之社家中ゟ、退座之後、剃髪之儀取計見可申候、左樣も相成候ハヽ、早速葬式結縁被爲相濟候樣賴申、罷歸り、其段玄愍ゟ、權五郎に噺入候ニ付、權五郎ゟ、其趣後家幷社家中へも噺合候得共、剃髪之義者（マヽ）ハ、元來此方不承知ニ付、後家幷社家中も不折合ニ候、勝達寺ニも、剃髪無之而者葬式結縁之儀不相成と彌申募り候ニ付、迚も穩便之取計難出來、依而寄（合カ）之社家中決評之上、御公裁奉願候之外致方無之、併今一應、拙者共ゟも掛合可申との事ニて、書中ヲ以左之通、

一筆致啓上候、然者增野左兵衛儀、去三日致死去候ニ付、葬式之儀御賴申上候處、剃髪不致候ハ而者、結縁被成苦敷被仰聞候由、御當領神職共之儀者、是迄致剃髪義無之候、既ニ先年增野勘ヶ由死去之節も、剃髪不致、往古ゟ仕來之通、葬式相濟申候、然

ル所、此度剃髮之儀頻ニ被仰聞候儀、如何之儀ニ御坐候哉、何分塔野勘解由死去之節葬式之通、剃髮之儀無之相濟候ハヽ、事穩ニ相片付、於銘々共も、安心可致候、此段御掛合申上候、卽刻御答承度奉存候、右可得貴意、早々如此ニ御坐候、以上、

二月六日

立會社家惣代
田中　大膳
同　篠田　伊豫
同　眞庭　主殿
同　江木　宮內

勝達寺樣

右之趣申入候處、先方ゟ直答可申候間、世話人可參由ニ付、世話人參候處、勝達寺申候者、此內以來申通、剃髮無之內者、何さまゟ被申候共、葬式結締不相成旨申切候ニ付、同日八ツ時ゟ、彌御公訴致候ニ相決、願書認左ニ、

奉願口上覺

增野左兵衛義(儀)去冬以來、病氣之處、終ニ者養生不相叶、去ル三日死去仕候、同五日葬式仕度旨、菩提寺上本郷村勝達寺に申遣候處、死躰剃髮不致而者、結緣出來不申樣被申候、然ル所、當國神職之儀者、當人嫡子ハ勿論、家内男女ニ至迄、剃髮之義無御坐候、社家之者共死去仕候節者、同職立會、先神道葬祭式執行仕、其上ニ而菩提寺へ相賴候得ハ、結緣被致候儀、是迄往古ゟ仕來ニ御坐候、既ニ去文政十二年左兵衛父增野勘解由死去之節ニも、仕來之通、不致剃髮、葬式相濟候ニ付、其段勝達寺へ及懸合候得共、宗法被申立、一向承引不致、菩々數奉存候、然共死躰數日差置候義完(實)ニ以難澁仕候、依之同職立會、假葬式仕度奉存候、右之段乍憚被爲在御賢察、葬式之儀早速御聞濟被下置候樣奉願上候、以上、

天保十年
　亥二月日

立會上波田村
　田中　大膳
同　津田村
　篠田　伊豫
同　濱田御城下

江木　宮内

寺社

御奉行所

夫ゟ支度相調、同七ツ時ゟ、田中大膳、江木宮内兩人、早駕籠ニ而御城下（行程九里）寺社御奉行所ニ出ル、其夜通シ、翌七日朝六ツ時着ス、宿新町疊屋伊左衛門方ニ而致支度、御城下社中平野織部、江木嶋之助、其外相集め、願書幷申立致相談、四ツ時、江木宮内、田中大膳、役人惣代三好屋源吾同道ニて、寺社御奉行所に罷出、願書差出シ候處、植地御氏（寺社御下役也）墓所ハ何きニ有之候哉と被仰候ニ付、墓地之儀者、増野家持分櫻谷と申處ニ御坐候由申上候得者、植地御氏、委敷御尋之上、卽刻御登城被成候、尤寺社御奉行者、五ツ時御登城之由、（月々二七之日御用日也）右三人之、御奉行所ニ扣相待候處、九ツ時前植地御氏、下城被成、被仰付候者、是迄も、三日ゟ數日相立候得之、無益之諸費有之難澁可致、此上日數相掛り候ハヽ、差支可申候間、追而勝達寺召出シ相尋可申、依而願之通、神職立會、神葬祭式而已ニ而葬式相濟可申旨被仰付、難有奉存候旨御請申上候、三人（田中大膳江木宮内三好や源吾）出濱仕候節、土田伊兵衛其外村役人被申候者、若神葬祭而已ニ而相濟候樣被仰付候ハヽ、後日爲念御檢使被下置候樣御願申上吳候旨被申候ニ付、其段植地御氏に申上候處、

增野左兵衛儀、去冬ゟ病氣之趣兼而承屆居候得ど、病死ニ紛無之、依而者檢使ニ不及由蒙仰、立會之銘々共ハ勿論、他領他組之同職共ニ至迄、神葬祭而已ニ而相濟候段、神職一統之仕合、御仁恕之段難有奉存候、九ツ時、猶伊左衛門方ニ罷歸り、田中大膳、江木宮內ゟ、書狀二通相認、壹通者篠田伊豫、壹通者土田伊兵衛、當急飛ヲ以差出ス、扱三人之者共ハ、六日夕方ゟ、夜通ニ參、致心配候故、殊之外つかれ候ニ付、致休息居候處、岡本主水、岡本大隅、尾崎伊岐之助、其外御城下社中不殘相集り、奉仰御仁惠、皆々安悅仕候ニ付、一獻相催申候、市中之社中も、夜ニ入被歸候ニ付、相休、翌朝何ヶ相片付、夜込ニ濱田出立罷歸り候處、漸々周布村（濱田武里、）ゟニ而夜明ヶ申候、偖又七日之夜、七ツ過、濱田ゟ急飛脚之由ニ而、篠田伊豫宅惶急打たゝき、兩人ゟ之書狀差出シ、飛脚者直樣益田增野方へ急キ申候、依而書狀開封候處、御上御仁惠ニ依而、神葬祭被仰付候間、早速罷出、其支度可致との事ニ付、八日朝未明ニ益田へ參候處、一家親類共打寄、御上御慈悲之御惠、手舞足之踏所不覺、欣合事無限、歎之中之悅とは是ヲや可申、乍併氏子世話方之內ニも、味方顏ニ而、勝達寺へ此方趣談內通之者有之候事相知候ニ付、兩人（田中江木）歸宅迄者、內々ニ而取沙汰致不申、心支度致候而相待候處、無程八日八ツ過、早駕籠ニ而、兩人歸宅、猶爲念、今一應勝達寺へ掛合、無剃髮葬式御調被下度旨、長門屋常五郎ヲ以申

道候得共、中々出來不申之由返答有之、スハ葬式致セと、申程こそあれ、僕ニ町中へ使ヲ立、濱田ゟ只今兩人被歸候、尤少々趣キ違有之候間、及相談度、早速集會可有之と申廻シ、世話人其外懇意之者皆々相集め、御上願之通御聞濟之趣申聞、篠田伊豫、田中大膳兩人、葬祭式祭主と相成、下社家三人（眞庭岩登 中島志津馬 久保傳）付添、篠田伊豫、供廻り若黨貳人仲間壹人、對之挾箱、長刀、朱長柄傘、床机持、以上供廻り八人、牽馬、田中大膳、供廻り同斷、下社家三人、若黨壹人ツヽ、朱長柄傘、仲間壹人、床机持壹人、壹人（マヽ）ツヽニ而、八日七ツ時過ゟ、墓所櫻谷（增野宅ゟ七丁餘）と申所ニ葬送致候、其取沙汰町中無隱ニ付、唯一神道葬式如何取計哉と、老若男女ニ至迄、彌ら上ニ居重り、押合せき合、仲首足をはま立て、群集をなして、見物致候者、曠々敷事言ン方なく、勝達寺ゟ如何成取付哉と、小僧仲間抔內々ミせニ出シ候處、存之外之事ニて、案ニ相違シ、忙（茫）然として歸り候由、取沙汰致候、其後二月下旬、勝達寺寺社御奉行所ニ被召出、增野左兵衛葬式一件、不取計御ましり御坐候由、且又勝達寺ゟも、先非悔ひ、佛葬式仕候ハ而ハ難相濟、法中へ顏出シも成苦敷趣歎出申候、依而以御憐愍、三月初旬、江木宮內、寺社御奉行所ニ被罷出、增野左兵衛葬式之儀、勝達寺へ爲執行可申、尤聊成取計可然与被仰付候、又勝達寺、濱田ゟ罷歸り、增野左兵衛葬式再可被相調、何事も是迄仕來之通、聊も麁略なく可取計由、御奉行ゟ被仰付候

間、其心得ヲ以、用意可致旨、增野方へ被申越候得共、勝達寺ゟ先ニ、濱田江木宮內ゟ內沙汰有之ニ付、江木宮內入來を相待候處、三月十二日、增野宅へ被來候ニ付、早速勝達寺へ掛合、來十四日と日限相定、位牌入候箱、高サ壹尺餘、横七八寸位ニ調、中ニ位牌ヲ入、勝達寺增野宅へ來、致讀經、墓所ニ差遣シ申候、尤是ゟ內、勝達寺、濱田ゟ被歸候節、益田幷上本鄕村兼々付合之寺々へ被噺申候者、此度增野左兵衛葬送之儀、寺社御奉行所ニ而、嚴重之取計被仰付候間、改而葬式取計可申由被申候ニ付、益田上本鄕近邊之寺々ゟ、葬式爲諷經と罷出被申候所、案ニ相違之趣ニて、勝達寺吹聽とハ大キニ事替り候事哉と、はふやき歸る僧衆も有之由ニ候得共、此方野邊送之者共ハ不知顏ニて罷歸り申候、誠ニ勝達寺此度之取計、何ケ不首尾世間一統取沙汰致申候、於神職共ニも、御上樣御仁惠之段、一統難有御領恩奉仰候事ニ御座候、以上、

右之通相違無御座候、以上、

上波田村神主

田中　大膳

卯六月

益田村大宮司

增野　河內

寺社
　御奉行所

笹倉村神主堀江常陸死去之節、且寺眞言宗勝達寺与葬式一件故障掛合書

天保十亥年九月廿八日、益田組笹倉村神主堀江因幡父同名常陸死去之砌、且寺上本郷村眞言宗勝達寺与、葬式一件故障ニ相成、蒙公裁候始末左ニ、

笹倉村神主堀江因幡父常陸事、四月下旬ゟ病氣差發り、九月廿八日暮六ッ時致死去候ニ付、岡見村神主野上伊勢之助始、其外親族共ゟ申遣シ、猶且寺上本郷村勝達寺へ、書簡ヲ以申遣ス趣左ニ、

一筆致啓上候、然而私父常陸事、兼而病氣ニ罷在候處、終ニ無養生叶、今夕及死去申候ニ付而者、明廿九日八ッ時葬式相整申度、乍御苦勞、御出被下候樣、御賴申上候、尤御伴僧之儀者、御壹人御同伴可被下候、右御賴申上度如此ニ御坐候、以上、

九月廿八日　　堀江　因幡

勝達寺樣

と申遣候所、勝達寺承知之由被致返答、翌廿九日、法印爲名代、役僧壹人、小僧壹人、并若黨壹人、手廻り壹人、其外諸道具持、共ニ以上七人、晝四ッ時過ニ被來候得共、未タ此方支度悉出來不申ニ付、隣家百姓權次郎方ニ暫宿相賴、休息爲致候、夫ゟ支度等も漸々出來、遠方親類共も相集り申候ニ付、定式之通り神葬祭執行、其夜五ッ過ニ、右勝達寺代僧ニ致案內、寺法葬式ニ取掛り、棺槨之蓋取除候樣、代僧申候ニ付、致共通ニ候處、剃刀乍持、棺の內得与致一覽候上ニ而、彼僧剃刀を乍立、座中へ投捨、致着座、氣色を替、御亭主ニ可致應對旨申候ニ付、因幡出席致候得ば、代僧、死躰見受候處、剃髪無之、如何之趣ニ被心得候哉、剃髪無之而者、寺法結緣難相成段被申候ニ付、因幡、其儀者當春益田村大宮司增野左兵衛死去之節、剃髪一件及故障、御公裁被仰付候後、貴寺法印ニも、右一件御裁許ニ付出濱、御城下觀音院ニ御滯留之節、私并仙道村神主草野薩摩、上波田村神主田中大膳、三人同道ニ而罷越、剃髪故障一件無之樣、噺合仕候、增野左兵衛葬式觸レ礒ニ又ハ風邪等ニ付、御年首御禮延引ニおよび、去二月廿日頃、田中大膳、堀江因幡、草野薩摩三人同道ニ而出濱仕候節、植地御氏之宅ニ而、堀江因幡、草野薩摩申上候者、去戌三月乙子村堀江豐前死去之節、且寺勝達寺無理ニ爲致剃髪、先日も增野左兵衛死去之節も、又々剃髪之儀頻ニ申募り候ニ付、無據御願申上候得共、願之通早速被仰付、於銘々共も難有奉存候、乍併彼是ニ付、數日相立候得ば、無益之諸費有之候由、銘々共も在中困窮者ニ候得ば、老人并家內共數多召連居候得ば、死去之度々剃髪之義申募候而者、難澁可仕候間、前者以外宗仕、勝達寺且那相離申度、願書差出し度旨申上候得ば、植地御氏被仰候者、增野左兵衛死去一件、其外用遲有之、當地觀音院ニ勝達寺滯留致候間、大膳同道ニ而致直段（談）可然由被仰候ニ付、三人同道ニ而罷越、勝達寺法印ニ致對面、且

之儀申候義、法印被申候者、豐前、左兵衛ハ、譯合も有之、剃髪之儀申候得共、貴公御兩人方ハ、拙僧入寺以來、入魂ニ致候得て、決て剃髪之儀ハ不申候、其故者、上久々茂大宮司堀江[illegible]人養父大和死去之節者、拙僧直ニ參候得共、因幡殿ニも御存之通り、剃髪之儀少茂不申、是ニて御安心可被成と被申候、其時因幡申候て、貴僧ニおゐてハ被申間敷候得共、御他出之節、乙子村豐前死去之節之儀ニ、御代僧御越被成候時て、又々剃[illegible]之義可被申候得[illegible]、双方今日書交し仕置度由申候、法印曰、夫レニハおよび不申、弟子共へハ、貴[illegible]御兩家之義者、手[illegible]申付置可申、其上田中大勝、今日被立會候得者、よき證人有之候、後日違變不致[illegible]、[illegible]ニ手堅被[illegible]候ニ付、[illegible]共ニ[illegible]交し致置、三人同道ニ而罷歸り、直樣植地御氏に[illegible]り、有成委[illegible]申上[illegible]、[illegible]村仕候、元來當田神主一統、是迄死去之節、剃髪致候者壹人も無御座候者、往古ゟ之仕來ニ御座候、且又清田觀音院法印ハ懸合置、其節法印ニも、御懇意之御話合も御座候得と、何卒死躰不致剃髪、葬送御濟可被下段、言を譯申入候得共、是悲(非)〳〵剃髪無之而者、葬式難相成候旨申募り、被及歸寺可申ニ付、居村庄屋代勤榮左衛門ゟ以、無故障葬式被相濟候段、賴當役藤七ゟも入譯申立候而、被相賴候得共、無聞入、代僧者歸り申候ニ付、其夜直樣居村組頭役幸藏外ニ壹人差添、勝蓮寺へ遣シ、何樣穩便ニ葬式結構有之、是迄仕來之通りニ而、御濟可被下段、言を譯申入候得共、法印一向不承知ニ而、我意ま募り、無詮方、幸藏歸宅致候、夫ゟ親類世話人相談之上、卅日早朝、上波田村神主田中大勝共ニ申遣候處、大勝も早速被來、種々評議之上、御公裁御願可申上ゟ外致方も無之、依而乍慈傷も、因幡出府可被致と、大勝申候ニ付、因幡私父之死躰差置、罷出候義、甚以氣之毒千万ニ御坐候間、親類之内野上伊勢之助を爲名代、差出し可申と申候所、大勝以之外立腹致

シ、御上樣ニ御厄介御願奉申上候事、自分在宅ニ而、名代と申事出來不申候、尤親父死去之砌、愁傷察入候得共、公儀御厄介相成候義、等閑ニ相成候而者、恐も不少、是悲（非）〳〵自分罷出被申べく、神用差支無之候ハヽ、爲心添と、拙者同道可申候得共、其儀難相成候ニ付、津田村篠田伊豫ニ、拙者書狀差遣候間、先方ニ立寄、同道ニ而可被罷出候、尤出掛上本郷村勝達寺へ立寄、法印致應對、當春於觀音院、三人田中大膳 草野薩摩 堀江因幡及掛合置候語を結、可致出濱之由ニ付、卄日八ッ時ゟ致支度、居村庄屋代勤桊左衛門同道ニて、上本鄕村勝達寺へ罷越、法印致應對、當春御城下觀音院ニて懸合之趣、且又神職一統是迄剃髮先例無之段申入、何分不致剃髮候而、葬式御濟被下候段、直ニ申入候處、法印曰、依寺法死躰剃髮無之內者、葬式結緣難相成、其上去春乙子村大宮司堀江豐前死去之節、寺法守致剃髮候事ニ候得ども、貴方御親父剃髮之上、葬式可致候、無左候ハヽ（マヽ）而者、片落之取計ニ相成申候、一昨日以來剃髮之義差縺候ニ付、其段寺社御奉行所ニ爲屆、今日八ッ前ゟ、役僧及出濱申候、尤貴殿剃髮之儀、被致承知候ハヽ、急飛ヲ以可被申遣候、役僧乍出濱も、今日者御城下ニ不致着、三隅岡崎村正法寺ニ今晩止宿、明日濱田へ罷出申候積りニ候と被申候ニ付、因幡曰、私義も父死去之砌愁傷仕候事、其上數日死躰差置も氣之毒ニ存候間、今一應親類幷社中とも相談之上、御返事可申と申置、勝達寺を罷

出、直樣津田村へ罷越、大膳方之書狀差出シ、參り掛り委細噺合候處、伊豫も直樣支度取組、（マヽ）同道ニて津田村出立いたし候者、七ツ半時ニも可有之、木部村鎌手ニ而夜ニ入、夫ゟ挑（提カ）灯燈三人道ニ而、夜通シ罷出、翌十月朔日明六ツ時、濱田新町益田屋と申宿ニ着致申候、夫ゟ伊豫御奉行所ニ罷出申候、參掛ケ植地御氏宅に參上候處、五ツ時ニ寺社御奉行所ニ罷出可申旨被仰候ニ付、暫致休足、寺社御奉行所ニ罷出、願書差出シ、有成之趣言上仕候處、御奉行樣、具ニ御聞屆被成、追而罷出候樣被仰聞、御奉行所退出仕候、頃者彼是四ツ過ニも御坐候、歸り候道ニて見受候ニ、勝達寺使僧と思敷僧壹人、新町東之方ゟ來ル、其儘見捨、宿本へ罷歸り、休足致候、尤差出候願書左ニ、

奉願口上覺

私愚父常陸儀、病氣ニ御坐候處、去月廿八日死去仕、同廿九日葬式仕度旨、菩提寺上本鄕村勝達寺へ申遣候處、代僧幷伴僧壹人罷越、死躰剃髮不致候いヽ（マヽ）てハ、結緣出來不申由ニ付、私幷親類ハ勿論、村役人中、是迄社家代々剃髮之儀無之相濟來候旨相斷候得共、宗法之由申立、一向承引不致、苦々敷奉存候、然共、當國神職之儀者、當人嫡子者勿論、家内男女ニ至迄剃髮不致事、往古ゟ之仕來ニ御坐候處、是悲（非）可致剃髮旨、故障被申候ニ付、死躰數日差置候義不相成、甚以難澁仕候、依之、同職立會葬祭式

仕度奉存候、此段乍惶被爲在御賢察、御聞濟被下置候樣願上候、以上、

亥

十月

笹倉村神主

堀江　因幡

寺社

御奉行所

又候八ッ頃伊豫御奉行所ニ罷出申候、御奉行幷植地御氏御列席ニ而、被仰候者、堀江常陸致死去、剃髮之儀勝達寺ゟ申掛候得共、先例無之、同人悴因幡不承知之趣、委細承屆、御重役ニ及言上候處、先規之方合無之候ハヽ、不致剃髮、死躰取片付可申候、先刻勝達寺ゟも使僧罷出候ニ付、無剃髮可致葬送旨申渡候間、引取之上、因幡ゟ書簡ヲ以、今一應勝達寺へ申遣候者、父常陸事、存生中剃髮不相好義ニ候得共、此度不致剃髮、葬式致被呉候樣、聊之書簡ニて可申遣、尚又死躰ニ官服爲致着用、棺ニ入候由ニ候得共、其儀者官服着用ヲ相止メ可申旨、被仰候ニ付、伊豫仰之趣奉畏候得共、是迄神職共死去仕候節者、在世之時、京都吉田殿ゟ免許致候身上ニ應シ候官服爲致着用、葬式仕候事ニ御座候、御上意ヲ違背仕候ニ者無御座候得共、因幡勿論組中同職共、手前も如何敷、是又類例迚も無之義御坐候間、此段御賢察被成下、死躰官服を脫せ候義、御免被仰付、

先々之通ニ而取計申度奉存候、仰之趣因幡ゟ申聞候共、御請奉申上候事無覺束奉存候而申上候處、御奉行、官服を脫せ候とハ乍申、一向ニ取用ざると申儀ニ者無之、死躰致入棺、其脇ニ疊入置可申候、既ニ當御家中ニおゐても、存生格式相應之取片付有之候節、死躰之趣ニ寄、上ミ下モ等ニも疊、死躰之脇ニ入置可申事も有之哉ニ被存候ニ付而者、官服身ニ纏ひ不申迚も、棺之內ニ入候事ニ候得ハ、强而神職之耻辱共相成間敷、何分其段取計可然由被仰聞候ニ付、達而言上も恐多、其旨因幡申聞、相諭可申旨奉申上候而、御奉行所退出仕、旅宿ニ歸り、御達之趣申聞候處、因幡申候者、剃髮不致旨被仰候者難有候、乍然死躰官服脫せ候事、甚以難義ニ有之候間、此義ハ難御請申上候由申候ニ付、伊豫、成程尤至極、於拙者も同意ニ候得共、勝達寺剃髮之事申立候得共、此義無御取上ケ、死躰剃髮不致葬式可致旨、被仰聞候事ニ候得ハ、此義御請不奉申上而者不宜候、剃髮ニ者勝り可申候、神職一統、向後之類例とも相成間敷候、御請可然旨、利(害カ)介申聞候得共、因幡不承知ニ付、早速御奉行所ニ罷出、因幡難御請申上旨言上仕、且又官服脫候事、於銘々共も、乍恐難義ニ御坐候得共、御命令除義なく、因幡被申聞候旨申上候、因幡儀も、御當地ニ罷出、旅宿ニ罷在候、朦中恐多ニ付、御奉行所ニ者罷出不申旨申上候處、御奉行、幸ひ因幡罷出居候ハヽ、朦中なりとも不苦敷候間、當役所ニ罷出可申、左

樣も候ハヽ、直ニ可諭申旨被仰候ニ付、伊豫御奉行所退出仕頃者暮前也、夫ゟ旅宿ニ
歸り、右之趣申入候處、於因幡も大慶仕、拙者乍朦中も御免被下、御奉行所ニ罷出候事
ニ候ハヽ、存分ニ言上仕度、直樣植地樣御宅ニ參り候處、惣藏樣被仰候者、先刻伊豫ニ
御奉行ゟ御傳達之趣、其元不承知之由、伊豫申出候、夫レニ付、御奉行、其元ニ直ニ可被
申諭旨ニ依而、被召出候と被仰候、因幡、如仰、於私、御上意之趣違背仕ニ者無御坐候、少
々言上仕度内存も御坐候得共、朦中御奉行所ニ罷出候事恐多相扣罷在候處、不苦敷
候旨被仰聞候ニ付、難有伺候仕候由申上候得者、植地樣、然者、御奉行所ニ參可申由御
申ニ付、夫ゟ御奉行所ニ罷出申候處、御奉行幷植地御氏御立會ニ而、御奉行、其元父常
陸死去致、且寺勝達寺ゟ剃髮之儀申募候ニ付、社家先例ニ無之、依而及其儀故障、篠田
伊豫ヲ以、願之趣承屆候、尙又勝達寺ゟも、以使僧訴出候ニ付、御重役ニ申上候處、是迄
先例無之ニ付、不致剃髮、葬式取計可申旨、勝達寺ニも申渡、其方へ者、伊豫ゟ申傳へ候
者、歸宅之上今一應改而、父常陸存生中剃髮不相好事ニ候得と、無剃髮葬送之儀致與
候樣、聊之書簡ヲ以賴遣可申、且又是迄神主死去之砌ハ、應身上僧免許之官服を爲致
着用、葬送致候由ニ候得共、是者畳ミ候而、棺之内ニ入置候而も相濟可申、左樣ニ取計
可然候と被仰聞候、因幡、剃髮之儀勝達寺ゟ願出候義、無御許容、私願之通、御聞濟被仰

付候段、難有仕合ニ奉存候、且又此度死躰剃髪不仕、葬式仕候上者、死躰ニ官服爲致着用候事如何敷旨、勝達寺ゟ言上仕候哉と御伺上候處、御奉行仰ニ、イヤ左樣ニ而者無之、爲致剃髪葬式結緣可致旨故障と相成候事故、其剃髪先規ニ無之、依而願之通御聞届無之、先前々通被仰付候事ニ候得共、若死躰ニ爲致官服（着用脫カ）候ハヽ、又々故障ニも相成可申候と存、其元へ申聞候事也と被仰候ニ付、因幡左樣も候ハヽ、死躰之官服取除させ可申旨、勝達寺使僧ゟ被仰聞候義ニ無御坐候ハヽ、死躰之官服取候義者御免可被下候、其故者棺槨相納、死躰ニ官服ヲ付、棺中ニ爲致着座取納候義ニ付、今更官服脫セ候義、甚以致苦敷奉存候と申上候所、御奉行、死躰棺之內ニ着座とは、然者棺ハ竪ニ致候哉と之仰ニ付、因幡仰之通ニ御座候と申、御奉行、左樣ならハ、此方考と相違せり、此方ニ者臥葬之心得ニ而、棺を横ニ平たく調候ものと存たり、左樣も有之候ハヽ、脫せがゝかるべしと被仰候ニ付、因幡勝達寺ゟ官服脫せ度旨不申出候ハヽ、先方ゟ故障可申義も有之間敷と奉存候ニ付、御免之義申上候事ニ御坐候と申上候、御奉行仰ニ、成程夫ハ其元任意存可申と被仰候間、因幡申上候者、先刻被仰聞候通、歸宅之上、又候勝達寺へ葬式之義頼遣候義も奉畏候、乍併奸佞之坊主共ニ候得ハ、此方ゟ頼遣候節、又候剃髪之義申出候ハヽ、神葬祭ニ而葬式仕度奉存候、其期ニ相成、又々御願申上候

義御厄介恐も不少、其上身上困窮之私ニ御坐候得共、此義御免被仰付被下置候様申上候、御奉行、暫御考之上、被仰候者、勝達寺へ手堅申付候得共、其儀相立間敷候、乍併、申付ニ振レ、又々剃髪之儀申出候ハヽ、其砌者、神葬式ニて葬式可致候、左様も候ハヽ、其趣之願書差出シ可申由被仰聞、尚夜も深更ニ相成候得共、願書差出シ候ハヽ、受取可申旨被仰聞、誠ニ以御掛引御仁恵之段難有奉存候、早速願書認差出ス、如左、

以書付奉願候口上覚

此度父常陸義、病死仕候所、旦寺勝達寺ゟ不致剃髪候而者、取置難致旨被申聞候ニ付、無據御厄介筋奉御願申上候處、書簡以、尚又掛ヶ合仕候様被仰付奉畏候、右掛合仕候而も、同寺承引不仕候義も御坐候ハヽ、遠村之儀ニ付、御伺不仕、假葬式ニ取置仕度、此段御聞済被成下候様奉願上、(候脱カ)以上、

亥十月朔日

笹倉村神主

堀江　因幡

寺社

御奉行所

右之通認差出シ候處、御奉行、明朝者早速引取葬送式取計可申、尤此願書御聞済候哉

否儀之旨、明朝植地宅迄罷出、伺之上引取可申旨被仰渡候ニ付、難有御受申上、御奉行所退出之節者、凡夜の九ツ時ニ有之候、旅宿に歸り、御上様御嚴重之御取捌、御仁恩之御仕儀其外同宿之庄屋中共、倶ニ打寄悦申候、二日早朝（因幡伊豫）同道ニ而、植地御氏に罷出、夜前差上申候願書御聞濟被下置候哉之趣御伺申上候處、御許容之趣、植地様被仰聞候ニ付、直様歸宅仕候、翌三日、勝達寺へ遣ス書面、左ニ、

以手紙得貴意候、然者、私父此內致死去候處、兼而存生之內剃髮之儀相好不申候間、此度死體不致剃髮、葬式可被成下候、右爲御賴如此御坐候、以上、

十月三日　堀江　因幡

勝達寺様

三日歸宅之上、且寺勝達寺へ右之文面ニて申遣候、先方ゟ使之者へ傳言之趣者、隨分葬式ニ可參候、乍併、乙子村宮司堀江左京父（豐前事也）剃髮之故障申間敷との一札、貴方以心配、左京ゟ印付ニメ取請、此方に可差越候ハヽ、明四日罷越、葬式可致と被申越候、依而因幡ゟ、堀江左京へ此方ゟ可掛合筋無之候旨、又々以使ヲ（衍カ）以申遣ス、同四日九ツ時、勝達寺ゟ代僧來、小僧其外供廻り、先日之通、右代僧座敷ニ通り、供廻り之者も洗足抔致、座敷ニ上ル、草履取仲間玄關ゟ上り、若黨同様ニ座敷之次之間ニ罷在候ニ付、

因幡大キニ氣色損シ、仲間風情之者、玄關通り候事不屆候（ニ候）ニ間、早々内庭ニ廻り勝手口ゟ上り可申由申付候、代僧不快之顏色相見へ候得共、無詮方罷居申候、扨代僧、乙子村堀江左京ゟ、父豐前剃髮一件之義、悴左京ゟ故障申させ間敷と、證文認、御自分印付ニメ、拙僧御渡可有之候ハヽ、今日可致葬式引導、右一札なしよハ、常陸殿葬送取行かゝく候間、此儀者御得心有之候樣被申候、因幡、去春乙子村堀江豐前死躰剃髮之儀ハ、先方と貴寺との事ニて、此方之可知事ニならず、先差當、拙者父常陸死躰可被致剃髮義故障と相成、去ル廿九日以來差縺、既ニ御上蒙御裁許、無剃髮葬式可致樣被仰付候處、又候左樣ニ御申候而者、第一御上嫌御裁許、上意を蔑如被致候段、言語同斷之由申候得ど、代僧被仰付者、兎角も、剃髮無之而者、乙子村堀江豐前及剃髮候ニも相振レ、且寺法相立不申、葬式結緣之義、無一札而者罷歸り可申由申候ニ付、因幡、背上意、寺法私意ヲ被申立候段、於因幡不承知候、剃髮なくて葬送取行難出來、被致歸寺候者勝手次第、貴僧御上意之被仰付被相背候段、早速濱田表ニ罷出、言上可仕候、ソレ勝手之者共、出濱之支度致セト申候得ど、寺僧申候者、拙僧罷歸り候間、死躰者其元に急度預ケ候と申候ニ付、因幡、貴僧被申迄も無之、親之死躰大切ニ存候ニ依而、剃髮何ケ故障被申出候を、御上に訴申候事なれば、不入念と申候ニ付、寺僧者スゴ／＼と歸り申候、兼

而ヶ樣之事も有之可申と存、去ル朔日之夜、爲念、再ヒ故障候ハヽ、無御伺、神葬祭取行度趣御願申上候事ニ候得共、早速取計可申と打寄、致支度、頓ニ假ニ神葬祭之式執行、始而安心致申候、同五日神葬祭取行致候、爲屆出濱、同六日早朝屆書差出ス、左ニ、

御屆奉申上候

被仰付候通、當二日歸村仕、三日早朝、勝達寺へ手紙遣シ候處、使之者ニ、傳言之趣ハ、乙子村堀江豐前ヲ剃髮致候間、後日乙子村左京方ゟ故障不申出所之印付一札差越候ハヽ、隨分結緣可致旨被申越候得共、是者寺と乙子村堀江左京との事ニ御坐候得共、私ゟ彼方ニ掛合相成不申由、又々申遣候得共、同四日役僧參、私ニ申候者、後日故障無之樣、貴樣ゟ一札被相渡候ハヽ、隨分結緣致吳候樣被申候得共、其儀者、私之及所ニ無御座候間、何樣無一札ニと相賴候得共、不被致承引、被歸候ニ付、無據當四日假葬式ニ取置仕候、此段御屆奉申上候、以上、

笹倉村神主

十月六日

堀江　因幡

寺社

御奉行所

右之通御奉行所差出ス、然ル所、勝達寺ゟ配符被遣候ニ付、取歸り屆可申由被仰付候ニ付、請取、同日歸村、七日朝勝達寺へ遣ス、同日勝達寺ゟも、以使札拙者方ゟ被申越候書簡、左ニ、

態々(とカ)以手紙得御意候、然者堀江織部殿ゟ、昨日迄見合候所、爲何沙汰も無御坐候ニ付、今朝再應掛合致候處、於彼方、御上ゟ被仰付候義ニ候得と、故障之儀無之旨、返答有之候間、明朝爲葬式と、拙僧罷越可申候間、人足三人御差越可被下候、右可得御意如此ニ御座候、以上、

十月七日　　勝達寺

役僧

堀江因幡様

右之趣申來候ニ付、因幡返答申候者、此内數日、手間費、中々其所ニ無之、至而閙敷候、葬式相頼申度者、寸暇ニ相成候節、頼可申候旨返答ス、其後寺社御奉行所ゟ、因幡方ゟ御配符到來、則拜見仕候ニ、

兼而申達置候假取置之儀、此度勝達寺相尋候處、示談之上、本取置可致旨申立候間、其通相達候條、同寺ゟ掛合可有之候間、本取置可有示談候、此段相達候、以上、

十月十一日　　寺社役所

笹倉村

堀江因幡

御配符延着ニ依而、廿二日御奉行所ニ罷出、此内御配符被仰付候御文面ニ、葬式本取置と被仰下候義、若も勝達寺申立ニ依而、死躰掘上ヶ葬式仕候事ニ御坐候哉之旨、植地様へ御伺申上候處、植地様仰ニ、何も不及其儀、勝達寺本取置致度旨申出候ニ付、右之通申遣候事ニて、勝達寺ゟ其內可及掛合候間、凡増野左兵衛方之片付之弁合ヲ以可致旨被仰聞、委由御禮申上候、廿三日歸村仕候而、位牌入候箱高サ七八寸位横五寸位ニ相調、勝達寺と示談之上、廿六日佛葬式取行ひ申候、勝達寺ゟ代僧壹人小僧壹人伴間壹人來申候、致讀經、右位牌箱墓地ニ遣申候、誠ニ御上樣深御憐愍之御仁政難有奉存候、以上、

右之通相違無御座候、以上、

天保十四癸卯年　　津田村大宮司

六月　　篠田　伊豫

笹倉村大宮司

堀江　因幡

寺社
御奉行所

〔斥邪離放錄〕下

一天保十四卯年九月十八日御口達御剪紙
一同年閏九月ヨリ菩提寺ニ掛合書
一同年十二月妙義寺ニ神葬祭取扱頼之趣意書
一同月同寺ゟ趣意書返却ニ付書狀
一天保十五辰年二月趣意書認替妙義寺ニ頼書幷書狀
一同年三月妙義寺ニ催促書狀幷返書
一同年六月同寺ニ遣ス催促書狀幷返書
一同年六月再神葬祭願立願書幷口上控
一弘化二巳年正月內々御口達控
一同年二月神葬祭願催促幷御返答控
一同年五月右同斷催促幷御返答控

一同年十月右同斷催促幷御返答控
一同年霜月田中篠田內談覺控
一同年同月神葬祭被仰付候節諸覺幷御禮出濱覺

天保十四卯六月、神葬祭願、寺社御奉行所ニ差出候所、同九月、御配符ヲ以、上波田神主田中大膳、寺社御奉行所ヨ被召出、御奉行野嶋左仲太殿ゟ被仰付候御口達書左ニ、

口達書

神主共離旦之願、不容易事ニ而、神道葬祭之儀、神職相勤來候當人幷相續之惣領計りハ、菩提寺熟談之上、双方ゟ一札差出、願之上、吉田家ゟ神葬祭免許狀受候旨申出候ハヽ、承屆候樣可相虜、其餘宗內之者者、菩提寺宗判引導受可然之處、此度之願、菩提寺熟談ニも無之、吉田家許狀請候儀、幷菩提寺ニ一應掛合候趣、願面ニ不相見、右等之儀ヲ差措、離旦神葬祭致度と之願ハ、難取上候、右樣之譯ニ而者、縱令出府御奉行所ニ願出候而も、容易ニ御取上ニ者相成間敷ニ付、出訴無詮事と存候間、前件之趣得与相心得、當人幷相續之惣領計り、神葬祭致度志願候ハヽ、菩提寺熟談之上、双方一札差出シ、吉

田家に願出度旨ニ候ハヽ、承屆候樣可相成ニ付、勝手次第申出不苦候、右之趣得与可相心得候事、

右之趣九月十八日御剪紙ヲ以、御口達ニ付、御受申上歸宅、同(衍)閏九月廿日笹倉村大宮司堀江因幡宅に社中集會致候人々者、疋見組千原村齋藤伊豫(疋見東村大宮司之下社家也)、澄川村神主藤井土佐、益田組上波田村神主田中大膳、仙道村神主草野薩摩、大谷村神官久保傳、益田村大宮司增野河內、下吉田村大宮司眞庭伊賀、遠田村神主大嶋常陸、津田村大宮司篠田伊豫、木部村神主田中因幡、同村神主田中山城、三隅組都茂村大宮司原屋近江、丸茂村神主野上金平、岡崎村大宮司野上山城、岡見村大宮司野上淡路、以上拾五人也、集會評定之上、右御口達之趣ニ依而、銘々且寺に書簡ヲ以掛合可申ニ決評致申候、尤此度連判之內、神勤ニ而差支、又者幼年、或者朦中ニ而集會無之人者、疋見組東村齋藤俊治(于時拾弐歲)、益田組乙子村堀江左京、上久々茂村大宮司堀江藏人、三隅組吉東村大宮司野上甲斐、以上四人者不參也、

津田村大宮司篠田伊豫方、且寺禪宗同村觀音寺住僧(湖山)に掛合書簡左ニ、

一筆致啓上候、御寺內御堅勝ニ被成御坐、珍重ニ奉存候、然者、於諸國神職中神葬式之儀、公儀に御願申上、蒙御免、自分神葬祭式執行候も數多有之候ニ付、何卒銘々共

義、神葬祭式御願申上候而、自身執行致度旨、三隅組、益田組、走見組神主中及示談、當六月濱田寺社御奉行所江願書差出シ、願上候處、去ル九月十八日、三組之内ゟ、惣代壹人被召出、被仰付候者、當六月差出シ候願面之趣、江戸伺ニ相成候處、諸國類例も有之ニ付而者、旦寺と熟談之上、離旦狀ヲ取、請書差出者御聞濟可相成之旨被仰聞、依之銘々旦寺江掛り合、熟談之上、當職者勿論、家内男女ニ至迄、旦寺相離、神葬祭式自身修行致度候、品能離旦狀御出シ被下候ハヽ、忝奉存候、尤自分神葬式致樣相成候共、慶長之度ゟ、旦寺与相定、是迄葬式後弔御賴申候私家代々先靈之年忌佛事等之儀者、不相替御賴可申心得ニ御座候、此段得と御勘辨被下、離旦狀御出シ被下候樣ニ奉願上候、右御報承度、如此ニ御座候、恐惶謹言、

篠田　伊豫

閏九月十三日　(花押)

觀音寺樣

遠田村神主大嶋常陸旦寺時宗上本郷村萬福寺幷大谷村神官久保傳、旦寺淨土宗益田村曉音寺江掛合之書狀左ニ、

一筆致啓上候、先以御寺内御安全可被成御座、珍重ニ奉存候、然者、三隅組、益田組、疋見組同職中、且寺相離、神葬祭致度旨、濱田寺社御奉行所ゟ願立仕候、然ル所、當九月中旬、御奉行所ゟ惣代壹人御召出シ相成、當六月差出シ候願面、江戸御伺ニ相成候處、諸國類例も有之ニ付而者、且寺と熟談之上、離旦狀ヲ取付、差出シ候ニおゐてハ、御聞濟可相成之旨被仰聞、依之銘々旦寺へ懸合、熟談之上、當職者勿論、家内男女ニ至迄、旦寺相離、神葬祭仕度奉存候、品能離談(旦)狀御出シ被下候ハヽ、忝奉存候、尤神葬祭ニ相成候共、是迄積年代々先靈之年忌佛事ハ、不相替御頼可申心得ニ御坐候間、此段得与御勘辨被下、離旦狀御出シ被下候樣、偏ニ奉頼候、右御報承度如此ニ御坐候、恐惶謹言、

閏九月十三日　　大嶋　常陸　(花押)

萬福寺樣

右之通ニ而、脇方社中も凡同樣之振合ニ而、及掛合候得共、何れ之旦寺も、皆々脇並と申立、頓着不致ニ付、直ニ掛り合候得共、兎角埒明不申、依而又候相談之上、上本鄉村妙義寺ゟ趣意書ヲ以頼遣ス、文言左ニ、

神職之輩者、往古ゟ致死去候節者、神代之遺法ヲ以、唯一神道自分神葬祭ニ仕來候處、昔年異國ゟ邪宗門之徒渡海致、神國を魔國ニなさんと邪法を弘め、種々妖術をなし候ニ付、下賤愚昧之者共者不及申、歷々之武士も歸依致信仰、其張本石田治部少輔三成、小西攝津守行長、安國寺惠瓊等、徒黨を結ひ、謀叛を企、日本を魔國ニせむと亂逆ニおよひ候得共、神國之神威強く、於濃州關ヶ原、慶長五年古今之仁君文武兼備之御大將東照神君ニ、凶賊共悉く討亡され、其張本共、被處嚴科ニ候、同八年、東照宮被補征夷大將軍ニ給ひ、其時大久保相模守樣江被仰付、切支丹邪宗門僧俗共、嚴敷御改有之候得共、其後寬永之度切支丹之殘黨共、肥前國嶋原ニ一揆を起し、其節關東ゟ討手之爲御大將、板倉內膳正樣、松平伊豆守樣被遊御下向、九國之御大名衆心を合、被爲在誅伐候得て、一時ニ凶賊共滅亡致候由承ニおよひ申候、其後又々委敷從公儀邪宗門御改有之候、其節伊勢兩宮、京都賀茂上下神主衆、其外五畿七道大社之神主中、先例古格を申立、神代之遺法ヲ以、神道葬祭被願立候得て、御聞濟被仰付候、其後天和二年戌八月、從公儀以御條目、我朝依爲神國、別而可仰尊神道事、天照大神之掟ニ背、異國之怪法を尊む間敷事、葬祭之儀者、神道儒道可任望事等之十三ヶ條ヲ以被仰出候、依之元祿八年、水戶侯之儒臣舜水先生死去之節、常州久玆(慈)郡瑞

龍山ニ儒法ヲ以葬給ひ、同十三年水戸中納言光圀卿薨給ふ、御遺言ニ依而、同く瑞龍山ニ奉葬、其儀式儒禮を用ひ給ふよし、水戸西山遺事、年山記聞(紀)ニ相見申候、遠國邊鄙之神職ハ、天和之度被仰出候御趣意も承及不申、佛旨宗門ニ不相成而者不相濟事ニ心得、銘々旦寺ヲ相定居申候、然ル所、寛政年中、京都吉田殿被思召候ハ、方今昭代御文明之化普及、四海興廢、復古目出度御時節柄ニ付、儒佛を始、修驗共外瞽盲之類、末々之輩ニ至迄、無殘處、取締行届候處、獨吾國爲萬法根柢神道而已致衰廢候事、甚以歎ヶ敷、抑神祇道者、治國平天下萬民齊家之大法、所謂祭政唯一、古今不易、萬機之御政事最第一之儀ニ付、於禁廷茂、以神祇管(官)被爲置諸官上之(之上)ニ候事、是則神國之風儀ニして、重天神地祇給ふ、依之數通之御綸旨、關東御代々御條目被下置、忝も神祇管領長上祭官之重職乍居、諸國之神職神祇道取締行屆兼候而ハ、不相濟儀と被存、武州江戸小石川ニ構役所に(マヽ)、神祇道取締被致候得共、兎角混雜之儀共有之、其濫觴を委敷被相尋候處、諸國之神職死去致候時、俗人同樣佛葬ニ致候故、佛旨ニ泥ミ、歸依信仰致、却而神祇道學事疎々敷、或者吉凶致混雜、天照大神之御掟背き、奉對神明麁略不敬之儀も有之、又者神職之家内佛法ニのミ片寄、後家娘共農商之家と違ひ、家事之寸暇も有之候故、折々寺參り致シ、寺院坊舍ニ長居止宿致、年若キ僧侶

をして、破戒ニ至らしめ、其身ハ不貞放埒之汚名を受、氏子ニ賤しめ悪まれ、家格を亂し候類も有之候由、粗相聞へ、諸國之神職且寺を相離候迄、日本國中數百萬之人萬に對シ候得え、所謂大海之一滴、九牛之一毛、於寺院何之妨ニも不相成、元來諸社之禰宜神主者、上古ゟ皇國皇神ニ奉仕候得え、邪宗門之徒ニ無之義者明白ニ付、何卒神職家內一統唯一神道自分神葬祭願立、公儀御代々御條目之御趣意中諭、神祇道取締被思召度、吉田侍從三位殿參府之上、可被願立筈之處、所勞之間、無餘儀、御使者鹽田兵庫之助ヲ以、寬政九年巳八月廿五日、關東寺社御奉行所に願立被置候、此趣諸國神職聞及ひ、加賀、能登、越中、筑前、周防、長門、備前、奧州會津領、播州赤穗領、伊勢龜山領、奧州仙臺領、豐前小倉領、伊豫今治領、信州松代領、紀州、其外關八州四國中國之神職中、追々且寺ゟ離且狀を取付、自分神葬祭願出候、依之、公儀ゟ、願之通御許容被仰付、神祇道取締行屆、職行出精致候者共數多有之由承及申候、銘々共も、往古之通、自分神葬祭ニ立戾り度、去ル天保十年亥十月、濱田寺社御奉行所に願書差出シ、當六月ニも、三隅、疋見、益田三組神主共奉願上候得え、於御上樣も不被爲捨置、關東御伺ニ相成、九月十八日惣代壹人御呼出シニ而、寺社御奉行樣被仰聞候者、自分神葬祭之儀者、諸國類例數多有之、既ニ御舊領上州館林ニも有之事ニ候得共、銘々菩

提寺江一應之掛合も不致候而者、願之趣難取上候間、菩提寺江掛合、熟談之上、離旦狀取付、双方ゟ當役所江差出、吉田家江神葬祭免許願出度旨ニ候ハヽ、勝手次第申出苦からず候由被仰付候、千一離旦狀差出シ不申菩提寺も有之候ハヽ、其時之趣ニ寄、寺社双方共ニ關東差出ニも可相成哉、何分熟談出來候樣、取計可致旨被仰聞候ニ付、銘々出會致相談、閏九月菩提寺江書狀を遣シ、其後度々及掛合候得共、何れも勝寺並々々と計御返答有之、今以埒明不申、迷惑至極ニ奉存候、御領主表ゟ、江戸御伺ニも相成候義ニ付、難捨置奉存候、彌御熟談不相調、關東寺社御奉行所江御差出シ相成候時者、年來之懇意を絶し、双方我執爭論ニおよひ、隱惡放蕩之事共、公邊江言上仕候樣ニ相成、三隅、疋見、益田三組之寺社家數多之內ニ者、越度退職之者も出來可申与、苦々敷義ニ被存候、其故者、當春以來、江戸京大坂及關東之國々、僧俗社人ニ不限、犯法之者共、公邊御役方ゟ被召捕、遠島流罪追放等、夫々相當之御仕置被仰付候由、依之、九月下旬、濱田寺社御奉行所ゟ、廻章ヲ以犯法之義無之樣、銘々無由（油）斷心付可申旨、御嚴重ニ御達有之、御互ニ奉承伏候義ニ御坐候、當國も當夏御山御料內博奕等致候者者勿論、諸寺院社家惣而犯法之者嚴敷被遂御穿鑿、御代官御手附手代衆、俗家者不及申、寺社領江も踏込數多被召捕、夫々御咎被仰付候由承及申

候、御當領ニも、近來神職之後家娘共、旦寺之僧と奸婬致、又ハ先祖年忌之佛事ニ旦寺ニ參止宿、長居致、悪評を受、女之貞操を亂し候者も有之、且又於旦寺も、寺院坊舍ニ女人を留め、或者尼僧を長く止宿爲致、飲酒邪婬破戒之僧衆も不少候、銘々共乍不及、兼々致見聞候佛說と引合相考見候得ハ、不快義共も御坐候得共、年來懇意ニ仕來候得ハ、是迄者致勘辨居候、何卒事穩便ニ御折合被下、當職宗(總)領幷家內男女ニ至迄、離旦狀御出シ被下候ハヽ、御本所吉田殿被願立候神祇道、御趣意も相立、於銘々共も、積年之遂志願、大慶至極ニ奉存候、於旦寺も、僅ニ神職壹軒ゟ貳軒ゟを相手取り、遙之江府ニ出張被成候も、御苦勞千萬之儀、銘々共も御存之通、薄錄(祿)困窮者ニ候得ハ、全以關訴相好候儀ハ無御坐候間、何分離旦狀御出シ被下候ハヽ、於濱田表無差縺之儀、穩ニ相濟可申と被存候、銘々神道葬祭ニ相成候共、旦寺同樣、是迄仕來之通相勤可申、其上子供數多有之、致分家候節者、是迄賴來候菩提寺之旦那ニ可仕候心得ニ御坐候間、前件之趣、三隅龍雲寺樣共、得与御相談被成下、宜御取計御賴上候、誠ニ佛祖釋尊之經說之通、悟道守戒潔白之大德、御兩寺樣方之御高案以、面々菩提寺ゟ、近々品能離旦狀御出シ被下、穩便ニ相片付候樣、御賢配可被下候、此段偏ニ奉願上候、以上、

三隅組惣代都茂村
大宮司
原屋　近江
天保十四年
卯十二月
益田見
正田
両組惣代上波田村
神主
田中　大膳
同両組惣代津田村
大宮司
篠田　伊豫
妙義寺様
几下

前件之通相認、卯十二月中旬、笹倉村大宮司堀江因幡、兼々妙義寺と別懇ニ付差遣候處、其後妙義寺ゟ返書至來（到）、左ニ、
御貴札至來（到）、拜見仕候云々、然而、各御社中近年御自分神葬祭御願出被成、即從御上、菩提寺に掛合、離旦狀取付、双方ゟ願出候樣被仰付之趣、依之各々菩提寺に、書狀ヲ

以御頼置、番頭氏子を以度々御掛合之所、何れ脇寺院並彼可有之与之返事ニ而、兎角埒明不申、被成御心配之由、龍雲寺樣共致相談、早春迄ニ離旦狀被差出候樣、心配致シ呉候樣被仰越、此旨御尤ニ(マヽ)千萬、別紙御口上書等開見、委細可應相心得、內々含置申候、然ル所此度各方思召立之處、至而御大望事と奉存候、乍併御別紙中、前文之處、神祇道ニ付、至極御尤之儀ニ被存候、下段之文面、他非重々、甚タ見聞致苦敷事ニ存候、ケ樣之書類、表向時ハ、却而御大望之妨、御上江御厄介、双方之亂動甚以不宜、拙寺ゟ龍雲寺樣江相談与申事も六ッケ敷奉存候、他非訴訟ケ間敷文言一切御拔、只神祇道神葬祭一筋之所取計見呉候樣、穩(和カ)化之文言ニ御書直シ、御越被成候ハヽ、乍不及、龍雲寺樣江御伺、示談之上、成丈扱可申儀ニ御坐候、然シ家內中離旦神葬与申儀ハ如何可成者ニ候哉、急々愚案ニ落兼申候、篤々(とカ)御考再評之上、前文申候樣御書替御越可被成候、右愚答旁々得貴意如此ニ御坐候、早々頓首、

十二月十七日　　妙義寺

田中大膳樣

貴下

再啓、乍憚、篠田氏、原屋氏其外御社中方江、宜敷御頼申候、尚本文申上候樣、御口

上書一應御返却仕候、

十二月廿五日出之書狀、廿七日至(到)來ニ付、年內餘日無之、依而其儘打置、辰二月五日、上波田村ニ罷越、相談之上、又々口上書相調、妙義寺に遣ス、左之通、

神職之輩も、往古ゟ死去致候節者、神代之遺法ヲ以、唯一神道自分神葬祭ニ仕來候處、昔年異國ゟ、邪宗門之徒致渡海、神國を魔國ニなさむと、邪法を弘め、種々妖術をなし候ニ付、下賤愚昧之者共ハ不及申、歷々之武士も歸依致信仰、其長(張)本石田治部少輔三成、小西攝津守行長、安國寺惠瓊等徒黨を結ひ、謀叛を企、日本を魔國ニせむと、亂逆ニおよひ候得共、神國の神威強く、濃州於關ヶ原、慶長五年古今之仁君文武兼備之御大將東照神君と戰ひ、逆賊等悉く討亡され、其張本共被處嚴科候、同八年東照宮被補征夷大將軍給ひ、其時大久保相模守樣に被仰付、切支丹邪宗門僧俗共ニ嚴敷御改有之候得共、其後寛永之度、切支丹之殘黨、肥前國嶋原ニ一揆を起し、關東ゟ討手之爲御大將、板倉內膳正樣、松平伊豆守樣、被遊御下向、九州之御大名衆力を合られ、被爲成誅伐候得も、凶賊共一時滅亡致候由承り申候、依之、又々委敷從公儀、邪宗門御改有之候節、伊勢兩宮、京都賀茂上下神主衆、其外五畿七道之大社舊社之神職中、先例古格を申立、神代之遺法を以、自分神葬祭被願立候得も、御聞濟被仰

付、其後天和二年戌八月、從公儀御條目を以、天照大神之掟ニ背、異國之怪法尊間敷事、葬祭之儀者、神道儒道可任望事等、十三ヶ條を以被仰出、其頃ゟ、加賀、能登、越中、筑前、備前、周防、長門、奥州會津領等之神職中、神葬祭願出、御許容被仰付候、且又元祿八年、水戸侯之大儒舜水先生死去之節、常州久茲(慈)郡瑞龍山ニ、儒法を以葬給ひ、同十三年、水戸中納言光圀卿薨給ふ時、御遺言ニ依而、同く瑞龍山ニ奉葬、其儀式專ら儒禮を用ひ給ふ由、水戸西山遺事年山記(紀)聞等ニ相見へ申候、遠國邊鄙之神職ハ、天和之度被仰出候御趣意も承り及不申罷在候、然ル所、去ル寛政年中、御本所吉田殿被思召候者、目出度御時節柄ニ付、儒佛を始修驗其外瞽官之類末々之輩ニ至迄、無殘處取締行屆候之處、獨り吾國爲萬法根柢神道而已致衰廢候事、甚以歎ヶ敷、抑神祇道ハ治國平天下、祭政唯一、古今不易、萬機之御政事最第一之儀ニ付、於禁廷も以神祇管(官)被爲置諸官之上ニ候事、是神國之風儀、重天神地祇給ふ故也、依之數通之御綸旨、關東御代々御條目被下置、忝も神祇管領長上祭官之重職乍居、諸國之神職取締行屆兼候而ハ、不相濟儀与被存、武州江戸小石川ニ出張役所を構へ、神祇道取締被致候得共、兎角混雜之儀共有之、其濫觴を委敷被相尋候處、諸國之神職共死去致候節、俗人同樣ニ佛葬ニ致候故、佛旨ニ泥ミ、却而神祇道學事疎々敷、吉凶混雜致、職業致

頽敗候者共不少由相聞、當時配下之神職、且寺相離候迚、日本國中數百萬之人高ニ對シ候得ゟ、大海一滴九牛之一毛、於寺院何之妨ニも不相成、元來諸社之禰宜神主者、皇國皇神ヨ上古ゟ奉仕來候得ゟ、切支丹邪宗門之徒ヨ無之儀者明白ニ付、何卒神職家内一統、唯一神道、自分神葬祭願立、數通之御綸旨、關東御代々御條目之御趣意申諭、神祇道取締度被思召、依之關東ヘ御由緒書以願書被申立候ゟ、諸國之神職共、一國一郡或者神勤組合神職連印ニ而、家内一統神道宗門ニ立戻り度願出候者者、當家ニて神葬祭傳授を受、宗門請合證狀、其筋ヘ差出シ候輩者、神道宗門ニ被仰付可被下候、宗門改之儀者、當家ニ而嚴敷相改、御料ハ御代官、私領ハ領主地頭ヘ宗門請合證狀差向、急度取締候間、御明察之上、願之通何卒御許容被下候ハヽ、神祇道之筋、暫時ニ取締、永久不致混雜、吾國之道興榮、神代ゟ之遺法、詳ニ相立、第一數通之御綸旨、關東御代々神社御條目之御旨、東照神君御懇情之御趣意も照輝き、神籬磐境神事、宗源之妙業を以、寶祚無窮、御武運長久、天下泰平、異敵降伏、萬民安樂、五穀豐饒之御祈禱、被抽丹誠候儀、當家之幸福、配下之神職共、神祇道堅相守、職業繁榮可仕、左候ハヽ、萬々歲之御恩德難有可奉仰候、此旨吉田侍從三位殿參府之上、可被願立筈之處、所勞依而、無餘儀御使者鹽田兵庫之助ヲ以、寬政九年巳□八月廿五日關東

寺社御奉行所江被願立置候由、此趣追々諸國之神職聞及ひ、播州赤穗領、伊勢龜山領、奥州仙臺領、近年豐前小倉領、伊豫今治領、信州松代領、紀州、其外關八州五畿内四國中國九州之神職中、或者一郡、又者五軒八軒宛、連印致、自分神葬祭願出、神道宗門ニ立戻り候輩數多有之候由、依而者、石州濱田御領之儀も、當人嫡子ハ勿論、當人妻、嫡子妻者、御本所吉田殿ゟ、神子官を受、家内一統神道宗門ニ立戻り度旨、御領主表江願出可然之由、銘々共致上京候節、吉田御役人中度々被仰聞、猶又去ル天保八年酉十一月、一向宗与掛り合一件、御領分中御觸書之儀ニ付、御呼出有之候節、篠田伊豫、田中貢、江木嶋之助三人、濱田寺社御奉行所江罷出候節、御先役香取御氏御噺ニ、關東よハ社頭葬祭、自分葬祭、當人嫡子葬祭とて、數多類例有之由、委細ニ被仰聞、彼是ニ付、銘々共致相談、天保十年亥十月、濱田寺社御奉行所江、家内一統、自分神葬祭仕度願書奉差上、又候去年六月三隅組、疋見組、益田組三組之神主共奉願候得て、於御上樣も、不被爲捨置、江戸御伺ニ被成下、九月十八日、惣代壹人御呼出シニ而、寺社御奉行樣被仰聞候者、神葬祭之儀、諸國類例多く、既ニ御舊領上州館林ニも有之事ニ候得共、銘々菩提寺へ一應之懸合も不致候而ハ、願之趣難取上候間、菩提寺江掛合、熟談之上、離旦狀取付、双方ゟ當役所江差出シ、吉田家江神葬祭免許願出度旨ニ

候ハヽ、勝手次第申出不苦候旨被仰聞、千一離旦狀難差出申寺院も有之候ハヽ、其時之趣ニ寄、双方共ニ關東江御差出ニも相成可申哉、何分熟談出來候樣取計可致旨被仰候ニ付、銘々致出會、示談之上、閏九月書狀ヲ差遣、其後使ヲ以、度々及掛合ニ候得共、何れも脇寺院並々々と計り被仰、今以有無之御返答無御坐候、迷惑至極ニ奉存候、御領主表ゟ、江戸御伺ニも相成候事故、難捨置、扨々込(困)入申候、佛說ニも、佛祖釋尊者眼を望者有之候得ハ操(繰)出シ與へ給ふ由、猛虎を憐ミてハ、御身之肉をはふへ給ひしとり承り申候、誠ニ佛法高大之御慈悲、尤さこそ可有御事と、銘々乍不及、打寄感心仕候、何れも佛道御修學之寺院方ニ御坐候得ハ、此段御勘辨被成下、當人嫡子者勿論、家內共ニ至迄、離旦狀御出シ被下候ハヽ、御本所吉田殿被願立置候神祇道御趣意も相立、銘々共も積年之遂志願、大慶至極可奉存候、於旦寺方ニも、僅ニ薄錄(祿)之神職壹軒ゟ貳軒ゟ相手取、遙ニ江府江御出浮(府カ)被成候樣ニ相成候而も、御苦勞千萬之義、銘々一統困窮者ニ御座候得ハ、至以關訴相好候儀者少茂無御座候間、何分離旦狀御出シ被下候ハヽ、故障無差縺之儀、於濱田表、穩ニ相濟可申与奉存候、銘々神道葬祭ニ相成候共、慶長寬永之比ゟ以來、代々先靈并家內男女共之位牌致安置候寺院之事ニ御座候得ハ、萬端是迄仕來之通、旦寺同樣相勤可申候、其上子供

數多有之、分家致シ候節も、是迄願來候菩提寺之旦那ニ可仕候心得ニ御座候、前件之通、三隅龍雲寺樣共、得与御相談被成下、何卒御兩寺樣方御高案ヲ以、銘々菩提寺ゟ、近々品能離旦狀御出シ被下、事穩便ニ相片付候樣、宜御賢配可被成下候、此段偏ニ奉願上候、以上、

天保十五年

辰二月

三隅組惣代都茂村

大宮司

原屋　近江

正見益田兩組惣代上波田村

神主

田中　貢

同兩組惣代津田村

大宮司

篠田　伊豫

妙義寺樣

再ビ前件之通書改、二月八日態飛ヲ以、妙義寺ゟ差遣候得共、其後何之返答も無之、依

而三月十六日、社中相談之上、妙義寺江催促狀認、同十八日差遣ス、文言左ニ、
一筆啓上仕候、春暖之候御寺內益々御安全被成御坐、珍重ニ奉存候、然者先達ゟ、銘々旦寺江離旦之儀御願申上候ニ付、於貴寺茂、定而御心配被成下候半と奉存候、其後爲何御左右も承不申、御法中如何共被思召候趣ニ御坐候哉、御樣子承度奉存候、兼而申上候通、只樣延引ニ相成候而者、奉對御上、銘々共江御口達之趣等閑致置候樣ニ相聞候而茂、如何敷奉存候、此段御賢察被成下、近々之內銘々旦寺御返答之御樣子被仰聞可被下候、大キニ懸御心配候段、偏ニ御用捨可被下候、右貴報承度、以愚札如此ニ御坐候、恐惶謹言、

三月十八日

都茂村　原屋　近江

上波田村　田中　貢

津田村　篠田　伊豫

妙義寺樣

同廿一日妙義寺ゟ返書到來、左ニ、

貴札開見仕候、如仰春暖ニ御坐候處、各々御堅勝被成御坐候之由、奉珍重候、然而、先達御願之義、龍雲寺樣へ御伺上、右御賴書入御覽候所、龍雲寺樣ニも、事六ツケ敷被仰候、餘御役用御多繁中、右御賴書暫差置候樣仰ニ付、御預ケ申置候、今夕爲何御沙汰も無御座候、其內御返答次第、此方ゟ樣子及貴報可申候、左樣ニ御承知可被下候、右貴報如此ニ御坐候、早々不宣、

三月十九日　　　　妙　義　寺

津田村

篠田伊豫樣

上波田村

田中　貢樣

都茂村

原屋近江樣

三月十九日妙義寺ゟ、右之通返書到來、龍雲寺之樣子次第、此方江返答可申旨ニ有之候得共、何之返答も無之、只樣日數相掛り延引候而者、御上樣ニ付恐も不少、依而又々

五月廿八日社中出會相談之上、此度ハ、彌御公訴と相定、先妙義寺に今一應懸合請と相決、六月朔日態飛ヲ以、妙義寺へ遣ス書狀、文面左ニ、

一筆致啓上候、先以御寺内彌御堅勝ニ可被成御座、珍重ニ奉存候、然而、自分神葬祭之儀ニ付、銘々菩提寺ゟ離旦狀御出シ被下候樣、御取扱御頼申候處、御引請被下、當三月三隅龍雲寺樣に御伺被成候所、事六ッケ敷御申被成候由、右一件ニ付、銘々共ゟ頼書暫差置候樣仰ニ付、貴寺ゟ御預置被成、其内御返答次第、爲御知被下候樣、御返書被下候ニ付、有無之御返答可有之与、銘々相待候得共、于今爲何御沙汰も無御座、如何之趣ニ御座候哉、貴寺ニ者、去冬以來神祇道ニ付、至極尤成願之由被仰聞、且頼書下段他非訴訟ヶ間敷文言一切相除、只神祇道神葬祭一筋之所取計見吳候樣穩(和カ)化之文言ニ書直し差越候ハヽ、乍不及龍雲寺樣に御伺、示談之上、成丈扱見可申由、去暮預御返書ニ、忝奉存候、依之、當二月上旬、銘々致會合、御狀之趣得与相考候所、神葬祭之儀首尾能成就致候得ハ、他非ニ不及儀、何ニも至極御尤之御意存与申候ニ付、任仰ニ、菩提寺之内、尼僧止宿、飲酒破戒、女犯放蕩之事共、惣而他非訴訟ヶ間敷文言不殘除ケ相認替、御頼書差遣候義ニ御座候、銘々愚案仕候ニハ、龍雲寺樣ニおゐても、貴寺樣御同意ニ而、頼書ニ委敷申上候通、社家神葬祭之儀者、諸國類例も多

く、其上佛祖釋尊ハ、鴿且猛虎を憐ミて、御身之眼肉を與へ賜ひし事跡等も、御勘辨被成下、御助言被成下候ハヽ、銘々菩提寺ゟ、品能離旦狀御出シ被下候樣ニ相成可申と奉存候處、貴寺樣御意存とハ違候由ノ趣、其節ハ、龍雲寺樣ニも御役用御繁多之趣承候得共、追々御閑暇茂候ハヽ、右賴書熟覽被成下、宜敷御再案も出來可申哉と相考居申候得共、爲何御沙汰も無御座候哉、先達而も度々申上候通、御領主表ゟ、江戶御伺ニも相成候事故、難捨置、心せき候得共、何卒御兩寺樣御取曖ヲ以、銘々積年志願之通折合候ハヽ、御上樣御厄害(介)筋無御座、双方穩便ニ相片付可申与奉存候、當三月ゟ、長々見合候得共、是迄爲何御返答も無御座候、迚も龍雲寺樣當りさへ御不頓着ニ而、等閑被成候得者、幾年相待候共、銘々菩提寺ゟ品能離旦狀御出シ被下候樣ニも相成申間敷候、賴書ニも申上候通、銘々小錄(祿)困窮者ニて、全以關訴相好候儀者少シ茂無御座候、其上寺社家双方共ニ、公邊ニ罷出、我執爭論ニ及ひ、隱惡放蕩之事共言上仕候樣ニ相成候ハヽ、寺社家之內ニ者、退職之者も出來可申、甚以恐多苦々敷儀ニ奉存候、於御領主表も、銘々菩提寺へ、一應之不致掛合も候而者、難取上被仰渡候得共、去年閏九月以來、數度穩便ニ懸合候而も、貴寺之末寺方、事を左右ニ讓り、今以有無之御返答無御座候得者、此上者最早致方無御座候、近々濱田寺社御

奉行所に御願奉申上、御添書頂戴仕、蒙御下知、關訴可仕与奉存候、右爲可得貴意早々如此ニ御座候、恐惶謹言、

辰

六月朔日

原屋 近江

田中 貢

篠田 伊豫

妙義寺様 貴下

前件之通り相認遣候處、同三日妙義寺ゟ返書到來、左ニ、

過ル朔日華墨到來、御報可申上筈之處、及御聞候御座候哉、當年江湖番ニ付、春以來至而多用勝之處、別而五月廿四日ゟ授戒會興行、過ル朔日滿戒ニ而、右御報得不仕、失敬御用捨可被下候、然而御社中御自分神葬祭之儀、檀寺ゟ離旦狀之儀ニ付、龍雲寺様与相談之上、披見吳候樣、去冬ゟ御賴之所、御書中餘り見苦敷文言茂有之候ニ付、御書直シ被成候ハヽ、龍雲寺様へも御伺見可申旨申上候得ㇳ、當二月御書直シ御越ニ付、三月龍雲寺江右書類持參ニ而御伺見申候處、事六ツヶ敷被仰、暫書類差置候樣仰ニ付、任其意置候所、御彼方茂何角御繁多中、暫御延引被成、四月廿日頃、御呼出シニ付、罷出候處、御宗門之儀者、從大公儀拾五箇條之御垂範ヲ以被仰渡茂有

之候ニ付、在寺院も勿論、本寺役寺向ニても、容易ニ取計致シ苦敷事ニ付、宗判心得方之義、支配下中にも御達茂有之、拙寺にも同様被仰渡、尚又御社中方ゟ右返答振之所茂、直對口上ニて可及返答之旨被申達候儀ニ御座候、然ル處拙寺儀も、四月廿日過ゟ、少々不氣分、長々聢与不仕、猶五月廿四日ゟ過ル朔日迄授戒會前後大取込、乍存延引仕候、此段御推察可被下候、御出盆之節、御三人之內御兩人成共、又者御壹人成共御立寄被下候ハヽ、右口上ニ而御返答申上度儀ニ御坐候、尤八日頃ゟ十一日頃迄者、少々他出之事も無覺束御坐候、右可得御意旁愚答如是ニ御坐候、早々頓首、

辰六月三日　妙義寺

篠田伊豫様

田中　貢様

原屋近江様

妙義寺ゟ前文之通ニ付、同四日、篠田伊豫、田中貢兩人、同寺に被越、致直對候處、先方演舌之趣、大公儀ゟ拾五ケ條御垂範ヲ以被仰出候御宗判之儀ニ御座候得も、法中爲私と、離旦申事六ッケ敷、御上ゟ各々方御願通神葬祭被仰候ハヽ、其時御

上之御成下りを受可申事候、拙寺ゟ御頼書ニ、趣〔ニ脱カ〕寄候ハヽ旦寺諸共、江府ゟ罷出可申旨、御決文ニ相見ゟ候得共、其儀者有之間敷旨、妙義寺申口ニ付、所詮離旦出來不申ニ就而、去冬以來頼之趣破談手切之及挨拶歸申候、

眞言宗勝達寺ゟ、去秋以來、増野河內、堀江因幡、堀江藏人、堀江左京、草野薩摩、五人之社家旦那ニ付、數度及掛合候得共、是も離旦之儀、公儀より被仰出候ハヽ、其時者趣之寄、兎も角も可致候得共、拙僧爲私之離旦之儀得不仕旨申切候事ニ御坐候、時宗萬福寺者、大嶋常陸旦寺ニ付、是も去秋以來以書中數度掛合、猶又致直談、懸り合、此內も又々書狀ニて掛合候得共、何きとも同樣離旦出來不申候、

勝達寺、萬福寺等ゟ掛合之書中、先方々之申口等、委細筆記仕、言上可仕義ニ御坐候得共、凡掛合之趣、禪宗寺院共と意同ニ付、書中繁雜ニ御坐候間、却而御見聞恐入文略〔マヽ〕仕候、所詮諸寺院共と柔和之離旦難出來候、此段乍恐御賢察之上奉仰賢覽候、誠恐誠謹言、

天保十五年

辰六月

神主惣代遠田村

大嶋常陸

同　笹倉村

堀江　因幡
同　津田村
篠田　伊豫

寺社
御奉行所

奉願口上覺

私共去ル天保十年亥十月以來、自分神葬祭之儀、度々願書ヲ以奉願候得て、去年卯九月、惣代之者被召出、被仰付候御達之趣奉承仕候、其後三隅、疋見、益田三組之內、神葬祭願立之者共致集會、閏九月銘々菩提寺ゟ、書中ヲ以離旦之儀懸合、其後も度々有無之返事催促仕候得共、何をも脇寺並と計返答有之、一向埒明不申、依之、去冬十二月、本寺上本鄉村妙義寺ゟ、此度神葬祭願立之趣意委細筆記仕、願書相認差遣候處、神祇道ニ付至極尤成願之由、併下段他非訴訟ヶ間敷文言一切相除ケ、只神祇道神葬祭一筋之處取計見吳候樣、穩化(和カ)之文言ニ書直シ差越候ハヽ、乍不及龍雲寺ゟ伺、示談之上、成丈扱見可申由被申越候ニ付、當二月上旬又々致集會、妙義寺之返書

之趣、得与相考見候處、銘々家内一統離旦狀被差出候樣取曖被吳候得て、他非訴訟ケ間敷儀不及申事ニ付、菩提寺之内尼僧止宿、飲酒破戒、女犯放蕩之事共不殘相除ケ、穩(和カ)化ニ賴書認替、妙義寺江差遣申候得者、同寺ゟ三隅龍雲寺江被懸合候處、龍雲寺ニハ不承知ニ而、事六ツケ敷被申候由、其後書狀ヲ以、催促仕候得共、妙義寺ゟも有無之返答不被致候ニ付、當月朔日妙義寺江又候催促書狀差遣候處、同三日、同寺ゟ返書ニ、惣代之者一兩人來候ハヽ、直談可致旨申來候、翌四日早朝篠田伊豫、田中貢兩人妙義寺へ罷越候、直應對口上ニ而、此內御賴之自分神葬祭離旦取扱之儀、龍雲寺江も及示談候得共、御宗判之儀者、大公儀ゟ拾五ケ條御垂範ヲ以被仰出儀ニ付、在寺院者勿論、本寺役寺向ニ而も、容易ニ取計致苦敷事ニ付、宗判心得方之儀、支配下江も御達有之、拙寺江も同樣被仰渡候、尙又御社中江、右之趣直對口上ニ而可及返答旨被申達候儀ニ御坐候、依而者各々御自分神葬祭願立之儀、於公儀御許容被仰付候ハヽ、御上成下り之儀者、御受可申旨、妙義寺被致傳達候、去秋ゟ寺院江掛合賴書等、別紙ニ相認奉入御賢覽候、右等之次第ニ御坐候得て、銘々菩提寺ゟ熟談之上、離旦狀取付候儀者、出來不申、且又家内之者共ハ、菩提寺宗判引導受可然旨御達之趣奉畏候得共、去年卯六月、趣意書ヲ以委細奉申上候通、近頃銘々菩提寺之中

〻者、佛祖之戒律を破り、五戒をも不被相保候得ハ、家内之者与申候得共、破戒之僧徒之引導受候事、甚以歎ヶ敷奉存候、乍不及佛說之趣承候得者、梵網經曰、酒者起罪因緣也、亦曰、酒咎更深、一切衆生顚倒之心生ス、是菩薩之波羅夷罪也、亦曰與人飲酒者、五百生無手虫生ルと被說、佛祖釋迦者、五戒之内第一ニ飲酒を深く被致禁戒候、又寶積經曰、所謂女人ハ地獄使、能ク斷佛種子、外面似菩薩、内心如夜叉、一ヒ見於女、能ク失眼力功德、縱雖見大蛇、不見於女人、又阿含經曰、一度ハ見女、永結三途業、況於一犯乎、可落無間地獄と相見ニ、大寶元年御撰定之僧尼令曰、僧不得輙入尼寺、尼不得輙入僧寺と有之、寛文五年諸寺院共ニ、從公儀被仰渡候御條目ニ、他人者勿論、親類之好ミ雖有之、寺院坊舍ニ女人不可抱置旨被仰付、先般又從公儀嚴重ニ御取締方被仰出、無宿惡黨者不及申、或者僧俗社人ニ不限、犯法之者有之候者、公邊御役方ゟ被召捕候も有之旨、去年卯九月、以御廻文、尼僧止宿之儀、昨年中も相觸候上ハ、何れも心(得脫カ)違ひ之者有之間敷候得共、尚此上院内ニ婦人止宿之儀無之樣急度心付可申旨、且於寺院酒宴ヶ間敷儀有之、中ニハ夜陰迄も人寄集、小唱(唄)等唱ひ、遊興ヶ間敷儀有之由、以來右躰之儀於有之者、急度可被及御沙汰旨、其外數ヶ條ヲ以、寺社共御嚴重ニ御觸示被仰出候ニ付、銘々共奉承伏候、村方ニも同樣御達有之、所役人ゟも心付候ニ付、尼僧

有之菩提寺者、當分尼僧退去致候得共、又々無間立歸り、致同居申候、飲酒之儀者、何
迄も不施（絕カ）被致、中ょハ手酒を造り候菩提寺も不少候、前件佛祖釋迦之經說之趣意、
得与相考見候所、爲僧与人飲酒者、五百生無手虫ニ生替り、一度致女犯候僧者、落無
間地獄、又破戒之僧者墮于地獄、旦那も又墮于地獄候譯合ニ御座候得ハ、破戒放蕩
之菩提寺之引導受候事、甚以不快殘念至極ニ奉存候、然ル所、去卯三月、從公儀御觸
書ニ、吉田白川家陰陽師神事舞太夫等新規門下ニ相成、又ハ百姓町人ニ而も、身分
相應之許狀請候者者、御領主表ニ願出、添翰ヲ以、其筋ゟ許狀可請申旨被仰出候儀
ニ御座候得ハ、何卒銘々共次男三男有之候者共ハ、吉田家ゟ身分相應之許狀を受、
母妻女子ハ神子之許狀を爲受、當人嫡子幷家內男女ニ至迄、吉田殿ニ御願申上、神
葬祭免許傳受仕、銘々是迄之菩提寺一圓離旦仕度奉存候、右之廉々被爲在御賢察、
格別之以御憐愍、家內男女ニ至迄、神道葬祭御許容被仰付被下置候樣奉願上候、前
件之通、銘々菩提寺ゟ離旦狀不差出候ニ付、乍恐不顧御厄害（介）、又々御願奉申上候、萬
端ニ付、願之通難被仰付儀も御座候ハヽ、千萬恐多御儀ニ者御座候得共、御添書頂
戴仕、蒙御下知、江府寺社御奉行所ニ御願申上度奉存候、乍然薄錄（祿）困窮者共ニ御坐
候得ハ、全以闕訴相好候儀ハ少茂無御座候間、何卒當御上樣以御嚴命、願之通神職

共家內男女ニ至迄、自分神葬祭御許容被仰付被下置候ハヽ、厚大之御仁恩、領主違署之神主共、子々孫々ニ至迄、永世忘却不仕、一統難有仕合ニ奉存候、此段早被經御沙汰被下置候樣、御執成之程偏ニ奉願上候、以上、

天保十五辰年
六月　日

三隅組神主惣代
丸茂社神主
野上　金平

同
都茂村大宮司
原屋　近江

益田組神主惣代
木部村神主
田中　山城

同
木部村神主
田中　因幡

同
上波田村神主
田中　貢

同
下吉田村大宮司
眞庭　伊賀

同

津田村大宮司
篠田　伊豫

寺社
御奉行所

右願書相認、尚又卯九月ゟ、銘々旦寺ニ掛合、且本寺妙義寺ニ掛合、幷趣意書、同寺ゟ返書等ニ至迄、洩なく書立、六月廿三日篠田伊豫、堀江因幡、増野河內、出濱可致候處、篠田伊豫事、三隅二ノ宮御國恩祭講談ニ罷越候ニ付、爲其替りと、上波田村田中貢右之人數ニ相加り、出濱願立申候、尤三隅組も、都茂村原屋近江、丸茂村野上金平え、此方と示談も相濟居候得共、三隅上市野上山城、岡見村野上淡路、木東村野上甲斐之介、三人之內壹人、此度出濱被致可然旨、兼而申通置候所、三人衆不賴着ニ而、旦寺之掛合も麁略と相見ニ、惣代出濱之事も不究ニ付、出濱之期ニ相成、俄ニ被致顚倒、出濱延引ニ付、別願書ニ而、跡ゟ早速願立ニ相成申候、願面之儀者、凡同意有之候ニ付不記之、又益田組之內、益田村增野河內、笹倉村堀江因幡、上久々茂村堀江藏人、乙子村堀江左京、仙道村草野薩摩、此五人ハ眞言宗、遠田村大嶋常陸者時宗ニ付、何れも宗旨違ひ之分者、別願書ニ相認申候、疋見組疋見東村

齋藤俊治、同西村齋藤伊織、千原村齋藤伊豫、澄川村藤井大隅、右四人ハ組違ひニ而、別願書相認願立申候、凡願面小違大同ニ付不及記、扨又益田組大谷村神官久保傳者、發願ゟ同意ニ而、社中議定連判ニも相加りなから、當辰三月十六日、自分而已ゟ、仙道村草野薩摩をも誘引致、議定連判を破り、此度之願主連印洩可申由相企候旨、草野薩摩腹立いたし、銘々共ニ申聞ケ候ニ付、其夜、久保傳を增野河內宅ニ呼寄、田中貢、篠田伊豫立會ニ而、異心之趣及〆詰無紛、依而連判相除ケ申候、渠ゟ內心を察候ニ、神葬祭願立一條ニ付而者、御上ニも及强訴、又者何ケニ付、諸雜費厭ひ抔、彼是をおそれ、違變ニおよひ申候と被相考候、言語同斷之臆病之白（シレ）癡（モノ）ニ而、神職之風上ミにもおかれ候者ニ者無之候、扨又增野河內、堀江因幡、田中貢三人之衆、六月廿三日三隅泊りニ而、廿四日濱田着、廿五日寺社御奉行所ニ參、前件之願書差出シ被申候而、言上趣左ニ、

去卯九月十八日、爲惣代田中貢被召出、御口達御剪紙ヲ以被仰渡候趣、銘々共一統奉承伏、閏九月中旬ゟ、銘々菩提寺ニ書中ヲ以掛合、又者直對ニ而掛り合も致候得共、菩提寺共何れも脇寺院並と申族も有之、又者離旦狀差出申事不相成抔と申義有之、兎角埒明不申、銘々共ゟ御上樣ニ願出候事ニ候得て、草々難相待、無有返答可

承旨詰掛候得共、事を左右ニ讓り、返答致不申、ヶ樣ニ返答及遲々候而者、對御上ミ恐も不少と存、十二月初旬、上久々茂村堀江藏人宅に、篠田伊豫、田中貢兩人致會合、所詮銘々菩提寺に掛合候共、埓明申間敷、本寺妙義寺に懸合可申と致相談、神葬祭願立之趣意書幷賴之書狀相調、同月中旬差遣候處、同月下旬妙義寺ゟ返書到來致申候、於妙義寺も致迷惑候と相見へ、神葬祭ニ付、趣意書至極尤候、乍併下段他非訴訟ヶ間敷文言相省候ハヽ、三隅龍雲寺共致示談、乍不及取計見可申と返答候得共、年内餘日も無御座、其儘ニ打過、當辰二月篠田伊豫、田中貢宅ニ罷越、趣意書書直シ、致示談、同月妙義寺へ遣候得共、返答延引ニ付、三月中旬返答催促狀遣候所、妙義寺ゟハ、龍雲寺に申入置候間、彼方ゟ返事次第返答可申旨申越候而、兎角隙取候故、又候六月朔日返答催促狀遣候所、同三日惣代之者一兩人來候ハヽ、直對返答可申候由申來候ニ付、田中貢、篠田伊豫兩人罷越候所、妙義寺申口ニ者、宗判之儀者、大公儀ゟ拾五ヶ條御垂範ヲ以被仰渡候事ニ付、役寺本寺勿論、末寺共ニ至迄、離旦と申事出來不申、依而者各々方御賴之趣取扱相成不申由被申候ニ付、手切之挨拶致罷歸り申候、委細之儀者、去閏九月ゟ菩提寺並妙義寺に掛合之書類等、無落相認奉入御覽候、此上者、銘々共旦寺坊主共に離旦之儀掛合候共、承引仕間敷候間、乍恐御上

意ヲ以、諸且相成候樣御歎申上候、委細之儀者、願面ニ相認、奉願上候と言上致候所、御奉行野嶋佐中太殿、願書其外書類御一覽之上、御笑ひ被成、被仰候者、此趣意書ニ而者、坊主共も嘸迷惑致つらん、願書之趣、承屆候、重役に及言上、寺院共に者、當御役所ゟ御沙汰可有之、乍併日間取も可有之候間、心長く相待(可脱カ)被申候と被仰候、尚又言上仕候者、大谷村久保傳事、神葬祭發願ゟ、銘々共と同意ニ御坐候所、當三月十六日ゟ、盟約破談いたし候間、此以後之所、渠同意ニ無御座候旨、言上ニおよひ候處、御奉行仰ニ、夫レハいらぬ成趣依而契約破談相成哉と御尋有之候ニ付、其儀者いら成譯とも、此方ゟ尋も不仕候と申上候得ハ、奉行仰ニ、傳者扨々はまらぬ男のと被仰候、乍此上宜御頼申上候旨及言上、廿六日各々歸村致候、

三隅組之内、木東村野上甲斐之介、三隅岡崎村野上山城、岡見村野上淡路、右三人之願書も、乍延引出來、廿七日頃野上淡路、寺社奉行所に持參、願込ニ相成候由、前件三人之内、木東村野上甲斐之助ハ、左のミ不取計ひの人ニ者無之候得共、殘り二人ハ惰弱不取計之人ニ而、此度益田組社家願立と一所ニ相成不申、跡ゟ漸々願書等も出來候事ニ候、疋見組之儀者、御締方役所澄川村ニ有之、御出張之御役人御坐候ニ付、社家葬祭願書も、締方御役所に差出申候、

共後迄之様子承候得ハ寺院共ゟも、社家願立葬祭一件ニ付、歎書差出シ申候趣相聞へ申候、追々秋分ニ相成、世上御神祭繁多彼是ニ付、濱田寺社御役所ゟ御伺ニ出候も延引ニ相成、同十月廿六日、田中貢出濱、寺社役所罷出言上仕候者、先達神葬祭願上、離旦之儀、社家共ゟ坊主共ニ掛合候而も、事を左右ニ讓り、無返答ニ御坐候ニ付、無據又々御厄介御願申上候、定メ而寺院共ニ御達シ被下置候半と奉存候、坊主共ゟ者、如何御請仕候哉と言上仕候所、御奉行仰ニ、此度各之願立之一件者、當御上御思召ヲ以、御裁許之筋ニ無之、悉皆大公儀大寺社所ニ御伺之上、御取捌キ相成候事ニ候、夫故當夏ゟ各々出濱之節、心長く相待可被申とハ申事ニ候、いまゝ寺院共ニ、沙汰筋ゟ不致之由被仰候ニ付、貢言上仕候者、在方ニ而、風聞承り候得ハ、寺院共ゟも、葬祭一件ニ付、歎書差上候由、いヶ成趣言上仕候哉と御伺申上候處、奉行仰ニ、イヤ寺院ゟ歎書と申も、格別之儀も無之、神葬祭之儀他國ニ者類例も可有之候得共、當國御當領ニ者、先例迚も無御坐候間、是迄之通ニ而相濟候樣との歎書ニ而、左のミ手込ミ候事も無之由被仰候ニ付、又貢言上仕候、乍恐毎々御厄介之儀申上候も恐入候得共、此度神葬祭願上候願主神主共之内ニ者、私始其外ニも老人共召連居候得者、何(イツ)頃願通御許容被仰付可有之哉、何(イツ)日頃願相叶ひ可(衍カ)可申哉

抔と、指折相待罷在候間、何卒一日成共、早々老人共ニ安堵致させ度奉存候ニ付、恐
も（不脫カ）顧、度々御窺ニ罷出候仕合ニ御坐候、乍此上、一日も早々願通被仰付被下置候樣
申上置、歸村ニおよひ申候、

共年も無程暮て、明レハ弘化二年巳正月、御年首の御城禮として、社中出濱致候
砌、田中貢にて寺社奉行被仰候者、兼々各々願立之葬祭一件も、當人、嫡子、隱居之儀
者願通相叶可申旨被仰聞候ニ付、貢言上仕候者、是ハ難有仕合、乍併、兼而當人嫡
子家內男女ニ至迄と申事御願申上置候得て、幸ひ益田增野河內ゟ罷出居候得
て、示談仕度く、直樣增野河內旅宿に罷越、此度奉行ゟ神葬祭願當人嫡子之所者
相叶可申旨被仰候、銘々共兼而之願ハ、家內男女ニ至迄との事ニ候得共、其儀達
而願立候ゟ、重々御厄介を懸ヶ候樣ニ相聞に、不宜被存候、此度者、篠田伊豫始不
參致し候者も多分有之候得共、其譯申聞候ハヽ、否と申者も有之間敷候間、御請
申上可然と、河內と內談之上、同道ニ而、寺社役所ニ罷出言上仕候者、

此度私共神葬祭願之儀、兼而當人者不及申、家內男女ニ至迄と御願申上候所、當人
嫡子計御許容被仰付候由、願立之神主共集會不仕候得共、銘々願立之意趣達而言
上仕候も恐不少奉存候ニ付、此度不參之者共に者、罷歸上意之趣爲申聞可申候、被

仰出候御趣意、神葬祭當人、嫡子、隱居之所御請奉申上候と言上仕候所、奉行仰ニ、此度及沙汰候儀、表立相違シ候申事ニ者無之、乘て當人、嫡子、隱居、家內男女も願立られ候所、當人、嫡子、隱居之外御聞濟有之間敷ニ付、內々被得其意候樣ニと申所ニ而、表向違候との事ニも無之、いまゝ御取調方も數々有之候事故、追而御沙汰可有之との事ニ付、左樣も御坐候ハヽ、乍此上宜御取計之段奉願上候と言上いゝし、奉行所退出申候、

三月上旬、濱田東御領小田村と申所に、田中貢神祇道講談ニ參候節、濱田通行ニ付、寺社御役所に罷出候所、二月上旬ゟ、御奉行野嶋殿御不快ニ而、無御應對、寺社御下役植地惣藏殿宅ニ參、致對面、去年以來願立置候寺院共と離(旦脱)之儀、御奉行ゟ被仰渡有之候而、坊主共如何御請申上候哉と御伺申上候處、植地氏被申候者、當春以來、佐仲太不快ニ而、未タ申渡も無之、此節追々快氣相成候間、不遠內沙汰可有之由御申ニ付、何樣宜御賴可申上旨申置、直樣小田村罷越候、四月中旬、濱田御城廻り、黑川村社家地八幡宮御造營成就ニ付、篠田伊豫講談罷越居候所、田中貢方ゟ書到來、左ニ、

一筆啓上候、其後不得御意候得共、彌御安全珍重奉存候、然者拙事も、當月初頃、小田

村に講談ニ罷越、歸宅之節、貴所御狀到來居候、拜見仕候所、其御地御大祭ニ御出浮（府カ）被成候由、御苦勞千萬奉存候、拙ニも御大祭に罷越可申旨、尾崎氏ゟも傳言、尙貴所御狀ニも有之候得共、長々小田村滯留致、歸りニ者奧筋日貫通ニ歸宅仕、留主中何ヶ取散罷在候上、宗門改旁ニ付不參、此段貴所ゟ伊岐介殿にも宜御傳言可被下候、私不參候共、貴君御出之事ニ候得ハ、事者欠ヶ不申候、尙又拙小田村參りけ、寺社役所に離旦御達之催促致候間、貴公ニも手拔なく、御催促可然候、何樣此度者存外之御大祭、此方於社中も一統大慶至極、書餘後顏と、早々如此御坐候、以上頓首、

巳三月十六日　　田中貢

篠田伊豫樣

追而申候、前文申候通、離旦催促御手ぬけなく御取計可被成候、以上、

右之書狀、三月十九日到來ニ付、御神事之間見繕、同廿日寺社役所ニ罷出候所、奉行も未タ不快ニ而無對面、植地氏ニ致應對、寺院共に離旦可致之旨御達シ被下候哉否哉、御伺申上候得ハ、惣藏殿御申ニ者、此內田中貢小田村參り掛ヶニ被出、離旦之否被及伺、貴所ニも、今日又々其儀被申候得共、貢にも演舌致候、佐仲太事も、當春以來病氣之所、此節漸々快方趣候事ニ而、未タ出勤も無之、何れ全快次第

御沙汰も可有之、長年神葬祭願ニ付而者、願主銘々も心配被致、御上御重役中も
不成大方御賢配有之、卿之儀も、關東大寺社所伺之上、御取計ニ相成事ニ有之候、
其上當御領寺社家之儀者、御公儀ゟ相應之御除地等も被爲附候事ニ而、御領分
中住居被致候得ハ、御預り之人柄ニ者候得者、猥之御取計も難出來、寺社家故障
何等之儀ニ不寄、大寺社所御差圖被受候間、此度之儀者、取分大造なる願、夫故氣
揉之計ひ難出來、其旨田中貢始願主之神主中ゟ申喩有之度候、佐仲太出勤被致、
出勤次第寺院共□（へカ）可及沙汰候と被申候ニ付、其請申、（御カ）退出致申候、夫ゟ社家地講
談も、廿二日迄ニ致、廿三日早朝黑川村出立、早駕籠ニ而、三隅湊ニ歸り、金毘羅社
ニ而講談致、一七日相詰、三月廿九日漸々歸宅致、濱田寺社役所之趣、以廻文社中
ゟ申遣、其後樣子聞合候所、寺社奉行も病氣全快ニ而、出勤相成候趣、又坊主共も
何ヶ相談と聞ゟて、そこ〳〵不會合致候樣子、寺社役所ゟ、離旦之儀も未タ不被
達之趣ニ依而、社中致相談、此度ハ笹倉村堀江因幡、上波田村田中貢、津田村篠田
伊豫三人、五月六日出濱致、寺社奉行所ニ罷出、言上致候者、
度々罷出催促ヶ間敷申上候、恐入候儀御坐候得共、先達ゟ寺院共ゟ、銘々共離旦之儀
御達可被下旨、言上仕置候、其後爲何御沙汰筋も無御座候ニ付、爲御伺罷出申候由申

上候得共、奉行被仰候者、成程去夏以來、神葬祭願言、尚又寺院共ゟ離旦達シ之儀ニ付而者、内調（シラベ）等も有之、其上關東御伺之筋も有之ニ付、昨年も不計延引ニおよひ、當早春以來拙者不快、依而是又延引、各々ニも度々被罷出候得共、不遂對面、三月下旬ゟ致出勤候得共、長々引籠居候ニ付、諸願取糺も差集ひ、役用大繁雜、寺院共ゟ之達シも致延引、漸々四月末ニ、禪宗方ハ三隅龍雲寺呼出シ、眞言宗方ハ同派ニ付、濱田浦寶福寺呼出シ、禪宗諸末寺并勝達寺等ゟ相達、皆々請書差上可申旨申付候と被仰聞候ニ付、雖有旨御禮申上候處、奉行被仰候者、諸寺院共ゟ請書差出候共、暫者隙取可申候間、各々其心得可然と被仰候ニ付、其旨奉畏候と申上、御役所退出、

直樣三人同道ニ而、濱田浦寶福寺ゟ押掛、遂法印對面、去月末寺社御奉行所ゟ上本郷村勝達寺ゟ御達之趣、貴僧御承之由、早速御申遣被成候哉、未タ遲々ニ相成居候哉と尋候處、寶福寺被申候者、拙僧寺社御奉行所ゟ被召出、勝達寺ゟ御達シ之趣被仰聞候と、拙僧直ニ可參儀ニ御坐候得共、御見掛之樣、粟嶋社御普請取掛り、他出難相成ニ付、憚成使ヲ以、翌日早速申遣候と被申候ニ付、夫ゟ又候寺社御役所ニ罷出、歸村之御屆申上引取申候、

其後龍雲寺ゟ、禪宗諸寺院ゟ申聞候と相見へ、妙義寺末流之寺院共、彼方此方と

立廻り、又者妙義寺に會合致、評定致候と相聞に申候、其外益田寺院之中ニ者、同宗ニ而無之も、集會加り候坊主も有之候由、追々樣子傳聞候得ハ、縱令寺社役所ゟ離旦請書差出セと被申候共、事を左右ニ讓り、御請さへ不致候得ハ、社家共も無致方、離旦致得申間敷抔申合セ候由、且又勝達寺も、益田諸寺院之評定に相加り、又濱田同派之法中共及相談、上府村光明寺を高野山ニ遣シ、眞言宗禪宗共色々もがき歩行候得共、御請書差出スゟ外詮方なく、彼是致ス內、高野山ゟ光明寺歸り候得共、仕出たる事も無之由、評伴(判)致候、兎角致內、月日ニ關守なく、無程十月ニ相成候ニ付、篠田伊豫致出濱、坊主共ゟ離旦之御請書差出候哉否哉之趣御伺ニ、寺社役所に罷出候約速(束)之所、俄ニ足痛ニ依而、十月十三日田中貢致出濱、願書相認、寺社役所に罷出ル、

田中貢寺社役所罷出、□(先カ)達而寺院共に神葬祭願立候社家共離旦狀差出シ可申、尙御請書可奉差上之趣、御申達シ被下置候ニ付而者、定メ而其後諸寺院ゟ御請書差上候半と奉存候得共、未タ社家人之方々者離旦狀も差越不申、御役所に離旦御請書寺院ゟ差上候而已ニ而、相濟候ハヽ、兼而御願申上置候樣、自分神葬祭式執行之儀、尙又一向ニ且寺離旦仕度、此段御聞屆被下置候樣奉希候、則願書認奉差上候と言上仕候處

奉行被仰候者、寺院共に、先達而相達シ候後、度々及沙汰候得共、未タ何たる事も不申出、夫ニ付、於役所も、内々取調(シラベ)之事も有之候間、今暫相待可被申と被仰聞候ニ付、其時貢言上仕候者、先達而も申上候通、私始共外神主共之内ニ者、八十近キ老人共親ニ持候者共も御坐候ニ付、其老人者、何卒神葬祭御許容被仰付候ハヽ、穢敷竺法ヲ不受、此世ヲ安ク仕舞度抔と申悔候を、子之身分として見聞仕候も、氣之毒千萬ニ奉存候ニ付、一日ニ而も早ク願通御許容相成候ハヽ、老人始銘々共も安心可仕、乍恐も度々及強訴候仕合御坐候旨申上候處、御奉行仰ニ、老人之心左も有へし、各々之願何を空敷者不相成、隙取候共、相叶候願ニ候得ば、老人達之力を不被落樣慰め置るへしと、御深切ニ被仰聞、折柄、黒川村社家地八幡宮大宮司尾崎伊岐之介、ゑひす町天滿宮神主兩人被來、寺社役所於御玄關之間、寺社下役植地氏と、何ヶ願事被噺合候を、御奉行者、夫レを無御存、高聲ニ被仰候者、先年神葬祭願立之節、御城下御市中幷黒川村三宮社家地以上七人社中も、各々と同意ニ而、願面ニも連署いたし、調印まて、願書被差出候事相見へ候、其後中途ゟ其儀も無之、如何哉と被爲問候得共、兩人社中御玄關ニ而被聞候ニ付、左のミ惡敷不申、いヶ樣是ハ銘々共神葬祭奉願上候後、去ヨ年濱田浦大歲社大宮司河野釆男を被召出、御城下始益田、疋見、三隅四組神主共、神葬祭願出候得共、此

度之願ハ取上苦敷候間、其旨御城下組社中ハ不及申、三隅、疋見、益田三組之社中にも可申遣旨被仰付候由ニ依而、河野釆男ゟ篠田伊豫方に書狀ヲ以及通達候ニ付、銘々共者又々共翌寅(卯カ)年ゟ、乍恐押而神葬祭御願申上候、御城下社中者、如何被思候哉、其年ゟ願書名判ニ加り不被申と、申上候得も、奉行仰ニ、夫レ者定メ而各ニ願ハせ、叶ヵ不叶を見合、若も叶ひ候ハヽ、尻馬ニ乗候積りら、又願立雜費を厭ひ候而之仕方ら、其節相達候者、各々願一向取上不申とハ達シ不申、此度之神葬祭願取上苦敷と社相達置候事ニ候、去ルニ依而、各々者達而願立候故、願今日ニ至仕合也、是ハ定メ而、神葬祭願者謙(嫌カ)ひと見へたり抔と、御噺之內、兩人之社中被歸候、夫ゟ田中貢も、寺社御役所御暇申上、尙明日早朝歸村可仕旨御屆申、退去致候、

旅宿ニ歸り見候得も、先刻寺社奉行所に被來候尾崎、江木之兩人も、先達而被來、今日寺社奉行噺承り、銘々共先年寅(卯カ)年各々と相別不願立段、口惜次第也、其上、今日之奉行之言葉殘念至極、今ゟ願立可申候抔と、段々被噺合候處に、祇園社大宮司江木宮內被來、奉行之噺を聞、扨々心外千萬也、乍併此度銘々共願立候ハヽ、西方神主中願立凡叶、掛り所に持掛ケ、此方之願ニ被妨、御許容延引ニ相成申候半口(もカ)不計候間、一先西方三組之社中に願御許容之上、此方も願立可申候、日和見と

被申候而も致方者無之と被申候ニ付、夫レニ而相濟、田中貢も翌日歸村申候、
同十一月十三日夕方、田中貢、篠田伊豫宅に來り申候者、去月十三日致出濱、其後歸郷之上、各々方に廻文ヲ以申入候通、濱田寺社役所振合暫見合可申候との事あれハ、中々當分願立御許容可有とも不思候、又々明年中も相掛り候而者、甚迷惑之次第也、依而倩愚案いたし候ニ、所詮國公儀ニ而者埒明申間敷候間、當年迚も無餘日ニ付、來午二月ニ者、國公儀に取詰御願申上、彌々夫レニ而も手間取候ハヽ、關訴御願申上候ゟ外ニ方便無之、兼而貴樣与笹倉村堀江因幡者、關訴ニ相成候ハヽ、可被致出府手當ニ有之候ゟ、如何哉と尋被申候ニ付、其時伊豫返答ニ、被申候迄もなく、卯六月神葬祭再願立之節ゟ、國公儀ニ而相濟不申時者、伊豫因幡兩人出府と相定り候上者、明春濱田御奉行所に手詰ニ御催促申上、彌埒明不申候ハヽ、其時御添書願付、直樣出府可致と答候得者、左樣も候ハヽ、春と申而も、社中集會も事世話なれハ、明二月寺社役所に差出シ申候願書之下書相調可申と、貢被申候ニ付、此度ハ國公儀に願書之出シ仕舞なれハ、願書も文面少々烈敷書へしと相談究メ、下書相調、田中貢者、是ゟ歸り懸ケ、笹倉村に立寄、因幡に其旨示談いさをへし、出府路用之儀者、明正月中旬、早々割方可致、凡壹人ニ付金壹兩

之手當可然□(とカ)約定致シ、田中者同十五日歸宅被致候折、伊豫申候者、此度箍倉に
御立寄ニ候ハヽ、明年二月出濱之日限者、吉日を見立、此方ゟ可申遣、彌國公儀ニ
而埒明不申時者、江府に罷出、縦令何年相掛り、路用盡候て乞食致候而も、此志願
を果シ不申而者不致歸國□(之カ)旨、御申傳可被成候、於石見國、二百有餘年佛旨泥ミ
居を、六ヶ年此方致心痛、願込候大願、ヤワカ其儘國ニ而朽果可申哉と申候む(得脱カ)、田
中も打笑、潔よき心底哉、其思ひ立、神明も御照覧有て、此志願空敷者相成申間敷、
明年中ニ者、勝利疑なしと、互ニ袂を分て別れり、
同月十五日頃、益田増野河内被致出濱候而、同十九日頃願立等之用向も相片付、
歸村可申旨、奉行所ニ被出候所、奉行被致應對、被仰候者、其元願濟ニ付、明日歸村
と有之候得共、御上御用も有之候間、暫時滯留可被致、御用之節ハ役所ゟ呼ひニ
可遣之旨御申ニ付、奉提候旨御請申上、旅宿ニ歸り、滯留致候處、同廿三日御用之
儀有之候間、奉行所に可罷出旨御剪紙到來ニ付、罷出候處、
寺社御奉行幷寺社御下役、其外御役人中御烈(列)席ニ而被仰渡候者、益田、三隅、疋見三組
神主共、葬祭自分執行、菩提寺相離レ度旨、長年願出有之候、此度右願ニ依而、當人、嫡子、
幷隱居之者菩提寺相離レ、自分神葬祭ニ執行可申旨、願通被仰付候、尤家內、次男、三男

幷女子共之儀者、是迄之通旦寺ニ相付可申旨被仰付候、折柄御城下濱田浦大叢大明神大宮司河野釆男も被召出被仰付候、御城下市中神主共、去ル亥年以來、塩田、三隅、疋見之神職共と同意ニ、神葬祭願有之候所、其後者ハヶ成趣依而ゟ、願面ニも連署無之神葬祭執行候儀嫌ニ而、其後願立不相成候哉、此度塩田、三隅、疋見の三組神主共願ニ依而、自分神葬祭被仰付候、御市中神主共者望ミニ支無之哉、若願上度者候ハヽ、神葬祭被仰付御思召も可有之旨被仰達候、其時河野釆男申上候者、去ル寅年二月、私儀御奉行所ニ被召出、塩田、三隅、疋見、御城下市中神主共神葬祭願取上苦敷、其旨市中神主者不及申、在中三組之神主共江可致通達旨被仰付候ニ付、御市中神主共ニおゐてハ、御上御厄（介）害ニ相成候（を脱カ）恐レ、其後者西方三隅、塩田、疋見之神主共と同様ニ御願不仕、差扣罷在候、此度西方三組之神主共、旦寺及離旦神葬祭自分執行被仰付候ハヽ、御市中も同様ニ被仰付被下置候ハヽ、市中神主共一統難有可奉存旨申上候得と、奉行仰ニ、然者塩田、三隅、疋見三組神主共同様、此度神葬祭自分執行、旦寺離旦之旨相心得可申との御事ニ候、河野釆男と元ゟ、増野河内難有旨御請申上、歸鄉之上、神主共江、早速御上意趣爲申聞申度候間、明日御暇被下置候段申上、奉行所退出、夫ゟ御役人中江、此度神葬祭願能首尾被仰付、難有仕合ニ可奉存旨、御禮廻勤仕舞、同廿四日晝九ツ半時濱

田出立致シ、歸郷ニ被趣（赴）候、
同廿四日夜九ッ時ニも可有之哉、宅ノ前外ト面（表）方ギイ〳〵と駕籠之きじる音聞へ
ゐるニ付、其音ニ目覺メ、伊豫思ふ樣者、今時當家ニ駕籠之來候樣なし、是れ當春悴美
作留學として致上京、此節堂上方ニ（美作、二月下旬爲留學上京致、萩原二位ニ寄居いたし候、）滯留致候、於京都不
調法共仕出し、夫レ故、駕籠ニ而被送どもれ不致哉と、親心之未練ニも、聲をも得掛ぬ、
扣居候所、外ニ者打たゝぶき、增野河内濱田表ゟ歸り掛ケ立寄候との事ニ付、心落付、
戶口を押明、先々内ニ御入候得と申候處、增野氏被申候者、拙儀當月中旬願之事有之
ニ付、致出濱、十九日可致歸宅と、其旨御屆ニ罷出候節、奉行仰ニ、御用趣も有之候間、暫
被可（可被カ）致滯留段被仰聞候ニ付、及滯留候、然ルニ當月廿三日、寺社役所ニ被召出、被仰付
候れ、兼而願立られ候神葬祭、自分取行之儀、當人、嫡子、隱居之者願通御聞濟被仰付間、
其旨三組願主共にも可申聞、尤一統呼出相達可申候得共、夫レニ而も雜費も多く、却而
可致迷惑、幸ひ其方出濱之事ニ候得ハ、歸宅之上、三組神主共には、此旨可相達由被仰聞、
先者年來志願相叶ひ、御互ニ大慶此上なしと被申聞、直樣被及歸宅候、噺を聞候内も、
是れ夢ゟ現ゟと餘り嬉しさ、夢路をたとる心ニて、早速御社ニ參詣致シ、年頃之願相
叶ひ申候事、偏ニ乍恐奉仕八幡宮共外天神地祇八百萬之御神々之御惠と、御神樂修

行仕、直樣罷歸り、明極早朝、海邊社中幷津和野領木部村岡内藏助、幷須子和崎上總に遣ス書狀等相認候得共、未タ夜明こも程遠きこ付、又々暫まくらを離取、一向こ寐られす、嬉しき餘り、ふろ〳〵として夜を明らし、直樣社中行之飛脚相仕立、近邊之信友幷親類共にも申聞、尙社中海奥共こ、當月廿八日、何ツれ之宅に成共致出會、濱田に罷出、御禮可申上旨、其外談示も可有之候由之廻文相認、廻シ候處、田中貢方も廻文到來ル廿八日篠田伊豫宅に集會之旨申來ル、廿八日こも相成候得ハ、三隅、疋見、益田三組社家不殘集會、誠こ此度不思寄、願通被仰付候事、神明之御守、誠こ御上之御惠と、今明春迄こ不被仰付候ハヽ、兼而出府强訴と相開候、先ハ神主共一統悅ひ此上なしと、其夜ハ酒宴こ夜明シ、廿九日皆衆評之上、來ル十二月三日壹人も不殘出濱、此度願通被仰付候御禮こ罷出可申相談相決シ、皆々退出被致候、扨十二月三日及出濱、御禮申上、此度長年御厄害(介)こ相成、御上樣に掛御苦勞候段、御挨拶申上候得者、御奉行こも、誠こ御滿悅こ而、年來志願と云、拙者役中之大願こ有之候處、能首尾、願通御聞屆相成候事、拙者も致太(大)慶處也、願御聞濟として、惣代壹兩人も罷出ハヽ(候歟カ)宜所、皆々出濱被致候事、其旨遂披露候ハヽ、御上こ而滿足こ可被思候、社中此度罷出られ候共、御役中に不及廻勤こ、當役所方可及言上旨被仰聞、夫方寺社御下役植地惣藏殿、蓮見辰次郎殿に、

御禮申上候處、何レも御悦ひニ而、年來大願、拙者共役中ニ相濟候段、尚各々方ニも滿悦察入と御申ニ付、難有御禮申上、夫ゟ五日ニ友濱田信友之先々にも被相呼レ、共ニ悦ひ、同六日歸宅いたし申候、

以配符申入候、去ル辰六月迄被差出候諸願書之跡、葬祭一件之始末、巳之年□之控之處、無落書出し可被申旨、左(佐カ)仲太被申候、依而態々申入候、以上、

午二月七日　植地　惣藏

篠田伊豫殿
田中　貢殿

右之通配符到來ニ付、午三月□日書類控差出申候書付、左ニ、

今般以御配符被仰付候神葬祭一件之書類、去ル辰之六月以後之所、銘々共手控儘奉差上候、文面非禮等も數々御座候半与奉存候得共、文辭取餝候も如何と存、控之儘奉差上候、此段御賢察可被下候、以上、

午三月　日　田中　貢
篠田　伊豫

寺社
御奉行所

# 備後熊野神社に於ける神佛分離

秋山謙藏氏報

古事記に「故其所神避之伊邪那美神者、葬出雲國與伯伎國堺比婆之山也」と誌されて居る事によつて、古來備後國比婆山は、土人の尊信の中心となつて居る、「此の山は老樹飛泉あり、地高けれど極めて幽邃の境なり」と、藝藩通志にも見へ、その麓には熊野神社が祭られてゐるのである、古來佛氏習合せられてゐた事は、熊野社記によりても考へられるのであるが、明治元年三月神佛分離の令下ると共に、當時の御神體なりし善財王は破却せられ、別當寺金福寺は廢せられ、七宇の末社も總て廢せらるゝ事となつたのである、その御神體に就て藝藩通志は、「神體木像にて、男神長鬚膝に及ぶ、又女神の像あり垂髮腰を過ぐ」と誌してゐる、

# 廣島に於ける神佛分離と廢佛毀釋

秋山謙藏氏報

## 一　饒津神社と明星院

一　神佛分離發令當時に於ける狀況一般幷に分離實行の顚末

饒津神社とは、天保六年廣島藩主淺野家の大祖贈從三位淺野長政公の神靈奉祀の爲め造營せられたもので、社領は三百石、內百五十石は、神主野上陸奧守拜領し、百五十石は別當職明星院が拜領したのである、建設、修繕、祭祀、神饌其他の費は總て藩主より給せられたのである、

然るに維新に際し國政大變革にあたり、領地奉還の折柄社領を廢し、更に現米十八石を充行せられ、社費は皆淺野家會計より給せらるゝ事となる、

明治元年三月、神祇事務局達により、別當職を廢し、同二年、廣島城內竹の丸內庭に御祠堂と稱して、御代々佛祭式にて祭られしものありしを神式に改めらる、

同二年、神社境內に奧州征討に從事せし家臣戰死者の靈を祭る神祠を創立し、水

草靈社と稱する事となり、明星院御影堂附屬の手水鉢、太鼓、金燈籠、石燈籠等を藩命により此處に移す、

同三年、淺野家東京へ移住につき、神社の神靈も共に御遷座せらるゝ事となり、同四年正月、社領及社附舊神職差止めらる、依て縣民その復座を希望して止まず、時の權令伊達宗興及び第一區長野村九郎主任となりて、其筋及び淺野家に請ひて遂に許可せらる、

同五年五月、以前の如く復座せられ、社格は縣社と定められ、淺野靜夫神主を申付けらる、

二　神佛分離以前神社に於ける佛教關係の建築物の種類沿革及び分離當時に於ける其處置

神社の裏に小高い丘あり、其處に本地堂があつた、禁令によりて壞し、佛像は明星院に移した、その跡地は其後遙拜所となる、又明星院境內には御影堂があつて、佛式で祭つたのであるが、分離後改めて神式で祭る事となつた、

三　神社に於ける佛教關係の圖像類及び其處置

澤山あつたが、佛具經卷等と共に、總て明星院に移した、

四　佛教關係の祭禮行事儀式作法の變遷

祭禮の第一日は神式、第二日は佛式であつた、拜殿に於ては、別當職の方が正座に居た、神官はいはゞ補助役として仕へ、大祭の折は田舍から多くの神官僧侶をよんで居た、分離後はすべて神式となる、

五　社人社僧の狀況

神主は、白神社の神主が之を兼ね、社人として石井某、越智某が日々交代で勤めてゐた、

別當職は明星院の住職で、同時に、同所の鶴羽根神社の別當職をも兼ね、その地位は社人の上であつた、

分離の令出でゝ、淺野家より明星院の僧は還俗すべき樣命令が出たのであるが、一人も聽く者は無かつた、聽けば總て神主となるのであつた、その頃饒津神社祠掌となつた松長榮は、元同所東照宮に仕へた松長寺の僧であつたが、還俗してこの社に仕へる事となつたのである、

六　神佛分離に對する當時民心の傾向幷びに分離以前と以後に於ける信仰狀態の變遷

分離前は佛法の方が重んぜられたのであるが、分離後は自然神社の方が之に代り、明星院は禁令と共に、その費用も淺野家より出ない事となり、次第に財政的の欠乏を來し、遂に本堂は瓦壞し、一時小さな堂を建てゝ、漸く明星院の名のみ殘す事となつたのである、然るに明治四十年廣島市八木某之を歎き、獨力にて之を復舊し、その維持金をそへて寄進したのである、

一方神社の方は、分離後神官增加し、社務所狹隘を告ぐる事となり、明治十年その擴張を願ひ出づる事となつたのである、卽ち、

神社附屬邸御下渡之儀伺

第一大區十二小區明星院村饒津神社附屬四拾三番邸、靜夫是迄住居仕り居候處、御詮議之御次第モ被爲在、追而被解取候旨御達御座候處、同社社務所手狹ニ而、祭事等の節々右邸宅ヲ以參集の神官同樂人等ノ待合ヲ初メ、其外不時飽社用相辨ジ、在來ノ社務所ニ而ハ如何ニモ濟兼、日々之處神官通勤仕候而ハ、往々欠席候事モ難計、爲其手當番人附置候儀ハ、莫大ノ入費相加リ、月々社入ヲ以計算相立候時ハ、如何ニモ引足不申、到底永世之社費相嵩、終ニハ自ト營繕手拔候樣相移候而モ不相濟次第ト遠慮仕、且自今之處不締之弊相生候儀モ難量、其邊煩惱仕候付、默止

居候而ハ、職上不相濟儀ト、私共苦心申値仕候、仍而社辨之爲、兼而之社務所下タ西ノ方明地ヘ神官居邸相構度申値仕、更ニ可奉願候得共、右相調候儀ニ候得者、前章解取可相成邸外圍共悉皆御社ヘ引渡被成下候樣仕度候得者、社費ヲ以繰合ヲ爲シ、假成之附屬邸建設仕度奉存候、此儀相調候得者、解取方モ社費ヲ以取計可申候、右御聽許被成下候得者、尙圖面ヲ以可奉願ト奉存候、

此段奉伺候、 以上、

明治十年十月二十三日

饒津神社祠掌
松長　榮㊞

饒津神社祠官
淺野　靜夫㊞

廣島縣令藤井勉三殿

これによつても、分離後の信仰狀態の一端を知る事が出來るであらう、

## 七　廢佛毀釋の狀況

此處では殆どこの事は無かつた、

## 二　不動院

廣島市外牛田村にありて、昔は七堂伽藍を誇つたものであるが、大永年間兵燹にかゝり、天正年間僧惠瓊が再興を謀り、豐太閤に申して造りたる子院等も、維新前には既に荒廢に歸し、僅に彼僧の諸將と共に朝鮮に赴いて、彼國の寺を毀ちて持ち歸りたりと傳へてゐた法堂等を殘して、總て林叢田畝と化し去つて居たのである、然るに、明治元年分離の令下ると共に、愈々その維持は苦しくなつて來たのである、是に於て遂にその法堂さへも金十六圓で競賣に附せられたから、廣島市の大工某はそれを買取りて、再び之を寺に寄附したのである、これ現在特別保護建造物に指定せられてゐる所のものである、

又その時、朝鮮將來の梵鐘も、檀家總代の者が神戶に賣りに行つたのであるが、一外人が之を見て、金一千圓にて買はんとしたので、一同びつくりして賣らずに持ち歸つたものが、今國寶に指定せられてゐるのである、（昭和元年十二月二十八日稿）

# 山口藩寺院合併伺

〔太政類典〕 第一編 第百三十四巻 教法 寺院三

山口藩伺辨官宛

覺

寺院合併致候テ可然哉、右奉伺候間、何分ノ御沙汰被成下度奉願候、以上、二年七月廿三日藩

指令欠

---

山口藩伺辨官宛

當藩菩提寺ヲ始メ、寺院數多ノ處、貧寺無住檀(家)下無之向等有之、本寺ノ世話行屆兼、難澁ノ次第不少ニ付、無住ノ向ハ廢寺、尤檀家有之向ハ本寺或ハ最寄同宗寺ヘ合併仕度、此段奉伺候、以上、二年十一月九日藩

(朱書)「伺ノ通不苦候事、」

# 高野山と廢佛

〔釋雲照〕

明治元年三月、神佛混淆不相成との御達しあり、神社の社僧別當職は廢せられ、神祇官を八省の上に置きて、宮門跡の復飾を命せられしかば、風聲鶴唳、廢佛毀釋の說は都鄙に喧傳しぬ、

律師思ひらく、我もと多病山林を愛す、然れども、今や大法滅しなんとす、大法の滅するを見て、徒に讚佛誦經す、豈に佛陀の本懷あらんや、想ふに自今廢佛毀釋の說行はるゝ所以のもの、是れ僧侶たるものが、如來の正法の守らざるに依る、若し夫れ古代の如く、正法を護持せんか、何そ上は萬乘の尊より、下庶民に至るまで之を捨てんや、若かじ歷代の詔勅官符及ひ僧尼令等に準據して、僧尼を淘汰せんにはと、乃ち柴水山の寓を立ちて、先野山に登り、山僧と謀り、大に成す所あらんとせしも、山僧の頑陋なる、逡巡決せさりしかは、律師は憤を發して、單身太政官に奏せんと、五月二十五日蹶然山を下りて京都に入れり、

## 浪人的態度

律師は、茲に私人的生涯より公人的生涯に入り、當時もと浪人と稱するもの、天下の大事を議す、尤も光榮ある生活なりき、律師は即ち教海の浪人なり、少くとも眞言宗唯一の浪人なり、律師の生涯中最も活動せるも此時なり、記事稍繁に失する恐あるも、吾人は其活動せる歴史を沒するに忍ひさるなり、

律師六月以來單身太政官に詣てゝ、其革新的所思を述ふると數度なりき、然れども固より何の功もなかりしかば、其年十二月十七日附を以て、高野山沙門雲照と、單獨にて(晉)薄々數千言代々帝王の歸佛及ひ三教一致の旨を記し、

彼新説の神道と稱するものと、衆徒等（高野山の僧は古來より衆徒と稱せり）祖承の義と、孰か皇統に合し、孰か民心に契ふ、是非邪正之を天心に鑑み、三法一極して、社稷を萬世に鞏ふするのみ、神像永く鎮め、社僧をして悔過淸心して、神義に敬事し、王化照明にして、四海の外に輝し玉はんことを、

と結せり、其說今日より見れは、未た幼稚なるものなりと雖、當時の教海にありては、其主張の尤も確然たるものなりき、太政官豈に一浪人の建議を顧みるの遑あらんや、律師は翌正月また當時の形勢を記して辨事役人に呈せり、其中に云ふ、

然る處、邊國愚昧之社人僧侶共、右等深き御主意をも不相辨、其社之由緒注進可仕
朝命をも遵行不致、剰佛像經卷梵鐘破布(却)し、又は妄りに斎(蓄)髪候者も不少、加之往昔
寺僧爲伽藍鎭護勸請之社、村人檀那等の信仰により、遂には民間之大社とも相成
候得共、元來寺門之鎭守にて、御國體勅祭等に關係の社柄に無之、然るを不肖之者
共、新政に事寄、廢寺破佛之惡計相企て、或又農夫共、私之山林之頭に神天地藏等安
置し、讀經之會式を營み、氏神抔と相稱し候祠も多く御座候處、社人共より聊かた
りとも氏子と稱し候者有之祠は、寺門之鎭守たり(る)も、僧分神拜不相成抔申立、不心
得之僧侶共意に隨還俗仕、或は異論に及ひ、寺僧遠勅之旨難題申掛、强て令還俗、又
たは村役人共より、佛寺鎭守の前に高垣を築き、神佛混淆不致樣抔申唱候は、餘に
神佛を輕蔑之振舞不忍次第に御座候、扨又領主共より、梵鐘佛具は地頭之用途に
辨し、佛像經典燒却可致旨、神祇御役人直筆に御書下頂戴の由、寺僧え相見せ、急切
之所置被致候向も有之、方今格別之御仁恤、言路洞開之堊範被爲立、下民之情實无
壅塞、被爲聞召度、雖有叡旨をも不顧、自己一片之私憤私欲を以て、破佛を專にし、皇
政大倫を亂、民心之歸仰を失ひ、皇朝之逆賊不可過之儀と奉恐入候、
と當時皆神官に媚を呈し、俗吏に阿り、ひたすら哀訴歎願的の語を以て、佛教を古事

記日本紀に牽强附會するを、最大急務と心得、一人の立て狂瀾を既倒に翻さんとするものなき時に當て、奮然身を挺して、社人俗吏を目するに、皇朝の逆賊を以てす、宜なり律師の建白運動なるものは、都鄙に喧傳せられ、其建白文往々田舍寺院に寫得せられて藏しつゝあることを、然れとも太政官何等の命を發せさりしかは、自ら策を立て、

太政官多端之折柄、御手煩にも御座候はゝ、神祇之事に長し候英才之仁に被仰付候歟、又は神祇官御役人と、本寺僧侶と協和取調候様(被脱カ)仰付候はゝ、逐一談合に及、明細撿校仕度奉存候、

となし、之に歎願書なるものを添へ、金比羅、但州帝釋寺、能州天平寺、和州靈安寺等の事實を記し、叫て曰く、

今般王政府藩縣に所置御委任被相成候上は、何等の儀其勝手に可取扱儀と相心得、滅寺等被申付向も御座候處、天朝より御撫物勅願等被仰付候寺柄は勿論、其餘御直に勅願之綸旨賜候寺院も多く御座候處、右様勅願之寺柄迄、其糺しなく、私破滅仕候ては、奉輕天威儀と恐多次第に奉存候、右様破佛之者邪恩增長仕候故、積災を蒙り候ても、冥罰とも不存、天責を相招、遂には如何樣の災害引起可申哉、恐懼至

極に奉存候、

と日蓮上人は敎海の腐敗を慨し、天責の極外難あらんことを叫びたり、律師も氣慨及ふへくもあらずと雖、また密に之に類するもののなきを得んや、さぞ太政官も此一律僧には迷惑なりしならん、律師の性急には、太政官の所置は餘り呑氣なりしかば、不得止僧侶神人双方違亂なき樣せんことを以てせしかは、二月九日、

追て御沙汰有之迄、精々取締可致事、

との命に接せり、無位無冠の浪人の一律僧、何等を取締り得へき筈なき事なり、然れとも、此等の命は眞言宗に下らすして、律師に下れり、律師の共任する處、如何に大なりしやを想見し得へし、

三月車駕東遷するに及て、律師は轉して東京に入り、相替らす太政官に出て、僧侶の非行を禁し、歷代詔勅の旨に依らんとを述へたり、九月歸山の上、宗內僧侶と協議を遂け、改正すへきは改正せよとの命に接せり、弊のよき門前拂なれとも、眞正直なる律師は、太政官の命なりとの意氣込にて、十月東京を發し、西京を經て野山に登り、宗祖大師の御遺告に基き、眞言宗の根本的革新をなし、宗祖弘法大師當時の眞言宗に復古せんことを主張せり、山僧豈に之を贊するの明あらんや、

霊廟を神社にせんとす

御三家として名高き紀州侯は、徳川幕府と共に斃れて、之に代りたるもの和歌山縣廳なり、紀州は野山の爲めに少なからさる利あるもの、野山の興廢有司たるもの傍觀するに忍ひんや、日本は神國なりとの一語は、無上の權力を有する當時にありては、和歌山縣廳の俗吏等、末々は佛教を廢して、全くの神國となすの意ならんと察したるも、無理ならぬ事なり、故に縣廳は密に使を野山に派して說て曰く、方今廢佛毀釋四方に行はる、佛教たるもの到底永く續くへきものにあらす、然るに弘法大師は假名文字を造り、堤を築き、水利を察する等、種々國家に功績多き人なれは、其祖廟を改めて弘法神社となすへし、然らは縣廳は充分なる保護を與へんと、無信念の法賊共は、野山百年の長計之に如くものなしと、一二の老僧を除くの外は、殆んと之に同意し、之か祕密會を山上に開きしとかや、此の如く無信念なる野山の法賊、豈に律師の改革說に耳を藉すの遑あらんや、律師は野山改革碩學上座と議したるも、更に其要領を得さりしは、また止むを得さるなり、

# 雲照玉峯兩上人神祇官御取調の始末及び玉峯上人憤死の事蹟

藤田眞龍氏稿

本篇は、和歌山縣日高郡衣奈村西敎寺住職藤田眞龍師の自筆にかゝるものにして、豫てより此の事蹟を老師より傳聞し居たり、今回神佛分離史料の出版あるに際し、此の事蹟の湮滅せんことを恐れ、本年八十有三の老師に乞ふて、本篇を鷲尾順敬師に致すものなり、

大正拾五年十二月二日　　増山顯信

時に明治三年二月上旬某日、突然神祇官より召集の書面、川邊郡西長谷村庄屋の許より達せられ、云何なることかと思惟しながら領承、其の頃は、神祇官から僧侶を呼出すことは、檢事が刑人を呼出す如しである、先づ本山御室へ出でゝ、事の由を聞ても何か分らぬ、翌日神祇官へ出頭したれば、誰も居ない、只一人暫くすると一人の僧が參つた、鼠色の木綿衣左りにちがへた人で、問ふてみれば釋雲照律師であつた、

私は玉峯で、御芳名は聞て居りますがと、先づ初對面、共に御呼出しは何の事か一向分らぬ、誰も出頭して居ない、暫くしてそこの役人の樣な人に出席張（マヽ）は無いかと尋

ねたれば、今日は只御兩人でと云ふた、暫くして四名の立派な人が出て、續いて十名ばかりが出て來て、兩僧に近き所の座についた（従いて出た十名許りは傍聽人であつた、）四名の立派な人の中から、兩人の名を呼で、

今日兩名を呼だのは、一應聞き試みるべき謂れなので、先づ雲照には、佛教には外國の佛を本地と稱して、皇國の神靈を皆垂跡と名ける、其の神佛本地垂跡と云ふことが聞き試みたい譯である、心得違ふと大變な事に及ぶぞ、本地垂迹の事は云何心得るか、

雲照律師は、さそう唐突に仰せられては、さあ其の事を一ト口に分る樣に辨じて見るがよい、

雲照は、暫く考一考して、さあ一ト口にと仰せられても、イヤ一ト口に辨じますから、書いておいて貰ひたい、そうせねば、後からさうは申さなんだ、こうで有つたなどゝ申しては困ります、イヤそれは用意して書記がそなへてあると、

一ト口に申します、元來佛教には四句分別と云ふことがありまして、其の四句分別と云ふは、種々な方面で申す義文を扱ふ釋目でありますが、今は本地垂迹の論であります、其の四句とは、

一に、神を本地とし佛を垂迹とする段、
二に、佛を本地とし神を垂迹とする段、
三に、佛に本地あり垂迹ありとする段、
四に、神に本地あり垂迹ありとする段、

であります、第一に、其の神を本地とし佛を垂迹とするとは、それは空々漠々たる中へ、天地始めの時、高天原に生りませるものだから、御本地でなければなりませぬ、釋迦は僅かに二千數百年の佛で垂跡であります、本地の神の御意志から生れて、世の偏見を打ち破りて亂れたるを治め、眞實の眞理を說いて化導した神だから、佛と名のり、無色無形の法性智體より生れ來りた神と云ふことで、自ら如來と名のり給ふた神のことであります、法性眞如とは、神のことでありますそこで釋迦のことを應身佛と云ひます、未開の人間に相應して、言語も通し、話も出來る形として摩耶夫人の胎をかりて生れ給ひしもので、上法性智體の神に對して垂迹ではありませぬか、乃ち爰で神を本地とし、佛を垂迹とするのであります、應身の神と申すのを、飜譯者が其の方言に順ふて佛、佛と云ひました、

第二に、佛を本地とし、神を垂迹とするとは、佛とは色も無く、形も無き眞如を證りた

る智慧を體とした佛で、これを法性法身の佛と云ひます、此の無色無形の智慧爲體の佛を本地として、其の本地の理想の悲智より生れました有色有形の八百萬の神々を垂迹とします、

第三に、佛に本地あり、垂迹ありと云ふは、法性智體無色無形、悲智圓滿の佛、これが本地、それが社會人間に相應して生れ出てゝ説法して、有に著して世間を樂觀したり、空に著して世間を悲觀する、著有著空の兩極端に走りて迷ふ族に、非有非空の中道實相を説示して、國豐民安をなせる佛を垂迹の佛とする、

第四に、神に本地あり、垂迹ありと云ふは、本地の神とは造化の三神、慈悲と智慧との神、是れ卽ち本地の神ですと云ふて、暫く默然として居た、試驗者が其の垂迹の神とは、ハイ垂迹の神とは、恐れながら畏くも皇統一系の今上陛下でありますと、試驗者は互に顏を見合せて在つた、是の如く本地垂迹種々辨じます、其の中佛を本地とし、神を垂迹とするの一種を以て、道に聽て途に説き、世人は之を聞いて遂には寺を本地とし神社を垂迹とする樣に誤る者があると、未だランプも電氣燈も無い二月頃の短日、今日も暮れた、普光寺(玉峯)は明日のことゝ云ふて、先づ試問は了りて止みたり、傍聽者らしき人物チュンの聲もあがらずで有つたと云ふ、

其の夜、二師は御室に同宿で、扨て今日は珍無類な喇嘛の四句分別、誠に妙で有つた、寺で有つたと、玉峯上人が申せば、雲照律師云はく。何にがあの連中杯は、迚も本地垂迹明き得る耳はない、而かも一ト口に述べよなんて注文だから、考一考して、あんな事を云ふた、その無色無形の神は、誰れが子か、誰れが何處で生んだかなんて問ふたら、高天原の隣で生れた天御中主神と同日であつたとでも云ふてやらうかと思ふたが、先御免々々とて寢てしもた、（師上人の手控へに依る、）

翌日、雲照と共に玉峯上人出頭した、昨日の四句分別の追究でもあるべしと思ふた、然るに出頭したれば、今日は普光寺玉峯だとて、机を出だし机上に古事記を載せたり。そうして玉峯には古事記に就てと、開卷第一、先づ稗田阿禮、舍人親王の事から太朝臣安麿の事歷、それから造化の三神說、次から次と順を逐ふて問ふ、答へる時には議論にもなる、四名の中から玉峯は圓珠庵契沖の義を專らとるらしいから、文義に左右のあるのは免れ得ぬことだと仲裁する、（四名の試驗者の中、主として問試したのは、紀州の熊代繁里であつたと云、）試驗が講話の樣になり、種々の說が有つて試驗を止めた、普光寺は僧侶にして能く調べて居る、神妙なことだと褒めて在つた、雲照には問ふことはないと云ふことで、先づ試驗が濟んだかたち、今日は最早九ッ過ぐる晝の辨

當をと云ふ、雨師は辨當を所持して居たから、それには及ばぬとて、試驗者も退き、雨師は梅干入りの行厨を開いて食ふて退席した、退くに臨んで、雲照は其の儀には及ばぬが、玉峯は明日御用があるで、更に呼出すから心得置く樣にと云ふことであつた、偖翌早朝、實に早天、御用の儀有之間、今日四ッ時出頭有之度との指紙を神祇官の使が持つて來たから、其の四ッ時までに出頭せしが、昨日の試驗官と變つた神官の樣なが雨名、普光寺玉峯は誰に就て神典を學んだかと問はれた、正しく就いたでは無いが、大坂の圓珠庵契沖上人の遺書に就て、そろ〳〵學びました、萬葉に就ては、代匠記など、其の他多くは寫本ですと、國學に造詣が深いと云ふが、神妙なことだ、國學に長じたるを以て、今より還俗を申し付けて、姓名を瀧山齋（タキヤマイツキ）と呼ぶから、左樣心得よと、從つて直に受書を出す樣とて、筆硯と用紙をさしつけられた、否と云へば、直ぐに首が飛ぶ時節、殊に僧侶の首は飛びやすい、還俗の受書、姓名の受書、併せて從らる、畏まつて筆は採つたが、手が振ふて書かれぬ、落涙は頻りなり、されど法滅の實現せる今日今時、何ぞ驚くに足らん、發聲して泣いて何かせんと、心を落ち著けて、心ならずも御受書を書いた、其の中に長大な箱に何か入れ（た脫カ）ものを出して來たる、開いて見れば箱には袴と烏帽子と直垂とを入れてあつたのを與れた、暫くして又奧の方から

出て來て、館內に在つて神典の講師を申付くるとの辭令書ありて、それも詮なく受けて退いた、

それから七日に一度、十日に一度程の講釋二ヶ月相勤め、病氣を以て休暇を貰ふて歸村、

村に歸つてからは、寺には多く居らず、村の念佛講に寢食して、念佛者をあつめて念佛するのを事として、常に無常迅速を語りつゝあつたと云ふ、

久々振にて、紀州の余眞龍に宛てゝ封書が來た、湯淺町の飛脚から行商の幸便に托して封書が來た、開けて見ると、中に何にも入つて無い、只卷紙三寸許りのものに、

法燈將滅誰能挑　但奈時來油盡消
請看閻浮何處熾　西天東震已蕭條

と云ふ偈頌あるのみ、

余は變に思ふたから、日々往來する高橋と云ふ醫師に問ふたが、何の事とも不分明曾て慷慨の人なれば、慨極まつてこんな詩を寄こしたのであらうと云ふて、時に余が老母重症に罹りて在つた、翌日九ッ時（今の十二時、）赤紙著きの封書、湯淺町の飛脚別配達のものが着いた、開封すれば何ぞ驚かざらん、法印樣（玉峯上人）只今死去仕候と、七

月十七日付西長谷村庄屋よりの訃報なりき、高橋も共に驚きたり、而してこれから走りても葬式には間に合はぬとして、龍君御母御は此の大患では行くこと出來ぬ、内に伯父樣と云ふ大名醫が來て御座る、大事ない、私が是れから參る、然らばとて黃昏から高橋は草鞋がけで大阪に向け、今晚は和歌山までと云ふて發足した、

三泊して、四日目の朝十時頃に西長谷村に着、葬式は一昨日に、法印樣は念佛講に休んで有つて、朝行つてみたら、まだ死にきつて無かつたけれども、もう何も分らない樣になつて有り、それから僑ぎ出して、先生も來たけれど、最早死なれたとて、寶山寺へも知らせたけれども、もう間に合はぬ、急死で有つたが、隣村の法類に知らせて、法中も彼れ是れ集つてくれたが、顏色が死色を露はさぬ、又體溫がさめぬ、冷えきらぬので葬式はならぬとて、一昨日まで皆立寄ながら、式が出來なんだ、一昨日の晝冷へきつて、顏色も死色になつて、それから直ぐ葬式をした、人々皆が變死ではないかなど云ふた、一昨日葬式濟んで、昨日の朝上人の机の抽出を拔いて見たら、モルヒネの小瓶に、少し殘つて、それが有つた、先生がそれを見るなり、アヽこれだ〳〵、法印さんは熟睡してしもたんだ、寢てしもたんだと判明した位のことで、後から分つたので有つたと云ふ、實に明治三年七月十七日は其の命日なり、

師曾て中山驛中山寺々中某坊に住持せしより、弟子一人を連れて川邊郡小原野村寶山寺に轉住したりしが、其の隣村西長谷村の今の普光寺、時の住職なる者豪飲家で、不規律亂行、檀家の者が、御寺で養ふて頂けば長生きするだらうと、鯉などを寺中の池に放ちて、魚が澤山居ると、それを夜中に釣り、又竹槍などで突いて捕つて酒の肴にするなど、賭博もやつたらしい、借金山積、寺藤の田地一町何反ありしも、皆借方に預けてしまひ、某未亡人の方に兒童を預けて、又其の未亡人に子供が出來るなど生活に苦しみ、進退維谷の住僧たりしかば、玉峯上人傍觀するに忍びずして、其の弟子に寶山寺を讓り、自から普光寺の借財一切を引き受けてやつて、普光寺に入りしなり、そうして寺田を引上げて、一ヶ年は小作をとり、制規の如くし、第二年に、村會を開いて、自ら挨拶して、今日會を開いて貰ふたのは、住職が御賴みが有る、其の御賴みとは、此の寺の田地凡そ一町何反、それを村内の無田の人に預ち、小作米無しに作つて貰ひ、其中一反何畝丈けは、其の人達に無賃で作つて貰ふことにすれば、住職が御茶も菓子も頂かれるから、左樣にして其の預附の樣は無田の人達に、平等に不足の無い樣にしてほしいとの事であつた、

村民は驚いて皆領承した、村人の皆が今度の法印樣は、御大師樣樣だなと云々云ふ、

而して檀家に勞瘁にて死に絕えた家があつて、誰も繼ぐ者が無い、それを少々の金を村に投じて、其の家で念佛講と云ふものを結び、在處々々に念佛講を開き、有志を集めて法話念佛せり、村民は揃つて聞法する、任運に戒律が守られ、寺門に離れて、田園中に仁王門ありしが、本堂へ禮拜、鎭守の社へ禮拜の外に、女人は仁王門より內に入るものなく、僧は本堂へは禮拜するのみで、讀經せず、師は朝暮に御內佛殿にて、自ら所寫の阿彌陀經を讀誦し、其佛本願力(文)か、又自信敎人信(文)位なり、行住坐臥稱名すれども、其の他に別時念佛と號して、毎日五千の念佛を修す、念佛講にも、衆と共に別時念佛にてありし、

余が師の許に入りしは十七歲にして、安政七年庚申二月、師が五十歲か五十一歲であつた、我が父五十三歲にて、日頃病體にてありき、此に高橋周齋なる人ありて、是れは我が紀州熊野新宮土佐守の藩中にて、幼年より醫師たらんことを好めり、漸く丁年にして長崎の名醫吉雄耕齋の門に入り、(耕齋は蘭學者にて大醫なり)、卒業して、諸處に開業して遊びし人、隨分放蕩者にて、夏の夜に角力取りの惡者が高橋の不在に、其の妻を姦せし處に、主人周齋往診より歸宅、妻が此人が云々せりと、高橋許さぬと云ふ、惡角力取は、誰と思ふか、沖見山だぞと、喧嘩になつた、こゝは肝臓と云ひつゝ、一ト突きに突き殺

しなどした暴客なりしが、西長谷村に開業して、其の普光寺に遊びしより、心氣一變、佛法聽聞の人となり、五年餘り玉泉上人に育てられし人にて、西教寺余が寺にて其の話を聞いて、其の徳に感ぜざる者はなく、遂に父余をして其の師に賴むことになつた、父師に對して、迂生壯年より病體、依つて小僧十三歳にして得度させ、十四歳に住職の名義をもたせ、迂生其の後見をなし、本山學林に籍は入れたれども、何分田舍生れの少年、目も鼻もつかず、高橋周齋氏より師の高徳を承はり、遂に此度罷り出ました譯でと申した、アヽそれは大變、五十里の海山を其の弱い體で、然し其の若年を御預かり申した處が、其の所詮が逍遊に關ふる甲斐はあるまい、今承れば得度もすんで居る、住職の名義も御相續とあれば、正信偈樣の點讀位文句釋位は出來るかいと、席上なる教行信證正信偈の處を明けて示された、先づ點讀々々と示さるゝ儘點讀して、依經段丈けで宜し／＼とて、文句釋になつた、如來所以興出世、唯說彌陀本願海の處に至つて、唯但の字は餘緣ヲカラズとて、バッカリと云ふことだ、釋迦は出世して、八萬四千の說法をした、何で唯說と云ふたか、唯彌陀の本願海を說かんとなりと云ふかと、此の間には一本參つた、ふるへた、宜し／＼と、高橋周齋氏から毎度御徳のことを承るにつけて連れて參りました、何卒御願ひ致しますと、師は。先づ暫く置

いて御歸りなさい、遠遊に酬ふることは、不德な私では及ぶまいとは思ひますが、兎も角病體を御厭ひなく連れて御出でたことだからと、ヤレ嬉いて貰へることになつたと安心した、兩三日して父が引き取る、別に臨んで悲しかつたが、氣を取り直し、御父樣が歸つても、法印樣が御座ると云ふ語を聞いて、師は大に悅んで與れた、今に記憶して居る、師云、住職もしてあれば、西敎寺樣だけど、寺を持つて來て居らぬから、以來は寺の字を省いて、西敎サン〳〵と呼ぶから、又呼ばせるから、左樣心得なさいと、

噫呼師は親切であつた、今更勿體なく思ふ、

予十八歲の十月であつた、其の前日と、其の日は不空三藏の傳に就てのことゝ、四曼陀羅の說と、八事山諦忍律師の念佛勸め給ふ趣意のことを問題にて、いはゞ平日の驗査だ、日々來學の小僧達、其の他有志の住持達數名が集り來るので、答辨を書くのに邪魔になるので、余は一間屋に二日間一人逃れて書いて居た、其の夜中過に一心に調べて居ると、誰か庵を叩く樣に有つたけれども、只風の音と思ふて、一心に書いて居たが、又してもたゝく樣で不思議に思ふて、誰かと大聲で問ふた、師の聲で、私だ、老僧だとのことで、驚いて圓窓を開けたれば、明日は村の祭りで、上畑の庄屋樣から

持つてきてくれたが、夕飯後であつたので、只今一つ食べて見た、仲々上々なかき餅で、最早眠つてあらうかと思ふたが、一間屋で寢しからうと思ふて、一つ持つて來たとの事、距程は寺から四丁もある、しかも柴道、其の深切誠に肝にこたへて、所謂ついた餅より心持、又ついた餅より心持と、然し師を戶外に立たせた勿體なさ、其の夜は朝まで寢なんだ、それから

　まつ風のたゝくとおもふてまとの外に
　　なかくも師をはたゝせけるかな

と云ふ歌を詠んで、翌朝出席して師の膝下に上つた事もあつた、

師の風流道樂は、師が入寺の後西五町の處に、一畝歩餘りの地をトして、グロ柴を刈りあげて、小松林に梅二三株を移し植え、木屋、草萩など植えて、中に一間屋を建つ、自ら（東坡先生に倣ふものだと云、）疊一枚の席にして、眞中に圓形の爐を設け、傍ら半は小床、半は小棚、床の下は炭入れ、柴生の庭に、昔誰が掘りけん廢泉あり、水性至りて宜し、眞の柴門をしつらひたり、西隱居と題せる小額あり、沈木なり、此の一間屋を建てたる頃、某貴族京から微行して遊びし時、歸りて後に賜はりしものと云ふ庭に磁製の椅子三脚あり、是れ來客の用意なり、若し二客ある時は、一客は屋に入れども、一客は庭に佇まねばな

らぬ、又師は能く一絃琴を弄びて、「便り舟」と云ふ謡を造り、句中には『なに波のあしわけふねにあらねはそたよりなき身のたよりふね』など云ふ御慈悲の句などある謡なり、京都の某貴族に出仕せる松本菊代と云ふ命婦にあつらへてもらひて、譜を造りたりと云ふ、

一間屋席上に『老僧半間雲半間』と云ふ額ありき、これは某貴族の第二回御微行の際揮毫して賜はりしと云ふ、師の常の友は、八木立禮、秋山宗治、武藤豐樹、玉出重郎、上畑善右衛門、岡田歌之助、

# 德島縣勝浦郡における神佛分離

〔勝浦郡志〕

總べて山伏は、明治三年三月、神社寺院祝巫と共に、神社方奉行へ引渡された、尙其達書を次に掲げう、

左之通辨事ゟ達有之候に付、相觸候條、右樣相心得、其方共組村寺院、夫々可申聞候、尤此狀急刻付ヲ以、令順達、濟組ゟ可差戻候、已上、

三月廿一日　　牧民所

勝浦郡中
大庄屋中
同郡庄屋共方へ

辨事記

神社寺院並祝巫修驗之類共、向後神社方奉行へ總判申付候條、此段夫々相達、且引渡受取方之義も、夫々可遂了簡候事、

以上、

然れども、神社方奉行役場は、此年八月二日廢止となつて、同年九月廿五日限りで、山伏は總廢止となつたので、其前、願に依つては、復飾神勤を命じて、太夫となし、其他は顯密二宗に復歸して、還俗せしめた、次に掲げるのは、其際に於ける復餝神勤の手續文書である、

覺

一勝浦郡瀧野村八幡大神別當相勤來候處、此度就御一新、神佛混淆御取別被仰付候ニ付而ハ、私儀復飾仕、神勤仕度奉存候間、此之段奉願上候、已上、

勝浦郡瀧野村

新　藏　院印

明治三午年八月

民政御役所様

右の願書に對して、民政所からは復飾神勤申付候事と、黄紙の符箋を附けて下げられてある、

# 多度津藩の寺院縮合

明治三年

〔攝信上人勤王護法錄〕

閏十月七日曉來雨午晴

一、讃州高松德法寺急用上京

同國多度津藩達書之寫

從　朝廷追々被　仰出候趣旨に付、此度當管內寺院一宗一派每一ヶ寺に縮合申付候間、良策見込之趣も有之候はゞ、來閏十月十日限、書取を以可申出候事、

右之趣大參事中へ申渡候間、此段可相達事、

十月二十八日　民政局

右に付不取敢、寺院より歎願如左、

奉歎願口上覺　各寺共

此度當管內一宗一派每一ヶ寺御縮合之儀、被爲　仰付、奉恐入候、然に至急之儀甚當惑仕候、何共御報之奉申上樣も無御座、右に付、非常格外之御仁惠を以、今暫

御延被成下度候、伏而奉懇願候、　右之趣宜御取繕被　仰上可被下候、以上、

多度津　法中連中

民政御役所

一、

何村百姓共

此度合社寺之趣、被　仰出奉恐入候、然るに、是迄長々崇敬仕候事、實に痛々敷奉存候間、何卒在來之通御成置被下度、偏に一統奉願上候、此段宜御取成之程奉願上候、以上、

多度津藩告示

寺院縮合之儀申達候得共、未だ究り候義には無之、良策見込も有之候はゞ、可申承內意之事に候間、此段心得違無之樣可相達候事、

閏十月五日　　民政局

別紙之通有之候間、得其意心得違無之樣、御申觸可有之候、

取締方

法中歎願有之候得共、全く十日切とある事を、日延申上候事故略之、

七日　　出張　間瀨廣栢

編者曰、左に當時其局に當りし元香川縣代議士伊東一郎氏の談を掲げて、其狀態を示さん、

拙者は、當時排佛黨の一人であつた、拙者は少壯にして、同郡の某氏に就き、帆足萬里先生の學風を學んだ者であるが、後多度津藩より拔擢されて、備後の吉村斐山先生の許に留學し、陽明學を學んだ、退塾後は、同藩に儒を以て仕へて居たのである、同藩は祖先が德川より減祿されたと云ふので、幕府には始終不可意の感を懷いて居つた、そこで陰に陽に反對の態度に出で、學風までも幕府が朱子學を用ふるから、此藩は陽明學を用ひたものである、藩の學校を自明館と名けた、之は傳習錄から取つたものである、其後土佐藩が、琴平に出張所を設け、其所で四國十三藩の委員會を屢々開ひた、拙者は或時藩の委員少參事岡田眞治氏と共に出席した、其時の議案が排佛案であつたのである、こゝで、土佐藩が何故琴平に出張所を設けたか、又何故十三藩の委員を召集することが出來たかと云ふことを一言せねばならぬ、

彼の戊辰の役に於て、吾國高松藩と伊豫松山藩とは、遺憾ながら朝敵の汚名を受けて、歸へつて來た、其時土佐藩が、例の勤王黨であるから、直に征伐に向つた、

軍を二に分ち、一軍を松山に一軍を高松に向けた、然に二藩とも恭順を表し、降を軍門に乞ふたので、先づ無事に解決が出來た、此時高松に向つた軍が屯集したのが琴平である、又何故に琴平に屯集したかと云ふに、琴平は金刀比羅宮、其時は金毘羅大權現と云ふたが、此處に社領の朱印地が三百三十石あつた、夫を土佐が劈頭一番に沒收し、そこで琴平に屯集したのである、之が出張所を設けた所以である、而して此時の土佐藩の勢力は、素晴らしいもので、四國の政權は、土佐藩の掌中に握られてあつた、彼阿波蜂須賀侯の如も、隨分大藩ではあつたが、多少佐幕の嫌疑を蒙つた當時なので、土佐藩の遣方には一向容喙せぬ、土佐藩は全く第二の長曾我部であつたのである、而して十三藩會議と云ふものは、四國の政治を一定したいと言ふのが、其趣意であつたのである、ソコで十三藩を召集したものである、併し會議とは云ふもの丶、實は土佐藩の命令を承りに行くと云ふやうなもので、僅に阿波藩が折々多少の意見を出す位で、其他は唯々諾々、惟命惟順ふたものである、然に多度津藩は小藩ではあるが、當時は隨分勢力を振つたものである、夫は先に土佐藩が西讃岐の本山と云ふ所へ出軍したとき、軍使を發して多度津藩に向背如何を問ふた、此時同藩が其先鋒たらん

ことを誓つた、此の故を以て、土佐藩が非常に多度津藩を優遇した、之が同藩の幅を利かした所以である、如上の理由で、土佐の排佛案には、何れも承服した、殊に多度津は排佛の模範を示さんと云ふ意氣込であつた、尤も其時、阿波藩が漸排論と、又火葬廢止論を出した、こゝで又一言せねばならぬ、夫は多度津藩は、陽明學を奉じたにも拘らず、排佛論を取つたと云ふ所以である、陽明學は陽儒陰佛とも云はるゝもので、決して排佛論などの出る所以がない、之は多分多度津藩が土佐藩の歡心を買んが爲め、一方から云へば、チト祭上られて居られたのではあるまいかと思はれる、而して根本の土佐藩は、極端なる排佛ではなかつたが、枝末の多度津藩は、領内一宗一寺に合寺するといふので、隨分極端なものであつた、併し合寺のみではない、合社も同時に云ひ出したのである、トコロが合社に付ては、左程の反抗もないが、合寺に付ては、領民殆んど全部が蜂起せんとした、又寺院側では、模範排佛と云ふので、讃岐全體の寺院が法幢院と云ふ天台宗の寺に、連日の協議會を開いて、反抗の態度に出んとした、拙者は當時某眞言寺の別業に僑居して居つたが、寺主は拙者が排佛黨の一人なりと云ふこととを探知して、拙者は放逐されたと云ふやうなこともあつた、然に此排佛は、藩全

體の意見ではなかつた、僅々二三激論黨が、土佐の威を假つて主張した少數の意見なので、斯く領內が騷動を惹起すやうになると、多數黨が承知せぬことになつて、結局排佛論を撤回することになり、無事に終結を告げたのである、拙者は萬事落着の後、某眞言僧、或は醍醐派管長和氣宥雄師ならんかと想像するが、其人から三教指歸を貸して吳れ、其文章を見て一讀三嘆したのが、初因緣となり、又上人より儒佛優劣論も拜聽し、竟に佛教を信ずるやうになつたのである、隨分亂暴な事ではあつた、(文責在編者)

以上の談は、啻に多度津藩のみの排佛には非ずして、四國全部の排佛論として、其一斑を知るに足るものと云ふべし、編者又憲兵中尉河口秋次氏の言を聞けり、同氏曰く、

拙者は當時神官として有力なりし某氏の言を聞く、先高松藩に廣澤伊織と云ふ人あり、領內の神官を召集して、皇學漢學武術の三科を研究せしむる弘道館なるものを起せり、之を丸龜、多度津の二藩が倣つて、各弘道館を起せり、讃岐の排佛論は、全く此弘道館思想の發せしものなり、云々、

又曰く、多度津藩の排佛論に對して有力なる反抗を試みしものは、西覺寺常榮

光賢寺幽玄の二師なりし、其一端を云へば、全部の寺院住職打揃ひ、青竹に焔硝を詰め、夫を背に負ひ、以て藩に强訴を爲す、若し聽されずんば、自ら藩邸と共に焦土たらんと云ふの策なりし、而して其主唱者が上の二師なりし云々、又曰く其時藩と寺院の間に介して、圓滿なる解決をなさしめたるものは、同町の丸尾熊造居士なりし云々、

明治四年七月

同二十四日　晴

一、讃岐國高松藩にて、奉　朝命神葬祭願の者は、免許の旨被觸示に付、宗内門徒の者にも願出候者有之節は、云何の義、評議、此は法中申合、意得教諭せしむる事に決す、

## 金刀比羅宮を勅祭神社と爲すの件

〔太政類典〕第一編第百廿二卷　教法　神社一

元年九月十三日

讃岐金刀比羅宮ヲ以勅祭神社ト爲ス、

讃岐金刀比羅宮社司琴陵宥常舊例ヲ陳シテ、社格陞進及ヒ大宮司補任ヲ請フ、是日勅裁神社ト爲シ、補任ハ後命ヲ待タシム、復古記

金光院事琴陵宥常稟請

奉歎願候口上之覺

讃岐國那珂郡小松庄琴平山ニ　御鎭座被爲在候
金刀比羅大神之御儀ハ、
御代々無比類、依
御尊崇、出格
御沙汰之件々、並於
天朝御取（脱アラン）之次第等ハ、別紙ニ相記シ、奉備
尊覽候通御座候、如斯種々不容易奉蒙
朝命、　御蔭ヲ以
神威日盛ハ不及申、奉仕之者共　神領之商農ニ至迄、安住罷在候儀ハ、偏ニ廣大
無量之

朝恩ト冥加至極難有仕合奉存候、然ルニ方今不一方御時節ヲモ相辨候上ハ、安閑難罷在、
天恩之萬分一ヲモ奉報謝度赤心ニ御座候處、微力不肖之私、聊以其實行ヲ相顯シカタク、依之　會計御役所へ奉御伺、金壹萬兩奉調達度段奉歎願候處、以
御憐愍之
御沙汰、御採用被爲成下置、重々難有仕合ニ奉存候、且萬事廣大
御仁恕之　御趣意ニ取縋リ、猶又奉歎願候儀ハ、別紙ニ相記候御由緒柄深ク被爲
思召分、御制外之
御沙汰ヲ以、向後被加
勅裁之社、且私儀大宮司被　任度、俯伏奉懇願候、然ル上ハ彌以
皇威赫々國家安靖之御祈禱、一社擧テ可奉抽丹精候、恐惶敬白、六月十四日
批紙
追テ御沙汰可有之事七月十三日
別紙

徳川氏社領朱印之寫

讃岐國那珂郡小松庄　金毘羅權現領同郡五條村内百三拾四石八斗餘、榎内村之内四拾八石壹斗餘、苗田村之内五拾石、木徳村之内貳拾三石五斗、社中七拾三石五斗、都合三百三拾石事、任先規寄附之訖、(訖カ)全可社納幷山林竹木諸役等免除、如有來彌不可有相違者、專神事祭禮、可抽天下泰平之懇祈之狀如件、

慶應元年二月廿四日　朱印

別當

金光院

御綸旨之寫

金毘羅大權現別當法印事、雖非理運、異于他山依御崇敬、被叙訖、彌可奉祈天下泰平寶祚延長者、天氣如此、悉之以狀、

寶曆三年十二月廿二日　左中將御判

金光院法印權大僧都

御房

日本一社金毘羅　大權現、今度

勅願所被　仰出間、
寶祚長久之御祈禱、彌無怠慢、可被修行之旨、
攝政殿御命之所候、仍執啓如件、

寶曆三年　　　　　　　　　　難波讃岐守　判
　　十二月廿二日　　　　　　保田內匠頭　判

讃岐國
　金光院
　　法印權大僧都殿

日本一社
　勅願所御綸旨之寫
金毘羅大權現者、爲讃岐國所在之一社、不在于他、彌依
御崇信、宜爲
勅願所奉祈天下安全

寶祚延長者、依
天氣執達如件、
寶曆十年五月廿日　　右中將御判
金光院權僧正
御房
中興權大僧都宥盛
御贈官　御綸旨之寫
權大僧都宥盛
宜贈大僧正
藏人頭左中辨藤原長順奉
故權大僧都宥盛
左中辨藤原朝臣長順傳宣
權大納言朝臣建通宣、奉
勅、件人宜贈大僧正者、
安政四年六月廿七日

修理東大寺大佛長官權中務少輔主殿頭兼左大史小槻宿禰輔世奉

文久三年臨時御祈被仰出候

御綸旨之寫

近來外夷追日跋扈、深被惱

宸衷、將蠻夷拒絕之期限被決定之處、此頃既英夷之軍艦來橫濱、請求之旨趣、必可開兵端之情態顯然、寶天下安危在於是時矣、庶幾依神明冥助、以奮起

皇國之勇威、國內一和、上下齊志、早攘醜夷于汎海之遠、永令絕於覬覦之意念、不汚神州、不損人民、

寶祚延長、武運悠久、御祈可抽丹誠、可令下知于讃岐國金毘羅大權現、別當給者、依

天氣上啓如件、

三月四日　右少辨俊政

謹上左宰相中將殿

一每歲正五九月

御撫物御引替、長日無怠慢、

寶祚延長天下泰平之御祈仕、且臨時御祈每々被　仰出、御卷數並國產獻上仕、

其時々御菓子御備ニ相成、且御檀料被下置候事、

一是迄代々傳奏御執

奏ニテ、

口宣頂戴仕、初官位權少僧都法眼ヨリ、權僧正法印迄昇進仕、尤雖爲附弟之內

任官仕來候事、

一代替之節ハ、繼目御禮參

內、扣所虎之御間、役僧扣所諸太夫御間、於清涼殿代南庇、奉拜

天顏候、尤權僧正御禮參

內之節ハ、於清涼殿代御下壇壹疊目、奉拜

天顏候事、

一仙洞御所被爲　在御坐候御時モ、御同樣之儀ニ御座候、以上、行政官記、

讚岐國金毘羅別當

金光院事

六月十四日　琴陵　宥常

辨事

御役所

琴陵宥常稟請

奉歎願候口上之覺

今般依格別之

御尊敬

金刀比羅宮ト

御改

御贈進被爲

遊、彌以　神威隆盛之御儀ト難有仕合奉存候、然ル處最早

神祭モ及切迫候ニ付、先般願之通

勅祭並大宮司補任等奉蒙

御沙汰度、偏ニ奉祈願候、何卒臨時出格之

御果斷ヲ以、右願之通、被爲

仰付下置候ハヽ、一社之規摸無此上、重々冥加至極難有仕合奉存候、以上、八月十三日

批紙

勅祭之神社ニ可被
仰付事、
大宮司補任之儀ハ追テ
御沙汰候事、九月十三日
行政官記

# 金刀比羅宮神佛分離調書

金刀比羅宮社務所報

金刀比羅宮は、香川縣讃岐國仲多度郡(舊名那珂郡といふ、後多度郡と合併、今の名に改めらる、)琴平山(一名象頭山)に鎮座あり、大物主神を祀り、永萬元年に至り、御相殿に崇德天皇を合せ祀る、

金刀比羅宮は古くは琴平社と稱したりしを、中古以來金毘羅大權現と稱し、別當金光院兩部神道を以て奉仕し來りしが、明治元年神佛分離の令達により、金毘羅大權現は往古の社號琴平神社に復し、更に同年七月宮號仰出され、金刀比羅宮と改めら

かくて明治元年神佛混淆禁止の令達あるや、當時の別當職金光院宥常は、其六月を以て、復飾して琴陵宥常と改名、其九月辨事役所の指圖により、前僧官權大僧都法印相當位なる從五位下を申立て、敍位の御沙汰を被る、

〔明治元辰年仲夏至翌巳年初冬書記〕

乍恐奉御屆申上候口上覺

百般
御一新ニ付、被爲盡
御美典候御中にも、殊に
神祇道之御儀者、悉被爲復太古候處、中世以降神佛混合之儀深被爲掛
叡念、各々名分瞭然之御趣意、
御布告之件々難有拜承奉畏候、依之本社攝社を相始め、殿宇不殘純一無雜之改革仕候段、別紙に相記し、奉備尊覽、且舊號金光院を改、琴陵宥常と改名、復飾仕候、此段乍恐御屆奉申上候、恐惶謹言、

讃岐國金毘羅
金光院事

六月十四日

辨事御役所　　琴陵　宥常

（附箋指令、被聞届候事）

私儀

復飾前者、權大僧都法印義

宣下居候ニ付、右ニ准當之位階先達而奉願候處、御付紙ニ而、從五位下願出候而可

然旨、

御沙汰ニ付、則小折紙差出申候間、宣下ニ相成候樣、宜奉、願候、以上、

讃岐國

金刀比羅宮

琴陵　宥常

辨事

御役所

〔同　書〕

「申

從五位下　宥常」

かくて九月十八日を以て、社務職を拜命し、舊の如く引續き奉仕せり、金毘羅大權現にありては、同年六月十四日、往古の舊稱琴平神社に復したりしが、七月を以て、金刀比羅宮と御改稱仰出さる、

〔神祇官達書〕

讃岐國那珂郡小松庄琴平山

金刀比羅社

右被改

金刀比羅宮候事、

戊辰七月　神祇官

〔同書〕

讃岐國

琴陵宥常

此度別紙之通

宮號被

仰出候間、於神前可遂披露候、并に大宮司補任等申立ノ義ハ、追テ御沙汰可有之候

事、

七月(戊辰)　　神祇官

同年十月、神祇官直支配となり、勅裁神社に列せらる、

金刀比羅宮

社務

右者今般

金刀比羅宮

勅裁之儀願出ニ付、社務以下當宮直支配候條、此旨可相心得事、

十月十五日(明治元年)

神祇官

二　神佛分離以前、神社に於ける佛教關係の建築物の種類、沿革、及び分離當時に於ける其處置

當時に於ける佛教關係建築物及其處置左の如し、
三十番神社　兩部神道說に基く祠宇なるを以て廢止の上、其建物を石立社(祭神、少彥名神)に充當、
阿彌陀堂　廢止の上、其建物を若比賣社(祭神、須勢理毘賣命)に充當、
觀音堂　廢止の上、其建物を大年社(祭神、大年神、御年神、若年神)に充當、
藥師堂(俗稱金堂)　廢止の上、其建物を旭社(祭神、伊勢大神、八幡大神、春日大神)に充當、
不動堂　廢止の上、其建物を津嶋神社(祭神、建速須佐之男命、櫛名田比賣命)に充當、
摩利支天堂、毘沙門堂、(合棟)　廢止の上、其建物を常磐神社(祭神、伊邪那岐神、伊邪那美神)並に日子神社(祭神、事代主神、味鉏高彥根神、加夜鳴海神)に充當、
孔雀堂　廢止の上、其建物を天滿宮(祭神、菅原道眞命)に充當、
多寶塔　廢止の上、建物は明治三年六月之を取拂へり、
經藏　廢止の上、其建物を文庫に充當、
鐘樓　廢止の上、取拂へり、
大門　左右に金剛力士の像ありしが之を撤し、建物は其儘存置、

二　天　門　左右に多聞、持國の像ありしが之を撤し、建物は其儘中門として存置、

萬　燈　堂　廢止の上、火産靈社（祭神、火産靈神）に充當、

左記は祠宇に屬するを以て、分離に當りても變更無く、たゞ社號を改稱したるのみ、

大行事社　其儘變更無し、但し後に産須毘社と改稱、

行　者　堂　其儘變更無く、大峰社と改稱せしが明治五年廢社、

山　神　社　其儘變更無く、大山祇社と改稱、

其他數十棟の寮舎の如きは、舊き有姿の儘にして著しき變更無かりき、

三　同佛教關係の圖像の種數及び分離當時に於ける其處置

第十三項に述ぶるを以て、玆には之を略す、他の神社に於て往々見るが如き崇敬者授與用の圖像に至りては、神像は勿論、本地佛像共一切發行せざりしが故に、分離に際しても何等關係無し、

四　同佛教關係の器具粧飾の種類及び分離當時に於ける其處置

重なる佛堂には、祈禱壇、供物用器具、經机等存せしも、是等は分離に際し、之を撤廢し、概ね賣却處分に附したり、

五　同佛教關係の官職位階及び其變遷

別當金光院の僧官位階は、初め仁和寺宮並に大覺寺宮の令旨に據りしも、元文四年以來禁裏官となり、權律師法橋より、權僧正法印に至る、尤も金光院宥盛は、生前の功勞を思召され、安政四年六月二十七日、勅して大僧正を贈らせられき、
金光院に入院して金毘羅大權現別當職となるは、幕府の任命する所なり、而して之が手續は、幕府に代りて讚岐高松藩主之を傳達す、其一例を左に揭ぐ、

〔天明八年金光院日帳〕

一、能遍樣(金光院後宥呂)御儀、今朝五つ時御登城(高松城へ)被遊、則御城御年寄部屋に於いて、御前格之通

大公儀より御入院被

仰渡候趣被申聞、萬々御首尾能被爲濟候、

金光院入院するや繼目御禮として、江戸に參府し、且つ爾後七年目每、並に將軍代替の節は、參府するを例とす、

〔同　書〕

寺社方より相渡り候書附左之通

金光院

右者繼目御禮、來月二十日頃江戸表へ致出府、御朱印持參仕候樣にと御年寄中被申候、

正月廿一日

［天保八年金光院御用留］

金光院

住職被　仰付候ニ付、繼目御禮之儀、公儀寺社御奉行中ゟ御達被成候所、出府可仕旨御指圖有之候、依之來月中出府仕候樣にと年寄中申候、

五月廿八日

出府之節格式幷其外勤向之先例書用意に持參可被致候、

別當職の相續は、一定の制規ありて、慶長年間よりは、當國の舊家山下氏血脈の者に限る事と定まり、山下氏の出なる前住職の甥、或は從弟等の如き前住職の傍系血族者が相續す、卽ち傍系血族の世襲制となりたり、且つ元祿年間よりは、前記の如く山下氏血脈なる上に、堂上の猶子たる者に限る事と定まり、元文年間以後は、堂上中特に油小路、綾小路、葉室、鷲尾、甘露寺、姉小路、諸家の如き九條家門流の猶子たる者に限

る事となりたり、神佛分離當時に於ける別當宥常も、制規の如く山下氏の出にして、廿霧寺中納言愛長の猶子なりき、而して繼承の手續は、別當存生中、前記の如く山下氏血脈中より適當なる後住者を内選して、九條家門流の猶子となし、爰に更めて幕府(幕府に代りて高松藩)の諒解を得て、後住に選定せり、寺中其他役僧等は扶持人にして、後住に選定せらるゝ資格無かりき、

六　同佛教關係の祭禮行事儀式作法及び其變遷

祭禮行事儀式作法は、之れを本社關係のものと、境内祠宇のものと、境内佛堂のものとの三種に區分して說明するを便とす、

〔本社〕

本社關係の祭禮行事に於ては、神佛分離の爲め、變遷は極めて少く、祭禮行事の大項は殆んど其儘今日に傳はれり、たゞ之を行ふ方式卽ち作法に於て、兩部神道式を純然たる神道式に改めたるに過ぎず、而して其兩部神道式なるものも、當宮に於て行はれしは、祝詞を奏し、和歌を頌し、中臣祓を唱へ、再拜拍手をなす等神道の形式多かりしが、素より兩部の事故、其間に佛教形式の混入も亦少なからず、是等神佛混淆の作法は、分離と同時に純然たる神式に改められたり、

今金毘羅大權現の重なる祭禮及行事に就いて、其變遷の梗概を述べんとす、

## 大祭

### 頭屋　神事

頭屋の起源は、甚古くして、所傳には神代の昔にありといふ、其始詳ならずと雖、國家安泰を祈願する意味に於て、國を代表して大祭に參與するものにして、既に後嵯峨天皇寛元元年、勅して之が振興を計らしめ給ひし事あり、(後葉參照)、かゝる重大なる神事なるが故に、頭屋取極等重なる事項は、幕府代官の手によりて決裁せられ、其維持並に神事中の取締は、高松藩に於て之を行ひ、其建築材料は、丸龜藩に於て之を提供する等、特に重きを置かれ、其行列の如きも、諸侯に準じ下座觸警蹕を呼ぶを例とす、而して此神事は、兩部神道時代にありても、殆純神道に近き形式を以て傳へらる、

頭屋は金毘羅大權現氏子即ち象頭山麓、四條、五條、榎井、苗田の四ヶ村に於て、交替を以て毎年二ヶ村宛之に當り、一を正とし一を副とす、各男女二人の頭人あり、正を上頭人、副を下頭人と稱す、頭人は齋戒沐浴して頭屋に參籠する事一ヶ月、十月十日を以て行はるゝ金毘羅大權現の大祭に與かる古例なりとす、頭人奉仕者は古來右四ヶ村に數十軒の各家筋ありて、子孫世々之を繼承し來れり、

頭人の參籠する齋舍を頭屋と稱す、每年當番村內の淨地を相して之を建つ、黑木造、藁葺、切妻、妻入の粗朴なる堀立の構造にして、古來一定の制規ありて案る事無し、內部上段には金毘羅大權現の神璽を奉安し、舍外には高く幣を建つ、

頭人は一ヶ月間此齋舍に參籠し、飲食總て鑽火を用ふ、

頭屋行事を支配するものを庄宮といふ、當初は庄園の官吏なりしが、後專ら此神事係となりて、猶庄官の名を稱すと言へり、是亦四ヶ村に數軒の家筋ありて之を世襲す、

頭屋神事左の如し、

八月晦日　　上頭屋口明神事

九月朔日　　下頭屋口明神事

此日頭屋奉仕者居宅の祓を行ふ、

九月朔日　　上頭屋大神事

九月二日　　下頭屋大神事

此日頭屋の地鎭祭を行ふ、

九月八日　　潮川神事

此日山麓金毘羅大權現神事場の齋庭に於て、別當金光院之に臨みて、鹽水を以て頭人以下諸員の祓式を行ふ、（後葉參照）

九月九日　頭屋御幣建神事

此日頭屋に神璽を奉安し、屋外に幣を建つ、

九月十日　上頭屋頭人泊始神事

九月十一日　下頭屋頭人泊始神事

此日より頭人各頭屋に入りて參籠す、

十月六日　上頭屋指合神事

十月七日　下頭屋指合神事

此日別當金光院頭屋に臨みて祭儀を行ひ、且つ庄官等翌年に於ける頭屋奉仕者を選ふ、

十月十日　大祭

此日は金毘羅大權現大祭にして神輿渡御あり、頭人等數百の供人を從へ參候して神輿に供奉す、

十月十四日　頭人三日參神事

此日當年の頭人は、翌年奉仕すべき頭人と共に、本社に參候して奉幣式を行ふ、

十月十五日　　頭屋燒上神事

此日頭屋係の人々、金光院役人等頭屋に臨み、立會の上、頭屋を取壞し、建築材料、祭器具等一切を搬出し、淨地に於て之を燒却す、

前記の如く、金毘羅大權現大祭は主として十月十日なるも、之に伴ふ神事は一ヶ月餘の久しきに及ぶ、古來重大なる祭儀として尊重せられ、中世一時此祭儀の弛廢に傾かんとするや、後嵯峨天皇寛元元年、特に勅命を以て之が振興を計らしめ給へり、

〔潮川神事場碑〕弘化三年建立

象頭山東南之麓、臨萬農之水、自東奔注、觸崖石而北流、旁廣中深、名曰石淵、其側喬松蓊鬱、陰地呼爲潮川神事場、神戸行祓禊離垢之儀于此、是爲金毘羅大權現大祭之首務、謹按、年例以十月十日擧大祭、自上古旣然、至後嵯峨帝寛元元年、　特勅脩其儀、(下略)

〔頭屋取極書〕

一、(前略)當時庄官之濫觴者

後嵯峨院より寛元年中ニ、金毘羅神事者天下安泰之祈禱故、無懈怠取計可申旨、當

時庄官之先祖新庄公文田所案主之五人之者に被　仰付有之由、（下略）

前記の如く、大祭及之に屬する頭屋神事は、本社の主なる祭典なるが、是等は神佛分離前も分離後も、大項に於て殆變化無く、明治以前神輿渡御は境内より外へは出でられざりしを、明治となりて山麓神事場へ渡御の事に改まり、又頭屋神事は祝舍神事と、上頭屋下頭屋は上祝舍次祝舍と、下頭人は次頭人と各改稱したるも、内容に於ては變化無かりき、

三月神事

古來櫻花爛漫の季を以て行はれ來りし金毘羅大權現三月十日の神事は、俗に之を花の會と稱せしが、是亦神佛分離以後に於ても、依然として行はれ、暦改正の爲、三月が櫻花の季節に合致せざるに至りて、之を四月十日に改め、櫻花祭の名に於て現に行はれつゝあり、

參籠神事

櫻町天皇御宇より行はれし參籠神事は、神佛分離後多少の變遷を經て、現今は忌籠神事、一月祭、六月祭、九月祭の名に於て行はる、

御煤拂神事

御年木截神事

右は分離以前と以後と大差無く、其後に暦の改正に伴ひ、太陰暦日を太陽暦日に改めたるに過ぎず、

本社祭典に關しては、概ね右の如し、

〔境內祠宇〕

境內祠宇としては

大行事社

山神社

三十番神社

行者堂

等あり、其內大行事、山神、三十番神の三社は神道の形式多く、行者堂は佛敎の形式による作法多かりしが如し、神佛分離に當り三十番神社は廢社となり、大行事社は其儘、山神社は大山祇社と改稱、行者堂は大峰社と改稱して、純神式の作法に改めらる、

（大峰社は後に廢社となる）

〔境內佛堂〕

佛堂に於ては素より佛式の作法なりしが、神佛分離に當り、佛堂は全部廢せられ、其建物は概ね境內神社の社殿に充當せらるゝと共に、佛式作法廢滅せり、

**七** 神佛分離以前に於ける慣習の今日に殘存せしもの

金毘羅大權現に關する民間の風習慣行に付て見るに、御日待講なるものあり、每年春秋部落民交互に順番を定め、部落民を會し金毘羅大權現神璽を祀りて、部落の安全を祈り、傍ら會食談合して和親を圖るものなるが、是等は今日に於ても猶存續しつゝあり、

金毘羅大權現尊崇より出でたる特種の風習あり、用材を獻ずる流し木、神酒を獻ずる流し樽の如きこれなり、是等は遠隔の地方より建築用材又は酒樽に金毘羅大權現へ奉納の旨を認めて之を海に投して、遂に獻ずるものにして、是等が潮のまにまに漂流せるを、他の當地方向へ航行する船舶之を發見せる時は、或は船艙に積込み、或は船尾に曳行して、適當の個所まで輸送して、こゝに放流す、用材酒樽は再び海潮に漂流するを、他の船舶亦前記の方法にて、一部分を輸送す、かくて數次幾部分宛輸送せられ、最後に參拜者の手に據りて、金毘羅大權現に獻納せらるゝものとす、是等の習慣は今猶絕えざるのみならず、右に類する流初穗なるものあり、初穗を水の透

入せざる布又は樽の類に收め、當宮へ奉納の旨を認めたる板を附し、當地沖合を航過する船艦より遙拜すると同時に、之を海に投じて、獻納し、他の船舶の手によりて當宮へ納めらるゝものなるが、是等は明治中期より、今日に至り愈盛に行はれつゝあり、要するに慣習に於ても、亦形式の一小部分に多少の變遷はあるも、大項に於ては神佛分離以前と以後とに於て、格別の變遷あるを見ず、

**八**　同佛敎關係の文書記錄の種類及び分離當時に於ける其處置

佛敎關係文書記錄として特記すべきもの無し、神佛分離に際し、經卷は或者は賣却し、或者は燒却せるも、其卷數等今詳ならず、文書類の重なるもの、並に朱印狀寄進狀類は存置し、他は反古として處分せり、

**九**　社人社僧の狀況(所屬宗派及本寺其人數等)日常生活、社僧と神官との關係及び維新當時に於ける社僧の實況

金毘羅大權現社僧は、別當職一人のみにして、既に第一項に於て述べたる如く、山下氏の出にして、九條家門流の猶子となり、別當より後住と定められ、幕府(幕府に代りて高松藩)の認諾を得たるものが、別當死亡若しくは隱退と共に、幕府より別當職を命ぜられ、別當寺たる金光院松尾寺に入院するものとす、

僧侶は寺中を始め猶十餘名ありしも、是等は金毘羅大權現の社僧にあらずして、後に述ぶる如く金光院の扶持人なりき、
別當寺金光院松尾寺は、古義眞言宗にして、無本寺、無末寺なりき、
別當金光院が召使ひたる扶持人は、二百數十名にして、之を別つて二種とす、役僧並役人是れなり、役僧は僧體の役人にして其重なるものには、役宅を給して、これに居らしむ、之を寺中と稱し五院あり、
寺中始召使の僧侶は、總て金光院より扶持役料等を給せられ、其命令により神前の事務を始め、諸般の事務に服す、而してこれが任免賞罰は、凡て金光院主之を行ふ、
又役人の俗體なるを單に役人と稱し、是亦金光院より扶持を受け其命に服し、金光院より任免賞罰せらるゝ事總て役僧に同し、維新當時に於ける重なる役僧役人左の如し、

| | |
|---|---|
| 七拾五石 | 山下衞守 |
| （當時欠く） | （眞光院） |
| 五拾石 | 萬福院 |
| 參拾參石 | 神護院 |

同　尊勝院
同　普門院
同　菅納初馬
同　菅納孝左衛門
同　山下直馬
同　菅三郎兵衛
同　多聞院
貳拾五石　彌田七左衛門
同　小川又左衛門
同　矢野延藏
同　豐島伊織
同　片岡健之助
貳拾參石　山下七良
同　片岡嘉久太夫

（以下略之）

神官は元龜天正頃以後は存せず、尤も金光院役人中に神役なるものあり、專ら神事中の神饌、調度方面に關る一部の事務に服し居たりき、

社僧卽ち別當金光院の日常狀體に付いて述べんに、別當寺たる金光院松尾寺は、金毘羅大權現境內の一部にあり、今社務所たる建物卽ち是れなり、

別當金光院は常に此別當寺に住し、役僧並役人を指揮して、金毘羅大權現の神勤を始め、社領內諸般の事務に當る、役僧並役人は金光院の命に基き事務に鞅掌す、其役名の重なるもの左の如し、

勘定　奉行

藏　奉行

町　奉行

山　奉行

普請　奉行

火消　奉行

長屋　奉行

瓦屋　奉行

薪奉行

又右等奉行に配屬せる役人あり、かくて或者は神前に奉仕し、或者は金光院に出勤して右等諸般の事務を執り、或者は社領の民政に從事す、

要するに、金光院の任務は、專ら金毘羅大權現の神勤と、之に伴ふ事務並に社領の民政(司法行政)にあり、減罪は社僧なるが故に一切之を行ふ事無し、

## 十　維新時代の地方當局の役人及び直接關係者の人名經歷特に分離に關する行政

金毘羅大權現の社務は、幕府別當を任して之を管理せしむ、而して其祭事に關るものは、概ね禁中に伺ひ、一般社務にして大なるものは、幕府の裁決を受け、小なるものは、幕府に代りて高松藩之を裁決するものとす、かゝる制規なりしが、維新に際し幕府政權を返上するや、其裁決事項は宮中の裁決を受くる事となり、引續き高松藩も亦版籍返上の爲め、是等の總は神祇官の裁決を受くる事となりしが、殊に金毘羅大權現が金刀比羅宮と御改稱仰出され、勅裁神社に列せらるゝや、大小の社務總て神祇官の直支配となれり、從つて神佛分離事項に關しても概ね神祇官の旨を受け、經伺の上處理せしものなるが故に、地方官との交渉甚少し、(明治五年佛像處分の事あるもそは第十三項に讓る)

かゝる狀態なるを以て、本項に關し特に記載すべき事柄無し、

**十一**　神佛分離に對する當時民心の傾向並に分離以前と以後に於ける信仰狀態の變遷

金毘羅大權現崇敬者の所住地は、殆全國的なるが故に、之を組織的に一括しての傾向は知り難しと雖も、神佛分離以前と以後に於ける崇敬狀態に於て、格別の變遷ありとは認め難し、

**十二**　神佛分離說の由來淵源についての古老の意見

特記すべき意見なるもの無し、

**十三**　廢佛毀釋の狀況（寺院建築佛菩薩の圖像經卷佛具梵鐘等の處置寺領寺院境內地等に及ぼしたる影響幷に僧侶の還俗等）

（ア）建築物

佛敎關係建築物中堂宇は、其儘存置し、祠宇其他に充當せられたる事、既に第二項に述へたる所なり、

神佛分離の爲め廢毀せられたる建築物は左の如し、

多寶塔　明治元年廢止の上、同三年六月取拂へり、

鐘　樓　明治元年廢止の上、之を取拂へり、

別當寺建築物は、神佛分離の爲め別當寺たる金光院松尾寺廢せられ、別當復飾の上社務職を仰出さるゝや、其儘社務廳となり、何等の變革無し、但し別當寺構內に存せし大師堂、阿彌陀堂の二棟は、之を廢止の上、後年賣却處分に附せりと雖も、此二棟は何れも小建物にして、而も人の目に觸れ難き區域に存せしを以て、外觀上には影響する事無かりき、

（イ）圖像、經卷、佛具等

佛菩薩の圖像中重なるものは、寶物として存置したるが、其の內十一面觀音木像（當時は正觀音と唱へられたるもの）一軀は大正八年八月八日甲種四等國寶に列せられたり、かゝる類を除き、一般佛像は佛堂廢止と共に一個所に取纏め藏置したりしが、明治五年四月社務及權禰宜より香川縣へ經伺の上、同年八月四日之を燒却せり、

［香川縣へ伺書及指令］

事比羅神社社用之廉々伺書

一當社內ニ在之候從來ノ佛像、御一新後悉皆取除ケ、山麓之藏中ヱ集置候處、右撥（マヽ）遣ニ相成候上ハ、如何所置可仕哉、燒却ニ及候テモ不苦候哉之事、

（付箋指令、燒却可申事）

〔明治五年壬申日誌〕

葉月三日

四日

一、今日第八字ヨリ、於裏谷佛像不殘燒却致候事、

但シ、其砌禰宜社掌筆算方立合ニ罷出候、

又經卷佛具等は一部は之を賣却し、他は之を燒却せり、

（ウ）領　地

寺領は無かりしを以て、神佛分離に關する影響無し、

金毘羅大權現社領參百參拾石の朱印地あり、朱印狀左の如し、

〔將軍德川家光朱印狀〕

讃岐國那賀郡小松庄金毘羅權現領同郡五條村內百參拾四石八斗餘、榎內村之內四拾八石壹斗餘、苗村之內五拾石、木德村內貳拾參石五斗、社中七拾參石五斗、都合參百參拾石事、任先規寄附之訖、全可社納、幷山林竹木諸役等免除、如有來彌不可有相違者、專神事祭禮可抽天下安泰之惆祈之狀如件、

慶安元年二月廿四日 (朱印)

別當

金光院

右の外、將軍家綱以下累代將軍の朱印狀あるも、殆同文なるを以て今之を略す、要するに、これ社領にして、別當寺は之を管理せしに過ぎさるが故に、分離の爲に影響を被る事無く、別當寺廢止の後は社務職之を管理せり、然るに幕府政權を返上し、當地方の幕府領は土佐藩に於て當分管理する事となり、高松藩領亦一時之が管理の下に屬するや、金毘羅大權現社領は七月三日一時土州藩の預となる、

〔自天保十二年至明治六年一月取扱記錄甲〕

(慶應四戊辰年七月條)

一、七月三日同夜土州樣ヨリ、御當所當分御預リ相成候由ニ哉、小坂口へ社領當分朝命ニ付御預ニ相成候間、諸事川之江陳屋へ可申出旨、外ニ段々御達シ書之義相認メ、高札相立申候、猶先方御役方内町虎屋ヲ本陣トシテ出張ス、然レ共御山役人所へハ、一向沙汰無之由也、

(中略)

一、七月十八日御社領當分土州樣御預リニ相成候而ハ、此節内町本陣へ土州御役人入込到逗留候間、御家中末々迄、其段相心得、喧嘩口論ハ素ヨリ、諸事相愼ミ不都合無之樣申達ニ候、

右之通り、一役一人呼出シ、御用人ヨリ申達シニ相成候事、

かくて社領は此後他の神社々領に於けるが如く之を返上せり、

（エ）境　内

寺院境内地なるものは無かりき、從つて神佛分離に關しても、境内に付ての影響無し、別當金光院松尾寺は金毘羅大權現の境內にあり、卽ち神社境內の寺院なるが故に金光院廢止の上、其建物が其儘社務廳となるや、其敷地も亦其儘社務廳敷地となりたるに過ぎず、

（オ）僧侶の還俗

社僧の還俗に付いては、既に第一項に於て其一般を述へたるが、第九項に詳記せる如く、元來金毘羅大權現別當寺の制度は簡明にして、本寺も無く、末寺も無く、社僧は別當一人のみにて、他は之に隸屬せる役僧役人なるが故に、改革も波瀾無くして行はれ、神佛分離の法令により、別當復飾の上社務職を拜命し、別當寺建物は其儘社務

廳となり、金光院役人は其儘社務職役人となりたるに止まる、而して役僧等は其還俗するものは其儘社務職役人となり、又還俗を欲せざる數名のものは退身せしめたり、役僧中重なるものゝ進退左の如し、

眞光院（當時缺員）
萬福院（退身の上還俗）
神護院（還俗の上社務職に仕ふ）
尊勝院（退身）
普門院（退身）
寺中格成就院（還俗の上社務職に仕ふ）

かゝる次第なるを以て、發令當時別當及役僧等にありては、多年の習俗を一朝にして改革するものなるが故に、一時は之を躊躇せしは、人情として素より然るべき處なれども、法の命する所に依り、愈之を實行するに當りては、比較的簡單に行はれ、此間にありて紛亂騷擾等は一切無かりき、

# 松尾寺對金刀比羅宮訴訟事件の一斑

〔萬朝報〕第五千八百三十二號　明治四十二年十一月一日發行

## 金刀比羅宮の危機

### 社と寺との訴訟事件

香川縣下の大問題　讃岐の金刀比羅大權現と云へば、昔に名高き國幣中社、信者全國に遍き程であるが、其建物や寶物やが、元來同社のもので無いとかにて、今回同地の松尾寺が寶物建物取戻しの訴訟を起した、若し寺方が勝となれば、社の存廢にも關する大事、延いては讃岐地方の盛衰にも影響するので、目下香川縣の大問題となつてゐる、

太政官の公達　原告は同國琴平町松尾寺住職永原宥堯師、其主張を聞けば、同寺は古來より象頭山金光院松尾寺と稱して、金刀比羅大權現を安置し、脇坊なる眞光、萬福、普門、尊勝、神護の五院を總べ、一山の本坊として純然たる佛寺まであつたのを、明治元年四月、太政官から「諸國大小神社は神佛混淆を廢止せよ、別當社僧の輩は、還俗

して神主社人となり、神道を修めよ、還俗し能はぬ者は立退くべし」との公達が出たゝめ、時の松尾寺住職法印宥常、人に惑はされ、還俗して名をも琴陵宥常と改め、祭靈金刀比羅大權現を神道の神と附會し、金刀比羅宮を設けた、其結果脇坊普門院法印宥曉が、松尾寺住職を襲ぎ、次の住職宥晉を經て、今の廿二代住職宥彝師に法燈を傳へたが、古來からの佛堂佛具什器の大部分は、明治四五年の間に社方で橫領した、從つて、社の繁昌に反して、寺方は次第に衰へ、脇坊五院は廢寺となり、本坊松尾寺だけが、僅かに昔からの檀徒を維持して今日に至つた、併し佛堂佛具は佛寺たる松尾寺が所有すべきで、決して神社が所有し使用すべき性質のもので無い、例へ金刀比羅宮は神社として公認さるとも、右の物件所有權は寺方にある、明治初年の公達に際し、宥常等が神社の所有としたのは不法であるとの事、

八万圓か百万圓か　宥彝師は、此理由を以て、日下の金刀比羅宮の建物中、事務所、大門、旭社、本主堂、繪馬堂と其敷地及び寶物數十點の返還を求めたが、宮司琴陵光凞氏頑として應ぜぬ、是非なく一時泣寢入となつたが、種々考へて宥彝氏は寧ろ法廷に是非を爭はんと決し、昨年六月上京し、突然芝區愛宕町三の一辯護士加瀨禧逸氏を訪ひ、事情を述べ、「貴下の人格は新聞紙上で知つた、枉げて此訴訟を賴まれて貰ひたい、我

寺亦貧で資力が無い、訴訟費用も貴下が辨じて義俠的に盡して頂きたい」と突飛な申込をした、加瀬氏快諾して、小川平吉、鈴木濟美の兩氏と謀り、何れも資産家で無いから費用節約の策として、建物實物を最も低額に見積り、價格八萬圓として、訴訟には夫れに對する印紙二百五十圓餘を貼用し、加瀬、小川、鈴木外一氏代理人となり、高松地方裁判所に向つて愈よ建物實物の所有權確認並に物件引渡請求の訴訟を提起したのは、昨年七月の事である、被告の社方もさるもの、早くも原告の無資力を察し、先づ費用を以て寺方を壓する方法を取り、辯護士鈴木充美外二氏を代理として、物件は百万圓以上の價格なり、夫れに對する印紙を貼用せよとの異議を申立てた、原告の狼狽は一方でない、目的の方は後へ廻して先づ價額の方から爭はねばならぬ、遂に京都市（上京區小川東西乘車小路）蒲生重右衛門、（同區今川通新町東入堀出町三一）饗庭彥市の兩鑑定人の鑑定に附した、價額は廿二万六千餘圓が相當と決定した、原告は鑑定料五百圓を出した上に、訴狀印紙不足額四百餘圓を追加した、數十万の資金ある被告は、手もなく費用上の大打擊を原告に加へ得たのである、

**松尾寺は廢寺か**　斯くて第一回の口頭辯論は、裁判長清田判事の下に於て、本年一月十五日に開かれた、此時被告方では「抑も金刀比羅宮は元金毘羅大權現と稱し、

松尾寺は之れに奉仕する別當寺であつたが、元來金毘羅大權現が神祇であるから、檀住職も社僧として葬儀弔祭讀經も行はなかつた、併し松尾寺は佛寺であるから、檀家の爲めには脇坊の普門院だけを大門外に置きて、葬儀を取扱はせた、即ち佛事を行つたのは普門院だけで、大門内にある他の四院と本坊とは神に仕へてゐた、從つて明治元年の公達の際に松尾寺を廢して、金刀比羅宮の神號に改め、住職宥常が還俗した譯である、又松尾寺と他の脇坊五院とは、君臣の如き關係であつたから、改號と同時に脇坊を廢し、建物寶物も社務職が管理した次第である、只普門院だけは從來の檀家の爲めに、松尾寺との關係を離れて、眞言宗京都仁和寺内皆明寺の末寺になつたが、其當時の普門院住職宥曉が何か爲めにする考で、勝手に松尾寺の號を僣稱して、今日に至つたのであるから、現時の松尾寺は元の松尾寺とは異り、金刀比羅宮とは何の關係も無い」と主張した、原告は又之に對して、「元の松尾寺は一山六院の總稱である、金光院のみが松尾寺ではない、他の五院も金光院も合せたものが象頭山金光院松尾寺で、其松尾寺が大權現に奉仕して居たのであるから、大權現は神號に改められても、松尾寺は依然存在する、五院は廢寺となつても、普門院の殘つて居る限りは、松尾寺は存在する、故に現時の松尾寺は、昔普門院でありしにもせよ、元の

一山六院の代表者なり、元一山の所有した物件は代表者の所有である」と辯じ、爭ひは、「松尾寺は金光院のみの寺號か、六院の總稱か」「原告は松尾寺の承繼者たる資格無きか有るか」「金刀比羅大權現は神か佛か」其他の問題となり、辯論の結果、裁判長は合議の上、

一般眞言宗に於ける山號寺號院號の關係及び習慣と主義、

一山一寺名にして數院を有する寺院ありや、有りとせば其性質如何、　此場合に於て、例へ其內の一院若くは數院が增減或は變更すとも、一部の殘る限りは寺は存續する性質のものなりや、存續するとせば其寺の代表者（即ち住職）の承繼關係如何、

如何なる要件があれば、寺は存續し得るか、

佛寺に本尊以外に特殊の祭靈ある場合に於ては、其の祭靈の改廢と佛寺の存立との關係如何、

を京都市東寺內眞言宗各宗派連合會長土宜法龍及び京都醍醐寺住職眞言宗醍醐派管長和氣宥雄の兩師に鑑定を乞ひ、別に文學博士高楠順次郎氏に、金刀比羅大權現の宗教上の意義及び性質の立證を求むる事となつた、

神か佛か　然るに兩師は原告の主張に同じく、今の松尾寺は元象頭山金光院松尾寺の承繼者、代表者たる資格ありと鑑定した、裁判費用で大打撃を與へられた原告は漸く頽勢を挽回した、更に高楠博士の立證は、

金毘羅は原語クンビーラにて、印度夜叉天部の藥叉神の一なり、藥叉神には善惡兩性あり、金毘羅は善性の藥叉神にて、佛敎守護の善神、佛の化身として尊崇された事は、經說の上にて明かなり、其起源は、クンビーラは「鰐魚」の義にて、根本は恒河あたりの鰐魚を祭つたものが、進んで王舍城の守護神となり、遂に藥叉神となつたらしいゝ、又一方には海神龍王として崇められても居るが、要するに鰐魚たると龍王たるとを問はず、藥叉たる事論ずる迄もなく、佛敎守護の善神たるも明白なり、

と認定した、原告は愈よ光明を認めた、恁うなつては被告も訴訟費用の點だけで勝つ事は出來ぬ、更に別箇の鑑定人を申請して、反證を擧げんと努め、被告代理の鈴木充美氏は、目下讃岐及び京都地方を奔走して、材料蒐集中で、調査が終つたなら、辯論を鬪はす筈、社が勝つか寺が勝つか、近い內の辯論開廷で一花咲かすであらう、

双方の辯護士　原告方の代理加瀨辯護士は、最初は秘密で證據を蒐集した、讃岐琴平町に入つても、單に全國の神社佛閣の古蹟調査と稱したが、其の內訴訟の件が

知れ渡つたので、琴平地方の人は、擧つて加瀨氏を排斥した、旅館では宿泊を拒み、車夫は氏の乘車を斷はつた、氏は餘儀なく警察署長の力によつて、僅に宿を得た程である、金刀比羅宮あつての琴平町に取つては、加瀨氏は町と社との大敵であるからだ、之に反して被告方の鈴木(充美)辯護士が着讃した時には、町の有志名譽職が出迎へ、煙火や餘興で盛んに歡迎した、又原告の貧寺に對して、被告は屈指の大社であるから、鈴木氏の如きも、一回の主張にも實費以外に千圓餘の謝金を受くるに反し、加瀨氏は一々自腹を切らねばならぬ、夫れを見込んで、被告側は種々の理由の下に訴訟の遷延を謀り、證據書類の提出も、長持五棹に及び、一覽するだけにも數ヶ月を要するやうにし、飽く迄原告を費用負けの窮地に陷れるの策を取てゐるが、目下は原告側も續々金主が出來たから、如何に長日月を要するも差支なしと意氣込んでゐる、從つて此訴訟隨分長引く事であらう、

〔六大新報〕第二百七十七號 明治四十一年十二月二十日發行

象頭山松尾寺と琴平宮の訴訟に就て

讃岐　河口　求道

（上略）維新當時の狀勢、一も二もなく寺院を廢して神社となさんとする傾向ありし事とて、該官達のあるや、松尾寺も、一應は經說に從ひ、山規寺傳に基き、一般社僧地にあらざる事を申立てたるも、容易に許容せられざる中に、種々の奸物の生ずるあり、神護院住職の如き裏切の徒を出し、遂に一千有餘年來の山規寺傳を抹殺し、金毘羅大權現は大物主の命なりと稱して、政府を欺き、遂に明治元年九月を以て、時の住職宥常法印還俗して、琴陵宥常と稱して宮司と成り、一山僧侶は普門院を除く外は、之に隨意退散を命じたりき、爰に於て二十餘名の僧侶は、二三還俗者の外、皆な夫々涕金と稱する分配金を得て離散せり、然るに普門院住職宥曉法印は熱心なる寺院維持論者にして、宥常法印の處置に服せず、殊に開基以來の位牌あり、過去帳あり、三百有餘の檀家あり、寺院の全部を廢す事は、中々不可能である、爰に於て琴陵宥常は、宥智、宥音の二法弟を宥曉法印に附托し、二人の中何れなりとも成長の上住職と爲し、松尾寺一山の堂塔等を舊照明寺（舊寺跡あり）跡に移し、松尾寺の法燈を繼紹せしむべき事を以てし、松尾寺の私有財產は、一切之を賣却し、之を三百戶以上の家來共へ分配す、（一戶金參拾圓）而し佛像佛具經卷其他什器物等は、之を宥曉へ引繼迄として、金堂に格納し、且つ宥曉法印へは法燈繼紹の資料として、德米拾石を分配し、一切の

山規寺法等の書類等を渡したり、斯の如くにして、普門院は明治三年に至りて、仁和寺の末寺となり、明治四年迄は、舊位置に安住したり、然るに同年に至り、崇敬講社本部に充つるとの理由の下に、普門院を現今の地位たる金光院の別邸に放逐し、此時を以て琴陵宥常は、一先づ宮司の職を辭し、深見速夫なるもの宮司となり、兼て金堂に格納したる佛像佛具等を宥曉法印へ引渡さんとせり、然るに宥曉法印は、金毘羅町有志と計り、盛大なる奉迎式を以て引繼を實行せんとしたり、爰に於て社務所側に於ては、不圖後難の事を思ひ起し、彼宥曉をして、正々堂々たる儀式を以て之を引取られては、他日大權現は我寺にありと稱して、發展策を講ぜらるゝ時は、遂に神社の勢力を減殺せらるゝや必然であると、爰に於て前約束を破毀し、一切の佛像等を燒却する事に一決し、不法にも松尾寺に屬する一切の物件を、元神護院住職還俗して神崎勝海なるもの總督と成りて、之を浦の谷なる處に持行き、彼の有名なる仁王尊を始め、佛像等過半を燒却したり、此時宥盛法印の木像を火中せし時、俄然暴風起り、總督なる神崎勝海氣絶する等の變事あり、悉くは燒却せざりしも、此騷動の際、多數の物件紛失するに至れりと謂ふ、以上の事實は現に生存する證人多々ありて、何時にても法廷に證人たる事を得るのである、却說て宥曉法印は爾來松尾寺發展策

を計ると雖も、社務所側の壓迫に依て、其意を得ず、二法弟の中宥智早世し、宥音をして明治七年第二十二世松尾寺住職と成す、宥音師は社務所へ對し、交渉すること其數を知らざる程にして、或は訴訟を企てたる事もありき、然るに時未だ至らざるにや、遂に其目的を達せずして死す、依て當住職宥叢師第二十三世住職となりて、師匠の意志を繼ぎ、之が回復策に盡力するや、之亦た數年に及ぶ、斯の如くにして、現今の松尾寺は、實に財政不如意にして、如何共爲すなき悲境に陷り居りしに、時なる乎、天なる乎、今回東京地方に有力なる援護者を得て、東京辯護士中に於て有名なる小川平吉氏外三名の辯護士擔任者と成りて、今回の訴訟を提出するに至りたる者である、

## 「通俗佛教新聞」第七百五十六號七百五十七號　明治四十二年三月二十四日同三十一日發行

### 和氣僧正鑑定書

第一項　一般眞言宗に於ける山號寺號及院號の關係及慣習幷其意義、

右山號寺號院號の意義を申せば、山號は地理に依て名けたるものと信ず、支那の道宣律師の住する終南山と云は、山北より起て南に終る、故に終南山と號し、又智者大師の住する天台山は、天の台星に對する山なる故に、天台山と號すと云ふ、本邦の高

野山は、高山の頂上に野の如き廣き處ある故に、高野山と號すと云ふ、

寺號の事は、教誡律儀指要鈔に曰く、寺は訓レ嗣也、謂ク治レ事者嗣二續スル於内一官司名ナリ、摩騰、法蘭始テ到ルノ之時安ス二鴻臚寺一、後ニ建テ二伽藍一號ス二白馬寺一、自リ此僧居通稱ナシテ寺ト云云、

鴻臚寺とは官司にして、外國人來る時の接見所なり、摩騰、法蘭は印度の兩僧の名なり、此兩僧後漢の明帝の永平十年に支那に來る、其時鴻臚に置く、白馬寺は兩僧白馬に佛經を載せて來るに基いて白馬寺と號す、

右は諸堂伽藍を通じて寺と稱する意なり、

院號の事は、同鈔に曰く、院は別院寺内之別住也云々、是卽ち寺内の僧侶別々に住する處を院と云ふなり、眞言宗一般寺院に山號寺號及院號あれども、小寺と一山地とは區別あり、小寺の如きは、一山地の寺院に習うて、山號寺號院號を附したるものなり、一山地の如きは、一山一寺名の内に數院ありて、一山地の山號寺號は佛像を安置する諸堂伽藍及び僧の住居する數院に通しての總名なり、其寺名の内にある處の數院は、諸堂の佛像を供養し、一山の事務を分擔する僧侶の住居する處なり、其實例を擧れば、自分が住職する醍醐寺の寺名は、卽佛像を安置する諸堂伽藍及數院の總名にして、其内にある數院は、諸堂の佛像を祭り、一山の寺務を分擔して居るなり、只

醍醐寺而已如是なるに非ず、教王護國寺、泉涌寺、高野山金剛峰寺等も同樣なり、依て一山地の山號寺號は一山の總名にして、數院は一山の一部分也、

第二項　一山一寺名にして數院を有する寺院ありや、若しありとすれば、其性質如何、及（此院カ）場合に於て假令其內の一院若しくは數院に、增減若しくは變更あるも、其一院にても存在する以上は、寺は依然存續する性質のものなりや、及慣習存否如何、

右一山一寺名にして數院を有する寺院は、全國に亘れば多々あり、其一二を擧れば、第一項に擧るが如く、醍醐寺、教王護國寺、泉涌寺、大和の長谷寺、高野山金剛峰寺等是也、其性質は、寺名は一山の總名にして、院は其寺務を分掌する僧の住處なり、依て院の數に增減若くは變更あるも、一院にても存在する以上は、總名たる寺院は依然として存續するもの也、其實例を云はゞ、我が醍醐寺の如きは、維新前は一山に數千（十カ）個院あり、然るに維新に際して分與し來りたる四千餘石の寺祿と、四百餘町の山林は上地となり、數千（十カ）個院生計の路を失ひたるより、或は還俗し或は他に轉住して、數十の寺跡廢絕と成り、皇室皇族攝家に由緒深き三寶院を始め、外七個院のみ存在すれども、一山の總名たる醍醐寺の寺名は依然として存續せり、

是亦醍醐寺而已ならず、教王護國寺、金剛峯寺も同樣なり、尤も一山の總名たる寺名は、維新前は只寺名而已にして坊舍も無く、住職の人體も無し、依て醍醐寺の如きは、山内各院の中にて、學德に長したる者醍醐寺座主職を持ち、此の座主職が一山を統理し來れり、然るに明治八年七月廿五日、教部省乙第九號を以て、各府縣の內寺名を一山の總稱とし、無住の向も往々有之、不都合に候條、右等の寺院更に教導適任の者を撰み、至急住職可爲願出候事と、各宗管長へ達しに相成たり、依て目下自分の如きは、一山の總稱たる醍醐寺住職なれども、住居すべき坊舍なき故に、寺內の三寶院を兼務して同院に住する也、

高野山金剛峯寺も同樣にてありしが、從前一山の座主が住し居たる青巖寺を改めて、金剛峯寺と稱し、高野派管長が住職して居住する處と成て居るなり、

尙又一院にても存在する以上は、總名たる寺名の存續する實例を云はゞ、自分が兼務して處務する所の香川縣讃岐國仲多度郡豐原村道隆寺は、同寺の舊記を見るに、天平神護の頃、景行天皇十三世の苗裔和氣道隆公の艸創にして、往古は廿二個院ある一山地なり、而して開基道隆公の名を一山の總名として、道隆寺と稱す、然るに天正の頃に、長曾我部元親の兵火に罹りて、一山燒失し、今存す所は明王院の一院而已

なれど、今日にては明王院を以て元一山の總稱たる道隆寺と號し、明王院卽ち道隆寺、道隆寺卽ち明王院なり、旁以て數院の中一院にても存在すれば、總名たる寺名は存續すること、其他にも多々ある事と信ず、

第三項　如何なる要件の存するあれば、寺は存續せりと云ふ事を得るや、

右寺存續の要件は、諸堂伽藍の全部又は一部の保有と、所祭の本尊と法脈相續とを以て寺存續の要件とす、

但し、變災等ある場合には、一を缺き若くは二を缺くと雖も、或一定の期間內は存續すること勿論なり、

尙其上先代の墳墓を公に祭り、又は年忌の追善を執行し、又は從前所屬の檀徒の葬祭等を執行して居る時は、猶更完全なるべし、

第三項但書中(或一定の期間內)と申せしは、寺の建築物悉皆烏有に歸せし場合には、滿五ヶ年內に乙第五十九號を以て定め、又眞言宗各派宗規は住職死亡し、缺員の場合には、三ヶ月間內に資格(法脈相續者)ある住職を定めしむる規定なり、此等の期間を或一定の期間內と謂ふ、

第四項　前記第二項末段の事項を肯定する場合に於て、寺の代表者(卽住職)の承

繼關係如何、

右承繼の關係は師弟の關係なり、前住の師僧より傳法灌頂を受け、其寺所傳の法流を傳受し、法脈相續する以上は、寺の代表者即住職を承繼することを得るなり、是れ猶俗家の血統相續と同樣なり、

尙其上に前住師僧の附屬狀の如きものあれば、猶更完全なり、

第五項　佛寺に本尊以外の特殊の祭靈ある場合に於て、其祭靈の改廢と寺の存立との關係如何、

右特殊の祭靈とは、第八の項目より推して察するに、金毘羅權現の事なるべし、果して然れば、松尾寺の金毘羅權現に於けるや、金毘羅權現は松尾寺一山を守護する鎭守なり、松尾寺は金毘羅權現の爲めに成立したる寺に非ず、松尾寺一山を守護せしむる爲めに、金毘羅權現を勸請したるものなり、依て根本枝末を論ずれば、松尾寺は根本にして、金毘羅權現は枝末なり、依て枝末の金毘羅權現を改祭するとも、根本たる松尾寺は廢絕するものに非ず、其實例を擧れば、吾が醍醐寺の如きは、淸瀧大權現と天滿宮を勸請して、七百餘年一山の鎭守とす、然るに天滿宮は村民の氏神なるより、維新の際に神宮(宮カ)に渡して、目下村社と成れり、然れども醍醐寺の寺名は依然とし

て存續す、又備前國兒島の蓮臺寺は、從來瑜伽權現を勸請して鎭守とせり、然るに神佛判然の際に、瑜伽權現は神宮(官カ)に渡したれども、蓮臺寺は依然として變動なし、是等の實例に依て見ても、金毘羅權現は好し改祭するとも、松尾寺は依然とし存續するものなり、

第六項　松尾寺の性質如何、

右松尾寺の性質は、松尾寺一山の諸堂伽藍及び數院を包含する一山の主體なり、而して一山の支配權は何年頃より歟知らざれども、金光院住職が握る慣例と成て居るは、偶然の事なり、其實例を云はゞ、吾が醍醐寺の如きは、維新前迄は三寶院門跡が一山の座主と爲り、或は理性院門跡、(或脱カ)は報恩院門跡、又は金剛院門跡等が一山の座主と爲て居るなり、又醍醐寺一山では、維新前迄存在せし數十個院の廢寺後は、一山内なるを以て、都て醍醐寺に於て支配し、建物敷地も皆醍醐寺の所有に歸して居るなり、他山に於ても一山内に廢院と成りしものありたる場合には、無論主體たる寺に於て、其處分方法を執行せしもの多々あることゝ信ず、

第七項　松尾寺に於ける代表者(卽住職)の承繼關係、殊に宥常還俗後に於ける普門院住職宥曉の承繼の當否、

右松尾寺には、代表者はあれども、住職と稱せし者は無し、その代表者は前項の如く、何年頃より歟知らざれども、金光院住職が松尾寺の代表者を承繼し來るも、維新後金光院現住職宥常還俗せし以上は、普門院住職宥曉は、宥常の法弟にして、師僧宥默より傳法灌頂を受け、松尾寺所傳の法流を傳受し法脈を相續する者なれば、宥曉は松尾寺の代表者と爲り、松尾寺を承繼するは當然の事と信ず、

第八項　松尾寺の本尊如何、及其の本尊と金毘羅との關係如何、

右松尾寺本堂本尊は觀世音菩薩也、金堂本尊は藥師如來なり、金毘羅は松尾寺一山の鎭守にして、佛法及び一山守護の權現なり、その關係は比喩を以て云はゞ、本尊は國王の如く、鎭守は師團長の如し、金毘羅は藥師如來の眷屬十二將の隨一なり、十二將とは藥師瑠璃光如來本願功德經に曰く、

一　宮毘羅大將　　二　伐折羅大將　　三　迷企羅大將
四　安底羅大將　　五　頞儞羅大將　　六　珊底羅大將
七　因達羅大將　　八　波夷羅大將　　九　摩虎羅大將
十　眞達羅大將　　十一招杜羅大將　　十二毘羯羅大將

以上

宮毘羅又は金毘羅、軍毘羅、迦毘羅、禁毘羅と云ふ、是の如く替れども、梵語の轉聲の異にして、同名一體なり、金光明最勝王經第九諸天藥叉護持品第二十二に曰く、

寶王藥叉王及以滿賢王曠野金毘羅賓度羅黃色此等藥叉王、各五百眷屬見聽此經者、皆來擁護云云、

金毘羅は梵語なり、威怒王と譯す、藥叉は梵語なり、勇健と譯す、

又佛母大孔雀明王經中の卷に曰く、

金毘羅藥叉、住王舍城、常居毘富羅、大軍力萬俱胝、藥叉而爲其眷族云云、

俱胝は梵語なり、千萬と譯す、又は億とも譯す、

又大寶積經第卅六卷、菩薩會第十二之二金毘羅天受記品第二曰、

時有護王舍城諸天藥叉大善神王、名金毘羅、作如是念、今者如來形相殊異於世間中最勝難遇、堪受人天之所供養云云、

其餘に、大灌頂神呪觀佛三昧海經等の諸經は、金毘羅の說あれども、煩を恐れて之を略す、

權現の事は金光明經第一如來壽量品第二に曰く、

世尊金剛體權現於化身云云、

悲花經に曰く、

爲レ利ニ末代衆生ヲ一示ニ現シ大明神ニ一云云、

救世觀音經に曰く、

本地觀世音常ニ在リ補陀洛山ニ一爲レ度セシ衆生ヲ一故、示ニ現ス大明神ト一云云、

此等の經文は、權現と稱する典據也、右等の佛經を以て見るに、金毘羅權現は確乎たる佛經中の名稱にして、卽ち佛法守護の大權現なり、是を以て松尾寺一山守護の爲めに勸請したる金毘羅權現なり、然るに靈驗の新なるより、後世に至つて世人の信仰する所と相成たるものなり、

金刀比羅宮は、明治維新後に祭りたることは、世人一般の能く知る所なり、

右之通鑑定候也、

明治四十二年二月廿五日

眞言宗醍醐派管長　醍醐寺住職　和氣宥雄㊞

〔通俗佛教新聞〕第七百五十七號 明治四十二年三月卅一日發行

土宜僧正鑑定事項

一、一般眞言宗に於ける山號寺號院號の關係、及慣習幷に其意義、

本事項の鑑定は、明治八年七月廿五日付乙第九號を以て敎部省より、從來一山の總稱たりし寺も、別に住職を設くべき旨達せられし後（此より前、明治初年頃より一山總稱寺にボツ〳〵住職の名を付けし向もありし）の寺院、卽ち現今寺院制度には關係なきものと考ふ、又單に一ヶ寺にて、何山何寺何院と幾個の別號を有せる寺院は、舊幕政時代には多かりしも、今の鑑定は掛る寺院に關せるものに非ずと考ふ、故に今は舊幕政時代より、明治八九年頃迄に亘りて、一山一寺名に數ヶ院已上を有せし寺院の有無、幷に其關係性質及變更等に付、鑑定することゝすべし、五項共に此意を以て了解されんことを乞ふ、

先づ山號寺號院號の意義を云はゞ、山號は原と寺の所在地の地名を呼稱せるに原由し、別に意義なし、假令は印度釋迦如來說法所に於ける靈鷲山、支那の智者大師の國淸寺に於ける天台山、日本の弘法大師の金剛峰寺（に脫カ）於ける高野山と云ふが如し、後世都鄙到る所の寺院に山號を付たるは、全く此等の古蹤に倣ひし也、

寺號は原と支那漢代に於ける官署の稱にして、寺は嗣の義にて、官吏の政務事務を繼嗣して執行する場所たる意なり、然るに後漢の明帝の代に、印度より摩騰と法蘭

の二高僧の一行が巨多の佛像經論を白馬に駄して到りし時、明帝が僧伽藍を建て、此一行に寄贈し、之を白馬寺と名けしより以來、支那日本等之に傚ふて僧伽藍を寺と稱する也、而僧伽藍とは印度の梵語にて、譯して衆徒集團の意とす、依て寺は一山の僧徒が集て其一山の總稱なり「テラ」なる語は、朝鮮語の寺の音の轉訛と聞くも未詳なり、故に一山の寺制(法儀、敎務、已下同じ)を承繼し執行する義に名を得たるなり、院は住所の義にて、一山の寺制を執行する僧徒の常に止住する精舍なり、隨て院は別々に建築され、之が符合として一々院名を付するなり、山號寺號院號の意義は此の如し、

其關係は上の意義にて自然に領得さるゝならんも、之を略言せば、寺は一山の總稱にて、寺制執行の方面に名け、院は別稱して執行者止住の場所に名け、唯總稱別名の異なるのみ、其習慣は第二項已下に自然判明すべし、

二、一山一寺名にして數院を有する寺院ありや、若し有とせば其性質如何、及此場合に於て、假令其內の一院若くは數院に增減若くは變更あるも、其一院にても存在する以上は、寺は依然存續する性質のものなりや、及習慣の存否如何、

一山一寺に數院を有する寺院は有り、而して其寺と院とは、前項下に解說せし如く、

總稱別名の異にして、寺も院も其性質は同一なり、又院には本臨の別を唱ふるあるも、是れ寺制執行上の區別にて、寺の法義を相續し、法脈を繼承する點は、固より各院にても、其總名寺と同一性質なるを以て、其山内に於ける他の院の衰滅する場合に際し、其内の一院が正當に存する時は、其山の總名寺は廢滅するものに非ずして、殘存の一院と共に存續すべき性質なることは、理在絕言也、紀州高野山には數百の院を有し、京都栂尾山には數個の院を有す、而して高野山幾百の院たるも、其總名は一の金剛峯寺なり、隨て舊幕府より下賜の朱印地二萬千石は、金剛峯寺の名宛にて下附され居るも、其受領者は山内の院其者の外、別に金剛峯寺なる受領人はなし、栂尾山亦同樣にて、其山内の數個院たる其總名は、一の高山寺なり、故に朱印地七十餘石は高山寺の名宛にて下賜され居るも、其受領人は山内の院其者の外別に高山寺なる受領人はなし、是れ卽ち一山の寺と院とは、只是れ總別の異稱にて、其性質の一なることの明證なり、蓋し此等の類例一々數へ來れば僂指に遑あらざるなり、又高野山は弘法大師開創以來一千餘年の久しき、其山内の院なるものは、國の治亂に由り增減一定ならざりしも、總稱なる金剛峯寺の寺名は依然として變せず、明治の御代迄存續し來れり、是れ院の增減は寺の存續に關係なき所以の證明なり、又高

山寺は別紙甲號繪圖の如く、寶永五年(今より二百年前)頃は、善財院等の八ヶ院あり、此の八ヶ院即ち高山寺にして、寺制を共同執行し居れり、其後寺門漸次衰退して、明治の初年には、僅かに十無盡院と(此の院又は方便智院とも閼伽井坊とも云ひしことあり、)寶性院の二ヶ院と成れり、而かも十無盡院は住僧も無くして、明治五六年の頃全く崩壞し、單に寶性院が一院のみ殘存することゝなり、何日となく此の寶性院が終に總名の高山寺を獨稱することゝなれり、故に今は乙號繪圖の如く(元寶性院)高山寺(但し今の建物は明治廿八年の新築也)の一ヶ寺なり、而して此の高山寺は一山總名の高山寺に古來より屬せる全境內幷に金堂に開山堂、明惠上人廟、その他の佛像佛畫、諸寶物、及諸什器等を悉皆現に所有し居るなり、是れ一院にても存在すれば、寺は依然存續し居るの實例なり、蓋し此等の類例亦算し來れば多々あるなり、

三、如何なる要件の存するあれば、寺は存續すると云ふことを得るや、

一山一寺名に有する多院乃至一院にても、多少に拘はらず院なるものゝ存續し、其院に住職あれば、其住職は必ず其寺(總稱の寺の義、以下同し、)繼承寺制を執行するに堪能なるべきは、住職なる資格が之を證明するなり、

故に一院にても存續すれば、寺は自然に既に存續し居るなり、(前項下の高山寺の例

を參照あれ)而して其院は如何なる形式に存續すると云はゞ、
(1)堂宇あり、其内容外形の完備し居る事、
(2)其院の住職は、其寺相傳の法脈を正當に繼續せし者なる事、
(3)寺に屬せし先師の墳墓祭祀を、其を其院にて繼承し、公に執行し居る事、
(4)其院に古來より付屬し居る檀家の葬祭を、依然繼承し執行して居る事、此等の要素を具備し居れば、其院は正當なる住職ありて、適確に存續し居ること固より言を待たざるなり、而して院さへ一院にても正當に存續し居れば、其院と共に其總名寺を存續し居ることの適確なるは、前々既に辯したる如し、
四、前記第二項末段の事項を肯定する場合に於て、寺の代表者(住職)の承繼如何、此の場合に於ける代表者卽ち住職なる者は、此の場合に際する已前、正當に其寺の法脈を承繼し、山内の或一院に住職し居る者なれば、其總稱寺を代表するに足る資格は既に完備し居る者なり、然るに一朝一山内に在る他の院は盡く廢滅し、只一院のみ殘存する如きは、其の山に取ては滄桑の大變動とも云ふべき時期に遭遇せば、此の一院の住職が自ら進み、獨力以て一山一寺を代表者に任し、寺制を執行するは、是れ止むを得ざるの擧に出づる自然の順住にて、此れ直に正當の承繼也、此際何ぞ

授受の形式の備不備を問の餘地あらんや、而かも猶ほ且つ他に寺の前代表者とも云ふ可き者と、後繼者たるべき者と特殊に承繼の意思を表彰する契證の如きもの等あるに於ては、益々其の承繼は適確なるものと云ふ可きなり、

五、佛寺の本尊以來特殊の祭靈ある場合に於て、其祭靈の改廢と寺の存立との關係如何、

特殊の祭靈が如何に改廢さるゝも、其寺の存立には何等の關係なし、何となれば、既に特殊と云ふ、知るべし、佛寺内に特殊祭祀の爲めに安置せらるゝ副靈若くは客靈なることを、副靈若くは客靈なれば、如何に改廢さるゝも、其寺の存立に關係なきは理義明白なり、且つ其例證は前の第二項下に出せし甲號高山寺圖にある五社春日社は、古時の高山寺に特殊安置せし祭靈なりしも、乙號高山寺圖の如く、今の高山寺には明治四五年頃より、此の祭靈を安置せず、然れども今の高山寺は、依然として古高山寺たる資格を失はず、乃ち存立には何の影響なし、

右鑑定候也、

明治四拾貳年二月廿八日

眞言宗各派聯合長者　土宜法龍印

「通俗佛教新聞」第七百五十九號 明治四十二年四月十四日發行

高楠博士の鑑定書

本邦所祭の金毘羅の宗教上の意義及び性質

一、金毘羅は原語クンピーラ(梵字)で有て、印度の藥叉天部の一である、藥叉神は善性の神と惡性の神との二種がある、金毘羅は善性の藥叉神である、故に佛經中には其の意味の尊稱が用ひてある、

福德諸神大藥叉王(孔雀明王經)

諸鬼中之雄(佛說灌頂經)

(鬼神とは善神の義)

諸藥叉大善神王(大寶積經)

大神將軍(佛說灌頂經)

二、金毘羅は天部であるが、其の常住の地方が指定してある、印度今の北印度)摩迦陀國の王舍城に在る毘富羅山(梵字)一名象頭山(梵字)に住居して居る、ソコデ通常「王舍城の金毘羅」と稱せられて居る、當時佛教の中心たりし王舍城の地方神の如

くに見られて居る、此の文證も澤山ある、

クンビーロー　ラージャガヒコー

（マハサマヤ經　　高楠順次郎著　佛教文學講本十六頁）

王舍城住金毘の三點

金毘羅神住㆓王舍城㆒――大會經

金毘羅藥叉住㆓王舍城㆒―孔雀明王經

護王舍城―金毘羅――大寶積經

三、此の金毘羅藥叉が佛教と相關係ある所以は、金毘羅神が佛陀を尊敬し、佛陀を供養し、佛教に歸依し、佛教を守護したる事實と、佛滅後に於て佛弟子、比丘僧衆、及一切衆生を擁護して、福德安樂を得せしめんと云ふ誓願を爲せる點とがある、此にも文證は澤山ある、

將㆓無數鬼神㆒、恭敬圍繞―大會經

護㆓持佛法㆒、咸起㆓慈心㆒―孔雀明王經

見㆓聽此教㆒者、皆來擁護―最勝王經

共擁護除㆓不吉祥㆒―佛說灌頂經

横遭難者、呼二其名字一、令三之得二福――同上

皆得レ道作二大誓願一、若佛滅後、五濁亂時、護二諸弟子比丘僧衆一、令レ護二吉祥福徳一、――同上

相率皆同一心乃至盡形、歸二佛法僧一、誓當荷二負一切有情一爲作二義利一、饒益安樂、――藥師瑠璃光如來本願功徳經

淨心奉二諸供具一―成二究竟菩提一―大寶積經

我遣摩醯那羅延金毘羅……常當擁二護受持者一―千手千眼大悲心陀羅尼經

四、此の如く勢力あり威徳ありて、佛教を擁護する善神であるからして、佛の化身と見られて居る、釋迦如來自身が金毘羅童子と化した例が經中に見へて居る、

爾時如來密化二自身一於二大會中一作二金毘羅童子一身長千尺、身有二千頭一身生二千臂一大叫哮吼
―金毘羅天童子威徳經

南無大自在化身金毘羅童子吼王佛―同上

大勝金毘羅童子降天魔術妙神呪―同上

大聖千臂千頭金毘羅童子像一軀

右金毘羅童子者此釋迦之化身也―弘法大師弟子常曉律師進官請來錄

以上金毘羅は印度の藥叉神なること、王舍城象頭山住の地方守護神なること、

佛教守護の善神なること、

佛の化身として尊重せられたること、

此の四ヶ條の事實は、經說の上に於て傳へられたる所である、

五、更に其の起原に溯りて之を述れば、金毘羅の原語クンビーラは「鰐魚」の義で有て、其の根本は或は恒河邊りの鰐魚を祭りたる者が、進化して王舍城の守神と爲り、遂に藥叉善神と成た者と想像し得る、支那の音義にも「蛟龍」梵云宮毘羅、有鱗曰蛟龍（玄應一切經音義）と見へて居るから、鰐魚の意味は支那にも知れて居つたに相違ない、鰐魚が化して蛟龍、々々化して龍王と、段々進化して、經には陰雲を生じ甘露を降らす龍王として、請雨の目的神と崇められて居る、殊に渡海の守神と爲らるゝも、此の龍王の思想から生じた者と見へる、

金毘羅龍王　金毘羅蛟龍王｜大雲輪請雨經

金毘羅龍王　金毘羅大龍王｜大方等大雲請雨經

如此一方には藥叉神王として拜せられ、一方には海神龍王として崇めらる、全然別物の如くに見ゆるも、實際一神稱たるは、經文の上に於て明白である、

金毘羅摩竭魚夜叉大將｜大集念佛三昧經

此の經に見ゆる摩竭(マカラ)は「水中怪物」で、鰐魚の類を指す者であるから、金毘羅が其の原は鰐魚より出でゝ、藥叉と爲り、又藥叉の中の大將神王と爲たことも、此の一文に明かに示されて居る、

六、金毘羅は其の起原の鰐魚なると否とを問はず、其の龍王たると藥叉たるとに論なく、佛教守護の善神たるは明白にして、而も其の神位中首要の地を占むる者である、

佛說灌頂經には、信者擁護の七神王の第三位に居り、陀羅尼集經には、般若十六大藥叉神將の第二位に居り、佛說灌頂七萬二千神王護比丘呪經にては、僧衆守護を誓へる十二大神の第一位を占め、藥師瑠璃光如來本願功德經及藥師瑠璃光如來印呪經にては、藥師十二神將の首位を占めて居る、

以上は本邦所祭の金毘羅の宗教上の意義及び性質を認定すべき必要の事項を總說したるものである、

若し特別の神社ありて、之に牴觸するものあらば、此の總說の範圍外と見なければならぬことゝ信ずる、

右鑑定候也、

明治四十二年三月廿四日

東京府豊多摩郡千駄ヶ谷町九百二番地
文學博士　高楠順次郎

〔香川新報　第六千三百八十七號　明治四十三年七月廿一日發行

琴平事件判決理由書

琴平町金刀比羅宮對松尾寺事件、卽ち金刀比羅宮境內所在仁王門外四十餘點の建物、諸寶物等の所有權確認幷に物件引渡請求の事は、旣記の如く、本月六日當地方裁判所にて原告の請求を棄却すとの判決ありしが、今其判決の理由を擧ぐれば、左の如し、

理由

本訴の爭點は(一)象頭山松尾寺は存續するや否(二)係爭物件は原告の所有なりや否に在り、其第一爭點に付、之れを案ずるに、讃岐國那珂郡小松庄琴平山卽ち今の香川縣仲多度郡琴平町琴平山に、年曆を詳かにせずと雖も、往古より金毘羅大權現の鎭座することは事實にて、乙第一號証の二十(本証は原告否認すれとも、鑑定

人前田健次郎の鑑定に依り、其記載年度に成立したる眞正のものと認む、及び第一號証の廿一の示す如く、明治元年六月主務官廳の允許を經て、神號を琴平神社金刀比羅大神と改稱し、同年七月再び金刀比羅宮と改め、同十月勅（祭カ）才神社に、明治四年五月國幣小社に、遂へて明治十八年四月國幣中社に列せられたり、蓋し神號の改稱は、明治元年三月廿八日、太政官より、中古以來某權現或は牛頭天王の類其他佛語を以て神號に稱ふる神社少からす、何れも其神社の由緒委細書付申出つへしとの公達ありたるに根據するものにして、斯く主務官廳が神號の改稱を允許したるに考ふれは、金毘羅大權現の古來神社として存立することを公認せられたるは毫も疑を容れす、而して松尾寺が其別當寺として神勤したることは、乙第一號証の九の(イ)、十、十四、十五の(ロ)、十九、乙第二號証の二、十一等の舊記に照らし明かなれは、松尾寺は事實上金毘羅大權現に從屬するものなりと雖も、神社寺院は、維新以前より獨立の主體を存するものとして取扱はれたる慣行あること、顯著の事實なるを以て、金毘羅大權現と松尾寺とは、法律上各別個の法人格を有するものと認めさるを得す、明治元年閏四月四日、諸國大小の神社に於て、神佛混淆を廢止し、別當社僧の輩は、還俗の上神主社人に轉し、神道を以て勤仕すへく、否ら

されは神勅を止め立退くべき旨、太政官の公達あり、松尾寺は將來別當寺として、金毘羅大權現に奉仕するを得さるに至り、金光院住職宥常、乃ち復飾して神職となり、金光院を廢止したることは爭ひなけれとも、此時松尾寺を廢止したるや否は、當事者間の極力論爭する所なり、抑松尾寺の構成に就き、之れか(マヽ)考査するに、鑑定人和氣宥雄は、眞言宗一般寺院に山號寺號院號あり、一山地の如きは、一山一寺名の内に數院あり、一山地の山號寺號は、一山の總稱名にして、數院は一山の一部分なり、故に數院中の一院にても存在すれは、寺名は存續する旨鑑定し、鑑定人土宜法龍の鑑定、亦同趣旨に歸着するのみならす、同人は尙寺中なる字義を解釋し、院の集つて一山を爲し、寺と稱する場合に於ては、其院を指して寺中と稱す、院と寺中とは全然同一にて、院に寺中なしと云へり、因て此鑑定を採用し、古義眞言宗派に屬する松尾寺は、金光、眞光、萬福、普門、尊勝、神護の六院より構成するものにして、寺は六院の總稱、六院は其寺中なりと認むるか故に、縱令六院中の五院廢滅するも、殘る一院か、寺との干係を離れすして存續する時は、松尾寺の廢滅を來さざる事は、原告所論の如くなり、被告か松尾寺の一寺一院制を立證するに、乙號各証の記載を閲するに、往々金光院の名稱に冠らしむるに、山號寺號若しくは、別當名

を以てし、或は五院を金光院の寺中と記載し、又は五院か金光院より扶持給料を受け、其命令に服從するか如き記載ありと雖も、是金光院か寺中の首席として、松尾寺を代表し、諸般の事務を管掌し、且扶持給料を分與したるを以て、自然金光院を一山の總稱たる松尾寺の如く思惟し、斯く混淆記述したるものに外ならず、其服從事實の如きは、金光院が寺中の首席として、其勢力他院に勝れるに由るものにて、眞言宗一般の寺刹に於て、被告の主張する如き特殊の構成を認むる能はず、左すれば、金光院の廢滅は、松尾寺の廢滅とならざること論なきなり、然れとも前示明治元年閏四月四日太政官の公達を以て、別當社僧の神勤を禁せらるゝや、金光院宥常復飾して神職となり、金光院を廢止し、引續き眞光、萬福、尊勝、神護の四院廢院となりしことは、原告も爭はざるのみならず、是と同時に、宥常は一山の改革に着手したるも、整理容易ならざるを以て、神祇官に向つて猶豫を乞ひ、聽許せられたることは、乙第四號証の一(前田健次郎の鑑定により眞正と認む)の記載により明かなれば、五院の廢滅したるは、一山改革の結果なりと認めざるを得ず、獨り普門院は五院の廢止後、今日に至る迄、檀徒を維持し、之れか葬儀を取扱ひ來りしことは、証人三木彌平、村田安太郎の供述により認むるを得べしと雖も、明治二巳

年三月、普門院當時の住職宥曉は金光院に對し、乙第四號証の二の如く、普門院は町並寺院として存立せしむることを申白し、且つ乙第四號証の三の(ニ)(ホ)(ヘ)(前田健次郎の鑑定に由り眞正と認む)の如く、新たに御堂御所仁和寺内皆明寺末寺となりしは、松尾寺との關係を斷絕するの意思なるを知るべきなり、其後明治十一年に及んで、普門院の住職宥音は、信徒總代と共に、舊金光院は宗内に於ては屈指の古刹にして、南海道は勿論餘國中に聞へ灑りし宏壯の伽藍なるに、廢寺となり、本州の信民擧て悲嘆する旨を以て、愛媛縣に再興を請願したるも許されす、翌明治十二年重ねて再興不許可の理由を伺出たるに、愛媛縣令は、金光院の院名を再興するときは、舊別當寺を再興するに相當し、不都合に付許可せさる旨指令したることは、乙第四號証の五の(イ)(ロ)(ハ)に依り明白なり、若し原告主張の如くなりとせは、南海屈指の古刹松尾寺は依然として存續するを以て、特に其寺中の一たる金光院の再興を請願するの要あるを見す、其金光院の再興を求むるは、畢竟松尾寺の再興を求むるものにして、愛媛縣指令の趣旨も、亦此理由に基けることは、前後の文意に照らして窺知すべきなり、依て叙上の證據を綜合斟酌し、松尾寺は、明治元年閏四月の太政官公達ありて以來、凝議其別當寺の遂に維持すへから

さるを認め、金光院實當の復飾と前後し、松尾寺を廢止したるものと認るを相當なりとす、左すれば、普門院は松尾寺と共に一旦廢滅したるものにて、其今に存續するは、別個の寺院として成立したるも同一なれは、原告寺は、前の金毘羅大權現の別當たりし松尾寺に關係なく、全く別寺なるを以て、係爭物件に關し、所有權を主張する權利なきものとす、因て其他の論點を判斷するを要せす、主文の如く判決す、

# 讃岐金毘羅の沿革

口入田覺了氏稿

## (一)序說

金毘羅宮は、近年琴平宮と改め、最近年金刀比羅宮に作る、其祭神は大物主神に、崇德天皇を配祀すと云ふ、然れともこれ近年の改革に因れること言ふまでもなし、惟ふに、金毘羅宮は、本來印度の金毘羅神を祭れるものなり、中古、子松庄に庄內豐饒の祈願の爲め、三寶作善の道場を興して、松尾寺と號し、所謂伽藍神として、金毘羅神を祭れり、德川時代の初めに至り、讃岐の金毘羅の名大に著はれ、天下に聞ゆること

ゝなる、

全讃史に此寺社の舊傳を述ぶれど、其慶長寛永以前の事は、明白ならず、神道家近時に至り、本祠を大麻神雲氣神等に擬するも、採る可らず、維新前には、寺中凡七院ありて眞言宗金光院は其寺務別當たり、其松尾寺金堂に藥師佛を安置し、又阿波の箸藏(ハシクラ)寺を奧院と爲し、多度の善通寺を本寺と爲し、船頭水主(カコ)の徒輩の崇信尤篤かりき、

全讃史云、　金毘羅大權現者、卽天竺國王舍城鎭守神也、見于增一阿含經及大寶積經矣、相傳、大寶元年十月十日寅時、有一竿旗、從淸空下來降那珂郡榎井地、名其山曰象頭山、其旗下地立祠曰旗宮、其後靈德四方達、長保三年藤原實秋奉勅拜此祠、擬皇邦神祠、是此廟之權輿也、後經數十世、方寛永時、金光院主有祐淸法印者、曰吾是權現也、今其像在觀音殿、與慈容合其背、威靈甚猛矣、是以國主生駒侯、獻祭田三百三十石、及昭代、高松藩英公、承台朝券文獻之、而後爲勅願所、按此祠中世衰廢、從慶長中復昌云、口碑云、祠司有權太夫松太夫者、與別當金光院爭其長訴之邦君、邦君乃戮二人、以夷三族、梟之祓河邊、又聞之古老、初慶長時宇多津有藤太夫者、愚直而瞎目、忽象山神憑之、其所言皆有應驗矣、是以俊神祈福者、其履滿戶外、後移象山下、從是象山神威見於世云、然則權太夫松太夫蓋藤太夫之子乎、不爾與金光院稱衡、何如斯剛哉、至今宇

多津有權太夫金毘羅祠、

金毘羅名所圖會云、松尾寺金光院の本社大權現は、祭神詳ならず、後堂に金剛坊と云ふ法師の像を安置す、長三尺五寸、山伏の姿なり、凡三百年以前に院主宥盛といひし權化の人あり、滅後當山の守護神になれりとか、（按此宥盛の像をば、讃尻には毘比羅と誤りたり、）

（二）金毘羅神の由來

金毘羅神とは如何なる神かといへば、翻譯名義集に「鬼神金毘羅、翻曰威如王」と載せ、法苑珠林にも、興起行經に「佛於耆闍崛山經行、爲提婆達多、擧崖石長六丈廣三丈、以擲佛頭、山神名金毘羅以手接石」とあるを引き、著名なる佛教守護の印度神なり、尚近頃印度研究專門の學者の說を聞くに、曰く、金毘羅は元語クンビーラーにして、印度藥叉天部の一なり、而して藥叉神には善性と惡性との二種神ある中、金毘羅は善性神なり、其證は、孔雀明王經に「福德諸神大藥叉「佛說灌頂經に、諸鬼中之雄(鬼は善神の義)大寶積經には「諸藥叉大善神王」とあり、斯く金毘羅は、印度天部の善神なるが、又其常住の地方が指定せられあり、卽ち印度摩迦陀國王舍城にある毘富羅山(翻名象頭山)に住居す、故に通常王舍城の金毘羅と稱す、其證は大會經に「金毘羅神住王舍城」、孔雀明王經に「金毘羅藥叉住王舍城」、大寶積經には「護王舍城……金毘羅」とあり、而して此

金毘羅藥叉が佛教と相關係ある所以は、金毘羅神が佛を尊敬し、佛に供養し、佛に歸依し、佛教を守護したる事實と、佛滅後に於て、佛弟子比丘僧侶及一切衆生を擁護して、福德安穩を得しめんと云ふ誓願をなせる點とに基くなり、其證文も頗る多し、卽ち大會經に「將無數鬼神、恭敬圍繞」孔雀明王經に「護持佛法、咸起慈心」金光明最勝王經に、「見聽此教者、皆來擁護」佛說灌頂經に、「橫遭難者、呼其名字、令人得福」又同經に、「皆得道作大誓願、若佛滅後五濁亂世、護諸弟子比丘僧衆、令護吉祥之福德」藥師本願功德經に、「相率皆同一心、乃至盡形、歸佛法僧、誓當荷負一切有情、爲作義利、饒益安樂」とあり、是の如く、金毘羅神は勢力あり威力ありて、佛教を擁護する善神なるより、佛の化神と見なされ、又佛自身が金毘羅童子と化したる例も、經典中に散見するなり、卽ち金毘羅童子威德經に、「爾時如來、密化自身、於大會中、作金毘羅童子、身長千尺、有千頭、自生千臂大叫哮吼、「常曉師の進官請來錄に、右金毘羅童子者、此釋迦之化身也」とあり、以上の敍述によりて、金毘羅神は、(一)印度の藥叉神なること(二)王舍城象頭山に住せる守護神なること(三)佛教守護の善神にして、佛の化身としてさえ尊崇せられたること、經說上分明なりとす、

次に、更に其起原に溯りて、研究すれば、金毘羅の原語クンピーラーは、鰐魚の義にし

て、其根本は或は恒河の鰐魚を祭りたるものが進化して、更に王舍城の守神となり、遂に藥叉善神となりたるが如しと云ふ、支那に於ても玄應一切音義には、「蛟龍、梵云宮毘羅有鱗、曰蛟龍」とあれば、鰐魚の原意は、已に支那に於ても夙く知悉せられし也、而して此鰐魚より蛟龍、蛟龍より龍王と、段々進化して、經中には已に陰雨を生じ、甘露を降らす龍王として、請雨の目的神として崇めらるゝに至りしなり、されば我國に於て、金毘羅神の渡海の守神とせられ、船頭水主の爲に篤く信せらるゝに至りしは、其所以無きにあらざるなり、さて金毘羅神は龍王なりとの證を、佛教經典に求むれば、大雲輪請經、大方等大雲請雨經等に、金毘羅龍王、金毘羅頭龍王等とあり、如是金毘羅神は、一方には藥叉神として拜せられしも、他方には海神龍王として崇められたれば、全く別神の如くに見ゆるも、實は一神格なること、經典の上に明白なり、要するに、金毘羅は其起原の鰐魚なると否とを問はず、其龍王たると藥叉たるとに論なく、而も佛說灌頂經には、信者擁護の七神王の第三位に居り、陀羅尼集經には、般若十六大藥叉神將の第二位に居り、佛說灌頂七萬二千神主護比丘呪經には、僧衆守護を誓へる十二大神の第一位を占め、藥師本願功德經及び藥師印呪經には、藥師十二神將の首位を占め居れば、佛教守護の顯著なる印度神なることは、瞭々として疑晴を

挿むの餘地なきなり、

(三)金毘羅が邦神と誤られ又民信を得しこと

然るに何の頃よりか、松尾寺の金毘羅大將をば、日本の神祇に擬し、權現と稱するに至りしなり、卽ち讃州三代物語に、「象頭山、山形如象、而宮殿當其頭、故名焉、天竺有象頭、金毘羅神所宅、因取其名、奉金毘羅神、松尾寺金光院主其祭、垂跡旣向三千年矣」と云ひ、暗に其垂跡權現を本邦の神祇に求め、遂に三輪明神(大物主又大己貴)或は新羅明神(素盞嗚尊)とも云へり、謂ゆる本地垂跡の理談に出でしものなり、然るに明治維新の際、本地垂跡(神佛混淆)を積弊と爲し、政權を以て之を拔かむと欲し、權現の名稱を停め、尋いで神祇官號令して、金毘羅(又琴平)宮となし、却て神佛混淆の甚だしきを致せり、其意、此祠は佛典依據の鬼神にあらずと想へるに似たり、然りと雖も、金毘羅と三輪明神の相對は、山王權現と三輪明神の相對に比す可らず、玉手襷に、三輪明神の形勢、感應佛典の金毘羅と相似たる故、混淆すと論ぜられたるは、原委本末を倒にしたる言なり、此松尾寺の佛法守護神は、前述の如く、佛典に顯著なる藥叉明王なり、而して之を三輪明神と混ずるは、本地垂迹の理談なり、かゝる理談に據りて、其本跡を顚倒して、本地佛をも印度神にあらずとなすは、是れ日印の神佛分離を欲して、偶々神

佛の混淆を大成したる者と云ふ可きなり、

惟ふに金毘羅を誤りて、宥盛の權化像と爲しゝは、宥盛以後の事なり、鹽尻と云ふ書に「毘比羅神は、其像僧形にて、いとちさ（すカ）ましき面貌にて、山伏頭巾を蒙り、手に羽扇を取る、藥師は十二將の像とは甚だ異なりとかや、而も其靈驗群の響に於ける如く、國人はさらなり、四國九州是を敬せずといふことなし、船の海路に迷ふ時、此神を念し、着岸を祈れば、暗夜必一團の火現れ、其消ゆるを待ち、碇を下し舟をかけ止むるとかや、暴風には船の帆柱を獻ず可き由を願ふとかや」云々、遂には、

金毘羅大權現は、爲讚岐國所在之一社、不在於他、彌依御崇信、宜爲勅願所、奉祈天下安全寶祚延長者、依天氣執達如件、

寶曆十年五月二十日　右中將

金光院權僧正御房

といふ綸旨にも、大權現の俗稱を以て呼ばれ、此に混淆の嫌疑を生じたり、而も日本神祇を印度神佛に牽强すると共に、此に印度神を日本神にまぎらした事が、恰も好し船頭水主の歸敬を得しより、其威靈神驗、忽にして四方に傳播す、慶長寛永以降の事なり、抑此地の形勢、內海往來の要津にあたり、鹽（シ）飽（アク）七島は其民最操舟を善くし、遠

國遥海に航行す、此神にして此形勝の地に居り、此航走の民の信を得、其盛大を致せる亦偶然にあらず、田宮坊太郎の仇討の如きも、其奇聞の傳播と共に、金毘羅の靈驗を加ふに非る莫し、且慶安元年、金光院は領主の管治を離れ、江戸幕府の直隷と爲り、寺領三百餘石、田宅及び山林に朱印狀を給與せらる、この一事は忽ち一山の僧侶の權柄を加ふることゝなり、山内の繁昌、四方の歸信を招くことゝなりしが如し、寶曆中に及びて、桃園天皇勅願所となる、其別當の僧官執奏も、恐らくは此時よりならん、

(四)松尾寺は子松庄の舊刹にして、金毘羅堂は其寺中の鎭守なり

松尾寺の創立縁起は、明白を缺けど、諸記錄と寺傳の古文書により、中世には此地方を子松庄と呼ばれ、京師五攝家の一なる九條殿を本家と仰ぎ、領家、預所、地頭代官等の庄官ありて、本新の二區に分れたるを詳にす、建長二年、道家處分記に「家領讃岐國子松庄」といふを收め、圓光大師(法然上人)行狀翼讃にも、大師は子松庄に至られしに、本庄は月輪殿(道家の祖父兼實にて、即ち九條家の祖なり)御領と註記せられ、全讃史も之を取れり、松尾寺に傳へし古證文(恐らくは寫本ならん)に、合考して、康安、貞治、永德の比にも、子松庄は九條殿の御領にて、松尾寺は庄内の祈禱場たること明白なり、殊に「子松庄松尾釋迦堂」といひ、「松尾寺金毘羅堂」といひ、又「子松庄松尾寺金毘羅免田

職」などあるにて、松尾寺の寺中に、釋迦や金毘羅の別堂が並立せる狀態は、之を一般の伽藍の樣式に考へて會得する所あるべし、伽藍鎭守、佛法擁護の金毘羅神將たること、火を看るよりも明かなり、寺傳に、宥範といふ僧は、觀應年中住持と說くは、是れら康安貞治の證文を得し人なるべし、(文祿中宥盛の先住宥嚴法印の觀音堂梁牌には、「子松庄松尾寺觀音堂大願主別當大僧都宥嚴」とあり)但し子松庄々內の氏神鎭守は大井八幡といひ、今に地方の鄕社なれば、松尾寺は大井八幡宮と對等の位置に居りし佛と神なるべきも、金毘羅は之と異なりと知るべし、

又、此に古文書によりて考ふれば、根本本尊を松尾釋迦堂と云ひ、其寺を松尾と呼び、寺中別に金毘羅と云ふものありしこと知るに足るべきも、松尾寺の金毘羅にして、金毘羅の松尾寺には決してあらざるなり、さて本尊釋迦を安置する松尾寺中、何故に金毘羅を祀るかと云へば、これは前にも已に述べたる如く、釋迦と金毘羅とは、或特殊の關係を有するを以て、松尾寺の鎭守として、別に金毘羅を祀るに至りしなり、

### (五)中興宥盛僧都の禁戒文に見ゆる當山鎭守金毘羅

金毘羅の性格は、象頭山の中興にして、松尾寺別當金光院の大德たる金剛坊宥盛上人の勸進帳と禁戒文とを見ても最も歷然たり、其勸進帳に曰く、

勸進沙門敬白す、請ふらくは特に十方檀那の助成を蒙り、讃岐國仲郡小松莊象頭山松尾寺を再興し、無差の利益を自他に運び、無方の濟度を法界に施すの狀、右象頭山松尾寺、峰高くして大慈の高廣を表し、溪深くして大悲の深重を呈す、(中略)

雖然伽藍頽毀し、雨露頻に尊容を浸し、墻壁脫落し、烟霧乍に鎭殿を襲ふ、(下略)

文祿三年甲午八月十日

又禁戒文に至りては、當山鎭守の一たる金毘羅といひ、

敬白、眞言教主大日如來、兩部界會の諸尊聖衆、恩德廣大釋迦世尊、地前地上諸大薩埵、殊者高祖弘法大師、顯密傳來諸大列祖を始め奉り、當山鎭守、三十番神、金毘羅、赤女神、御部類眷屬九億九萬八千七百二神、幷に新熊野十二社大權現、當莊大井八幡、五社大明神を始め奉り、荒神、天神、山神、一一眷屬、密教守護三所大明神、各々氏神、王城鎭守天照大神、八幡大菩薩、春日大明神、大峰八大童、太郎坊、次郎坊、三國之大天狗小天狗、外金剛部、總じて日本國中大小神祇、佛眼照らす所の現不現前四方三寶境界に言す、

夫れ以れば、諸惡莫作衆善奉行は、佛弟子の通門なり、五篇一口三昧耶戒は、顯密二

教の戒相也、就中甚深重なるは女犯に如かす、

(中略)然らば、一門一結の諸德、父母の胎內を出て、受戒入壇以來、女根實犯の輩は、現世には大師金毘羅大權現の御罰を蒙り、其八萬四千の毛孔每に神罰を蒙り、白癩黑癩の病を受け、後生は無間地獄の炎に墮せむ、此禁文臨終の夕に至る迄妄語あるべからず、若し妄語ある輩は、大師權現惡神を遣し、其精氣を奪ひ、短命七難を施し、後には必無間に墮せむ、此旨堅く守る族は、今生は神明佛陀の加護を蒙り、快樂に誇らむ、又當來には、大師遍照の引攝に預り、終には五相成身、五身法帝覺位を證せむ、誠に守る可き者は、此敎法、尤信す可き者は此禁戒也而已、

于時慶長九年甲辰正月　　權大僧都　宥盛

とあり、弘法大師と當山鎭守金毘羅とを擧げて、其威靈を賴みしは頗注目すべし、明曆二年丙申に、當國高松城主松平右京太夫賴重の著せる象頭山緣起にも、金毘羅は古來松尾寺に屬せしことを詳にしてあり、又一度身を金毘羅宮前にはこべる者は、其所藏の寶物の、全く寺院的性質を帶ぶるは勿論、其堂宇の主なる建築、仁王門金堂等より成り立つを見るべし、其堂前の路兩側に燈籠の金石銘は、松尾寺と刻記せるものゝ、少なからざるを見るべし、明治維新の際、松尾寺中の普門院宥曉師が、大物主

(大己貴)命を以て、金毘羅天に配するとの口碑は、一山未聞、未曾有の珍事に有之、殊に先帝の綸命を輕し、併せて先師の傳法に背く云々」と喝破痛言せるも是なり、

(六)金毘羅と阿波の箸藏寺及び大麻神、雲氣神等

此に陳ぶ可きは、古來阿波の箸藏寺は金毘羅の奧院なりとの傳說と、近頃大己貴命と雲氣神社と大麻神社とを以て、金毘羅に當てむとする說、是れなり、箸藏と金毘羅との關係については、大日本地名辭書に云く、

箸藏(ハシクラ)――箸藏寺は眞言宗にして、寶珠山と號し、世俗稱して讃州金毘羅神(琴平)の奧院と云ふ、其祭る所を知らず、滿山茂蔚石窟あり、上には磐石あり、老樹掩翳す、藥師堂あり、僧都之を護る、〔阿波志、　阿波名勝記〕寺記云、　山不在高、神在斯靈、箸藏山者、我大師之所剏也、大師嘗望山索路、駐杖一夕、欻爾火起、滿山赫灼、焔中有一神將、奮然躍出、謂大師曰、我卿東方淨瑠璃界醫王佛命來、名曰金毘羅、今往來此山與象頭山之間、大士蓋修伽藍於此、大師乃結構、奉安置醫王、山底有洞、乃神將箸藏爲信處也、

同書雲氣神社については、

雲氣(クモケ)神社――全讃史云、延喜式多度郡小祀、今在弘田村、三代實錄、貞觀元年、授位列官社、中古廢矣、天明年中、丸龜侯更下命建祠、甲山寺主之、○官社考證云、　雲氣神社

は、寶暦四年京極家より再建せられたるが、弘田鄕弘田村にあり、或說に琴平山に坐す金毘羅神社ならむとも云へり、(此社號、中古金毘羅權現、且山の名を象頭山と云ひしを、明治元年七月かく改め給へり、)生駒記綱目等に、「金毘羅權現は、讃州二十四社の內多度津雲氣神社」とあり、又「象頭山は總名を大麻(オアサ)山と云ふ、東北は今も大麻山といひて、大麻神社あり、西は麻村と云ふ、麻部神社あり、此山の形、象の頭の如く成るを以て山號とす、然るに常に雲霧覆ふ、爰を以て見れば、雲氣神社と云ふならむ」云云、雲氣といふ社號によれば、弘田の如き何ともなき田野に有るべしと思はれず、然れども確かなる證もなければ定め難し、

とあり、以て松尾寺と箸藏寺の金毘羅には、關係あれど、大麻神雲氣神には混すべからざるを悟るべし、又子松庄の氏神は、舊來大井八幡宮にて、禁戒文に「當庄大井八幡五社明神」と擧げられ、今に鄕村社たれば、松尾寺の金毘羅は、庄內鄕村內の人民共祭の鎭守神には非ず、

(七)神佛分離の政治に會へる金毘羅

明治元年(慶應四)戊辰の大變革にあたり、三月には先權現號の神社に佛語を用ゐ、又佛體を拜すべからずと戒められ、四月には大小の神社に、神佛混淆を止め、其社僧の

勤仕をも止めらる。是れ所謂兩部神道所祭の社僧地を指すものにて、固より(根本佛寺にして、更に神社地にあらざる)松尾寺の、金毘羅權現の如きを指すものにあらさることと明確なり、金毘羅は已に前に略述考證したる如く、全く印度佛法の經典上に現はるゝ所の神にして、佛說を離れて別に存在すべからず、又勿論日本の神祇に屬するにあらず、旣に佛敎全屬、寺中專祭の守護神なり、故に右の如き法令に因りて、之れが改廢を受くべきいはれ毫も無し、されば、當時松尾寺の寺務別當を司り居りし同寺中金光院法師宥常は、閏四月上京し、綾小路、甘露寺の兩執奏家へ、金毘羅權現は本邦の神祇にあらず、全く印度の神祇にして、佛敎專屬の神なりとの上申をなす、其上申の文案に云く、

金毘羅大權現起本之事

抑、讚岐國那珂郡象頭山金毘羅大權現は、往昔天竺より飛來の垂跡にて、日本一社の神なり、旣に釋迦如來說法の時は、西天に出現し、王舍城に於て、佛法を守護し、諸經に其靈威を說く事、妙用一に非ず、其後佛舍利を持して、當山に鎭座、由來深秘にして、其趾の實は秘錄に傳へ、他に知らしむる事なし、權現自木像を刻み、今の內陣神體是なり、生身は山の石窟の中に御座まし、神殿を去る事遠からず、然るに又此

神の告に依て、役小角初て此山を開くと、舊記口碑等に傳ふるも、往古より神體を拜する者なし、元龜年中別當宥遍神體を拜す可しと、無二の深心を抽んで、誓て一千座の秘法を修し、結願の後、密に定室を開き、生身を拜す、威猛雄勢勝て言ふ可らず、戰慄して去る、翌朝宥遍の所在を知らず、從者遍く山中を尋ね、箸洗の岩上に於て、終に宥遍の遺骸を得たり、左右の手に印を結び、結跏趺座して遷化す、見聞する者驚懼せずと云ふことなし、其後定室を觸犯せむ事を恐れて、甎を掘り、人の往來を絕つ、且師傳に、權現の本地を習ふに、顯密の二あり、釋迦如來及不動明王是なり、將亦社堂の草創祭事の始め、社領の興行別當歷代等は、往古回祿ありて、傳記亡び纔に觀應年中の別當宥範所持の古記、或は師傳口碑等を以て記之而已、右は傳來舊記の儘、外に綸旨寫三通、深秘の書一冊相添へ、奉入內覽候、以上、

閏四月

讃岐國仲郡小松庄金毘羅　金光院法印宥常

と、理義明白解說するまでもなし、而も此上申は官の容るゝ所とならざりしなり、

(八)松尾寺別當宥常の屈伏及獻納

惟ふに、維新革政の際、京都なる神祇辨事役所等は、古今の佛教、顯密事祭の天部、明王

權現の所談、敎義に通曉せざりしか、或は憎惡の情に驅られ、之れを排斥せんとのみ勉めしか、或は之れを社僧地、垂跡神號の權現と誤認してか、容易に松尾寺の上申をば受理せざりし、之に加ふるに、吉田家、白川家及綾小路家等、社寺執奏堂上の諸大夫某々等は、神佛分離を機會として、相共に謀て、金光院法印宥常の入京を奇貨とし、之に對して種々流言を放ち、奸策を構へ、遂に宥常を誘惑したり、又一派の排佛毀釋の神道者と氣脈を通して、巧みに官邊の趣意に附會し、神道に改祭せざる寺院は、早晩悉皆之を廢止せむとの政府の內議なりと說諭したり、或は法印宥常に謂ゆるに、葷酒珍膳の破戒罪を以てし、終に宥常を威嚇して、復飾歸俗するの念を起する(衍)に至らしめたりと、其壓伏强制の程、今日想像の及ぶ所(に脫)非ざりしが如し、

當時、金光院法印は、松尾寺僧官執奏の舊例として、綾小路家の猶子たりしかば、同家に於て、酒饌を供せらると唱へ、席上忽然無禮講を以て、御一新の流儀なりと稱し、强て肉饌に箸を持添て、之を食はしめ、且男山八幡宮の本地佛を細繫として、之を引き廻はしたる暴擧を視せしめ、金毘羅も屈伏せずんば、當に官命を以て如是の處置にも及ぶべしと威嚇せりと、云々、

乃、其れかあらぬか、金光院宥常は、五月に至れば、前に差出せし上申の主意とは、全く

然らば、排佛毀釋の聲言は、御一新の御基金の御用を命ずるの方便なりし歟、如何、

(九)金毘羅琴平となり僧侶神官と爲る

さて金光院法印宥常は、前記の如く、元年五月御用獻金を命ぜられ、超えて六月に至りては、歸俗改名の屆、松尾寺の殿堂を悉く社殿に改めたりとの屆、尚從來宮邊より斯く／＼の待遇ありし故、其由緒を以て、新に御沙汰ありたしと乞ひ、果ては一萬兩の獻金をなせし故、自分を大宮司に任せられたしとの願書をも差出し居るなり、

(一)歸俗改名の屆書に云く、

乍恐御屆申上候、百般御一新に付、被爲盡御美典御中にも、殊に神祇道之御儀者悉く被爲復古候處、中世以降神佛混淆之儀、深く被爲掛叡念、各々名分瞭然の御趣意、御布告之件々、難有拜承奉畏候、依之、本社攝社を始め、殿宇不殘純一無雜之改革仕候段、別紙に相記し奉備尊覽、且舊號金光院を改め、琴陵宥常と改名、復飾仕候、此段乍恐御屆申上候、恐惶謹言、

六月十四日　金毘羅別當金光院事　琴陵宥常

辨事御役所

(二)松尾寺の堂宇を、悉く改廢の屆書に云く、

勅願所社領三百三十石

讃岐國那珂郡小松庄琴平山鎮座

琴平大神　所祭大物主尊

御鎮座の年暦不詳、其後崇德天皇の神靈をも配祭仕候由中傳候、都て一社の由來舊記等、悉く數度の兵火に係り、燒失仕候、金毘羅と稱し候は、天竺の金毘羅神に附會致候處、此度御一新に付、復し申候、

社內攝社並諸建物

大門　兩隨門(舊仁王門なり、)

寶社　所祭大年神、御年神、若年神(舊二重寶塔、大日五佛なり、)

火產靈神　所祭火產靈神(舊毘留舍那佛なり、)

旭社　所祭伊勢大神、八幡大神、春日大神(舊金堂、藥師如來、日光天、月光天なり、)

二之門　伊勢兩宮遙拜所(舊二天門、多聞天、持國天なり、)

津島社　所祭建速須佐之男命、櫛名多毘賣命(舊本地堂、不動明王なり、)

大峰社　所祭役小角靈(舊行者堂、開山神變大菩薩なり、)

大行事社　所祭神高皇靈神（大行事堂なり）
常磐社　所祭伊耶那岐命、伊耶那美命（舊毘沙門堂なり）
八十神社　所祭大國主神庶兄第八十神等（舊三十番神堂なり）
小松文庫　文學三神、忌部神、思兼神、菅原神（舊經藏なり）
威德殿　所祭大僧正宥盛靈神（舊中奥金剛坊堂なり）
神樂所、繪馬所（舊守札所、舊繪馬堂なり）
天滿宮、參籠所（舊自在天堂、舊籠堂なり）
福輿倉　（舊御輿堂なり）
山神社　所祭大山住神（舊大黑天堂）
若毘賣社　所祭須勢理毘賣命（舊孔雀明王堂なり）
神厩、休息所、祈禱殿（中略）
右之通に御坐候、
謂はゆる神佛の混淆を分離せしむるてふ政治が、實は佛物を神有に改めしにて、其跡全く兼併もしくは奪取に渉るにあらずや、後の史家の明斷に問ふべし、

（十）松尾寺中普門院宥曉の抗議

前節金光院別當、卽ち後の宮司琴陵宥常の上申のみによりて見れば、當時松尾寺一山中に、一人の起て反對する者なく、一山全然廢滅に歸したるが如きも、實は然らざるなり、則ち宥常は歸俗して「松尾寺一山、純一無雜の改祭を遂げたり」と上申せしも、一山七院の僧にして歸俗せし者は、金光院宥常の外二三に過ぎず、寺中の脇坊等には、僧侶のある有て、其法脈を維持し、眞言秘密の相傳を、護摩秘法の壇上に修し、以て明治四年に至る迄變らざりし、且琴陵宥常自身も、其歸俗後に於ても、尙松尾寺に就いては、深く心に思ふ所やありけむ、密に松尾寺中の普門院宥曉に謀るに、松尾寺法脈相續の事を以てし、總稱松尾寺なる寺號の下に、舊聖明寺迹を擇び、一山の堂宇を彼地に引移して、法燈を輝かさむことを以てし、又宥常は宥曉に附するに、自己の弟子なる宥智宥晋の二人を以てせんと迄、兩者互に約する所ありたりと、而も此移轉別立のことは、後年宥常の變心せし爲め、實行には至らざりきと、

蓋普門院宥曉の如きは、最初より松尾寺の金毘羅は、彼の混淆せる神佛分離の太政官御達の趣意に戾るものにあらさることを知り居れば、首尾一貫の說を持し、決して他人の爲に誘惑せらるゝことなくして、終始松尾寺の爲に盡力したり、殊に金光院法印宥常の入京したる際には、同しく入京し、論爭盡力する所ありたるものゝ如

し、故に宥曉は、「御當代院務の御失點、或は一山未曾有之珍事」と陳べて、松尾寺を神社に改替することの、全然理由なきを告げ、又宥常が一山復飾の御請をしたれども、宥曉は「如何に一山の院務とは云へ、斯ることを一山の僧侶に命せらるべきや」と論じ、以て宥常の再考を求めし事あり、普門院宥曉上陳書といふものは是なり、

普門院宥曉謹而奉言上候、曉不敏なれとも、辱くも先師の教示を仰ぎ、前に江戸永代寺より歸山し、恩命を重荷して、勝坊を住持す、尋で教學研磨の爲、高野山に登り、多年の螢雪は、一に山門の興隆を希圖するに外ならず、幸に今春御指名を蒙り、御上京供奉の際は、屢御下問に對し、寸田之赤心を吐露し、護持の短見を具陳仕候、則御採擇を得て、前に閏四月中、上願の手續を運び、當山秘密の傳法寺門相承の要義は、嚴重に御執持可被遊旨、開陳致候上、山內取締之爲、一旦歸山候處、豈圖らむや、今回之御通報に依れば、京都に於て、山田、平田、熊谷等二三法外素流之指圖を以て、更に前願變更の趣、驚歎之外無之候、抑當山由來之儀は、前願に申立之通り、開山大行者以來、千有餘年の法燈傳持之御藍地相違無之候、宇佐、岩(石)清水等の他山社僧地と相違候儀は、明白にして、確乎たる山門寺門なる上に、先帝の綸命に依りて、一時日本一社の稱號を辱ふすと雖、本來經說判然たる權現號に御座候得ば、一般大小神

社と自相異なる譯合に候間、今般被仰出候神佛判然の御趣意の如きも、更に一般佛寺を可變旨には可無御座候、全く以て其根元神社にして、中頃社僧地と相成候者を、御一新被遊候儀と奉存候間、再度之御申立の如く候ては、前陳之趣意取消の姿に相成、一向に山傳寺法之儀、相貫不申、佛祖先師に對し、御當代院務之御失點と相成申候、速に御再考之上、何分之御評決被遊候樣、左に大要之愚見を具し、此段伏而奉言上候、頓首、

(一)梵語の神號、幷に權現號被廢止、復飾被仰付、御敬承之儀は、全く山傳寺法之旨に相反し、實に破門の大罪たる可き間、御再考有之度候事、

(二)大物主命を以て、金毘羅天に配する等之口碑は、一山未曾有之珍事に有之候、殊に先帝之綸命を輕し、併て先師の傳法に背き候のみならず、今般御一新之御趣意は、釋尊之經說を可取消との朝命に有之間敷候間、御寶號御改稱之儀は、決而不相成筋合に御座候事、

(三)今度、一山復飾御請之事、旁々以て難得御意候、本來當山僧侶之儀は、盡く先師以來密敎傳持止住之者に御座候間、縱令御當代院務と雖、容易に變更を可被命筋合に無之に附、(付)山傳寺法之不許事は、速に御再議之程可然と存候間、幸ひ御病氣御中

立相成、一先御歸山之儀奉希望候事、

師弟の間にかゝる意見の相違ある亦甚し、讀者今にして之を披くも、感想如何、

五月廿六日

(十一)　松尾寺の繼續僅に法脈を保つ

以上、讃岐金毘羅の由來と、松尾寺の沿革を述べ、殊に明治維新の際に於て、本來佛寺たる松尾の一山が、如何にして亡ぼされしかの事情を、甚だ散漫ながらも布陳したり、さて其後松尾寺は、如何になりしか、金毘羅宮の改祭と共に、全く廢滅せしかと問へば、必しも然らざるなり、松尾寺は、尙ほ今日も依然として、細々ながら存續し居るなり、これを述ぶるには、松尾寺一山の構成組織を略知するの必要あり、松尾寺は、金光・普門・眞光・萬福・尊務・神護・成就の七院より構成せられ居りしなり、然るに前述せる如く、別當寺務金光院は、明治元年住職宥常の還俗に因りて、廢滅に歸し、其他の各院も、明治四年迄の間に、其房舍法器を琴平宮に兼併せられ、各住職退身の結果、五院廢滅したるも、獨り宥曉の住職せし普門院のみは、古來檀越ありて、其葬祭の事を分掌したりし爲に、依然として金毘羅山下の一角に存續せられて、今日に至り居るなり此場合に於て、一山寺たる松尾寺の存否如何と云へば、眞言宗の寺法として、一山寺

は其諸院の中一院にても存續して、其一山寺の法脈を相續し居れば、其一山寺は廢滅せざるの習例なり、故に一山寺たる松尾寺の、全七院の中六院は已に廢滅に歸したりと雖、普門院の存するありて、僅に象頭山松尾寺の法脈を繼ぎ、傳燈の微光を見るといふのみ、亦憐むべきかな、明治五年、八年等の廢寺合寺處分の法令に依るも、松尾寺七院は、又恰當の適用に會はずして、毀損せられしを疑ふ、予輩佛寺史の研究にあたり、聊感ずる所ありて、本篇を起稿す、天下後世知らず之を見て何と爲す、（明治四十五年一月一日、二月一日、三月一日發行、佛教史學第一編第十、十一、十二號所載）

# 白峯寺廢寺并復興始末

〔温故錄〕

序

歷史は國粹のかたみなり、歷史の缺けたると否とは、大に邦國の品位に關す、歷史の花は則ち國民の花にして、歷史の汚れは則ち國民の汚れなりと云ふべし、日東帝國の歷史元と完備せすと爲さす、然とも史家往々說を異にし、典籍往々散逸に歸し、動

もすれば後世の迷を惹かんとするもの尠くなしとせす、人誰か之を憾みとせさらんや、況や神州を以て日東に卓立するもの、謂まつて事の神孫に關する名跡を失するか如きあらんか、實に千歳の恨事なりと云ふべし、茲に松山崇德帝廟の事跡、嘗て王政維新の後ち、尊影京都に遷還せられてより、杜撰の口碑頻りに繼ぎ、漸く名跡の沒却に就かんとするものあり、香川新報編輯者久保吉次、深く感する處あり、客冬其紙上溫故錄中に事跡を收錄して、世に公けにす、而して今又讀者の勸めにより、更に印刷に附して、同感の士に頒つと云ふ、喜んで一言を序す、

明治廿七年三月廿八日　　坂　南柯識

---

崇德帝廟記

回顧すれば、今より七百三十餘年の昔、後白河帝の保元元年世に保元の亂と呼ふ、崇德上皇大事破れて、我讚岐國に左遷せられける、卽ち讚岐國綾郡林田鄕(今阿野郡林田村)なり、然るに崇德上皇の當國に着御あらせられける折しも、未た行宮の造營なかりしかば、鄕廳大夫綾高任が高屋の館と云へるに座わしける、左れば上皇最とわびしく在しけるに、高任程なく再び直島(今香川郡所轄の一島にして直島村と稱す、)

に遷し參らせける、斯くて後ち綾郡府中（今府中村）と云へる處に御殿を營み、鼓岡木丸御殿と稱え參らせ、此處に遷し奉りしに、讃岐に幸ありし年より、七年の后、長寬二年八月廿六日永眠ましましぬ、仍て松山に火葬し參らせたりと云へることは、當國の舊記類皆符節を合するが如く、且つ何人も知れる處にして、誰れとても疑ふ者もなし、

偖て松山を御陵と爲し、御廟をも設けたりと云ふに就て、御廟のことゝも落ちもなく書記したる讃州府志（延享二年高松藩儒菊池武雅著）中の一條に、左の如く見ゆ、

崇德帝廟、所㆑報㆓其像㆒之宮曰㆓頓證㆒、世俗誤認以㆑陵爲㆑廟、其陵在㆓廟後㆒、積㆑石而堆㆑之、旁有㆘爲㆓義爲朝之墓㆒、左有㆓大悲閣㆒、右安㆓相模坊㆒、廟門左右置㆘爲㆓義爲朝像㆒、並持㆓弓箭㆒爲㆓隨神門㆒、門上額以㆓頓證寺三字㆒、後小松帝宸筆也、（中略）寺（白峰寺）在㆓其東㆒、所㆑隸小院在㆓寺中㆒者四、

左れは崇德帝の靈屍は松山の山陵にあり、靈は松山白峰寺西の廟に祀られたることゝ見えて、明治の初めに至るまで、白峰寺に於て奉祀し、毎年正月、五月、九月、廿六日を以て祭祀節と爲したり、然るに明治維新に至り、朝廷大に皇紀を整へ、祭政一致の方針を執り、神祇事務局なるものを置き、專ら神佛混合の流弊を匡さんと、元年三月廿一日及四月十日天下に令して之を處理せしむ、

（三月二十八日）（太政官）

一中古以來某權現或ハ牛頭天王之類、其外佛語ヲ以神號ニ相稱候神社不少候、何レモ其神社之由緒委細ニ書付早々可申出候事、

但、勅祭之神社御宸翰勅額等有之候向ハ、是又可伺出、其上ニテ御沙汰可有之候、其餘之社ハ、裁判所鎭臺領主支配地等ヘ可申出候事、

一以佛像神體ト致候神社ハ、以來相改可申候事、附本地抔ト唱ヘ、佛像ヲ社前ニ掛、或ハ鰐口梵鐘佛具等之類差置候分ハ、早々取除キ可申事、

右之通被仰出候事、

四月十日（仰）（太政官）

諸國大小ノ神社中、佛像ヲ以テ神體ト致シ、又ハ本地抔ト唱ヘ、佛像ヲ社前ニ掛、或ハ鰐口梵鐘佛具等差置候分ハ、早々取除、相改可申旨、過日被仰出候、然ル處、舊來社人僧侶不相善、氷炭之如ク候ニ付、今日ニ至リ、社人共俄カニ威權ヲ得、陽ニ御趣意ト稱シ、實ハ私憤ヲ霽シ候樣之所業出來候テハ、御政道ノ妨ヲ生シ候而已ナラス、紛擾ヲ引起可申ハ必然ニ候、左樣相成候テハ、實ニ不相濟儀ニ付、厚ク令顧慮、緩急宜ヲ考ヘ、穩ニ可取扱ハ勿論、僧侶共ニ至リ候テモ、生業ノ道ヲ不失、益國家之御用

相立候様、精々可心掛候、且神社中ニ有之候佛像佛具等取除候分タリモ、一々取計
向伺出、御差圖可受候、若以來心得違致シ、粗暴ノ振舞等於之有(有之)ハ、屹度曲事可被仰
付候事、

但、勅祭之神社御宸翰勅額等有之候向ハ、伺出候上、御沙汰可有之、其餘ノ社ハ裁
判所鎮臺領主地頭等ヘ委細可申出事、

蓋し明治當初朝廷の方針たる神道は、皇國唯一の大道なりと云へる趣旨を以て、應仁以來皇紀全く地に墜ちて、神祇の道正しからさるを整へんとするにあり、殊に先祖世々の帝廟の如きも、殆んど奉祀久しく絶えんとするものさへ少なからざりければ、神祇道の隆興を謀るに當りては、先つ先世國父の陵廟を修むるの道を盡さゝるべからざる必要を感し、旁々尊神主義を以て、大に神佛の境界を明かにせんとしたり、左れば自から神を主として、佛を次にし、苟くも神社の名あるものは昌え、佛名あるものは廢たれんとするの有樣なりしこと、前段明治元年四月十日太政官の布達によるも、明かに其跡を想見するに足る、

明治朝廷の宗教制度右の如くなりければ、即ち松山の崇德帝廟は、明治二年の秋を以て、勅使中院大納言、西三條中納言下向ありて、御眞影を京都に遷還し奉るに及べ

り、蓋し國父祖宗の靈を苟且にも長く配處に祀ることの、其道に非さるか爲めなりと、推測せられぬ、左れは此年眞影遷還の後は、之に代ゆるに帝宸筆の六字妙號（名下同ジ）の御掛幅を以て、祭神と爲したりと云ふ、是れ其當時局に當りたる人片山高義等の記者に物語る處なり、而し崇德帝廟の靈體は、明治以前まで帝の眞影なりしこと、及び明治二年遷還の後ちは、代ゆるに宸筆六字名號を以てしたりと云へる當時當局者の物語りは、事實として信すべき憑據なきにあらす、乃ち帝廟に祀るべき帝に最も名殘厚き物を尋ぬれは、帝の眞像に越たるものゝあるべくもあらず、眞像已に遷還の場合に於て、之れに代へて廟靈とし祀るべきもの、帝の宸筆に係る彌陀の妙號ありとせば、實に此上もなき代靈たりしこと、理に於て最も信用すべし、而して帝の眞像及ひ宸筆の妙號なるもの、其由來する處を尋ぬれば、菊地武雅の著書中、同廟靈寶を揭けたる條り、佛像其他九十餘點を列記したるものゝ中、

崇德院像（自畫）

彌陀妙號（崇德院御筆、二品親王良恕題ニ其背一以ニ數字一、有ニ花押一）

と記するを見る、左れば明治二年の當時遷還に際して、代ゆるに宸筆を以てしたりと云へる事實の、疑ふべからさるを信するに足る、

帝廟あつて以來殆んど七百年間、之れが守護の職に在りしものを、眞言宗の古刹白峰寺とす、而して明治二年廟靈遷還の當時、白峯寺に住職たりし者を剛盛とす、俗稱を尾崎周造と云ひ、彼の勅使下向遷還に當りてや、剛盛自から祈禱を捧げ、手つから眞影を移して、御櫃に納むるまで、勅使と雖も手を觸れしめざりしと云ふ、

然るに其後幾ならず、同年剛盛の徒弟惠日なる者、續て住職に任ぜられ、明治三年十二月の布達により、社寺領境内を除くの外、一切上地せしめらるゝことゝなり、翌四年に至り、同寺の所領嘗て松平家の寄附に係るもの等、寺領悉皆上地となり、殘るは、境内及び堂宇其他の建物及び什器に過ぎざりし、然るに當時の有樣たる朝廷の方針、一意神道の復興にあり、其弊の及ふ處、自ら佛家排斥の姿となり、從來社寺各威權を競ふの時に當つて、恨を含めるの徒は、此れを期として大に佛家を苦むるの弊ある等、擧げて云ふべからざるの勢なりき、乃ち上下相率ゐて寺院に薄、政府は寺院を保護するの注意を缺きたるか爲めに、往々奸惡なる僧侶の、間に乘して詭計を回らし、寺院及び什器より土地に至るまで、擧けて住職一私人の私有物と爲して了せるか如き類小なからざりけるも、亦是非もなき事共なりと云ふべし、此時に當り、住職惠日、性甚た貪婪無道、上地後の白峯寺財産什器を盡く押領して、私有物と爲さんとし、

明治六年十月、自ら復飾して崇德帝山陵々掌を拜命し、以て己れか復飾後、白峯寺無住となりたるを奇貨とし、遂に之を己れの私有物の如くに瞞着し、其間白峯寺の什器は、多く惠日の典賣する處となりたりと云ふ、斯りける程に、講中信徒等痛く之を憂ひ、明治八年七月に至り、白峯寺住職撰定の義を、時の阿野郡大區長片山高義の副書を經て、名東縣權令古賀定雄に願出、再ひ住職を置くことゝなり、就職したるは橋溪導なり、

蓋し此當時に至るまて、白峯寺西の帝廟頓證寺と云へるは、祀るに宸筆の妙號を以てして、左に十一面觀音を安置し、右に相模坊を安置したるとなれば、疑ふべくもあらぬ白峯寺境內の一佛舍にして、素より當今の如く、白峰神社等の名稱ありたるにあらず、山陵は別に陵掌の守護する處となりたりと雖も、帝廟に至つては、全く白峰寺の掌る處たりしなり、然るに明治十一年に至り、事毘羅神社(今の琴平神社)宮司よりして、頓證寺を神社と爲し、事毘羅の攝社と爲さんことを願出たるに、其筋にては直ちに之を聽許し、同年四月を以て、事毘羅宮に引渡すことゝなりたり、故に今日に在つては、帝廟建立以來七百餘年の緣故ある白峰寺と相離れて、事毘羅神社の所屬となれり、白峰神社なる名稱も、亦此時より初めて附せられたるものなり、

嗚呼松山崇德廟は、白峯寺の手を離れて、事毘羅攝社とはなれり、七百年來守護し來れる白峯寺の關係を絕ちて、事毘羅宮の攝社と爲したりと云へる當時の政府の處置は、蓋し銳斷と云はさるべからす、如何に主神排佛の餘を受けたる明治十年の當時とは云へ、確乎たる證據、事毘羅と崇德帝若くは崇德廟との因緣關係に就て、最と明確の據どころあるにあらざるよりは、容易く是等の銳斷を施すべくもあらざるべしと思はるゝに、彼の明治十年中、事毘羅宮々司深尾速雄等か、攝社請願の爲めに、時の內務卿大久保利通代理某に呈出せる書類によれは、左の如くなるを見る、

　綾松山の御廟所を改めて當宮攝社に仕度願

當讃岐國阿野郡綾松山に有之
崇德天皇御山陵は、古來よる(リ)眞言宗白峰寺に於て守護致來候處、御維新後右御山陵已に白峯寺等御引分けを以て、御山陵は陵掌丁を被差置、且つ　天皇の御眞影は、先年已に御歸洛に相成候上は、現今右側らに有之候頓證寺御殿と相唱え候御廟所に於ても、追々何とか御處分可相成儀と奉恐察候、然る處、當山事毘羅宮は、御祭神　大物主大神並崇德天皇に被爲在候故に、彼の綾松山は所謂奥院とも申すべき外ならざる御由緒有之を以て、右御廟所を改めて、本宮の攝社とし、在來の準

勅封物を始め、其他の物品殘らす該社の所管と成し下さるゝに於ては、當宮社務所持の田畠徳米並に氏子の者共へ、商業資本融通として、貸附金の利足等を以て別紙見込據書の通り、祭典は素より守護營繕等に至るまで、嚴重の方法を相設け、永久維持仕申度、抑右御場所の儀は、世に名高き古跡にして、親しく其實景を目撃仕候處、若し萬一御毀却などの御所分に相成候ては、千歳の遺憾此事に候條、何卒厚く御評議の上、右御聽許被成下度、一統謹て奉願候也、

明治十年三月廿日　事毘羅宮

禰宜五人署名

權宮司宮司署名

內務卿代理宛

(別紙略)

然るに右の願は、敢なく聽許を得て、翌十一年四月十三日、帝廟頓證寺は事毘羅宮に引渡されたることと左の如し、

御届

當國阿野郡綾松山に在之元崇德天皇御廟所、今般本宮の攝社たるべき旨、御達

に相成、即ち右建物並に所屬の物品共殘らす、去る十三日地方廳より正に請取濟
に相成候間、此段御屆仕候也、

事毘羅神社

明治十一年四月廿三日　宮司　署名

內務卿宛

而して又其名稱に就ては、

御神號の儀に付伺

今般本宮攝社之列に被差置候、綾松山に在之候、元崇德天皇御廟所御社號白峰神
社と奉稱仕候て可然候哉、此段奉伺候也、

事毘羅宮

明治十一年四月廿三日　宮司　署名

內務卿殿

上文の如く、事毘羅宮々司よりの伺出に對し、伺の通りとの指令を得て、爾來白峰神
社と命名するに至れること明かにして、讚州人の多くは今尙記憶する處なり、嗚呼
彼の非常の銳斷、其行はるゝ何ぞ斯く無心なりしか、

余は帝釋即ち頼證寺と云へる建物が、爾かも明白爭ふべからさる佛道の伽藍が、右の手續によりて、一變して神社となり、及び之れと同時に事毘羅宮の攝する處となりたる由來に就て、少くとも左の四ヶ條の疑問を掲げて、世間公衆の誨を請はんとす、

第一　內務當局者並に地方廳は、事實の詮議を遂げたりや、蓋し神社佛閣其他の古建築古器物の類か、其國の歷史及ひ美術と相關係すること尠からず、古器古跡と而して之れか固有の由來とは、以て歷史を決するに足り、以て學術研究の資料とするに足る、歷史を證據立つるものは、歷史時代の遺物より外に之れあるべからす、殊に我東洋の如き、歷史の不完全なる場所柄に於ては、現に明治廿餘年の今日の如く、史評史論徒らに流行して、甚た其眞事跡を知るに苦むもの多し、然らば則ち苟くも我國の歷史を愛する者は、往古の遺跡殊に其著名なるものに在つては、一層心して、其古跡を由來正しく、系統正しく維持するの注意なくては協はじ、勿論明治の革命を受けて、數年の間、我日本の世間は、極めて無味乾燥の間に過ごされ、政府及人民の文學的思想は、殆んと皆無の有樣なりければは、一概に當時の當局者を責むるは詮なきに似たりと云へ、事毘羅宮司等より、內務卿に差出したる攝社願なるもの丶中、毫末

も帝廟と事毘羅宮との因縁を證するの事實あることとなし、願書中「事毘羅宮の御祭神崇徳天皇に被爲在」云々「綾松山は所謂奥の院とも申すべき」云々は、無味の口實にして、事實の據證にあらす、然るに當時の當局者か、斯る願書を受取るに當り、何等事實の詮議を經ずして、輕忽に之を許可し、一朝七百餘年の古佛寺を變して、思附きのまゝなる白峰神社なんと云へる名稱を下さしむるに至りたるは、却すく〵も口惜しき事共なり、嗚呼白峰寺邊七百餘年之古跡雲烟漠々、

第二　松山廟と事毘羅との深き縁由あるの證據ありや、

世人は崇德帝か讃州に遷されて、遺恨深き月日を送られたるを知る、正史の之を證するによりてなり、又世人は帝か綾林田の高屋に崩するの後ち、松山に葬られたるを知る、野史之を傳へ、口碑之を傳れは也、世人は又山陵及ひ帝廟白峯寺邊にあり、白峯寺か累代之を守衞せるを知る、野史之を傳へ、口碑之を傳ふれは也、彼の野史の記する處、口碑の傳ふる處、元より附會多かるべし、眞に附會の說多きなり、然れ共假令附會の共間に挾まれるにもせよ、其附會多き野史記錄さへもなく、附會多き口碑すらもなきに比すれは、百尺竿頭幾歩の先に憑據を有せりと信するを得べしと雖も、一の野史傳說さへなきものに至つては、信せんと欲して信する能はす、斯云へはと

て、余は白峰寺と帝廟との關係を以て、事毘羅宮と帝廟との關係如何に比較せんとするに非す、比較するの必要を見さるまてに、白峰寺の關係を信すれは也、故に余は此記事を物すると同時に、世間博識の士ありて、佛領の頓證寺を改めて、神事毘羅宮の攝社たらしめたるを至當と認むるに足るの證據ありとせば、續々其考證を惠寄せらるゝに吝ならさらんことを祈るなり、

第三　若し其れ帝陵にして、帝廟と同一ならしむれは、卽ち止む、然れとも陵と廟とは其處を異にし、其實を異にす、而して山陵に至つては、元と神孫の塚墳なるを以て、之を佛寺と區別するは其處なりと雖も、帝廟に至つては、帝が在世中佛敎に歸依せられ、親から經文を謄寫し、若くは自から彌陀の妙號を物せられ賜(給)ひたるか如き、若くは遂に發心して、仁和寺の門に入らせ賜(給)ひたりと云ふか如き、動かすべからさる佛敎信者なりしよりの緣故として、頓證寺と云へる佛寺中に、法體の眞影を安置したるか如き、其の初めより明かに佛家のまつりを爲せしものにして、而して維新後の二年眞影遷還の後ちは、更に宸筆の妙號を以て、其の本尊とし祀りたる上は、古來の由緒を害せすして、飽くまて頓證寺の建物及頓證寺の名稱を存することこそ、歷史を明かにするの道なりと知らる、然るに神佛整頓の事漸く終にて、頓證寺一たび

其處を得たるの後ち、再び之を神殿と爲して、而して嘗つて此殿堂中に安置し、爾かも崇むるに佛體本尊を以て目したる宸筆の妙號を以て、忽ち一什器の内に算了し、事毘羅攝社の稱を下すと同時に、歴史上の因緣深き頓證寺の名稱と、歴史上の因緣深き眞影遷還によりて、替えまつれる處の彼の殿堂の緣り深き妙號軸を廢したるか如きは、輕卒を極めたりと云はさるを得す、之れを要するに、事毘羅宮に於て、彼の頓證寺を變して攝社と爲したるの一事は、無本尊の空虚堂宇を以て、其所屬を一變せしめたるに過きす、然り頓證寺を無視して、而して先つ空虚の一堂宇を想像し、新たに之れに祀るに白峰神なるものを以てしたるに過きす、嗚呼白峰神社と云へる一新神社は設立せられたり、事毘羅宮々司は明治十一年の當時、創めて白峰神社なるものを發明建立したり、知らす頓證寺の古歴史を如何せん、吾人を以て之を見るに、白峰神なる一新神を祭るの必要當時果して急なりしならば、頓證寺外に別に之を祭ることとの甚だ得策なりしことを、然るに佛寺として創設されたる頓證寺は、今遂に跡なし、之をして跡なからしめたるものは、抑も何の必要によるや、

第四　事毘羅宮呈出の攝社願中、綾松山は所謂奥院とも申すべき外ならざる由緒有之云々と見ゆ、然るに此奥院と云へる事跡由來は、果して如何なる處にか存する

や、玆に彼の何人も知る處の四國八十八ヶ所回禮者の需むる處に從ひ、事毘羅宮よりして前年來久しく附與し來れる納經札なるものによれは、左の如く

勅願所
日本一社金毘羅大權現
讃州象頭山
他に奥院別宮なし
朱印
納經所印

にして、同社は己れ自から他に奥院別宮など稱ふるもののなきことを證明せり、然るに彼の明治十年の願書中、帝廟を稱して所謂奥院とも申すべき云々と爲すに至つては、大に疑を存せさるを得す、

以上は是れ余か四條の疑點なり、然り、事毘羅宮と頓證寺と何等の關係ありしやを識者に問はんと欲する所以の疑點なり、尤も事毘羅宮に於て、之を奥院とも申すべき云々と稱する所以の原因、全然之れなきにあらさるべし、必すしも一二の據る處ありて、之を主張せしことは疑を容れず、然らは其主張せる處の根據は如何ん、事毘羅宮々司等か、何によりて、其社の祭神を以て大物主尊及ひ崇德帝の二體なり

と主張するに至りたるかを詮するに、三代物語、讃州府志等、讃岐國書に就て之を閲するも、嘗て之を記載することなく、琴平宮夫れ自身すらも、嘗つて一の舊記を存せさるものゝ如し、況んや又琴平宮に神官の職を奉する者に至るまで、明治以前にありて之を唱道したることあるを聞かざるなり、然るに偶ま明治の後ち、平田篤胤の著書玉だすき附錄中(未た世に印行せられずして止みたる一書にして、五條家其稿本を藏すと云ふ)事毘羅宮に關する事項を記するの條下、事毘羅の祭神は大物主尊に崇德帝を配祭せしものなりとの旨を、三河國某か所藏せる金光院正殿秘記なるものに記述せるを見たることありと記せるにより、當時朝廷の有司は、厚く信を篤胤の著書に措き、事毘羅宮司等も、亦玆に初て之を知りたりと云ふ、

蓋し明治の初め、事毘羅宮にありては、稱して事毘羅大權現と云ひ、(琴平の祭神は、或は大物主尊と云ひ、或は不動明王と云ふ、其孰れか當れるを知らすと雖も、先年神佛整理の際、事毘羅宮境內の寺院及ひ之れに隨ふ佛像佛具等、盡く之を破却したりと雖も、只一の不動像のみは、今尙存せりと傳ふ、呼んで淚の不動と云ふとか、是れ或は由來深き佛像なるにあらさるか、)境內又幾多の寺院を有したるを以て、當時の神官等は飽まて佛閣たることを主張せんとしたるも、有司は卽ち篤胤の著書を證とし

て佛閣たらしむることを許さず、茲に改めて神社と爲すに至りたるものなりと云ふ、而して今に至るも尙、唯一篤胤の著書據るへきあるのみ、未た正殿秘記なと云へる舊記を發見せるを聞かす、

左れは、今の琴平神社に崇德帝を祭せり（配祀カ）と云ひ、以て白峰頓證寺を奥の院とも稱すへきものなりと附會するに至りたるならんか、若し果して然りとせは、山陵を以て奥の院とも申すべしと云ふは可なり、頓證寺を以て奥の院と云はんとするは、蓋し誤まれるものなり、頓證寺果して事毘羅宮の奥の院にして、其奥の院に祭るに白峰神社なるものを以てしたりとせは、今の白峰神社なるものは、今の琴平神社の奥の院なりとせさるを得す、余は琴平宮の爲めに之を執らさるのみならず、益眞歴史の遺跡を損亡するの處置なりしことは（をカ）傷まんとするなり、

事毘羅宮より呈出したる白峰神社攝社願の事歴に乏しきことは、前段に述ぶる處の如く然り、然るに之を他の一方なる白峯寺に就て之を鑒むるに當りては、其因緣關係果して如何ん、其頓證寺に安置する處の本尊は、悉く佛體なりしのみか、綾松山緣起に載する處によれば、

遠江阿闍梨章實、頓證寺を建立して、天皇御菩提を弔たてまつる云々、

又曰、

當寺事代之舊記雖有之、未載縁起之間、今度再興之次以て、記錄等奉示、淸少納言入道常窓草之、卽侍從宰相行俊卿淸書之、爲後證註之、

于時應永十三年孟秋廿五日也

而して後ち、寛永以來頓證寺再建せらるゝに及ひて、記錄されたる同寺の棟札によれは、

寫

大阿闍梨洞林院增眞上人

奉再興頓證寺一宇　于時寬永廿癸未八月吉祥日

大施主大相國家康公孫中納言賴房卿長子從四位侍從源賴重公

又

延寶八庚申年　大檀那源朝臣賴重公 賴常公

奉再建立崇德天皇御社幷御本地堂相模坊御社拜殿各四宇

四月十八日　大施主住持法印圭典

松山緣起に所謂遠江阿闍梨なるものは、則白峰寺當代の住持なり、而して再建の當時白峰寺住職の與かる處あるを見る、余を以て之を見るに、其關係の苟くも斯の如く明白にして、爾かも舊御廟所(明治二年遷還せしにより)と稱せらるゝ處の建物は、寺號を有し、佛體を祀れるからは、之を白峰寺の配下に置て、佛閣として維持せしむるか、然らされは獨立の寺院たらしむるか、孰れにもせよ彼の舊御廟所頓證寺と云へる名稱を存したかりしなり、安んぞ彼の謂はれ不確かなる舊記の、嘗つて其緣故を證するものなき事毘羅宮の攝社と爲して、特に白峰神社なんどの新名稱を下すの理ありとせんや、余は實に歷史上及ひ美術上、有數なる古跡の保存を思ふに至つて、彼の攝社一條の甚た然るべからさるを嘆して、以て徒らに事跡を曖昧にするの擧なりしことを慨せをんはあらす、而して余は、頓證寺の茲に至りたるを以て、二個の原因に歸せさるを得す、其一は則ち當時の有司か唯一神道主義に眩惑して、毫も文學的觀念を有せさりしこと、及ひ政務の不秩序なりしこと、第二は白峰寺其物か維新以來特に多累にして、頓證寺保存に全力を盡す能はさりしこと是なり、

何故に當時の有司が、唯一神道主義に眩惑して、適當の處分を爲す能はさりしか、曰く、元來頓證寺の事毘羅宮と白峰寺との兩者中、孰れか緣故深きやは云ふまでもな

く、已に前段に說明する處によりて明白なるが上に、明治二年眞影遷還の後ち、明治六年十月、惠日と呼べる奸僧の還俗して陵掌となりたる後ち、明治八年七月松山人民よりして、白峰寺住職再置の儀を其筋に願出たることあり、其際大概白峰寺の來歷を述べ、又明治十年一月に及んて、當時の縣令岩村高俊より何出たることあり、更に同年八月七日に至り、白峰寺住職橋溪導より、頓證寺の處分に就き願出たるとあり、此當時若し果して有司か適當に古跡を保護するの念ありとせは、充分に其由來を詮議すべかりしなり、然るに前に記せる如く、明治十年三月廿日を以て、事毘羅宮神官より、頓證寺攝社願を呈出するに當り、事毘羅宮神官の申出理由と、白峰寺住職の申出とを、相比較審議して、其處分を爲すの道に出です、只漫然として事毘羅宮は崇德帝を祭れりと云へる平田の著作、及ひ所謂奥之院とも申すへき云々の攝社願書により、特ら（更賜カ）に寺號を廢し、佛體を退けて、此佛殿に冠するに社號を以てするに至らしめたるは、決して有司か事歷を査察したる妥當の處置なりとす可らす、當時の感情只神社とさへ爲さはﾀ續すべしと考えたる間に合はせ處分たりしや圖るべからずと雖も、更に靜かに當時有司の心中を探れば、有司自からも白峰寺の存廢如何に惑ふたりしなるへし、頓證寺か白峰神社と化身するに至りたる、實に之れか爲

めなり、

次に白峰寺は、當時何故に頓證寺保存に方を盡す能さりしかと云ふに、是れ維新後の廢佛主義の餘響にして、後の住職惠日か白峰寺の永續如何を疑ふて、身安んせさるに當り、幸に陵掌となることを得ば、安全なりとの思念より、寺屬の動不動產を横領して、復飾したる後ちは、白峰寺は明治六年以後に於て一時無住となり、其命脈益覺束なからんとするに至り、漸くにして明治十年五月再び住職を置かれ、寺院存續と決するや、正統の權利として、前住職惠日が拐帶せる處の寺屬の不動產を恢復するの策を講せさるべからさる急務に逼まられ、爾來明治十七年、訴訟落着に至るまて、一意此れか爲めに力を投じ居たり、故に彼の頓證寺の處分に關しては、自ら配慮の足らさりしを想見するに足る、

嗚呼一方に於ては、有司の神道眩惑に乘じ、事毘羅此機會に投して動けるあり、一方に於ては廢佛論の餘響を受けて、本寺存廢の方針未た定まらさるに加えて、之を存立せしむるか爲めの適當の注意を缺きたるあり、爲めに無殘にも、七百年來の古跡をして、其名目を朦昧にせしめ、其由來を湮滅せんとするに至らしめたるもの、實に以上の情に依れりとせは、當時の有司たる者、長く其責任を免かるゝ能はす、嗚呼琴

平宮攝社白峯神社、此れは是れ明治十一年四月を以て頓證寺を冒したる架空の新神社なり、余は他年讃岐國史を撰ふもの(の脱カ)爲めに之を疾呼せんとす、而して玆に白峯神社なるもの丶神體如何んと云へる最後の疑問を掲けて、江湖百年の疑に任するを遺憾とす、

余は以上帝廟に關する維新前後の經歷を觀察して、識者に紹介せり、是れより更らに一歩を移して、帝廟附屬の什器に關し、少く敍述する處あらんとす、自から有用の記事たるを信するなり、

余は已に幾度か舊帝廟の建築物と頓證寺の名稱とか離るべからさる歷史上の一大遺物なることを唱道せり、蓋し彼の帝廟は、帝廟の建築物及ひ帝廟の名稱とに於ける聯感によつて、大に七百年來の歷史を想像し、追求するを得べく、其建物の位置と、其建築の形體と、其建築の名稱とは、相合して離るべからさる大史料なりと云ふべし、然り已に苟くも其建物の形體と位置と名稱とにして、果して一致の存在を爲さしむることの歷史上に裨益ありとせば、帝の在世中及ひ崩御の後ちに於ける、帝に由緒ある遺物什寶にして、松山に傳へられたるものは、又彼の頓證寺殿堂の地と形と名とが大切なると、同一の理により、等しく此所に保存して後世に傳ふるを正

當の道なりとせさるべからす、然るに吾人は不幸にも、彼の維新前後まで帝廟に保存せられたりと明白に推測せらるゝ處の遺寶什器を見る能はさるに至れり、否な其遺寶什器那れの處にか存するなるへし、然り存在せされは適はさる理由あり、然れとも不幸にして、右の歷史上の遺寶は、今正さに滔々たる骨董品と其伍を同ふして、惜むべき彼の由來は湮滅に歸せんとせり、區々器物の散亂は則ち可なり、寧ろ歷々たる好史料の廢滅を如何にせん、惜むべき美術の由緒を如何にせん、吁識者豈に多少の慨なからんや、吁識者豈に多少の慨なからんや、

今讃州府志に就て見る處によれは、佛像靈寶の帝廟に存する物九十餘點ありしと云ふ、曰、

○千手觀音圓珍造　○相模坊同上　○三尊彌陀惠心造並安三昧堂　○金胎大日二軀雲慶造並安塔中　○藥師及月光日光十二神將空海造並安金堂　○不動行基造安護摩堂　○十一面觀音春日造安本地堂　○地藏湛慶造安十全堂　○彌陀勢至觀音　○彌陀一千軀安千佛堂　○羅(毘)沙門天圓珍造　○羅(毘)沙門天春日造　○彌陀圓珍造　○愛染○虛空藏○辯(才)財天雲慶造　○聖德太子自造　○役小角自造　○十一面觀音雲慶造　○十王同上　以上並木像　○千手觀音空海造　○不動覺鑁造　○藏王權現同上　並金像　○崇德院像自畫　○同像二品幸仁親王畫　○同像爲義像爲朝像　三軸長隆畫　○五大尊空海畫　○千手觀音圓珍畫　○地藏同上

○文殊惠果書○馬頭觀音空海書○荒神同上○不動覺鑁書○十一面觀音圓珍造○釋迦宅磨勝賀畫○千手觀音思恭畫○般若十六神顔輝畫○兩界曼陀羅二軸李龍眠畫○三千佛三軸行願上人○涅槃像湛慶畫○十二天增吽○山王明神像兆典主○弘法大師眞如親王○同像增吽○天台大師圓珍畫○智證大師自畫○修禪大師兆典主以上並畫像○佛舍利五十鑑眞將來○同二青白瀧宮所傳○彌陀名號崇德院御筆、二品親王良恕題其背以數字、有花押○箏琵琶各一新院所玩○頓證寺額後小松院○同副書二通飛鳥井富小路○松山和歌百首追歌卅首一軸飛鳥井宗雅書、作者四十八人、各其背有姓名及花押、○和歌三十首關白九條循通登此山拜領、廟司書所詠以獻之、卷尾有數言、○唐本法華經紺紙銀泥、修(終)南山道宣律師書○同卅品每品題其背以歌、各二首凡五十首、作者廿八人、各自書有姓名花押、○青磁香爐千鳥手高六寸餘口七寸○同花瓶浮牡丹高二尺五寸口七寸以上四種後嵯峨帝藏諸此廟○繪草紙書者大納言爲家、畫者藤原隆能、後深草帝藏之、○後水尾院袈裟有芝山中納言副書○源氏細流後水尾院震(宸)筆○崇德帝尊號增吽書○伊勢物語兼好書○新撰和歌集飛鳥井雅世卿書○伊勢物語逍遙院貧(實)隆書○長阿含經紺紙金泥聖武帝書○法華經三卷紺紙金泥光明皇后書○小色紙定家卿自詠自書○伊勢物語牡丹花肖柏書○悅目抄蜷川親當書○文明千句一休書○伊勢物語宗祇書○淨土宗要集本願寺蓮如上人書○鎭西八郎爲朝箭○多寶塔高五尺餘增吽造○源氏物語五十一帖烏丸光廣書外題大炊御門經名書○五首切西行書有自詠○經裂後白河帝書紺紙金銀泥○般若心經二卷空海書○經一卷○忠度百首一軸木下宗蓮書○朗詠集西三條實隆書○住吉物語二卷東野州常緣書○和歌一軸細川賴之書○書翰一通細川隆元寄此寺主○緣起淸少納言入道常惠

撰、世尊寺行俊書○三十六人歌仙尊純堯然等法親王九人書也、畫探幽牧心齋自適齋、○龍虎二幅對陳所翁○畫馬趙子昂○觀音蘆雁荷燕狩野尙信畫、題曰奉寄進白峰崇德院、○西行廟前法施圖狩野尙信畫、善也君歌、日光法親王之書也、○後花園院綸旨一通○普門品一卷冷泉爲村書、卷尾書曰、○崇德帝六百回忌之秋奉納頓證寺、○和歌三十一首、同上、其餘尙多今略之、

以上は卽ち讃州府志の錄する處にして、延享中高松藩儒菊池武雅の著す處に係る、卽ち松平家五代源賴恭の時代にあり、故に余は讃州府志なる一著書をして、假令誤謬多からしむるとするも、藩廳か祈願所として大に保護を與へつゝある白峰寺に隨ふ頓證寺の什器を、藩儒たる菊池か、此著書の上に列記するに當りては、甚しき誤謬あるべしとは信する能はす、然れは卽ち今より百五十年の以前、則ち延享二年の當時にありては、確かに上掲九十五品以上の遺寶什具を存したりしこと疑ふべからす、而して其以來の保存如何んと考ふるも、又高松藩廳よりして特に二ヶの官庫なるものを設けて、古遺物の保存を期したる事實によりて、之を徵するも決して散逸の災に罹りしことあるを想像し能はす、思ふに維新の當時までは、延享當時のまゝに保存したるならんと信せらる、

然るに維新の後、忽ち廢佛論起り、神佛整理政略の實行せらるゝ初め、卽ち明治二年

に於て、崇德帝眞影の遷還せられてより、漸く其散逸の途を開かんとするに及べり聞くか如くんは、京都に遷還し奉れる眞影なるものは、則ち上掲九十五點中崇德院白畫と註する處の遺寶なるべし、當時遷還の事を知る者、親しく余に告けて曰く、帝が在世中愛玩せらるゝ處に係ると傳ふる處の笙一具は、勅使之を眞影と共に、京都に携へ還れりと、而して當時右の笙はバラ／＼になりて、全く其形を損し居たるを、西京に携へ歸れるの後、樂人某をして之を覆裝せしめたりと云ふ、所謂此笙とは、上記九十五點中の笙琵琶（各一新院所玩）と註する處の笙なるべし、左れは右の九十五點中、帝の畫像及ひ笙一具は、京都の帝廟に保存せらるゝなるべく、餘ます處は如何なる處分を爲されたるかを案するに、爾來明治十一年白峰神社なるもの出現するまでは、白峰寺と及ひ陵掌綾竹太郎に假預けの姿となりて保存されぬ、蓋し頓證寺の寶物什器は、白峰寺の什器と共に、官庫なるものゝ内に藏せられ、官庫は白峰寺境内（に脱カ）ありて上下二個あり、上の官庫は勅納物、換言すれば頓證寺什器を藏め、下の官庫は白峰寺屬の什器を藏めたりと傳ふ、而して明治二年以後、明治十年頃までは、前の白峰寺住職にして當時陵掌たりける惠日の保監する處たりしか如し、只當時惠日か充分に保監の責任を盡したるや否やは余の未た疑を解く

能はさる處なりとす、十年愛媛縣廳は、官吏を派出し、什寶管理の道を立て、下宮庫は白峰寺をして、上宮庫は綾竹太郎(綾高任の後裔にして松山の住民なり、當時陵掌たり)をして保監せしむることゝなる、

之を要するに、帝廟の遺寶は、明治二年眞影遷還の後ち、明治七年陵寺全く區分せらるゝまでは、白峰寺住職松山惠日の保監に係り、同年初めて廟掌廟丁を置くに及んて、白峰寺は惠日の復飾により無住となり、明治十年に至るまで、陵掌松山惠日の名義の下に保監せられたるものなり、左れば明治の以後十年間は、白峰寺住職と云ひ、崇德帝廟掌と云ひ、其資格こそ異なれ、前後全く松山惠日其人の保監せることゝ知らる、然るに十年二月の比、其筋より權中講義秋築義鳳、同葛磐寂宥を以て、白峰寺々務取扱に任せられ、同年五月愛媛縣第十一等出仕水野道忠出張して、遺寶の假處分にも等かる處置を爲せり、而して其當時白峰寺々務取扱兩人に引渡されたるは、

一崇德帝御宸翰　彌陀妙號　一軸
一後小松帝勅額　一面　同添翰一通
一法華經　光明皇后御筆　三卷
一後嵯峨帝勅納法華經　三卷

一後小松帝勅納法華經廿八品歌　一卷

等にして、其餘は盡く新陵掌綾竹太郎に引渡されたり、要するに是れ明白に帝陵に屬すると知られたるものは、盡く綾竹太郎に保監を命し、白峰寺に屬するの適當なりと信せらるゝものは、白峯寺々務取扱の保監に任したる者なるべし、而して此愛媛縣の處置するところを察するに、單に中央政府の指揮によりたるもの丶如し、是より先き愛媛縣廳は、同年一月十二日を以て、左の如く敎部大輔に伺出たることあり、

白峰寺存置の儀に付伺

當縣管內讃岐國阿野郡青海村松山　崇德天皇山陵は、古來より佛典を以て奉祀に付、側らに有之候眞言宗白峯寺守護致來候處、漸く維新後唯一神祭に相成、七年太政官第百二號を以て、山陵掌被差置候公布に付、同寺住職松山惠日儀依願復飾、尋て陵掌申付、跡無檀無住に付、於舊縣廢止すべき見込の由に候得共、處分を終ぇす、其儘引續相成候處、同寺は釋空海弘仁年間の開基にて、千有餘年の靈場に有之、天皇の崩御は、開基に後るゝ殆んど四百年にして、山陵の爲に建築したる寺院に無之、殊に山林田畑等も有之、永久維持の方法も相立候に付、法類幷に村民等よ

りも、存置致度旨願出候に付、承屆可然哉、且又同寺中に、上ノ官庫下ノ官庫と唱え、舊藩主の造營にして、上は　天皇の御物を藏め、下は寺中の寶物を納め有之候、右上の官庫は如何處分可仕哉、尤も寺院廢止の議に付ては、御省六年二月第七號御達の旨も有之候得共、舊縣見込と相違致候に付、爲念此段相伺候也、

明治十年一月十二日　　愛媛縣令　岩村高俊

教部大輔宍戸璣殿

〔指令〕伺之通、

但、上の官庫處分の儀は、御物品書幷建物圖面相添更に可伺事、

內務卿代理

內務少輔　林　友幸

左れは、愛媛縣令は右の指令に從ひ、再ひ內務卿に(敎部省明治十年一月を以て廢せられ、社寺の寺務は內務省の管せる處となる、)上申し、其指揮により、同年五月を以て前段の處分に及べりと察知せらる、卽ち又白峰寺に引繼きたる上記の五品、外に添翰一通は、下官庫の處(所)藏にして、上官庫は陵掌に引繼かれたるの事實も、自ら右の伺指令の趣によりて推知し得らるゝなり、

然るに明治十一年四月（十五日）即ち頓證寺を以て、事毘羅宮攝社と定められたる翌月、（攝社と定められたるは三月十五日なり、）愛媛縣廳よりは、屬官青野清夫を遣はして、從來白峰寺の保監したる崇德帝宸筆以下五品及び陵掌綾竹太郎に保監せしめたる遺寶は、盡く事毘羅宮に引渡さるゝことゝなりたり、而メ只白峰寺に引渡されたるものは、相模坊及び聖德太子像觀音像等佛像七體なりと云ふ、以上は是れ當時の記錄の存する處により、蒐集せる事實なりとす、余の右の處置に對して、愛媛縣廳の所置を疑ふ處は、右の所置か同縣令岩村高俊か、其以前（明治十年一月十二日）白峯寺保存之儀に付伺と題して、宍戸教部大輔に提出したる旨趣、及び同指令と、全く撞着することなきかの一事是なり、蓋し明治十年一月の伺なるものは、其旨官庫處分の事に及び、下官庫は白峰寺保存せしむべしとすれば、勿論同時（寺カ）に附屬せしむべきの意を示し、而して只上の官庫の處分を如何にすべきかを疑問としたること、前條に掲けたる伺文に明なり、而して當時中央政府の之れに對する指令は、「伺之通」と云ひ、其保存を聽し、且つ上の官庫處分に就ては、更に物品目錄等を作つて伺出べき旨を諭せるの外、敢て下官庫の事に及はす、以て下官庫の白峰寺に附屬せしむべきを、不言の間に明示せりと云ふべし、然るに今右の如く盡く什器を擧げて、事比羅攝社

に引渡さしめたるは、何等の理由によるか、聞くか如くんは當時の白峯寺住職橋溪導は、之を拒みたれとも、縣吏は之を諭すに不服の儀あらは、今之を引渡したる後ち、重ねて申出つべき旨を以てして、強て盡く引渡さしめたりと云ふ、左れは其以來住職橋溪導其他よりして、屢々彼の宸翰外五品の佛名佛具佛經たるを名として、愛媛縣令に向ひ返附を求め、及ひ

一伊勢物語　兼好筆　一卷　一同　牡丹花肖栢筆　同

一連歌百韻　岩手左治右衛門獨吟一軸　一百首和歌成田内匠高玄獨吟　同

一番所　一ケ所　一下官庫　一ケ所

等に就て、白峰寺什物帳に明記する處の寺屬什物たる理由を以て、返還を求めたること再三に及べりと云ふ、事玆に至つて觀察すれは、白峰寺に於ては、頓證寺の事比羅宮攝社となりて、一切の什器を事比羅に轉するに至れるを遺憾とせるか如くに、頻りに該事に緣かりある器物の恢復を計りたるものゝ如く然り、是れ必しも怪むに足らざる普通の事態なりとす、

余を以て之を見れは、明治十年の當時の如く、徒らに官威吏權の强大なる時代なれはこそ、斯る處置も實際に行はるゝを得たれ、若し夫れ少しく事理を解する者の眼

光を以て判斷せば、余の見聞せる處の證憑事跡のみに徵するも、彼の遺寶中の幾分は、必ず白峰寺の保有權利に屬するもの有るべきを疑はす、試みに今より當年の事情を追想するに及んで、眞に抱腹に絕ゑさるなり、然れども余は茲に讀者に一言せんとす、余の此記事を物する所以は、決して彼の頓證寺遺寶の所屬に關して、權利の法律のと、心を俗流の末事に置くにあらす、余は斯る野鄙の境涯よりは、逈かに高尙なる歷史考證の擁護に就て、更に所感を記せんとするのみ、

菊地の著書によれば、遺寶什器の重もなる物は九十餘點なりしと雖も、前段に敍せる如く、頓證寺の事比羅攝社となりたる後ち、白峯寺より返附を請求せる物品中、連歌百韻、百首和歌二軸の如きは、右の九十餘點中に揭けられざるものなり、然れは則ち頓證寺の遺寶は、其數幾十點なりしかは余の未た知り得さる處なり、蓋し當時白峰寺及ひ綾竹太郎等か事比羅宮に引渡したる遺寶の目錄は、今の香川縣廳之を保存せるなるべし、何となれば愛媛縣屬官の命令により、一の行政處分として、立會の上授受せる處に係れはなり、

而して余の茲に一言せんと欲する處は、白峰寺か彼の寶物に關する當時の處置是なり、白峰寺は震筆の妙號以下五品及ひ伊勢物語外五品を前後兩樣に分ちて、再三

返附を求めたりき、而して其云ふ處は、白峰寺の什物たりとか、又は佛具なりとか云へる口實にありき、察するに此當時白峰寺の意思、元と歴史上の遺物を歴史上の有樣のまゝに保存せんとするの大覺悟はなかりしに似たり、(琴平宮の如きは勿論なり)余を以て之を見る、白峰寺は何故に頓證寺の殿堂及び一切の什器を、其儘に擁護するの手段を執らざりしか、其力已に及すして、事比羅宮攝社の決定を見たるの後ち、何故に幾多の遺寶中、僅々數點を己れの事物なりとして、返附を求めんとしたるか、凡そ斯る事の、往々にして實行せられ、一部は甲者の手に歸し、一部は乙者の手に歸するか如き、最後の處置を見ればこそ、古來社會紛亂の時代に當りて、歴史上の遺物を滅却せしむるか如き、果敢なき事例の、往々にして存するなれ、余か儕の慨するは、實に此點にあつて存するなり、去れば、當時の有司が猥りに頓證寺の名目を毀ちて、白峰神社など云へる由緒なき新名稱を附し、佛寺を以て神社と爲すか如き杜撰の處分を爲し、併せて其遺寶を移して、因緣不確なる、假令不確ならすとも、其緣りの最も薄き事毘羅宮に投したるか如きことの、頗る其當を得さりしを遺憾とすると同時に、白峰寺か何故に、特に遺寶中の十數品の返附を請ひたるかを咎めさるを得す、嗚呼觀じ來れは、當時の人心滔々相率ゐて、俗又粗、敢て歴史的遺物を擁護するの

美術心を存する能はざりしに似たり、眞に嘆かわしきの限りなりけり、

余は前條に於て、崇徳帝廟跡頓證寺か、事毘羅宮の攝社となりたる次第、白峰神社なる一假想神の佛堂として由緒深き頓證寺に祀らるゝに至りたる次第、頓證寺什寶の盡く事毘羅宮に引渡されたる次第を明かにしたり、而して余は玆に至つて、七百年來系圖正しき歷史上の遺物か、如何なる有樣に立至れるか、如何に將來の注意を要するかを一言し置かざるべからず、

吾人は元より明治十一年の當時、事比羅宮か如何なる思意ありて、因緣もなき關係もなき頓證寺を、其攝社にとて當時の政府に立言したかを斷言するに忍びす、世人は之れに關して種々の推測を下せり、余も亦何等の推測を爲し能はさるにあらす、事毘羅宮其物の緣起すらに、甚だ不明了なる該社か、神佛界混亂の時代に當りて、頓證寺を攝社と爲したるか如き、事毘羅宮其物の利益の爲めに、——大に其故なくんはあらすと爲す、然れとも余は徒らに余の推測を記するを欲せす、事毘羅宮の此般の意思に至りては、專ら江湖識者の判斷する處に任せんとす、

事毘羅宮の初め頓證寺を攝社と爲さむと企つるや、前略御廟所に於ても、追々何とか御處分可相成と奉恐察候、(中略)世に名高き古跡にして、親しく其實景を目擊候處

若し萬一御毀却などの御處分に相成候ては、千歳の遺憾此事に候云云と稱して、內務卿に願出でたるによりて之を觀れば、表面上勿論其間に露程の野心ありしとは思はれす、乃ち歷史上の遺跡を安全に維持せしめたしとの意なりしなるべし、已に然り、然らは則ち之れに隨ふ遺物、否尙之よりも崇德帝に關する事跡を綜ぬるに重要なる遺寶の保存に關しては、苟くも頓證寺を改めて、攝社と爲せる事毘羅宮の責任實に重からさるを得す、苟且にも、彼の數十(或は百餘點にも及はん)の什器を、頓證寺堂宇と共に押領し了せりなどの思慮あるを得さるあり、惟ふに今の琴平宮神官たるもの、斯る野鄙無謀の意思なかるべきは萬々なりとす、然り少くとも、余は爾かく推測せさるを得す、

安んぞ知らんや、事毘羅宮が頓證寺遺物、乃ち今の所謂白峰神社附屬の什寶を、宛然事毘羅宮元來の什具と相混亂せしめんとするか如き所爲を爲しつゝあることを、

蓋し白峰神社なるものは、事毘羅宮の攝社なるの故を以て、白峯神社の什寶を事比羅宮の遺寶と爲すべからさるは、理の尤も見易き處なり、白峰神社に由緒遼遠なる神社なるを以て、其由緒は百千年の後ちまでも、能く之れか歷史を分明に傳えさる可らすとせば、事毘羅宮か白峯神社の遺寶を保管するに當りては、苟くも其紛亂を

避けて、而して巧みに事毘羅の什寶なるか如く擬し成すの嫌を避けさるべからす、事毘羅宮は夙に此に注意するなるべしと雖も、然れとも事比羅宮に於て、爾來右等の什寶に對する處置は果して如何にあるかを觀察するに當り、余は敢て之を細説せさらんと欲するも、偶ま琴平に遊んて、事比羅宮の什寶なるものを實見し來れる人々は、其案内者か指示して、事比羅宮の什寶なりと說ける物の多くは、頓證寺の遺物ありしことを記憶せるなるべし、而して彼の頓證寺の遺物にして、頓證寺の遺物と註せらるゝ物品は、曾つて耳目に觸れさりしことを記憶するなるべし、余は遠く茲に事例を引くの要なし、客年九月十七日西村捨三か京都に於て公衆に告けたる談話中の一節によりて、事毘羅宮か頓證寺遺物に對する處置振りの如何にあるかを證せんとす、

西村捨三は、客年是迄數回琴平に遊べることありと云ふ、然るに、彼れは客年九月十七日、京都に於ける奠都祭協賛會に於いて演說せる內、實に左の如き一語あるを見る、今頓證寺遺寶一條にのみ關する部分のみを再錄せん、

往年拙者か琉球に在役しました歸路、彼の舊藩主尙泰氏と共に同船せり、彼の家の叢祖は、鎭西八郎爲朝なり、此人は崇德帝無二のお味方なれば、琴平參詣は是非

ありたしとて、二月の末つころ、多度津より、同勢凡そ六十人、人力の挽子に、紅木綿の鉢卷させ、えいとう〳〵押登りしが、當日は天朗かに風清く、先つ金剛院にて崇德帝の御筆、八郞の矢の根など古寶物を拜觀し云々、

西村は實に右の如く云へり、讀者は此談話の一節を見て、果して如何なる感覺を生するか、西村は屢々琴平に遊ひたりと云ふも、未た嘗て琴平宮の奧院とも申すへきものか、白峰神社卽ち舊頓證寺所在の地にあることを、琴平宮神官より聞きたることだになきに似たり、又尙泰と共に、崇德帝の御筆、爲朝の矢の根なとの古寶物を觀たる時、是は攝社白峰神社若くは松山舊頓證寺の古寶物なりとの說明すらに、神官より聞く能はす、琴平宮の古寶物として、心なく一覽せるものゝ如く、然り松山は、事毘羅宮の奧院とも申すべき由緖ありと、自から主張せる事毘羅宮にして、崇德院無二の忠臣爲朝の後孫に對し、正しく松山帝廟の遺寶なる院の宸筆及ひ彼れか祖先の遺什を示すに當り、寧ろ其由來を示さすして、古來事毘羅神社否な金比羅大權現附屬の寶器の如く、擬し做せるにあらさるかの如き所爲を以てす、之れ果して琴平宮が攝社に對するの道か、世人故に動もすれば云ふなり、琴平宮は、今の白峯神社卽ち舊頓證寺の遺寶を如何にせしか、舊頓證寺の遺寶に憑つて、以て琴平宮の神威に

補ふ處(あカ)ならんとするにあらさるかと、余は元より斯る言語の正否を知るものにあらす、假令知る處ありとするも、敢て明言するを欲するものに非ず、然れとも是れ實に琴平宮の爲めに疚しきを極むるの評語にして、特に苟くも此の如くなれば、松山陵廟の設けられたる前後七八百年間の歴史上の遺物をして、其由來を滅却せしめ、隨つて後世れ歴史家をして、歴史的事實の判斷を誤まらしむるの原因とならざるなきを保せす、吾人茲に至つて慨然たらさるを得さるなり、吾人は彼の七百年の古跡頓證寺及ひ其古寶をして、其由來を後世に曖昧ならしめんとするか如きものあるに於ては、飽まて鼓を鳴らして責めさるべからすと信するなり、嗚呼歴々観じ來れば、明治初年の事、當路有司の爲す處、豈に慨然に堪ゆべけんや、沠たる松山の靈、噫吁遺恨盡くるの時なし、

行雲生曰、崇德帝廟記の材料は、明治以後の事實に至つては、專ら當時當局者間に授受したる文書によりて、記述したるものにして、人言によれるもの最も少し、故に自から非常の錯誤なかるべきを信ぜり、然れとも又大に謬見なきを期せす、謹んで江湖識者の是正を待つ、

尙頃日白峯寺緣起一卷を觀る、敍事頗る崇德帝陵廟と相關するもの多し、依て本稿の附錄として、之を採錄す、

崇德帝廟記附錄

白峰寺緣起

夫讃岐國白峯寺は弘法智證兩大師の建立なり、弘法は先此山に登て、峰には寶珠を埋め、阿伽井をほり行給ふ、彼の寶珠の地瀧つほとなれり、三方へ落水增減なし、智證大師の歸朝の初、金藏寺に止住して、行業薫修をつまれしに、貞觀二年十月一日、子刻に東國北條の郡大椎の輿(奥カ)に椿現出す、光明海上をてらし、異香國內に薫す、國司惟給ひて、圓珍和尙に尋申待(侍)る、同三日和尙十峯山に攀登て攀(マヽ)光を見給ふに、彼山上に靈堀(崛カ)あり、瑞光かの堀(崛カ)に通せり、希有の思をなし給ふところに、老翁一人現して云く、吾は此山擁護の靈神、余は法輪弘通の聖者なり、此堀(崛カ)は七佛法輪を轉慈尊入定の地也云々、卽山中を巡檢、東谿の水門は吉水の字形なり、艮の洞の苔徑は根香の字形なり、西峯の大石の白峯の字を書す、南窪に和尙休息の處白牛出現す、妙法二字背の毛に備ふ、かの歸跡千手觀音の像躰也、そのゝち海濱に赴き祈念し給ふ處、虛空に音ありて、補陀落山より流來れりと示す、大師と明神とあひともに山中に引入、十躰の本尊

を造立し給、四十九院を草創し給、其內に千手像四躰まします、一尊をば根香寺に安置し、一尊をは吉水寺にあむちし、一尊をは白牛寺にあむちし、一尊をは當寺に安置す、今も千手院とて、靈驗無雙の道場、利生廣大の靈容にてましますなり、こゝに崇德院と申は、鳥羽院の長子、御はゝは待賢門院とぞ申まいらせし、保安四年正月廿八日に御位につき、一天風をさまり四海浪しつかにして、山も万歳の音をよひ、河も一淸の色をあらはす、御治世十八年になりしに、永治元年十二月七日、近衞院三歳にて御位にゆくりなくかはり給ふ、之を鳥羽院第七の御子なれとも、美福門院の御腹にて、御寵愛はなはたしかりし故也、御治世四年にて、久壽二年七月廿三日にて崩御なりしかは、御位は崇德院の御嫡子重仁親王にてわたらせ給ふへきに、鳥羽院第四の御子後白河院位につき給ふ、これも待賢門院の御腹なれば、崇德院とも同御腹にてよそならぬ御ことなれと、美福門院の養たてまいらせさせ給へは、近衞院の御かはりに、女院の御口入にてなむと、人々申あひけれは、いよ／＼御恨もふかくなりて、父子兄弟の御中もこゝろよからす、さる程に、鳥羽院保元々年七月二日、五十四にて崩御なりしかは、主上々皇の御中は、日にそへてをたやかならず、近習の人々も面々に爭さふことぞ多かりける、其比宇治の左大臣頼長公と申しゝは、智足院殿三男にて、和

漢の才學禮儀の軌則、昔も今もありかたく、攝籙の器量にてまし／＼けるか、兄の法性寺殿の詩歌の秀逸手跡の名芳わたらせ給ふ（を脱カ）とも、つねにそしり申され、詩歌は閑居の翫也、王宮の政要にあらす、手跡は遊戯の興なり、賢人の法行にあらす、必しも是に邉をついやすべからすと仰られ、內外に仁義をことゝし、上下に善惡をたゝして免すことなかりしかは、時人惡左府とそ申待（侍）りし、新院の御方にては、諸事はからひ申さるゝ人にてぞまし／＼ける、爰に父鳥羽法皇、崩御僅かに十ヶ日をだにもすきさるに、保元元年七月十一日、卯の刻に御合戰ありしかは、天神地祇も御ゆるされやなかりけん、新院官軍やぶれしかは、やかて知足院の僧坊にて御出家ありて、御戒の師仁和寺の寛遍法務の住坊に御寄宿あり、御製云、

　おもひきや身をうき雲になしはてゝあらしのかせにまかすへしとは

うきとのまところむほとはわすられてさむれはゆめのこゝちこそすれ

同廿三日、新院讚岐國へうつしたてまつるへきよし宣下せらる、御使には右小（少）辨資長なり、其夜すなはち仁和寺をいてさせ給ふ、美濃前司保茂か車をめさる、女房三人同御車にまいらる、守護の武士には重成、鳥羽までまいりけり、季行幷武士三人、讚州まて御供申けり、八月三日讚岐國松山津に御下着、在廳の大夫高遠の御堂にをきた

てまつりて、三ヶ年を送り給ふ、其柱に御詠歌あり、

こゝもまたあらぬ雲井となりにけりそらゆく月のかけにまかせて

この御製今にのこりてこれあり、其後國府甲知鼓丘の御堂にうつしたてまつり、六年をへて、長寛二年八月廿六日に、御年四十六と申に、崩御ならせまします、その子細を京都へ注進の程、野澤井とて清水のあるに玉躰をひやし申、廿日あまり都の御左右を待たてまつる、かの水藥水となりて、今に國中に汲もちゐる事侍へり、さて同九月十八日戌の時に、當寺の西北の石巖にて茶毘したてまつる、これも御遺詔の故なり、國府の御所の近習者なりし遠江阿闍梨章實、當寺に渡りて頓證寺を建立して、御菩提をとふらひたてまつる、仁安元年神無月の頃、西行法師四國修行の時、彼廟院にまふて、負（笈）をは庭上の橋の木に寄掛て法施たてまつりけるに、御廟震動して、御製云、

松山やなみになかれてこしふねのやかてむなしくなりにけるかな

西行涙をなかして御返事に、

よしや君むかしの玉のゆかとてもかゝらんのちはなにゝかはせん

と申たりければ、御納受けやありけん、たび／＼鳴動したりけるとなむ、代々の坐主、世々の武將も恐あかめたてまつり給ふ、安元三年七月廿九日、讃岐院と申しゝを改

めて、崇德院と追號申されける、其外或は社壇をつくり彌崇敬し、或は庄園をよせて御菩提をとふらふ、今の青海河內は、治承に御寄進、北山本の新庄も文治に賴朝大將の寄附にて侍るなり、治承元曆の亂逆も、彼の院の御怨念とぞきこえし、御在國九ヶ年の內に、五部大乘經を一筆にあそはされて、都に上させたまふとて、

濱千鳥あとは都にかよへとも身は松山に音をのみそなく

しかるを少納言入道信西、讃岐院の御經の功力にて、都をぞ呪咀せさせ給ふらむと申たりけるによつて、御經を返下させ給ける、此時大に瞋恚をゝこさせて、我大魔王となりて天下を我まゝにせんと御誓ありて、小指をくひきらせ給て、五部大乘經の箱に龍宮城に納給へとあそはして、椎途の海に浮させ給ひたりければ、海上火にもえて見えたるに、童子出て舞をまひて納ける、そのとき讃岐院、さては我願成就しけりとて、御くしをもそらす、供御をもまいらずして、まし〳〵たるに、御笛の師參たれとも御姿の見苦さに、御對面なかりければ、御笛師、

おもひきや木のまろとのをたつねきてあたてむなしくかへるへしとは

御返事に、御指をくひきりたる血にて歸すへしとはあそはされて、本の歌を返させ玉ひけり、まことに大魔王ともならせ玉ふやらん、今も御廟所には番の鵄とて、每日

一羽祇候するなり、かの野澤の井の邊に社壇をかまへ、天王の社と申侍り、正面門客人には爲義爲朝父子の影像をつくりたり、平家西海にたゝよひたるも御怨念ならすや、

されば壽永三年七月卄日、平大納言時忠卿已下緇素十餘人、彼御廟に參て、詩歌をたてまつりし序にいはく、昔は紫震殿の本主也、有便于謐朝家之敵讎、今は金方刹の新賓也、無妨于護日域之社稷をとぞ書たりける、凡御本地は十一面にてましますなり、其故は北面の一臈にてありしが、入道して行西と申しゝか、八幡に七日參籠して、崇德院の靈成大菩薩の冥慮一躰にて座すやらむと祈念をるに、夢想に若宮の御殿より、御戶を排て女房出て、我崇德院の本地よと示給、此宮の御本地十一面なれは、それよとそ、か樣に申付たる、土御門院阿波國にて御遷例ありしかは、湛空上人をめして、善知識にをかれしに、寬喜三年十月三日夢に、御持佛堂の前の一間に、御車を寄たり、御簾を半あげて、御肩より上は見へす、御束帶のさまなり、御車の中より仰られて云、御訪のために參たりと奏へしと、湛空誰人にて御座やらむと思惟するところに、讃岐院と號するなりと、今度御壽命はたすかるべからす、但子孫をは守護すへきなり(王)と奏せよとて、御車は出と覺けれは、車の外に大なる車なり、供奉の人は毘沙門天皇

なむとのことくなる者、一萬人もあるらむと覺えける、此事申上たりけれは、さては壽命は叶ふへからす、子孫擁護こそたのもしけれとて、日比御所持の唐本の法華經一部御廟へ送たてまつらる、後嵯峨院は、土御門院御子にてまします、童形にて成興寺の眞忠法師のもとへ入室給しが、御得度あるへきにてありしかは、或時は御冠の委水にうつり、或時は御かみそりを留ることとなむありしかは、皆人不思議の思をなしたてまつりて、御得度はなかりしに、仁治三年正月九日、四條院にはかに崩御なりぬ、佐渡院皇子御位につくへきよし、關東にて評定ありて、使には三浦介出立たるところに、靈神の御告もやありてむ（けカ）、かさねて評定ありて、土御門院御子にさだまりぬ、使には秋田城介義景にて有けるか、立還て申けるは、先日の御使によりて、佐渡院の宮御踐祚あらはいかゝ仕らむと申たりけれは、其をはすへらかしまいらせてつけ申へしと仰を承て罷立けり、神妙にも申けりとぞ、人に美讃せられけり、而るに先日の使よりもさきに上洛して、相違なく後嵯峨院位につき給ふ、これは湛空上人夢想のしるしとぞ覺えし、されは建長四年十一月の比、唐本の法華經一部をくりまいらせさせ給、翌年松山鄕を寄せられ、御菩提のため、十二時不斷の法華の法を始をかれ、廿一口の供僧勅請として、各廿一通の御手印の補任を下さる、當時の禪侶は、俗姓の

高卑を論せず、卿相に准すへきよしの院宣を給はる、是皆廟院を尊崇し給故なり、又六年より法華會を行はる、法會の儀式工（公）家より定下さる、梵讃風にこたへ香花雲にたなひく、嶺松のすがた瀧水の聲自然なれば、廟神の納受うたかひなし、當寺の靈驗かきつくしがたきものをや、

かゝるところに、永德二年十月十九日戌刻に、天火下て、當寺回祿す、千手院本尊も燒失し給ぬ、一寺の周章萬人の愁嘆、祇園精舍の當初も思い（マヽ）出され、鶴林涅槃の半更の式にもにたり、貴賤膽をけし男女魂をうしなふ、こゝに衆徒中に信澄阿闍梨といふもの、靈夢の事あり、俗來て告云、我六十六ヶ國に六十躰の本尊を安置すへき大願あり、白峰寺本尊をは早造立し申たり、渡奉へしと示して夢覺ぬ、其後國中に白牛寺の本尊、當時當家の來迎院の釋迦堂に御座せば、當寺の本尊にあり給ふべしと風聞する程に、誰人の申いたしたる事やらむ、心もとなくて來迎院へ使を遣してたづぬるところに、更に存知なきうへ、私にとかく許申へきにあらさるよし返答ありしかは、中々是非に及はさりしに、四國大將細川武藏守入道常久、折節在國の事なりしかは、此事きゝ給て、我も私にはかりぬへきとならずなんどゝて、年月をへけるに、武州夢想の告ありとて、大驚て、同四年五月廿六日に當寺へ渡したてまつらる、此本尊は智

證大師の御作、御衣木も元木尊同御事なれは、冥慮のいたす故やらむと、たんとらも(擅徒)たのもしくもこそ覺けれ、されは彼木尊渡奉る日は、天地人の三統白峰に動、日月星の三光紫雲に輝て、人々の面も金色に變て見と申あひ侍し證、末代なから希代の瑞相ともにてそありけむ、

當時事代々舊記有之、未載緣起の間、今度再興の次、以記錄等奉示、清少納言入道常憲草之、卽侍從宰相行俊卿淸書之、爲後證註之、

于時應新(永カ)十三年孟秋廿五日也、

應永十三年七月十七日

〔勅使拜觀日誌〕

我邦祭祀ノ儀ハ、遠ク神代ニ始マリ、御歷代天皇之ヲ遵奉シ給ヒ、維新ノ際ハ、畏クモ　今上陛下尙御幼冲ニ在ラセラレシカド、特ニ孝敬ノ御心ニ富マセ給ヒテ、親シク　皇祖　皇宗ノ神靈ヲ祭ラセ給ヒ、　崇德院天皇ノ神靈ヲ京師ニ迎ヘ奉ラントシテ、先ツ新廟ヲ今出川通小川ノ西ニ御造營ナシ給ヒテ、白峰宮ト稱シ奉ル、時ニ明治紀

元ナリ、是歳八月綾松山白峰ノ御陵ニ、勅使參向仰出サレ、高松藩主松平讃岐守賴聰御沙汰ヲ拜承シテ、御陵ヲ修理シ、併セテ奉迎奉送ノ事ヲ務メタリ、

阿野郡坂出村ノ素封家鎌田正方（今ノ鎌田貴族院議員ノ祖考）ノ邸ヲ以テ、勅使館ニ、同村阿河加藤次ノ邸ヲ以テ、副使館ニ備ヘ、兩家ノ表ニ勅使門、俗ニ云フ御成門ヲ新ニ造リ、（阿河加藤次郎ノ勅使門ハ後之ヲ毀ツ、）鎌田氏ノ門扉ニハ菊ノ御紋章ヲ彫刻ス、（故アリテ今御紋章ノ所覆フ、）蓋シ神輿御駐泊ノ故ヲ以テナリ、勅使館內ノ御模樣ヲ拜聞スルニ、第一神輿ヲ奉安スベキ御上段ノ間ニ次イテ、勅使ノ御座所アリ、諸官人ノ詰所等之ニ次ギ、何レモ結構壯麗ヲ極ム、副使館ノ御間取モ亦略之ニ同ジク、別ニ鎌田卯吉ノ邸ヲ以テ諸大夫ノ館ニ充テラレタリ、

勅使館近傍ノ大廈ハ、悉ク御用ノ門標ヲ掲グ、

今年八月二十五日ヲ期シ、勅使御乘船、坂出村ニ御到着ノ御沙汰アリ、是レヨリ先高松藩諸役人衆同村ニ出張シテ、夫々御用意ヲナス、

坂出村海濱ヨリ、白峰山陵マデノ御道筋、三里ノ間、郡邑ノ百姓共ヲシテ、一帶ニ砂ヲ敷カシム、

勅使御座船御到着ノ日ヨリ、四日間坂出港內ニ於テ、庶民船舶ノ擊留ヲ禁ジ、御道筋

ニ於テモ亦一般ノ往來ヲ禁ス、

勅使ノ御座船ハ、松平讃岐守ノ御召俗ニ殿樣船ト稱スル朱塗ノ樓船ニシテ、菊ノ御紋章ノ旗幟ヲ樹テ、同御紋章ノ幔幕ヲ揭ゲ、翠簾ノ裡ニ管絃ヲ奏シツヽ、數艘ノ小艇ヲシテ、徐々ニ之ヲ曳カシム、御召替ノ副船モ亦艤シテ、御船ニ隨ウテ入港ス、

御通路ノ際、一般人民ハ軒下ニ下座シテ、拜觀スルヲ許サル、午後第四字、勅使御上陸、眞先ニ高松藩兵護衞シ奉リ、御先導トシテハ、綾高遠ノ裔孫高鍋ナル者、麻上下保元年間高松ノ拜領セシ菊ノ御紋章ヲ附ス、ヲ着シ、股立取テ跣行シ、副使三條左少將、衣冠ニテ御馬ニ召サレ、近侍ノ人々之ニ從ヒテ、徐々ニ進マセラルレバ、神祇官員數人金龍模樣ノ陣笠ヲ戴キ、黑羅紗ノ筒袖羽織ニ義經袴ヲ穿チ、雙刀ヲ帶ビテ靜肅ニ神輿倭錦ノ上覆ヲ掛ケテ注連繩ヲ張ル、ヲ舁キ奉リ、諸大夫三守越前守、三守大和守、三守出雲守、村雲備前守等、皆衣冠徒歩ニテ、神輿ノ左右ニ供奉シ、次ニ勅使中院大納言衣冠ヲ正シテ御馬ニ召サレ、威儀嚴然トシテ、多クノ近侍ヲ從ヘサセラル、次ニ藩兵之ヲ護衞シ奉リ、鹵簿肅々トシテ、勅使館ニ成ラセラル、時ニ御門外ニ於テ、高松藩長袴格ノ重役並ニ鎌田正方正義ノ父子、孰レモ麻上下ヲ着シテ奉迎ス、是レヨリ三條左少將ハ副使館ニ成ラセラル、

勅使御滯在中、高松藩兵晝夜嚴ニ御警衞シ奉ル、

二十六日ハ、恰モ　崇德院天皇崩御ノ忌辰ナリ、是日早朝ヨリ雨フル、午前第九字、中院大納言、三條左少將衣冠束帶シテ御出門、直チニ御駕籠ニ召サレ、鹵簿ハ前日ニ異ナラス、雨ヲ冒シ、御豫定ノ御道筋ヲ經テ、綾川ヲ濟リ、林田ノ鄕士宮武氏ノ邸ニ成ラセラレ、暫時御休憩ノ後、御登山、白峰寺ニ成ラセラル、

是夜ノ御模樣ヲ拜聞スルニ、陵前ニ於テハ、庭燎ヲ焚キ、綾高朔ハ、松明ヲ點シテ、白峰寺ノ勅使門ヲ出デ、森々タル老松古杉ノ下、靜ニ御先導ヲ承リ、勅使中院大納言、三條左少將御徒步ニテ御門內ニ進ミ、御座ニ着シテ御拜アラセラレ、尋テ恭シク　宣旨ヲ奉告シ給ヘバ、陪列ノ諸官人皆拜伏シ、畢ツテ再ビ白峰寺ニ入ラセラレ、同夜最ト嚴カニ、御靈代トシテ御遺眞影ト御愛笙ノ一管トヲ神輿ニ納メ奉ラレキト云フ、

二十七日夕、勅使神輿ヲ奉ジ、山ヲ下ツテ、再ビ鎌田氏ノ邸ニ成ラセラル、

二十八日、還御ノ途ニ就カセラレントス、奉送ノ諸員謹ンデ敬禮ヲ表シ、豫テ警戒セシ御通路ヲ經テ、御船ニ神輿ヲ乘セ奉リ、尋テ勅使御乘船アラセラルヽヤ、伶人樂ヲ奏シテ、御解纜アリ、時ニ太鼓ヲ打鳴ラシテ、御船歌ヲ謠ハジメラレ、多クノ水主ハ、孰レモ棹ヲ弄シテ、御船漸ク港灣ヲ出ヅレバ、供奉船モ亦次ヲ追ウテ出ヅ、

神輿御通路ノ傍ラニ於テ、跪拜スル老弱男女ハ、皆泣イテ御名殘ヲ惜ミ奉レリ、

高松藩假輿丁ヲ阿野郡坂出村廣瀨伊三郎等九人ニ命ジテ、御用中帶刀ヲ許セリ、但シ其人ヲ選ブヤ、常ニ不淨ヲ取扱ハザリシ、清淨ナル者ニノミ限ラレタリ、コハ是レ神輿ヲ舁キ奉ル官人中、若シ御道中ニ於テ缺員ヲ來ス樣ノトキハ、臨時之ガ補員タルベキ筈ナレバナリ、九月五日勅使伏水驛ニ御到着アリテ、假輿丁孰レモ御用濟ノ御達シアリ、

勅使ノ御座船播州室津ニ至ルヤ、勅使神輿ヲ奉ジテ、御上陸アラセラレ、御沿道ノ諸侯送迎シ奉ル、九月五日伏水驛ニ御到着、御香宮ニ御駐泊アラセラレ、是レヨリ先、高松藩主松平讚岐守賴聰京師ニ在リシガ、是日衣冠ヲ着シ、重臣ヲ從ヘテ當驛ニ來リ奉迎シ、翌日神輿ニ扈從シ奉リテ、鹵簿肅々御通路ヲ經テ、御滯リナク白峰宮ニ還御アラセラレキトゾ、勅シテ嚴カナル御祭典ヲ行ハセラレ、以テ神慮ヲ慰メ奉ル、是日宮堂上諸侯諸官員及ビ都人士ノ參拜スル者甚ダ多シ、嗚呼祭祀ノ盛ンナル、實ニ前世比ナシト云フベシ、

是歲九月、　朝廷高松藩、主松平讚岐守賴聰ノ功勞少ナカラザル段神妙ノ至リ、御滿足ニ思召サレ、依之貴重ノ御品ヲ賜フ、

己巳正月中院大納言鎌田父子ニ賜フニ、愛宕中納言及ビ千種侍從ノ國詩各一首ニ、

御扇子一管ヲ以テシ、庚午九月高松藩正方ニ帯刀ヲ許シ、阿河加藤次並ニ鎌田卯吉ニ物ヲ賜フ各差アリ、假輿丁ニモ亦物ヲ賜フ、蓋シ其勞ニ酬ユルナリ、鎌田氏神輿奉迎奉送ノ碑ヲ、坂出村田尾坂ノ麓ニ建ツ、高松藩儒員片山達、謹ンデ其文ヲ撰ス、

## 附録

### 神輿奉迎奉送記

坂出村鎌田正方與其嗣子正義、奉迎奉送　崇德天皇神輿于家、欲錄其事、屬片山達、達曰、是大手筆也、達何以堪之、請姑取其所聞見而雜記之乎、謹案、　帝南狩于讚岐、寓在阿野郡林田鄕廳綾高遠家、既而國司藤原季行造宮直嶋、後徙之甲知鼓岡、閱九歳、以長寛二年八月二十六日崩于鼓岡行宮、於是殯之西庄、葬之松山白峰、治承元年、勅上追謚、尋以青梅川津二村爲祀田、元暦元年建廟京師、謂之粟田宮、文治元年、源二位握二柄、首獻中備妹尾鄕、建長五年、又勅供松山鄕、應永二十一年、　後小松御書題南門牓曰頓證寺、蓋因其舊號也、其前後勅旨、及親王公卿、奉寶器頗多、然歷世之久、粟田宮湮沒不存矣、至此勅改卜禁宮西北飛鳥井街之地、營建新廟、將奉還神靈也、　今上帝登極之翌年戊辰、是爲明治紀元、八月勅使大納言中院公、副使左少將三條公抵于坂出、實其二十五日也、卽命正方正義父子爲主、翌日祇謁山陵、正其國忌也、二十七日遂奉御遺眞影于神輿、御

愛筆一管副焉、日夕下山、再宿鎌田氏、二十八日船過直嶋廟前東、九月五日、至伏水驛、我藩少將源朝臣、時在京師、其間遂偕扈從至神廟、祀典大擧、都人士女、瞻仰如雲、達亦祇役在京、得與縱觀焉、嗚呼　帝之升遐、距今七百有餘歳矣、當其寃結告天、山峯爲動、既而朝廷追遠、誠敬備至、享祀以時、固知　帝亦回心悔禍、保護國家、乃至今日維新之政、光被四表、　帝必助　列聖在天之靈、以降萬世無窮之福矣、未幾、　朝廷命我藩、撰守陵五戸、以綾氏裔孫高鋤爲之長、又徴卜部千枝于京師、爲神廟祀官、二年己巳正月中院公命以愛宕中納言千種侍從二公國雅各一首、賜于鎌田父子、副以白扇一管、三年庚午九月四、藩命許正方帶雙刀、酬其勞也、鎌田氏先曰正興、自京師來、奉事帝于鼓岡行宮、後住鵜足郡川津村、有田鎌田原、又作一池、亦以其氏名焉、後二十餘世曰兵部、慶安中移居坂出、其三世曰勘右衛門、嘗開路海濱、至今衆便之、正方其玄孫也、頗以豪富聞、自正興執役行宮、凡三十世、而正方正義父子、得復奉迎奉送神輿于家者、是豈偶然乎哉、

高松藩儒員

明治四年歳次辛未夏四月　片山　達拜撰

〔明治元年御遷還高松藩當事者宮部藤助氏記錄〕

白峯寺願書寫

口上

一此度大政御一新ニ付、深く　叡慮被爲在、當山御陵　崇德院御神靈御遷還御儀式被仰出、御勅使御登山被遊候ニ付而ハ、申上候事恐多候得共、崇德院尊儀、長寛二年八月廿六日、於甲知鄕皷岡崩御被爲遊候砌、御遺詔ニ依り、當山西北石巖ニおゐて奉荼毘、御近習者ありし遠江阿闍梨章實、二條院ニ奏聞を遂ケ、頓證寺建立仕、御菩提を奉弔候處、漸々御聖德廣大ニ相成候ニ付、後小松院ゟ頓證寺三大字御宸筆ニ而、勅額御寄附被遊、南海ニ冠晃たる靈跡ニ御座候、實ニ章實以來、綿々相續、七百年來、佛道を以勤仕罷在候、出格之御由緖御憐察被爲遊、此度　御神靈御遷還ニ付、京都迄御供被仰付候樣奉懇願候、返ス〳〵も萬事　崇德院尊慮奉窺、渇仰感泣之至、前後を不顧申上候間、此段宜御賢察可被下候、以上、

八月　白峯寺

吉原彥之丞殿

右之通白峯寺願出候得共、願之趣ハ指扣へ候樣、御勅使にも一應入御覽候樣、公用人竹内多門ゟ御家老小川士佐守殿迄申出相濟候事、

口上

一崇德院御僧形之御宸筆　壹幅

但、二重御箱入、

右ハ去月廿六日　勅使當山ニ御參向、御遷還ニ相成申候、

一御同院御自愛之筮　壹管

但、御箱ニ入、

右御同斷之節御持歸りニ相成申候、

右之段御屆申上候、以上、

九月　白峯寺

寺社

御役所

---

明治元辰年八月白峯寺ニ、

御勅使御出ニ付、吟味役宮部藤助義直(以下同ジ)ニ出張、諸事取扱候樣、被　仰付左之通、

御勅使御出ニ付、御用掛り吟味役市原作郎始奉行所手代、御用所手代共外掛り之面々ハ、前月ヨリ阿野郡坂出堺屋相詰、萬々取扱申候、尤御料理向等ハ、魚物御遣方ニ相成候、亦白峯寺にて、御勅使ニて御立寄不被成候様、兼而被仰出ニ付、寺ニ而ハ何之御手當も不仕候處、如何之御次第ニ御座候哉、突然白峯寺ニ而御泊りニ相成候樣被　仰出、御料理向等も御精進可被遊旨被　仰出候、一説ニハ、御勅使大坂御出船後、追々風強く相成、既ニ御船も危く、御供船之内ニ而、少々御荷物等流シ候由、右ニ付、

大ニ御心配被遊候而、御料理向等御精進と被仰出、亦白峯寺ニ而御泊りニ可相成樣被仰出候由、八月廿一日高松に到來致、至急之義ニ付大混雜、同日八ツ時分、吟味役宮部藤助義、急速白峯寺に出張、諸事取計候樣被　仰付候、右ニ付藤助義直ニ出立、白峯寺に着之處、郡奉行代官、大庄屋、庄屋、村役人打揃罷出居申候、右ニ付藤助義ハ、一應寺內所々見分致、御代官松本平八呼出候而、只今より夜通しニ材木ヲ運せ候樣、御取計可被成候樣申聞置、夫より作事手代松澤茂左衛門呼出シ、申聞候て、御雪隱新規被建候ニ付、直ニ取掛り候様申聞、幷疊不殘付更候ニ付、大工疊師人數相增、二十三日夕方迄ニ、萬々出來候様取計可申候様申聞候、幷御供ニ立候兵隊之扣

所、小屋掛等ハ、作事方申聞ニ而致せ(さ脱カ)候樣申聞、二疊臺ハ長七尺ニ而、緣ハ赤地錦ニ而出來候樣申聞候、此疊ハ御遣方ニ相成不申候、其外御本社前御番所横目中始、役々の者相詰候場所等、萬々申聞置候事、

一神祇官判司より申越之由ニ而、高松より急便ヲ以テ、同役高原積藏より申越候も、御幸櫃寸法不相分、京都ゟ爲御持相成候分ハ小なる義ニ付、至急白峯寺御尋被下、寸法書指越候樣申越候、右ニ付、直ニ住寺ニ申聞、御箱出させ寸法取候而相送り候、

一白峯寺義ハ何欤立腹致居候而、謹ミも逢不申候由、然ル處樣助義ハ、無意ニも有之、且急ニ逢度存候ニ付、直く居間へ通り掛候處、別間ニ高松ゟ大護寺參り居申候ニ付、同人義ハ格別之心易き人ニ而御座候ニ付、一應挨拶致候處、同人申候も、住寺(持下同ジ)ハ不快之由ニ而、せ那さへも逢不申候得共、あなたへハ御目ニ掛り可申と存候由申候ニ付、直く居間へ參り掛候處、襖を開候而ろ、居間ゟ住寺罷出、あなた御出被成候ろと申候而、段々心配之談話御座候得共、相省置候事、

御勅使ニハ、八月廿五(六)日夕方、御着被遊候處、殊の外之大風雨ニ而御座候、

但、御着日ニハ、大風雨ニ而、兵庫之小屋掛等も倒れ申候、混雜致候御供之面々、大心配致申候も、大坂出船後も難風ニ逢、まさ御山も動し候由、御着ニも

大風雨ニ而、心配被致候由、

一御料理其外萬々取扱之義ハ、坂出ニ相詰候市原作郎手元ゟ取扱申候、

一白峯寺義申出候義ハ、何卒京都迄御供仕度由、願書ヲ以申出候得共、年寄中ニ評義（議、下同ジ）之上、御供之義ハ指留申候、尤申出之趣ハ、御供家老ニ内話致置候事、

一寶物京都ニ御持ニ可相成義ニ付、白峯寺大ニ歎キ申出候ニ、何卒御秘蔵之籠（筐カ）ノ笛を爲御持相成候樣、また南無阿彌陀佛之御眞筆御掛物ハ、御跡ニ御祭り申度由、其外之分とも何卒御殘シ置ニ相成候樣、偏ニ願上候由、申出之趣尤至極之次第ニ付、其段年寄中ニ評義之上、公用人竹内次郎左衛門呼出、藤助ゟ相談致候處、一應御家老ニ及内談見可申ト、まく内談致候處、内願之趣御聞届ニ相成候ニ付、其段白峯寺ニ相達候處、大ニ相悅ヒ難有由申出候、

神祇官判司平田信太郎殿より左之通申越候、

御眞筆　御肖像ヲ奉　遷還、深ク
叡慮被爲在候ニ付、右御軸大サ難量候ニ付、不得　止、模樣次第、高松ニ而新調御誂置之由、神祇官判司事平田新太郎申聞候事、

一御宰櫃京都ゟ御持せ之分、寸法長四尺巾壹尺ニ付、　白峯寺相詩、御箱指出さ

せ、寸法取候處、左之通、

御眞筆御肖像御箱

外箱長五尺壹寸　巾六寸七分

但、紐とも七寸七分、

高サ六寸

但、紐結ひとも七寸計り、

御迎御勅使

中院大納言殿

殿上人

三條西少將殿

供方
諸大夫

小川土佐守

用人

森藏人　服部主膳

中川左京　駒月左近

森本要人

力部　貳人

下部　十二人

供方
用人
御近習
小頭　林膳次　下部十人
三條殿家來
近習席
御衣紋方　近藤部
近衛府官人
左將監　三守越前守武應
右將監　三守大和守武分
左將曹　鈴木左將曹紀淑種
右將曹　村雲備前守藤原可信
駕輿丁
安本近江大日　小野肥後大目
岸一馬　北村宇內

御辛櫃舁

伴　茂七　　西羽主水
船越式部　　上村伊織
良　則齊　　中上左近
山上主計
近衞府　下拾六人
駕輿丁　下七人
內刀指貳人　〆七拾六人

御勅使ニ付出役
年寄中小笠原與次郎　　奉行中國分半右衛門
白峯寺詰 寺社奉行　坂出詰 船奉行　白峯寺に坂出方 御案內郡奉行大久保勝大夫
白峯寺詰 坂出詰 代官松本平八　賄頭　・吟味役坂出詰 市原作郎
吟味役白峯寺詰宮部藤助　白峯寺詰 坂出御本亭 横目中　白峯寺詰 石清尾樂人
白峯寺詰 郷方手代 郡奉行組五人　同 寺社取次壹人 寺社方手代壹人　同 徒目附壹人 押之者貳人
御守衞銃隊　　同銃隊
嚮導　壹人　　嚮導　壹人

徒目附貳人
押之者四人
歩兵七人

徒目附貳人
押之者四人
歩兵七人

右中ノ院大納言樣に相詰、右三條西少將樣に相詰、

醫師
坂出に壹人　梶原官佐
白峯寺に壹人　但馬來山
御船ニ而止宿　御船與力幷物書手代
坂出浦に　御馬乘壹人
右同　御右筆壹人
右同　柳原武雄
三野信平

第二大隊壹番小隊ゟ四番小隊迄出役內三小隊出京司令司
壹番瀧小八郎　貳番關宇吉郎
參番岸湛　四番瀧八郎

右出張

一崇德院御僧形之御宸筆　壹幅

但、二重箱ニ入、

八月廿六日夕御着大風雨、翌廿七日晴天、

御勅使廿六日御着被遊、白峯寺ニ而御泊り被相成、翌廿七日御參向、御遷還ニ相成

申候、

一崇德院御自愛之筆　壹箱

但、御箱入、

右御同斷之節御持歸りニ相成申候、

一寶物ハ住寺(持カ)より相願、右筆之外不殘御殘し置ニ相成候、右御殘し之内ニ、御宸筆之

南無阿彌陀佛之御掛物御座候、是ハ御僧形之御掛物之御代りニ致候間、御大切ニ

致置候由、住寺(持カ)之噺ニ御座候、

右之通　崇德院尊儀、長寬二年八月廿六日、於甲知鄕鼓岡崩御被爲遊候砌、御遺詔

ニ依テ、當山西北石巖ニ於て奉茶毘、御近習者なりし遠江阿闍梨章實、

二條院に奏聞を遂け、頓證寺建立仕、御菩提を奉、後小松院ゟ頓證寺三大字御宸筆

ニ而、勅額御寄附被遊候、

一御勅使御出之節、魚類御料理御遣方相成可申之處、御船中ニ而御難船ニ御逢被遊、尤怪我等ハ無御座候得共、御荷物ハ少々御流し被成候哉と申候、夫ゟ御精進ニ被仰出、白峯寺にも御泊りニ相成候樣被仰出候、

一八月廿二日ゟ廿四日迄、毎日四五度つゝ御山動し申候、地鳴之如くニ御座候、

---

## 〔崇德帝御陵附寶物幷諸器械建物立木記錄〕

### 崇德帝御陵附寶物幷建物

一崇德天皇金銀御錫　但、三重箱入、　二ツ

一松山續百首和歌並追加三十首　壹軸

一一日千首短冊　則和哥作者筆、世ニ云松山短冊、往年所々ニ散有、今殘五十七枚、

一青磁香爐　壹口　千鳥手

一同花瓶　壹對　浮牡丹手

一繪草紙壹卷　筆者大納言爲家卿藤原隆能卿、後深草院御奉納、年月不詳、

一後水尾帝御袈裟　壹衣　但、崇德帝御宸翰御修覆殘、

一後花園院綸旨　壹卷

一後圓融帝宸筆　壹軸
一後水尾帝宸筆　壹軸
　以上十品準勅封、
一今上天皇御宣命　壹枚
一和歌　壹軸　細川武藏守頼之筆、和哥作百九人、
一同　百首　壹軸　松平半左衛門可正獨吟、
一筑前州兵糧廟記　二軸
一九條殿稙通公自詠　壹軸
一實隆卿朗詠集　壹冊
一源氏細流　十帖
一崇德天皇御影　壹軸　二品幸仁親王筆、御束帶尊像、
一崇德帝御束帶ノ御掛圖　壹軸
一連歌十三軸　壹箱
一懷舊詩歌帖　壹箱
一三十六歌仙額　三十六
一待賢門院像　壹躰
一鎭西八郎源爲朝矢　壹手
一爲義爲朝像　二軀
一甲冑　一領　松平頼聰寄附、
一鳶像　一ツ

一舞面　四ツ
一天國寶釼　壹振
一古刀素身　二本
一古弓　二張
一栗林香爐　壹ツ
一樂器　三ツ
　但、大鼓、鼓、鐘、
一古甲　壹ツ
一和琴　壹挺
一琵琶　壹挺　大森忠政寄附、
一同　壹挺
一懸盤　十六
一御辛櫃　二ツ
一八ツ脚机　壹ツ
一錫御酒德利　五ツ
一御簾　十
一机　八ツ
一麻幕　半走
一脇机　二ツ
一御供櫃　壹ツ

一日月鉾　二ツ
一大鼓　壹ツ
一御宮庫長持　壹ツ
一金燈籠　二ツ　宮武清八景壽寄附、
一同　二ツ　宮武彌右衞門景保母寄附、
一同　一ツ　高橋常右衞門寄附、
一同　一ツ　淺野保義寄附、
一同　一ツ　松平賴儀寄附、
一石燈籠　二ツ　龍雲院寄附、
一同　二ツ　今上皇帝御奉納、
一同　一ツ　往古ヨリ御陵前ニ有、
一同　一ツ　同斷、
一同　二ツ　松平賴恭寄附、
一同　二ツ　松平賴聰寄附、
一同　二ツ　品地吉藏成信 吉田新左衞門元次寄附、
一同　二ツ　上原市太夫寄附、
一石唐獅子　二ツ　當郡中、
一百度石　一ツ　末澤建太郎寄附、
一左近櫻　一株
一右近橘　一株

一西行石像　一躰
一賽錢箱　一ツ
一上官庫　壹間半四方　但、網戸一枚板戸一枚附、
一勅額門　貳間半　四間
一御廟本殿　壹間四方
一同幣殿　壹間　六間
一同拜殿　三間半　八間半
一待賢門院本殿　二間四、方
一同幣殿　壹間　貳間
一同御廟古本殿　壹間四方
一同幣殿　壹間　壹間半
一御供所　貳間　三間
一御廟入口戸　二枚
一同所障子　十五枚
一同疊　十八枚
一御供所疊　三枚
一御制札　壹枚
一古下乗石　三ケ所
一古下馬札　壹ケ所

明治十年二月

松山　惠日印

綾竹太郎殿

前書之通十一等出仕水野道忠殿出張之上、引渡ニ相成候處、相違無之候也、

第五大區大區長　昌　永　院印

同大區壹小區小區長　植松　並平印

戶長　高摘（マヽ）淺四郎印

〔白峯寺文書〕

頓證寺興復之儀ニ付請願

頓證寺ハ、崇德天皇ノ御廟ニシテ、後小松天皇ノ勅撰マシマセシ所ニ係リ、長寬年間　天皇崩御以來、白峯寺ニ於テ專ラ奉祀罷在候處、去明治十一年御省ノ御詮議トシテ、金刀比羅宮攝社ニ改定シ、爾後白峯神社ト稱セラレ候得共、斯テハ頓證寺ノ御由緒ハ不及申、歷史上ノ考證湮滅ニ歸シ可申ニ付、更ニ頓證寺ニ興復シ、永遠ニ保存仕度奉存候、就テハ興復ノ理由トシテ、聊左ニ事實ヲ開陳仕候、

一　御由緒及沿革之事

長寛二年、　崇徳天皇當阿野郡ニ於テ崩御アラセラレ、御遺詔ノ旨ヲ奉シ、綾松山白峯寺域ニ奉葬シ、白峰御陵ト稱シ奉レリト雖、萬乘ノ御墳塋トシテハ、甚恐多キ御有樣ナリトテ、前宮中侍僧當時白峰寺主僧遠江阿闍梨章實、御菩提ノ爲ニ、淨財ヲ以テ、山陵ノ南ニ一宇ヲ建立シ、御生前佛法御歸依ノ折遊ハサレタル宸筆ノ御影ヲ、其正殿ニ奉安シ、左ニ御念誦佛十一面觀世音、右ニ白峯山鎭守相模坊ノ二軀ヲ安シ、源爲義爲朝二將ノ像ヲ其門ニ配シテ、隨身ト爲ス、今ノ勅額門是レナリ、而シテ章實自ラ其祭祀ヲ掌リ、爾來永ク恒例トシテ、寺門ニ傳ヘ、靈殿ヲ名ケテ御廟ト稱シ奉レリ、應永年中　後小松天皇ノ聞食ス所トナリ、御宸筆ノ勅額ヲ下シ給ヒタルニヨリ、茲ニ始テ頓證寺ノ稱號アルニ至リ、爾后高松城主松平讃岐守白峰寺ニ謀リ、御廟ヲ修築シ、彌々奉祀怠ラザリキ、乃チ實ニ章實阿闍梨之レカ開基ニシテ、寺域ノ一佛殿タリシコト知ルベキナリ、然ルニ明治二年　今上天皇陛下、中院大納言西三條中納言ニ勅シテ、頓證寺ニ奉安シタル　崇徳天皇ノ御影ヲ京師ニ　還幸セシメ給ヒヌ、斯テ頓證寺ハ、　天皇御遺物ノ中ニ就キ宸筆六字ノ名號ヲ奉シテ、其本尊ト爲シタルニモ關セズ、明治十一年四月、御省ハ金刀比羅宮宮司

深見速雄ノ請ヒヲ納レ、頓證寺ヲ以テ同宮ノ攝社トナスベキ允准アルニ至ル、顧フニ御省ノ御詮議ハ、頓證寺ノ御由緒ヲ沒了シ、歷史ヲ湮滅ニ歸セシメタルモノニシテ、誠ニ遺憾ト謂ハサルヲ得ス、若シ夫レ頓證寺ノ白峯寺ニ於ル由緒ノ如キハ、同寺緣起一卷之ヲ詳ニスルニ足ルヲ以テ、別冊トシテ之ヲ添フ、

一　崇德天皇ト金刀比羅宮

抑　崇德天皇ト金刀比羅宮トハ、固ヨリ何等ノ關係ナク、全ク金刀比羅宮宮司ヨリ、明治十年三月ヲ以テ上願シタル書中ニ、〔前略〕「當山事毘羅宮ハ御祭神大物主大神並　崇德天皇ニ被爲在候、故ニ彼ノ綾松山ハ所謂奧院トモ申スヘキ外ナラサル御由緒有之ヲ以テ、右御廟所ヲ改メテ本宮ノ攝社トシ、在來ノ准勅封物ヲ始メ、其他ノ物品殘ラス該社ノ所轄ト成シ下サルヽニ於テハ、」〔下略〕史誌ノ據ル處ナキ此漠然タル一片ノ願書ニヨリ、御省ハ翌年四月金刀比羅宮攝社ノ允准アリテ、各寶物ハ悉ク金刀比羅宮ニ遷サレ、是ニ歷史湮滅ノ一端ハ開カレタリ、畢竟金刀比羅宮ノ祭神ハ、維新後之ヲ改メタルモノニシテ、其根據稍ヤ正確ナラス、況ンヤ上願書中、頓證寺ヲ以テ奧院トスルカ如キ附會最モ甚シキモノアリ、夫ノ金刀比羅宮ヨリ、古來四國八十八箇所順禮者ニ附與シ來レル納經札ニ據ルモ、亦明ニ

之ヲ證スルヲ得ンカ、納經札ニ曰ク『勅願所日本一社、金毘羅大權現讃州象頭山納經所』トアリ、又上部ノ朱印ニハ『他ニ奥院別宮ナシ』ト註シタリ、由是觀之、其自家撞著ニシテ、明治十年金刀比羅宮宮司ノ上願カ、欺妄ニ属スルヲ證スルニ足ルナリ、然レ𪜈是等ノ事柄ニ對シテハ、今更之ヲ爭フヲ要セス、畏クモ皇室ニ縁由アル名跡ノ保存ト、千載歷史ノ湮滅ヲ防カンコトヲ期スルニ在ルノミ、

一　頓證寺興復ノ趣意

今ヤ古社寺保存ノ議、天下ニ囂々トシテ、政府モ亦大ニ此ニ注意アル所以ノモノハ、要スルニ古跡ノ粹ヲ保チ、歷史ノ美ヲ擧ケ、國光ヲ輝ヤカサントスルニ外ナラサルベシ、上來陳述ノ如ク、頓證寺ハ歷然苟クモ動カス可カラサル史徵ヲ有スル白峯寺域ノ佛殿ナルヲ以テ、之レヲ興復シテ、神孫ノ靈跡ヲ永遠ニ保存シ、歷史ノ實在ヲ保護シ、國家ノ粹美ヲ輝カサントス、但興復後頓證寺ノ繼續ニ至テハ、別紙ニ之ヲ明記ス、又寶物什器ハ、在來ノ寶庫二棟ニ納メ、保存方法ハ御省ノ御指揮ヲ仰カントス、

右請願ノ旨意深ク御詮議ノ上、御採用被成下度奉懇願候也、

明治三十年十一月

香川縣阿野郡松山村

橘　溪導印

渡邊三吾印

三野岩八印

品治保印

河合半四郎印

久本九郎平印

渡邊庫八印

川田又三郎印

阪口理三郎印

海老名幸一印

松浦元次郎印

山崎濱吉印

藤井倉次郎印

渡邊丹平印

香川與市㊞
福家久次㊞
石井幾太郎㊞
田中梅太郎㊞
綾井恒治㊞
渡邊渡㊞
阿野郡松山村長渡邊三吾[印]

香川縣知事德久恒範殿

前書願出之趣相違無之、依之奥書致進達候也、

明治三十年十二月二日

阿野鵜足郡長林正幹[印]

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

復舊指令寫

| 明治卅一年九月廿八日 |
|---|
| 收三一第九二七號 |

| 受……十月一日 |
|---|
| 附第二一三四號 |

| 香川縣 |
|---|

收內三第一四三三號

阿野郡松山村

白峯寺住職

橋溪導外貳拾壹名

本年五月廿五日附願境内佛堂復舊ノ件聞屆ク、

明治卅一年九月廿七日

香川縣知事　小野隆助 印

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

（明治卅一年九月廿八日收三第九二七號）

訓第二百三號

阿野郡松山村白峯寺住職

橋溪導外二十一名

其寺境内佛堂復舊ノ義、別紙ノ通許可候ニ付テハ、金刀比羅宮ヘ對シ、速ニ移轉ノ手續ヲ了シ、右ニ關スル地所建物及寶物什器等其寺ヘ可引渡旨、及訓令置候條、該宮ヨリ引繼ヲ受ケ、其品目詳細取調、明細帳及寶物古器物古文書目錄訂正方屆出ヘシ、

右訓令ス、

明治三十一年九月二十七日

香川縣知事　小野隆助㊞

（この後三十一年十月、同十二月八日、三十二年二月金刀比羅宮社務所と白峯寺住職間の白峯神社什器並境内立木授受書類・目錄、及び三十九年白峯寺什寶復舊返附を内務大臣に請願せる一件書類あれどもすべて省略す、）

## 伊豫松山藩社寺合併跡地處分の件

〔太政類典〕第一編第百三十四卷　教法 寺院三

三年十二月二十三日
松山藩管內社寺合併跡地開拓等ノ處分ヲ許ス、

松山藩伺 辨官宛

當時態ニ付、冗事ヲ省キ、有益ニ供度、就テハ支配地ノ內差支無之分ハ、社寺共夫々合併跡地開拓仕人僧侶等、其處ヲ不失候樣、漸ヲ以處置仕度、此段奉伺候、以上、三年十二月　藩

（朱書）「伺之通」

## 伊豫宇和島藩廢寺伺

〔太政類典〕第一編第百三十四卷　教法 寺院三

四年

宇和島藩管内千眼院ヲ廢ス、

宇和嶋藩伺 辨官宛

當藩内天台宗福樂寺末千眼寺、元來無檀禄ニ御座候故乎、天正年來千眼院ト申候修驗ニテ、守番致、寺號而已存在仕居候處、此度守番千眼院ヨリ廢寺之儀願出、情實無據相聞、聊民情關係仕候儀モ無御座候間、願之（通脱カ）相廢度奉存候、此段御伺申上候、以上、四年五月八日

御指令缺落

# 伊豫今治領神職神葬祭願

山本信哉氏報

〔北浦八幡神社所藏文書〕○愛媛縣越智郡西伯方大字北浦

御達申上候事

一私領分伊豫國越智郡今治領神職共一同、神道葬祭免許之旨、文化五辰年六月、從吉田家證狀差越、無滯開届相濟候樣賴來候ニ付、前々仕來ニ不拘、已來嫡子正統之もの神職之作法爲執行、不苦候哉之趣、同年九月寺社御奉行脇坂中務太輔に、家來之ものより書面を以相伺候所、是迄宗判仕來候菩提寺差障筋無之候ハヽ、開届不苦

菩提寺差障り申争候ハヽ、奉行所吟味之儀御老中方ニ申立候樣、同年十月、以附紙差圖有之候ニ付、双方和熟相談爲致候所、菩提寺共自己之了簡ニ難及、各本山ニ相達候得共、追而差圖可有之由ニ而、空敷致歸寺候、其後御室嵯峨兩御所、知恩院、東福寺、高野山より、神道葬祭離檀之儀者、寺法ニ相背、且宗門改之儀、公儀御條目も有之、不容易筋候間、差支不少趣、或者余國ニも差縺有之候間、新規之儀者不取用樣有之度旨等之趣ヲ以、一件暫猶豫之儀賴來候、就中右兩御所より者、吉田家ニ御掛合中應對不決、或者公儀ニ被仰入候次第も有之候間、相分り候迄、猶豫延引之儀、尙又賴來、文談往來及數度、自經年月候得共、譯立候返答も無之、遲滯延年ニ相成申候、然る所、一昨年丑八月、從吉田家公儀ニ差出度旨申來候ニ付、右兩御所衆ニ返答承度旨及催促候得共、于今一應之返翰も不差越、吉田家ニ對候而者、不都合不少儀ニ御座候、抑今治領社家一統神道葬祭免許之旨ニ付、社家檀有無ニ不拘、同宗一派者勿論餘宗迄も內談評儀(議)いたし候移合ニ至、全寺社一般差縺之姿ニ相成、不隱次第ニ御座候故、猶又寺院共ニ等(篤カ)与及理解候所、兼々本山之嚴命も有之事候故、再應本山ニ相伺、下知次第仕度旨申出、致承伏兼、埒明不申候、依之於奉行所、吟味有之候樣仕度此段奉願上候、以上、

天保貳卯年
十二月十九日　松平采女正判
御用番
松平和泉守殿
右之通御進達有之、翌廿日御老中和泉守樣御落手ニ付、御使者留主居多宮
相務申候、尤於御勝手、御內覽ニ入申候、早速御月番方御達左之通、
一其方領分伊豫國今治領神職共、神道葬祭免許之儀ニ付、奉行所吟味之儀被申聞、則
間部下總守に申渡候間、可被得其意候、
天保二卯年十二月　松平和泉守
右ニ付御使者を以、間部樣に左之通被仰遣候、
領分神職共神道葬祭一件、於御奉行所御吟味之儀、御用番に相願候所、其御許に御
達置候旨被仰渡候間、宜賴入存候、以上、
天保二卯年十二月　松平采女正
御奉行所
間部下總守殿

# 今治神職戸籍奥印願

山本信哉氏報

「北浦八幡神社所藏文書」○愛媛縣越智郡西伯方大字北浦

奉願上御事

私共累代神明ニ奉仕、御寶祚御悠久、御上樣御武運長久之御祈念、無懈怠相勤罷在候處、中古以來佛法盛ニ相成、此法ニ歸依仕候者ハ、魂ヲ異邦へ奪ハレ、動スレハ皇神ノ大道ヲ輕蔑仕、神威ヲ汚シ候段、何共恐多キ次第ニ御座候、然ル處一昨年來、王政御維新萬機古典ニ復サセラレ、神祇官御再興ニ相成、國學漸ク相開ケ候段、難有仕合奉存候、

一近頃耶蘇宗之徒渡來之趣相聞候、万一此宗ニ與スル者有之候時ハ、又々神祖ノ大道ヲ穢シ、如何ノ禍事相起リ候モ難計候、依之邪宗改方トシテ、戸籍之奥印往來券加判、社家一同へ御付ラレ被下候ハヽ、氏子先精々取調、聊モ邪法ニ迷ハザル樣仕度、此段奉懇願候、誠恐頓首、

午四月　　諸社家中

判事御中

# 伊豫新居郡下島山村山伏復飾神勤に對する抗議

山本信哉氏報

〔石岡神社所藏記錄〕（愛媛縣周桑郡氷見町）

乍恐奉歎願上口上

一私從前奉仕下嶋山村飯積神社之儀ハ、兼而被爲在御承知候通、舊跡舊號等之儀ハ、諸書ニも顯然ト相見ヘ候而、嶋山郷六ヶ村江相渡り、宗社ニ而罷在候、然處先般神佛混淆御取分之御趣意ニ付、舊小松縣廳御支配所之內、當社氏子場上嶋山村星性權現社、同村之內山本ニ素鵞社、同村之內中村ニ素鵞社、半田村ニ金刀比羅宮、此四社之儀ハ、上嶋山村往至森寺構ニ而罷在候所、御趣意ニ付而ハ私奉仕可致筈ニ付、請取ニ罷出候樣、去々年ノ二月廿一日、上嶋山村庄屋三並五郞右（衛脫カ）門方書狀到來仕、

卽刻可罷出筈ニ御座候所、私緣類之者病死仕候ニ付、差扣へ、同月廿五日罷出候所同人近親之者、三並保吉死去仕候ニ付、是又無據延日仕、同年三月四日ニ又々罷出候處、同人被申候ハ、當度半田村ニ居候山伏善祥院ト申者、復飾仕、相勤申度段願候ニ付、近々御役人衆入込調之上、取計ひ可申、先夫迄ハ當村方ニ相預居候樣との御沙汰ニ候間、左樣相心得可申との儀、實ニ以當惑至極、驚入申候、右ハ四ヶ所之社、右山伏復飾仕相勤候而ハ、往々私奉仕居候右三ヶ村ニ社數十七社餘も御座候處、自然山伏持ニ成行候儀も難計、甚迷惑ニ奉存、其砌委細書付を以、舊小松縣ニ奉歎願候得共、何之御取扱も無御坐、去ル午四月、右山伏復飾爲仕、右四ヶ所之社ハ不及申上、去未之十二月、當社末社之內、七八社迄右山伏ニ引渡し被致、且又今般氏子調之御趣意ニ付而も、上嶋山村幷半田村氏子中ニ、舊小松縣廳ゟ、右山伏ニ御申付ニ相成候哉、昨未年右山伏ゟ右兩村ニ氏子札差出し申候、然處右三ヶ村之內、大生院村ゟ申出候ハ、當村方茂、元來飯積神社之氏子ニ而罷在候得ハ、氏神之守札申請候儀ハ、當前之儀ニ御座候得ハ、何分早々差出し吳候樣申出候ニ付、當御舊藩元民事署ニも御伺申上候而、昨十二月中私ゟ當飯積神社之守札差出し申候、然ルニ、右兩村迚茂、大生院村同意ニ而可罷在筈之處、舊來當社之氏子ニ而乍罷在、無由緒山伏之

拵申候守札爲請居候儀ハ、實ニ右兩村村役人共之心底も如何ヶ敷奉存候、右三ヶ村之諸社之儀ハ、前文ニ奉申上御座候通、往古ゟ當飯積神社之末社ニ御座候而、大祭迠も當社ヲ相祭居候儀ハ、近鄉誰も承知不仕者ハ無御坐候、且又朝廷(延下同ジ)之御趣意ニも、寺院鎮守之小社たりとも、其鄉最寄之社家へ相渡可申との御儀ニ御座候得ハ、嶋山之鄉內ハ、譬へ寺院鎮守たり共、當社へ附屬可致儀ハ、現當之儀ト奉存候、然所無由緒無社之山伏神職ニ復餝之上、神務致候儀ハ、甚筋違之儀と奉存候、尤於諸國茂、神之別當ハ非其限、是又格別之儀ニ御坐候、然ルニ右無社之山伏神職ニ復餝いたし候儀ハ、曾而御座有間敷筋歟ト奉存候、猶又乍恐、朝廷御復古之御趣意ニも相洩可申哉と奉存候、右之次第ニ而、當社從來之氏子場、右山伏持ニ相成候ニ付、實以於私儀ニハ、奉對神明ニ奉恐入、一言之申譯難相立、只々晝夜悲歎ニ相沉ミ罷在候、右三ヶ村諸神事之儀ハ、前々ゟ私ニおゐてハ、聊茂無怠慢、數代相勤來候所、如何ヶ之儀ニ御坐候哉、右去々年來舊小松縣へ奉願上候筋合、何之御取扱も無御坐、剰へ自然と當社舊來之氏子ヲ相放シ候樣爲致候哉、甚以歎ヶ敷儀ニ奉存罷在候、尤今般被仰出候御趣意ニ而ハ、神社之義ハ、國家之宗祀ニして、一人一家私有スヘキニ非サルハ勿論之事ト御座候御文、承知仕候得ハ、實ニ私家ニおゐてハ、如何樣成行候

迚茂、聊不苦奉存、乍恐朝庭之御明判ヲ奉頂戴可申心得ニ御坐候得共、前段奉申上御座候無社之山伏復餝爲致候ニ付而ハ、既ニ當社舊來之末社幷氏子場ニ至迄、過半相離レ、當神祠も追日衰微仕候樣成行、猶又大生院村之内、六社分是も萩生村神職宮崎敬伯ト申者へ、去未ノ十二月、同村村役人共ゟ引渡被致御座候、尤是も右三ヶ村之内從前私奉仕十七社餘之内ニ罷在候而、當社末社之儀ハ勿論之儀ニ御座候、右前文之次第、乍恐篤と御尊覽被成下、御明判之上、御憐愍を以、疏と御取捌成被下候而、當社規模相立候樣被仰付度奉歎願上候、右奉歎願上候旨趣、急速御取扱成被下候ハヽ、御神慮ニも相叶可申と、無此上、御慈悲之程如何計難有仕合ニ奉存候、此段伏而奉願上候、頓首謹言、

新居郡下嶋山村神職

明治五年壬申四月十日　葛城　茂㊞

大町組大庄屋

松木胖藏殿

右之通願出申候、以上、

大町組大里正

松木胖藏㊞

守札渡方之儀ヽ願之通、尤是迄取計濟之分ハ、相改ムルニ不及、向後出産ノ生兒ニ相渡御守札ハ、一般本社ヵ取計可申事、

# 福岡藩復飾社僧席次の件

〔太政類典〕第一編第百三十一卷　教法　神官

四年三月廿三日

福岡藩管內社僧復飾席次、藩廳見込ヲ以テ處分セシム、

福岡藩伺辨官宛

依御一新、社僧被廢、神職ニ相轉候者、神勤順席等ハ是迄ノ通相心得候樣、兼テ被仰出候、然ルニ大宰府ヲ初メ、兩部奉仕ノ社、從前座組ノ儘ニテハ、間ニハ席順錯亂致、不都合ノ廉モ有之候ニ付、右等ノ分ハ、追テ祭式被仰出候迄ハ、假リニ藩廳ヨリ見込ヲ以、及指圖置候テハ如何可有御座哉、此段奉伺候、以上、

（朱書）「伺ノ通、藩廳見込ヲ以指揮致シ可置事、四年三月廿三日」

神祇官意見辨官宛

福岡藩ヨリ、社僧復飾席次ノ儀、伺ノ通藩廳見込ヲ以指揮致可置旨、御達有之度、此段本紙相添申進候也、四年三月廿日

# 香椎宮の神佛分離

伊東尾四郎氏報

香椎神社には、佛像破壞の事蹟は無い、佛關係のものは皆護國寺（天台宗）香座萱麻呂請ひ受け、香座氏が後にこれを賣拂つたからである、昔香椎神社は、社領百六十石其内護國寺領は三十五石あつた、文化年中の境內圖を見ると、池の中島に辯天があり、橋を渡れば、左に觀音堂、護國寺があり、本社の傍には鐘樓、大日堂がある、香椎神社は宇佐神宮と共に、勅使が參拜されるが、勅使參拜の時には、佛關係のものを一切薦包とする例で、文化の圖にも、左の如き附記がある、

一大日堂鐘樓幷に護國寺內護摩堂、觀音堂、庚申堂、藥師堂、辯才天堂共薦包、御作事より仕調、辯才天鳥井額覆、右同斷仕調、但し薦包は禁裏御祈禱相濟候上に而、取除候之事、

本稿は永田儀三郎氏、藤井貞一氏に負ふ所が多い、

# 香椎宮の神佛分離

筑紫頼定氏報

官幣大社香椎宮神佛分離史料調査の件に就て、前香椎宮禰宜三苫重種氏を訪ひ、同氏の照會によりて、古老(八十三歳)士族永田儀三郎氏に付き、調査したのであるが、當社の祠官は、社僧座主護國寺一ヶ寺と、社人拾餘名を以て奉仕せられし由、分離に及び、佛教關係の品は、全部神社より護國寺へ御下渡になり、然る後同寺より、各所へ讓渡せし由、其の詳細なる點不詳、

神社の佛教關係の堂宇としては、當社は僅少にて觀音堂(馬頭觀音)、辯財天社、大日堂、鐘樓、護國寺內に護摩堂あるのみ、

右堂宇處置不分明の箇所あれ共、其の大略下の如し、

一、觀音堂

明治御維新の際粕屋郡多々良村大字土井臨濟派瑞雲山光國寺に移轉せり、

一、辯財天社(池の中島にありし也)

同時香椎宮の北口門下なる村共有地に移轉せり、
一、大日堂
一、護摩堂
右は護國寺より他方に賣却せし由、其所在地不明也、
一、鐘樓
明治二年護國寺より博多聖福禪寺塔中にて仙厓和尚を以て有名なる幻住菴に拂下せし由、今尚同寺にあり、鐘銘は安樂院靈空の撰にかゝる、末に記す、
香椎宮に於ける當時の社僧、幷に社人左の如し、
一、社僧
神香山護國寺　(香椎宮座主にて比叡山の末也)
座主は神領百六拾石の內、三拾五石頂戴、御一新に付、社僧還俗し、姓を香座(かぐら)氏と名乘りたる由、
一、社人
社人の事に就而は、三苫氏送付の香椎宮神領文書による、
香椎宮御神領百六拾石

凡俵直し米大豆百參拾九俵餘

内

一、高拾石六斗五升　御造營料

一、〃七石參斗五升　御供料 御祈禱料

一、〃拾石　武内神社　當代

一、〃參拾五石　武内壹岐守（公卿）（富樹）

一、〃五石參斗五升ハ三苫能登守（重與）（重種）

一、〃五石參斗五升ハ三苫攝津守（重信）（金造）

一、〃五石參斗五升ハ木下出雲守（美重）（伊都麿）

一、〃四石五斗八升ハ中牟田伊豫守（信直）（菊丸）

一、〃四石五斗八升ハ御田三河守（範廣）（銀六）

一、〃四石五斗八升ハ木下伊賀守（重成）（武雄）

一、〃三石三斗壹升ハ本鄉造酒（與三郎）

一、〃三石三斗壹升ハ本鄉肥富（儀七）（儀八）

一、〃三石三斗壹升、ハ本鄉兵部（馬吉）（福弘）



神之爲德　體寂用隆
鐘之爲物　內虛聲洪
莽穿山雲　曉入海風
聞者自省　福在其中
時
元祿二年十一月念五日
洛西菩薩沙彌光謙謹書
治工藤原姓磯野氏孫右衛門尉慶貞
同七兵衛慶永
同吉右衛門正慶

此洪鐘元
香椎廟神器也、這回
王政一新、改兩部舨唯一、是以
官賜此鐘及樓於新庿祝香座實男、

然於神事無用焉、故轉寄之我
山、於此檀度奥村同姓、勠志喜捨
淨財、報香座氏、且修舊樓篋以
永備我法寶、爲先亡諸靈追薦
冥祉云爾、有舊銘存焉、此只記其
來由耳、所冀憑此勝勳、檀越家消除
煩惱、出離三界、終期佛果、同登覺路、
明治二年己巳夏四月佛誕日
天目山幻住庵主儆谷謹誌
八代孫磯野七平彫之
奥村利助
同壽之吉
同　利吉
同　治吉

同　治七
同　岩助
同　伊八
同　彌三郎
同　利作
同　治平
同　太平
同　治八
同　利平
幹事　古賀嘉吉
松江利右門
松尾源助
波多江茂平

（附記、鐘銘中、香座實男とある香座は、香椎宮座主にて、維新の際姓を香椎の香と座主の座の字を取りて名乘りたる由、今は神社と關係なし、次に香椎宮鐘及樓は二

十兩にて、香座氏より幻住庵に賣却の由、千代松原崇福禪寺(黑田家菩提寺)老隱宗衲玄外禪師の話なり、)

## 香椎宮に於ける神官と社僧の軋轢

〔香椎宮奉幣文書〕

(包紙)「(元治元年)元元五廿 關白上
日光中狀本紙」

松平美濃守留守居
藪　幸三郎

香椎宮御内陣鍵、以前者大宮司請持居候處、日光宮樣ゟ御達ニよつて、別當護國寺預り來候、然ニ香椎宮奉幣使、此度者社頭向、惣而延享度之通ゟ被仰出候條、護國寺出席茂不仕候儀ニ付、右鍵預居候而者、指閊筋有之候付、最前之通大宮司請持ニ申付儀ニ御座候、此段申上置候、以上、

五月十九日

松平美濃守留守居
藪　幸三郞

「元元四廿二關白直奏伺」（元治元年）

建白

豐後國城原社司
日野淡路守

奉申上八幡宮神號之事

一豐前國宇佐宮に坐八幡大神を、延喜式ょれ、宇佐郡八幡大菩薩宇佐宮、また那珂郡八幡大菩薩箱崎宮と被爲戴、（載下同ジ）中頃よりれ宣命ょも、宇佐男山共に大菩薩と被爲戴候趣に候處、大菩薩の號を、外國の唱ょして、皇國ょ有ましき御事ニ候、其故例を謹而考るょ、天平勝寶元年十一月の御記ふ、己酉八幡大神託宣、向京云云、十二月戊寅遣五位十人散位二十人、六衞府舍人各二十人、迎八幡神於平群郡、是日入京、卽於宮南梨原宮、造新殿以爲神宮、請僧四十口、悔過七日、まさ同月丁亥大神禰宜尼大神朝

臣杜女（其輿紫色一同乘輿）拜東大寺、天皇太上天皇皇太后同亦行幸、是日百官及諸氏人等、咸會於寺、請僧五千、禮佛讀經、作大唐渤海呉樂五節田儛久米儛、因奉大神一品比咩神二品、左大臣橘宿禰諸兄奉詔白神曰、天皇我御命爾坐申賜止申久云云、豐前國宇佐郡爾坐廣幡乃八幡大神と被爲戴、右の如く、都て此御世ふは、大嘗會ふさへ佛を初となし、次こ天社國社を祭給ふ程の中なからも、八幡大神と被爲戴候へ共、猶佛振を更給ふより、何事も皆僧侶の奏聞ょ任せ給ひしより、皇國の大道を失ひ給ぬれば、今れ御世ょ到ては、恐々も歎ヶ敷嫌御事も少からす、折節、明年甲子こも宇佐香椎へ敕使の巡年ふ被爲當候得者、何卒此廉を以、神號舊復之宣旨、伏而奉心願候、右之主意宜御披露可被下候、尤此儀八幡宮に奉仕之我々共出會之節こも、必歎談仕候、累年之心願こ御座候、以上、

文久三年癸亥四月廿日

豐後國直入郡
城原八幡宮社司
日野淡路守

---

此度香椎宮に奉幣使御發遣こ付、文化度も社頭向兩部之御設有之候處、今度御發遣御日合茂無之、御差懸之儀故、追而御取調可被爲在御事こ付、先今度も社頭向惣

々迄、何れ茂夫々官服等御仕度被　仰付、莫大之御物入被爲在、一際御配慮被爲遊候段と、乍恐奉愚察候、然處私共何れも薄(祿)錄之者ニ御座候へハ、居宅等手入之儀も行屆不申候、其上近年諸色高料ニ而、日用之薪方ニ困窮仕居申候折柄、右御大祭之御年限ニ差掛り申候間、何卒不敬――之儀も仕間敷と、樣々申合仕居申候得共、何分小身之者ニ御座候得と、難及自力ニ、當惑ニ差迫居申候間、兼而配札御免被仰付置候郡町浦之檀緣之向ニも、奉加相賴申度存念ニ御座候得共、追々御上より御取締之末ニ而、右樣趣取用不申向も、可有御座と存候條、仍之近頃恐多御願ニて御座候へとも、何卒稀成御大祭之儀ニ付、郡町浦一度之奉加　御免被　仰付、御觸流被　仰付被爲下候ハヽ、聊當り相對奉加仕度、左候ハヽ御蔭を以居宅等手入仕、全御大祭相勤、少しハ御厄介も御手薄く可有御座と奉存候條、幾重ニも前段之趣被爲聞召分御憐愍之思召ヲ以、願之通御觸流被　仰付被爲下候樣、御執成之程、偏ニ奉願上候、以上、

月日　　一社中

武內淡路守

濱吉大夫殿

喜多村安右衛門殿

右之通奉願置候處、文久二戌年四月十五日、左之切紙到來、

一筆致啓達候、然ハ兼而ニ相願候受持村々相對奉加之儀ニ付、申談儀有之候條、願主之惣代兩人役所ニ可被差出候、以上、

四月十五日　　濱吉　大夫

武内淡路守殿

右ニ付四月中牟田伊豫守寺社役所へ罷出候處、右願書左之別紙相添、寺社奉行衆ゟ御席ニ伺ニ相成候筈之處、郡奉行ニ引合ニ相成候處、右之次第ニ候ヘハ、不及伺手元ゟ御國中觸流候樣、可取計旨、被相答候ニ付、此添書不用ニ相成候旨ニ候、勿論御國中勸化之義ハ、願之通被仰付候段被相達候事、

但、添書不用ニ相成候由ニ候へ共、後年心得之ため、伊與守寫し來候ニ付爰ニ記ス、

覺

香椎大宮司社家中ゟ、別紙之通相願申候ニ付、取調へ申候處、同社之家中何れも、極々小身之者共ニ御座候處、去ル延享之度、奉幣使初而被指立以後、御宮御番烈敷、其上上官之社家中ニて、已後自他等も指支候ニ付、暮方之道無御座、難澁相願候處、延享

同年閏八月、寺社奉行衆ゟ、左之通被相達候、

武内淡路守殿

香椎宮

社家中

來ル子年、奉幣使御巡年ニ付、配札村々へ奉加致度段、委細出願致し候條、郡方及引合置候、然ルニ、今程村々困窮之折柄ニ而、押而奉加可申入樣無之候へ共、自然大庄屋庄屋江切立等、相賴候而も、村役人可致難澁候間、銘々受持郡丈ケ、家列廻り方可致候、尤村役人ゟ切立等致可遣段、及噂候ハヽ、彼方之志ニ而、相對候處ニ而相願候義ハ、勝手仕(次)第ニ付、右之趣意一統勘辨之上、奉加可致候事、

閏八月

同年十月、左之通寺社役所江差出ス、

口上覺、

來ル甲子年、　奉幣使御下向之御巡年ニ付、兼而勸化御願申上、　御免被　仰付置、難有仕合奉存候、最前廻鄕　御免ニ相成候節之御書付ハ、社家中ニ有之候、如何之次第ニ而、護國寺江も此節相願候哉、私家記錄取調へ候得とも、左之ケ所同寺配札

之儀、相見へ不申候、此段宜御聞通可被成下候、以上、

一四拾八浦、

一兩粕屋產子村々、

但村數十二ヶ村、

右ヶ所ハ私儀配札仕來居申候、

戌十月　　武內壹岐守

濱吉大夫樣

喜多村安右衛門樣

大森淺右衛門樣

同年十月、左之書面寺社役所江差出ス、

但、來春官位昇進上京前ニ付、當年差出候也、

口上覺

香椎宮、古來より、奉幣使被爲立、去ル文化度より、來ル子年迄六十一年之御滿年ニも被爲當候へハ、定而　奉幣使御下向之義、明年ニ懸候而ハ、御內意可被仰出、就而ハ、先例之通、御前程上京、且官位昇進等可被　仰付、左候ハヽ、禁裏御所幷二條殿

御祈禱獻上相兼、登京仕候て、可有御座奉存候、然ニ上京之上、二條殿ゟ奉幣使御下向前ヶ申、且代替り之儀ニ而、必定繼目御館入之儀、可被仰付と奉察候、私先代より於二條殿ハ、
香椎宮御祈願所ニも被　仰付、且又色々御恩も御座候御家ニ付而も、毎々御目見之儀被仰付候得共、節々御斷申上、旣ニ祖父丹波守登京仕候節も、御内意被爲在、其節も兎哉角御斷申上居申候、此節登京之上、是非々々御目見可被仰付御内意被爲在候節も、最早御斷之申上樣も無御座候儀ニ御座候間、
御上ニも、色々御事多之處、如何ニも奉恐入候御願ニ御座候へとも、何卒此節ハ、御目見無滯相濟申候樣、　御上ゟ御仕調被爲下候ハヽ、以御蔭御目見等可仕、左候ハヽ於私も難有、且對遠祖候而も、面目之次第ニ奉存候、右之趣被聞召分、何卒被仰付被爲下候樣、千々萬々幾重ニも奉願之儀ニ御座候、此段宜御取成之程、伏而奉願上候、

戊十月　武内壹岐守

濱吉大夫樣

喜多村安右衛門樣

大森淺右衛門様

同年十二月、　左之書面寺社役所に差出候處、御聞濟ニ相成候事、

但、奉加御免者、兼而も仰付候へ共、何分不行屆候ニ付、猶又御聲掛り之義相願候、

口上覺

私家先代より莫太（大）之借財御坐候、今般遺跡拜領被　仰付候後、様々と力を盡し見候へ共、根元小錄（祿）之儀ニも御座候得者、道付之手段も無御座、當惑ニ差及居申候、右之次第ニ御坐候得者、社務勤行等も難爲立程之儀ニ而奉恐入候、然ニ、明後子年者、奉幣使御巡年ニ被爲當候へ者、差向官位昇進等を始、色々入財之筋多く御坐候ニ付、請持之ヶ所々々、奉加之儀、一社中より奉願候處、御聞濟被　仰付、難有仕合ニ存候、然處左之ヶ所々々ハ、是迄私家より配札等致し來居申候、今般　禁裏御所より、被　仰出候　御祈禱始差向ハ御社用筋多く、奉幣使前、專ら取調へ候儀、多端ニ御坐候上、　御所御祈禱相濟候後ハ、速ニ上京御祈禱物相納候樣、可被　仰付歟と存候、右上京ニ付而も、自分用意之諸道具等多く、且京着之上ハ、速ニ官位昇進不仕候而者、奉對　御宮柄ニ、奉恐入候、彼是右申上候通、何分多端之儀而已差及、家列廻方奉加之儀行屆申間敷と奉存候、此度者、誠ニ

稀成御大祭禮ニ御座候へとも、一統之勸化とも次第も替り候儀ニ付、乍恐別儀之以御詮儀、御聲掛り被　仰付、郡町浦役筋之者共より、取立（マヽ）候ハヽ、御蔭を以、速ニ相運ひ可申とも存候、當御時勢御事多之折柄、右樣奉申上候も、重々奉恐入候得共、何卒　御慈悲之上、御許容被　仰付被爲下候ハヽ、

奉幣使ニ付、御社用筋萬々無滯相勤申上度奉存候、此以偏ニ御執成奉願候、已上、

請持ケ所

一兩市中

一兩粕屋郡

一四拾八浦

戌十二月　　武內壹岐守

濱吉大夫樣

喜多村安右衛門樣

大森淺右衛門樣

此書五月十一日傳奏坊城殿に差出ス、藪幸三郎持參相成、

奉願口上覺

△當年甲子六十一年之御巡年ニ付、

香椎宮江當五月

奉幣使御參向被爲　在候段、御達相成申候、然處右　社頭之儀者、延享元年甲子歳飛鳥井中將殿御參向之節、從吉田家唯一之作法ニ被取計居申候處、以後、私先代幼少且衰微之折柄、相紛　宮樣御支配与相成居候得共、御神事之御事ニ付、文化元年甲子歳、　四辻中將殿御參向之節、　御社頭神前向一切吉田家ゟ、延享之通被取計相濟居申候、其以後私家茂、　宮樣御支配相離、吉田家執　奏与相成居申候、然ニ當五月、

奉幣使御參向被爲　在候ニ付、先規之通与每事相心得居申候處ニ、此節

奉幣使御參向之節、本地堂、觀音堂、護摩堂、鐘樓、庚申塔等、不殘菰包ニ致候儀及不申旨、傳奏ゟ　御所司代之切紙寫ヲ以、吉田家江御達之趣茂在之、且又御里坊御內、岩井左衞門ゟ差廻候書面ニ者、此節　奉幣使御參向之節者、吉田家ゟ社頭爲指圖、下向仕候役人御作法之差圖者不及、申、　社頭出勤可爲無用抔与申儀承知仕、誠以先規ニ相違仕候段、夜白悲歎切齒之至ニ御座候、右樣相成候而者、又々混亂之基与相

成、自然御　參向之節、不敬之儀等出來仕候而者、
敕使之御方茂、下一方御　配慮之御事与、乍恐奉推察候、一躰從
禁裏御所、例年被　仰付候御祈禱、且又臨時ニ被　仰出候節者、　社頭神前向一切
社家ニ而勤行仕、社僧携候儀、一圓無御座、況此節稀成御大祭之御神事ニ候得者、僧
尼輕重服之輩、不可入神境抔与申儀与、同樣之御事ニ而、猶更社僧御作法ニ携候儀、
決而無御座候間、右携不申候樣ニ、被　仰付度、偏ニ奉歎願候、申上迄茂無御座候得
共、延享度ゟ絕ヲ御興起被爲　在候ゟ、此度三度ニ相成、自然文化度之御作法ニ相
成候得者、彌後年之定例与相成申事故、甚以歎息之仕合ニ御座候、最早來五月下旬、
御當地御發輿可被爲在候段、承知仕、御間合茂無御座候間、御下向ニ相成不申候內
ニ、御治定被　仰付、其期ニ至、混亂仕不申樣有御座度、偏奉歎願候、以上、

武內壹岐守

元治元年甲子四月

藪　幸三郞殿

東鄉　吉作殿

△　此處ニ獻供之儀書入レ、

△文政年中之御支配一件之記錄拔書一冊之分茂添而被差出、

△美濃守領內筑前國　香椎宮江、當五月

奉幣使被指立候ニ付、專御手當仕居申候、然ニ、同社御祭式之儀ニ付、先年社家社僧混雜筋在之候、右混雜之次第者、根元兩部之社頭ニ無御座候ニ付、延享之節者、神道唯一之御祭式ニ相成候處、其後ニ至、社僧護國寺觸頭松源院豪一与申僧、謀計ヲ以、古法抔与唱、　日光宮樣江申入、社格兩部之御定制申請、文化度之節者、社僧出席ヲ茂仕、御式及混雜候由ニ候得共、根元護國寺者、寶永年中取建候寺ニ而、古法可存樣無御座、國中之社家者申迄茂無之、有司一統下者、社地之村民ニ至迄、不歸服仕、其儘難閣御座候付、松源院初懸役人、夫々嚴敷咎申付、文政元年ニ至、御定制返上之儀、於江府別紙之通、上野表此方宿坊養壽院迄申入候得共、　宮樣ゟ被　仰出候　御定制返上与申候儀、　御威光ニ茂拘候故ニ茂御座候哉、申立通相運不申、乍去筋合不相立申出候与之御內諭茂無之、翌年三月に至、右申立之內、社家支配之儀計、國主江御任せに相成候段、　御紗汰（沙下同ジ）有之、其節ゟ大宮司者、國元寺社奉行支配ニ申付、　宮樣之御手ヲ離、吉田家之執　奏与相成申候、惣而是迄從　御所、例年被　仰付候御祈禱、且又臨時被　仰出共、大宮司引請、相勤、社僧携候儀無御座候間、當節之（奉脫カ下同ジ）幣使

者、猶更稀成御神事に御座候得者、何卒延享度之被復御古格、唯一之御祭法に相成度、一統奉懇願候に御座候、就而者先年之末、今般猶又上野表被相伺度儀に御座候處、於御當所、　宮様御家來、從若井左衛門、專有御定制之御趣意ヲ以申談候付、強而茂難申立、則於江戸、　上野表に茂、文化度之通相替儀無御座、此節改可相伺次第無之趣者、申出置候、然に前件之通、混雜之末こ付、此節茂、護國寺携候而者、國中多人數之社家社地之村民等、不歸服仕、如何体不都合之儀、差發可申哉茂難計、左候而者、重キ勅使に奉對、何分奉恐入候次第こ御座候、最早御發遣茂被爲近寄、甚以心配仕候折柄、大宮司方茂別帋之通申出、何分共儘難閣筋合之儀こ御座候間、旁此段申上候、速こ　御紗汰被爲下候様奉願候、以上、

子四月　松平美濃守留守居

藪　幸三郎

坊城大納言

飛鳥井中納言

野宮中納言

四月廿九日參内之節被差出、

從吉田殿傳　奏ヘ差出之分左ニ記、

○當五月、香椎宮ヘ奉幣使參向之節、社頭兩部之趣ニ而、延享度之例に不拘、且文化之度者、兩部之作法ニ相成、當家者一切不差綺相濟候旨、其外件々、過日所司代切紙之寫ヲ以、被達拜承候、然處、延享之度者勿論、文化之度迚茂、社頭鋪設社家進退等、當家商量之事ニ付、前件被達趣ニ而者、令離齬候得共、大宮司始、社中之輩、幸令上京居候條申聞候處、右樣相成候而者、社中及混雜候旨、縷々申立、其上國中社家一同騷立候者、眼前之樣存候、自然右樣相成候而者、格別之

御用ニ差支、於良義茂甚當惑候、過日從

梅溪家茂、別紙寫之通、被申越候得共、私ニ難及挨拶、此等之邊茂相伺度、乍愚昧倩考候ニ、重神事之節、堂舍石佛等取園之儀、古今之恒規、且

御敬神之一端候、抑先般豐後國直入郡城原八幡宮社司日野淡路守申立候類ニ而元來八幡宮者、續日本紀之頃者、八幡大神、或者八幡大神宮与被稱候處ニ、天長年中ヨリ大菩薩之號往々所見候、是全空海行敎等所々ニ勸請候ヨリ、菩薩號大ニ盛ニ相成、遂ニ兩部之名目起り、神佛混雜之儀与被存候、何分當時勢候哉、諸國社家共、種々之儀申出、恐入候事ニ候、又　香椎宮大宮司者、則朝野群載所見候寛治七年之官

符、香椎社大宮司、勝作宿禰範宣之後胤ニ相違無之、又中右記五年十一月宇佐使之條ニ使進發、以後至參宮日、神事止御修法御加持之文所見候得者、大宮司之申立強而難差押、心痛候間、總而之儀乍恐

思食相伺度存候事、

四月廿九日　　良義

坊城大納言殿

飛鳥井中納言殿

野宮中納言殿

吉田家ゟ傳　奏江差出之節、被添候、

別紙左ニ記ス、

傳　奏御月番野宮中納言様ゟ御達之寫、

○當年甲子ニ付、松平美濃守領分筑前國香椎宮江、當五月奉　幣使參向之節、右社頭之儀、元來兩部ニ候處、年暦相立相紛、延享元甲子年、奉幣使之節、吉田家ゟ唯一之作(法脫カ)ニ料計有之候處、其後准后宮支配ニ復古致シ、文化元甲子年、奉幣使參向之節者、兩部之作法ニ相成、吉田家ゟ茂、一切不差綺相濟候得共、關東ゟ美濃守江、右參向之節、

先規不相振、不都合無之樣、可取計旨相達候ニ付、延享度之振合ニ而、本地堂、觀音堂護摩堂、鐘樓、庚申塔等、不殘菰包ニ致シ候ニ付、出役之者ゟ、美濃守家來ニ彼是掛合ニ及候得共、差向候儀ニ付、無餘儀、其儘ニ而相濟候、右關東ゟ美濃守に相達候趣者、
奉幣使取扱之儀ニ在之、素々兩部之社頭ニ付、諸堂菰包ニ者不及事与存候間、
當五月、右宮に奉幣使參向之節者、本地堂其外菰包ニ致シ候儀相止メ候与迄差支之筋無之哉与存候間、右之趣寺社奉行ゟ、美濃守家來に相達置候樣、申越候間、此段吉田家に爲心得、御達置被成候樣ニ与存候事、

四月

梅溪殿御使者手控　　吉田殿に

○中將殿、今度　宇佐香椎兩宮　奉幣使、被蒙御内意候ニ付而者、惣而文化度之例ヲ被取用候、然處、於　香椎、大日堂以下閉、文化度俄ニ出來之旨、相見に、今度不及閉之旨、黑田家に從寺社奉行達在之候趣、傳　奏衆ゟ御達ニ相成、右之通ニ而違亂無之儀ニ候者々可然被存候得共、參向之期ニ至り、彼是混雜之儀在之候而者、被致迷惑候間、爲念御問合被申候、右等之儀無之樣、可然御取計在之樣、御賴被申入候、以上、

梅溪中將殿使

鬼頭　掃部

傳　奏坊城殿ヨリ五月六日早天ニ御達、

○當五月香椎宮江

奉幣使被致參向候節、右社頭日光准后支配復古致シ候付、南部之作法取計候儀、寺社奉行申越候趣、申進、梅溪吉田家江被成御達候處、承知之旨被申聞候段、被仰聞、則其趣寺社奉行江相達置申候、然處吉田家ヨリ別紙書付被差出候由、被差越之、致一覽候、右南部之取計ニ而者、差支相成、被致當惑候由、既先達而及御掛合、承知之由候處、猶又被申立候付、其趣者寺社奉行江可申遣候得共、遠路隔絶致、往復之間合等相掛り候付、最早發途被致候日限ニ差迫り候而者、取計方甚難澁可致与存候、併被申立之趣者、關東江可申遣候得共、前文之次第ニ付、差掛取計方等相不調儀茂可在之与存候間、此段右家江御達置被成候樣、致度存候事、

五月

吉田殿ヨリ、又五月七日議　奏柳原殿江差出之寫、

前書丸印之分与一同ニ差出ニ相成、

當五月　香椎宮江奉幣使參向之節、社頭之儀ニ付、別紙三通之通、去月廿九日伺書

差出候處、昨六日坊城家ヨリ、尙又別紙寫之通、所司代切紙之寫ヲ以、被達、則大宮司
始社中之輩に申聞候處、右樣之儀ニ而者、社中之者勿論、國中社家共混雜候段、頻而
申立候間、乍恐尙又思食相伺度存候事、

五月七日　　　　　　　　　　　　　　　　良義

伺書寫　　御里坊御內君井左衞門ゟ梅溪殿に伺書差出ス寫

今般　香椎宮に奉　幣ニ付寬之廉々

一內陣左右ニ密壇出有之候、御差支者無御座候哉、相伺候處、御餝之儀ニ付、指置候而
不苦旨、先規御沙汰ニ候、此度者如何相心得可申哉之事、(前後略)

一別當護國寺、奉　幣使御參向之節、万一病氣差合等有之候時者、國主ゟ寺領之寺院
五六ヶ寺之內、神宮寺智門爲代、相務候樣、被　仰付候、且智門義、是迄黑衣ニ御座候
間、一日色衣御免被　仰付候ニ付、色衣着用可仕旨、
御許容被　仰付候間、是等御承知迄申上置候事、(下略)

元治度

奉幣使ニ付、先達而　宮樣ゟ御達之趣、且又神事ニ付、社僧之携無之趣、毎事申出致し候處、委細承知致し候、重疊勘考可致旨申聞候ニ付、傳奏衆より、吉田家に達ニ相成候　宮樣ゟ之書面寫差出候處、暫時借用致度趣被申候間、差出置候事、

一上官三苫大和守、三苫攝津守兩人、鈴鹿大和守方へ罷出、此節宮樣、岩井左(衛脱カ)門ゟ御差廻し申上居候書面之内ニ、吉田家役人一切社頭出勤無用さるへき事抔と申義御坐候間、國元屋敷ゟ、御本所引合申候上、御返答可致申置候、守役衆ゟ御差廻しニ相成居候由、何分之御答ニ相成居申候哉、右之通ニ候ても、　御殿之御方宜被爲在候哉、詰与御答被下度、自然岩井申候通り相成候而も、同方之差圖を受、御社頭向相勤候樣相成候而も、誠殘念ニ候趣、手强く申入候事、

夫より直と同所家老鈴鹿石見守方へ罷越候事、不快ニ而出會斷候ニ付、直ニ同席鈴鹿但馬守方へ罷越候處、面會御座候ニ付、申聞ヱ上候ハ、奉幣使之儀ニ付、先達ゟ宮樣ゟ御差廻しニ相成居候ハ(衛カ)一件ハ、何分之御答ニ御坐候哉、此節詰与後年之格と相成候儀ニ御座候、第一御社頭御作法之儀、猶更御殿ゟ御差圖無御坐候而も、不相濟、先年文化度護國寺支配之節さへも、社頭御作法ハ、御殿ゟ御差圖ニ而相濟居

申候、殊ニ此節ハ、支配も相分り居申候へハ、猶更唯一神道之御作法無之而ハ、不相濟候間、相違之場所ハ、傳奏衆迄とか、いつれへ成とも、請度可仰立被下度、常々御執奏之御事ニ付、かゝる時ハこそ、御世話被下度段、重疊申入候處、只今何とも御答不致出來候間、明日皆々にも、右之儀通達評（議下同ジ）義可致段と申候間、重疊御評義奉賴候、初而罷出、段々失敬之趣申出候而、引取候事、

四月廿五日、

先年文化度迄ハ、社家も宮様御支配之處、夫ニ而ハ御國政ニ差支ニ付、已後國方町奉行直支配ニいたし度段、御願之趣、　宮様御聞濟之上、御同方ゟ、支配之儀ハ、御聞濟ニ相成候得共、又々甲子之年、　奉幣使之節ハ、社頭相ふれ候譯合も候ハゝ、相伺候樣、御達ニ相成居候旨に付、此節も申候而も、社頭向幷社家社僧之儀、文化度之通、何さへ相替儀無御座候と申處、江戸に申參り候ニ付、　宮様ゟ被仰遣候御書面凡左之通、

宮様ゟ之御書面大意

支配之儀ハ如何様、先年御聞濟被相成居申候へとも、此節も文化度之通り、社頭向

并社家社僧之處、何きへ不相替と申處、御聞濟ニ相成候、然ルニ、文化度ハ、間違ニ而、
假ニ包立申候へとも、此節ハ護國寺等包立ニ相成不申樣有御座度段、申參り、荒増
右之趣意也、

同廿六日

一今朝吉田殿ゟ、神祇殿十八神道之具飾付拜見致し、不足之品もを、見合候樣申來候ニ
付、罷出、夫々綾々拜見罷歸候事、

一晝後、三宮攝津守、上立賣屋敷ゟ被歸、鈴鹿大和守も、一同罷歸り候由、於上立賣屋敷
　宮樣一件ニ付、差出候願書、且右之分へ、間役數幸三郎方ゟ添横折、鈴鹿大和守へ
被爲見候處、餘り強過も致間敷哉抔、噂いゝし候由、其節攝津守同席ニ罷在候而申
候も、強き事ハ有御座間敷、　宮樣御方ハ、非理を被申立、此方ハ道理前を以申立候
事故、宜可有御座申達候由、

一右一條ニ付、手元ゟ差出候願書、幸三郎方、執捨加筆有之、堅紙ニ、今日中相認、明日可
差出旨、攝津守へ傳言有之、

一御里坊岩井左衞門ゟ、梅溪殿へ差廻申候書面、攝津守上立賣屋敷ニ而寫取、持參左

之通、
一香椎宮別當幷社家共一体、此御方御支配之儀ニ付、文化度　奉幣使御一會之節、右社家共勤役進退之儀、總而指揮被爲在候、然處、去ル文政元寅年十月中、松平備前守殿ゟ、右社家共直支配仕度段、事譯被申上候ニ付、無御據、御許容ニ相成、以來國主江御任ニ相成來候、然處、今般右社家共進退之儀ハ、國主ニ於て頓着可有之事ニ候、併奉　幣御作法之場ニ至り候而ハ、此御支配之　御宮へ參役可有之譯ニ付、其進退節度指揮之儀ハ、國主へ相達し、國主ゟ社家共江下知有之候而、社役相心得候筈ニ御坐候、依而此段爲御承知被仰入置候、

准后宮御使

子三月　岩井左衛門

一聞役藪幸三郎方、獻供之儀被相尋、左之通書面差出、

獻供之義御尋ニ付左ニ申上候、

延享度ハ、魚類獻侍仕候儀、委細記錄ニ書留居申候、文化度ハ護國寺支配ニ候へ共、同寺ゟ差留、鳥類獻侍爲致不申、無餘義相備居不申候、此節ハ延享度之例、且例年

奉幣使御參向之節ハ、吉田家より、社頭爲差圖、下向仕候役人御作法之差圖ハ不及申、社頭出勤可爲無用抔と申義承知仕、誠ニ以先規ニ相違仕候段、夜白悲歎切齒之至りニ御坐候、右樣相成候而ハ、又々混雜之基ニ相成、自然御參向之節、不敬之儀等出來仕候而ハ、
勅使之御方ニも、不一方御配慮之御事と乍恐、奉推察候、一躰
禁裏御所ゟ、例年被　仰付候御祈禱、且又臨時ニ被　仰出候節ハ、社頭神前向一切社家ニ而勤行仕、社僧携り之儀一圓無御座候、況ヤ此節稀成御大祭之御神事ニ候へハ、僧尼輕重服之輩不可入神境抔と申儀与同樣之御事ニ而、猶更社僧御作法ニ携候儀、決而無御座候間、右携り不申候樣ニ、被　仰付度、偏ニ奉歎願候、申上候迄も無御座候へ共、延享度より絕さるを御興起被爲在候より、此度三度ニ相成、自然文化度之御作法ニ相成候へハ、彌後年之定例と相成申候事故、甚以歎息之仕合ニ御坐候、最早來る五月下旬、御當地御發輿可被爲在段、承知仕、御間合も無御座候間、御下向ニ相成不申內ニ、御治定被　仰付、其期ニ至り、混亂仕不申樣、有御座度、偏ニ奉歎願候、以上、

子四月

武内壹岐守

藪幸三郎殿

聞役添簡左之通

五月朔日、

一吉田殿良義より、護國寺一件ニ付、傳奏三人ゟ中立ニ相成候書面、此方京屋敷ゟ差廻し被成候樣、兒きニ相成候ニ付、重疊忝候旨申出、今日屋敷へ御持參被成候ハヽ御同道可仕旨申出、大和守同道、上立賣屋敷へ罷越候趣、中立賣御屋敷へ、出方ニ相成居ニ付、引取候節、与風御屋敷内ニ而、護國寺へ出合候、一通り時候挨拶ニ而立別レ、大和守同道、中立賣ゟ罷出、聞役引合候處、出會ニ相成候、無程護國寺も罷越、一席ニ控居候へハ、先護國寺ニ守樣面會有之、護國寺旅用金不足ニ付願出候處、於京地ハ、不被爲出來候、乍然何ぞ無據次第も有之候ハヽ、少々之儀ハ、相濟候義も可有之哉、金高少く認替、書面差出候樣被申聞、同僧ハ引取候事、

一兼々被差出候旅用金拜借願、權大宮司兩人分とも、多分願之通相濟可申噂も有之

候ニ付、猶又重疊相願候事、

一私儀、最早一昨廿八日、　梅溪様御目見、且又御式習禮相濟申候間、先御用向相濟申候間、一日も速ニ歸國仕度ト存候、然るニ先達より歎願仕候護國寺一件願、何分ニ可被仰付候哉、少しハ御模樣奉拜承候而、引取申度段申入候處、關役ゟ御用人兼帶久野一角殿、咄合有之候處、如何樣御用向相濟候へとも、右之一件何と歟御方付ニ可相成、且自然御尋之懸り候事も、難計候間、今少し滯留致度被申付候事、

右一件歎願之書面、下地　二條樣諸大夫北小路治部少輔方迄差出ニ相成、內分關白樣御覽ニ相成居申候由、御下ケニ相成候ハヽ、速ニ認メ替傳奏衆江差出候手續ニ相成居候由、

一同二日、

護國寺一件之願書、吉田殿役人當ニて差出、吉田殿ゟ御差出之御書面を申請、留置左之通、

同四日、

一二條様諸大夫北小路治部少輔方に、出會致度、御館に罷出候處、　御前ニ被罷出候而、隙取可申旨ニ付、直ニ宅に罷越、同方悴に面會致、委細相咄、宮様一件をも、猶又重疊相頼、扨　二條御殿御直支配之儀とも、願書相認メ、差出、何とそ御工夫被爲下候様、是又重疊相頼置、引取候事、

一六日、

今朝五時頃、鈴鹿大和守方ゟ急ニ面會致度段申越候、罷出候處、今早朝傳奏坊城殿より、左之通り達ニ相成候ニ付、本所より又々左之通書面被差出候筈ニ御坐候、既ニ今日梅溪様に罷越、右之儀申上候處、本所より宜取計呉候様被申候間、上立賣屋敷へ參り候處、皆々留守ニ付、今朝又々參り候筈ニ候段、申聞候、誠ニ以坊城殿依古(怙)最屓御取計、先達而本所より御差出之御書面、坊城殿へ被留置、議奏衆に御差廻しニ不相成と相見申候、二條様へ御内分差出置候分、未御下ヶニ相成不申、定而坊城殿一存ゟ見へ申候、いろましても邪なる御取計、私茂屋敷へ早速罷出、坊城殿ゟ御達書寫取候間拜借仕候段申出、

坊城殿ゟ吉田殿に御達書寫

當五月、香椎宮に

奉幣使被致參向候節、右社頭日光准后支配復古致候ニ付、兩部之作法取計候儀、寺社奉行申達候趣、申進、梅溪吉田家へ被成御達候處、承知之旨被申聞候段、被仰聞、則其趣寺社奉行ニ相達置申候、然處吉田家より別紙書付被差出候由、被差越(マヽ)を致一覽候、右兩部之取計ニ而ハ、差支相成被致當惑候由、既先達而及掛合承知之由之處、猶又被申立候付、其趣ハ寺社奉行ニ可申遣候得共、遠路隔絶致、往復之間合等相掛候ニ付、最早發途被致候日限ニも、差迫候而ハ、取計方甚難澁可致と存候、併被申立候趣ハ、關東ニ可申遣候得共、前文之次第ニ付、差掛取計方等、不相調儀も可有之と存候間、此段右家へ御達置被成候樣致度存候事、

五月

吉田家ゟ再度被差出候御書面寫

當五月、香椎宮ニ奉幣使參向之節、社頭之儀ニ付、別紙三通之通、去月廿九日伺書差出候處、昨六日坊城家より尙又別紙寫之通、所司代切紙之寫ヲ以、被達、則大宮司始社中之輩ニ申聞候處、右樣之儀ニ而ハ、社中之者勿論、國中社家共混雜候段、頻ニ申立候間、乍恐尙又思召相伺度存候事、

五月七日　良義

一中立賣御屋敷ニハ、昨六日所司代より、先達而吉田家別紙之通ニ願立居中候間、自然ハ、先年之振合と相替り、唯今御都合ニ可相成歟も難計候間、先年之所ニ而、手當有之居申候而ハ、無用事ニ付、爲心得奉置与申候而、吉田家より之願立之書面差廻ニ相成候由、

一同七日、

一吉田家より達ニ相成候傳奏坊城殿ゟ達之御書面寫、幷吉田家ゟ再度被差出候御書面寫持參、上立賣御屋敷關役藪幸三郎方へ罷越候處、昨日寄合ニ而、殊外夜更歸りニ相成、いまた目覺無之、相待居候處、鈴鹿大和守も罷越、相待居候處、目覺ニ相成、出會、鈴鹿より右之書面見せ候處、幸三郎方一覽有之、是ハ不相濟事ニ候、第一筋違ニ而、議奏衆へ差出候筈之處、所司代被差廻候、相違致し候、勅使之儀ニ付、關東御懸合ニ無御座ニ候、いつれ早速二條樣北小路治部少輔方に見せ申候ハヽ、筋違ニ治定可致候間、早速懸合遣し、同方隙候ハヽ、參り委細催促可仕、右之一件御治定ニ不相成候而、勅使御下向ニ相成候而ハ、混雜之基ニ付、御治定御延引被仰付樣、若又其已前ニ御治定相成候ハヽ、宜候得共、いつれ其邊り、重疊つとめ可申段、藪氏答ニ付、先安心致

し候段、申出候、右ニ付、鈴鹿引取ニ相成、吉田家家老壹人、議奏柳原殿に參り、先達申立之御書面、此節之分共、被差出候由、

一兼而相願候通り拜借金可被　仰付候哉、奉伺候處、最早相濟居申候間、今日中立賣役所ニ於て、相渡可申候間、今より出方いたし候樣被申候間、罷出、左之通受取候事、

一金三拾五兩ハ　武內壹岐守拜借

一同拾八兩〃　權大宮司　三苫攝津守拜借

一同拾八兩〃　同　三苫　拜借

〆七拾貳(壹)兩

右之通受取直ニ引取候事、

一中立賣御屋敷御用人兼帶久野一角殿方へ、種々物談之折柄、昨六日所司代より達これ、別紙之通、吉田家より願書差出ニ相成居候間、自然ハ先年と違ひ、唯一之御作法ニ可相成も難計候間、爲心得達置候旨ニ候、吉田家より之願書、差廻ニ相成候由噂有之、昨日坊城殿より、吉田家へ達之處、相違致候段咄被申候事、

一吉田村旅宿に罷歸、權大宮司兩人へ拜借金夫々相渡候事、

同八日、

一今朝鈴鹿大和守より罷出候樣申來候ニ付、早速吉田家に罷出候處、御殿奧之間ニ案內有之、昨日夕飯後、藪幸三郞殿ゟ懸合參り候、其儀ハ昨日藪氏二條殿下に被罷出候折柄、議奏柳原殿殿下も御出相成、專ら右一件御談合中ニ付、中人候處も、直ニ諸大夫ゟ申上候處、宜都合ニ相成、安心之道ニ可相成哉ニ付、內談仕候段申聞候事、

一議奏柳原殿より、昨日夕六半時頃、內分御自筆ヲ以、昨日被差出候末、御答ニ相成申候、是与聞役之懸合とも引合を候得ハ、多分宜樣見へ申段被申候間、如何ニも右樣之次第と見へ申候、宜樣ニ御座候、答ニ而、鈴鹿へも今日晝後、上立賣屋敷に參り候由ニ付、然ハ私も罷越可申と約し置、柳原殿之御書面借受、寫取、聞役へ見を申候處、幸三郞方

二條殿下ニ而諸大夫北小路より承候處ハ、少し緩々相(マヽ)居申候、藪氏承り候處ハ、只今柳原殿も御出御打合相成居申候、此節之所ハ只今無爲ニして、奉幣使相濟候ハヽ、宜哉と諸大夫より藪へ申聞候ニ付、右樣ニ而御坐候、穩ニ相濟候ハヽ、宜奉存候、然るニ、御作法ニも懸り合不申、只社頭出勤のミ候間、岩井左衞門も下向不仕候而、宜候半と被存候、岩井下向仕、寺僧出勤仕候樣御座候而ハ、混亂相

達無御坐候間、何ハ岩井も下向不仕、寺僧も出勤不仕候ハヽ、無爲ニ相濟可申、其處ニ御評議奉願候段、申入候由、諸大夫北小路被申候て、只今柳原樣も御出ニ相成、吉田家より之願書御持參、御評議御坐候處、柳原樣御趣意ハ、江戸寺社奉行よりも、達ニ相成候事故ニ、武家にもケ樣之譯と申義、御懸ケ(合カ)被成候方可然との御噂ニ御坐候付而て、此節之所ハ、彼是いたし候へハ、最早勅使御發途近くも相成候間、全く叡慮を以、神道唯一之御作法ニ被　仰付、御取極之處ハ、追而御治定ニ相成候而も可宜旨、北小路噂ニ付、左樣被仰付候ハヽ、別而難有被存候、何卒其處ニ御治定奉願候段、開役ゟ願置、開役御退出之折柄、一橋樣御家老參殿有之候ニ付、北小路噂ニ、右御家老にも懸ケ(合カ)置可申段、被申候段、開役物語有之候事、

柳原殿ゟ吉田家に七日夕六半時頃御内分被仰遣候御書寫

梅雨朦々敷候、抑今朝以某御内議之御書付、則　殿下參入得拜面申入候、黑田差出候書付も、拜見被下候、黑田社家同意ニ付、寺社奉行之存意計唱、南部之說て如何可然歟と御相談被爲在候間、光愛申合候ニハ、自御家來承候通、いつまても事治、無爲ニして奉幣使相濟候事、專一ニ候間、一橋閣老等之中ヲ、

殿下ニ被召、

幕府之寺社奉行ハ、兩部之說、國守社家等ハ件之通ニ書取如何歟、又國守ハ、若兩部之說ニ相成候ハヽ、奉幣使御延引願候、御延引ハ決而不相成儀可如何歟、無違亂無滯　幣使可遂所置、可然奉言上、全御委任之廉ヲ以、御相談被爲在候而ハ如何哉、若於幕吏、唱兩部之說候ハヽ、筑前ヲ於幕吏可說行、被仰候而も如何哉、申入候處、誠ニ良謀、　殿下叶賢慮候間、早々可有御所置旨、被命候、仍而早々頓首、

五月七日

追申候、藪某も　殿下ニ參上仕居候、且又本文之通、御答ニ相成候哉と存候、明朝ニても、以御使御尋向之方と存候、白人メニハ、兩部之說甚不審ニ存候、尤　殿下も社家之說御得意ニ候、かしこ、

一聞役藪氏噂ニ、右柳原殿吉田家ニて、御書面ニ而ハ、少し緩く相成候、且武家ニ御相談と申ハ餘り不宜候間、又々今日只今ゟ、　殿下被參上、北小路迄其段可申入置候、昨日岩井左衛門參り、咄會申入候得共、不快之由申聞、逢不申、又々明日可參申置候、引取候、右之節鈴鹿大和守物談ニ、護國寺先日來、梅溪殿へ御猶子ニ相成度旨、相願候得とも、御許容無之との噂、承候由申出、いつれも一笑、畢而、鈴鹿同道引取候事、

上置候、以上、

子五月　　武内壹岐守

藪幸三郎殿

同十四日、

一議奏方柳原殿飛鳥井殿御參内之上、飛鳥井殿ゟ柳原殿へ香椎宮に御奉納之御檀料、先年ハ宮樣へ御渡之上、護國寺に御渡ニ相成居候由、就而ハ護國寺ゟ經卷類并白銀壹枚、禁裏に差上候由、日光殿ゟ之噂ニ候段、御咄有之候處、柳原殿共御初穗銀ハ、最早吉田家へ御渡之上、大宮司へ相渡候由、經卷數銀壹枚、御所に差出候共、何之役にも立不申、又經卷數ハ主上にも御望ハ有之間敷、其段日光御門主に御答被成候樣、荒々敷御答御坐候由。

同十五日、

一昨十四日傳奏に藪氏被相出候ニ付、いまゝ何分之御都合ニ被爲參候哉、御承知ニ

無候哉と、相尋候處、成程傳奏に罷出候處、最早願書いつきも差出ニ相成、
關白様御預りニ相成居申候由、噂ニ御坐候、右ニ付
二條様へ罷出、御催促申上候合ニ候處、又少々間違ニ而、既ニ去ル十一日迄ニ、一
橋様ゟ御答之筈ニ御座候處、一橋様ハ、御同方御家來衆と、此方様御家來と打合ニ
而、相濟候事と思召ニ相成居申候由、左様ニ而ハ無御座、殿下にて御答ヲ御待被爲
在候由、右御答ニ相成候ハヽ、一兩日中ニも何と歟御沙汰可有御座候、夫故　一橋
様、未タ御滯坂中ニ付、　一橋様御留守ゟ、今日三時刻、大早飛脚、大坂迄差立ニ相成
居候由、今夕ハ多分御返事相分り可申と、御同家御役人噂之由、左候時ハ、多く明十
六日ハ御返答ニ相成可申被存候、十八九日ニハ、御沙汰可有之見込居申候、夫故十
八日頃出立も差延居申候との噂ニ候事、

同十七日、

一歎願之ヶ條、何分ニ御坐候哉、最早御治定ニ相成可申哉と申出候處、願書ハ得と、
關白様御預りニ相成居申候、
一一橋様之御答御待被成候由、御返答次第、早速御治定可被爲在御沙汰ニ候へとも、

一橋樣御引籠りこ相成候由、是ハ水戶樣御逝去こ付而之事之由、右こ付、御同家御用人〻、御老中水野和泉守樣江御咄有之、和泉守樣より關白樣へ御返答こ相成候由、和泉守樣ハ、將軍樣昨日大坂御出船御供之筈こ候處、御用筋こ而、又々京都へ御出之由、右こ付、和泉守樣江御願之由、定而今明日間こも、御返答可被爲在、左候ハヽ無程御達可有之、噂有之事、

同十八日、

一昨十七日、上立賣御屋敷罷出候處、多分今日共も、御治定可被爲在樣、御承付候こ付終日在宿相待居候へとも、呼出も無之候處、夜五半時頃、吉田家〻急こ罷出候樣申來候こ付、早速相越候處、先刻傳奏坊城殿〻、左之通御達こ相成候、先ハ互こ大慶之事こ候段、鈴鹿大和守申聞候間、誠こ難有仕合奉存候旨、申述、何樣明朝速こ屋敷へ罷出、吹聽可仕旨申出、引取、權大宮司兩人江も申聞候事、

傳奏御月番坊城大納言殿〻、

御達書寫

今度
香椎宮奉幣之儀、惣而延享之度之通、被　仰出候ニ付而も、御扉之鍵、護國寺より
大宮司江可相渡、
御沙汰候事、
五月

今度
香椎宮奉幣之儀、延享之度之通を被　仰出候、尤兩部之儀ハ、追而御取調可被爲
在候ニ付、護國寺ニおゐても、出席堅可爲無用候、宮御方御代拜御獻備物等ハ、御
差支不被爲在
御沙汰候事、
但、御作法相濟之後、御代拜可有之候、尤御作法中着座無之方可然候事、
五月

同十九日、
藪幸三郎方物語ニ、昨日願之通、
御所方被　仰出候末、幸三郎方

關白殿下に被爲　召、夕刻御目通に被　召出、御直ニ此節之歎願、
主上に申上候次第ニ今般筑前
香椎宮に奉幣使御立被爲在候ニ付、日光宮より、ケ樣々々之次第ニ付、香椎大宮司、且又國主にも、同樣混雜無之樣、奉願候、右御治定不被　仰付候節ハ、幣使御延引ニ奉願候、左候迚、宇佐ハ御延引不被爲出來と被存候間、追而筑前にて幣使可被差立歟、日光宮よりの御趣意、筑前之留守居一ト先ツ下國いたし、香椎大宮司并社中之者共、并國中多人數ニ、社家に有之段說得致し、又々上京ならでハ、幣使下向ハ難相成、此儘ニ下向ニ相成候ハヽ、只今之時勢、いろ樣なる不穩義出來可仕、難計被存候段、奏聞奉り候處、夫ニ決而不相濟義、以之外之事と、
叡慮被爲在、混雜いたさぬ樣、取計候へとの、
叡慮被爲在候段、　殿下御物語有之、又々以後日光宮方、何与歟申立可申候へ共、夫ニ聊懸念仕義ニ而も無之由、御噂被爲在候段、誠ニ難有次第ニ被存候事、

元治元年子二月

奉願口上之覺

當子年

奉幣使御參向被爲遊候ニ付而も、御上ニも色々御配慮被爲遊候段ハ、乍恐深く勘辨仕候、就而ハ、私共儀迄追々奉掛御厄介之儀不少、重々奉恐入候、然るニ裝束等之儀、先例之通御仕渡被仰付候趣、被仰渡、難有拜承仕候、然處右　御上ゟ御仕渡被　仰付候狩衣指貫何卒代銀ニ而御渡被仰付被爲下候も、私共手元ニ而、相求申度奉存候、御用繁之候半、如何ニも身勝手之儀申上候樣、可被思召候得共、偏ニ此段宜敷御執成之程奉願上候、以上、

子二月

木下　波門（磯　吉方）
井上　多門（鶴　吉方）
石川　兵部（道　古（吉カ）方）
石川　左門（正　三方）
石川　采女（熊　吉方）
石川　丹下（梅次郎方）
本郷　主膳（福　弘方）
本郷　紀留（甚　助方）

本郷　造酒（義　雄方）

武內壹岐守樣

御用所付札

申出候通ニ相成候末、於京都、舊例御仕渡之品代銀、此節取調へ、開役手元ゟ引付可申候事、

右願出申候、御事多候折柄、申上兼候得共、何卒御仕整ニ可相成丈ヶ之代銀、御渡被爲下候樣、於私も同樣奉願候、此段宜御執成奉願候、以上、

同月　武內壹岐守

濱吉大夫樣

喜多村安右衞門樣

大森淺右衞門樣

口上之覺

私忰仲儀、此節繼目より、法禮官迄御願申上候、願名左ニ申上置候間、猶京地宜御取計
可被仰付、此段奉願候、以上、
中牟田仲ニ而繼目願出申候、願名ハ、河內頭(守カ)氏永又ハ但馬頭(守カ)氏富、
子三月　　中牟田伊豫守
武內壹岐守樣

一下官中ゟ相願候一件、願通被仰付候ニ付、差出借狀、

借狀之事

一正金拾七兩貳步　利月一分
右ハ今般
奉幣使ニ付、私共裝束先例之通布侍衣御渡ニ可相成之處、格別之御大祭、勝々之社家中も、殊之外錺りニ相成可申由、就而ハ香椎宮奉仕之私共ニ、御座候得ハ、此度ハ紗裝ニ而相勤度申合仕候ニ付、御仕渡之分ハ、於京都代銀ヲ以御渡有之旨ニ付、此度大宮司御受取ニ相成候間、御下國之上、御役所に御上納ニ相成筈ニ候、依之、一人正金三兩貳步宛、右之金高御拜借、願之通被仰付、慥ニ受取申上候、然る上ハ、紗衣と布衣との不足丈ケハ、追而御渡銀ニ而、御引狎(ナラシ)被下、及不足候ハヽ、五ケ年賦上納嚴

重可仕處、相違無御座、仍而借狀如件、

元治元年三月

香椎宮下官社人
本鄉　紀留
石川　采女
石川　左門
井上　多門
木下　波門

武內壹岐守殿

奥書例之通

口上覺

私儀今般
奉幣使爲御請、上京被仰付候ニ付、委細於御國元ニ奉願候處、左之高、旅用金外ニ拜領金ヲモ御渡被　仰付、雖有仕合奉存候、然ニ去春上京仕候節よりハ、諸品拔群高料ニ相成居申候得者、往反も無據物入有之、且又、
奉幣使御下向前、御當地ニおゐて、用意等仕候半てハ難相濟品々も御座候ニ付、何分

御渡丈ヶニ而ハ、相仕廻兼、下國も難仕、當惑仕候、御上ニも莫大之御物入、且ハ御事多之折柄、容易ニ難申上奉存候得共、何卒金五拾両程、拜借被　仰付、被爲下候樣、偏奉願候、左候ハヽ、御蔭ヲ以、身仕廻等仕、下國可仕候間、御憐愍之思召ヲ以、御許容被　仰付候樣、奉願候、尤上納方之儀ハ、何分共宜被仰付、被爲下候樣奉願候、此段偏ニ御執成奉賴候、以上、

武內壹岐守

藪　幸三郞樣

東鄉吉作樣

一金貳拾兩ハ

右於御國元旅用金御渡高、

一金九兩貳朱

丁錢六百八拾七文、

右拜領金

〆

奉願口上之覺

此節

奉幣使爲御請、私共江も上京被　仰付、右旅用金、左之通御渡被　仰付、難有奉受納候、然るニ、先規を違、私共ニも家來召連、其上諸品高直ニ而、旅用金殊之外入越、且又衣服等も最早夏衣相求不申候半てハ差支申候條、彼是甚難澁仕候、近頃恐入御願ニて御座候得共、御金子三拾八兩程拜借被　仰付度奉願候、左候得ハ、假成ニ不敬ニ無御座樣仕度奉存候、尤御上納之儀ハ、於御國方、來ル十一月限急度上納可仕上候間、此段幾重ニも宜敷御聞通被仰付可被下候、以上、

一金拾兩ハ　旅用身仕廻料御渡ニ相成申候、

一同七兩ハ　京都ニ而入用之衣(マヽ)御投渡之分、

一同貳兩貳歩貳朱　拜領分

　錢六百三拾七文ハ

右御國方ニ而御渡被　仰付候高より、別紙目錄之通、入賦仕候處、相違無御座候、金不足分拾九兩宛、

權大宮司

子四月　　　　三苫攝津守

　　　　　　　三苫大和守

　武内壹岐守様

右願出之處無據義ニ付宜奉願候、以上、

同日　　　　　武内壹岐守

　藪　幸三郎殿

　東郷　吉作殿

慶應四年四月十日には左の如き被仰出書が出た、

諸國大小ノ神社中、佛像ヲ以テ神體ト致シ、又ハ本地抔ト唱ヘ、佛像ヲ社前ニ掛、或ハ鰐口梵鐘佛具等差置候分ハ、早々取除ケ、相改可申旨、過日被仰出候、然處舊來社人僧侶不相善、氷炭ノ如ク候ニ付、今日ニ至リ社人共俄ニ威權ヲ得、陽ハ御趣意ト稱シ、實ハ私憤ヲ霽シ候樣ノ所業出來候テハ、御政道ノ妨ヲ生シ候而已ナラス、紛擾ヲ引起可申ハ必然ニ付、左樣相成候テハ、實ニ不相濟儀ニ付、厚ク令顧慮、緩急宜ヲ考ヘ、穩ニ可取扱ハ勿論、僧侶共ニ至リ候テモ、生業ヲ不失、益國家ノ御用ニ相立候樣、精々可心掛候、且神社中ニ有之候佛像佛具等、取除候分タリトモ、一々取計向伺出、御差圖可受候、若以來心得違致シ、粗暴之振舞等於有之ハ、屹度曲事ニ可被仰付候事、

但　勅祭之神社　御宸翰　勅額等有之候向ハ、伺出候上、御沙汰可有之、其餘ノ社ハ裁判所鎭臺領主地頭等ヘ委細可申出候事、

明治二年二月久留米藩は座主蓮臺院亮俊に不都合の行爲ありとし、退院を命じ、御井寺を廢してしまつた、

## 蓮臺院

還俗願之儀、役筋へ申出候身分爲ニ自己ニ平松家へ内々とは乍レ申、不都合之儀申入、剰へ去夏六月廿五日高良社へ被レ遊ニ御參詣ニ候爲ニ御禮ニ翌廿六日御殿へ罷出、御内々御目通ニ而、其方身分之儀、御内沙汰モ被レ爲レ在候旨、無所得院へ虚僞申聞候次第、上ヲ不レ憚致方、重々不届之至ニ候、依レ之退院被ニ仰付ニ候、

巳二月廿日

亮俊

今般退院被ニ仰付ニ候ニ付還俗、高良山日代厨百之進宅へ引取、屹度相愼罷在べく候事、

二月二十日

今般思召之御旨有レ之、同寺被ニ相廢ニ候段、被ニ仰出ニ候、

巳二月廿一日

御井寺

所謂「上を不レ憚致方」とは如何なることであつたか、前後の事柄を知らぬ吾人は、右の文だけでは、少し解し兼ぬる點もあるが、兎に角高良山の座主亮俊は、久留米藩の怒に觸れて退院を命ぜられ、三井寺も廢せられたのである、

元來高良山の三井寺蓮臺院は、輪王寺門主配下寺院でも大刹で、座主は慶安以來比叡山の僧侶が任ぜられるので、比叡山とは關係が至つて深い（明治四年叡山の觀仙坊大仙坊の嘆願書中に「座主蓮臺院ハ日光御門主爲二御名代一、慶安以來、山門僧侶轉住被二仰付一候格ニ候ヘハ、有馬家より直ニ退院等被二申付一候テ、衆徒僧坊等廢却ノ處置ハ難二相成一筋之處、日光御門主並東臺モ滅沒ノ折柄、終ニ右ノ處置ニ成候ハ、時運トハ乍レ申、殘念至極ニ奉レ存候」と嘆いてゐるのは、至極尤である）それで二年五月には、比叡山の眞藏院亮憲といふが下つて來て、實況を視察した結果、六月廿四日には久留米藩に左の如き歎願書を出した、

（前略）何卒寛大之思召ヲ以、當春迄住山衆徒僧侶之內、歸山之上社職被二仰付一、永ク奉二仕玉垂宮一、各々得二生業一候樣之御仁計、偏ニ奉願上候、

一、高良山座主之儀者、開祖隆慶國師以來、千百八十有餘年、五十八世法燈連綿相續仕來候處、一時ニ消滅候テ、向後座主先靈忌辰之際祀、墳墓之掃除等、誰一人取計ノ者無レ之、實以慨念之至ニ奉レ存上一候、依レ之假令格祿減少仕候共、蓮臺院御井寺稱號者被二立置一、累代座主之血統斷絕不レ仕候樣、格外之御商儀（議）ヲ以、願之通被二仰付一、誠恐誠惶只管奉二嘆願一候、以上、

江州比叡山
眞藏院亮憲印

明治二巳年六月

岡田彈右衛門殿

渡瀨平太夫殿

同年九月七日には山門御殿代の三大僧都も連署で願書を出した、

一管致ニ啓上一候、然者其御領內、高良山蓮臺院儀神佛判然之朝命難レ被ニ默止一、御廢止之義被ニ仰渡一候條、至當之御義ニ有レ之候得共、蓮臺院之義者、開祖隆慶國師以來千百八十餘年、法燈連綿精修憫祈有レ之候本院柄一時及ニ廢絕一候モ、甚以不レ堪ニ泣血悲歎一、同院法類山門眞藏院、先般下向、其領主ヘ只管歎願有レ之候趣、兼て御聞及被レ爲レ在候ニ付テハ、同院愁訴歎願之至情、其御領主ニ於テモ、格別御憐察被ニ成遣一、此迄之御由緒ヲ以、蓮臺院稱號舊貫之通、被ニ立置一候樣、万端御取扱之程、厚御賴被レ成度、如レ此御座候、恐惶謹言、

梶井宮院家

大觀心院大僧都

行全(花押)

青蓮院宮院家
寶光明院大僧都
亮惇(花押)
妙法院宮院家
久遠成院大僧都
完洞(花押)

九月七日

久留米社院局
岡田彈右衛門殿
渡瀨平太夫殿

同九月廿六日には座主の隱居速成院無所得院僧正からも亦願書を出した、

(前略)社領外ニテ可ㇾ然勝地ヲ御開キ、蓮臺院並高隆寺之佛堂建立被ㇾ仰付、大慈院樣深キ思召ヲ以テ、御寄附被ㇾ仰付候高隆寺料二百俵、以前之通被ㇾ下置候樣奉ㇾ願候、隨而住職人體之儀ハ、當時山門並御領內ニ罷在候座主法脉ノ僧之內、思召ヲ以住職被ㇾ仰付度奉ㇾ存候、左候得者、開祖隆慶國師依ㇾ神詑(託)建立被致候高隆寺之法燈モ消滅不ㇾ仕、座主ノ系譜モ相立、難ㇾ有仕合ト奉ㇾ存候、此段幾重ニモ奉嘆願候間、何卒願之通

被仰付候樣、御執達奉願候、以上、

速成院

九月廿六日

無所得院僧正

伴　勝三郎殿

三年二月朔日に至つて、久留米藩は左の如き處置をした、

元御井寺末寺

正福寺

元御井寺蓮臺院之儀、從朝廷被仰出候御趣意ニ付、兩部之差別御取調中、住持亮俊不都合之儀有之、其儘廢寺ニ相成候處、舊來格別之寺院柄之儀ニ付、被遂御詮議、其寺號御井寺ト被改、拾人扶持令寄附、寺格中士族ニ被准候事、

二月朔日

知政所

卽ち元三井寺の末寺であつた正福寺を御井寺と稱せしめ、十人扶持を寄進することにした、しかし嘆願者側はかゝる姑息の事では滿足せず、三年十月には元蓮臺院法類の北叡山大仙院、觀泉坊、行泉院から、四年正月と四月には速成院無所得院僧正から、又同年(月は不明)には觀泉坊、大仙院から、久留米藩へ更に嘆願書を出してゐる、

四年正月速成院無所得院僧正の嘆願書には、次の樣な文句がある、

座主跡或は法脉之者ヲ以御立被仰付、畜(蓄)髮社人ノ稱號ニ轉シ、爲一山惣裁、玉垂宮ニ奉仕候樣、被仰付度奉願上候、隨テ社領千石ノ儀ハ、文祿五年豐太閤御書渡ノ旨ニ被準、當今御改革ノ御處置ヲ以、相當ノ高、永世御寄附被仰付、座主跡相續社職之者ヨリ其高ヲ以、舊來之通、兩社家且社役勤之面々配當仕、年中ノ社役並恒例之祭祀等相勤候樣、被仰付可被下候、左候ハヾ辰年御布告之神佛判然ノ朝旨ニモ違戾不仕候歟ト奉存候、(脱アルカ)仰付被下候樣、偏ニ奉嘆願候、以上、

しかし願意は實現せず、四年觀泉坊大仙院の書には、

社僧之內、米藩出生之僧は、元帳面ニ歸シ、令還俗、他藩出生ノ僧ハ本國へ可令歸國候樣、被申渡候テ、社僧ハ四方ニ散亂仕候、誠ニ以古今稀成ル不仁ノ政躰ト奉存候、殊更辰年御布告ノ朝旨ニモ違戾仕、如何ノ儀ト奉存候、

と憤慨してゐる、間も無く藩も廢せられて、彼の改稱三井寺への十人扶持も無くなつてしまつた、

要するに高良山に於ては、座主蓮臺院亮俊が神佛分離の際、久留米藩の怒に觸れた爲に、一層慘な事になつたやうである、

# 宇佐八幡の寶物

高津柏樹氏談

氏は今黄檗宗管長なり、明治初年には、三十餘歳にして豐前に在り、宇佐八幡宮の狀況等を目撃せられたりと云ふ、

明治初年の廢佛毀釋は、何の地方にも行はれた、老僧は當時豐前中津の郷里に居たが、同地方にも、神佛分離で佛像佛具等が賣飛ばされた、殊に宇佐の八幡の狀況は、悽慘なものであつた、かの八幡は、古い歴史のある所で、佛敎の關係が深い、別當の寺坊もあり、淸僧も、妻帶僧も住んでゐた、然るに、突然に神佛分離と云ふことになり、各々處理せらるゝことゝなつた、老僧は實際關係がなかつたから、かの八幡の當時の內實はよく知らないが、宮の前の兩側に並立してあつた數多い石燈籠が倒されて、重り合うてあつたのを見た、石燈籠に蓮華の模樣が彫刻せられてあつたから、佛敎關係の物となし、取除かうとしたが、數も多く、且つ重いから容易に取除くことができず、亂暴に倒ほしたものであつたのだ、

當時老僧は永滌の法華寺の住持となり、同寺に居て、專ら學問を爲し、殊に國典を研究せんとし、或人の紹介を得て、何とか云ふ神社の宮司渡邊重春といふ者を訪問して、國典を研究せんとすることを話したが、當人は大に喜び、相共に研究することゝなつた、渡邊重春は夙に京都に上り、諸學者を歷訪して、國典を研究した一方の學者であつたが、宮司など云ふも、至極輕い身分であるから、藩士などは別に學者として尊敬もしなかつた、乍併老僧は、常に先生々々と呼んで、「古事記」「萬葉集」等に就いて疑を質した、或る時、藩士等の和歌の會があつて、寺社奉行の伊與田孫左衞門と云ふ者なども來合せて居た、老僧は重春の下座に着いて居たが、孫左衞門は老僧を見て、手招き、法華寺さん、法華寺は獨禮の格式であるが、住持は自分の格式を知られないか、かの宮司の下座などに着かれてはならぬなど注意を與へられた、乍併老僧はその後も、一向頓着もなく、矢張り重春を先生々々と呼んでゐた、此樣の次第で、法華寺さんの此老僧が尊敬したから、自然に藩士などが重春を學者として尊敬することゝなつた、法華寺でも數々和歌の會を開いたが、每にかの宮司が來合せた、神佛分離で、大騷ぎの際、法華寺で僧侶神官が一座して、和歌の題を分ち、相共に諷詠してゐたのは、チョット奇現象でないか、

或る時の和歌の會に、老僧と伊勢田拔左衛門とが向合ふこととなり、老僧は蓮と云ふ題を探り當て、拔左衛門は蕭牆と云ふ題を探り當てたが、老僧が法衣を着てゐる身で、蓮と云ふ題を探り當てたは偶然でないなどゝ、一座大に興がつた、その時老僧の歌には、大和の國の名所に劍の池と云ふがあることを思ひ合せたから、

御佩せのつるきのいけのはなはちす
　きりとらてこそみるへかりけれ

と詠じた、これは傳燈錄の時事を轉じたつもりである、蓮花を截取せずして賞觀すべしと云ふ意である、禪僧の門にも、自然に此樣の感想の出づるも、亦已むを得なかつたことである。拔左衛門の歌は、

とりはめはうまくもあるかゑひかつら
　うへもしこめおもはしきあへぬ

これは古歌に見ゆる飄が、蓬萊になつた古事を詠じたものである萬葉調の氣勝つたものであるが、老僧の歌に對し亦讓した所があるでないか。
更に香物の例歌がある、

ゑひかつらうまくもあれとはなはちす

きりすてかたくおもほやる(ゆカ)かな

此判歌の意が面白い、「きりすてかたくおもほやる(ゆカ)かな」は、重春の本意かどうか判らぬが、兩人の歌の判歌として、勝敗を附けぬところがなか〳〵面白いでないか、

宇佐の八幡の寶物は、率ね佛敎關係の物であつたから、皆賣飛ばされた、眞言の僧空念といふ者の製作した淨土曼多羅があつた、空念といふ者が、八萬四千人の毛髮をこひ得て、三七日間斷食し、自ら製作したものと傳へられてゐる、白毛赭毛など至極妙に交加し、佛菩薩から、宮殿樓閣などを現はし、小い蓮華などを現はしたるは、實に一見感嘆に堪えないものであつた、當時宇佐の地方の酒店の主人が、僅に百圓で買取つたが、却て處理に窮してゐた、眞宗某寺の番僧國東(くにさき)翻迷といふ者が、酒店の主人に請ひ、更に買取ることゝした、番僧と云へば、僧侶と云ふものゝ、一向位置も資力もない者であるが、佛敎信仰上の熱誠から、かの曼多羅を買取らうとし、先づ金五圓の證文を酒店の主人に渡して內金となし、かの曼多羅を借入れて眞宗の某寺で開帳した、然るに遠近相傳へて群參し、相競うて金錢を喜捨したから、忽ちにして代金百圓を酒屋の主人に皆濟することゝなり、國東翻迷は大に喜び、更に奮勵し、諸方の喜捨を請ひ、小堂宇を剏立し、かの曼多羅を安置することゝなつた、

島地黙雷、赤松連城の諸師が、國東翻迷の熱誠に感じ、大に助力した、遂に翻迷がかの曼多羅を東京に携へ來り、老僧の紹介で、先づ中村正直の宅に至り、一覽を請ふことになつた、中村正直は一覽して、かの曼多羅の精巧緻密なるに驚嘆し、空念の事歴を聞いて感激し、一日學校の教授を休んで、古詩一篇を作り、翻迷に與へられた、其後翻迷は、朝野の名士碩學の宅に至り、一覽を請ふことゝなり、いづれも詩歌等を與へられた、宮中の女官某が、一覽して、始めて毛髪の刺繍であることを發見せられた、その以前は、織つたものであらうか繡したものであらうかなどゝ、種々評せられてゐたのであつた、刺繍であることが發見せられて、四邊の極細い文字、卽ち「觀無量壽經」の經文の文字などを熟視すれば、毛髪を以て書體が示されてゐるなど、益々精巧緻密なることに驚嘆せらるゝのであつた、此に至り、人力も測るべからざるものであると思はれた、

當時の名士碩學者の詩歌等は、いづれも驚嘆感激の聲である、鷲津毅堂は佛教の書籍を手にしたことのない學者であつたが、世間の風聞を聞き、何れ自分の宅へも翻迷がかの曼多羅を携へて來るであらうと豫想し、急に「觀無量壽經」等を購求して、閲讀し、竊かに詩を作つて置いたが、遂にかの曼多羅を一覽するに至らずして病死し、

後にその詩が作つてあつたことが知られた、これも妙な因縁でないか、

廣瀨進一がかの曼多羅の詩歌を編し、「雲華集」と題して刊行したから、若し機會があらば、一見せらるゝも可からう、

今かの曼多羅は、關迷が獨立した一堂宇を、更に建築して安置せられてある、

宇佐の八幡の寶物の話で、かの曼多羅の始末は、老僧が尤よく知つてゐることで、今は大略を話したるに過ぎない、(文責記者)

記者曰はく、法華寺は豐前國下毛郡鶴居村字永添にあり、國分尼寺として聞ゆる古名刹なり、

又曰はく、渡邊重春は中津の人にして世々吹出濱古表八幡宮の宮司なり、十八歲祖父重名の門人定村直孝に從ひて國典を學び、後大阪に至りて、萩原廣道等に從ひ、京都に上りて野々口隆正を訪ひ、尋いで伊勢に至り、足代弘訓、御巫清直等に從ふ、後平田篤胤の書を讀みて感じ、その息鐵胤に請うて沒後の門人となる、中津藩皇學校師範方、同校教授藩黌大助教授に歷任し、明治六年東京に召され、廣田神社、龍田神社、丹生川上神社、大鳥神社の宮司に歷任し、二十三年五月九日卒す、享年六十、著書「豐前志」等あり、(明治四十五年四月八日發行佛教史學第二編第一號所載)

# 宇佐八幡宮神佛分離の始末

鷲尾順敬

## 一　江戸時代の年中行事并に社家寺家所領の配當

宇佐八幡宮の年中行事は、神宮寺である彌勒寺が主となつて實務に當つたものである、これは古來の記錄に依つたものであるから、本文を掲ぐることゝする、

宮寺年中行事

注進

宇佐宮寺年中行事（神事祭會神官取司）一具勤行次第

正月一日寅尅、

宮寺拜禮

所司、（法服、甲袈裟、）長講、（同、甲袈裟、）堂達、（表衣、白裳、甲袈裟、）

辰尅、廟前（寺家請定、）豪御料、毎月朔讀經發願、（法華、仁王、）

御導師講代啓白、

所司、（法眼、袈裟、）供僧、（法眼、袈裟、）長講、（法眼、袈裟、）堂達、（長衣、袈裟、）
已剋、寺家朝拜、　講廳着膳、　顚倒以來講堂、
東廊
所司、（法眼、袈裟、）（同前、）長講、（同前、）堂達、（同前、）
御正躰還幸、遠久良山本宮、　供奉人（同前、）
二日夜、修正儀式（同前、）
所司神官以下社廳着座、權擬大宮司役、
靈躰御行式、（同前、）　金堂修正、（同前、）
御正躰還幸、
三日夜、修正儀式、（同前、）
神官所司以下社廳着膳、（權擬大宮司役、）
次、同廳年分度者試經、（法華、最勝、）
次、年分度者事、捧解文於金堂御正躰之御前、尊祝役令申再拜之後、導師被授沙彌戒
於度者矣、
修正、（同前、）追儺、社家役、

御正躰還幸、

四日未尅、修正結願、於當宮寶前、彼式如發願、勤行之、

所司神官以下同前、

申尅、社廳着膳、權大宮司役、

當座付御布施被物於榊枝、大宮司以下祠官取之、御導師幷所司等矣、

八日未尅、最勝八講、寺家、請定、請僧十口、供僧、

戌尅、　宮寺吉祥御願、七箇夜、壇供、莊嚴寺家役、

發願、　祠官束帶、

供僧、同、甲袈裟、　長講、同、甲袈裟、

初夜導師、　長講役、法服、甲袈裟、

法呪師、同、朱甲、

神分導師、　講代、衲衣、

登高座以後、奏三十二相禮樂矣、

唄　呪願　讀師　散花　梵音　供僧

錫杖　長講

九日、同前、　十日、同前、　十一日、同前、
十二日、同前、　十三日、同前、
來魁、宮寺心經會、於寺中牛頭天王之寶前勤行之、僧供燈明社家寺家役、
祠官廳內檢非違使、
御杖人已下條々束帶、
所司、平袈裟、供僧、甲袈裟、長講、甲袈裟、
堂達、甲袈裟、
登歡手、官幣、私幣等陰陽師申再拜、
舞樂、　東遊舞、　十烈等、
慈尊道場被供養心經矣、
戌魁、吉祥御願、例式、如前、
十四日、結願同前、
祠官入堂、最勝八講結願行香、
宮寺踏歌節會　祠官出仕之行粧、鎮西無双之壯觀也、
次達魔寺領莊々平均巡役也、今龍門此頭之中、令割拝事有之矣、

晦日、修學院沐浴、二月會潔齋精進料也、
寺領佐田深見兩庄之例役也、而彼庄已下五ヶ所、自故土御門內大臣家御時、被押領
以來、寺役一向懈怠矣、
二月一日、講堂二月會七ヶ夜、場供莊嚴寺家社家役、
發願、所司、供僧、長講法呪師以下法服同前、
導師如前登高座、以後奏三十二相之禮樂、唄、呪願、讀師、散花、梵音、供僧、錫杖、長講夜別
自日沒迄晨朝終、七導師勤修之、所謂日沒、初夜、神分、半夜、後夜、牛玉晨朝等也、
二日夜、例式同前、三日夜同、四日夜同、五日夜同、六日夜同、七日夜同、結願同、
八日、四王堂修正、御願增供莊嚴寺領向野日足兩莊役　彼式如吉祥御願之練行矣、
初卯日當宮御神樂自午日至于酉日散祭、自酉日至于卯日致祭、
祠官、廳內、檢非違使、御杖人以下條々所司、供僧長講、堂達已下法服如常、
十三日、春季八講發願、四ヶ日、自今日至十六日也、
於宮之寶前、供僧成業衆勤之、
十五日、大菩薩御國闕、
三月一日、一切經會、宮寶前勤之、請僧六十口、所司衲衆、供僧成業衆、各法服、甲袈裟、　御導師、

講代、讀師、所司宿老、祠官、廳內、檢非違使、御杖人以下、兒童、胡蝶、伶人奏曲、講僧布施捧物被物等、祠官所役之、次論匠五番、供僧學道衆勤、

二日、石塔會、寺家寺定、於和閣行宮勤行之、祠官廳內、檢非違使御杖人已下所司、長講以下法服、甲袈裟、御導師、講代、衲衣、布施社家役、祠官引之、相撲十列舞樂、陰陽師申再拜、

三日申尅、宮寺万燈會、亦爲捧會、寺家寺定、請僧六十口、所司、衲衣、供僧、甲袈裟、成業、同、長講、同、堂達、同、法用同、一切經會、祠官、廳內、檢非違使、御杖人已下兒童、胡蝶、伶人奏曲、

子尅、講堂、傳戒、乞戒、懺法衆二十口、舞樂等、所司神官已下出仕如前、

四月一日、大菩薩御更衣、

同日、夏季樂、祠官廳內、檢非違使已下、

八日、寺家灌佛會、

御導師、衲衣、所司、法服、平袈裟、長講、同、平袈裟、祠官、束帶、御杖人、

十三日、夏季八講發願、四箇日自今日至十六日也、

十五日、宮寺安居發願、一夏不斷供花、

公家武家御祈一夏六齋日、所司供僧等勤之、講說、　法華、最勝、　仁王等經論義講有之、御導師法服、衲衣、　讀師、法服、衲衣、　登高座樂所司、法服、平袈裟、長講、同、平袈裟、　堂達、表衣白裳、平袈裟、

四箇法用、如例、

祠官、廳內、御杖人已下、

十七日、大多維知姬御國關三十講發願、五箇日、自今日至廿一日、

廟前發願、

所司、法服、五帖袈裟、講衆、　供僧成業四十口、法服、五帖袈裟、僧膳布施寺家社家役、　又所司供僧已下巡役有之、

五月一日、野馳競馬十番、稱馬足久良部、

三日、內乘競馬十番、鞭久頁部稱之、祠官、衣冠、廳內已下帽衣、

五日、宮御炊殿餝供、

午尅、五月會、

神輿臨幸于馬場頓宮、　祠官、　廳內、　檢非違使、　御杖人已下所司三綱、法服、平袈裟、長講、同、平袈裟、堂達、表衣白裳、平袈裟、

競馬十番、

豐前國在廳參向、稱官人、前代國司自參官幣以下役有之、舞樂陵王納曾利等、

六月十八日、宮蓮花會、

廿八日、寺蓮花會、

所司、法服、五帖袈裟、供僧、同、長講、同、

晦日、御祓會、十一日年分饗、長吏御祈、法橋、丁備也、

神輿爲江海御祓、臨幸于和間濱之離宮、神輿、廳內、檢非違使以下供奉、神官束帶騎馬所司、供僧、長講法服、如常、參向馬場廳、法用、四智讚、鐃鉢、

還幸之時、讀阿彌陀經誦錫杖矣、

七月一日、宮季樂、

七日、同御炊殿節供、

十四日、寺自恣布薩、

祠官、廳內以下神官束帶、

所司、　供僧、　長講已下法服、五帖袈裟、

十五日、宮安居結願、有行香、神官、束帶、

講讀二師、法服、甲袈裟、所司、法服、甲袈裟、供僧、同、丁袈裟、堂達、法服、甲袈裟、白裳、

着膳、宮役、相撲十番、同役、師子舞、宮寺役、

十六日、安居僧供頭、所司供僧、已下巡役、

八月一日、放生會、和間濱屋形本立廢務、付放生禁制、 自今日至十五日也、

細男、表異國降伏矣、十五ヶ日同之、

七日、同屋形賦、

十一日、宮試樂、 相撲十番、稱內取、

十三日、同和間屋形見、

十四日、神輿臨幸于和間頓宮、莊嚴宮寺役、祠官、廳內、檢非違使已下供奉、神官、束帶、騎馬、請僧

百二十口、寺家、請定、所司、法服、甲袈裟、供僧、 成業、 長講、同、甲袈裟、堂達、表衣、白裳、甲袈裟、

菩薩師子、寺役、樂人伶人等列參鳥居之前、

子尅、法華懺法、請僧二十口、

同尅、傳戒乞戒、

丑尅、神樂、 神官、 伶人、

十五日、寅一點、相撲十番、 神官、頓宮南庭座、

卯尅、自頓宮行幸于浮殿

祠官、大宮司已下、廳內檢非違使御杖人已下所司、衲衣、
御船會導師、講代、衲衣、
對揚導師、供僧、衲衣、
辰尅、龍頭鷁首之船浮海上、奏音樂、
同尅、傀儡子之船同浮、而表異國征伐之古樣矣、
巳尅、還幸于頓宮、
午尅、集會亂聲、神官請僧等着幄屋、
講讀二師、登高座樂、
法華講說、
依神託養老二年被始行當會以來、異國降伏御祈之由啓矣、
法用如常、舞樂、請僧布施、祠官取之、廳內、
申尅、御驗奉向西、西舞臺奏舞樂、
酉尅、還幸于本宮、所司供僧長講等、於社廳讀阿彌陀經、誦錫杖等矣、
九月九日、御炊殿節供、
神官出仕如例、

十三日、寺喜多院常行堂引聲發願、三ヶ日、自今日至十五日也、
供米七石内佛供一石、　請僧料六石、各一斗一升五合、津布佐莊御米內、
所司、供僧、長講等出仕如常、
廿八日、秋季八講、四ヶ日、自今日至十月一日也、　供僧、
成業衆、
十月一日、大菩薩御衣更、同日、季樂、
祠官、廳內、檢非違使、以下、
八日、横板每頭番進酒肴、　食堂盛之所司供僧集會、
十三日、彌勒會八講發願、四ヶ日、自今日至十六日也、
講衆十口、法服平袈裟、
所司、同平袈裟、　長講、同平袈裟、　祠官、束帶、　結願、十六日、行香、
件僧供之頭者、豐前豐後兩國寺領地頭等、代一度之勤役也、近年或募權門威、或寄事
於異國警固一向對捍矣、
十一月、初卯日、冬御神樂、　官幣使、
神官所司參勤之次第、相同于春御神樂矣、

廿四日、寺大師供、　論義講有之、
請定着膳公文所表衣五帖、
供具、寺家、所司供僧役、
所司供僧、長講已下、法服、甲袈裟、
僧膳所司供僧巡役、
十二月十二日、冬季八講發願、（五カ）四ヶ日、自今日至十六日、
供僧成業、
十四日、大菩薩御誕生會、　論義講有之、　同前、
同日、童豎義、
十九日、寺佛名會發願、三ヶ日、自今日至廿一日、寺家請定所司供僧長講已下、法服、同前、
廿三日、宮佛名會、　寺家請定、
所司神官出仕如常、
同日、八子祭、
晦日、御炊殿節供、
同日、河祓、　神官出仕、如常、

同日、豊前國貢進白散、

一宮六箇年一度、八ヶ社行幸會、寺家請定、

田笛社、　鷹居社、瀬社、泉社、

乙女社、　大根河社、妻垣社、小山田社、

祠官、廳內檢非違使、御杖人、陪從、舞人已下所司、法服、平袈裟、　供僧、同、甲袈裟、　堂達、同、甲袈裟、

一宮三十三年一度造替分、寺家請定、

假殿、　竪柱上棟、

府官、束帶、　神官、同、

所司、法服、平袈裟、　長講、同、平袈裟、　堂達、表衣、白裳、平袈裟、

同遷宮、

都督、近來無出仕、　九州宰吏、同、

府官少貳已下、束帶、

宰府伶人樂人奏右舞樂、

祠官廳內檢非違使已下神官、

當宮伶人樂人奏左舞樂、

請僧百二十口、寺家請定、
所司、法服、衲衣、　供僧成業、長講、同、甲袈裟、　堂達、表衣、白裳、甲袈裟、
菩薩師子等、
將軍家御祈、
仁王經、　所司供僧勤之、
本宮竪柱上棟、
府官、束帶、　神官、束帶、
所司、法服、平袈裟、　長講、同、平袈裟、　堂達、表衣、白裳、平袈裟、
同遷宮、
都督、近來無出仕、　九州宰吏、同、
府官少貳已下、束帶、
宰府伶人樂人奏右舞樂、
祠官廳內檢非違使已下神官、
當宮伶人樂人奏左樂、
請僧百二十口、寺家請定、

當寺撿挍、長吏、法服衲衣、所司、法服、衲衣、供僧、同、甲袈裟、

菩薩師子等、

將軍家御祈、

御神樂、神官、

仁王經、所司供僧、

此外、

一宮寺公家御祈、

一同武家御祈、

一異國降伏御祈、

右宮寺佛神以下御祈禱等雖多之、式日恒例御願齋禮等、注進如件、

宇佐八幡宮の社家寺家の所領分配は、沿革があるが、慶長廿年八月に定められたるところは、左の如くである、江戸時代はこれを基本としたものである、

宇佐宮并御許山御社恩配當帳

高五百貳拾石 但廿石者御許山御寄進分 社家寺家御社恩

內

| | |
|---|---|
| 三拾四石六斗九升 | 大宮司宮成 |
| 三拾四石六斗九升 | 大宮司到津 |
| 貳拾三石六斗 | 祝太夫 |
| 貳拾貳石一斗八升 | 江島 |
| 九石八升 | 小山田 |
| 六石四升 | 永弘 |
| 九石八斗四升 | 惣撿挍益永 |
| 五石貳斗九升 | 幸島 |
| 五石五斗二升 | 修理所 |
| 三石四斗八升 | 小田 |
| 三石貳斗貳升 | 今宮 |
| 四石四斗貳升 | 若宮殿神主 |
| 貳石七斗三升 | 一ノ御杖人 |
| 貳石七斗貳升 | 二ノ御杖人 |
| 貳石七斗三升 | 三ノ御杖人 |

| | |
|---|---|
| 御供所 | 四石三斗八升 |
| 厨家 | 壹石九斗三升 |
| 宮掌 | 貳石七斗三升 |
| 水守 | 壹石六斗壹升 |
| 二ノ緒進 | 壹石六斗壹升 |
| 若宮殿 宮掌 | 壹石壹斗貳升 |
| 同 御供所 | 壹石壹斗貳升 |
| 陳道 | 壹石六斗壹升 |
| 一ノ緒進 | 壹石壹斗貳升 |
| 三ノ緒進 | 壹石壹斗貳升 |
| 鷹居 | 三石七斗三升 |
| 禰宜太夫 | 壹石四斗 |
| 惣大工 | 貳石七斗六升 |
| 寺家大工 | 貳石七斗壹升 |
| 大工 引頭 | 貳石五斗五升 |

壹石七斗貳升　同　三郎左衛門
貳石　樂所
拾八石六斗三升　政所　眞乘坊
五拾三石五斗　永勝院
六石五斗　安門坊
六石五斗　喜多坊
六石五斗五升　万德坊
六石五斗　有德坊
五石貳斗九升　淨光坊
五石貳斗九升　上藏坊
五石貳斗九升　万藏坊
四石五斗四升　千藏坊
四石五斗貳升　西院
五石貳斗八升　祈皇寺
五石貳斗九升　寶光坊

| | | |
|---|---|---|
| 五石貳斗九升 | | 中明院 |
| 五石貳斗九升 | | 喜多院 |
| 貳石七斗壹升 | | 陰陽師 |
| 貳石四斗五升 | | 下桐井 |
| 五石六斗貳升 | | 小坂坊 |
| 三石貳斗貳升 | | 增光坊 |
| 三石貳斗壹升 | | 永泉院 |
| 三石貳斗貳升 | | 寶藏坊 |
| 七石八斗八升 | 神宮寺 | 國通寺 |
| 三石貳斗五升 | | 大樂寺 |
| 貳石七斗貳升 | 花摘 | 淨林 |
| 貳石七斗三升 | 同 | 福善 |
| 貳石七斗三升 | 同 | 道淸 |
| 貳石七斗三升 | 同 | 乘慶 |
| 壹石七斗六升 | 當仕 | 用德 |

壹石七斗七升　同　徳万
壹石七斗六升　同　甚吉
四石六斗九升　會所坊
六石三斗五升　御許山　座主
六石三斗六升　御許山　成就坊
五石貳斗九升　同　石垣坊
五石貳斗九升　同　東ノ坊
五石貳斗九升　同　西ノ坊
五石貳斗九升　同　谷ノ坊
八斗八升六合　光隆寺
七石　寺務　時枝
三石五斗壹升　薦社　池永
貳石五斗　宮成八郎
三石貳斗五升　田染
壹石八斗　惣堂達

| | |
|---|---|
| 壹石八斗 | 東ノ別當 |
| 壹石八斗 | 西ノ別當 |
| 三石 | 石垣坊 |
| 貳斗 | （權ノ）陳道 |
| 貳斗 | 執當 |
| 貳斗 | 先生 |
| 貳斗 | 成久 |
| 貳斗 | 房助 |
| 五石貳斗九升 | （御許山）椙洞院 |
| 三石五斗 | （御舞臺）御番成久 |
| 三斗五升 | （ぬしや）甚左衛門 |
| 貳斗 | 大器屋小長 |
| 三斗五升 | （樋田）神主 |
| 貳斗 | （一ノ）留次 |
| 三斗 | 大善寺 |

壹斗五升　永松寺
壹石五斗　樂所藥丸
六石　御許山御灯明料所　石垣坊預り
壹石五斗　下宮御供料　喜多坊預り
壹石五斗　大尾御供料　祝太夫預り
壹石五斗　若宮御供料　眞乘坊預り
壹石八斗四升　大工　喜右衛門
壹石壹升　同　甚三郎
壹石貳升　同　太郎左衛門
壹石壹升　同　善七
壹石　大工　与太郎
壹石四斗　大工　與三左衛門
五石貳斗七升　同　孫右衛門
五石貳斗七升　同　善左衛門
五石貳斗八升　あぢ　又左衛門

五石貳斗七升　同　次郎右衛門
壹石五斗八升　大工　與左衛門
壹石五斗九升　同　與右衛門
三石　御社領庄屋　甚右衛門
壹石三斗九升　同キモイリ　三四郎
三斗　市目代　清左衛門
貳斗　杣大工　喜藏

以上

右度々之御寄進幷御取立之社人、御社恩御加增以下、五百貳拾石分、此帳ニ不相殘書載畢、

長岡內膳正(花押)

慶長廿年乙卯八月吉日

## 二　江戸時代の狀況及び明治時代の改革

神宮寺は、彌勒寺と云ひ、本社の西にあつた、彌勒堂が十六間四面、金堂が十間四面であつた、心乘坊、喜多坊、安門坊、永勝坊等の十二坊があつた、御許山（おもとやま）に、石垣坊、西院、千藏

坊があつた、到津、宮成、祝大夫、心乘坊の四家が、四年交代で、大宮司の職を行ひ、一社の事務を統へてゐたもので、心乘坊は、寺方を代表してゐたものである、諸坊は皆眞言宗で、高野山金剛峯寺の末寺であつた、

大樂寺、光隆寺、大喜寺は、宮の事には關係がなかつた、大樂寺は、到津家の香華所で光隆寺は、宮成家香華所であつた、大喜寺は小山田家の香華所であつた、

本宮の中殿に昇る者は、神宮寺出仕の法體に限つたもので、法衣を着けて香を焚き、經を讀んだ、神職は下宮で祭事を行ふたものである、

明治元年、二年、三年、四年に亙つて、一社は大に混亂した、神職の者等は、佛教關係の圖像器具等を打壞して賣拂うた、諸坊の坊主等は、大に驚愕し、竊に出立して京都に上り、神職の亂暴を上訴しやうとした者があつたが、神職の者が追かけて、途中で坊主の首を刎ねやうとして、後頭の短い毛をそいだと云ふことであつた、後にその評判が高くなつて、神職の一人が牢に繫がれた、

心乘坊榮光は還俗して、眞上勝馬と改名したが、稍後になつて精神に異狀を發し、易者の言を聞いて、同寺傳來の文書記錄を炭の空俵に入れて、河中に投棄したことが知られてゐる、今當地に眞上氏の後孫が住してゐる、喜多坊は北氏となり、安門坊は

安門（ヤスかど）氏となり、永勝坊は永勝氏となつた、

明治五年六月に教部省から次の如く達せられた、

宇佐神宮元神官中

一社附屬之什器、幷金穀者勿論、諸品出納、且境內作木等、明細目錄ヲ以、一社長官ヘ早々引渡可申事、

壬申六月廿日　　教部省

御改正取調之件々心得達

一一昨年十月ヨリ、昨年九月マデ、一社經費之儀、年年社領收納米ヲ以、皆濟可致ニ付、年ノ收納高現米金何程、（當時米相場出入可申事、）此內ニテ一社經費下條一ツ書ノ廉々、明細記載、右收納高ヲ差引精算可致事、

一右年ノ收納高ヲ以、午ノ十月ヨリ、來（未カ）九月マテ、一ヶ年分經費精算過不及嚴重取調、算過之分、現金米ヲ以、當分地方官引渡可申、其外社頭ニヨリ積金貸附等有之向ハ、夫々精算可致事、

一未十月ヨリ、今申九月マテ一社ノ經費、凡テ大藏省ヨリ仕拂可有之候ヘ共、是迄之經費、明細取調不相立內者、定額御治定難相成ニ付、其節之入費、當分地方取扱可致間、

節々之入費、荒廿前廉地方官申達、金穀受取、當十月精算過不及相立可申出事、
一年中祭典式次第御改正前、掛役夫々之勤方手配ニ取調、書載可差出事、
一午十月ヨリ、未九月マデ、一ヶ年分祭典料、其筋々神饌ノ魚味野菜海藻幣物等品々買出シ代拂、又者社領内所有之品ニテ、代積リ、何程其外神具等有來ヲ用候品ト、其筋ニ新規調進ノ品ト區別致シ、有代積幷祭典之節、神官入用品々人足遣ヒ賃錢等、一切遣拂取調書載可申出事、
一午十月ヨリ未九月マテ、公事ニ付、神官諸入用幷社內日々詰所ニテ、入用人遣賃錢、木炭薪蠟紙類諸雜費一切遣拂取調可申出事、
一巳午未三ヶ年之間、一社營繕入費材木竹繩土石大小工諸職人々歩雇賃等一切取調可申出事、
一未年神前賽錢參詣人守札之神納御供料、燈明錢等一ヶ月ニ〆立、誰々手前へ受納分區別夫々明細取調可申出事、
　但一社ノ外、自宅或ハ他方持出シ、配札等ノ分ハ、此ノ限ニアラズ、
一一社再建ノ節、取懸リ願手續造營中、何方ヨリ普請奉行ニ致候哉、幷近代造營之節、惣入用相分候丈者、舊記取調再達一切始末取調書載可申事、

教部省

宇佐神宮

一社中

宇佐神宮等外之儀、成丈人員相減、大少宮司ニテ、舊神官ノ内人選之上、本人出頭之儀、地方へ申入、於社頭進退可申付、支給之儀ハ、當分雇入之積ニテ、月々金三兩宛一社入費ニテ渡方可取計事、

壬申六月

教部省

翌七月五日中津支廳から、到津公誼以下十三人に、八日に正服着用で出頭すべきことを申達せられたので、同日小倉縣廳に出頭し、教部省より壬申六月附で、從五位到津公誼の神勤を免ぜられ、大政官より同月附にて、同人宇佐神宮大宮司に任ぜられ、同日少宮司一人、禰宜二人、權禰宜四人、主典五人の新任があつた、これより到津公誼以下新任の者等が、一社の一切の事務に當つて、經營することゝなつた、

三　佛教關係の堂舍圖像等の處置

佛教關係の堂舍圖像等の處置に付ては、神職の者等が專斷で實行したのである、こゝにその二三の事實を記すことゝする、

彌勒寺の金堂は、安政年間の大風で倒壞したる後、再び建築せられなかつたが、鐘樓經藏、樓門、及び鎮守祇園社があつた、是等が皆破壞せられたのである、鐘樓の鐘は、徑四尺許りもあつた、鍋商人に賣拂はれたのであるが、鍋商人は二束三文で買取つて破壞しやうとしたが、容易に破壞せられなかつたので、大に困惑し、遂に木炭十俵許り積上げて、猛火を吹起して鑄潰したことが知られてゐる、經藏の經は一切經であつた、紙屑屋等の入札で賣拂はれたのである、後に座敷用の澁紙にせられ、八疊敷一枚、四疊半敷三枚作り上げられたと云ふことである、彌勒寺の金堂の假屋に、本尊彌勒菩薩の木像が大に破損して立掛けてあつたが、金十兩に賣拂はれた、併しこれは破壞を免れたもので、後に修繕して極樂寺に安置することゝなつた、

金堂の假屋に藥師如來の木像、日光月光二菩薩の木像があつたが、これが別に保存せられてゐる、

仁王門は破壞を免れたが、仁王の木像は撤去せられた、しかし明治三十六年に至り、元の如く安置し、現存してゐる、この仁王門仁王の木像は、元和二年の建立にかゝるもので、今になつては、神社の一偉觀をとゞむるものとなつてゐる、


コクオー

神社の境内に地藏菩薩の大石像が安置してあつた、一丈餘りあつたもので、神職等が撤去するに困つた、諸方に運搬したものであつたが、いづれも安置するを憚つた、遂に長洲村の路傍に捨置くことゝなつた、今同村に現存してゐる、

神社境内の石の唐獅子は悉く倒し、石燈籠の擬寶珠は悉く除いた、久しく地上に遺棄してあつたが、何時となく散佚した、

神輿内部襖繪并に彌勒寺の磬の處置等について、こゝにその始末を掲ぐ、

宇佐八幡宮神輿內部襖(寫眞參照) 宇佐郡驛館村大字法鏡寺 北幸一氏所藏

各襖 縱二尺五寸 橫二尺八寸

宇佐八幡宮神輿に關する記錄次の如し、

神輿 寄進 大內盛見

一ノ御殿御輿 應永廿七年八月十日京より着宮

二ノ御殿御輿 應永廿八年八月十一日京より着宮

三ノ御殿御輿 應永廿八年八月十一日京より着宮

二ノ御殿三ノ御殿御輿は共に同年七月十三日京御立

御障子繪 繪所 加賀守筆

一ノ御殿御輿御障子繪

乃至童子戯　聚沙爲佛塔　如是諸人等　皆已成佛道　方便品

爲於法故捐捨國位委政太子擊鼓宣令四方求法誰能爲我說大乘者吾當終身供給走使時有僊人來白王言我有大乘名妙法蓮華經若不違我當爲宣說王聞仙言歡喜踊躍卽隨僊人供給所須採菓汲水拾薪設食乃至以身而作牀座身心無倦于時奉事經於千歲爲於法故精勤給侍令無所乏　提婆達多品

常在靈鷲山　及餘諸住處　衆生見劫盡　大火所燒時　我此土安穩　天人常充滿　園林諸堂閣　種々寶莊嚴　如來壽量品

二ノ御殿御輿御障子繪

設諸方便　告諸子等　我有種々　珍玩之具
沙法好車　羊車鹿車　大牛之車　今在門外
汝等出來　吾爲汝等　造作此車　隨意所樂
可以游戯　諸子聞說　如此諸車　卽時奔競
馳走而出　到於空地　離諸苦難　長者見子
得出火宅　住於四衢　有大白牛　肥壯多力
形體姝好　以駕寶車　多諸儐從　而侍衛之
以是妙車　等賜諸子　譬喩品

三ノ御殿御輿御障子繪



於是二子念其父故踊在虛空高七多羅樹現種々神變於虛空中行住坐臥身上出水身下出火身下出水身上出火或現大身滿虛空中而復現小々復現大於空中滅忽然在地入地如水履水如地現如是等種々神變令其父王心淨信解　妙莊嚴王本事品

總て障子九枚表裏に法華經の文意を畫く、

證

一去ル戊辰年以來、神佛混淆御廢止之御趣意ニヨリ、御神輿佛畫附之御襖不用ニ相成候品、其許任懇望、令授與候也、

明治年辛未五月　宇佐宮本廳在判

北正之丞殿

然るに壬申七月廿二日、宇佐神宮より縣廳に出したる宇佐神宮寶物古器類書上に、

一祭器之部、御神輿三基（應永年中大内氏造進）とあるを以て見れは、當時神輿は、内部の襖繪を除去して保存したるものである、

彌勒寺金堂の磬（寫眞參照）　宇佐郡驛館村大字法鏡寺　北幸一氏所藏

縱四寸四分　横一尺一寸二分

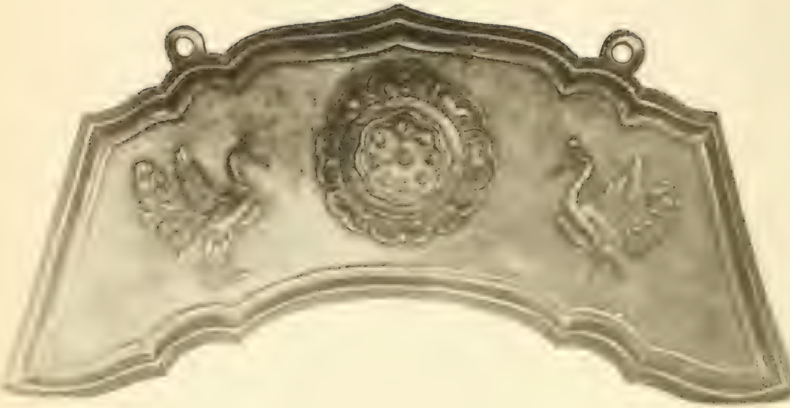
緣の厚さ四分　重量四百九十五匁

銘
承元三年己巳
八月五日丙寅
奉鑄之
彌勒寺金堂
御磬自京都送之
法印祐清

法印祐清とあるは、山城石淸水八幡宮善法寺權大僧都法印祐清のことであらう、祐清が京都で鑄造して宇佐の八幡宮彌勒寺に寄進したものであることが判る、此磬と全然同一形式の磬が、他に傳へられてゐるから、こゝに一言を附記することゝする、

考古學雜誌第十五卷第一號、大正十四年一月發行所載寫眞、幷に京都の廣瀨都巽氏の報告に依れば、大和添上郡五箇谷村弘仁寺の舊藏にかゝる磬は、全然同一形式である、然かし銘は次の如くある、

爲法眼秀淸





離苦得樂往生
淨土也
承元二年戊辰
十月日

これについて、廣瀨氏が、次の如く云へるは、至當の言であらう、

按するに、秀清は承元元年八月二十三日、父に先だち、僅に十六歳で夭折し、歿後法眼位を贈られたのであつた、想ふに之は秀清の一週年に際し、追福菩提の爲めに、恐らく父禰清が有緣の寺へ寄進したもので、慈父の悲心の深きが偲ばれる、偶ほ之に依つて臆測を逞しうするなれば、かの承元三年八月彌勒寺云々のそれも、亦その三週忌を修する追善功德の意を寓して、遂に宇佐の本寺へ送つたかも知れない、

右大正十五年三月、宇佐神宮宮司男爵到津氏等に就いて調査す、

神輿內部模樣の調査、及び撮影については、宇佐郡長洲村南善吉氏の盡力を煩はした、とゝに謹んで謝意を表す、

## 豐前千東藩寺院廢合屆

〔太政類典〕第一編　第百三十四卷　教法　寺院三

千東藩屆辨官宛

府藩縣ニ於テ、管內寺院廢止或ハ合併仕候分、寺號宗派本末取調可申上旨、舊冬御布告相成候處、當藩管內ニ於テ廢絶合併等仕候寺院無御坐候段、藩廳ヨリ申越候間、此段御屆申上候、以上、四年三月九日藩

## 英彥山神社の神佛分離

伊東尾四郎氏報

英彥山神社は、豐前田川郡英彥山にある、英彥山は修驗の山で、昔は非常に盛であつた、

幕末にあつた諸堂は、左の通、

上宮三所　白山大行司　中宮　北小段　玉屋宮　大南社　智室社　鷹巢宮

行臺社　一社神秘也、

右之十一社を十二社權現と申なり、

諸社の事、

役行者堂　狩籠社　下宮　增慶社　大講堂　鐘樓　常香堂(行カ)　天滿宮　經藏

淺草觀音　御旅殿　大佛堂　上佛來社　毘沙門堂　鐘樓堂　辯財天堂　開山堂　法蓮堂　七人童子堂

享和年間尾張菱屋平七の書いた「筑紫紀行」には、當時の狀況が窺はれる、

十四丁目に大講堂…縱橫各十八間鐘樓あり、北山將軍地藏十二社の宮御輿殿なり、十二社とは中嶽、南嶽、北嶽、知室、白石宮、大行事、中宮、北山殿、玉屋、大南殿、鷹巢宮、竹臺宮をいふなり、增慶上人小き宮に安置せり、二十八丁目に聖德太子の宮…さて三十六丁目にいたる、こゝに豐前坊を遙拜する所あり、又一丁のほれは辯財天の宮あり、…三十八丁目に大日如來、小き宮に安置す、又一丁登れば狩籠護法石の祠ありて、外廻りには欄干あり、四十一丁目に伊勢大神宮を遙拜する所あり、四十五丁目役の行者堂三間四方なり、前に石の護摩殿あり、…五十町目に關所あり、…關の外に六地藏あり、…六十丁目峠にて中嶽女體權現の

御社をはします、伊弉册の尊にて本地は千手觀音なりといふ、…是より南にあたりて、高き山は南嶽なり、俗體權現の御社、伊弉諾の尊にて、本地は釋迦牟尼佛といふ、北の方なるは北嶽法體權現、天の忍穗耳の尊、本地阿彌陀佛といへり、右合せて三社權現と申なり…、寺とは英彥山靈仙寺といひ、無量壽院と號す、座主は大僧正にて妻帶なり、大先達あまたあり、龜石坊を上首とす、寺領は小笠原殿より三百石、細川殿より百石、其外諸侯方よりとり／＼に寄附ありといふ、

彥山の旅宿を立出、磴道を五丁計り下れば、淺鉾の觀音堂とてあり、又五丁下れば下宮阿彌陀堂あり、銅の鳥居に英彥山といふ額をかけたり、…又一丁下れば念佛堂あり、町より是あたりまで十四五丁の間、道の南側に坊舍甍を並べて多く立り、

神佛分離當時、彥山には神兵と稱する改革主義の青壯年の團體があつた、此團體は廢佛棄釋の令を奉じ、寺院堂塔佛像佛具を悉く破壞せんとしたが、明治六年六月神社の禰宜となつた山名豐樹は、神職ながらも破壞を好まず、大講堂の內陣に安置してあつた佛像の前面には、大格子戶をたてゝ人目に觸れぬやうにし、又神兵の災に遭うた寺院の佛像をも內陣に收めしめた、然るに七年六月に禰宜となつて來た三井八郎は、廢佛棄釋は政府の命であるから、實行せねばならぬと主張し、權禰宜磐村

良馨、生實小太郎も亦これに賛成し、神兵數十名は講堂の大木佛三體、其の他の佛像を附近の學頭坊屋敷に運び去つて、これを破壞し、或はこれを火に投じた、金佛も破壞したが、これは破壞が容易で無いので、災を免れたのが、今に少し殘つてゐる、大講堂も佛を置いた建物だから、火をつけようとしたけれども、若し此大建築物が燃え出すと、一山の大火事となる恐があるからと主張するものがあつて、鐘樓と共に此儘に腐朽せしむることになつた、講堂の大木佛、中央は釋迦、左は不動三尊、右は彌陀三尊で、前二者は元和年中の作、後者は非常に古佛で、細川三齋公が修理を加へられたものといはれて居た、鐘樓にあつた鐘は、今京都郡今井の淨喜寺の物となつてゐる、應永廿八年辛丑六月廿七日の銘がある、鐘樓の四隅にあつた像は今寶物陳列所に置いてある、

山名家に就いて、豐樹の履歷を調べてみると、明治六年六月に英彥山神社の禰宜となり、兼て權少講義に補せられ、同九月に宮司となり、七年二月に大講義となり十一年二月に宮司を辭し、二十三年十二月に八十四歲で歿してゐる、

銅華表附近にあつた雲輝堂（山伏か二季の彼岸經を讀みし處）で三間四面に大きな阿彌陀座像が一體あつた、其の後光佛は持出されて破壞されたが、此座像の大佛は

持出されず、大佛の下は廣くして、人が仕へる程であつた、然るに明治七年七月十日の大風雨に、附近の大杉か倒れかゝつて、堂は破壞し、大佛も其の後無くなつてしまつた、

本稿は蒲池辰治に負ふ所か多い、

先年村上直次郎、山本信哉二博士に隨つて、平戸の松浦伯爵邸の書類を拜見した時、彥山の圖が目錄に出て居たから、取出して戴くと、彥山祭事の繪卷物で、長い着色のある立派なものであつた、かういふものは彥山には殘つて居ない、こゝに揭げた寫眞は卽ち其の一部分である、

# 英彥山社司神祇官隷屬の件

豐前國

〔太政類典〕第一編　第百廿三卷　敎法　神社二

元年九月十六日

英彥山社司ヲ神祇官ニ隷ス、復古記、



英彦山
神職

當官直支配被仰付候事、（高千穗教有家譜、小笠原忠恍家記、）

九月十六日　神祇官

小倉藩へ達

別紙之通、英彦山神職へ申付候間、相達候事、（小笠原忠恍家記、）

十月廿八日　神祇官

○復古記云別紙ハ上ノ達書ヲ指ス、

○高千穗教有家譜ニ云、慶應四戊辰年僧正官返上復飾、九月十六日英彦山一社中神祇官直支配被仰付、同十九日敍從五位下、任英彦山神社大宮司、

奉願口上覺

一弊山奉仕彦山社ノ儀ハ、神代皇祖天忍穗耳尊御鎮座ニテ、別式内ノ宮社ニ御座候處、中古ヨリ役小角之道ヲ以奉仕罷在候、既ニ嵯峨天皇勅願被爲在、四方七里之内、神領御寄附被爲遊、右領ヲ以社務修行仕、年毎ニ御所へ幣符獻上仕來候、右御社柄ヲ以、靈元天皇御宸翰ノ御額面御納被爲遊、英彦山ト被爲改候、當山右ハ役小角

之道ヲ以修行仕候ニ付、御社柄ヲ以、天台修驗別本山ト相成、後伏見天皇第六皇子助有法親王、當山座主トナリ給ヒテヨリ、累代大僧正拜任仕候、敎有嘉永三亥年權僧正再任、追々大僧正任官モ奉願上度存罷在候處、今般朝政御一新ニ付、神祭復舊之御盛典被爲行候御沙汰奉蒙候ニ付、速ニ敎有始闔山還俗爲仕候、今般爲伺天氣京著仕候、是迄之通參內仕度奉存候、其節著服廻神祭モ一同如何樣之神服相用候テ可宜哉、職號之儀如何相稱シ候テ可然哉、總テ御指圖奉願上候、尤モ山中佛像佛具ノ儀ハ、御沙汰拜承ノ節、直樣取形付候、神號英彥山大權現ト奉稱候處、大權現之三字モ宜御改革被下度奉願上候、右四方七里之神領モ、天正慶長比闕國ニ被蠶食、僅殘地モ御座候處、豐太閤ヨリ被削候、爾來豐前ノ國役トシテ寄付有來候、八百之坊中ハ、只々十方之施物而已ニテ、相勤、上下共必至困窮ニ立至候、何卒右之件々御賢察被下、宜鋪御差圖奉願候、以上、〔高千穗敎有家譜〕

明治元年戊辰八月二十五日

英彥山
敎有

辨事御中

小笠原豐千代丸內丹村六兵衞稟候

英彦山神職、此度神祇官御直御支配被仰付候旨、御達之趣承畏候、然ル處右ハ從來御直官ニ御坐候間、是迄之通相心得候儀御坐候、且又領內ニ罷在候付テハ、同山ノ儀舊來弊藩之管轄、別紙之通御座候付、土地人員都テ是迄之通取扱候心得ニ御座候、右之件々猶奉伺候、以上、十月廿九日小笠原忠忱家記

○復古記云、批紙並ニ見ル所ナシ、別紙モ亦之ヲ佚ス、按スルニ本月七日小倉藩申請アリ、地方行政區六ニ載ス、

○三年六月二十二日英彦山ヲ日田縣ノ管轄ニ屬ス、同上、

# 英彦山教有願書

〔神社諸願伺屆〕○內閣文庫所藏

奉願口上覺

英彦山

弊山ハ豐前豐後筑前三國ニ蟠リ、太古大己貴命、田心姫、湍津姫、市杵島姫三柱ノ女神ヲ率テ、出雲國ヨリ弊山ノ北ノ嶽ニ鎭座玉ヒ、山ノ麓ヲ視テ曰、宜シク穀ヲ生スヘキ

地也ト、始テ馬祀ト云物ヲ製作シ、野山ヲ開テ田畠トナシ、山南ヨリ流出ル水ノ落合タルヲ引テ、田ニ灌キタル處ヲ落合村ト云ヒ、田ヲ增タル處ヲ增田村ト云ヒ、田ヲ添タル處ヲ添田村ト云フ、是ヨリ次第ニ開キテ、豐國田川郡是也、例年二月十五日、御田種子蒔ノ祭リハ、此新治ノ古事ヲ學ヘル也、天津神ノ御子天忍穗耳尊、天降マスニヨリテ、大己貴命北ノ嶽ヲ捧奉リテヨリ、北ノ山ノ太神ト稱シ玉フナリ、太神ノ幸魂、八角三尺六寸ノ如眞玉石ノ上ニ、天降鎮座玉フ、日子ノ山ノ名是ヨリ起リ其時佩シ太刀ヲ頭槌ト申シテ、彜山ノ御神體也、人王十代　崇神天皇己酉年、水晶石光リヲ放テ、大和國瑞籬ノ宮ヲ照ス、天皇怪テ、光ノ出ル地ヲ見ヨト詔シテ、御使ヲ築(筑)紫ニ下サレ、日子ノ山ノ靈神ニ、白幣ヲ擎テ祭ラセ賜ヘリ、

神功皇后三韓御征伐之時、御兜ヲ製シ、御凱陣之節、其御兜ヲ納メ玉フ、二面ノ御兜ト申奉ル也、今ニ傳來リ候、

文武天皇大寶元辛丑ノ春、役小角攀登リ、三季ノ入峯ヲ修歷シ、相紹シテ、今ニ失墜不仕候、

聖武天皇天平十二庚辰年、神託ニヨリ、

勅使藤原清足ヲ遣シテ、十二社ニ奉幣シ玉ヒ、天下泰平ノ御祈有テ、十二宇ノ社壇ヲ

再建シ、日供ヲ備玉フ也、
孝謙天皇天平勝寶元己丑年七月廿三日、年分度者一人ヲ賜ヘリ、是
勅宣度祭ノ權輿也、今ニ無怠勤來候、
嵯峨天皇弘仁十己亥年、法蓮
神喚ニ應シ、内庭ニ入、
玉體ヲ加持、御不豫立所ニ御平愈マシマシヌ、
天皇詔シテ曰ク、嘗テ聞、法蓮ハ邦家ノ彥、亦是僊中ノ仙也ト、是ヲモテ、住所ノ山日子
ヲ改テ彥トシ、靈山ヲ革テ靈仙トスヘシト也、四境七里ノ神領、守護不入十方檀越ノ
宣旨ヲ賜ヒテ、御願寺トセラレ、六十六州ノ祈願所トシテ、金襴ノ結袈裟ヲ賜ヒ、修驗
別本山靈仙寺ノ座主ニ任シ、永
宣旨ノ印ヲ賜ヒシヨリ、今ニ大講堂ノ別當預之、衆徒三千八百、官位補任セラル、專ラ
寶祚長久一天昇平ノ祈禱ヲ修シ、卷數一枝ヲ以テ、
朝廷ニ獻上ス、是卷數獻上ノ始ニ候、爾來年々無闕典、奉獻仕候、
後奈良天皇天文十六丁未年、
勅使持明院基孝朝臣ヲモテ、御宸筆ノ紺紙金泥之心經ヲ奉納セサセ玉ヒ、其後

天子、御代々御卽位ノ御時、御撫物加持ヲ被命候、上古日子ノ山ト稱シ候FE、
(光)
弘仁天皇勅有テ彥ノ字ニ換サセ玉ヒ、享保九年、
靈元天皇叡願ヲハシマシテ、緣起御上覽遊サセラレ、英ノ字ヲ加ヘ玉ヒ、英彥山ノ三
大字ノ勅額ヲ賜ハリケルヲ、一ノ鳥井ニ奉懸候、元德二庚申年四月十五日、
(居)
後伏見天皇ノ皇子長助親王ヲ奉招請、神領之內筑前國上座郡黑川村ニ御殿ヲ造シ
メテ住セ玉フ、正慶二丙子年九月廿九日授戒シ、助有法親王、中興俗體座主ノ宮ト奉
稱ナリ、嫡子淨有任大僧正、累代大僧正拜任仕候、敎有迄二十七代、苗裔連綿トシテ罷
アリ候、嘉永三亥三月四日、權僧正拜任、追々大僧正任官モ奉願上度候處、今般
朝政御一新ニ付、神祭復古ノ御盛典被爲行候樣、御沙汰奉蒙候ニ付、速ニ敎有始メ闔
山ノ衆徒還俗爲致候、爲伺
天氣京着仕候處、來廿七日
御卽位ノ御禮式拜承仕候、古來之通
御撫物申受、
御寶祚延長專奉祈度候間、此段宜御執成奉願候、依而神祭職號等之儀、如何相稱候テ
可然哉、總而御指揮奉願候、尤山中佛像佛具ノ儀ハ、御沙汰拜承ノ節、直サマ取形付申

候、神號ハ英彦山大權現ト奉稱來候處、大權現ノ三字ハ、宜御改革被下度奉願候、右四方七里ノ神領モ、天正慶長ノ頃、大友宗鱗(麟)、筑前中納言秀秋、毛利壹岐守ニ蠶食セラレ、僅殘地モ御座候處、豊太閤ニ全ク沒收セラレ、其後細川氏豊前領主タル時、國役トシテ田川郡落合村ニ於テ、其地千四十九石壹斗貳升寄附被致候、小笠原氏代ニ至リ、千百石同寄附被致候、此高現石二百二十一石ニ相減候、如今八百坊ハ十方施物耳ニテ相勤、上下必至困窮ノ央ニ候、尙癸丑年來、

御宸憂被爲在候趣、微力ナカラ遙ニ悲憤ニ不堪罷在候、抑癸亥ノ年、勤王正義相唱候處、小笠原氏ニ蔽遮セラレ、往年慶長四己亥年、豊前小倉城主毛利壹岐守吉長、弊山ヲ領セント欲シ候得共、古來ヨリ守護不入ノ由故ヱ、其下知ヲ不受、終ニ確執ニ及ヒ、翌五年庚子十月廿一日、大坂城ニテ對決イタシ、弊山理運ニ相成、古來ノ通リ守護不入幷五ケ條ノ制紙ヲ下サレ、矢張癸亥年小笠原氏ト確執モ一轍ニ出候、委曲ノ儀ハ、當春橋本坊、如藏坊、書取ヲ以奉歎願候處、總而復古ノ御書下ケ御付ラレ、難有奉存候、向後諸般蒙御直命度候、將又積年ノ微忠貫徹仕奉感戴候、以來皇國ノ御爲メ、勉力仕度奉存候間、何卒右ノ件々御賢覽被下、宜御指圖奉願候、以上、

英彦山

八月二十五日　致有

辨事

御中

來廿七日

御卽位被

仰出候ニ付、先例之通

御撫物中受奉御祈度候、以上、

英彥山

辰八月廿五日　致有

辨事

御中

奉願口上覺

神祭方

黒川 司馬
櫻本 正夫
守衛士
原 直美
蒲池鬼代士
僮僕
三人

右者拜受仕候
御撫物、先規之旨ヲ以、此者供奉爲仕、來五日發足、弊山奉安置、神前敎有歸山之上、奉御
祈、御返納可仕候、尤先例者綾小路殿執
奏ヲ以、御繪符幷先觸申受來候處、今般
御一新之廉日ヲ以、諸件御直達被
仰付候間、御繪符御先觸等奉願候、以上、

英彦山
敎有

九月二日

辨事

御中

（指令）

九月五日

繪符者借渡候、先觸之儀ハ、自分ニ認、驛遞司印鑑可相願候事、

先般歎願書差上候處、長文ニ而、御用繁之御央恐入候間、摘要五ヶ條ヲ以、再

願仕候、御採用奉願口上覺

一奉仕候英彥山社之儀者、

皇祖天忍穗耳尊御鎮座ニ而、式内之宮社ニ御座候間、往古之

皇大宮与奉稱候由中傳候、中古神佛混淆ト、

大權現与唱候、此節復古之御盛典ヲ以、往古之通

皇大宮与奉稱度候、此段奉伺候、

一嵯峨天皇叡願被爲在、四方七里守護不入之神領御寄附ヲ以、

御所ゟ巻數、獻上仕來候、且奉蒙修驗別本山之
宣下候、右御社柄ヲ以、
靈元天皇英之一字ヲ賜、英彥山三大字
御宸翰之御額面奉納被爲遊、於九州修驗別本山ニ御座候、尙彥山信仰之國ニ者、神靈
被祭候時、三千八百坊中々、分置奉仕爲致候處、今般御觸達之趣ヲ以テ、還俗申付、是迄
之通服從爲致置候、此段奉伺候、
一後伏見天皇之皇子助有法親王弊山座主ト被爲成候以來、拜
天顏奉加持
玉體候、且累代大僧正拜任仕、右譯柄ヲ以、先年御門跡奉願置候、嘉永三亥年敎有權僧
正拜任、追々大僧正任官奉願度候處、今般復飾仕候間、此節任官
宣下、程能御執成奉願候、
一四方七里之神領、天正慶長年間、隣國ニ被蠶食、僅ニ殘地モ御座候處、豐太閤ニ被沒
收、爾來衰微之極長大息此事ニ御座候、然處春來祭政一致之御政典被爲行候、御昌運
ニ値遇仕、不堪歡喜罷在候折柄、萬揆執掌之御央ヲモ不顧、奉恐入候得共、當春橋本坊
如藏坊書取ヲ以、蒙大政官御直政度旨奉願候處、御聞濟之上、小倉藩ニ御沙汰被

仰付候、御書下ケ頂戴仕、難有奉存候、向後大事件者
大政官ゟ、小事件者長崎府ゟ御沙汰申受度奉存候、此段奉伺候、
一闔山往年
天朝ニ勉力一圖ニ相勵罷在候處、癸亥年來、被屈辱、以後次第ニ致疲弊、器械鍊(練)兵等之
手段モ行屆兼、　京城朝覲之道被致壅塞、不得止累年押移候折柄、先般復古之
聖時ニ感遇仕、此儘腐朽候而者、誠悲歎之至候間、前件之行懸歎願仕候儀者、恐多奉存
候得共、報國盡忠之寸効相立度罷在候、依之式內數多之曠野有之候得共、其地致開田
其餘潤ヲ以丁壯之者ゟ、文武之道相勵、屯田兵之名義ヲ奉蒙、緩急御用之節ニ者御召
遣被
仰付候得者、積年之微忠致貫徹、敎有謹奉感戴候、此段御沙汰之程奉願候、以上、

九月十一日　　英彥山

敎有

辨事

御中

# 藏持山神社の神佛分離

伊東尾四郎氏報

豐前京都郡犀川村藏持山も修驗の山で、維新前、坊は十八あつた、

城臺坊　中之坊　鳥居坊　梅本坊　櫻本坊　寶泉坊　岩本坊　眞樹坊

眞寶坊　淨勸坊　上之坊　杉本坊　谷之坊　禪密坊　教乘坊　福乘坊

福藏院　永實坊　乘滿坊

此處も明治六年に佛像を燒捨てたが、「藏持年代記」の記事は幸に其の前後の事狀を知るに足るものがあるから、これに依つて述べることにする、

(一)明治元年四月七日中之坊行者講勤め、此序にて官の訓令聞く、日本全國五畿七道に勅命として神佛混交御立分になり、依て藏山も佛事に關する所業取捨歟否の協議決心會三日三夜引かず、彥山、求菩提、松尾諸山に問合せの爲、梅本坊大定奔走す、追て坊名を悉く除き、一々名字に替、

(二)當役寶泉坊文惠神佛兩部の法式にて松柱登り松會作法此年限りに止む、

(三)此年迄藏山開闢以來坊中にて産をすること禁じ、何れも坂本に下り産む、十三日振り歸宅するの例定なりしも、以來は自宅に産む樣になる、

神佛分離の事は(一)に記せる如く、明治元年に達せられ、爾後改新の狀況が年代記につき／＼に現はれて來る、彥山、求菩提、松尾は何れも豐前の修驗の山である、

(二)の松會は藏持の重要な祭事で、二月十五日に行はれた「藏持山修驗年中祭祀之扣」に其の記事が詳に載つてゐる、松會は彥山にも求菩提にもあつた、松會の事はこれから後の(七)(九)(廿)にも出て來る、

(三)は舊慣打破の一例である、

(四)明治三年山中神職を廢し、卒相當の待遇と云、
(五)秋藏持山神社郷社となる、高座綱横瀨綱此年に止む。
(六)春行者例講、大師講、文殊講、日待庚申請座斷然止む、
(七)是年迄兎や角神道に引附、松柱立ると雖も、犧牲なきにや竟にやむ、

(四)修驗は廢せられ(五)神社は郷社となり、二月十二日夜の綱打の行事も(六)種々の講や座も廢し(七)是歲までは神道風になして行つた松會も、愈廢することになつた、

(八)明治四年妙見神社拜殿立、宇都宮賴道藏持神社の祠官となる、

(九)松役一式を全廢し、神事の時平民風の御供而已、
(八)舊法頭城臺坊の宇都宮氏は藏持神社の神官となり、(九)松會は全く廢せられ、神事の時は至つて簡單なことになつた、
(十)明治五年卒相當を廢し、農民に歸す、
これは前の(四)で舊修驗の神職は卒相當といふ待遇であつたのを、更にそれをも廢して農民同樣の待遇にしたのである、
(土)明治六年祝祠殿の下に松木を以て巨大なる木華表立る、
祝祠殿は舊講座をいふ、佛像燒棄の事は明治六年の條には記して無いが、元祿元年の條を見ると、
(土)鳥居坊宗圓開山靜暹上人の木像刻む、是を窟鉢窟に社殿を設け安置す、明治六年迄存在、此年に小佛の類總て燒棄し灰塵となる、
とある、卽ち明治六年には元祿元年に刻まれた開山の木像以下の佛像が燒捨てられた、
(主)明治七年諸神社祝祠殿の前に合併、
(古)明治八年宇都宮賴道英彥山神社の禰宜となる、

# 平戶藩における廢寺

藤本了泰氏報

〔知恩院書簡留〕明治四年

平戶藩御管轄內法音寺廢寺事件、同寺末寺中ゟ歎願寫等、細詳被申越、紙面之趣具ニ致承知候、右者不容易事件、已ニ昨十月中歎願ニ付、寺務御門跡とも評義（議）之上、御筋へ御願立ニ相成候處、今以御返達も無之候得共、尚又其御筋へ厚御配（マヽ）神ニ相成候間、一派中ニ於而も、精々申合、扶宗護法盡力可有之候樣、可被成御懇達候、以上、

二月十九日　（本山）總役者

筑後
善導寺

追而委細之義者、寺務役所ゟ文通ニ相成候間、御承知可被成候、已上、

# 平戸廢寺の件

禿氏祐祥氏報

(一)平戸廢寺言上書(明治二年正月二十四日)
(二)平戸廢寺歎願書(同年二月八日)
(三)本願寺廣如上人御直命趣意書(明治元年六月)
(四)御用僧亘殿よりの上申書

## 平戸廢寺言上書

平戸大變革ニ付、乍恐不取敢奉言上候、

○正月三日、頭寺役僧を領主役所に呼出シ、急々廢絶申付候分、

左之十ケ寺多眞言禪

壽光寺

正安寺

廣前院

石泉寺
蔵應寺

右頭寺五員

觀音寺
淸心寺
正泉庵
衆（集カ）雲寺
臨照寺

已上十ヶ寺　寺號文字未詳

眞言タビラ　彌勒寺
同　同　神宮寺
壹岐　安國寺
日蓮宗一ヶ寺

○自身ゟ願出シ廢寺還俗仕候寺々

○最早解擢候由

○此餘七ヶ寺廢絶と申風說有之、役筋ㇸ相尋候所、表向ハ不然ト申候得共、内實云

何、此内光明寺如何之案シ

○正月初メ、一村ニ一寺と相定メ、二ヶ寺三ヶ寺之在所追々解摧申付候由、左候得者光明寺等ハ少門徒と相成可申候、

○正月中旬ニ士分已上ハ神葬儒葬勝手次第行ヒ可申樣被觸候事、

已上正月廿四日朝、同所光明寺使僧ゟ聞取書、委細追而言上仕候、

右之都合ニ押移、神速拙僧ニ出張致呉候樣申來、何事も差置、同月廿五日發足仕候、併し復古排佛家多人數有之樣子ニ付、愚昧非力之拙僧如何とも了簡ニ不及候得共、決死盡力可仕所存ニ而出張仕候、此末如何可相成乎、一往聞取之儘奉言上候、恐々謹言、

崎場出役

己巳正月廿四日夜　唯寶寺

良　嚴(花押)

御本殿

御年寄衆中

平戸廢寺歎願書

乍恐奉歎願候

一弊地諸寺院往古ゟ諸國ニ並なき領主之用ヒニ御座候處、近來如反掌變革ニ相成、已ニ一昨年も壹州平戸領ニ於而十六ヶ寺一時ニ廢止ニ相成、其後神佛判然ニ付而ハ、不一形減少ニ相成申候、然ル處昨冬極月廿八日、城下寺院八ヶ寺呼出ニ相成、小藩且ツ時節柄ニ付廢止と云々、

其寺院如左、

臨濟派　石泉寺　眞言宗　正安寺
曹洞派　清心寺　臨濟派　集雲寺
臨濟派　林松寺　臨濟派　小川庵
眞言宗　廣前院　臨濟派　觀音寺

一自分ゟ還俗願出早速被免候寺院如左、

眞言宗　田平村　神宮寺　俗名　中倉精吉郎
同　同　彌勒寺　同　阿部豐壽
禪宗　壹州　安國寺　同　何氏治五八

又壹州安國寺末寺四十ヶ寺、此頃還俗願出申候、

一領主ゟ一村一ヶ寺之觸出ニ付、他宗ハ數知不申候、御一派之内、廢止之風說如左、

大島 眞敎寺　九雙泊(クストマリ) 光福寺

小植加(ヲジカ) 明覺寺　志佐 圓成寺

早岐 西蓮寺

一士分已上神葬儒葬勝手次第之觸出ニ相成、領主菩提處雄香寺(禪宗)誓願寺(淨土宗)廢止之見込ニ御座候、

一壹州安國寺先住白華和尙、度僧之策と申著述相認メ、又々當住是ヲ補ひ著述仕り、愈佛法ハ國家有損無益、早速我々廢寺還俗被仰付度抔强願致シ、且ツ役筋七八輩排佛之儒家有之、其上國内費(疲)弊之折柄、兎角寺院多分ニ候得者、大地ハ尊大驕奢ニ耽り、小地者不律之暴計ヲ競ヒ、修學敎示ハ不行屆ニ而、却而國害を引起ス之場ニも可相成之見込ゟ、廢寺還俗被申付候樣ニ被考候、尤も自國一己之料簡ニ而ハ無之、天朝にも伺濟之事と承り候、左候得者、追々諸國にも此手本相流れ可申と被察候、右ニ付拙寺晝夜身心苦痛仕候得共、如何ニも方便之手も盡き候處、幸ヒ　御本殿ゟ御下ケ被下候萬民安堵之御勅狀寫シ、幷ニ破邪顯正之御内勅之儀役筋へ相見セ、竟ニ領主一覽ニ相成、尤之

儀と被申少ク採用之趣シ有之候故、右御披露法座願立、領主ゟ聞屆之出役迄願取、先々小口相開け懸候間、神速長崎に飛脚相立、即チ在勤唯寶寺を相招き、二月朔日ゟ、光明寺始メ御披露法座相勤申候、尤も領主儀是迄之寺院之弊風ニ而ハ何事も聞入無之故、右唯寶寺入込之儀ハ、僧分一洗邪教防禦と唱之、其段領主にも相達候處、是亦尤と被申、早急各寺改革相立申候事、別紙之通りニ御座候、雖然是ハ當分之策ニ而、迚も當夏迄ハ持兼不申候、其譯ハ當月十五日頃領主上京被致、京坂東京之事情逐一被及見聞候時ハ、諸國排佛洋僻之義(議)論ニ被推、歸國之上ハ唯今之策必ズ變革ニ可相成と皆々慨歎仕候、左候得者、御一派之内廢寺之取留更ニ見込ミ無御座、悲泣血涙仕ル計ニ御座候、何卒此上ハ御本殿之御大仁を被爲以、右領主上京之節、御尋問被成下可能(マヽ)御取計被下度、一同奉強願候、尤も夫ニ付而ハ、御物入も可有御座候ニ付、當節ニ金子上納仕度候得共、領主上京前ニ而甚タ六ケ敷御座候得者、上京後上納可仕候故、宜敷々々御取計奉願上候、書外唯寶寺ゟも言上可仕と被申候間、右御尋問一同投身命奉歎願候、恐々謹言、

巳二月八日

末寺惣代　西蓮寺印

肥前平門　光明寺印

御本殿

御年寄衆中

右奉歎願候通り、幾重ニも宜敷御取計伏而奉願上候、恐々敬白、

長崎在勤唯　寶　寺(印)

良　嚴(花押)

廣如上人御直命趣意書

從朝廷別紙之通被仰出、排佛毀釋など申觸候は全訛言にて、神祇官御再興、神佛判然之御處分、夫々蒙仰、偏宗教弘通之道、佛法興隆之基、先以叡慮奉感戴、於門末一同叡慮之程難有可奉存候、就夫ては、愈朝廷御仁惠之御旨趣、末々迄行屆候樣專要と分て賴入候、殊於僧分は益々如教誡堅相心得、右煽惑動搖之徒を申諭、明ニ宗意教導可致候事、

辰六月

奉敬承連印帳

肥前國松浦郡平戶　光明寺

御請

今般神祇官御再興神佛判然之御處分
御勅狀御趣意、且破邪顯正嚴護法城之旨奉敬承候、依連印奉指上候、以上、

隣寺圓成寺代印

妙德寺印
風香寺印
圓福寺印
明覺寺花押
淨隆寺印
眞敎寺印
淨念寺印
尊光寺印
圓成寺印
敎法寺印
金照寺印

光福寺印
正福寺印
西蓮寺印
光明寺印

下間大藏卿

御用僧良嚴よりの上申書
（封皮表）
「御在京
明蓮寺樣　長崎出役
圓照寺樣　唯寶寺
德應寺樣　良嚴
至急要用」
（裏）「三月七日認發」
昨極月已來御狀不參、如何御混雜歟と案慕候、內外事情言上書ニ相認置候間、宜敷

御取計可被下候、渡邊一件如何ニも合點不參、定而言之行違と被察候、滯京ニ候ハヾ御懇談可被下候、樣子次第江戸へ參り候由も承り候、東京大評議如何相成可申哉、

一四日市輪番長崎異解者へ、新御所樣御下向之儀申遣候、如何相成申候乎承り度候、何れニ致而も難門(マヽ)

一橫濱儀ハ如何彼處へも樣(模)案人御遣シ被下度、定而繁昌と存候、

一大阪天主堂ハ如何、承り度候、

先ハ當節事件早急爲御知申事如斯御座候、宜敷奉願上候、頓首再拜、

三月七日認　良　嚴

明蓮寺樣

圓照寺樣

德應寺樣　各貴下

# 肥前平戸藩寺院修驗等廢存處分の件

〔太政類典〕第一編第百三十四卷 教法 寺院三

三年

平戸藩管內寺院修驗等廢存處分、

平戸藩伺

藩內寺院貳百个寺餘有之、右ハ舊來偏僻之境區、敎化行屆兼、人禍福ニ迷ヒ、叨ニ創立仕、過多相成居、此儘差送候テハ、永々寺閣之條理、僧侶之施給、下民之財用虛耗仕候儀不少、就テ先ツ一村一ケ寺ト相極、下々宗旨相定、異宗之誑惑嚴密檢査爲仕、其餘盡ク廢寺仕候ハヽ、往々民間之費用相省、僧侶之徒食減少可仕、就而、廢存之寺院詳明取調奉伺候テモ、施行之際ニ至リ、彼是障碍相生シ、存シ候筈之寺ヲ廢シ、廢シ候見込之寺ヲ都而存シ候樣之都合相成、屹度前定仕兼候間、右一村一寺之規定御聞屆被下置度、然上ハ精々處置仕、相濟候上、寺號等兼テ御沙汰之通、明細取調御屆可申上、此段奉伺候、以上、三年十一月十三日藩

（朱書）「書面之趣者、寺檀納得之上、廢寺合併等願出候事情ニ運ヒ、本寺法類等事故無之

上ハ、生活ノ道ヲ可得見込相立、更ニ可伺出事、」

同上

當藩管轄村々修驗共、數多御座候處、右者平素之作業加持祈禱又ハ至而拙劣之卜筮等取扱、民間ノ施物ヲ受、衣食相營罷在候躰、於民政ニ有害無益之者ニ御座候間、此ノ後漸ヲ以相廢、軀幹强壯之者等ハ、隊卒ニモ相用可申、其他歸農爲仕、往々各所開墾用夫之一助ニモ相成可申、不苦儀ニ可有御座哉、此段奉伺候、以上、三年十一月廿九日

(朱書)「將來故障無之分ハ、夫々授產ノ法方(方法カ)ヲ設ケ、漸々可廢止事、」

# 日向高鍋藩寺院廢合神葬祭等の件

〔太政類典〕第一編 第百三十四卷 教法 寺院三

二年九月

高鍋藩管内廢合寺並神葬祭邪宗調等處分

高鍋藩伺

一微祿或ハ無檀ニテ難立行寺院ハ、本寺ヘ取結度事、

（朱書）「伺ノ通異亂無之樣可取分事」

一無住ノ寺院ハ、堂舍取除地所引拂度事、

（朱書）「伺ノ通」

一管内庶民ニ至ル迄、志次第葬祭式佛法ヲ相轉シ、古典ニ基キ、神道ニ爲致、邪宗調ノ儀ハ、役方ニテ嚴重爲取糺度事、

（朱書）「伺ノ通」

右之通奉伺候、以上、二年九月十日藩

三年十二月廿五日

高鍋藩管內廢寺處分

高鍋藩伺辨官宛

管內寺院藩ノ適宜ニ寄、追々相廢候テ不苦御座候哉、其節ハ御屆可仕儀ニ御座候哉、此段奉伺候、以上、三年十一月廿五日

（朱書）「法類寺檀申合事故無之分ハ、廢寺聞屆、檀家ハ最寄同宗ノ寺院ヘ合併可申付、尤廢寺號朱印地ノ有無境內ノ廣狹共取調、跡地所ノ分見込更ニ可伺出候事、」

同上同上

管內寺院ノ內、藩ノ適宜ニ寄リ、別冊ノ通相廢候間、此段御屆仕候、尤境內除（地脫カ）山林或ハ反別其外等ノ儀ハ、追テ見込相付ケ、御伺可申上候、以上、三年十二月廿五日藩

同藩上申同上

管內寺院本末寺號等、雛形ノ通細詳取調可申出旨、七月中民部省ヨリ御達相成居候間、則別冊ノ通取調差上申候、以上、三年十二月廿五日

古義眞言宗

日向國兒湯郡高鍋村

一三寶院末　京都　地福寺
一境內貳段三畝廿壹歩、
一滅罪檀家無之、
一元朱印地除地山林等無之、
一寺領百五拾石從藩寄附、
右知事代々祈願所ノ處、佛祭相止候ニ付、此節廢寺、
一地福寺末　同國同郡上江村　飯長寺
一境內貳段、
一滅罪檀家無之、
一元朱印地除地山林等無之、
右祓檀家佛祭不相用候ニ付、此節廢寺、
一地福寺末　同國同郡高城村　興福寺
一境內三段貳畝、

一滅罪檀家無之、
一元朱印地除地山林等無之、
右同斷ニ付此節廢寺、

同國同郡高鍋村

一地福寺末　龍岸寺

一寺領貳石貳斗五升從藩寄附、
右無住ニ付此節廢寺、

同國同郡同村

一地福寺末　河田寺

一境內貳段九畝、
一滅罪檀家無之、
一元朱印地除地山林等無之、
一寺領七石五斗從藩寄附、
右被檀家佛祭不相用候ニ付、此節廢寺、

同國同郡同村

一京都三寶院末　　惠成寺
一境內壹段拾八畝、(マヽ)
一滅罪檀家無之、
一元朱印地除地山林等無之、
右同斷ニ付、此節廢寺、
同國同郡川南村
一地福寺末　　觀音寺
一境內壹段、
一滅罪檀家拾三軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右被檀家並滅罪檀家佛葬祭不相用候ニ付、此節廢寺、
同國同郡都農
一地福寺末　　大泉寺
一境內五畝九歩、
一滅罪檀家無之、

一元朱印地除地山林等無之、

右祓檀家同斷ニ付、此節廢寺、

同國同郡平田村
神宮寺

一地福寺末

一滅罪檀家無之、

一元朱印地除地山林等無之、

右同斷ニ付、此節廢寺、

同國同郡美々津浦
千秋寺

一地福寺末

一滅罪檀家無之、

一元朱印地除地山林等無之、

右同斷ニ付、此節廢寺、

同國同郡同浦
長福寺

一地福寺末

一境内四畝拾五步、

一滅罪檀家百八拾軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右檀家本葬祭執行佛葬祭不相用候ニ付、此節廢寺、
同國同郡名貫村
一地福寺末
善福寺
一滅罪檀家無之、
一元朱印地除地山林等無之、
右祓檀家同斷ニ付、此節廢寺、
同國諸縣郡三名村
一地福寺末
興福寺
一滅罪檀家廿五軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右檀家本葬祭執行佛葬祭不相用候ニ付、此節廢寺、
同國那珂郡福島南方村
一地福寺末
善福寺

一滅罪檀家無之、
一元朱印地除地山林等無之、
右被檀家同斷ニ付、此節廢寺、
同國同郡福島西方村
圓福寺
一境內壹段、
一滅罪檀家無之、
一元朱印地除地山林等無之、
右ハ當藩管內寺院本末共外取調候處、書面ノ通相違無之候也、
明治三庚午十月
高鍋藩
民部省
濟家宗妙心寺派
日向國兒湯郡上江村
小本寺龍雲寺
一山城國（マヽ）郡（マヽ）村妙心寺末
一境內七段拾貳步、

一滅罪檀家貳百拾貳軒、

一元朱印地除地山林等無之、

一寺領高百石從藩寄附、

右知事代々菩提寺ノ處、本葬祭執行幷檀家同斷佛葬祭不用候ニ付、此節廢寺、

同國同郡同村

一妙心寺末　小本寺大龍寺

一境內三段廿七步、

一滅罪檀家百拾七軒、

一元朱印地除地山林等無之、

一寺領高百石從藩寄附、

右龍雲寺同斷ニ付、此節廢寺、

同國同郡同村

一（龍雲）雲龍寺末　寶福寺

一境內壹段三畝、

一滅罪檀家百三拾五軒、

一元朱印地除地山林等無之、
右無住ニ付、此節廢寺、

同國同郡日置村
萬福寺

一龍雲寺末
一境內壹段、
一滅罪檀家貳百七拾五軒
一元朱印地除地山林等無之、
右檀家不殘本葬祭執行佛葬祭不相用候ニ付、此節廢寺、

同國同郡農驛
圓通寺

一龍雲寺末
一滅罪檀家三百五拾六軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右同斷ニ付、此節廢寺、

同國那珂郡福島西方村
西林院

一龍雲寺末

一境内貳段、
一滅罪檀家百七拾七軒、
一元朱印地除地山林等無之、
一寺領拾石從（マヽ）寄附、
右知事菩提寺ノ處、本葬祭執行并檀家同斷、佛葬祭不用ニ付、此節廢寺、

同國同郡福島本莊村
一龍雲寺末　廣護寺
一境内壹段五畝、
一滅罪檀家百七拾三軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右檀家同斷ニ付、此節廢寺、

同國同郡福島西方村
一龍雲寺末　如意庵
一滅罪檀家三百拾八軒、
一元朱印地除地山林等無之、

右同斷ニ付、此節廢寺、

同國同郡福島北方村
永德寺

一龍雲寺末
一境內一段、
一滅罪檀家百三拾八軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右同斷ニ付、此節廢寺、

同國同郡福島市木村
龍源寺

一龍雲寺末
一境內壹段貳畝、
一滅罪檀家百四拾九軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右同斷ニ付、此節廢寺、

同國同郡福島古大內村
虎溪庵

一龍雲寺末

一滅罪檀家百拾九軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右無住ニ付、此節廢寺、

同國同郡福島田口村
承久寺

一龍雲寺末
一滅罪檀家百四拾九軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右檀家本葬祭執行佛葬祭不用候ニ付、此節廢寺、

同國同郡福島北方村
正持寺

一龍雲寺末
一滅罪檀家百拾貳軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右同斷ニ付、此節廢寺、

同國同郡福島本莊村
正觀寺

一龍雲寺末

一滅罪檀家三拾五軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右同斷ニ付、此節廢寺、

同國同郡福島北方村
一龍雲寺末
惠林院

一滅罪檀家百九拾九軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右同斷ニ付、此節廢寺、

同國同郡福島木代村
一龍雲寺末
圓成寺

一滅罪檀家六拾六軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右無住ニ付、此節廢寺、

同國同郡福島市木村
一龍雲寺末
禪栖庵

一滅罪檀家五拾軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右同斷ニ付、此節廢寺、

同國同郡福島市木村
長勝寺

一龍雲寺末
一滅罪檀家九拾八軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右同斷ニ付、此節廢寺、

同國同郡福島市木村
養壽庵

一龍雲寺末
一滅罪檀家五拾壹軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右同斷ニ付、此節廢寺、

同國兒湯郡日置村
金龍庵

一龍雲寺末

一滅罪檀家三拾七軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右同斷ニ付、此節廢寺、
右ハ當藩管內寺院本末其外取調候處、書面ノ通相違無之候也、
明治三庚午十月　高鍋藩
民部省

曹洞宗永平寺派
日向國兒湯郡高鍋村
小本寺　太平寺

能登國
一總持寺末
一境內屋敷貳段三畝拾貳步、田貳段六畝三步、
一滅罪檀家百軒、
一元朱印地除地山林等無之、
一寺領三人扶持從藩寄附、
右檀家本葬祭執行佛葬祭不用且ツ無住ニ付、此節廢寺、
同國同郡上江村

一太平寺末　昌福寺
一境内貳段貳畝拾貳步、
一滅罪檀家八拾五軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右檀家本葬祭執行佛葬祭不用候ニ付、此節廢寺、
同國同郡川北村
一太平寺末　德林寺
一滅罪檀家六拾貳軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右同斷ニ付、此節廢寺、
同國同郡同村
一太平寺末　德泉寺
一滅罪檀家三百七軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右同斷ニ付、此節廢寺、

同國同郡川南村
海藏寺

一太平寺末
一滅罪檀家八拾軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右同斷ニ付、此節廢寺、

同國同郡川北村
德壽庵

一太平寺末
一滅罪檀家六拾軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右同斷ニ付、此節廢寺、

同國同郡平田村
卒天寺

一太平寺末
一滅罪檀家五拾三軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右同斷ニ付、此節廢寺、

一太平寺末　同國同郡蚊口村
龍興寺
一滅罪檀家五拾五軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右同斷ニ付、此節廢寺、

一太平寺末　同國同郡同浦
江上庵
一滅罪檀家八拾軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右同斷ニ付、此節廢寺、

日向國八代
一孝光寺末　同國諸縣郡伊佐生村
地藏寺
住職
明道
一滅罪檀家三拾五軒、
一元朱印地除地山林等無之、
同國那珂郡福島北方村

日向國志布志
一永泰寺末　　　　　　　　　　興禪院

一滅罪檀家百廿軒

一元朱印地除地山林等無之、

右無住ニ付廢寺、

同國同郡福島崎田浦

一右同寺末　　　　　　　　　　妙江庵

一滅罪檀家八拾五軒、

一元朱印地除地山林等無之、

右同斷ニ付、此節廢寺、

同國同郡同浦

同國那珂郡
一長持寺末　　　　　　　　　　洞雲寺

一滅罪檀家六十軒、

一元朱印地除地山林等無之、

右同斷ニ付、此節廢寺、

同國同郡福島本庄村

一右同寺末　長樂寺

右同斷ニ付、此節廢寺、

右ハ當藩管內寺院本末共外取調候處、書面ノ通相違無之候也、

明治三庚午十月　高鍋藩

民部省

淨土宗鎭西派

日向國兒湯郡上江村

小本寺安養寺

一知恩院末（山城國郡（マヽ））

一境內七段四畝拾貳步、

一滅罪檀家百九拾壹軒、

一元朱印地除地山林等無之、

一寺領高百石從藩寄附、

右知事菩提寺ノ處本葬祭執行檀家同斷、佛葬祭不用ニ付、此節廢寺、

同國同郡高鍋村

小本寺圓福寺

一知恩院末

一境内壹段九畝、
住職　智天
一滅罪檀家九百七拾五軒、
一元朱印地除地山林等無之、
一寺領拾五石從藩寄附、

同國同郡上江村
一安養寺末　西迎院
一境内一段八畝、
一滅罪檀家三百四十軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右檀家本葬祭執行佛葬祭不用候ニ付、此節廢寺、

同國同郡蚊口浦
一安養寺末　稱名院
一滅罪檀家貳百軒、
住職　隆圓
一元朱印地除地山林等無之、

同國同郡高鍋村

一圓福寺末　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　盤福寺

一檀家無之、

一元朱印地除地山林等無之、

右無住ニ付、此節廢寺、

一圓福寺末庵　　　　　　　　　　　　　　　　同國同郡同村

觀音堂

右同斷ニ付、此節廢之、

一圓福寺末庵　　　　　　　　　　　　　　　　同國同郡同村

元祇園

右同斷ニ付、此節廢之、

一知恩院末　　　　　　　　　　　　　　　　　同國同郡美々津浦

專修寺

一境內七畝廿八步、

一滅罪檀家三百三十五軒、

一元朱印地除地山林等無之、

右檀家本葬祭執行佛葬祭不用ニ付、此節廢寺、

同國諸縣郡三名村
義　福　寺

一安養寺末

一境內四段九畝、

一滅罪檀家九拾九軒、

一元朱印地除地山林等無之、

右同斷ニ付、此節廢寺、

同國同郡同村
東　長　寺

一義福寺末

一滅罪檀家拾六軒、

一元朱印地除地山林等無之、

右同斷ニ付、此節廢寺、

同國那珂郡福島今町浦
常　照　寺

一安養寺末

一境內壹段貳畝、

一滅罪檀家三百三軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右同斷ニ付、此節廢寺、

右ハ當藩管内寺院本末共外取調候處、書面ノ通相違無之候也、

明治三庚午十月　　高鍋藩

民部省

時宗

日向國那珂郡福島西方村

昌福寺

相州藤澤驛
一淨光寺末

一境内壹段、
一滅罪檀家百七拾八軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右檀家本葬祭執行佛葬祭不用ニ付廢寺、

右ハ當藩管内寺院本末共外取調候處、書面ノ通相違無之候也、

明治三庚午十月　　高鍋藩（宛名民部省脱カ）

一向宗西本願寺派

日向國兒湯郡高鍋町
稱專寺
住職
靈順

一京都西本願寺末
一境內壹段四畝拾貳步、
一滅罪檀家百五拾七軒、
一元朱印地除地山林等無之、

同國同郡上江村
覺照寺

一右同寺末
一滅罪檀家八拾軒、
一元朱印地除地山林等無之、

同國同郡三納代村
遍照寺
住職
榮月

一右同寺末
一滅罪檀家三拾軒、
一元朱印地除地山林等無之、

同國同郡蚊口浦

一右同寺末　光福寺
一滅罪檀家六拾軒、
一元朱印地除地山林等無之、

一右同寺末　同國諸縣郡三名村
光西寺
一滅罪檀家八拾三軒、
一元朱印地除地山林等無之、

一右同寺末　同國兒湯郡美々津浦
正覺寺
一滅罪檀家貳百三軒、
一元朱印地除(地脱カ)山林等無之、

一右同寺末　同國那珂郡福島西方村
正國寺
一滅罪檀家百六拾九軒、
一元朱印地除地山林等無之、

右ハ當藩管內寺院本末其外取調候處、書面ノ通相違無之候也、

明治三庚午十月　高鍋藩

民部省

新義眞言宗

日向國兒湯郡高鍋村

小本寺　高月寺

紀伊國

一高野山末

一境內三段三畝、

一滅罪檀家無之、

一元朱印地除地山林等無之、

一寺領三拾七石五斗、祈禱料米六拾貳俵、從藩寄附、

右知事祈願所ノ處、佛祭一切相止候ニ付、此節廢寺、

同國同郡椎木村

一高月寺末　長照寺

一境內壹段、

一滅罪檀家無之、

一元朱印地除地山林等無之、

一寺領拾五石從藩寄附、

右柴社別當之處、神佛混合不相成候ニ付、復飾祠官相勤候ニ付、此節廢寺、

同國同郡同村

一長照寺末　神宮寺

一境內七畝、

一滅罪檀家無之、

一元朱印地除地山林等無之、

右復飾社務差許、此節廢寺、

同國同郡高鍋村

一高月寺末　天神寺

一境內貳段壹畝、

一滅罪檀家無之、

一元朱印地除地山林等無之、

右天神宮座司ノ處復飾社務差許、此節廢寺、

一高月寺末　同國同郡同村
祇園寺
一境內三段六畝、
一滅罪檀家無之、
一元朱印地除地山林等無之、
右祇園社座司ノ處復飾社務差許、此節廢寺、

一高月寺末　同國同郡同村
愛宕寺
一境內壹段三畝拾五步、
一滅罪檀家無之、
一元朱印地除地山林等無之、
右愛宕社座司ノ處此節無住ニ付廢寺、社務ハ天神社神主勤之、

一高月寺末　同國諸縣郡宮王丸村
延命寺
一滅罪檀家百拾九軒、

一元朱印地除地山林等無之、
右復飾社務差許、此節廢寺、

同國同郡都井村

一高月寺末

寶幢寺

一滅罪檀家百七拾軒、
一元朱印地除地山林等無之、
一寺領三石從藩寄附、
右御崎社座司ノ處從前神主有之ニ付復飾、別事(寺カ)務申付、此節廢寺、

同國同郡同村

一高月寺末

東明寺

一滅罪檀家百軒、
一元朱印地除地山林等無之、
一寺領壹石五斗從藩寄附、
右此節無住ニ付廢寺、

同國同郡福島南方村

一高月寺末　神宮寺
一滅罪檀家無之、
一元朱印地除地山林等無之、
一寺領貳石壹斗從藩寄附、
右無住ニ付、此節廢寺、

日向國那珂郡福島湊浦
一高月寺末　普門寺
一滅罪檀家百四拾七軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右檀家本葬祭執行佛葬祭不用ニ付、此節廢寺、

同國同郡福島上町
一高月寺末　極樂寺
一滅罪檀家五拾九軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右同斷ニ付、此節廢寺、

同國兒湯郡持田村
東光寺
一高月寺末
一滅罪檀家六拾五軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右同斷ニ付、此節廢寺、

同國同郡鴫ノ村
太仙寺
一高月寺末
一境內八畝拾五歩、
一滅罪檀家貳百廿九軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右同斷ニ付、此節廢寺、

同國同郡椎木村
兼藤寺
一高月寺末
一滅罪檀家三百七拾貳軒、
一元朱印地除地山林等無之、

右同斷ニ付、此節廢寺、

同國同郡石河内村
普　門　寺

一高月寺末
一滅罪檀家七拾軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右無住ニ付、此節廢寺、

同國同郡蚊口村
觀　音　寺

一高月寺末
一滅罪檀家三拾貳軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右同斷ニ付、此節廢寺、

同國同郡美々津浦
般　若　寺
看司
亮　譽

一高月寺末
一境内五畝、
一滅罪檀家貳百五軒、

一元朱印地除地山林等無之

同國同郡高城村
圓藏寺
一高月寺末
住職 義學
一境内壹段、
一滅罪檀家百七拾八軒、
一元朱印地除地山林等無之、
右當藩管内寺院本末其外取調候處、書面ノ通相違無之候也、
明治三庚午十月　高鍋藩　中藩

## 日向國美々津縣合寺の件

禿氏祐祥氏報

(一)合寺に付歎願(明治三年十一月)
(二)神葬奬勵の布告(明治四年七月十八日)
(三)廢寺を命ず(同年十一月五日)

(一)一昨午ノ十一月、延岡法中自他宗六七ケ寺合寺ニ相成候趣承リ、高千穗法中大ニ驚キ、直樣熟談仕、歎願左之通、

以書附奉歎願候

此度御一新ニ付被仰出候ニ付テハ、御國宗之益無益之御所分ト一同奉恐察、實以是迄怠墮(惰)ニ光隱(陰)ヲ送リ、今御變革ニ付、遊民之類ト奉驚入候、然上者向後互ニ諫(練)磨仕、御國益ニハ相成不申候共、責テハ万民撫育之爲、本堂、庫裏之内何レ成共壹軒ヲ

廢シ、御本尊モ自宅一所ニ安置仕候ハヾ、自然旦中(檀下同ジ)ノ有益共相成可申、其跡ニハ、藥種亦ハ御物品ヲ植立、是迄世々御厚恩ニ預奉候御國恩爲報謝、知事樣エ獻上仕候、其上ヨリ愚昧之旦中エ御國恩忘(却)脚不仕樣、乍不及、五倫之道ヲ敎諭仕、九牛ガ一毛ナリトモ、御國恩ノ次第爲相辨度志願ニ御座候、追々合寺之御沙汰モ承リ申候得共、前件之通リ諸人爲助、情之滅家仕候ハヾ、一ハ御革法ノ御趣意ニ對シ、一ハ寺坊相續仕候ハヾ、本山ニ對シ、忠孝兩全之場ニモ相叶可申哉、乍恐愚慮仕候、然ルニ高千穗ノ義者、村々行散、且山坂難澁之場所柄ニ御座候得者、諸人迷惑之段歎出申候間、何卒在來通御据置被下候樣、寺旦一同奉願上候間、此段歎願被成下候樣奉願上候、以上、

午十二月

成滿寺

信行寺

淨覺寺

眞樂寺

專光寺

金光寺
教願寺
泉福寺
光照寺
淨專寺
淨光寺
正念寺

御本坊樣

添書御座候、

（二）　未之七月十八日庄內一統左之通

佛法ハ異國之敎ニテ、既ニ千年前ヨリ
皇國ニ渡リ、地獄極樂抔之道ヲ唱エ、愚人ヲ引導スルモ、畢竟ハ勸善懲惡之譯ニ候得共、世移リ時代リ、僧侶之輩佛道ニ附會之說ヲ以、後世之愚人ヲ欺キ、愚人ハ知ラズ〳〵佛ニ欺レ、終ニ惡心ヲ改メ善事ニ移ル事ナク、却テ國家之大害ト成ケリ、一

躰皇國ニ生シ者ハ、上下ノ別チナク、各神々様之御靈ニ資リテ生レ、今日衣食住之道モ、神ノ惠モ、君之恩ヲ受ケ、家内康ラカナル產業セシ事ニテ、神恩國恩之難有ヲ感戴シ、皇國之教ニ遵奉シ、神ニ仕ヘマツリ、祖先ヲ祭ル、素ヨリ當前(然)ノ利(理)ナリ、加之御一新御政體、上古之善政ニ復シ、カヽル難有事故、各共理ヲ辨エ、佛法ヲ廢シ、神葬祭ニ改度所存之者、早速願出可申候事、

右之書面ヲ以テ、神葬祭御沙汰ニ御座候而、同日否決差仕候樣申渡、中ニモ泉福寺(檀下同ジ)旦家岩戶村、光照寺旦家桑之內、淨光寺旦家下ノ村、右三ケ村之義者、別して嚴敷取締り候得共、漸々里正之親類丈、少々宛神葬ニ相成、餘者寺之御座候間ハ、佛葬仕度由ニテ押移申候、

(三)同未十一月五日、宮水出張所ゟ自他宗不殘呼出、廢寺申付候次第左之通、

何村

何寺　何某

今般廢寺被　仰付候ニ付、住職差免、歸俗申付候條、農商望之方ゟ入籍可願出候事、

辛未十一月

別紙

舊杉高寺
龍泉寺
淨光寺
泉福寺
光照寺
信行寺
淨專寺
眞樂寺
成滿寺

今般廢寺被仰付候付而者、堂內ニ安置致候位牌ハ、各旦家ニ引渡可申、佛體佛具類ハ、取拂勝手ニ所分可致候事、

辛未十一月

如斯申渡、且家之者ハ殘寺ニ付候共、又神葬ニ致候共、兩條急ニ相決申候樣申付候處、俄之事ニ付、實ハウロタエ、評定區々、殘寺近者ハ殘寺ヘ付、又數里隔タル者ハ、同行迯リ、又ハ右寺願立致抔、種々手配致シ候内、彼是延引致候得者、或ハ刑法ニ行フ抔ト申シ、或ハ急度曲事申付抔ト嚴敷沙汰ニ付、无餘義右三ヶ村之者、神葬ニ落入候者不少、實以殘念之次第ニ御座候、

四)

宮木　重記

立磐神社祠官住居所御指操（繰下同ジ）之義有之、是迄之家屋敷御引揚、尤添畔山幷先代ヨリ之墓所地永代持地ニ被免候間、圖面ヲ以願出之上者、追而見分、至當之上納可申付依而　正覺寺跡本堂隱居所之外、家屋敷共被下候間、速ニ引移候事、

正　覺　寺

立磐神社祠官住居所等御指操之儀有之、是迄之家屋敷御引揚、般若寺家屋敷被遣候、合併相成候間、正覺寺本堂並ニ隱居所者、勝手ニ取計ヒ、跡屋敷並住居所者、宮木重記ニ被下候間、速ニ般若寺エ引移候事、

般若寺

般若寺家屋敷正覺寺へ被遣、合併申付候間、其旨相心得候事、

右之通召呼、其旨可被相達候也、　兩寺エ

未十二月十七日、

## (五)專想寺書狀

舊職元延岡廳ヨリ、斷然合寺之儀御國所分配迄、御布告ニ相成候ニ付、法中衆被及歎願候處、去月嚴重御取締ニテ、歎願御取用无之、就中他派ニ合併寺モ有之趣、法中衆之内歸農ニ相及ヒ候者モ有之哉之由致傳承候、拙寺等勤王護法應接懸役御沙汰ニ相成候ニ付、右等之儀承知致候テハ難及閣捨ニ事候、竊以事實之御事候哉、及承度候、乍恐朝廷祭政一致、都鄙无差別宇内一貫御旨趣ト奉崇仰候御事ニテ、區別之御趣意者不被爲在御事ト奉存候、已ニ寺院寮被爲立置、追々御改正被仰出候樣右管轄廳ニヲイテ、區々ノ所置致間敷、無祿無(據)且之儀、寺檀共ニ故障有無詳細ニ相糺、調書ヲ以テ可伺出事等、　御趣意ニ候、然ルニ故障有无等、其調直(無礙カ)ニ合寺被相達候旨不審ニ被存候、殊更今般教部省被爲置、三大教則ヲ以テ說教被仰出候御儀、已

來社寺廢立者於教部省ニ御取扱有之候御趣意ニ候得者、昨年之御沙汰ニテモ、舊縣限ニテ、進退御取扱者有之間敷、猶更被於教部省、諸宗共ニ檀家教諭之則御立ニ相成候上者、進退同省ニモ伺上候儀者必然ニ有之候、何分遠境ニ付、事實不分明ニ候間、法中之內、此狀着管轄廳江届出之上、早急當方エ向、御出張可有之候、事實之始終明覈御本山エ言上ニ相及、御模樣ニテモ、(者カ)朝旨御伺ニ可相成候間、急早法中衆之內御出張相待候、依而此段申達候事、

勤王護法應接懸

專想寺現住

權大僧都　善友院

壬申六月

日向國

中組

御末寺中

(六)元照明寺歎願書

乍恐奉歎願候口上覺

拙寺儀元延岡縣廳ヨリ、去未ノ極月合寺被仰付、門徒一同奉恐入候ニ付、直様歎願書奉差上候得共、御聞屆不被爲在、右ニ付、當四月ニモ元々通御立置之段奉歎願候共、今ニ何之　御沙汰モ不被爲在御座候處、此度豊後專想寺勤王護法篤被役御沙汰之由ニテ書狀到來、任其意乍恐於　朝廷祭政一致、都鄙之御差別無之、宇内一貫之御趣意ニテ、寺院廢合寺之儀區別之御旨趣者不爲在候由申參、猶亦同管轄廳之內、臼杵郡富高邊之向者、合寺御布告不承、尤モ於當郡、私シ宗旨御立置ニ相成寺モ有之ニ付、何卒格別之御仁政ニテ、拙寺儀往古之通御立置之段乍恐奉歎願候、猶亦前奉差上候歎願之通リ、私シ宗門之儀者、外宗ニ違、子々相承之宗風ニテ、胎內ヨリ僧之身ヲ請、佛祖之蒙高恩申候身分ニテ御座候得者、拙寺廢寺ニ相成申候テハ、實ニ佛祖本山ハ勿論、私シ先祖に對シ存命テ申分ケ相立不申ト、只々先非悔、晝夜愁歎仕候ヨリ外者無御座候間、何卒々々御憐愍之御仁政ニテ、前々通御立置被成下候樣奉歎願候、然上者、以來天恩深重感戴、仁義五常道如法ニ相守、國家萬不全ニ不相成樣、身命限相嗜申度奉存候間、乍恐右歎願書御聞屆之程奉願上候、以上、

明治五壬申年

七月

兒湯郡三宅村
元照明寺印

戸長衆中

右之通歎願書奉差上候處、縣廳ヨリ左之通上ニ切紙附參候、
本文舊藩之內、朝廷に伺之上、廢寺相成居候ニ付、願意難取揚候事、印
壬申八月廿三日

縣廳

日州中組地里案內

延岡妙專寺ヨリ富高正念寺迄五里、同寺ヨリ美々津正覺寺迄三里、同寺ヨリ高鍋稱專寺迄七里、同寺ヨリ穗北光源寺迄三里、同寺ヨリ同所照明寺迄一里、同寺儀合寺仙光寺、隣寺同仙光寺ヨリ佐土原宗稱寺迄一里半、同寺ヨリ蓮光寺迄一里、同寺ヨリ直純寺迄三里、同寺ヨリ善照寺迄一里、穗北佐土原ヨリ西往三里行テ、本庄宗久寺、隣寺寶光寺ヱ合寺佛光寺派宗、

(以上は日向の末寺より、參考の爲め本願寺へ差出す所なり、)

## (七)養德寺上申書

一筆拜啓仕候、彌御安康被成御座、珍重ニ奉存候、然ハ　御直書御到來ニ付、九月廿二日熊本出立仕候處、痛所御座候テ、漸當月朔日新町正念寺ニ着仕候テ、翌二日縣廳江罷出申候、

一御直書奉供仕候テ罷出申候、參事拜見仕候而申候、廢寺合併之儀ハ、先縣之仕置ニテ、朝廷ニモ御聞濟之儀ト相考候得ハ、當縣ヨリ立寺開院之所置難相成候ト申候、是ニ付問答往復仕候義ハ、筆頭ニ難盡御座候間不申上候、

一合併ニ相成候寺院、皆々妻子モ御座候得者、同居モ出來兼、大ニ難澁仕候、中ニモ正源寺ハ、立除吳候樣催促仕候、仍テ正源寺ハ住所無御座、甚難澁仕居申候間、何卒元正源寺ヲ暫拜借被　仰付被下候樣奉願候、此外之寺ニも、同樣拜借奉願候ト申候處、其寺々堂宇又地所元之儘ニテ有之候ハヾ、暫時借用之儀も、縣ヨリ故障も無之候、乍併若其地所縣士ニ拜領又ハ平民ニテモ買取居候ハヾ、其者之迷惑ニ相成候間、借用も難出來候、是ニ付、問答往復仕候得共、只々隔意之躰ニテ、熟談出來兼申候、

右之通ニテハ、御用難辨御座候間、縣廳之用達仕居候大和屋源五郎ト申者、縣士熟

懇ニテ御座候ニ付、同人ヲ以テ熟談爲致、且又私同人同道ニ而、田原健藏（少属）宿所江行咄合申候處、廢寺合併之儀者、　朝廷御開濟之上ニ候得ヿ、迚も當縣より取計ヿ出來不申候間、御本山ヨリ教部省ヘ御願ニ相成候ハヽ、當縣ヱモ御懸合ニ相成可申候間、先御願ニ相成候方可然存候ト健藏申候、復合併之寺院堂宇借用之處ヿ吟味之上御返答可申候、尤何方モ數里相隔居候得者、至急ニヿ出來兼申候ト申居、右之通、少ハ相開キ候樣ニ相見申候得共、役人名前付別紙申上候通、多ハ薩人ニテ、皆々廢佛之存意僧侶之迷惑ハ構不申、如何ニモ暴政ニ而、實ヿ熟談出來不申候、

一縣ヨリ御返書差上候哉否之儀問合申候處、私ヱ哈向ニ相成候外無他事御座候御返書ヿ差上不申候段申候、

一同四日延岡ニ歸申候テ、元正源寺堂宇借用差支之有無、大區役所ヱ出問合申候處、屋敷三折之一ハ、其早區長ヱ被下、堂宇ハ人馬所ニ相成居候間、借用ヿ出來兼申候、專念寺臺所ハ暫借シ置候樣、專念寺門徒ヱ可申附候樣申候、

右之件々問答往復仕候儀、筆頭ニ難盡御座候間、至極仕候事而已申上候、

右之件々早速上京仕言上可仕筈ニ御座候處、寺浮遊身（元淨光寺住持）藤寺十一（元專念寺住持）田畑賣拂致、路用前件之義申上、廢寺御再興之御所置奉願度願出候、柴田貫一（元光輪寺）

新發意同樣願出申候、私儀痛所御座候テ急速ニ出立シ兼申候間、右之三人ヲ以テ先言上仕候、以上、

壬申十一月　　　　從日向
肥後　養德寺(印)

正覺寺殿
圓成寺殿

檀數

上組之分

| | |
|---|---|
| 貳百三十軒 | 淨光寺 |
| 貳百廿九軒 | 光照寺 |
| 二百十九軒 | 淨專寺 |
| 三十七軒 | 眞樂寺 |
| 四百十二軒 | 泉福寺 |
| 七十五軒 | 泉流寺 |

百二十軒　成滿寺

百二十軒　信行寺

四百八十六軒　照源寺

百十三軒　光輪寺

百八十軒　蓮臺寺

百軒　發願寺

百軒　順正寺

○四十軒　延命寺

二十六軒　西林寺

○延命寺ハ國方寺號通リ

本山者惣道場看坊

日向國美々津縣延岡　妙専寺

合寺 明治三年十一月九日妙専寺へ合併　同處　照源寺

合寺 明治四未十月廿七日妙専寺ヱ合併明治五年申二月八日東派光勝寺ヱ合併願済ニ相成當節歸参願出候　長井村　蓮臺寺

蓮臺寺東派ニ合寺願出ハ住持ニハ相知セ不申、門徒ヨリ縣廳へ願出候ニ付、東派合併

ニ相成申候、元妙專寺ニ合併ニ相成申候處、妙專寺ヨリ蓮臺寺門徒ヲ呼出、權威ヲ振、御本宗當寺へ御供イタシ參リ申候樣申付候處、妙專寺迄ハ三門里モ御座候、合併ニハ相成候テモ、何方モ内々ハ、其儘奉安置候ニ、妙專寺ニ限リ御本尊樣取上候ハ無情事ニ候ト申ヲ合、東派光勝寺隣村ニ轉住ニ相成候ニ付、頼込、東派へ合併願濟候所ニ而、住持ェハ知セ不申候由ニ御座候、

合寺 明治四未十一月廿七日 妙專寺へ合併　　市振村　發願寺

合寺右同斷無住　　清高村　西林寺

合寺右同斷歸農　　河内村　願正寺

合寺右同斷歸農　　字納間村　光輪寺

合寺右同斷歸農　　田代村　延命寺

在來之儘　　高千穗庄　上野村　正念寺

廢寺 明治四未十一月五日 廢　　同　下野村　淨光寺

右同斷　　同　三ケ處村　淨專寺

右同斷　　同　岩戸村　泉福寺

右同斷　　同　桑野内村　光照寺

在來之儘　　同　向山村　敎願寺

同　同　七ツ山村　淨覺寺

同　同　鞍田村　金光寺

同　同　三ヶ處村　專光寺

廢寺　同　同村　眞樂寺

同　同　押方村　成滿寺

同　同　同村　泉流寺

同　同　家代村　信行寺

右上組六ヶ寺在來七ヶ寺合併八ヶ寺廢

廢歸農　渡河村　道場

無沙汰ニ付未定　哥糸村　道場

同　川嶋村順佐門　道場

右三道場照源寺兼帶所

合寺明治四未十二月廿七日延岡妙專寺ヱ合併歸俗　宮崎柏田町　直純寺

合寺明治三午八月直純寺ニ合併同四年直純寺ハ妙專寺ヘ合併ニ相成申候　中村町　善正寺

合寺明治四未十二月佛光寺下寶光寺ニ合併　諸縣郡本庄　宗久寺

右同斷　同　敎榮寺
右同斷　同　圓應寺
合寺 明治四未十二月仙光寺ニ合併　穗北三宅村照明寺
合寺禪宗如法寺ニ合併　同　北方村安樂寺
在來之儘　佐土原平松蓮光寺
〃　同處元城下崇稱寺
〃　穗北三宅村仙光寺
〃　穗北　光源寺
〃　高鍋　覺照寺
〃　同處　稱專寺
〃　高鍋蚊口　光福寺
〃　遍照寺
廢寺　崇稱寺下法名地覺圓寺
同　同　西福寺
在來之儘　汐見村　正法寺

〃　富田新町正念寺
合併般若寺ニ合併　美々津　正覺寺
右中組

美々津縣

參事　薩産　福山　精藏
權參事　小倉産　若澤　直行
典事　薩　平山　龍助
權典事　〃　有馬　新助
大屬　〃　木藤彌太郎
〃　〃　平田　九十
〃　〃　岩切孫兵衛
權大屬　薩　左迫六右衛門
少屬　〃　大山　十内
同　〃　大迫　正助

權少屬　〃　福嶋　助治
〃　〃　海江田諸四郎
〃　〃　河田助左衛門
〃　〃　市木勘之丞
〃　〃　竹内　慶助
〃　〃　川村　彦助
〃　〃　佐土原用助
〃　〃　田原　健藏
〃　〃　上村　慶吉

奉願口上之覺

今般

御直書奉供美々津縣御用被　仰付難有奉存候、元來私儀無智無才ニ而御用辨ニ相成不申、只々奉恐入候、此儘御役勤居申候而茂無益之儀御座候間、御役　御免被仰付被下候樣奉願候、以上、

壬申十一月　　　　　　肥後
　　　　　　　　　　　養徳寺印
正覺寺殿
圓成寺殿

(八)妙專寺書狀

(封皮表)
「御本山
　常務掛御中　　　　　日向延岡
　　　　　　　　　　　　妙專寺
　　　參人々御中」

一筆啓上仕候、先以　御法主樣益御機嫌能被爲在御座恐悅至極ニ奉存候、然ニ當國合廢一條ニ付、美々津縣廳御掛合御出役養徳寺御差向被成下難有奉存候、扨御出役御上京延引ニ相成候ニ付、當方ゟ法中惣代爲差登與候樣御咄御座候間、任其意御書翰持參ニ而、惣代上京爲仕候間、早速御手數被成下候樣宜敷御執計奉願候、委細之義者、惣代三人ゟ御聞取之上御所置奉願上候、恐々謹言、

十一月十日　　　　　日向延岡

妙專寺

御本山
常務掛御中

(九)十一月三十一日
一美々津縣管內日向國寺院
昨辛未十月以來
廢合一條始末爲言上
惣代上京
日向臼杵郡
高千穗村下之村
元淨光寺
大了
同所岩戶村
元泉福寺

智昌

宇納間村

元光輪寺

貫了

右面會仕り尋試候處、兼而右一件ニ付肥後養德寺御差向相成有之、同寺言上書一件手續覺書其外書類四通也、

猶又右養德寺復命上京延引御斷、妙專寺之書狀差出候、

右始末柄寒心氣之毒之至り、殊ニ今度身附物沽却仕り、遙々上京、泣告之情實ニ御座候ニ付、一往御諭シ之上、御慰問被成遣、尙越中富山之先蹤も御座候ニ付、夫々御處分被成遣候方旨奉存候、右書面差添奉窺、

一日向國出役肥後養德寺ゟ退職願壹通、是亦奉窺、

一日向國出役養德寺差出候同國美々津縣下寺院廢合之書面一見之上、惣代上京之者ニ爲尋合候處、

上組貳拾壹ヶ寺之內

六ヶ寺者在來之儘

七ヶ寺ハ妙專寺ニ合併
内壹ヶ寺東派光勝寺ニ依願合寺ス
八ヶ寺ハ廢寺
中組廿箇寺之内
十ヶ寺ハ在來之儘
八ヶ寺ハ合併
内貳ヶ寺ハ妙專寺ニ合併
壹ヶ寺ハ仙光寺ニ合ス
三ヶ寺ハ佛光寺下寶光寺ニ合ス
壹ヶ寺ハ禪宗如法寺ニ合ス
壹ヶ寺ハ天台宗般若寺ニ合ス
貳ヶ寺ハ廢寺
下組之處未相知、所轄之縣廳別ニ候ニ付、唯噂ニ、住職ハ檀中へ不立入、檀那ハ寺ニ參るを不許旨之事ニ有之趣ニ御座候、
右ニ付可相成丈、本形之通相續仕候樣、御本山ゟ其御筋ニ御歎願被成下、御處分相

成候様、泣告仕候義ニ御座候、評考仕候處、當節幸
御法主御在東、旁萬端御懸合等、東京所在之美々津縣出張所に被成遣候ニも御都
合方ニ付、東京表に御附ケ廻シ被成候而者如何、右ニ付惣代上京、三ケ寺之内壹ケ
寺ハ上東、貳ケ寺ハ歸國、其始末同志に申聞相慰度趣ニ御座候、　猶又右壹ケ寺上
東仕候ニ付、前條奉申上候、此度上京ニ付テモ、所持之衣類等沽却仕り、雜費ニ備候
事實故、暫時上東往返路費拜借奉願上度、貳ケ寺歸國之上御返辨可申上旨、愁訴仕
居候、此段奉窺、

(付箋)「日向國元光輪寺」

---

(一〇)執事所より東京事務局への移牒

第一月十日

一日向國美々津縣御管下寺院廢合之事件、東京に御附ケ廻シニ付、書面草案左ニ、

日向國舊延岡藩御管内寺院廢合之一條ニ付、昨壬申九月九州御下向先ゟ、御直
書を以、現今美々津縣御廳に、肥後養德寺御差出ニ相成、其駈(掛)合之顛末言上之爲、
同寺上京之筈、所勞ニ付、惣代元淨光寺大了、元泉福寺智昌、元光輪寺貫了上京、言

上旁歎訴仕候旨趣、其所詮右廢合之一條者、舊延岡縣廳ゟ　朝廷窺濟之仕置ニ付、今更ニ開寺立院之運方ニハ難及、其本山ゟ、敎部省ヘ願立當縣ヘ御駈合ニ相成候ハヽ、如何躰ニも取運可申旨、同縣返答之趣ニ付、其御手運奉願上度、養德院言上書並惣代上京之者申出之旨ニ有之、依之惣代之內元光輪寺貫了東京御所在迄差出候間、此段御聞取之上宜御取計可被成候、右ニ付養德寺言上書幷手扣書類、其外御參酌迄ニ、同國寺名表、且又明治三庚午十二月十日延岡藩廳ゟ之案內書差添申上候間、御取計濟之上ハ、御報知被成度、

本
執　事　所(印)

東京
敎法事務局
御中

~~~~~~~~~~

東京出頭御屆申上候、以上、

日向國延岡
元　光　輪　寺
~~~~~~~~~~

御本山

執事所

東京御本坊教法事務局

御中ゟ之御書翰一通

右之通り慥ニ請取申上候、　以上、

明治六癸酉年

日向國延岡

一月十三日　元光輪寺(印)

御本山

執事所

御役人中

(封皮表)

「證文」

證

日向國美々津縣合寺の件

一金拾貳兩壹歩ト印
　　六百文

右者今度東京に出頭仕候ニ付、拜借奉願上候處、苦情之趣御採納被成下、亘有仕合ニ奉存候、然ル上者、私共之內歸國仕候早速御返納無相違奉申上候、以上、

明治六癸酉年
一月十二日

日向國惣代
元光輪寺
　柴田貫一郎印

同
元泉福寺
　藤田十一印

同
元淨光寺
　寺浮遊身花押

證人
名聲寺

界　　雄印

御本山

執事所

御役人衆中

一日向國出役養徳寺江御返書之案左ニ、

日向國寺院廢合之儀ニ付、昨壬申九月

九州御下向先ゟ、其方同國美々津縣廳江御差向ニ付、馳合之始末言上之爲、上京之意得之處、所勞故不遂其意、無據惣代何々三ヶ寺遙々上京、其委曲申出承屆候、

幸當節

御法――東京御滯在ニ付、惣代上京之內、何寺上東申付、其國事情直ニ言上も爲遂、其方申出之通御手運可相成樣取計ニ及候、猶又壹ヶ寺ハ歸國申付候、委曲申合置候間、承之夫々慰撫之上、東京御沙汰相待候樣、妙專寺始通達可致候、猶又退役願度旨書面、是亦聞屆候、右廢合一件御取運中、願之通御免被成候、

追而用向も可有之、先其迄之處、自國江引取候而不苦候、右御報迄之旨、

日向出役　執

養德寺宛

此外ニ妙專寺方添書有之、其分常務傳事方返書可申意得御座候、右三點奉窺、

華嚴寺　三樂　圓光寺

妙專寺へ返書之案

御法主樣御機嫌能御在京、爲國爲法御鞠躬御盡力被爲在御座候間、可奉恐悦候、然者其國寺院廢合一條ニ付、美々津御縣廳へ御駈合、出役養德寺上京復命之節、所勞延引ニ相成候ニ付、法中惣代三人上京有之、言上幷歎願之趣取計願度、且委細惣代方申上ル旨、書表致承知候、卽窺之上、幸東京御滯在之義ニ候得者、元光輪寺貫了出頭爲致、外兩人ハ歸國申付ケ、御取計之始終兩人へ申含置、猶養德寺へも返答被成候間、御聞取可被成候、御報迄如是之旨、

歸國御屆ケ申上候、以上、

日向惣代

一月十三日　　　元泉福寺
　　　　　　　　元淨光寺
御本山
　執事所
　　御中

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

覺

御用書二通
　出役養德寺殿行
　日向妙專寺殿行
右之御狀慥ニ受取奉申上候、以上、
　明治六癸酉年
一月十三日　　　元泉福寺
　　　　　　　　十一印
　　　　　　　　元淨光寺

淨遊身花押

御本山
執事所
御役人衆中

(一一)源光寺力精請願書

一日向延岡ゟ中村大川迄者、美々津縣ニ相成、中村大川西ゟ福島迄者薩州都城縣ニ相成、依之薩州ゟ差圖を相考候事ニ而、都城縣支配所、他宗者不殘廢寺申付、淨土眞宗ニ者廢寺無之候得共、檀中之勤事被差留、說諭も不相成御沙汰之趣、

淨念寺

當管内以來神葬祭申付候間、來ル十七日ゟ檀中之葬式並佛事報恩講等、相勤ノ義一切差留候、此段被達候事、

但、飫肥末寺中へハ右之趣其寺ゟ可申達候、

壬申三月十三日

右之通り、卽日ニ社寺掛りゟ御沙汰有之候、御達後口上、淸武末寺ニ者此方ゟ相達候

間、其寺ゟ沙汰ニ者不及之事ニ御座候、且此日者、都城縣大參事當國元縣ニ御入來之筈、當元縣殊之外御混雜ニ付、色々御帳面等御認之御用、拙寺ニも被申付、夕方ニ被致歸寺候、右之處、明十四日早朝ゟ以態飛脚、末寺中招寄、右之御沙汰之趣相達、色々示談之上、一先出張、役所ニ致歎願候、元飫肥縣者都城縣之出張所ニ候間、如斯御掛り御役前迄致歎願置候、然ル處清武末寺爲惣代明榮寺深了、長昌寺智誓兩人、去ル十九日暮方ニ見舞參寺、早速清武之方委敷相尋候處、御達之趣斯前件御達書寫之通儀、前日十八日申付候間、檀中勤之儀者同儀廢寺ニ而ハ無之候、左候へバ何方檀家御引上ゲ与申事ニ而者無之候得共、何分御支配中在々ニ者御沙汰之趣聞合セ候處、檀中ゟ寺々ニ物を施す事決而不相成、若寺々ニ施物等相贈候義及露顯候はゞ、錢百文、施者壹貫文、又米壹升、施者米壹斗、十倍之科銀科米申付候間、右樣承知之事ニ嚴敷、萬事村々町々ニ御沙汰有之候ニ付、檀家壹人も寺ニ者參詣之人無之、實ニ盲目之杖を失ひ、魚之水を離し如く、必至難澁之折者此時ニ候、只飢死を待て、報土往生之可遂素懷而已旦暮想ひ暮し居候、南無阿彌陀佛、

右之通之譯柄故、早々拙も上京、言上ニ及度存意ニ候得共、是も不任意、出國之程も甚タ以六ヶ敷、又前件歎願之儀も度々伺候處、極々六ヶ敷趣、如何相成候哉、何共難計書

夜心痛致而已ニ候、此度登城候人有之趣承り、盲龜之浮木ニ逢が如く、大ニ得力同行ヲ以相談、內々相賴候事ニ御座候、

右之趣早速御改正掛り迄遂言上、御本山之思召ヲ以、大政官ヘ御願之上、御沙汰ニ相成候も、將亦當縣廳ヘ御賴ニ成候も、何成とも護法ニ相成候樣之御良策奉願上度候、同人義樂寮之人に申來候儘書取言上仕候、何卒御仁慮之上、縣廳ゟ御聞込之躰ニ而奉願上度、同寺ゟ言上候躰之風評相立候而ハ、同廳より探索之上可被爲罰与奉存候、何分早急御取計之程、拙等ゟも奉願上候也、

攝州西新田村

源光寺

明治五壬申年

四月廿五日

力精 花押

（明治五年諸願書諸伺留）

# 日向伊滿福寺廢滅の次第

日野巖氏報

一、位置及び寺號

宮崎縣宮崎郡大淀村大字古城小字門前

池上山伊滿福寺蓮花院(京都智積院の末寺)

一、由緒

人皇三十四代推古天皇の勅願所で、聖徳太子の御建立といふ、百濟の大導師日羅聖徳太子の命によつて來朝し、丙年觀音像一軀を持參して日向に下向した、龍集十八日五眼加持大法供養をなし當寺を開き、日向八千町歩の內八町宛八個所を寺領と定められ御朱印を給ふた、廿九世相眞僧都の時に伊東家が日向八千町歩を拜領したが、領內六十四町歩を當寺の寺領として除地した、大永二年四月廿八日同家で本堂諸鎭守社を建立した、三十九世一響法師の時に亂世となり、伊東家は沒落し、薩州人が亂入して悉く燒失し、十二坊寺悉く潰滅し、たゞ本堂だけが殘

つた、その後久しく無住となり、代官が之を保護してゐたが、やがて薩州から住職が下つて來たので、天正十三年十一月七日之を再興した、四十二世賴永法師の時に、又、亂世となり、大閤高野山に立退き、この際輪藏の祕密灌頂梵具等悉く薩州へ引渡して、寺はまた無住となつた、四十三世斑重阿闍梨の時にまた伊東領になり、居城曾井城の祈願所となつた、四十四世勢仁僧都の時に高橋右近大夫が領し、延岡領となり、御朱印は御改めのために取上げられたが、そのまゝで同家は絶えた、四十五世深譽法師の時から有馬氏入國したので、當寺舊跡保存の願と、御朱印還付の願を差出したが、御朱印は紛失したとてその儘になり、寺は無祿となつた、祈願所の儀は往古からの例の通り宮崎郡の役所並に郡中の祈願所となり、祈禱料として御藏米三十石宛毎年拜領することになつた、且つ修理は役所又は郡中から之を行ひ、神武祭禮(舊九月二十六日、現今の宮崎神宮の祭禮で、當時神武天皇社といふ)には領主の代參を仰付られた、五十一世賴豐阿闍梨の時から御公料に成り、元祿九年一時無住となり、五十三世賴意法師の時に、宮崎郡中で空地開場所を見立て除地とされる筈の處、御役替まで沙汰止みとなり、六十七世春樹(高橋氏)に至つた、同氏隱居して、後住なく、末寺から輪番で管理してゐる時に廢佛騷動が起

り、一旦廢寺となつたが、明治十一年九月内務省乙第五十七號御達しに基き、寺號復舊出願をなし、明治十七年二月十四日に許可となり、舊境内一部に小堂を留め、僅に舊時を偲ぶこととなつた。(寺藏由緒書による)

一、分離當時の狀況

この寺の住職は、昔から代官、大庄屋(郡內に四人)、門前、末寺の承諾がないとなれなかつた、ために其の選定はなか〳〵むつかしい問題であつた、分離前の住職は郡內上北方盤戶寺の住職をつとめてゐた高橋春樹(墓は境內にあり)であつたが、同氏辭職後は選定難に陷り、住職がなかつた、そこで、末寺十二寺の住職が一ヶ月交代で輪番に之を管理してゐた、併し、主として郡內大塚長久寺住職が之に當つてゐた、若し、分離當時に專任の住職があつたならば、あれほどまでに慘な姿にはならなかつたらうと想像される、

一、分離實行顚末

神佛分離の令の出ると共に、下北役所の役人(菅波某とかいふ)は、その配下を引具して伊滿福寺に來て、位牌、佛具などを引き出して毀し、石像をも破壞した、住僧を山上から山下に蹴り落したといふ話も傳つてゐる、向の山にあつた八十八ヶ所

の大師像も毀して山下に投下し、墓石や石像を足で蹴り倒して毀した、けれども流石に佛像（本堂や其他の堂內のもの）は恐ろしくて手が出なかつたものらしく、そのまゝ無事に殘つた、當時、村民は日頃尊崇の寺院であるので、恐れを抱いて之に加擔する者もなく、たゞ成行を傍視するに過ぎなかつた、

其後、本尊觀世音菩薩像を中腹の舊本堂から山上へ奉安する事になつたが、靈像のこととて誰も之を山上に運ぶ者がなかつた、それで某敎員（？）が自ら山上にあげることにしたが、如何なる理由か、まもなく病死したので、いよ〳〵村民は恐れて手を觸れなかつた、致し方なく村民一同潔齋して山上に奉遷し、厨子に納めて山上に運んだ、現今も當時のまゝになつてゐるが、堂は社造りになつてゐる、多分當時の役人の目を免れるためであつたらう、

末寺十二ヶ寺は本寺合併の令に從ひ、伊滿福寺に合併する事になつたが、もともと伊滿福寺は名義はあつても、實質のない寺の事故、合併する事が出來なかつた、そこで末寺では、伊滿福寺に合併した旨表向は屆出でたが、事實上は曹洞宗善法山帝釋寺（上北方にあり）に合併したやうな具合になつた、卽ち葬儀その他の節には、帝釋寺が扱ふやうになつたので、實權はその方に移つた、帝釋寺や黑貫寺（眞言

宗、兒湯郡都於郡村の古刹)などは末寺合併で、檀徒が多くなつて、却つて經濟上は都合よくなつたが、伊滿福寺では末寺が合併出來ないために、却つて檀徒は他へとられる事になつて、いよ〳〵絶滅を早める事になつた、さて末寺に於ては、宮崎の八幡神社の社掌杉田某が主となつて、末寺破壞を行つたといふ、八幡社には別當寺として福淨寺(今のクラーク氏邸のある處)があつたが、之を壞し、ために寺僧は還俗した、伊滿福寺の末寺に對しては、寺内の位牌、佛具を持ち出して燒却し、觀衆をして尻をあぶらしめたともいふ、佛像には畏を抱いてゐたと見えて、あまり手をふれなかつた、斯くて、末寺は多數亡びて、今は大塚長久寺、新別府天林寺、一宮淨土院などが殘つてゐるに過ぎない、

土地は皆官に沒收された、住持が私財を投じて之を購入したものもあつた、現存してゐる寺院は皆その住持が買ひ受けたものである、

一、佛教關係建築の處分

本堂、　舊本堂は九尺間四面の堂、伊東尹祐建立、卅九世一譽法印住持の節伊東沒落、薩軍亂入し、燒失、

建立年月日不明、

分離時毀却、

客殿、五十二世實彥法印住持の節(享保年間)普請、文化年間、六十二世隆和法印住持の節、總修繕普請、分離時、宮崎神宮(もと神武天皇社)の社務所にあつ、現今宮司の住宅、

方丈、文化年間、六十二世隆和法印住持の節、總修繕普請、分離當時毀却か、

庫裡、文化年間、六十二世隆和法印住持の節總修繕普請、分離當時、小學校に充てる、後、撤出して現今は古城小學校(教員室とか云ふ)で使用、

淨殿、文化四年再興、分離當時毀却か、

大師堂、享保年間(八年か)五十一(三カ下同ジ)世賴意法印住持の節建立、廻り緣、高欄付、廻廊は文化年間六十二世隆和法印住持の節新造、分離當時毀却、

護摩堂、又、不動堂ともいふか、享保年間、五十一世賴意法印住持の節建造、分離當時殘存したといふ、現存のものは其後の新造らしく思はれる、

經藏、文化年間、六十二世隆和法印住持の節新造、分離當時毀却、

鐘樓、文化年間、六十二世隆和法印住持の節新造、分離當時毀却、





鐘は西南役當時まで殘存してゐたが、同役の際、搬出して細島地方に持ち去つたといふ話である、

聖徳太子堂、　建立年月不明、毀却、

長屋門、　毀却、

山門、　毀却、

一、神社關係建築の處分

稻荷宮、　文化年間、六十二世隆和法印住持の節、新造、分離當時殘存、後、明治四年(？)暴風で倒潰、新築現存、

鳥居、　文化年間新造、今なし、

鎭守權現、　内宮文化四年造營、分離當時殘存か、今不明、(多分今の觀音堂か)

法龍權現、　内宮外宮文化年間新造、分離當時殘存、現存、(但し今は境外)

霧島權現、　内宮外宮文化年間新造、分離當時殘存、現存、(但し今は境外)
權現は今は神社であるが、尚、佛式の祭祀、

一、佛教關係物の處分及現存遺物

正觀世音、(一體)　日羅上人の持來、現存、もと本堂にあつたが、分離當時毀却を恐れ

て、山上の堂(多分鎭守權現か)に奉遷し、その前に伊滿福神社の社札を
掲げて、毀却を免れたといふ、
正觀世音(一體)　上記觀世音の脇立か、現存、
推古天皇宸筆、　二字筆書、小箱に納めて、本尊正觀世音の厨子内に入れてあつた
が、分離當時逃厄、その後紛失、
不動明王一體及脇士二體、　大淀村大佛師圓龍院作、文政庚寅三月廿一日入佛供
養、殘存して現存、
大師像二體、　現存、
聖天像一體、　近時附近農家より得て寺に藏す、もと寺藏か、
佛像數體、　現存、
大般若經、　六百卷、(內四卷缺く、)現存、
享保年間、五十一世賴意法印住持の節、代官、今井九右衞門世話して寄
進、當時、十年役に薩軍の本營となつた時、彈丸の包紙として經紙を用
ひたといふ、
法華經、　八卷の內一卷缺、現存、

歴代和尚畫像、　日羅上人以下の畫像が六十數枚あつたといふが、分離後、皆紛失
　して今は春源法印畫像（自畫像といふ）のみ現存、
水天宮像、　紙裝、彩色、現存、
薙刀一振、　無銘、伊東三位入道寄進といふ、現存、
十三佛板碑、　壽永の年號あり、（貴品）現存、
六地藏二體、　一體は永正十八年二月權大僧都榮惟建立、（貴重、現存）
　一體は文化年間の新彫、二體共現存、
仁王像二軀、　石像、高七尺、腰廻五尺四寸、一體は元文三戊午天法印實存代淸武平
　賀性然補全作とあり、二體共現存、
墓碑、　日羅上人以下の墓あり、貴重なる資料もあり、現存約三十基、
其他、佛石像、板碑、石碑等、殘存、
石段、敷石、殘存、
一、末寺
內海　御崎寺、　毀却、後再興、
南方　松崎寺、　毀却か、後再興禪宗、

大塚　長久寺、　現存、
一宮　淨土院、　現存、
櫁　天林寺、　現存、
富吉　毘沙門寺、　毀却か、再興後は眞宗、
淸武　黑迫寺、　毀却、本尊は殘存、
高岡　石山觀音、　毀却、後再興か、
倉岡　朝倉寺、　毀却、後再興、禪宗に移る、
其他合計十二寺といふ、

一、分離時寺僧の還俗

分離時には旣述の通り、專住なく、末寺が輪番に管理してゐたので、寺僧は還俗する必要もなく、還俗したものはなかつた、

一、祭祀の變遷

祈願所法會、　正五九月十八日に行ふてゐたが、分離後(再興後)は六月十八日にのみ行ふ、

開帳、　六十一年目に行ふ、現存、

神武天皇社祭禮代參、　舊九月廿七日、分離後は代參なし、

一、分離時の記錄

記錄現存せず、

一、分離の基因と當時の民心

日向は薩州に近く、薩州の影響が大きい、薩州の廢佛思想は遠く日向にもひろがつてゐたものと見做される、八幡社社掌杉田某の暴擧などから見ても、鶴胤の影響を受けた社人の反抗も、大きい原因の一つらしくも思はれる、要路の役人が出張して毀却を行つたのから見ても、薩州と同じ道程を踏んで廢佛を行ふに至つたらしく思はれる、

當時の民心はそれほど廢佛に傾いてゐなかつたらしく、人民が役人及び社人の廢佛毀釋に加擔したといふ話は傳つてゐない、傍觀してたゞ役人のなすが儘にまかせてゐたといふのが事實らしい、伊滿福寺でも佛像を潔齋の上、社造りの堂へ奉安したといふから、決して廢佛の意はなかつたらしい、

宮崎市外會山寺(地名)附近の勘八(クンパチ)山上に勘八神社があるが、この社は天照大神を祭つてゐるといふ、然るに、その社内に奧深く安置してあるものは、彩色木彫の佛

像であるが、これは多分、會山寺(日州七堂伽藍の一)破却の節、村民が寺の佛像を負ふて山上に遠く運び、社内に隱匿したのが、そのまゝになつてゐるものではあるまいか、種々の狀態から察して昔からその社の本地佛とは考へられない、この點から見ても、當時の民心は廢佛でなかつたものと思はれる、

(昭和二年五月十五日、宮崎市外一宮淨土院住職高橋重隆師の談を參考し記述す。)

# 盤戸神社の神佛分離

日野巖氏報

(一)社の位置及び祭神、

宮崎縣宮崎郡瓜生野村大字上北方小字瀨戸前

祭神　天照大神

日向見聞錄によれば、

天岩戸　上北村

所祭の神は天照皇大神也云々、

日向土產によれば、

五十鈴川日州宮崎郡上北方村に有り、天盤戸の峰より流れ出る谷川云云、

此所內宮神明勸請の社有、

小戸大明神別宮攝末神名略記天文三年神主源盛庸ノ校正セルモノ、によれば、

天盤戸大神宮　一坐　去本宮戌方一里三十丁餘在上北方南向

日向地誌によれば、

社　天盤戸社　村社　本村の西林岡の上にあり、天照皇大神鎭座す、

例祭舊十月十六日。

(一)社の來歷、

應仁二年撰者不詳の奈古八幡宮舊記によれば『此所則天盤戸止奉號人皇十三代成務天皇世以武內宿禰奉崇所也』とある、成務天皇云云は史の徵すべきものがないから判然しないが、應仁年間の舊記にその記事があるといふから、相當に社の創設も古いものであらう、其後の社の事は舊記なく、又、棟札もないので知る由もないが、現存の古文書によれば、有馬左衞門佐永純入國の後は尊敬厚く、元祿二年

三月三日に、盤戸大神宮領本知五石加增二石都合七石の寄進があつた、又祭禮御供米として毎年十月十六日には能米一石三斗三升三合を寄進するのが例であつた、社殿廊下及び拜殿は領主が之を修覆し、御料となつてからは兒湯、宮崎、那珂、臼杵、諸縣の五郡で修覆することになつてゐた、

(一)別當寺及びその開基、

別當寺は京都醍醐報恩院の末寺眞言宗盤戸寺であつた、境内は東西十七間、南北二十一間、この屋敷畑高八斗七升五合二勺、此の年貢米二斗三升三勺であつたといふ、その開基開山に就ては、延享四年卯十月の上北方明細帳には『右開基開山之儀往古及多年退轉書物等無之、年號共相知不申候、中比開山僧法師』とある、景清廟の舊記によれば『瓜生野村なる岩門寺は公(景清のこと)の領主にして、其の本尊は、景清の守本尊なり』とある、

(一)廢佛當時の建築物、

維新時のことは記錄なく、不明につき、延享四年の上北方明細帳舊境内圖、長田氏談話を綜合して記さう、

イ、本社　岩屋、(横穴)奥行一丈五尺、幅一丈二尺、入口幅五尺五寸、

ロ、本社廊下　桁行二間、梁行八尺、　扮葺

ハ、拜殿　桁行六間、梁行二間、　萱葺

ニ、取附　桁行一間半、梁行一間、　扮葺

ホ、伽藍宮　竪三尺、横二尺、　扮葺

境内に鎮座といふ(明細帳)

ヘ、御供屋　桁行二間半、梁行二間、　萱葺

ト、鳥居　二宇、

チ、客殿　桁行七間、梁行三間半、　萱葺

リ、庫裏　桁行十三間、梁行二間半、　萱葺

ヌ、護摩堂　桁行二間半、梁行二間、　萱葺

ル、鐘樓　維新時にありしといふ、鐘は亡失して不明、

ヲ、寶塔　舊境内圖によると、かなり形が大きかつたやうである、位置は拜殿の北である、

ワ、大將軍社　桁行二間、梁行一間半、　萱葺

延享年中には境外にあつたらしい、祭禮は八月廿五日、社人長田氏が勤む、

カ、天神宮　　桁行三間、梁行二間、　　萱葺

　延享年間には境外にあつたらしい、祭禮は八月廿五日、社人長田氏が相勤む、

ヨ、年神宮　　桁行一間半、梁行一間、　　萱葺

　東西三間、南北六間此反別十八歩といふ、もと境外か、

タ、森天神宮　　桁行三間、梁行二間、　　萱葺

　祭禮八月廿五日、社人井上氏勤む、境外、

レ、地藏堂　　桁行二間、梁行二間、　　萱葺

　境外か、

(一)維新時社寺取調と廢寺顚末、

御維新と共に萬事復古の旨仰せ出され、神社では佛像を神體とし、鰐口梵鐘を掛ける事を禁止する事となつた、延岡藩でも通牒を出して、取調べに着手した、當時盤戶寺の住職弘範から差出した覺書には、

一、上北方村吾平山天盤戶宮

　祭神　天照大神

　勸請　年月不詳

上北方村産土神

本社　岩屋

境内東西十七間南北二十間　代々御領主除地

高二石　代々御領主除付

祭禮大祭十月十六日小祭霜月十五日

但シ、平常盤戸寺事務仕候、祭禮節ハ社僧神主一同神勤仕候、

一、右式外御座候、

一、勅書

勅額等無御座候、

一、佛樣ヲ以神體ト爲シ、且神前ノ祭具ニ佛具ヲ用、其他鰐口梵鐘等一切無御座候、

一、舊幕府ヨリ境內山林除地幷寄附地判物朱印等無御座候、

一、本地ト唱社頭境內ニ寶塔經塚類無御座候、或ハ伽藍護摩堂(無脫カ)御座候、

一、神器神寶等ニ佛具經卷等無御座候、

一、勅祭無御座候、

右神社

吉田殿執奏

京都醍醐報恩院末
法印宮
盤戶寺
別當神主
卷之先例
ニ記ス
長田播磨正（磨、下同ジ）

右者今般神社御取調ニ付、社殿舊記ノ趣書是上仕候、以上、

慶應四年辰八月

日向國宮崎郡上北方村
岩戶寺
神主
長田播摩正
右村庄屋
湯地直三郞

とあり、「一切無御座候」の一點張りである、當時、神社取調に就いては、何か奪はれはしまいかといふ心配があつたので、すべて隱して、神社を輕くして上申した、靑島神社なども此の例で、由緒を隱くして社格を低くして甘んじてゐたといふ、事實神社取調を楯にして由緒書などを奪つたこともあつて、薩藩は之を堂々と行ひ、

當縣の社寺の由緒などは皆取りあげてしまつたといふ、

盤戸寺も「一切無御座候」として屆出たために、當時あつた寶物も後に失はれたが、何が失はれたのか少しもわからぬ、寄進狀も近年漸く元の庄屋の家から見つけたといふ次第である、

斯く取調べを進めた後、明治四年十二月廿七日に、延岡藩は藩主の命令として本寺合併及び廢寺を斷行した、併せて寺祿の沒收をも行つたといふ事であるが、當時の詳しい事情は記錄がないのでよくわからない、當地方の寺院は、多くは廢寺（本寺合併）を命ぜられて絶滅した、殘つたのは帝釋寺ぐらゐに過ぎなかつた、社僧即ち盤戸寺住職弘範は還俗して荒武務（アラタケツカサ）と稱し、盤戸神社及び八幡神社（瓜生野村大字大瀬町村小字中尾にあり）の社掌となり、社人（神主）長田氏は盤戸神社を去つたものらしい、八幡神社大宮司宮田氏は、建久五年より八幡宮の祠官となつた舊家であり、又同神社には王樂寺（瓜生野村小字篠）なる別當寺があつたのに、荒武氏が八幡神社の社掌となつたのは、如何なる理由であつたか判明しない、

佛教關係建築物の破毀もあつたらしいが、記錄がないのでわからない、たゞ現存の有無で知るより他ない。

(一)祭禮の變遷、

大祭、維新前は十月十六日であつたが、今も十五、十六日に行ふ、

小祭、十一月十五日、

陰陽二神和合の舞、手力雄命扉開きの神樂等がある、

御祈禱護摩供、有馬氏領知の際は毎年正五九月に行ひ、宮崎御役所幷に郡内に御札を差出した、御料所になつてからは、毎年正月に一度行ひ、牧野氏領知後も毎年正月に一度宛御祈禱を行つた、今は廢止した、

(一)現狀、

舊客殿、現今、社務所となつてゐる、

本社廊下、現存、

拜殿、現存(但し改造)

神像、一軀、もと本地堂(伽藍宮のことか)の本尊といふ、乾漆木彫、右手に鉾、左手に寶珠を有す、脊丈一尺九寸五分、肩幅六寸五分、裾幅五寸四分、顏長(髮の生際より顎迄)二寸四分、顏幅二寸三分、顎長五分、鉾長六寸五分、寶珠高五分、靴長二寸、靴高七分、荒武氏退去當時佛像佛具經卷など皆持

ち去つたといふが、この像は神像だとて、岩屋の中に放置して去つた
といふ、顔面及び左手首が破損してゐるが、これは明治廿六年九月盗
難にかかつた際の損傷である、

鏡、　一面、中島和泉守作、徑六寸、鳥居の圖あり、元和二年十一月の鑄銘あり、
寄進者不明、

銅板棟札、　一枚、元久元年五月九日の銘あり、長さ八寸二分、幅三寸九分、

金幣、　一本、貞享四年丁卯九月十五日井手彌右衛門の寄附、

長刀、　一振、長六尺、幅一寸五分、無銘、權藤平左衛門の寄附といふ、

古文書、　今井九左衛門狀（元祿十一年寅正月）
有馬左衛門佐神領寄進狀（元祿二年三月三日）

祇園大將軍社、　石段上右側にあり、延享四年十一月大吉日と、弘化四年三月廿一
日と、寛永八年八月の棟札がある、社内に高さ約八寸の木彫牛頭天王
像（?）を藏する、もと境外の大將軍社か、

大歳神社、　祇園大將軍社と同所にある、寶（マヽ）正三年十月廿九日の棟札に、奈古八幡
宮十八社之内大歳神御殿拜殿の字がある、もと境外の大歳神宮か、

不動堂、　石段中央左側にある、堂内中央に不動像がある、石彫、高さ一尺八寸、蓮花臺座高六寸徑一尺三寸、坐像、右手に劍、左手に寶珠を持つ、南側に弘法大師石像がある、高さ一尺、幅(膝)八寸、維新前のものか、

大乘妙典六十六部供養石碑、　文政十一年正月十六日立之、當山現住、法印眞延とある、石段昇り口左側にある、

月天子碑、　二基、石段昇り口左側にある、三基、山腹にある、

手洗、　一個、石段昇り口にある、

石塔、　一基、奉建立二世安樂攸、肥後熊本吉田宇兵衛と記す、石段頂上にある、

青面金剛碑、　一基、石段突當りにある、安永三年の記銘がある、

他に、石碑數基、

現狀は右記の如く寥々たるもので、これによつて察すると、大多數のものが廢寺當時に失はれたものらしい、後年荒武氏退去の節に持ち去つた佛教關係器具も尠くない、

# 都城に於ける廢佛

日野巖氏報

都城(ミヤコノジヤウ)は薩領であつたが、そのため廢佛は盛であつた、その一例として、近傍の醫王山正應寺毀却の節は、都城から役人出張して、監督し、本尊及仁王像を燒いた、その焔は赤青の色彩もの凄く、遠くからも見えた、その役人は佛罰で、まもなく狂死した、また近傍の百姓は、その灰を田畑に利用しやうとして、廐肥と混じたが、まもなく陰嚢が膨大して徑數尺に達し、(象皮病か)遂に悶死したといふ、

# 鹿兒島藩の寺院處分

鹿兒島藩が、同領地なる薩摩大隅日向の三國の寺院を處分した始末は、同藩の一大英斷に出たことで、大に注意せらるべきことである、

實は昨年八月、始めて明治初年廢佛毀釋の事實を調査せんことを計畫したる際、男爵高崎正風氏に請うて、鹿兒島藩の寺院處分の狀況等を聞かんとし、已に氏の同意を得たるが、偶々重患に罹られ、今年に入つて遂に薨去せらるゝことゝなつた、甚だ遺憾に堪へない、乍併、尚ほ當時事に當られた一二の先輩に請ひたることもあるから、狀況等を聞いて、委曲を詳にせらるべきことゝ信してゐる、

殊に鹿兒島藩の史實に精通せらるゝ勝田孫彌君は、大に本會の擧を贊成し、寺院處分の始末に關し、研究せられたる所を發表せらるべきことであつたが、恰も學年の始めに際したるを以て、君が教育上の公務の繁忙に因り、更に後日を期せらるゝことゝなつたが、必ず不日本誌に掲載することであらう、

然るに、嘗て舊藩事蹟取調所に於いて、市來四郎氏が當時の狀況を講話せられたとがある、氏は事に當られた一人であるから、その講話せられた所は、大に聽衆を啓發

せられたとのことである、今その速記に依つて要領を紹介しよう、必ず讀者の參考になるであらう、

鹿兒島藩には、夙に平田篤胤の學風が流行したからであらう、佛教排擊の議論が盛んであつたやうである、

慶應元年乙丑の春でござりました、私共友達中、壯年輩の所論に、斯う云ふ時勢に立至つて、寺院又は僧侶と云ふ者は不用である、或は、僧侶もそれ／＼國の爲め盡させなくてはならぬ時勢になつた、先年水戶家にても、寺院廢合の處分があつた、眞に英斷である、此時に方り、當藩でも斷じて廢すべきであると云ふことゝなりました、この人々で、只今生存の者は、黑田淸綱、　橋口兼三、　千田貞曉、　それから私なども相談しまして、表面に立つて建言者となりました、家老の桂右衞門と云ふ者に對して、時勢切迫の狀況より、僧侶の壯年の者が、只口辯を以て坐食しては相濟まぬことなど說き、その若い者は兵役に使ひ、老たる者は教員などに用ゐ、各々その分を盡さしめ、寺院に與へてある祿高は軍用に充て、佛具は武器に變へることゝし、寺院の財產は、藩士の貧窮なる者に頒與するがよからうと云ふ主意で、建言しました、桂も豫て同論でもあり、大に贊成して、直ちに忠義、久光に披露した

所が、即日に決斷せられ、久光は拙者も積年の考であつた、我國は皇道であるから、佛法の力を借るに及ばぬなどゝ言はれたさうです、即日桂久武を始め、皆な寺院處分の取調の命を受けました、誠に愉快なことでございました、

乃て家老桂右衛門、大目附兼寺社奉行島津主殿、大目附兼勘定奉行關山糺、記錄奉行橋口與一郎、小森新之丞、千田傳一郎、上村休之進、寺社方取次市來正右衛門(四郎氏の舊名)、大脇彌五右衛門、勘定方小頭相良八兵衛、永山直次郎、學校助教授後醍院彥次郎、家老右筆田畑平之丞等が調査のことに當ることゝせられたが、その調査書は略ぼ次の如くであつた、

大小寺院總數千〇六十六ヶ寺

此內

百十八箇所　鹿兒島城下各町に在る者

三百九十箇所　薩摩國各郡鄉村に在る者

三百十八箇所　大隅國各郡鄉村及び諸島に在る者

二百四十箇所　日向國諸縣郡に在る者

寺社所領石高壹萬五千百十八石餘

此內
三千三百七十二石餘　大小神社別當寺等所領
壹萬千七百四十六石餘　二百七十三箇寺所領
神社數大小四千四百七十社
此內
六十五社　鹿兒島城下各所に在る者
二千二百八十社　薩摩國各郡鄉村に在る者
千七十九社　大隅國各郡鄉村に在る者
八百九十八社　日向國諸縣郡鄉村に在る者
堂宇總數四千二百八十六宇
此內
百五十四宇　鹿兒島城下各町に在る者
四千百三十二宇　薩摩日向郡鄉村に在る者
寺社堂宇藩庫負擔の總數二百三十三箇所
各寺の僧侶藩主目見以上の資格ある者、九百七十七箇寺

薩隅日三州及び琉球諸島に在る各宗は左の如し、

天台宗　曹洞宗　臨濟宗　眞言宗　時宗　黄檗宗　律宗　淨土宗　法華宗

僧侶惣數二千九百六十四人

此内

六百八十六人　十八歲以上四十歲迄壯者兵員に充つべき者

六百八十六人　學識ありて敎員等に充つべき者

六百八十六人　老年にして養料を與ふべき者

六百八十六人　農工商各所好に任ずべき者

右外、寺社に宛行、藩庫より年々出す所の玄米、凡そ三千百餘石、神社祭料等に年々出す所の米穀、凡そ貳千餘石、或は寺社の用途に支出の金銀錢凡そ壹萬餘兩、或は寺社堂宇修繕費米金銀等支出高三萬餘石に匹敵せり、夫是合計すれば凡そ六萬五千餘の草高額に及へり、此外に寺院或は堂宇の敷地或は田畑山林等の地所互大にして、皆な免租の地なり、之を御朱印地或は無免地とも唱へたり、是れと石高其他を合計すれば、凡そ十萬餘石の巨額に及べり、

一寺院を廢して、各寺院に在る處の大小の梵鐘或は佛像佛具の類も許多の斤高

にして、之を武器製造の料に充て、銅の分を代價に算して、凡そ十餘萬兩の數なり、當時の形勢上、一人も異論を挾む者がなかつたが、先年水戸家が寺院の處分をした時、僧侶などが苦情を言つたことが聞えてゐたから、吳々も注意し、始めあつて終ないやうなことにならぬやうにせられたが、僧侶も眞に佛敎に歸依してゐた者はなかつたやうで、率ね還俗することを喜んださうな、

第一着手は、城下にある大乘院と云ふ眞言の大寺がござりました、これは僧正の官位ももらうた寺格でござりまして、殊に勅願所でござります、その支坊末寺が廓内に十餘もござりました、この本寺に千石程の高と、一村も附いて居りました、支坊にも多少の石高地所もござりました、之を一着手にいたして、皆廢しました、それから漸次城下本末寺まで悉く廢して仕舞ひました、

僧侶は當人より願つて還俗したいと云ふ者もありました、中には不服な者もあつたでござりましたらうけれども、勢は押すこともできず、且取扱に困らぬやうにいたしてやりましたから、續々還俗して、國事に盡したいといふ立派な書面を出したでござりました、それで自ら寺院は空になつて仕舞ました、小僧共に至つては、尙更ら今日困らぬやうにしてやりました、

城下を仕舞ひまして、各郡村に及びました、中々手數がかゝりました、悉皆仕舞ますに三四年かゝりました、

寺院を廢毀しましたが、神社の神佛混淆してゐるのを處分することが、至極面倒でござりました、各地巡回して神社ごとに檢査して、佛像佛具を取除けました、丸で佛像を神體とした神社がありました、これは新に神鏡を造つて取替へました、霧島神社を始め、鹿兒島神社なども、佛像であつて、千手觀音などでございました、三ヶ國大小四千餘の神社を、一々檢査いたしましたが、大隅國國分郷のナケキの社と云ふ古歌にも見ゆる名所の神社の神體が、古い鏡でござりました、神佛混淆でないのは、唯此一社だけでござりました、

それから佛像の始末については、石の佛像は打毀はして、川々の水除けなどに沈めました、今に鹿兒島の西南にある甲突川と云ふ川の水當の所を佛淵と呼びます、卽ち佛像を沈めた所でござります、木の佛像は悉く燒き捨てました、

大寺の大門とか樓閣とかを打壞はすに、大工人夫共が負傷でもすると、人氣に障りますから、大に念入りに指揮いたしました、大工人夫共の屋根から落ちて負傷したこともなく、滯りなく打壞しました、

その頃の巷說に、昔の人は大寺だの大像だのを造立して、金錢を遣ひ、丹精も凝らしたもので、それだけの効驗があるものと思うたが、今日打毀してみれば、何の事もない、昔の人は大分損なことをせられたものだなどゝ云ひました、佛と云ふものは、畢竟弄物みたやうなものであつたといふ人氣になりました、

佛具類即梵鐘などは、兵器に鑄換へたのもあり、天保錢の料に用ゐたのもあります、天保錢に鑄換へるには、松平越中守が寬永通寶を鑄造の時の訓諭などを引用し、衆生濟度の主意で、實際の餓鬼を救ふことゝなるなど言ひ觸らしました、兎も角一大事變であるが、別に故障もなく實行せられたことは、寧ろ異まることであるが、自ら由來のあることであらう、

安政五年の夏、丁度齊彬死去の少し前に、朝廷より、その前仰渡されました梵鐘を以て大小砲鑄換云々の詔に對し、齊彬は大小の寺院にある梵鐘は、報時鐘を除く外、悉く藩廳に引上け、取收めさせました、武器製造局に集めました、未だ鑄潰さずして死去しました、齊彬の死去の後は、奸物がはびこりました、乃で一時梵鐘を元の各寺院に返へしました、その巷說に、殿樣は寺の鐘まで取上げなされたから、その祟りで病氣になられて、遂に亡くなられたと云ひました、志ある者共は、此樣の

言を聞いて、大に激憤しました、齊彬の德望は、今日に至るまで同樣でございます、當時私共はさういふ所から、是非とも一掃してやらねばならぬと云ふ考が、胸に溢れて居りました、齊彬も詔に對し、幕令に從ひ、梵鐘を引上げ取收めました、必ず寺院の廢止を實行せられましたでしよう、故に鹿兒島藩の寺院處分は、齊彬から出たことゝ云うてよからうと思ひます、

勅願所或は藩主の菩提寺等には、草高で千石或は七八百石も與へてございました、其他に村も與へてございました、其上大小僧正の僧位の資格のものもありました、是れ等は朝廷に於て御取扱の輕からぬ資格でございますから、尙ほ其分に應じた取扱ひをしました、皆な還俗しまして、妻帶等致して、立派なことになりました、其邊の都合は宜ふございました、其末々に至つても、無理な取扱を爲さず、士族は士族に返し、農は農に商は商に還俗させました、食ふこと丈は豐かにしてやりました、さういふ取扱をする前に、朝廷幕府に屆けまして、斯樣々々で、時勢切迫云云の譯を廢棄に致しました、坊主共が本寺本山等訴へるなどと云ふ樣なことは、丸でなかつたです、是れが時勢の然らしむる所で、先年水戸樣には御心配遊ば

したといふことでありますから、許可を得るに及ばず、屆け放して宜いと云ふことにいたしました、ところが何の障礙もなく運びました、面倒なりしは神佛混淆分離でありました。（薩摩藩の廢佛に關する市來四郎氏談話の一節）（明治四十五年五月八日發行、佛教史學第二編第二號所載）

# 薩摩の廢佛と其の復興

小畠文鼎氏稿

## 南洲寺の慶讃に就て

### 一　緒言

神代の上古より國史上最も重大な關係ある薩日隅三州の地が、島津家の所領となつて以來二十九代七百有餘年、九州の大藩として天下に雄視し、歷世英明の藩主を輩出して、古來薩摩隼人の氣象を發揮し、尙武國を誇としてゐた、

灔瀲たる錦江灣を俯瞰し、巍峩たる櫻嶽を仰望し、山水明媚の活畫圖を展開したる

當時の首府鹿兒島市は、今も九州の大都市として其殷盛を極め、優に當時の國勢を追憶するに餘ある、

本藩は古來熱烈なる佛教國であり、且又藩内には、日本三津の一なる坊之津といふ港があつて、入唐船舶の往來が常に絶へなかつた關係から、佛教の流通は餘程早くから遺憾なく行屆いてゐたものであつた、

今其最大古刹の一、二を擧ぐれば、

(一)坊の津の龍巖寺　敏達天皇の十二年に、百濟國の日羅が開創した古刹にして、敏達、推古兩朝の御願所であつた、

(二)川内の太平寺　元明天皇和銅元年の勅建で本尊藥師如來は、天皇一刀三禮の御作であつたと云ふ、

(三)日向の法華嶽寺　養老三年の創立で、傳教大師が入唐の歸途、錫を留られたといふ靈蹟である、

其他西光寺、神德院、錫杖院抔孰れも欽明朝又は養老年間の創立に係る眞言宗或は法相、眞言、律、天台兼學の古刹であり大伽藍であつた、

藩祖忠久(得佛)公が鎌倉幕府より三州の守護地頭職に封ぜられたるは文治二年で

あつた、其入國の準備として本田貞親先づ下國し、出水郡に木牟禮城を築き、それと同時に同郡野田村に感應寺を創立して千光祖師を開山とし、島津家の菩提所として祈願所とし鎭國山と號した、是れ本藩に於ける禪宗の最初である、(現に相國寺派に屬す、)爾來第五代道鑑公迄は此處が居城であつたが、第六代齡岳公に至り初めて首府を鹿兒島に遷し、第七代元久(恕翁公)は應永元年曹洞宗玉龍山福昌寺を創立し、其血縁に繫る——永平道元七世の法脈を嗣いだ石屋眞梁を開山として、莊田一千三百五十石を附した藩中第一の巨刹であつた、後勅願所とも爲り、島津家の菩提所は更に此處に改まつた、其後又た本藩の瑜伽灌頂の道場として眞言宗の大乘院が創まり、其他諸宗の寺院は續々藩中に設けられ、佛敎の敎勢は漸次隆昌且つ雄大の域に達した、

天保年間の藩の統計に據れば、六十石以上の寺領を有する寺院と、五十石以下にても由緒著しき寺院とを併せて約五百箇寺、其宗派は天台、律、眞言、曹洞、臨濟、黃檗、淨土、時宗、法華抔で曹洞の百九十四箇寺を筆頭として、眞言の百五十八箇寺之に次ぎ、其他は二、三十に過ぎなかつた、大小の寺院を總計すれば千〇六十箇寺といふ實數であつた、

明治初年廢佛毀釋の災厄には、如上の寺院は悉く破壞せられた、其後信仰自由の令達の發布に依つて、各宗各派は漸次開教事業に着手した、

獨園禪師は實に其一人であつた、

禪師は開教の爲め駐錫の折柄、計らず西南の亂に遭遇せられ、萬死を冒して化導に苦衷せられた結果、相國寺別院が創立せられた、夫より歷代布教師の奮鬪努力しからずして寺號公稱の機運に赴き、更に進んで寺宇改築の壯擧を完成し、本年四月六日をトして盛大なる慶讃式を擧行することゝなつた、

併し此の改築の基礎は、獨園禪師が如何に貴重なる犧牲を拂つて築かれたかを尋思せねばならぬ、同時に其偉績を忘却してはならぬ、是れ此の慶讃式に當つて、此文を草する所以である、

## 二　歷代藩主の信敎狀態

藩祖得佛公は、入國の初めに感應寺を創立し、且つ伴ひ來つた宣阿上人の爲に時宗の淨光明寺を建立せられた、

第二代道忍公は、弘安七年淨光明寺に梵鐘を寄附した、其刻字の中に「嚴考前開府禪定」の文字がある、

第五代道鑑公は、感應寺の雲山和尚に深く歸依せられた、
第七代元久(恕翁)公は、石屋禪師に歸依して藩中第一の巨刹福昌寺を創立し、且其嗣子を出家せしめて、正統を失ふことを辭さなかつた、
第十一代圓室公は、桂樹庵を建てゝ桂庵禪師を迎へ、其宋學の教を受くると同時に宗乘を學ばれた、
第十四代忠良(日新)公、第十五代貴久(大中)公、第十六代義久(龍伯)公、第十七代義弘(惟新)公抔は、孰れも薙髮染衣の姿と爲り、自ら念珠を持し、吾宗向上の一路に安身立命して千軍萬馬の間に驅馳し、以て武名を轟かし、家聲を揚げた英傑であつた、
就中日新公は、佛教の崇敬尤も厚く、儒學の造詣もまた深かつた、加世田に竹田神社と稱する公の神祠がある、其神體は公の法體にして拂子を持つた木像が鎭座されてある、
又は大中公は中興の英主であつて、曾て
「佛を信ぜざる者は我が子孫に非らず」
と嚴誡し、龍伯公は六字の名號を冠頭にして道歌を詠じられた、
第二十代綱貴公は「神判三箇條」を制定して其初條に

## 三　廢佛の烽火

徳川幕府の末葉に迨んで、外國問題が頻りに紛糾を生じた、第二十八代順聖公は、王政維新の先覺者と稱せらるゝ不世出の英主であつて、其世子時代より幕府の信任頗る篤く、且其令聞も天下に高かつた、弘化元年英佛の諸艦が琉球に渡來して、幕府に對し、和親、通商、布教の三大事件を强要した、將軍家慶は、特に世子代の公を擧げて其折衝の局に當らしめた、又た一方には勤王討幕の説が熾んに起り、國家は倍々多事であつた、而して公は或る事情の爲に餘儀なくせられて久しく儲位に在り、且其治世も僅か八年の短年月であつて、安政五年夏薨去せられた、

それより六年の後、文久三年七月、英國艦隊は鹿兒島灣に來り、薩兵と戰ひ終に錨を遺して敗走した、斯うした國家の狀態は、一藩爲政者の心理を痛切に刺戟せずには置かなかつた、此の時に當つて彼等が第一焦眉の急とする所は海防策である、彼等の惱みは其所に在つた、それだけ深刻な心臟の痛手であつた、幾百年來一藩の精神の上にも文明の上にも偉大な感化を與へ絶大な權威を保つて來た宗教と雖も、當時彼等の眼底には一片の浮雲にも價せなかつた、

時に水戸の藩主景山公は、藩中寺院の梵鐘を徴發して巨砲を鑄造し、僧侶を歸俗させて之に武術を講習させた、諸藩之を果斷の處置として讃美し、往々之に倣つた、薩藩も亦た大々的之に共鳴し、遂に藩中尊王攘夷の志士や皇典專攻の學者抔、宗教的非常識な徒輩は盛んに廢寺說を唱道した、

慶應初年に及び、藩の御記錄奉行を初め同志者數名に依つて、廢寺案は具體的に第二十九代の藩主忠義公に提出せられ、同時に藩政顧問たる公の父久光公の意見を伺つた、公は熟慮の末左の如き沙汰を下した、

「廢寺の後、僧侶の歸着する所あれば不可なかるべし、若し僧侶が路頭に迷ふが如きことあらば仁政の趣旨でない、殊に勅願所もあり、又た由緒深き寺院もある、是等の寺院及び僧侶の如何に處置するか、這邊の方策を精密に考究の上更に伺ひ出でよ」

是に於て廢寺に關する主查若干名を藩廳內に選任し、漸次調査の歩を進めた、所が明治元年正月三日、官軍と幕兵とは端なく伏見、鳥羽等で衝突した、此の擧に就て薩藩は、勤王の標榜者として一藩の全力を注ぎ大に活動した、故に廢寺問題は一時頓挫したのであつた、

伏見、鳥羽に於ける官軍の一撃に依り、王政復古、明治維新の大業は確實に成立した、薩藩の奮闘は與つて力があつた、そして其奏功に凱歌を高唱した、是に於て廢佛論は、忽ち猛烈なる威力を以て再び毒燄を揚げた、彼等爲政者の主張は

## 四　廢佛の斷行

「僧侶は遊民なり、宜しく還俗して本貫に復せしむべし、梵鐘佛具等は改鑄して大砲を造り、以て海防の實用に供すべし、」

といふのであつた、是れ即ち明治二年であつた、恰も其三月藩主忠義公の夫人照子の方は逝去した、

さなきだに彼等の魔手は惡辣に伸張しつゝある矢先、此の凶事は彼等に取つて實に天來の福音であり、恰好の動機であつた、果せる哉彼等は其二十五日附を以て知政所（藩廳を曰ふ、）の名義の下に、左の令達を閤藩に宣布した、

「御先代樣御葬祭之儀は、是迄佛家の作法を以て御執行被爲在來候得共、此節御前樣（藩夫人を曰ふ、）御逝去に付ては、方今復古之御盛典に被爲基、御葬祭向都て神國の禮式を可被遂行旨被仰達候條、此旨向々へ可申渡候、

明治二年巳三月二十五日　知政所」

斯くて六月に至り、又た左の令達を發した、

「中元盂蘭盆の儀、御吟味の譯有之、御領國中一同御禁止被仰付候、左候て祖先祭の儀、仲春仲冬兩度に致執行候樣被仰付候條、此旨神社奉行へ申渡、向々へ可申候、仲春の祭二月四日已後、仲冬の祭十一月中の日已後於其家々祭日相撰可致執行候、尤祭式不案内の者は神社方へ可致尋問候、左候て自ら心得も可有之候得共、墳墓取始末等は彌行屆候樣可致候、

明治二年巳六月　知政所」

更に十一月に至り、最後の毒彈は容赦なく藩民の頭上に爆發した、是に於て藩民信仰の標的は、悲慘なる狀態の下に粉碎せられた、

「御領内寺院被廢候條、御佛餉米、祠堂銀迄も引取被仰付、諸佛の儀、悉く被廢候旨被仰達候條、此旨神社奉行へ申渡、向々へ可申渡候、

明治二年十一月　知政所」

斯うなる上は、歷代藩主の廟號を俄に神式に改稱せねばならなかつた、

一、龍尾神社　淨光明寺　御高祖御靈社

一、竹田神社　日新寺　梅岳公御靈位
一、松尾神社　南林寺　大中公御靈社
一、太平神社　妙谷寺　龍伯公御靈社
一、德重神社　妙圓寺　松齡公御靈社
一、長谷神社　福昌寺　慈眼公御靈社
右者此節御社被召立、社號右之通可奉稱旨被仰達云々、

巳十二月　知政所

此の次は寺院の境內に在る藩家の墓地にして、各其寺號を稱へたるものを改めねばならなかつた、

一、舊本立寺御墓　淸水　御墓
一、舊興國寺御墓　高山　御墓
一、舊隆盛院御墓　草牟田御墓
一、舊福昌寺御墓　長谷場御墓
其他省略
右者是迄銘々御墓所、寺號を以て相唱へ候處、都て被廢、以來右之通地名を以て相

唱候樣被仰達云々、

明治三年正月　知政所

さて其實行の段に及ぶと、聞くも悲慘な地獄修羅の活た繪卷物は、面前に擴げられた、

佛像經卷や一切の佛具抔は、藩吏監視の下に一塵一芥を遺さず悉く燒却せられ、僧侶は殘らず歸俗を命ぜられた、併し寺院の建物と敷地と財產とは歸俗すべき其住職に附與したのであつた、兎に角古い歷史を有する寺院には、靈佛靈寶が尠くなかつた、心ある僧侶や檀徒は夫等の物を否す〳〵一炬の毒火に附し去ることは、いかにも悲哀であり痛惜に堪へなかつた、さうした輩は窃かに相謀つて承塵上抔に隱匿した、斯くあるべしと豫想した藩吏は、嚴密な家宅搜索を斷行し、苟も隱匿者あらば、直に嚴刑を以て處分するのであつた、斯うした悲劇の幕は、藩中到る處に於て何回となく繰返されたのである、

中には巧智を運らして、地中に埋藏した者は僥倖にも毒火災厄を免れたといふ事である、現に予の知識に定朝の作といふ巨大な千手觀音の埋藏佛を本尊としてゐる寺院がある、其他承塵上で辛ふじて發見の厄を免れた靈佛を安置してゐる寺院

もある、

斯うして藩祖以來二十八代七百餘年間、歴代藩主の熱烈なる崇敬と、闔藩士庶の熾盛なる信仰の結晶體とを蹂躪し、又た

「佛を信せざる者は我が子孫に非らず」

の遺訓をも抹殺し、剩へ久光公が本案に就て頗る愼重の態度を執つたことをも更に顧慮する所なく、地獄の赤鬼、靑鬼に齊しき彼等藩吏等は、いかに當時の誤つた輿論に惑はされたとは曰へ、無謀と曰ふか、非常識と曰ふか、恰好な形容詞の無い――曰はゞ蠻的政策を弄して、阿房宮ならぬ楚人一炬の毒燄の下に、竟に梵天迄に焚き盡したのであつた、

古昔支那は唐朝武宗の會昌五年に、天下の佛寺を毀ち僧尼を歸俗せしめたことがある、之を會昌沙汰と稱して支那佛敎史上の悲痛な一頁である、此の時彼の有名な偉傑巖頭和尙も渡子となつて世を避けたものである、今其歴史を我國の薩藩に於て之を繰返したものと見て差支がない、偉傑巖頭ですら會昌の災厄を奈何とも出來なかつたとすれば、蠢爾たる當時の薩僧が廢佛政策に反抗する丈の權威を有たなかつたことを强て呵責するのは甚だ殘酷であらう、兎に角我國佛敎史あつて以

來、實に絶無の慘禍であつた、

併し彼等は住持三寶の破壞に凱歌を揚ぐることは出來ても、別相三寶乃至同體三寶を破壞するの手段を有たなかつた、又た固よりそれを破壞し得らるべき論理がなかつたからである、そして世は決して永久に常闇ではないのである、

## 五　信仰自由の令達と諸宗開教使の入國

宇宙間に於ける自然の活動には必ず變通がある、例へば冬の極は春、夜の極は晨、易の卦でも、陰の裏面は必ず陽、否の裏面は必ず泰、剝の裏面は必ず復、一呼吸の間にも無限の變化が繰返されてゐる、是れ天地の原理でなければならぬ、

王政復古の大業は着々其緒に就き、廢藩置縣の實現と共に、藩政なるものは永久に其終を告げた、皇化の光被する所は、精神的死刑に處せられた薩藩佛教の枯骨上にも天津日影が映現し、慘雲凄雨に鎖された三州の舊佛國土に棲息する士民は、再び佛陀の光明を拜する時節が到來した、

正に是れ明治九年九月五日、あゝ何といふ吉日であらう、

第七十九號

各區々戶長

各宗旨の儀、自今人民各自の信仰に任せ候條、此段布達候事、

明治九年九月五日

鹿兒島縣參事 田畑常秋

此の一片の令達は、實に我が精神界に於ける大赦令であり、一陽來復の聲であつた、三州士民が精神的復活の歡喜を絶叫したのは實に此日である、同時に諸宗教徒が永劫に紀念すべき紅文字日でなければならぬ、藩政時代に久しく國禁と爲つてゐる眞宗も、此の令達に依つて薩南の天地を濶歩する時が來た、

是より先本派本願寺派の法主大谷光尊上人は、明治六年十二月一日附を以て、鹿兒島同派の信徒へ消息文を發した事があり、又其頃同派の大洲鐵然師が密使として入國したけれどまだ開教の運びは着かなかつた、

然るに彼の令達の一下に依て俄に色めき、九年九月二十三日小田佛乘師外一名は、六名の隨行者と共に鹿兒島に着し、數日後れて暉峻(てるおか)普瑞外二名の布教使が下薩し、十一月大洲鐵然師下薩し、前記の外龍川賢流外八名の開教使を指揮して活躍した、

大谷派本願寺は、九年十一月細川千巖下薩し、十年戰爭の當時、連枝勝縁師が白川慈

辨外五名の布教使を隨員として下薩したが、白川外五名は難に遭ふて斬殺せられ、渥美契識師が、活動を試みたが、是亦不幸病歿した、其後渥美契誠師が開教主任と爲り、光瑩法主の巡教もあつた、

興正寺派は、九年十月攝信法主が六十九歳の老軀を挺でゝ下薩し大に奮闘した、次いで連枝信曉師が下薩し、其後眞田默雷、佐々木諦聽の二師相踵いで布教主任と爲つた、

其他諸宗の開教使は

一、曹洞宗　瀧闇泥、島田魏堂の二師
二、天台宗　伊集院俊德師
三、眞言宗　佐伯旭雅師
四、淨土宗　千葉觀州師
五、時　宗　島田惠徹師

杯であつた、以上は孰れも鹿兒島市を中心として調査したものであつて、其郡部又は宮崎縣に亙るものは不明である、

要するに眞宗は藩政時代の國禁の反撥力と、さうして金力と人物とが豐富である

點から、開教以來の活動振りは頗る目醒ましいものであつて、三州到る處の樞要の地の、然も其中心地に在る巍然として天に聳ゆる殿堂は、尤も雄辯に其教勢を證明してゐる、

更に角三州各地に於ける諸宗は、孰れも開教以來悪戰苦闘の結果僅に其効果を收め、薩藩宗教の前代史を再現する迄には至らずとも、三州到る處殆ど佛陀の光明の照し及ばぬ郷土なきは確實である、斯くて三州の佛教は漸くにして回復の緒に就いたものと云へやう、

因みに以上の敍事は、本題の爲に背景を設けたものであつて、愈々これより本題に入るのである、

## 六　獨園禪師と臨濟宗の開教

### イ　臨濟宗古今の狀態

前に述べたる如く、薩藩禪宗の興隆は、藩祖得佛公の入國と同時に實現した臨濟宗鎭國寺(後鎭國山感應寺と改む)の創立を以て權輿とする、第七代恕翁公が福昌寺を創立するに及んで、禪宗の勢力は曹洞宗に移り、同宗の羽翼は徧く三州の地に伸張した、故に其寺院數も藩中第一位であつた、臨濟宗寺院は僅々二、三十の少數であつ

て、それ等は、妙心、東福、建仁、南禪四派の所屬に過ぎなかつた、そして復立後の寺院は、妙心寺派五箇寺、相國寺派八箇寺にして、其中の一箇寺は實にこゝに說かんとする南洲寺である、

妙心寺派の開敎は、志布志の大慈寺柏州和尙の努力と、さうして後に記述する如く、該派管長代理豐後佐伯の養賢寺三關天慧師の巡視とに依り、相國寺派の開敎に就ては、實に獨園禪師の奮鬪の偉力が、赫奕たる光彩を發揮してゐるのである、

ロ　獨園禪師の下薩と其勸說者

歌人で高名な村山松根氏は、舊薩藩士にして梨本宮の家令で、禪師とは從來昵近の間柄であつた、然る處、鹿兒島縣に於て、明治九年九月五日の令達發布の後、氏は舊藩廢佛の暴擧を痛嘆し、禪師に向つて、舊藩上下の信敎狀態に鑑み、最も權威ある禪宗の恢復を力說し、且つ禪師の下薩を勸奬した、其言辭頗る悲痛にして懇誠、言々句々血と淚との迸りであつた、維新の當時廢佛毀釋の渦卷の眞ッ唯中に投じ、嶄然として中流の砥柱と爲り、一髮克く千鈞を繫いだ靈界の大恩人獨園禪師は、熱烈なる氏の血と淚とを、冷々地に受け流す底の沒常識漢ではなかつた、血と淚とに酬ゆるには、必ず血と淚とを以てせねばならなかつた、此時禪師の尊とき胸中には護法扶宗

の大精神が轟然として發動した、そして松根氏に對して、熱烈に感謝と快諾とを與へ、同時に最も熱き最も固き握手を交換せられた、而して此握手は、禪師と鹿兒島縣との最も熱き、然も最も固き握手であつた、

是に於て松根氏は、鹿兒島市居住の同縣士族中村惣太（素中と號す）、實業家岡部與平、渡邊喜右衛門等の諸氏に、道裏の快消息を通達すると共に、禪師入薩の準備を打合せた、時に與平氏は大坂物産會社に在勤中であつて、禪師の東道たるには至極便利な位地に居たのであつた、

禪師は明治九年九月十五日、眞如寺住職中村介巖、光源院住職中島春龍、普廣院（後に悉照院）住職牧野介川の三師を隨員として、蹶起大本山を發錫せられた、介巖師の雜記に

『明治九年九月十五日、本山大教正御發途、大坂ニテ滯在、蒸汽船ヲ待チ乘込ミ、十月二十四日入港』

とある、交通機關の不備な當時に在つては、大坂に於て出帆の汽船を無定期に待合さなければならなかつた、併し其待合せの時日が餘り長過ぎる様に考へられるが、是は下薩の途中伊豫の龍潭寺へ聚會の請に赴かれたのであつた、又た拙叟師の直話に

「六月十五日大阪出帆、二十日鹿兒島港着、」と聞けども、介巖師の雜記中の記事と對照して、頗る差異の點があるから、姑らく其雜記に隨ふ、

兎に角禪師は、岡部氏假宅に滯在せられ、同氏の斡旋に依り、大坂出帆の三邦丸に搭乘して伊豫に向はれ、更に伊豫解纜の船は、着港の上海岸の石燈籠（イツロ）通潮見町なる岡部旅館（卽ち與平氏本宅）に旅裝を解かれた、そして其翌日、左の屆書を縣廳に提出した、

到着御屆

今般教義件ニ付萬縷爲御依賴、昨二十四日午前八時、御管下石燈籠通潮見町岡部與兵衛方へ到着仕候間、此段御屆申上候、尙又今後布教の方法、追々上申仕候條、宜敷御聞屆之程願上候也、

明治九年十月二十五日

西京上拾區　禪臨濟宗相國寺住職

大教正　荻野　獨園印

鹿兒島縣權參事田畑常秋殿

禪師の詩に

鹿兒島闔都樓上、夜半夢覺、觀月色殊玲瓏、口占、

蒼天孤月白、靜照見肝膽、不覺已心淨、却疑地上霜、

ハ　假出張所の設立と布教

旣にして心華院住職中原東嶽(前管長)法住院(後に銀閣寺)住職菅祥洲の二師も下薩して禪師を補佐し、開教に關する戰鬪準備は着々其步を進め、十一月、野菜町なる渡邊嘉助氏の持家を借り、縣廳の許可を得て「京都禪臨濟宗大本山相國寺假出張所」の標牌は、春龍師の健筆に依り、鮮麗に表揭せられた、

卽ち是本縣に於ける臨濟宗開教の先鋒第一軍であつて、然も南洲寺の淸き產聲であつた、

此時の家屋貸借契約證書を左に紹介する、

居宅貸渡證書

此度禪宗本山相國寺假出張所御設ケニ付、私シ持宅百五坪、此貸シ賃一ケ月八圓ニテ御貸申處實正也、然ル上ハ、當區入費一切私シヨリ辨償可仕候、且御不用ノ節ハ何時ナリトモ御返宅相成度、尤御住居之便宜ヲ以テ、御修覆相成候儀ハ

御勝手次第、私シニオイテ敢テ故障無御座候間、爲後日貸渡シ證書如件、
第一大區十四小區二百二十五番地
明治九年子十一月一日
貸主　渡邊嘉助印
證據人　渡邊喜右衛門印
京都管下相國寺住職
大教正荻野獨園殿

斯くて同月五日より七日迄三日間、「開宗式說教」といふ觸出しにて高札を要所に建て、比較的大仕掛の設備の下に、禪師の獅子吼を中心として、各布教師は孰れも熱辯を揮ひ、普く法雨を濺いで公衆に痛切なる刺戟を與へ、先づ其初陣に凱歌を奏した、そして此後一、六、三、八の日を定期說教日として發表した、

禪師の詩に

鹿兒島縣下、假設一僧房、說教開筵、
裟婆郎是寂光土、活提彌陀立下風、請看入鄽垂手句、四衢街上闡禪叢、

禪師の本意は、向上の一著を撥轉するに在つた、時に眞宗三派は既に入薩して着々

開教に鞅掌しつゝあつた、禪師は吾宗の權威を發揮し、彼等をして後に瞠若たらしめんとするの大氣魄が熾烈であつた、故に「活捉彌陀立下風」は實に事理一致の句であらう、

其月七日、南禪寺より視察の爲め執事神田珈津師が入麓し、假出張所に滯在した、其二十日、禪師門下久參の上士文圭、宗純の二上座が禪師に隨從すべく相國寺僧堂より差遣された、十二月四日隨行員の一人なる春龍師は、南禪寺の神田執事と共に歸途に就いた、東嶽、介川二師の歸京も同時ではなかつたか？、

是より先、次の伺書を縣廳に提出した、

葬祭之儀ニ付御伺

葬祭之儀ハ、教導職ニ依賴可致旨、兼テ教部省御布達ノ趣モ有之、今般御管下各宗布教、信仰ニ被爲任候上ハ、自然本宗信仰ノ者依賴申出候節ハ、宗規ヲ以テ葬祭修行候テ不苦義ニ有之候哉、此段御伺申上候也、

明治九年十一月二十四日

禪臨濟宗相國寺住職

大教正　荻野　獨園印

鹿兒島縣令代理
　參事田畑常秋殿

即日「聞屆候事」の指令を得た、斯うして檀信收攬の機關は整備した、此間に於て熱誠な護法家が一人あつた、それは彼の中村素中翁であつた、翁は提唱又は說教の定日には必ず自ら率先して參會し、又た人をも勸誘し、且つ大小の事務には常に獻身的に斡旋した、殊に九年九月から十二月迄四箇月間、毎月金參拾圓宛を寄附して財政を補助したのであつた、南洲寺としては、禪師の偉績を記念すると同時に、此の恩人を忘れてはならぬ、

二　假出張所の移轉と授戒會

野菜町なる渡邊嘉助氏の持家は、貸渡證書に標示の如く、毎月金八圓の賃借料を支拂はねばならなかつた、新設出張所の財政狀態としては、可なり苦痛でもあり、且又布敎の成績も十分に揚り兼ねたで、十二月中に準備を整へ、十年一月四日、菩薩堂通白地藏下なる工藤直左衛門氏の持家に移轉した、同氏は篤信家であつて、無料にて家屋を提供したからである、そして翌五日から十一日迄授戒會を啓建した、其戒徒は三百餘名に達した、介巖師の雜記に

『十二日滿散、萬事上都合ナリ、』

と特書してある、是れ本縣に於ける臨濟宗開教第一次の授戒會であつた、法澤に浴した戒徒の内八拾餘名は、一週間の教化に慊らず、更に結束して其再修を懇請した、禪師は彼等の熱心に動かされ、又た二十二日より三日間、彼等の爲に略式授戒會を執行せられた、其の滿了の二十四日より、禪師は介巖、文圭の二師を率ひて伊集院村に行化せられ、二十五日より三日間、同村の安藤氏宅に於て教筵を開き、三十日歸所せられた、

禪師は斯の如く布教に努力せられたのであつたが、好事魔多く、伊集院村より歸所の卽夜、俄然西南戰爭は其烽火を揭げた、

## 七　西南戰爭と獨園禪師

### イ　西南戰爭の撮要

明治六年、政府は使を朝鮮に遣はし隣交を修めんとした、朝鮮は我が國書を却け、其答辭頗る不遜であつた、時の陸軍大將南洲翁西鄕隆盛は、大に憤慨して我國體を辱しむるものとし、問罪の師を發するの喫緊なることを痛論して言辭頗る激切であつた、廟議略々一決したる處へ、歐米視察中なる岩倉右大臣、大久保內務大臣等が歸

劃して、其議は忽否決した、翁は快々として樂まず、蹶然辭表を提出して故山に歸臥した、翁の腹心なる桐野利秋、篠原國幹以下三百餘名は、連袂辭職して翁と行動を倶にした、

翁は日々遊獵以て自ら娛み、逍遙自適を裝ふてゐたが、其衷心國事憤慨に堪へなかつた、時に舊藩中の子弟等は、閑暇無事の餘、飲酒荒亡の弊を醸成した、翁は、斯くては一旦緩急の用に堪へ難しと思料し、其徒を糾合して舊廐跡を乞ひ、「私學校」なるものを創立し、

『風儀節操を磨礪し、安に居て危を忘れず』

と曰ふ樣な事を主旨とし、日々集合せしめた、けれど特に學課の設なく、たゞ儒生を雇ふて、孫子、左傳等を講ずるのみであつた、そして其經費は、翁以下の退官賞與金を以て支辨し、其監督は國幹之に任じ、利秋も時々來往し、翁も亦た時々來會した、

十年一月、翁が大隅國高山郷に遊獵中、三十日の夜、私學校の徒數百人鹿兒島造船所に突入し、官庫を破つて彈藥銃器等を掠奪し、三十一日の夜又た約千人餘闖入して掠奪前夜よりも甚しかつた、其他陸軍火巧所(催馬樂草牟田現南洲寺の所在地)に在る官庫の彈藥をも亦た三夜を續けて掠奪した、

初め事變勃發の以前、政府は縣下の郷士にして東京に警視官奉職の中原尙雄、園田長照、安樂兼道、高崎親章等數十名に密旨を含め、竊かに歸縣して南洲翁を暗殺すべく内命した、然るに事發覺して、悉く私黨の爲に捕縛せられ、縣廳内の假獄舍に投ぜられた、是より私黨の國外人に對する神經は頗る鋭敏となつた、

本派本願寺の大洲鐵然師は、參議木戸公の間牒ならんとの嫌疑の下に、十年一月六日、部下七八人と共に投獄せられ、又た川内、種子ヶ島等に於て捕縛せられた者もあつた、又たそれと目的は違ふが、九月一日城山の變が突發した時、大谷派の連枝勝縁師が谷山へ避難の途中、隨員六名悉く斬殺せられ、勝縁師のみは辛ふじて逃れ去り、幸に無事に歸京した、

斯うした危急が禪師の身邊にも亦た及んで來た、疑ひ深き私黨等は屢々出張所を嚴密に取圍み、禪師に危害を加へんとした、泰然自若たる禪師は更に意に介し給ふ所がなかつたが、主事隨侍等は萬一の危險を憂慮し、切に避難を懇請した、其避難所は、信徒小濱惠次郎氏の周旋に依り、日置郡市木村字柿の迫なる士族工藤重左衞門氏宅と定まり、三月三十日、禪師は文圭上座を隨へて之に徙られ、四月一日、介巖師と宗純上座とは追後した、

斯くて間もなく七名の私黨は追跡し來り、手に〳〵三尺の明晃々たる秋水を拔き放ち、土足の儘にて禪師の室に亂入した、一家人は皆恐怖戰慄して何等施すべき手段もなかつた、流石に豪膽なる禪師は悠然として衣を整へ、

『汝等は何の所要あつて我室に闖入したか?、甚だ無禮なるぞ!、以後愼め!、』

眼を怒らし威を震つて大喝せられた、

彼等の中に京都の屋敷詰をしてゐた者があつた(舊薩藩邸は相國寺門前、今の同志社の敷地がそれである、)彼は時々相國寺僧堂へも聽講に參會し、又た山内の往來にても禪師を見知つてゐた、然るに其禪師が、此の場合に此の所に居給ふことは夢想だもする所でなく、矢張眞宗の一類位に考へてゐた、今忽ち禪師の大喝に遭ふてそれと覺知し、矢庭に拔刀を投げ、飛退つて平伏した、

『大禪師とは氣附かず、無禮の段平に御容赦を願ひます、』

そして同輩に向ひ、

『這の方は獨園禪師と申上ぐる高德の名僧であつて、間牒杯に使はれ給ふ御方ではない!、』

是に於て彼等一同は慇懃に禮謝し、手持無沙汰に悄然として立去つたといふこと

である、
因みに祥洲師其他は櫻島瀬戸村なる袈裟市氏方へ避難した、又た二月頃に本山より慰問使として僧堂の元老智錐（國泰寺前管長瑞雲老師）志賢の二上座來麑し、始終禪師に隨侍した、

## 八　禪師の歸京

六月二十四日、薩軍日向に敗走し、市內は一時鎭定した、其機會に、禪師は後事一切を介巖師に囑托せられ、一ト先歸京し給ふことゝなつた、
文圭、宗純の二上座、及び慰問使智錐上座等は、禪師を擁護して七月十六日歸京した、
此時某宮殿下の台旨に依り、軍艦にて大阪迄護送を受けたといふ說もある、
禪師歸山の後、宗純上座は授業寺なる佛通寺へ歸省した、禪師の送別に

純禪人訪余於薩州鹿兒島、自二月至七月戰爭中隨侍、其艱難實不可言也、今也纔脫身歸於許山、賦此贐別云、
憐汝深心重道盟、艱難侍我鹿兒城、一言爲送許山下、桂月松風護此情、

又た錐、賢、圭の三上座に謝書を與へられた、

與錐賢二禪士書

山野罹鹿兒島兵亂之患、不克歸、雖賢二禪、相爭欲來救、既而二人不可行、則雖禪擲身命犯銃丸來、保護而歸、賢禪留而孜々撫育衆衲、古人曰、不有居者、誰守社稷、不有行者、誰護君、事雖有大小、二人得之、山野不德、雖不堪受之、深所喜也、書之與之、深賞也、所希、二人此一大義、以終生涯、以發光輝也、至囑、

與圭禪士書

山野寄寓於鹿兒島、隨從左右、百方苦慮、加之仲春以來、爲兵亂所籠絡、旅泊之苦辛、往返跋涉之艱難、非抱丈夫之志氣、始失其節操矣、今也幸而無事持節而歸、誠可賞也、然而貧衲無一物充賞、是山野之生涯也、幸諒之、而有物之賞則有盡也、無物之賞則無盡也、幸思之、所希、既有難忍克忍、難行克行之兩美事、終身以全此二美、則不唯稱大丈夫、發揮我宗也、勉旃、是山野無賞之賞也、

## 八　介巖和尚の苦鬪と出張所の復立

獨園禪師の囑托を受けた介巖和尚は、禪師の鹿兒島開教に就ては、實に其柱石であり、且つ出張所經營に就ての棟梁でなければならぬ、和尚は禪師の囑托を尊重し、粉骨碎身、假令鹿兒島一坏の土と爲るとも、此の事業を成功せずんば止まじと一大覺悟を定め、遂に克くそれを實現せられたのであつた、

和尚は温厚篤實の君子として、最も忍耐力に富み、所謂る忍び難きを克く忍び、行ひ難きを克く行ふの實行者で、如何なる場合と雖も、喜怒色に現はさなかつた、故に人皆悦服敬慕して、介鼓菩薩と呼び、生き佛と稱へ、之に懷くこと赤子の父母に於けるが如くであつた、誠に禪師の替身と爲り、殺伐の氣風を帶びた薩摩隼人を向に廻はして、靈界の救世主と爲るには、好個の適材適所であつた、斯うした人格者であり奮闘家である和尚は、其施設する所の事業も亦た着々進捗した、故に南洲寺の今日あるは、禪師の偉績と共に和尚の卓功が其基礎を成してゐることを忘れてはならぬ、さて和尚は、禪師が避難の時一時市木に追隨し、それより二本松通の中村素中翁宅に寓すること約五十日にして菩薩堂の出張所に歸つた、六月二十六日素中翁は死亡した、翁は豫て生前に於て、歿後の葬祭を依托してゐた、愈々危篤に臨み、葬儀の準備として、先きに避難の爲櫻島へ運搬した佛具類を取寄せた、すると其翌日卽ち六月二十九日、呉服町より火を發して、延燒二千數百戸に及び、市内は殆んど全滅した、無論出張所も類燒した、其時折角取寄せた佛具類を俄に又た結束し、和尚と祥洲師とは磬子、木魚等を差し荷ひして、町外れの甲突川を徒渉し、對岸の伊敷村(元原良村)字尾畔なる有村十太郎氏宅へ避難した、それから又た禪師の避難された市木の工

藤氏宅に移寓し、十月に至り故素中翁の宅、西橋藤太郎氏宅、及ひ櫻島等に轉居し、十一月に至り市内の川端篤登美氏宅に寓すること約二箇月、此間に於て和尙と祥洲師とは非常に苦神慘憺して、松原通寺の馬場なる菱刈實近氏の家屋を買收することを企てた、それに先だつた該家屋の北隣の人家を借受け、此に出張所を設けたのは十一年一月であつた、

因みに菩薩堂時代から此頃迄、財政補助の爲、佛餉米として每月白米一俵宛を寄附した市内の小濱彌兵衞と曰ふ篤志家のあつた事を附記して置く、

## 九　拙叟師の再渡

丸山文圭師は、備前の曹源寺儀山老師の上足にして、獨園禪師に隨つて遂に其心印を傳承した英衲であつた、初め禪師の留鹿中隨侍した經驗もあり、將來鹿兒島に於ける禪風發展上、禪師は師に囑望してゐられた、併し「狷介世に容れられず」の風があつたが爲、一生不遇に終つたのは誠に惜むべきであつたが、鹿兒島の開教といふ事に就ては頗る熱誠を注がれたのであつた、

十年一月、禪師は師を曹源寺より貰受け、禪師の養子として荻野拙叟と改名し、本山相國寺に僧籍を置き、塔頭普廣院住職として鹿兒島へ差遣せられたのであつた、其

時禪師の送別に、

送拙叟座元爲弘法赴于薩州

孤帆高掛泛南瀛、鐵作心肝片葉輕、幸有東君行新令、春遍一百二都城、

## 十　菱刈氏の家屋敷地買收と授戒會

豫て計畫の菱刈氏家屋は、金貳百八拾圓を以て買收の交渉が纏つた、然るに敷地約二百坪は之を賃借せねばならなかつた、故に期限を十六箇年と口約し、證書面には十一年二月より十五年十二月迄五箇年と定め、公租は地主の負擔、借地料は一箇月金壹圓五拾錢の約束の下に、敷金參百五拾圓を提供し、圓滿に敷地賃貸借の契約が成立したのは、十一年二月一日であつた、

是に於て出張所の地盤は略ぼ固まつた、扨愈々是から本事業と曰ふので、布教擴張及び寺院經營の目的とあつて、三月に授戒會を啓建した、介巖和尚を戒師とし、志布志大慈寺柏州和尚を唱名師として、戒徒二百名を集めた、一般授戒會の比例を取れば極めて微々たるものではあるが、當時の出張所に於ける此法會は、實に現南洲寺の教勢の基礎であつて、戒徒二百名は總て出張所の檀徒と成る可く堅き勝緣を結んだのであつた、

然る處、買收の家屋は茅葺の爲、屢々强風に簸弄せられ、忽ち上漏下濕の慘狀を呈した、乃で翌十二年冬、淨財を募つて瓦葺と爲し、又た別に觀音堂を新築し、且つ敷地狹隘の爲、隣接地なる中村某氏所有の宅地約百坪を買收し、更に金壹百圓を投じて谷山村より古家屋を買ひ、其地に移設して地藏堂兼客室と爲し、及び結緣の爲には觀音講を組織し、維持法の爲めには摸合講を設け抔して寺院經營は布教事業と共に着々其緒に就いた、

然して烏兎匆々、借地五箇年の期限が到來した、

地主菱刈氏は、契約證を唯一の武器として、十六箇年の口約を無視し、不德義にも急激に土地返還を要求して來た、之に應ぜんか建物移轉の場所なく、之を拒否せんか强制執行の惧れがあつた、進退維れ谷まり、介巖和尚、祥洲師等は眠食を忘れて憂慮すること三晝夜、首を鳩めて凝議すれども更に對應の名策がなかつた、斯くてあるべき場合でないから、檀徒の大重彥四郎氏に委任して折衝の任に當らしめた、是より彼是勝敗を爭ふこと可なり長日月であつた、既にして地主の旗色に少し衰へが見へた、之を怪み偵察すれば、地主は頓に財政上の蹉跌に遭ひ、爲に自ら進んで膝を屈し、和解を求めんとするの意志が仄見へた、此方では一道の曙光に接したるに狂

喜して、好機逸すべからずと爲し、竟に和議の下に時價金五百圓を拂つて所有權移轉の手續を履行し、爰に始めて敷地全部(約三百坪)は中村介巖の所有に歸した、其紛糾五箇年に及び、解決を告げたのは明治二十年であつた、併し最初の口約十六箇年は、斯うした出來事の爲却て其解決を促進した譯であるから、禍を轉じて福と爲したものとも曰ひ得らるゝ、

要するに此の建物と敷地こそ、實に南洲寺の前身であつた、

## 十一　各地巡教と中教院設立

十一年四月より、介巖和尚を始め拙叟、祥洲の二師及び部下の諸員は、相前後して薩日隅の各地に向ひ布教に活動した、

又た十二月より、祥洲師は單身大島、德の島等に巡教し、更に進んで沖繩縣の首都那覇迄も駿足を伸ばした、

妙心寺派に於ても三州の開教に着手し、同年秋管長關無學禪師の代理として、豐後佐伯の養賢寺住職三關天慧師と、執事、塔頭龍泉庵住職釋祥庵師とが、三州の同派寺院を巡回し、十月十五日來所した、其時二師は、自派寺院監督の便宜上、當所に中教院設立の件を介巖和尚に懇談した、其內容を知るべく左に介巖和尚の文書案を紹介

する、

謹啓上、　逐日寒冷相催申候處

大教正閣下、萬福奉法幸候、然ハ先便相伺候妙心ヨリ派出ノ養賢寺大講義御儀、過日來段々御懇談ニ及候處、大分縣下ノ宗内取締ニテ至極教義御盡力ノ御方ナリ、九州內ハ總テ先年モ派出ニナリ、本山ノ派出モ度々御勤相成候由ニテ、實ニ篤志ト存候、今般モ日向大光寺ヲ始メ、飫肥ノ報恩、志布志ノ大慈寺三ヶ所巡回、諸方當縣下ノ模樣實地ニ巡覽相成候上ニテ當地ヘ着ニ相成、右當院ヲ中教院ト稱シ吳候樣御依賴ニ付、中教院ト相成候上ハ、各山相持ニ被成候思召カトモ存シ、種々懇談ノ處、決シテ其義ハ無之、中教院ト稱スル名目ニ無之テハ、右ノ大光、報恩、大慈寺等ノ指揮モ屆キ難キ事故、中教院トシテ此教院ヨリ指揮ヲ成被下候ハヽ、諸事行屆キ、右三ヶ寺ノ外ハ右三ヶ寺ヨリ枝葉相生シ候節ハ其末ニテ妙心派ナレトモ當方ヨリ精々御着手被下テ、一寺ト相成候分ハ、總當末ニテ相國派下ノ次第ニ相違無之相心得候、不分ナカラ、管長代理トシテ拙子申上候カラハ、無掛酌十分ニ着手致シ吳候樣トノ御辭ハ、實ニ彼我ヲ離レ、佛法興隆ノミヲ望ム御事ニ付、其邊ハ當方ニモ、懇篤ノ思召ト感佩ノ儀ニ存候、此邊篤ト

御賢考被成下、速ニ中教院ノ稱目如何ノ御回答奉待候也、

日附、署名、名宛等は記入してないが、慥に介巖和尙の自筆であつて、文中に「大教正閣下」とあるからは、獨園禪師に呈した文書案なること明かである、そして之に對する禪師の訓示は如何なものであつたか判らぬが、多分允裁を得たものと見へて、縣廳へも屆出、又た合議所へ正副取締の辭令下附願を出した、

願出

一今般地方會議ノ上、鹿兒島縣第二大區一小區相國寺敎院ニ於テ、本宗中敎院相兼、事務取扱ノ儀、縣廳上屆濟ニ付、縣下敎導取締正副別紙二名ニ御辭令狀降下被下度、尤御聞屆ノ上ハ、縣廳ヘモ右之趣御達書可被下、此段御取計ヒ奉願候也、

明治十一年十一月

當縣下佐土原大光寺住職

少講義　橫山義勇

代印　祥庵印

西京相國寺敎院詰

少講義　菅　元禎印

西京妙心寺派管長代理
大講義　三關　天慧印

九山合議所御中

別紙

正　大講義　中村介巖

副　中講義　石澤柏州

因みに此頃より相國寺出張所を相國寺出張教院と改稱し、其後又た相國寺別院と改めた、

## 十二　僧侶復歸と廢寺復興

舊薩藩時代の薩日隅三州に亘る各宗寺院、驚く勿れ一千〇六十箇寺の廢毀の際、其建物敷地等は大抵住職に附與せられたのであつたが、僅々十箇年內外の間に如何に處分したか探究する迄もないが、其中には、藩令に餘儀なくせられ、一時俗諦に混入するも、尙且僧侶の志節を保持し、舊封疆を守つてゐた者も少くなかつた、各宗派の開敎の手が伸びるに及んで、彼等は時節到來を謳歌し、身は爭ふて僧侶に復歸し、建物敷地は其儘提供して寺院復興を實現した、殊に吾宗に於ては、當時禪三派の總

管長たる權威を帶び、剩へ高德を備へた獨園禪師の鹿兒島駐錫に遭遇し、其德風に靡いて子來する宗門の殘類が可なり多數であつた、今其二三を擧ぐれば、妙心寺派志布志の大慈寺柏州和尚は、當時七十三の高齡者であつたが、率先して復歸し、大慈寺を復興した、又た飫肥の菩提所報恩寺の飯田欲及は、是も七十八の高齡者であつたが同じく復歸し、孰れも獨園管長から教導職試補の辭令を受けた、其他舊東福寺派の感應寺森田梅嶺、舊妙心寺派の日向廣護寺高倉貫一、西林院川上孝雲、永德寺松本春一、虎溪寺內野笠仙、禪源長壽寺立川良一等孰れも復歸復興して、新たに相國寺派に歸屬した、彼等は後日大教正より左の自筆の賞狀を授與せられた、

賞　辭（同文）

座下志誓堅固ニシテ檀徒ノ信望ヲ受、終ニ官許ヲ蒙リ其寺ヲ回復シ宗規ヲ奉承スル狀條神妙ノ至リ、佛祖モ摩頂シタマフ所ロ感賞少カラズ、依テ賞詞如件、

相國寺住職

明治十三年五月　大教正　荻野獨園

印 印
何々寺住職
何某(法階)

此外拙叟師は都井に龍巖寺を創立した、又た飯田欲及の志を助けて、飫肥報恩寺の復立をも企てたが、欲及の悪徒弟に妨害せられて不成功に終り、該寺は終に復興が出來なかつた、

共他說教所は各地に數箇所あつたが、擔任教師共人を得ずして、孰れも中絶の已むなきに至つたことは甚だ遺憾である、

此の後徹應和尙が院長時代に創立した串木野說教所は、目下寺號公稱の手續中であるから遠からず實現するであらう、

要するに獨園禪師は、三州の地を觀音の靈場化すべく、先づ三十三所の靈場を設け、漸次に總て之を一箇寺院に昇格せしむるといふ、可なり雄大な理想の所有者であつた、故に眞如寺に安置せられてあつた三十三所の觀音の尊像を始め、多くの尊像を蒐めて、明治十一年の秋頃、本山から續々鹿兒島へ奉送したことを、予が幼年時代の記憶に存してゐる、

月照上人忍向師の事蹟は、天下公知の所なるが故に、爰に記述を見合はすことゝする、

## 十三　月照上人の墓

扨上人の墓は、初め西鄕家の墓地内に在つて、岡部與平氏が南洲翁から極秘に其灑掃を依托せられ、氏も亦た極秘裏に保護してゐたから、更に其所在を知る者がなかつた、

明治十一年、介巖和尙は上人の墓を天下に表彰すべく、百方其所在を搜索したが、久しく五里霧中に彷徨せねばならなかつた、和尙は手段爰に盡きて、偶々其事を氏に物語した、氏は和尙の義氣に感じ、竟に和尙の爲に其秘密を明かした、和尙は天に昇る計りに大歡喜し、早速市内の有志者に謀り、且つ知事渡邊千秋氏の有力な贊同を得た、乃で渡邊知事は縣屬若干名を選んで委員とし、和尙と推原國幹氏とを委員長に擧げて事務を擔任せしめ、各府縣に義捐金を募集した、そして寺門の眞正面に新たに墓地を買ふて、境內地に編入し、其地域を劃正して、十二年三月、上人の墓を此處に改葬した、落成の上盛んに法要を行ひ、全部費用の殘額若干金は、之を祠堂金として寺門に保管してゐる、

現住職伊東師に至り、大正二年、市の事業として墓地移轉の際、市は上人の墓を淨光明寺なる南洲翁の墓所附近に移さんとしたのを、伊東師は極力反對の上、幸に現狀を維持することが出來た、

十四　獨園禪師の親化と院長以下の交迭

明治十三年五月、禪師の御親化が行はれて、授戒會が啓建せられた、其時據室式も擧行せられた、其結座の法語に、

記得、梁武帝問達磨大師曰、朕立寺度僧、有何功德、大師曰、無功德、山僧、前年來此地欲立寺度僧、而不成功、再來、有介巖長老等英靈漢、繼山僧素志、經營百方、遂興寺度僧今日開法筵、介巖長老及英衲之力是賴、諸人且道、此功德、爲無功德耶、將又爲有功德耶、山僧一句爲諸人裁判施呈去、卓拄杖曰、到江吳地盡、隔岸越山多、

廢寺復興の僧侶等に賞狀を與へられたのも此時であつた、

禪師歸京の時、祥洲師は隨員に加はつて歸京した、師に代り、介巖和尙の輔弼として赴任したのは、禪師の法嗣久米田立峰師であつた、師は頗る理財家にして、別院の經營には最大適任者であつた、其理財家なるが故に、俗間では久米田を振つて「クメンヨ」と綽名を稱へた程であつた、併し理財の手腕と共に、布敎にも敏腕の持主であつ

た、師が介巖和尙の爲且つ別院の爲に貢獻されたことは決して僅少ではなかつた。師は介巖和尙の後繼と爲るに堪ゆる資格者であつたから、在麗年久しければ布敎上にも興隆上にも十二分の効果が揚つたであらうが、師の都合上在任の比較的短期であつたことを遺憾とする、

其他介巖和尙の輔弼として、立峰師以前には、若州寺院より武田印宗師、大草龍泉師、鹿翁月川師等が交互赴任し、立峰師と同時に、塔頭より肥田珪巖師、山田湖龍師、宮崎栴芳師等が赴任した、後者三名は初め獨園禪師に隨行した中島春龍師の法弟で、湖龍、栴芳の二師は同時の赴任者であり、殊に此の二師は飫肥に說敎所を設立した功勞者である、因みに其說敎所は既に廢絕したが、其敷地のみは今に存在してゐる、要するに資力と人材との有無に依つて、折角の成功も却て不成功に終らねばならんことは、如何にも殘念至極である、

介巖和尙は、在任既に久しく、齡も亦た古稀を超へ、開敎事業も殆んど成功した、それ等を理由として屢々本山へ辭表を提出せられた、本山は一時慰撫、留任を懇囑したが、到底繼續の不可能なるを洞察し、後任として種々詮衡の末、禪師の法嗣なる眞如寺住職八卷徹應師を差遣した、然るに師は在任久しからず、和尙に先だつて遷寂し

た、次に又た同法嗣の玉龍庵住職三木紹芸師を差遣したが、是亦た不幸短命であつた、斯うした狀態は介巖和尙の閑棲を許さなかつた、和尙は老體を勵まして再び萬務を攝理せねばならなかつた、而して和尙も化緣已に盡き、明治三十一年三月十三日を以て示寂せられた、

是に於て本山は、日向の龍巖寺に歸臥中なる拙叟師を起して院長としたが、是も短期であつた、

此の後二、三の事務家が相次いで院長又は執事として赴任し、應分の努力は孰れも費したのであつたが、奈何せん中心人物其材を得ざるが爲に、傳道事業は漸次萎靡に陷り、敎勢は一時頓挫した、

## 十五　南洲寺の寺號公稱と其改築

明治三十四五年の頃より、別院檀徒の中樞的人士から、本山に對し別院の現狀を具申して、絕好司敎者の差遣を要請すること幾回なるかを知らなかつた、乃で前管長東嶽禪師は、三十九年、輪下の雲衲全部を率ひて渡鹿せられ、一夏結制を啓建し、中間善男善女の爲に授戒會を營み、大に法澤を施された、之に賴つて檀信徒一般の信念を回復せしのみならず、全市人の宗敎的精神を振作した、此機會に寺號公稱の議は

寺檀の間に於て忽ち快決し、神速に其手續を履行したのであつた、一時東嶽禪師を兼務住職に推戴して、再び拙叟師を起して法務を囑托し、次いで伊東惠聰師が專任住職に任ぜられた、同師は介巖和尙の上足にして、和尙を始め歷代の院長に歷事し、寺務に鞅掌して善く輔弼の任を盡し、且つ僧俗內外の信望を博した好人物である、

此の以前より、介巖和尙が熱血を絞つて買收せられた建物は、元來古家であるから、年月を經るに隨つて損傷の程度が愈々增進する計りでなく、狹隘且つ寺院の構造に非らざるが故に、敎筵法要等に稠人多衆を集合するには、其不便實に言語の外であつた、

伊東師就任、第一に痛感に觸れたのは此の一事であつた、けれど之か改築を企つるには、先づ其財源を求めねばならなかつた、所で積立金は多少あれども、到底改築工費の什一にも充らない、散々に心臟を痛めた結果、遂に此件を檀徒總代會の議に付した、總代諸氏は師の熱誠を諒し、全會一致快く其企圖に協贊を與へた、其決議事項は、改築實行――規模擴張――財源は寄附行爲――といふことであつた、師は乃ち愁眉を開いた、

恰も此時、市は墓地移轉を企てた、當時周圍の墓地は元來南林寺墓地と稱へて、其廣袤十三町三畝三歩二勺といふ大面積の市民共同墓地である、此地域は海岸に接近して大に有效に使用し得らるべき土地であらねばならぬ、市は其所に着眼して、墓所の移轉を企てた譯である、乃で該地域内の墓所は、大正八年六月より、十一年三月迄二年九箇月の時日を費して、草牟田、郡元、興國寺、笑岳寺、淨光明寺の五箇所へ改築した、其他移住者の便宜上、縣下各郡又は東京、北海道等へ移葬した向きもあつた、南洲寺は其跡地若干坪を、境內接續地に於て使用すべく市の諒解を得た、そして其北隣なる最初賃借した家屋の敷地をも買收し、合計二千百坪を境內地に充つることゝなつた、即ち故の三百坪を基準として七倍を擴大したのである、

建物は大正二年櫻島の噴火に尠からざる損害を受け、それを機會として本堂、庫裡は先づ解體した、斯くて改築準備は着々進行すれども、市の墓地移轉事業は容易に着手せず、漸くにして着手するも遲々として捗り兼ねた、斯うした故障の爲、遷延に遷延を累ね、漸く八年の秋起工した、そして本堂は十年三月に、庫裡は十一年八月に、辯天堂は其九月に孰れも落成した、工費は、本堂に約四萬五千圓、庫裡に貳萬參千圓を要した、而して其財源は積立金を基礎とし、其以上は全部篤信なる檀信徒諸氏の

熱血の結晶とも看るべき淨財に成つたのである、そして辯天堂は檀徒松元淸二氏の獨力造營であつた、

其間に於て本堂の故材を利用し、約參千圓を投じて草牟田敎會所を設立した、是も將來は一箇寺と爲すの豫定である、尙又加治木なる文之和尙の舊跡安國寺の復興をも企て、南苑猊下から多額の助資を仰いで、其敷地は旣に買收した、

斯うして南洲寺は、一莖草上に勝伽藍を築き、黃金地上に寶樓閣を現はしたのであつた、

是に於て、十二年百花爛熳たる陽春四月をトして、本派管長猊下を屈請し、並に一山の耆宿、專門道場の龍象衆、及び近縣各派の諸尊宿を招待して、特に盛大なる慶讃式を擧げ、引續き菩薩大戒會を啓建すべく、目下一千名の戒徒は旣に登錄濟と爲り、開筵迄には三千名に達する豫定である、會中の消息は何れ本誌の彙報欄を借用して公表するであらう、

嗚呼！、靈界の救世主、鹿兒島禪宗の先覺者獨園禪師は、大願輪に乘じて一葦鯨波を超へ、砲火劍刄の間に於て最勝幢を卓立し、無佛地に於て已墜の宗風を振起せられた、斯の如き無功用海中の偉績は、實に萬古不滅でなければならぬ、又た禪師の股肱

とし且つ替人として、諸有る苦酸を甞め盡くして、遂に禪師の壯圖を大成した介巖和尚の功勳は殊に偉大であつた、次に徹應、拙叟の二師を始め、禪師以來の輔弼として獻身的大法に奉仕した祥洲師、立峰師、其他諸師の功勞も亦た鮮少ではなかつた、以上の犧牲は、實に現南洲寺の鞏固なる基礎であつて、南洲寺としては勿論、教界に於ても決して其歷史の抹消を許さぬ、

又た現住職伊東惠聰師が、熱誠なる企圖に依り改築の壯擧を完成した殊勳は、殆んど前者と軒輊することは出來ぬ、否寧ろ凌駕するかもしれぬ、しかし前者の基礎がなければ、後者の成功を實現し難く、又た後者の成功に依つて、前者の犧牲は層一層の光彩を煥發するに至つたのである、

要するに前哲後嗣其揆を一にするものと曰はねばならぬ、

終りに臨み、本稿前半の記事に就ては、本派本願寺藤等影師の編纂に成る「薩藩と眞宗」の記事を多少參酌したことをお斷りして置く、又た本稿起草に就ては、南洲寺伊東惠聰師、廣護寺武井徹定師、及び無外居士有村十太郎氏、中哉居士川村俊秀氏――特に無外居士――は、孰れも有益なる資料を寄與せられたことを、特に感謝する、

# 鹿兒島藩廢寺に關する史料

伊地知茂七氏報

大正一二、三、二一脫稿（禪宗第三百三十六號、三百三十七號（大正十二年三月、四月發行）掲載）

神社奉行ゟ

諸國大小神社佛像を以、神體といたし、又は佛具等差置候分は取除候樣被仰付候處、舊來社人僧侶と不羗（マヽ）、今日に至り、社人共威權を得、私憤を霽し候樣、所業出來候而者御政道を妨候而已ならす、紛擾を引起必然に付、左樣不相成勿論、僧侶共に至り候而も、生業の道を不失、益國家の御用相立候樣、從太政官代、御別紙之通細々被仰渡候、（別紙は略す、元年四月十日太政官布告を載せたり、）然處於御當家は、時世變態疾に御洞察被爲在、御英斷を以、去丑以來廢寺被仰付、神祇道之儀は往々隆興候樣、追々御手被（マヽ）召付候處、右仰渡通、社人共權勢を得、弊害相生候聞得も有之候付、以來屹と御別紙之通奉貫徹、各職掌相守候樣、社家院中ゟ不洩樣可被申渡候、

閏四月（明治元年）　内膳

中古以來佛語を以て神號相稱候神社不少、何れも其神社之由緒書可申出、且佛像を以神體と致候神社者、以來相改、鰐口梵鐘佛具類差置候分は、早々取除候樣、別紙之通、委細從神祇事務局被仰渡、（別紙略す、元年三月二十八日神祇事務局達を載せたり、）於其方は、以前より取調方等も被仰付置候得共、未決定之儀に有之に付、御箇條書之通、取調方等の儀、早々可被申渡、可被申出候、

閏四月（明治元年）　内膳

別紙之通從太政官被仰出、御家老衆御添書を以、細々被仰渡候間、謹而奉承知、御箇條書に基き、早々取調、一帳を以、何分可申出候、左候て鰐口等有之神社は、早々取卸、社人宰領にて、大宮司役所へ可差出候、

一、權現號又は大明神號、此節被相改筈候間、諸社の額字勅書又は上樣方御筆も候はゝ、御名相記早々可申出候、

一、佛具佛像其他梵鐘等有之候はゝ、早々取除き屆可申出候、其外之儀は御本文に基

き、心得違無之樣、社家中へ可申渡、左候而此書付鄕頭に相廻、留より來月十五日限、役所へ返納可有之候、以上、

辰閏四月　　大宮司役所

重富より踊まて

諸所

曖中

役人中

右通栗野より次來、則寫取、御本文之儀は、吉田へ次渡、取次深野八郎兵衛、右之通被仰渡候に付、來月二日限、一帳取仕立、拙者方へ可被差出候、此段時付を申越候、尤外に留等無之候、本文留より拙者方へ返納可有之、此段通達申越候、以上、

辰閏四月廿九日　　中村休太夫

春日直記殿

般若寺

內小野寺

## 光照院

明治元年廢寺に付達

指宿其外拾一ヶ所、寺院之內廢寺等被仰付候得者、別冊銘(マヽ)申渡通にて、諸取扱向等之儀、左之通被仰付候、

一、廢寺之僧侶共には、此涯本寺又は法類便宜之方へ引取候樣被仰付候、左候而、廢寺は勿論、現存之寺院住僧共、實意還俗相遂度者、且內々にて出家相遂居候者は、歸俗可被仰付候條、夫々歸着之次第等、地頭幷請持郡奉行より取調へ可申出候、尤歸俗之者、引受之親類迚も無之、或廢寺僧徒之內、老年又は病者にて、托鉢遍參之修行等不相調者も有之候はゝ、御見合を以、一世御養料被成下候條、右躰之者は、委細取しらべ可申出候、

一、移寺被仰付內、先住之寺院他宗にて、住僧共移寺之方に改宗にて罷在度者は、其候願可申出候、

一、諸鄕之諸人每家にもおのつから位牌被建、朝夕祭相遂事候處、此節廢寺被仰付候付ては、存在の寺院へ、諸人位牌相湊、佛壇等混雜之筈候付、寺院へ位牌安置之面々

は、此節より代々の集靈牌召置、諸人家々法號之儀、過去帳へ嚴重記置、聊等閑之儀無之樣、左候而是迄寺院へ安置之位牌、自家へ引取度者は、勝手次第可取計候、

一、廢移寺合院衆佛之儀、本寺又は鄕內現存之寺院一寺へ、同躰之佛像數多不及安置、一寺へ一躰つゝ安置被仰付、其餘は金銀銅鐵木石無構、都て撥遣之上、金銀銅鐵之佛像は、寺院取調方へ可差出候、

一、寺門前又は下人家部之儀由緒有之者、其の外都て被召放、百姓家部被入置筈候得共、下瀉表（下瀉表とは南薩地方の總稱、）之儀、地面無他事場處にて、漁獵農商等の稼いたし候も有之候付、悉百姓家部に被入置候而者、活計難調候間、平常の職業土地之廣狹に從ひ、夫々歸着の次第地頭幷郡奉行致吟味可申出候、

一、廢寺等に付被召揚候高の儀は、都て當秋より帖佐組御藏入にて、海陸軍方へ別段差分被置、續料等被召揚候分は、夫々御藏本立之儀共取しらべ、神社奉行物奉行より可得差圖候、

一、廢移寺合院之跡、地面御竿入の上、銘々作職人等申付候條、高地面割渡候樣、郡奉行取しらべ可申出候、左候而場處に依り、地面無他事墓地等迄取荒候儀も難計候付、右躰之所行屹と無之樣、地頭幷郡奉行より可致取締候、

一、廢移寺合院跡地面之儀、衆中家督にて不致、別宅又は社家無祿之面々、家作迚も難調者へ、無親疎他借申付候條、地頭幷郡奉行精微に行屆候樣可致取扱候、

一、諸人祠堂錢等之儀は、祖先の祭祀の爲、致寄附置候、付而者、別段の事候間、其儘其鄕內存在の寺院へ致寄附置候樣可取計候、

一、加世田日新寺、常潤院、杉本寺、淨福寺、阿多大年寺、田布施常珠寺、伊作多寶寺、善勝寺、西福寺儀は御菩提所に候間、御修治向、是迄之通被仰付、其外之寺院は是迄寺社御修補又は御合力所等有之候得共、夫々寺高被召附、又は祠堂銀等有之候付而者、當時非常の御國政多端の御時節にて、此內之通御手當も出來兼付、以來住持自分修補被仰付候、左候而自分修補內、手廣の寺家廻りは修治向難調筈候付、勝手に取毀不用の堂宇等は、沽却いたし候樣、尤沽却等の節は、時々地頭幷所役々へ申出、見分の上可致取扱候、

一、廢寺の梲割物並御寄附品御文書類は勿論、撞鐘磬子銅器類に至迄、其鄕內寺院住僧並所掛役々立會、改方の上寺院取調掛御役々へ屆可申出候、

但、御寄附品御文書類撞鐘磬子銅器類迄何分相片付迄の間、所掛役々切封を以て、速に現存の寺院へ可相納置候、

一、寺家の戸障子類、其外屋敷內竹木類は、其儘召置候樣、家財雜具は住持勝手に可致取扱候、

右之通被仰付候條、地頭并請持郡奉行は勿論、向々於御役場、厚遂評議、混雜之儀共無之樣可被致取扱候、此旨可申渡旨、寺院取調掛御役々へ申渡、可承向々へも可申渡候、

九月（明治元年）　右衛門

右之通被仰渡候條、此書付拜見之上、鄕次に早々相廻、留之寺より便宜次第、當寮へ返納可有之候、以上、

辰九月十六日　福昌寺

副司寮印

指宿源忠寺、山川龍山寺、頴娃證恩寺、川邊山田善積寺、川邊玉泉寺、川邊寶福寺、

右辰九月廿一日山川より相達、同日川邊へ次渡、

伊地知云、此文書は頴娃にて寫せしものなり、卽ち右山川より頴娃へ達したるなり、

穎娃
坊之津一乗院末寺
瑞應院
右は開聞神社別當掛被召放、久志東泉寺被廢候付、右寺跡へ被引移、寺高拾五石被
召附、其餘は御引取被仰付候、
一、寺高　貳拾七石六斗八升八合五夕壹才
一、寺地　三反三畦　御免地
御藏入
一、畠地　三畦貳拾四歩
但寺職地、
一、祠堂錢　五百九拾壹貫四百貳拾七文
但住持預り、
一、勤米　五石八斗五升
福昌寺末寺
證恩寺

右は恕翁樣、久山樣、義天樣、壽山樣、慈眼院樣御位牌御安置有之、當鄕菩提所之儀にも候間、當分通被召建、寺高拾五石被召附、其餘は被召揚候、

證恩寺末寺　海雲寺
同　寶持庵
同　壽福寺

右由緒なきにより、廢寺寺地境內召揚らる、

福昌寺末寺　觀忠寺
證恩寺末寺　圓福寺
同　龍澤庵
同　寶珠庵
同　廣大寺
同　水月庵
同　圓通庵

同　　満壽庵
福昌寺末寺　　吉祥庵
同　　常孝庵

右之十ヶ寺は、當時破壞又は寺號のみ存するものもありしかすへて廢せらる、
（伊地知云、右廢寺處分は頴娃村の分なり、各郷共、此の樣の處分案ありしならん）

一、本南泉院跡
御惣社御成就に付、明後二十五日御代々樣遷魂祭に付、當日一同可奉祝候、左候而火用心等の儀可入念候、右付當朝五時福昌寺より御惣靈樣御遷行の筈候條、御道筋へ參合候面々は、不敬之儀共有之間敷候、尤御祭相濟、貴賤男女參詣いたし度者は、拜禮被仰付候、此旨諸向へ不洩樣可致通達候、
但、輕重服忌等之面々は可致遠慮候、
十一月（明治二年）　　知　政　所
（伊地知申す、島津家菩提寺福昌寺廢止につき、惣社鶴嶺神社を創建せられたるなり）

一、鶴嶺神社
右者舊南泉院跡へ御家代々の御惣社御創建、神號右之通可奉稱候旨被仰達候條、神社奉行へ申渡可承向へも可申渡候、
十一月（明治二年）　知政所

一、伊作相州兩家之儀、
大中公御正統御相續之折、御系帶以來、御代々樣厚く御祭祀被成來候に付、今般日新寺境內梅岳公御神社の傍へ、右御兩家の御惣社被相建、御當地御惣社の御振合通、御兩家御代々の御靈樣、惣而御遷魂の上御政祭相成、以來春冬の御神祭被爲在候旨仰達候條、神社奉行へ申渡向々へも可申渡候、
十一月　知政所

一乘院　福昌寺　大乘院　照倍院　寶滿寺　專修寺
右寺院被廢候條、御佛餉米祠堂銀迄も引取被仰付、諸佛の儀は悉く被爲廢候旨被仰達候條、神社奉行へ申渡、向々へも可申渡候、

十一月（明治二年）　　　知政所

（朱書）
南林寺大鐘、明治二年巳十二月二日迄撞之、同三日より撞方無之候、

（伊地知云、南林寺は鹿兒島市貴久公菩提寺なり。）

一、節山公御畫像　市來龍雲寺

一、圓室公〃　山田陽春院

一、興岳公〃　隆盛院

一、松齡公御肖像　大乘院

右淨光明寺内得佛公御社内に御合祀、御畫像は箱入付之儘、社家へ御格護、御祭日迄奉掛候樣被究置候、

　但、以下御畫像之儀も同樣被究置候、

一、梅岳公御幼年之御畫像　伊作海藏院

　但、當分鹿籠へ轉院被仰付置候、

右日新寺内御同公御社内へ御合祀、

一、運久君幷梅岳公御畫像　阿多上宮寺

一、梅岳公御肖像　高山日新院
一、右同公御畫像　川邊玉泉寺
右三ヶ所之儀は、當分之寺地御由緒之譯も候間、所中計を以、小社建立、御軍神に奉祟、是迄の通敬神仕候樣被仰付、御誕生日を以神祭、是又所計被仰付置候、尤銘々士族社守被仰付、社地之儀は其元へ支配被仰付候、
但、神社奉行より吟味いたし可申出候、
一、松齡公御肖像　伊集院芳眞軒
一、右同公御夫人宰相君御影像　右同寺
右妙圓寺內松齡公御社內へ御合祀、
一、恕翁公御肖像　福昌寺
一、圓室公御畫像　興國寺
一、大中公御畫像　月香院
一、持明君御畫像　興國寺
一、大信公御木像　壽國寺
右福昌寺內英猷殿御社內へ御合祀、

一、梅岳公御肖像　伊集院梅岳寺
一、大信公御畫像　壽國寺
一、金剛定公御肖像　大乘院
右妙國寺内貫明公御社内へ御合祀、
一、信證君御遺像　壽國寺
一、信解君御木像　壽國寺
一、妙心君御肖像　良英寺
右諏訪社宗源殿へ御合祀、
右は御先代樣御肖像等、諸所へ御安置被遊置候處、此節寺院被爲廢候に付、前件通御合祀、又は一社建立被仰付、御合祀之御靈々樣は、御本社御同日に御祭祀被爲行候旨、被仰達候條、神社奉行其外向々へ申渡、諸郷へも不洩樣可申渡候、

一、得佛公
右淨光明寺
一、梅岳公

右日新寺

但、常潤院御肖像御遷座、

一、大中公

右南林寺

一、貫明公

右妙國寺

一、松齡公

右妙圓寺

一、慈眼公

右福昌寺内英獻院

右は御代々樣御神靈、此節御惣社御創建にて、神祭之御式典春冬二次御祭祀被爲行候付、寺院之儀は可被爲廢候得共、百世不遷之御高祖樣幷梅岳公、大中公、貫明公、松齡公、慈眼公御儀御功德は勿論、撥亂之御威業、御代々厚御崇敬被爲盡候儀、庶人に至る迄奉瞻仰事に候、仍て右六刹內從來の御廟所を別段改て神社に被相定、御肖像御畫像、是迄之通御鎭座、皇國神祭之式を以て、永世御祭祀之典を被爲定、御各靈樣御銘々

御誕生日を御祭祀可爲行候、左候而每社共、社司被召付、奉護被仰付候旨被仰達候條、
神社奉行其外向々へ申渡、諸鄉へも不洩樣可申渡候、
但、社寺之儀は神社奉行より取しらべ可申出候、

十一月　　　知政所

右明治二年巳十二月十五日御通達致承知候、

當縣は、藩治中、舊知事公卓越の御英斷を以て、從來の佛寺を廢止せられ、一般祭祀葬禮神典を執行ひ、其故は兼て奏聞を經られ、天下の美談と相成居、且二の丸公舊知事勤王の御盡力にて、王政復古の大典を開かせられ、戊辰の兵亂も一時に成りき、方今縣治一般之御制度に相成、士民安堵の眉を開き、今日に至り各從來の家業を失はさるも、實に兩公の恩澤、子々孫々忘却すへからす、依て貴となく賤となく、其御旨趣を貫徹して、朝旨を遵奉すへきは勿論なり、然に佛法の儀は、縣內嚴禁の所、僻遠の地は愚昧の頑民共、動もすれは佛の虛誕に迷ひ、阿彌陀を信仰し、復生の願を掛け、擧村講社を結ひ、密に他縣より一向末派の僧侶を招入れ、夜中邊鄙の野山或は空閑房屋に佛座を設け、群居し法談を聽聞し、夫れか爲に誑れ、膏血を搾りて饗待し、布施賽錢を

嘗興し、自然耕稼牧養の職を失ひ、就體の窮民遂に漂蕩し、牛馬及農具類迄も沽却、高格違き出京又、終には父母妻子離散し、身賣奉公等の時機に立至るは哀中、實に窮民の進退不憫の至り、誠に大に民政の妨を成せり、又間には士族卒族の中にも、士民倶に離れ、神社中に隱り居るものあり、志操なしと云へし、畢竟藩弊へ歸く、縣治一致の障制度に相背たる故、一向宗は藩治の嚴禁と心得違ひたる儀、勿體なき事にて、舊知藩公藩侯の御美意、往々水泡畫餅と相成ては、千歳の遺憾故、道理を犯すへからす、然し既往の心得違は措て咎めす、今よりして心を改め、轍を變へ、信念を擴張し、一郷一村各産神を敬崇し、家業を勵むへし、尤諭藩省より縣下神官へ教導職を命せられ、追々追而神道の深味示論も致すへく候、右の旨を厚く注意すへし、尤前文體私に糊口安逸を貪るの僧徒一族は、教部省より御布達の趣きもあり、處置振合て司法省へ御指令寛置されたる旨もあり、仍て將來故なき僧侶私に入り來り、衆を聚め說法致し、若くは浮說を唱へ誑惑し、財を貪るあらは、見立聞立速に筋々へ可訴出事、

明治六年五月

---

近來縣內一向宗執行之者不少、就中西目筋及菱刈祁答院方限へ、密に近縣より一向

末派の僧徒招入、法談致聽聞候聞得有之、畢竟愚民共藩治の舊禁と心得違ひ、緩に相成居候形相見得、無刎體事候條、各管轄郷無役士族農商迄無遺漏召呼、別紙の旨趣を口達手扣にいたし、厚致示諭、將來無心得違樣可致嚴戒事、

明治六年戌（酉カ）五月　　聽訟課

各區大區長

# 薩摩廢佛史料

〔鹿兒島縣川邊町役場所藏文書〕

（表題）「明治二巳正月改

神社方日記

掛役々」

廢寺（曖）方調掛

高良長門守

神社方掛
廢寺方取調掛　中條源太夫

神社方掛
組頭　桑波田市郎

廢寺方取調掛
右同　末弘五左衛門

右同
橫目　桑波田仲兵衛

---

辰九月

廢寺向御取扱一條

御廻文寫

蘭田彥左衛門

右者、此節坊泊其外寺院之內、廢寺等被仰付候段ハ、別段申渡通ニ候、右付而ハ、多端之取扱筋、何篇委任被仰付候條、諸事申渡趣ニ基申談、無混雜樣可致取扱候、左候而

郷々噯組頭其外見計を以、兩三人つゝ掛申付、御趣意通、涯々都合能相運候樣可取計候、此旨申渡、寺院取調掛御役々ゟ茂可申渡候、

九月　右衛門

一、今般思召之譯被爲在、諸神社之儀、神道一筋之御祭祀被仰付、追々別當寺被召放候處、坊泊之外、是迄別當寺相附居候宗廟、其外社殿ゟ、神佛錯雜之社頭而已有之、甚敷者佛像迄安置之向も有之由、右貳社殿ハ、請持之社家共吟味相遂、佛躰者速ニ取除、其鄕内現存之寺院ゟ致合集候樣被仰付候、左候而社内ゟ佛像迄安置之所ハ、追而社内改正之社殿片付方、且新規神像不崇置候而不叶譯合も候ハヽ、其段申出、格別由緒も無之空殿迄之事ニ候ハヽ、被相廢候條、何分致吟味可申出候、且金銀銅鐵之佛像ハ、寺院取調方ゟ可差出候、此旨所掛役々幷社家之面々ゟ申渡、夫々見分之上、屹ト取扱行屆候樣、地頭幷受持郡奉行ゟ申渡、寺院取調掛御役々ゟも可申渡候、

九月　右衛門

坊泊其外寺院之内、廢寺等被仰付候段ハ、別冊銘々申渡通候間、取扱向等之儀左之通被仰下候、

（中略 辰九月十六日福昌寺副司寮ヨリ揖宿源忠寺外五ケ寺ヘノ廻文ヲ載セタリ、前ニ載スル所ニ同ジ、）

巳正月廿六日

覺　　　　川邊

寺山之内

一、杉

右者當寺御佛餉調方桶□荷類其外板敷戸壁取繕、其上愚僧入院涯諸仕用桶丹荷（マヽ）味噌醤油樽品々等相調申度存候間、近比御時節柄恐多奉存候得共、何卒先例之通當春山方御郡奉行衆御廻勤之節、御見分之上、無代銀申請被仰付被下候樣、被仰上可被下儀奉頼候、以上、

寶福寺

太許（マヽ）

巳正月廿六日

神社方掛

御曖衆中

御組頭衆中

右申出之通承屆申候間、奉願候通、御免許被仰付被下度奉存候、以上、

組頭 末弘五左衛門
嗳 中條源太夫

巳正月廿六日

神社方 ・ 門前ゟ直持

御取次衆中

正月十八日晴

此節廢寺地御撿地御竿入ニ付、御役々穎娃ゟ御差入之先狀相達、宮村松崎ニ宿手當旁、〆掛役々嗳長門守源太夫、組頭五左衛門、横目仲兵衛、郡見廻權五左衛門、行司孝右衛門、庄屋平右衛門、筆者源五、觸役當平差入、諸手當之事、

一、竹馬一疋ろた

右明日ゟ御撿地方入用所作調事、

一、此節廢寺地衆中作職新□明御撿地御竿入ニ付、諸御役々人數左之通、

郡奉行添役勤
上村笑之丞殿

受持掛 郡奉行添役勤

上村休之進殿

御勘定方小頭

石神彦兵衛殿

郡方筆者

鎌田甚兵衛殿

御勘定方
御高御支配

萩原長左衛門殿

筆者伊十院

井尻仲左衛門

右同助市來

永山源右衛門

蒔見伊十院

宮原喜左衛門

蒔見市來

高崎武兵衛

竿江串小野
萩原善兵衛

竿江市來
永井幸兵衛

右之十八日爰許御差入ニ付、同廿二日御竿入相濟、同日七ツ半時分、首尾能山田之樣御轉郷有之候、尤外ニ御竿入御滯在中自記有之候事、

清水村　　雨添村　　高田村
寶光院 現住居　　向城寺 無住　　西山寺 現住居

野崎村　　小野村　　永田村
全勝寺 右同斷　　大福寺 無住　　極樂寺 右同斷

右同村　　宮村　　同郡同村
龍泉寺 右同斷　　大聖寺 無住　　清泉院 無住

神殿村
神殿寺 右同斷

右同

瑞朝寺

新納家ゟ地面繰替ニ而墓番之由寺書候事、

右廢寺被仰付御竿被召入、桒中作職新明地江被仰付候事、

二月二日

---

覺　　　　　　川邊

一、撞鐘一口

一、鐘樓一宇

右者爰許飯倉神社社內江御座候處、此節取除方被仰渡趣承知仕候、右ニ付、所中急變之節、時告用トメ地頭假屋江引直方仕度御座候間、無代銀又ハ輕目之代銀上納申請被仰付度、左樣御座候得ハ、急變之節ハ勿論、平日時告之機速ニ相立可申、吟味仕申候間、何卒奉願候通、御免被仰付被下度、此段御願申上候、以上、

巳二月朔日

廢寺方取調掛
橫目
桒波田仲兵衛印

右同
組頭
末弘五左衛門印

右同
噯
中條源太夫印

受持掛
御奉行添役御勤
上村休之進殿
右願候而も不宜候旨
御地頭所
御取次
鎌田宗之丞殿
御地頭樣達御聽に二月十六日直持を以差遣事、添狀末弘氏ゟ、

覺

川邊

高田村
西山寺

御用木
杉壹本
　但大宇都入
右者爰許廢寺本西山寺境內ニ御座候處、右地面ニ衆中借地被仰付候段承知仕、無屋敷候衆中居住仕度御座候得共、大宇都入ニ而、甚懸念ニ御座候故、居住難仕、尤地面ニ作職仕候而も、大木ニ而、近邊作職出來不申候ニ付、近比恐多奉存候得共、□御手形申請被仰付度、左樣御座候ハヽ、無屋敷衆中ニ居住爲仕候歟、又ハ作職仕候而も、辨利宜敷罷成可申、右旁々御取譯を以、何卒輕目之代銀上納申請被仰付被下度、此段御願申上候、以上、
　巳二月朔日
行司　堀內孝右衛門
廢寺方取調掛　横目　桑波田仲兵衛
右同　組頭　末弘五左衛門

右同曖
高良長門守

受持掛

御奉行添役御勤

上村休之進殿

右貳通之願書爰元差入候節直ニ差出置候事、

---

二月十一日

番頭幷同嫡子共百官又ハ關東百官之内を名ニ附候而茂不苦旨、寶永年鑑（間）被仰渡置候得共、以來番頭體重職役之面々ハ勿論、其以下迄も、關東百官者名々不用樣被仰付候條、當分名ニ附居候面々ハ、名替可被願候、

右之通被仰付候條、向々江不洩樣可致通達候、

正月備後

右之通被仰渡候間、關東百官名相付居候者有之候ハヽ、早速申出候樣、鄕內神職共江可申渡候、左候而鄕次ニ相廻し、留ゟ大宮司役所江返納可有之候、以上、

大宮司

役　所印

巳二月九日申之刻

善入ゟ山崎迄、

右請所

曖中役人中

右本人知覺ゟ申刻相達、卽山田へ次越也、

---

巳二月八日

寫

今般就御一新、神佛混淆不相成旨、御布告之通可相守儀勿論ニ付、兩部修驗道御廢之處、修驗宗滅ニも無之、神社ニ關係候輩奉仕之社、其儘被爲差置候得者、復飾神勤可致御旨趣厚奉戴し、無餘儀輩速ニ復飾神勤いたし、從前之御恩澤不致忘失、復飾修驗幷唯修驗之輩ニおゐても、彌以職掌を相勵、爲國家其分を盡し、自然勤王之情實貫徹仕、一派之規模相立候樣可相心得候事、

一、復飾修驗裝束之儀者、淨衣鈴繫、且袴も白張袴摺袴等取交着用いたし、其寺院號を以、苗字ニ用ひ、俗名相名乘可申候事、

但、府藩縣ニおゐて、寺院號苗字差支有之場所も、其院跡廢絕無之樣、往々二男且身寄之者を以、院跡取立舊襲之通可相勤候事、

一、神社ニ關係し、於復飾修驗而も、社家神主等ニ附屬し、當宮離末抔と相心得候者往々有之哉ニ相聞、不謂事ニ候、元來致復飾候迚、神祇官附屬被仰出候儀、更ニ無之、心得違致間敷候事、

一、唯修驗之輩ニおひても、聊異儀無之候間、猥ニ致復飾、彼是粗暴之擧動無之樣、可相心得候事、

一、寺內鎭守御廢止ニも無之、淸淨ニ守護可致候事、

一、星供荒神供鎭加持祈禱之儀も、施主心持次第ニ候得共、修驗之輩等勿論之處、近頃社人之輩彼是差障候趣不謂事ニ候、彌社人等より差障手强く申立候ハヽ、社人職掌ニ究候事件爲認、姓名調印取之、可差出候、其上朝廷に相窺、重而可及沙汰候事、

一、巫女職之儀者、從前之仕連筋を以相承候得者、是迄通と相心得可申候事、

一、當山修驗一派引導式之儀、是迄於國々、御宗旋區々候處、今般被仰出候次第有之候

間、諸國一派一定、妻子ニ至迄、御法式通、於其摸寄申合、一派引導御規則可相守候事、
右之通就御一洗御確定、申達候事、

三寶院宮

明治元戊
辰十月
御役所印

今般就御一新、御復古被仰出候厚御旨趣之大意を不奉辨、猥ニ粗暴之致擧動候輩不少趣相聞候條、不濟事ニ候、向後御觸達之表を堅相守、其職掌相勵、情實勉勵可有之事、
右之通被仰出候間、御末派一同不洩樣、可令觸知もの也、

辰十一月
北村伊賀守印
平井兵部卿印
山田民部卿印

諸國修驗頭職ヘ

右之通被仰出候ニ付、相達候、御觸書兎角相滯、行屆兼候趣ニ付、今度之儀別段差急キ、屹と無遲滯、月日刻付を以、急々順達、觸留より早々返上可有之候事、

辰十一月

妹尾主税印

吉村主殿印

田村阿波介印

薩州袈裟頭

般若院

右之通、從鹿兒島御殿被仰渡候間、神社ニ關係候山伏ハ御本文通相心得、致復飾、其屆可申出候、且唯修驗之儀ハ、猶又相劃御達之趣屹ト相守候樣可被相達候、以上、

巳正月

般若院

役所印

飯野村狗留孫山御祈禱幷修驗道行規之儀者、昨年中渡置候通、八月十二日ヲ星入峯之事候間、致登山度山伏ハ、七月中屆可申出候事、

巳正月

般若院

役所印

當山派

修驗中

廻狀

一錢八拾文　山伏壹人前
　醍醐御殿に例年上納銀
一錢六拾四文　山伏壹人前
　修驗道大峯山籠宿修甫料（補下同ジ）
　返銀用
　合錢百四拾四文
　　右三月十五日限

右者從三寶院宮樣、諸國當山派修驗壹人ニ付役銀三匁宛上納可仕旨被仰渡置候得共、內々ニ而相減、前條之通出銀、且又大峯山籠宿修甫料返銀用之儀も、去年之通申渡候、依之、山伏成御免之者も、出銀取集、人別帳相調、例年之通所曖文書を以、日銀無滯當院役所に上納可有之候、名替又ハ致病死候屆帳面外書ニ相立、別紙書付を以可申出候、間ニハ及滯納候所も有之、御用之支ニ相成候間、無延引樣可差出候、若（脫アランこ）及滯納ハ、筋へ可遂披露候、以上、

但、內分を以相減候間、自他國共ニ、三匁出銀と相唱候樣可申渡候、且又他鄕ゟ出入之山伏ㇳ、何方中宿或ㇳ何某家來等之譯、隱居等ニ付役銀御免之者も、表面外書ニ相記、壹人も不洩樣上納可有之候、

巳正月

般若院

役　所印

谷山ゟ日置迄

右諸所

噯衆中

役人衆中

當山派

惣職山伏中

主取山伏中

追而本文早々鄕次ニ相廻し、留候鄕より、當院役所ゟ返納可有之候、

三月十日

一、神領高何程有無之譯
　但何々神社
一、御祭米何程有無之譯
　但書同斷
一、神免地何程有無之譯
　但書同斷
右者別而急成御用ニ而、早々取調、一帳を以屆申出候樣可申渡旨、神社方ゟ被仰渡候事、
一、當年七拾歳以上罷成候者
一、鰥寡孤獨困窮之者
右貳ヶ條之者、不依貴賤、御用見合相成候ニ付、御當地ゟ來月十日限、諸鄕私領者同廿日限、七拾歳以上之者ゟ、夫々年輩古記屆申出候樣、向々江可申渡候、
　二月　　　　　　　　　知政所
別紙之通被仰渡候條、各被得其意、支配下幷諸鄕末寺中江茂不洩樣可申渡候、左候而、支配下幷末寺支配下之內江仰渡通、貳ヶ條之者ゟ、名前年輩等委細古記書付を

以申出候樣、御當地ゟ來ル八日限、諸鄕者來ル十八日限之內、支配頭幷本寺ゟ取揃、一緖ニ取束、右日限通無延引、當座江可差出、本文無滯時付を以相廻、留ゟり返納可有之候、以上、

巳三月三日未ノ刻印

神社方印

別紙貳通之通被仰渡候條、早々取調、御限日通ニ基き、來ル十八日ゟ內刻付、直持を以、無延引、銘々一帳を以屆可申出候、此旨廻文を以申渡間、鄕次ニ相廻、留ゟ返納可有之候、以上、

大宮司

役所印

巳三月六日申刻

川邊　外鄕略ス

曖中

三月十一日

藤崎健左衛門

右者諸郷之内、廢寺銅器類都而所計を以、御當地に持届、寺院取調方に可差出旨、追々廻勤之向ゟ申渡相成居候處、遠方旁ニ而、持届之儀難澁之段相聞得、然處右健左衛門計を以、所方にゟ一切不差構、持届被仰付度願之趣有之、其段相伺候處、申出被仰付候旨、御證人を以被仰度候ニ付、追々差越引合可致候間引渡候樣、可被取計、就而ゟ各出會品柄并現斤目掛占いたし、送狀に相記、左(右カ)健左衛門に品柄一緒ニ引渡、其上別段品數并斤目付等、同案を以、鑄物方御役々并見聞役之間に相宛無遲滯宿次を以可被申出、此旨申渡候條、請持掛にも右之趣申出可被取計候、以上、

寶早御當地に差送り候郷ニハ其段健左衛門に可被申達候、

郡　奉　行

巳三月八日

川邊ゟ吉利迄

噯中

役人中

共外

---

三月十二日

覺　　　　　　　　川　邊

一、磬子三ツ　　一、鈴子四ツ　　一、鐃壹ツ
一、五古貳ツ　　一、錫杖貳ツ　　一、鉢壹對
一、佛躰十九　　一、鰐口十貳　　一、佛具類
　合掛目五拾四斤

藤崎健左衛門

右ハ爰許廢寺之銅器類、右健左衛門願之趣有之、品柄斤目掛占之上、同人に可引渡
旨被仰渡、神社中へ籠居候佛具數幷廢寺之銅器類、都而掛占方仕候處、右之通御座
候、以上、

神社方掛

巳三月十二日　　晙　中條源太夫

御鑄物所

三月十二日

川邊神免地御祭星幷社家寺院七拾歳以上之者、

取調帳一冊

右ハ急成御用御見合ニ付、早々取調御届可申上旨、大宮司役所ゟ被仰渡、嗳源太夫名前を以、大宮司御役所に差上候事、尤留外ニ有之、略ス、

上野一音院

上野圓角院

役銀三匁

右者從三寶院御門跡様、當山派山伏、右之通役銀被仰付候間、上納方仕度御座候、尤右之外當山派山伏壹人茂無御座段、御存之前ニ而御座候間、此段被仰上被下度奉存候、以上、

上野一音院

巳三月十二日

御嗳衆中

右申出之通相違無御座候間、調方被仰付被下度奉存候、以上、

巳三月十二日

中條源太夫

曖

般若院

小先衆中

五月九日

一、何神社

祭神

一、神領高

一、祭米

一、祟建之由緒

一、御物御修甫所等之譯

外ニ氏子帳

但人別取調

一、御廟所并

御位牌如何程御鎭座

一、寺領高

一、御佛餉米

別紙貳通急成御用御見合相成候條、ケ條ニ基キ、急速取調、一帳ニ取仕立、時付を以早々可差出候、此旨時付を以申越候間、鄕次ニ相廻、留之鄕ゟ早々齋生へ返納可有候、以上、

巳五月七日申刻　　神社方

谷山ゟ日置迄、

大詰所

噯

役人

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

五月十三日

一、川邊神社取調帳　一冊
一、川邊神社氏子人別取調帳
右今日噯中條源太夫、組頭桑波田市郎連名ニ而、神社方ゟ時付を以差上候事、

五月十八日

口上覺　川邊

一、衆寮
一、禪堂
一、方丈

右ハ當寺自分修甫所ニ而御座候處、痛所有之、所々雨漏等手強罷成、修甫相加不申候而不叶時宜合御坐候付、右取除之御願申上、外數家之修甫召加申度奉存候間、近比恐多奉存候得共、何卒取除方御免被仰付被下度奉伏願候、以上、

寶福寺

巳五月十八日　太許（マヽ）

神社方掛

御曖衆中
御組頭衆中

右中書趣承屆申候間、取除方御免被仰付被下度奉存、此段申上候、以上、

巳五月十八日　組頭　桑波田市郎
曖　中條源太夫

御神社方御宿所

〔本能本興兩山歴譜〕

(明治)同曆三年午三月廿五日ヨリ、一夜兩日、初祖日存聖人四百五十遠忌相勤、近末登山、去年神佛混淆卅番神曼陀羅中兩神號御廢止、十六本寺ヨリ歎願雖及、聞濟無之、共歎願扣書月番箱可有、往見、

今年菊御紋所各宗共御廢止、去ル　巳年、薩隅日三州志摩津家領分下末寺各宗共廢寺廢佛、翌午歲、平戶本成寺廢地、是全當住不如法故ナリ、翌未年、役者惠昇院出役、其管轄所へ出願ニ及、社寺役人ノ云、朝廷寬濟上ナレハ、願ヒ不叶ト云、血淚歸京、其寺什寶高祖御消息、像師開祖御本尊持歸、三寶諸尊跡ヨリ登ル筈、今ハ三嶋開恭之御薰(動カ)功モ

泡沫ト成ル、恐縮無限、待時節再興致度者也、伏乞後哲有志之人ニ口傳給ヘ、
一、今(九年)年九月、鹿兒島縣下廢佛ノ處、諸人信仰任スヘキノ令布有之、各宗共同縣ヘ布敎ノ思ヒヲナス、

## 〔南浦文之和尙〕（森大狂著）

明治維新の初に當て、謂ゆる排佛毀釋は、天下の名山舊藍を打破して、尊重すへき史蹟を擧けて、之を無何有の鄕に奪ひ將ち去りき、是は世の史學に志ある士の浩歎して、措く能はざる所なりとす、

島津氏の領國たる日向薩摩大隅の三國の如きは、殊に太甚しきものありき、古來日薩隅は武事の國なりしと共に、佛法の國なりき、敎禪二門の大小伽藍は、封內各處に聳ちて、互に化を揚け衆を領し、其の佛敎の弘通せること、九州第一の稱あり、故に島津氏の武事を語る者は、必らす共に其の佛敎の盛なることを艶說したりき、此に一二の著しきものを云ふに、先つ密門にて、坊の津の一乘院、鹿兒島の最大乘院の如き、曹洞にて、鹿兒島の福昌寺、長島の長光寺、その他龍光寺、南林寺の如き、永平古佛の道を唱へ、淨土にて、文治年間の開創に係りて、三州淨土の本寺たりし淨光明寺、さては

不斷光院淨圓寺の如きあり、臨濟にては、第一に千光國師榮西を勸請開山としたる野田の感應寺を始めとし、志布志の大慈寺、鹿兒島の大龍寺、その他島陰寺、龍源寺、安國寺あり、之に對して親鸞、日蓮の二派も、また多く東西に法鼓を鳴らしたりき、然るに俄に維新の災厄に遇ひ、蕩地に打破せられて、遂に一夢と消え失せぬ、此の後報恩底を思ふ緇素ありて、之を再興したるものあるも、往時の十か一にも過きさるは、洵に惜むへきの極みならすや、

殊に我か南浦文之か開創に係る大龍寺の舊址の如きは、當時は街坊中に編入せられたりしか、後には、其の址に小學校を設立せられて、大龍小學校と號したりき、斯くて四十回の青黄を閲して、坂本彭之助の鹿兒島縣知事たりし時の事なりき、會ま大龍小學校に土木の事ありて、地を拓きけるに、端なくも一箇の禪僧大木像を得たり、梵相奇古にして觀る者をして覺えす襟を正さしむるものあり、故老あり、曰く、此は正しく大龍開山南浦文之大和尚の像にして、明治維新に至るまて、開山堂に安置せるものなりと、知事元と文藝に志ある士なりければ、大に喜ひて、有志と相謀りて、之を南宗寺に安置して、香華を供養することゝなりぬ、昔人曰く、黄金合鑄陳子昂、詞章の末技においてさへも、其の功績を頌して、黄金をもて、其の容を鑄成せむとす、況い

て世出世二法に渉りて千古不磨の大功德ある者にして、其の遺像も擁護せられす、四十年間泥土の間に陸沈す、此は謂ゆる功を論して戮を行ふものか、然かはあれと、彼も一時なり、再ひ世に顯出して、人をして瞻仰せしむることゝなりしはまた喜ふへきなり、

# 鹿兒島藩國學局藏板神習草の出版

日野巖氏報

鹿兒島藩では、明治二年十一月遂に廢佛を斷行した、尤も既にその以前に於て廢佛的令達はあつたが、明らさまに廢佛を命じたのはこの時である、その令文は、

御領內寺院被廢候條、御佛餉米祠堂銀迄も引取被仰付、諸佛の儀、悉く被廢候旨被仰達候條、此旨神社奉行へ申渡、向々へ可申渡候、

明治二年十一月　　知政所

この趣を國內に廣く徹底せしめ又、神道の智識を涵養するために、藩の國學局は神

道御用掛白男川濟之丞及び白男川民次郎に命じて一冊子を編纂せしめ、之を神習草と名づけて、翌三年三月刊行(各戸一部宛配布)した、美濃と半紙の間の型で總紙數十一葉、內容は、先づ本邦諸神の名稱、出生及びその功德を詳述し、更に『妖々シキ僧徒輩ガ僞妄ノ說ニ欺カレテ皇國自然ノ風』(原文の儘)を忘れたるを難じ、神道に歸依すべきを奬め、每朝神前に額き手を拍ちて、

此乃神床爾神籬立氏招奉里令坐奉里氏日爾異爾稱辭竟奉流某神乃御名大神乃御前乎謹美敬比家耳母身耳毛枉事有世受御功德乃隨爾惠給比幸比給比弖過犯須事能有乎婆見直志聞直志坐弖牟佑加爾令榮給幣止提美提美母白須

と神拜の辭を述べ、右畢つて祖先の靈に向つて、

遠都御祖乃御靈代々能祖等親族能御靈總弖此祭屋耳鎭祭留御靈等乃御前乎謹美敬比家爾母身爾毛枉事有世受夜乃守日乃守耳護幸閉守豆那比給比子孫益々爾令榮給比弖息內長久御祭善志久伏奉志米給閉登提美提美母白須

と申すやうに敎へてゐる、

尙、その表紙裏には太い枠で圍んである一文がある、その文は、

凡佛法といへるものは、愚人を諭すために作りたるものにて、千年前より皇國に

も渡り來れり、しかるに惡業をすれば、地獄と云に墮落するなと云聞せて、愚人を道引けるも、勸善の一端なりとて、弘め給ひしを、後世の愚はいかなと佛に欺かれても惡心を改むる事なく、遂に國家の害となりつれば、是を廢し給ふは、上古の善政に復したることとなり、

第十葉までが、本文で、十葉裏頁に明治三庚午三月の月日が記してある、更に十一葉には、

今般佛法御廢止に付、從來後生極樂抔之僞說を信じ、深く迷ひ居候ものを、御教諭の爲、此書御著述被爲在、梓に鏤ばめ頒行被仰付候、御藩内に於て、戶每に壹部宛奉拜納、朝夕拜讀して、神恩國恩の尊きを難有事を感戴し奉り、日々神に仕へ奉り、祖先を祭る時は、家運長久子孫繁榮の基なるべし、

とあり、その裏頁に、後付として、

鹿兒島藩國學局藏板

神道御用掛　鹿兒島　白男川濟之丞

白男川民次郞

製本調進所　大坂書肆　和屋九兵衞

宮殿神祭具一式
幷神器類調進所　同　秋田屋太右衞門

とある、以て、薩藩の對佛教政策の一端を窺ふに足るであらう、

明治維新神佛分離史料續編　卷上終

上田芳一郎
谷森淳子
鷲尾順敬
辻善之助
校

昭和三年六月二十五日印刷
昭和三年六月三十日發行

明治維新神佛分離史料續篇奥付

定價金貳拾四圓（全二卷）



編者　村上専精
　　　辻善之助
　　　鷲尾順敬

東京市下谷區上野櫻木町五十番地
發行者　株式會社東方書院
　　　右代表　三井晶史

東京市京橋區南水谷町七番地
印刷者　長尾文雄

發行所
東京市下谷區上野櫻木町五十番地
電話下谷四二五九番
振替東京六八六壹壹番
株式會社　東方書院

（日進舍印刷・眞貝製本）

同